

常磐国際紀要

Tokiwa International Studies Review

第 20 号

2016年 3 月

<寄稿>

時間は過ぎ去るものではない——国際学部創立20周年に寄せて——	 (国際学部初代学部長) 司馬 正次	1
国際学部創立20周年に寄せて	 (国際学部 国際協力学科一期生) 榊原 寿幸	5
国際学部創立20周年に寄せて	 (国際学部 国際ビジネス学科一期生) 望月伸太郎	7

<研究論文>

文人実業家・高橋義雄と『水戸學 ¹ 』 —三井の重役から数寄者へ—	 村山 元理	9
茨城県県北中小製造企業の事業国際化への取組み — “Born-again Global Company” の萌芽—	 菅田浩一郎	33
Sensitivity Analyses of Measurement Variations in Tender Offer Premiums to Interrelations between Offer Premiums and Stock Price Momentum	 Hiroyuki Bundo	73
国際機構の存在意義としての世界正義 (その2) —「生きる権利」と「人間らしく生きる権利」を保障するための国際社会の組織化—	 渡部 茂己	101
短期海外語学研修の効果 —先行研究と常磐大学の事例—	 大津 理香・佐竹 正夫	123
異文化コミュニケーション授業をアクティブな学びの場にする試み —授業履歴の計量テキスト分析の活用を中心として—	 北根 精美	147
建国初期中国の民族政策考 —マルクス主義者民族論の系譜から—	 木下 恵二	175

<研究ノート>

メキシコ系アメリカ人運動の多面性—ルイス・M・パルデスの農民劇団—	 丸山 悦子	193
1950年代後半の日米協会と日米交流の分化 (1955–1960年)	 飯森 明子	205
初期のTPP (環太平洋パートナーシップ協定) 論争を振り返って	 佐竹 正夫	221
農業生産法人の発展における財務マネジメントの状況	 田邊 正	233
バブル崩壊後における北関東3県の金融機関貸出金残高推移の分析	 文堂 弘之・船橋 信正	259
外国人学生が日本の大学で成功するための環境づくり —日本語教員の役割を考える—	 飯野 令子	281
「石井光次郎日記」にみる戦時下の新聞用紙統制	 佐藤 純子	291

<書評>

下河辺美知子著『グローバリゼーションと惑星的想像力——恐怖と癒しの修辞学』 (みすず書房、2015年3月)	 外山 健二	303
--	-------------	-----

常磐大学国際学部

寄 稿

時間は過ぎ去るものではない——国際学部創立 20 周年に寄せて——

日本－インド共同国家プロジェクト、
JICA CSM（包括的成長のための製造業経営幹部育成支援）プロジェクト、
チーフアドバイザー
司 馬 正 次
(国際学部初代学部長)

常磐大学国際学部開設より、20 年が過ぎようとしている。いま、私は、20 年という歳月の流れを述べた。しかし、時間は過ぎ去るものではない。心のうちに、からだのうちに積もりゆくもの。このことを、次の詩から学んだ。

砂時計の詩

一トンの砂が時を刻む砂時計が
あるそうです。
その砂が、音もなく巨大な容器に
積もってゆくさまを見ていると
時は過ぎ去るものではなく
心のうちに からだのうちに
積もりゆくもの
ということ、実感させられる
そうです。
時はすぎさるものではなく
心のうちに からだのうちに
つもりゆくもの。

『到知』2013 年 10 月号 58 ページ

“よい言葉がよい人生を創る”より

“時間は過ぎ去るものではなく、心のうちに からだのうちに 積もりゆくもの”。これは、私の心を変える魔法の言葉であった。

時間は、何もしなくても過ぎてゆく。過ぎ行くその一瞬に、自分のなかに何を積み上げていくのか、また積み上げていこうとする心をどうやって強く持ち続けるのか。

効果は、すぐには見えないかもしれない。しかし、一瞬、一瞬を積み上げていく努力が、1年、3年、5年、10年、20年の間には大きな違いとなる。それが、違う人生を創りだすことだ、と教えてくれた。

常磐大学国際学部を卒業した諸君、また教職員の皆さん、いまこそ、20年の歳月を過ぎ去ったものと考えず、自分の心のなかに、また体のうちに、何が積み上がったのかを、顧みるよい機会ではないだろうか。

話は変わる。2015年9月に、インドのジウムシェドプールというところへ行った。そこはインド有数の大財閥タタの聖地である。聖地には、聖地を語る物語がある。

タタ財閥の創始者J.N. タタが、インドの大地にある鉄鉱石で、インドのための鉄鋼を創り、インドのための産業を発展させようとして、タタスチール、タタモーターズを創業したところ。

そして、聖地は、歴史の物語を記憶に留めるだけではない。その地に過ごす人びとの心を変える。創業者が唱えた“インドのため”、という考え方は、私が訪ねたタタモーターズの中に連綿と現在も受け継がれていた。

いま私は、タタモーターズ・サプライヤー変革プロジェクトに取り組んでいる。そこでのセミナーは、インド国家斉唱から始まる。続いて全員、右手を上げ誓いの言葉。

“我々は、心を新たに学ぶことにより、インドの製造業のために貢献します”、と。インドの国のためという、タタ創業の精神が今に生きていることに、私は目を見張った。

時間とともに社会は変化する。また自分自身のおかれている立場も変わってゆく。その変化をチャンスとして生かすには、変化の中で、変えるべきところと、変わることもないところの峻別が必要だ。変わることもない部分がしっかりしていて、初めて柔軟に変わることができるからだ。タタのなかには、変わることもない部分がはっきりと生きており、だからこそ今大きく変わることができるのだ。

時は過ぎ去るものではなく

心のうちに からだのうちに

積もりゆくもの

いかに、一瞬ごとに積もりゆくもののなかに、一本筋の通ったものを創りだし、それを持ち続けるか。これこそが人生を生きることと、いま私は考えている。

教育も同じである。時代とともに変わるべきところは大きく変えねばならない。その努力を一瞬たりとも怠ってはならない。しかし、何のための教育か？

教育を受ける一人一人が、自分の仕事と人生の意味を見出し、それへの道を切り拓く力をつけること。それはいつの時代でも、どここの地域でも変わることはないゴールである。

心を変え未知に踏み出す勇氣、自分なりの変わらざる何かを創りだす忍耐、これらを変えることのない常磐大学の教育ゴールとして、関係者すべての心とからだの中に積み上げていってほしいものと、心から思っている。

寄稿

国際学部創立 20 周年に寄せて

MS ツアー&トラベル シェムリアップ事務所 所長代理

榊 原 寿 幸

(常磐大学国際学部国際協力量科一期生)

国際学部創立 20 周年とのこと、本当におめでとうございます。月日が経つのは早く、大学入学時からもう 20 年もたってしまったのかと思うと感慨深いです。

私が常磐大学に入学したのは 20 年も前の 1996 年 4 月でした。国際学部国際協力量科の一期生として、新しいキャンパスで、愛知県出身の私自身も初めての一人暮らしという新しい挑戦が始まりました。

大学での思い出として強く残っているのは、国際学部という名の通り、いろいろな形で海外に行くことができたことです。

1 年生の夏休みに、教授に連れられて中国の奥地へ納豆探しや返還前の香港へ行ったり、3 年生の時に授業の一環として、西アフリカのガーナの青年海外協力隊の活動視察、他にも個人的にアメリカへホームステイ、アジア放浪など、世界各国を回ることができました。通常のツアーのような旅行には一切参加せず、普段行けないようなところにも行くことが出来ました。また海外に出たことにより、勉強で、苦手だった英語が自然と話せるようになりました(意思疎通程度ですが…)。この時の経験が、今のカンボジア生活の基盤になっているような気がします。

また私が入学した 1996 年は、Windows95 が世に出始めて、コンピューターが一気に普及し始めた頃でした。常磐大学では、いち早く授業にも多く取り入れられ、またかなり自由にパソコンを使うことが出来ました。この時に習った事、自分でパソコンを使いこなして習得したことなど、海外にでた現在ではかなり役に立っています。

一期生ということで、1, 2 年生時はまだゼミなども始まっておらず、多くの先生方ともとても親しくなれたことも非常に有意義なことでした。

学外の活動としても縁と図書館が多い町水戸で、手話、ボーイスカウト活動、ユニセフ水戸の会の活動など地域に根差したものから海外のものまで多くのボランティア活動に携わることができま

した。

大学を卒業した後は、必ず海外に住もう・国際協力の最前線に行こうと決めておりましたので、2000 年に大学を卒業した後、1 年間は日本で働いてお金を貯め、2001 年からカンボジアに学校を贈る会（ASAC）の現地駐在スタッフとしてカンボジアの首都プノンペンに来ることが出来ました。今とは比べられないほど貧しかったカンボジア。3 年半ほどの観光地ではないカンボジアの奥地へ学校建設や識字教室のために行くことができ、貴重な経験が出来ました。この間、現地の大学院に一時期通ってさらにビジネスの勉強も英語でしました。

その後 2004 年終わりごろから、アンコールワット観光が有名なシェムリアップという町で、日系旅行会社（正確にはランドオペレーター）のスタッフとして働いております。メイン業務は日本からのお客様のツアー手配をしています。

近年はカンボジアの発展も著しく、プノンペンには巨大なイオンのモールもでき、他にもラーメン屋さんなど日系企業の進出も増え、とても便利になってきました。しかし日本と比べるとまだまだ不便な部分や、文化の違いなどで、日本から来たばかりのお客様が戸惑われることも多く、快適に旅行できるように日々苦情対応などを行っています。

また近年日本でも聞きなれるようになった訪日旅行の業務も少しずつ始まっており、カンボジア人は、日本へ行くのにビザが必要なため、大使館への申請書類サポートなども仕事の一つです。

個人的なことですが、2006 年に現地の女性と結婚して、最近は家も建てました。小学生になった息子の子育てにも四苦八苦しながらも楽しく生活しています。

これからも、このカンボジア生活を通して、地域経済のため、そして日本とカンボジア間の国際支援を続けていければと思っています。

私たちが在学していたころは、国際協力が社会の大きなテーマとなっており、常磐大学は初めての国際協力学科を創設した、いわば時代の最先端の大学でした。20 年たった今は、それに加えて外国人が日本へ旅行する時代になっており、日本にいても外国人とのコミュニケーションが必要となってきました。国際学部は、これからも世界と繋がる重要な学びの場であり、グローバルに活躍する人材を今後とも育み、輩出する大学であってほしいと願っております。

寄稿

国際学部創立20周年に寄せて

長野計器株式会社 営業本部グローバル戦略部 課長

望月 伸太郎

（国際学部国際ビジネス学科一期生）

この度、貴学の国際学部におかれましては、創立20周年の慶事を迎えられるとのこと、心よりお祝い申し上げます。また、長きに渡り多くの人材を輩出してこられたことは、関係された方々の並々ならぬご努力の賜物と思い、ここに敬意を表する次第であります。

国際学部に第一期生として入学した当時を顧みますと、同学部の先輩がいないキャンパスで「頼るところは先生方」とばかりに質問攻めもしばしば。忙しい職務の傍ら、右も左も分からない学生達に毎回丁寧なアドバイスをくださった先生方には、今も感謝の念が尽きません。在学中のゼミでは、恩師、久保田政純先生（当時国際学部国際ビジネス学科教授）の「経営財務」を専攻し、英文での財務諸表理解や企業経営におけるキャッシュフローの大切さなど多くのことを学びました。卒業後、東京に本社を置く精密機器メーカーにセールスエンジニアとして就職したわけですが、経営の真髄が鑲められた久保田先生の教えは今もハンドブックのように私を導いてくれています。

国内営業を十数年経験した私は、昨年よりドイツ（ザクセン州ドレスデン）で駐在任務にあたっています。日本とは気候や食文化が異なる慣れない環境ですが、家族に支えられながら大変やりがいのある、充実した日々を送ることができています。

異国の方とビジネスで接する場合、文化や習慣、言葉や考え方の違いは無視できないもので、やはり相応の適応力が求められます。しかし実際に仕事を進めてゆけばゆくほど「本質は同じ」ということに改めて気づかされ、その度に自信を深めているのもまた事実です。どのような状況下に在ってもやるべきことは「相手（仲間も含め）の心をいかに動かし、自分の目的に導くか」の追求であり、半年程たった今も私が異国の地でやっていることは、国内営業時代に実践してきたことと殆ど変わりません。事前の調査や準備を入念に行い、構想を推敲し、最終的に理屈の通った提案が出来れば、必ずビジネスは動く信じ業務にあたっています。言葉は二の次とまでは言い

ませんが、「心を込めて作り上げたシナリオを異なる言語を用いて表現する」ということが、国際ビジネスの醍醐味の一つではないでしょうか。

社会情勢について少しお話しますと、各種メディアが取り上げている通り、今欧州は「難民問題」の渦中にいます。私の住む家の近くにも受け入れ施設が点在し、公衆無線が利用可能な場所では連絡を取り合う中東の方々を連日多く目にします。市の中心部では、受け入れ賛成・反対それぞれの大きなデモがあり、子どもが通う学校からはその都度注意喚起があります。報道では知り得なかった独特の雰囲気にも晒されていることもあり、自分の中でまた一つ何かが変わってゆく感覚と向き合う毎日です。まだまだ井の中の蛙ですが、歴史の傍観者に甘んずることなく、当事者として証言出来るよう精進し、出来る限り多くのことを学んで帰りたいと思っています。

結びに、20 年という長い月日の中で、多くの学生が夢を抱き、学んでいったキャンパスには、輝かしい歴史とその精神が刻まれています。国際学部卒業生の一人として、貴学の更なるご発展を祈念し、国際学部創立 20 周年のお祝いの言葉とさせていただきます。

研究論文

文人実業家・高橋義雄と『水戸學¹』

－三井の重役から数寄者へ－

村 山 元 理

Yoshio Takahashi and “Mitogaku” : From an executive of Mitsui to a tea master

Abstract

This article aims at examining the life history of Yoshio Takahashi (1861 – 1937) as both a businessman and a literary person. After reviewing the previous literature on Takahashi, three themes will be explored. First, although Takahashi was a man of letters, he wrote about the business promotion and business history of Meiji Japan and consequently this will be delved into. From his writing of business promotion in the early period, we can detect his patriotism based on Mito mentality and reverence of the emperor. Second, his business career from the perspective of business history will be analyzed. Finally, the main focus of this article is to investigate his contribution to Mitogaku which were the academic traditions that arose in the Mito Domain.

Takahashi was born into the lower clansmen of the Mito Domain. In the Meiji Era, he graduated from Keiogijuku and advocated promotion of business activities under the influence of Yukichi Fukuzawa. He was on the executive board of Mitsui after returning from abroad. He was the first college graduate to enter Mitsui Bank. Hikojiro Nakamigawa, well known for modernizing Mitsui, entered the Mitsui Bank just eight months later. Takahashi served Mitsui for twenty years on the executive board. In addition, he worked in various companies such as Mitsui Bank, Mitsukoshi Gofukuten (later the Mitsukoshi Department Store), Mitsui Mining Co. and Oji Paper Co.. After retiring at the age of fifty one from Mitsui, he became famous as a tea master and wrote widely on tea utensils and tea ceremonies.

He also composed the short work known as “Mitogaku.” His understanding of Mitogaku stems from the academic tradition started by Giko or Mitsukuni Tokugawa. Giko began compiling Dainihonshi (The Great History of Japan). Reverence for the Emperor was the main aspect of the academic tradition explained in Mitogaku. The first period of Mitogaku focused on the emphasis on reverence for the Emperor while the second period of Mitogaku added expulsion of foreigners. Takahashi assisted in the compilation of Dainihonshi (The Great History of Japan) which was

completed in 1906. Copies of “Mitogaku” (1916) were presented to influential people in the political and business world as well as to the emperor and the crown prince. The author clarifies Takahashi’s dedication to Mitogaku, which has been ignored by the previous scholars.

課題の設定

三井財閥の歴史は経営史学の格好の研究対象であり、『三井事業史』のような大部の社史も備わっている。本稿で取り上げる高橋義雄〔1861–1937〕は、三井の近代化において、三井の重役として 20 年ほども在籍したトップ経営層の一人であった²。高橋は明治 44 (1911) 年に実業界から 51 歳で早くも引退した。その後は、むしろ箒庵の雅号で茶人(数寄者³)として名を馳せた。高橋は『大正名器鑑』という大部の著作を残すなど茶道文化史の発展に多大な貢献を果たしたことで有名である。このように企業家というよりも、文筆家であり文化人としても大きな役割を果たしたことに高橋の特異な側面があり、魅力の尽きない人物と言えよう。そのような文化人となった高橋については、中川清による「文人実業家高橋義雄の生涯」(1996) という 90 ページにも及ぶ大部の評伝的研究がある。本稿において「中川論文」として重要な典拠として引用し、「文人実業家」としての高橋の一側面を明らかにする。

茶人高橋の伝記的な生涯については熊倉功夫の著書(1997)があるが、これは小説風な記述である。茶人高橋については、高橋が主催した名高い茶会を中心に松田延夫もその著書(2002)の「第 1 章 箒庵・高橋義雄」で取り上げている。齋藤康彦は多くの茶会記録を利用して政界・官界・財界のネットワークの析出に成功し、ネットワークの視座から著書(2012)を出している。その著書の「第 4 章 キーパーソン高橋義雄の世界」は既存の論文の採録ではなく、新たに書き下ろされたもので、高橋の日記である『萬象録』を利用した緻密な人間関係のデータ分析である。その他、文化論、演劇史、意匠、芸術史の視点からも、高橋は最近では研究されている。著作が多いだけに、研究者にとっては興味の尽きない人物である⁴。

高橋は、慶応義塾からの学卒第一号として、井上馨の紹介で最年少の重役待遇で三井入りした。採用後の最初の仕事は三井銀行の資産調査や三井家の家憲制定の調査であった。だが高橋のすぐ後に三井入りした中上川彦次郎の三井改革こそは経営史上における有名な出来事となっており、社史的には三井「中興の祖」と呼ばれている。その背後で、高橋の存在は必ずしも明確ではない。三井に 20 年も在籍できたのはなぜか。その理由はすでに中川論文において、三井財閥での重役業としての貢献として描かれている。本稿では中川論文に依拠しながら、高橋の実業家としての貢献について要約しながら、経営史的な位置づけを第 2 章 1–3 節で明らかにする。これが第一の課題である。

また高橋は、数多くの茶道文化史に関わる大量の著作を残しながらも、経営史的に見ても貴重な

著作を数多く残している。文人たる高橋の前期の著作は、商業振興の面で重要な貢献がある。また晩年の著作は、同時代の経営史の歴史的記録として重要である。そのような論点は中川論文では必ずしも明確に表現されていない。明治期の商業振興の啓蒙者としての役割と経営史の証言者としての高橋の功績を明らかにする。これが第二の課題であり、第1章・第2章4-5節で明らかにする。

さらに、既存研究では十分に指摘されていなかった点は、高橋が『水戸學』の著作を残していることである。高橋は水戸藩の貧しい下級武士の出自であり、晩年に『水戸學』の小論を独学で残した。この文化史的な功績はほとんど忘却されており、水戸学研究者からも等閑視されている⁵。第3章では、第三の課題としてその著書の意義についても明らかにしたい。

高橋の著書には水戸の歴史にも関わる証言も残されており、郷土史的にもその意義は大きい。本稿は、筆者が奉職する水戸という地域の郷土史の一断面にも貢献するはずである。

第1章 商業立国の啓蒙者

高橋の文筆家としての側面は慶応卒後の時事新報記者時代に早くも開花し、中川論文によれば前期著述活動の時期区分をしている。熊倉(1997)は『拝金宗』(明治19年)が評判となって翌年には続編が出されたこと、日本は資本を増加させて、金持ちが尊敬されねばならないことが説かれたこと、高橋が実業界を志向した理由が本書に書かれていると解説している⁶。

高橋は時事新報の記者時代には『拝金宗』(明治19年)や『日本商業教育論』(明治20年)など商業振興に関する著作を残し、アメリカ・イギリスに洋行した。帰国後には商業立国を目指した『商政一新』(明治23年)を世に問う。同書で高橋は出世する大きな糸口を掴むことになった。同書の内容については既存の研究者は十分にふれていない。この著作は、当時大きな反響を及ぼしたらしく、井上馨や山縣有朋との交友や三井入りする契機も、この著作に書かれた新知識がもたらしもので、同書にもとづいた講演を三井の関係者の前で行い、それが採用試験に相当した⁷。日本銀行への入行の誘いもあったが、彼は断った。この著書の目次は以下の通りである。

- 第一章 商業立国の事
- 第二章 商業仕組の事
- 第三章 外国貿易の事
- 第四章 工芸奨励の事
- 第五章 貿易中心の事

『商政一新』については、中川は貿易振興が説かれていたとするが、本文に基づき、その一部の内容について更に詳しく述べたい。

欧米列強と対して、明治初期、日本の国家的課題は、富国強兵や殖産興業であった。とりわけ民間ビジネスセクターは未だ十分に発展しておらず、対外的には条約改正の外交努力も実っていない。海外の経済事情や富国の源泉となるビジネス成功の仕組みの移植が日本で求められているのは言うまでもない。

『商政一新』の第一章は「商業立国の事」であり、経済的独立が第一に優先されるべき国家の独立の道であることが説かれている。

高橋は、文明各国の地位は、軍事力や学問の発達よりも商業富国にあることを力説した。この考え方は、渋沢栄一や福澤諭吉らによって既に十分説かれていたことであった。高橋自身は特に福澤からは直接的な薫陶を受けながらも、自らの思索と言葉で、商業立国論を第一に説いた⁸。

商業によって国際関係の利害が生まれる。ビジネス取引は国と国を結び、戦争を絶つとまでいう。万国平和は、万国公法、同宗信仰よりも商業立国によるとする。

「文明国の利害は利益である」と高橋は述べるが、経済上の利益や利害こそが各国の富の源泉であることは、現在にも続く概念である。経済的な地位がその国の地位に比例する。日本の国柄として、武事、文事、美術が尊ばれてきたが、殖産との関係を離れないよう、美術も商売的になることが望ましい高橋は述べる。そして政治は商工業の発達を妨害しないように規制せず、民間ビジネスの自由な活動に任せるべきであるとする。

条約改正に関しても、外交的に日本の地位が低いのは、経済上の地位が低いためであり、外交努力の不足にあるのではないとする。海外での日本のニュースは、政治のことではなく、日本の経済的なニュースであると、記者らしい眼を高橋は向けている。

日本には輸出できる貿易品があり、海外の学芸を学んで自己のものとしてできる能力が日本人には備わっているので、日本は必ず商業立国できる可能性があることを高橋は述べている。

商業立国に向けて、当時の日本に欠けていたのはビジネス倫理である。すなわち国際貿易において、日本の貿易商は、対外的な信用に欠けており、貿易不振に陥っていると。さらに永続的なビジネスの体制が整備されていない、人材がいない。これが当時の日本のビジネスの現況であった。

日本が欠けていることを6点次のように挙げている。

1. 商業家の知識品格劣等なり
2. 文明商売の組織不整なり
3. 商売信用の重きを知らず
4. 海外貿易に適した人少なし
5. 目前の利を貪りて、永遠を思わず
6. 商売に変則を逐うて、確実を旨とせず

イギリスの有名な貿易商が、日本人はドイツ商人の最も卑劣な者と類似して、他国製品の模

倣や、粗製濫造があると書簡に書いていることを高橋は紹介する。その場限りのビジネスが多く、全体として考えること、組合として全体の運動をまとめることが大切だとする。

高橋らしい視点として、「第四章 工芸奨励の事」がある。高橋は実は、美術品の鑑識眼を英国滞在中に日本びいきの貿易商に依頼される中で培った。

第四章では、日本の美術品や工芸品が明治初期に大量に二束三文で海外に流出した時期があったことが紹介されている。これは 1867 年のパリ万国博覧会に日本の美術品が陳列されたことが契機となって、あるユダヤ商人は日本にバイヤーとして訪れ、古陶器や古美術品などを買ったたいたのであった。このような嘆かわしきことが当時の日本ではあった。その後、日本の工芸品が高く評価されている状況から、重要な輸出品として我が国において、その価値を認識しなおすことが説かれている。

西洋人にはわからない、日本の風流心のことが言及されており、日本は西洋諸国には負けない誇り高き文化伝統があると述べている。西洋と東洋を比較した芸術論が延々と説かれていることに読者は驚いたであろう。

「第五章 貿易中心の事」では、ベルギーという小国が貿易立国している状況が紹介されている。自国で生産高が少なくとしても、貿易の拠点となることで莫大な利益がもたらされている。日本は東洋一の貿易国になるべきであると高橋は述べる。

イギリスの港、英米間の海底電信、スエズ運河がとん挫していることなどに触れた。最後は横浜や東京に巨大な船舶の停泊できる港が必要であることを説く。

その他、本書では「商館取引の仕組、商品運送の方法、銀行と商家との関係、番頭小僧使用の呼称、会社の組立、株金の募集、物品仲買競売の手順、製造家と労役者との折合」などが記述されている。いわば近代的なビジネス組織の有り方を説き提言もしている。その考え方は、三井入社後にももちろん生かされた。本書は福沢思想に影響された若者が洋行体験で得た最新のビジネス知識をわかりやすく鮮明に伝えたという意味で、ビジネス啓蒙の上で大きな役割を果たしたと評価できるだろう。ただ外国の垂流になるのではなく、日本らしい経済的自立や日本文化に対する誇りもあり、そこには水戸出身者らしい祖国愛があった。

第 2 章 三井の経営トップ層としての奉仕

2-1. 三井銀行の改革

三井の近代化は中上川彦次郎による三井銀行の不良債権の一掃と工業化の進展によって後に大財閥となる基礎が固められたことが著名である。

高橋は、中上川が三井入りする八か月前の明治 24 年 1 月 1 日に、井上馨の紹介で学卒者として初めて三井入りをした。

中上川の三井入り後、続々と慶応卒－時事新報出身の有能な人材が三井入りし、そこから未来の社長や経営層が誕生する。経営史学会会長の橘川武郎氏はこのルートを、経営者輩出の黄金ロードとも語っている。

中上川の前にすでに三井入りをして、三井銀行の資産や負債の調査や三井家の家憲問題を任されていた高橋は、31歳という若さで重役待遇として三井入りした⁹。そして1か月半で、三井銀行の不良債権問題の仕組みが分かったとする。

同年4月には不良債権が多いことが報道されてしまい、京都支店で取り付け騒ぎが起きた。新聞界に詳しい高橋はその対応に善処し、これが最初の大きな貢献となる。7月には自ら提案した滞貨整理係という新設部署の次長となった。ここで貸し金の抵当となった美術品の売却の仕事があり、これは茶道具研究家となった高橋の鑑識眼を育てることになった。

8月には中上川が入り、中上川は高橋の上司となって、三井の改革の総責任者的な地位に就く。中上川は高橋が時事新報の記者時代もその上司であり、二人の関係は密接なものであった。高橋が実際に三井銀行の内情を中上川にレクチャーしたのであった。その後、中上川による大胆な不良債権回収が断行された。すなわち政治家などとの不明朗の貸金の回収が実行されてゆく。高橋は、トップとなって改革する中上川の先触れとして、三井銀行の改革に着手したことになる。このように中上川がすべて一人で始めたわけではなく、すでに三井銀行の改革は高橋によってある程度先の鞭がつけられ始めていた。この高橋のささやかな功績については粕谷の研究では触れられていない¹⁰。

明治26年に高橋は、中上川の要請で三井銀行大阪支店の支配人として転任する。同年9月には入行して間もない小林一三も、大阪支店に転任して、高橋の部下となった¹¹。高橋の仕事ぶりは、大阪財界の状況報告を東京の中上川に文章にして報告することで、預金増加には無頓着であったという。明治27年には女子行員の採用を実施し、これは本邦でも最初期の女性の雇用であった。女性は紙幣勘定が男性よりも得意であった。女性の人材活用に関しては、アメリカの百貨店ワナメーカーでの見聞が役立った。

2－2. 三井呉服店の改革

明治28年には、新改革が得意との評判から東京に戻され、三井呉服店理事に転任する。高橋は意欲をもって旧態依然たる小売業の近代化に本邦でも最初に取り組むことになる。その大きなものは以下のようなものである¹²。

I. 販売方法の改革

1. 陳列販売方式の採用。明治29年本店西側に新館を建設。
2. 呉服專業への復帰

II. 管理部門・雇用の改革

1. 洋式帳簿の採用
2. 学卒者の採用、住込み人の廃止、通勤制
3. 給料制の採用、年季奉公の廃止
4. 店内各種規制の確立と遵守
5. バイヤーの設置、仲買人の廃止。

Ⅲ. 宣伝活動の改革

1. 意匠部の創設(明治28年)
2. 企業広報誌『花衣』(明治32年1月)。『夏衣』など。『時好』(明治36年～41年)。
3. 元禄模様の流行の創出(日露戦後～明治40年)
4. 装飾自動車(明治38年) デパートメントストア宣言。
5. 流行研究会(明治38年)

明治31年に三井呉服店に入り、翌年に支配人となった日比翁助のほうが、百貨店のパイオニアとして著名である。しかし高橋がすでに小売業の改革を始めており、日比を抜擢し、海外の百貨店を視察させて、その経営の任に当たさせたのは高橋であった。その改革の端緒が開かれるなかで、日比の本格的な改革に継承された。三井呉服店は、明治37年には株式会社三越百貨店として新しく発足するが、日比が常務取締役、高橋は取締役となった。

明治38年のデパートメントストア宣言の前に高橋・日比による百貨店化への道を歩み始めたことは、末田の本格的な百貨店研究によっても確認されている¹³。

2-3. 三井鉱山、王子製紙

高橋は、三井呉服店理事を兼務したまま、明治31年三井鉱山理事に任命された。明治38年には三越を辞任し、三井鉱山理事が本務となる。団琢磨を支えて、鉱山の事務にあたり、しばしば三池築港事業のために、九州にも出張した¹⁴。

明治42年三井の組織改正で三井合名が発足し、高橋は王子製紙の専務に転任する。明治44年に藤原銀次郎が新たな社長として抜擢され、高橋ら役員全ては辞任した。経営難から役員の対立も起きる中で、高橋は王子製紙の実質的な新社長に座ったわけだが、最後は責任をとる形での辞任となった。すでに実業界から引退覚悟であった高橋は、藤原にバトンタッチしてから、三井を退職した。

サラリーマン経営者、専門経営者として三井で21年間つとめあげ、51歳の年に第二の人生を歩み始める。

2-4. 文人実業家一武士の子

高橋は創業経営者でもベンチャーの起業家でもなく、専門経営者としての道を日本でも最初期に歩んだ人である。現代的に言えばサラリーマン的な経営者である。三井家という大株主が支配する

企業体の専門経営者に最年少で抜擢された。

現代の大会社の役員のように内部昇進して経営者になったわけではない。初めから経営者として、重役として迎えられた人であった。新聞記者や洋行体験後に彼は三井入りした。その際、文筆に基づく理性的な判断が出来て、近代的なビジネスを知悉していたこと、そして武士階級出で、学卒であり、経営者としての品格を備えていたことも有利に働いただろう。とりわけ『商政一新』という近代ビジネスの処方を描いた著作が井上馨らに認められ、その紹介があって、豊かさを実現する商業立国を目的に、望んで実業界に身を投じたのであった。

高橋は幼年期には漢学塾に通い、自強舎で学び、水戸の学問を愛好する伝統の中で、武士としての漢学の素養を受けた。しかし水戸中学に在学中に、茨城県師範学校長で福澤の心酔者であった松木直己からの感化を受けた。福沢諭吉が新聞発行を計画する中で、松木は文筆力のある若者の推薦を求められ、高橋を含めた4名の若者が慶応に送られる事となった¹⁵。卒業前の水戸中学を退学した高橋は、水戸を離れて東京に出たのである。慶応義塾の奨学生となって福沢宅から慶応に通った。10ヵ月余りで慶応を卒業するや、時事新報に入社した。福沢諭吉は社説を書くことの出来る高橋の文筆力をもっとも高く評価した¹⁶。

文筆を愛するだけでなく、茶の湯や、芸術品、音楽、踊りなど日本の文化全体に対する興味という多趣味な側面が高橋にはあり、その世界で彼は次の人生を歩み、実際に実りある文化人としてより著名になっていく。

だが、実業界との人間関係は切れるものではない。引退後も、財界世話役的に合併や会社設立への投資依頼、寄付の依頼などはずっとあった。

実業界引退後は、忙しく文筆業に励み、自らの出版社も立ち上げた。高橋は実業家であった時も、本質的には文筆家であったのである。その性質が、銀行時代や呉服店時代にも存分に発揮されている。

文筆に優れた人を文人とすれば、三井時代の高橋は、文人実業家と云えよう。中川は文人実業家という呼称をその論文で使っているが、その定義はしていない。本稿では、文人実業家を、上記のように「文人的側面の強い実業家」と定義する。高橋の他にも、小林一三や武藤山治なども多くの著作を残しており、文人実業家の側面もある。ただ実業家でありながら、芸術・文化への造詣に関して高橋ほど秀でた人はいないであろう。その意味で、高橋は真の意味での文人実業家ないし文人経営者であった。

実業界を引退後は、茶会や出版などの文化的事業をなりわいとして暮らした。そうした仕事によって生計を立てられるとすれば、それは文化的事業家とも呼べるだろう。実業家と事業家を同等にとらえれば、実業界引退後も高橋は文化的事業家であったと言える。

歌舞・音曲が盛んではなかった幕末維新期の水戸で育ちながら、高橋が芸術方面に開眼したのは、洋行してからのことであった。

三井の経営者としての高橋は、堅実に仕事をこなすタイプの真面目な実務家であり、封建的な商習慣や旧来の思考体系を打破することに成功した。まさに福沢精神の実践者であった。近代的な組織を構築する上で、三井の近代化に無くてはならない人であったといえる。士魂商才を実践した高橋はしかし、近代的な経営者である前に、水戸で育った江戸期以来の漢学の素養を受けた武士の子であった。

父からの訓言で金銭的に心にいやしいことを為さずに来たのは、士魂の表れであった¹⁷。高橋の実業家としての道徳観は水戸における尊王の気風や漢学的素養から養われた。

2-5. 経営史の証言者

高橋の残した経営史関連の著述は、資料の宝庫とでも呼ぶべきものがある。ここでそれを詳しく述べることは出来ないが、以下のことだけは触れたい。

自らが実業界を志望した動機、三井時代の出来事、さらに明治時代の実業家を論じた『実業懺悔』(1915)などは特に、実業界に新聞記者である慶応系の学卒者が入り始める嚆矢の史実としてだけでなく、明治期の実業界に関する優れた時代的回顧である。

中上川の業績についても同世代の人間として唯一詳しくその業績を筆で残した。すなわち三井文庫に保存されている「三井中興事情」(追二一一四)であり、『三井事業史』に引用されている原本である¹⁸。

三井のトップ経営者であっただけに、高橋の実業界における地位から、その交流の幅はかなり広がった。とはいえまだまだ経済規模が小さかった当時の日本において、東京の実業家たちは相互に密接に交流していた。高橋は東京だけでなく、その経歴から大阪や九州の財界人とも深く交流した。ここで、高橋が明治期の実業家を戦国時代の武将にたとえたものがある¹⁹。当時の実業家の人物像を高橋が生き生きと描写しており、大変興味深いものである。ここにあえて紹介したい。

六雄

上杉謙信	澁澤榮一	武田信玄	大倉喜八郎
毛利元就	安川敬一郎	北條早雲	安田善次郎
織田信長	岩崎彌太郎	豊臣秀吉	藤田傳三郎

八将

蒲生氏郷	中上川彦次郎	佐々成政	松本重太郎
小早川隆景	益田孝	加藤清正	森村市左衛門
加藤嘉明	近藤廉平	黒田如水	川田子一郎
前田利家	古河市兵衛	伊達政宗	浅野総一郎

彼等の人物像や言行については『実業懺悔』（1915）について既に詳しく述べられていた。経営史の証言者としても高橋の文筆力には大きな功績があったと言ってよい。

第3章 高橋の『水戸學』とは

3-1. 『大日本史』編集と水戸学

江戸時代の水戸藩で『大日本史』の編纂事業から成立した学風が水戸学と呼称される²⁰。地域の名称に「学」が付くことは全国的に見ても珍しいとされる。水戸の学問が新奇なものとして注目されたのは、幕末の天保期であり、水府の学とか天保の学とも呼ばれた。

尾藤正英は水戸学とは「水戸藩後期に発展した独自の学風、だいたい寛政の頃の藤田幽谷、幽谷の子の東湖、幽谷の門人の会澤正志斎、そしてその影響を受けた第九代の藩主徳川斉昭らを中心にだいたい十九世紀の前半に発展したもの」と述べている。

岩波書店の『日本思想体系 53 水戸学』（1973 年）は、尾藤正英や瀬谷義彦らが校注者であり、そこには藤田親子や会澤らの著書が収められている。水戸学とは、すぐれて水戸藩後期に展開した独自の学風が意味されている²¹。

戦前の教育指導者である菊池謙二郎は、「水戸学といふ語は二様の意義に解せらるるが如し。一は威公以来水戸藩に伝来し開展したる学風全般を指し、一は弘道館記に叙述せられたる教育信条を謂ふ。余の見る所を以てすれば、前説は取るべからず。水戸学といへば必ず後者なるべきを疑はず」と更に、限定して水戸学を定義した。

そもそも水戸の学風が培われた契機は光圀による修史事業が 1657 年（明暦 2 年）に開始されたことによる。当初は京都や江戸などから優秀な学者が集められ、停滞期もあるなか、江戸時代後期に再開され、後に『大日本史』と呼ばれる歴史書の編纂事業が継続されることになった。

明治期には水戸藩から水戸家の事業となった『大日本史』編纂は栗田寛（追注 1）に託され、志・表の大半が栗田によって編纂された²²。ところが 1899（明治 32）年 1 月に栗田は 65 歳で亡くなってしまった。栗田の養子である栗田勤（いそし）が編集の中心にあたった²³。その後、編纂事業は停滞したようで、高橋の一番町の邸宅で『大日本史』編纂の評議会が 1903（明治 36）年 2 月 2 日に開催された²⁴。この会合には水戸徳川家の家令の手塚任、家扶の古川哲、福原脩、香川敬三伯爵、石川幹明、佐藤奉、川崎八右衛門らが集まった。そして栗田勤を監督として、編集経費を増やし、3 年半で完成することが決定されたという。このような高橋らの背後での支援があり、予定通り『大日本史』の紀・伝・志・表 397 巻、目録 5 巻、計 402 巻は 1906 年（明治 39 年）12 月に完成した²⁵。『大日本史』は明治天皇と皇后陛下に献納された。時の宮内大臣は田中光顕伯爵²⁶であった。

しかし編纂にあたった学者の思想は変遷しており、一貫した思想的な統一性があったわけではな

いと専門家の尾藤は断定している。

瀬谷義彦によれば、光圀によって指導されていた前期の水戸学、その後の停滞期、そして後期の水戸学として便宜的に分けている。

『水戸市史』の論調では、後期に形成された水戸の学風こそが水戸学そのものであるとの見方がうかがえる²⁷。このような最近の論調からは高橋が著述した『水戸學』は、光圀を中心的に取り上げた『水戸學』であり、後期水戸学の思想が意図的に欠落しているという疑念が持たれるであろう。本稿では、水戸学に関する定義論争には関わらず、光圀以来の修史事業から生まれた学風という意味で、水戸学をとらえたい。

水戸学は昭和初期には所謂軍国主義を支える思想として、幕末以来、再度注目されるようになったが、そのような背後に隠れて、高橋の『水戸學』は忘却されていった。さらに軍国主義を支えた水戸学は戦後期に嫌悪されてしまった²⁸。

とはいえ、そのシンプルな高橋の『水戸學』は、ある程度の影響を彼の周囲の著名な財界人などに与えたことが分かる。高橋の小著たる『水戸學』執筆の背景、準備期、その内容、影響について以下論じていくことにする。

3-2. 『水戸學』執筆の背景

高橋義雄によれば、義公(光圀)以来の尊王思想が水戸学の根本義にあり、勤王の精神は歴代の藩主に伝えられ、最後の将軍であり、水戸徳川家から出た慶喜が大政奉還をした時点で結末を迎えたとされる。

尊王の思想に、さらに後に会澤・藤田らの攘夷思想が時宜的に差し迫った政治思想として加わったというように、極めてシンプルに前期と後期の在りかたを捉えているのが特色である。

高橋義雄は水戸藩士高橋常男の四男として水戸下市三の町に育った。隣の柵町には義公胞衣塚があり、その由来について子供の頃から教えられ、自然と光圀への敬愛の念を育んだ。そして光圀の隠居所の西山荘や墳墓のある瑞竜山で梅里先生の碑などに親しんでいた。義公敬愛の念は、現在の水戸市における根源的事実であるが、そうした精神的伝統は幕末期の水戸にもあったわけである。

高橋の『水戸學』執筆は義公伝を現すことが目的であった。その自序には「義公の行履を討究し、その理想を推原して之を論述する者なきが如し」、そして大正4年に即位の大典が盛大に行われるのを見ても、尊王の念の強い義公がこの大典を知ったなら、どれほど喜ぶだろうかという思いから、執筆に取り掛かったという。

大正4年7月8日の高橋の日記には、執筆の動機が明確に以下のように記述されている。

〔水戸學著述の動機〕

仄かに聞けば、今年御大礼の際には新に公爵を授けらるる者あり、その中に水戸徳川家も亦義公

以来勤王の廉に依りて公爵宣下あるべしと云う。義公が勤王の大義は修史その他一切の行実によりて天下の人心を感動し、王政維新前にあたりいわゆる水戸學が諸藩の有志家を激励して維新の大業を成したる、その効果実に至大なる者あり。余はかつて水戸學なる名称の下にその學統學理を明にし、その天下の人心に及ぼしたる感化を記述せんと思ひ居りしが、今日恰もこの事を為すの好時機たるを認めれば、福澤先生遺事を後回しとし、水戸の清水正健、雨谷毅氏等に委託して蒐集し置きたる材料を取調べて、来る十月中旬までに水戸學なる一書を著述する考えなり²⁹。

徳川圀順が『大日本史』編纂の功績で公爵に陞爵したのは1929（昭和4）年であり、1915（大正4）年の時点ではなかった。義公と呼ばれた圀圀は勤王の大義をもって修史事業を始め、その業績は天下に広く知られた名君とされた。そして明治維新を用意したのは、会澤正志斎の『新論』における国体論が吉田松陰や西郷隆盛をはじめとする諸藩の志士に甚大な思想的影響を与えたことによる。明治時代に出された教育勅語は水戸學と類似し、近代化のイデオロギーにもなった³⁰。そうした水戸學の学問的な伝統を大正天皇の御世が始まるにあたり、改めて世に聞きたいというのが高橋の水戸學執筆の動機であった。

『大日本史』が1906（明治39）年に完成して以来、水戸學が世に忘れられようとしている時代にあつて、あえて高橋は大正という新時代に水戸學を世に知らしめようとしたのである。

さらに、高橋は晩年に自己の伝記的著作として著名な『箒のあと』において、水戸藩に生まれた人間として、『水戸學』を書かざるを得ない心情を以下のように述べている。

私等の如く、旧水戸藩に生れて、その臣籍に列し、父祖代々名公の訓化に浴し、その主義主張を熟聞する者、あに黙々として已むべけんやと思ひ、取敢えず大体の綱領だけを叙述して、之を水戸學と名け、大正五年十月、この小著を刊行した次第である³¹。

ここには、著名な風流人となった高橋ではあるが、水戸への郷土愛の心情を素直に吐露している。大著を書くゆとりはないが、せめて小著とはいえ義公の精神こそが『水戸學』を貫くものであることを後世に残したかったのである。

3-3. 執筆への準備

先述の通り、1915（大正4）年の時点では、即位に大礼に合わせて執筆したいとの願意に見受けられる。しかしこれは後付の動機であり、すでに大正元年には『水戸學』執筆に向けて資料の蒐集を始めたことが分かる。

大正元年10月28日に、高橋は東京から水戸へ汽車で向かい、水戸の彰考館や好文亭を訪問した。彰考館の館主の雨谷毅氏と面会し、同館所蔵の茶事庭園に関する書籍の謄写を依頼した。そ

して彰考館について、以下のように記述している。

彰考館は旧大日本史編集館名にして先年日本史完成の節、宮内省より一萬円の下賜金ありて煉瓦庫を新築し、目下書籍目録整理中に属せり。

この日の夕方にはさらに清水氏と面談した。日記には以下のように記述されている。

夕刻実家へ帰り夕食後、清水正健氏の来訪あり。同氏は故栗田寛氏の門人にして大日本史志類の編纂に経験ある人なり。大日本史の國郡志は校合疎漏にして捨て置くべからざるにつき今は清水氏が担当して之を訂正し居る由、余は水戸學につき義公以来の材料を蒐集しその因て起りたる動機及びその感化の範囲を記述し、一書を著述せんとするにつき、その材料蒐集方を清水氏に依頼せしに、氏は快諾して夜分十時頃帰り去る³²。

高橋は彰考館の館主の雨谷毅や大日本史を完成させた栗田寛の弟子である清水正健らに水戸學著述のための書籍や資料の蒐集を依頼したのである。三井時代での『大日本史』編纂についての支援は先ほど述べた通りである。そして資料の蒐集は三井にいた頃からすでに始めていた³³。三井から退職後、念願だった義公以来の水戸學の伝記資料の蒐集に拍車がかかったのであろう。

高橋は1912(明治45)年1月に三井を退職しているわけであるから、同じ年の後半には早くも執筆に向けて動きだしたことがわかる。

資料の蒐集には時間がかかったようであるが、光圀の肖像に関連して、1913(大正2)年9月8日の日記には、向島にある徳川侯爵家を訪問している³⁴。これは水戸徳川家の依頼で、光圀の肖像を模写させる段取りのためであった。三種類あった肖像からの選定に関して、画工の八木岡春山を同道させて一服に決定した。

侯爵の水戸圀順とは非常に親しくしており、水戸徳川家評議員会のメンバーであった³⁵。ここで模写された肖像は清国に送るものであったが、同時に高橋箒庵著『水戸學』の冒頭にも転載されたものである。日記には、「狩野常信図にて養朴の印あれども原図に非ずして写本なり、而してこれは世間に有り触れたる家康の肖像に酷似す」と表現された光圀の肖像である。

執筆に向けた動機は、先述の通り、1915(大正4)年7月8日の日記に書かれている通りであり、実際には、避暑地の箱根で、7月の末から執筆に向けた資料の読解作業を始めている。

光圀は史記の影響を受けているので、高橋は史記を40年ぶりに読み返す作業から始めた。

7月24日の日記には、「四十年振りの史記通読」とのタイトルがあり、「水戸學著述につき史記の伯夷叔齊伝を読む」との記述がある。

7月27日の日記には、佐藤進³⁶著述の『水戸義公伝』を読むが、「在来の諸記録を編集したる者にて別に發明する所なし」と厳密な評価を下している。『水戸學』の自序でも、佐藤進の義公伝が出版されたことを「賀せり」と述べながら、多くの書籍は旧来の著作の引用に終わっていることを指摘する。

8月にかけて、資料の渉獵をしながら、他方で、水戸學の各章の口授を行った。たとえば、「水戸學の発端を口授す」（8月4日）、「水戸學の史論を口授す」（8月10日）、「水戸學の実行を口授す」（8月11日、19日、22日、23日）などである。多忙な高橋には専属の秘書役がいて、口述筆記させていたようである。その秘書は自ら創立した出版社の社員かもしれない。

その後、実母が危篤となり、何度も水戸に往復し、9月1日には井上馨が薨去し、9月6日には老母が死亡した。執筆はここで中断したようである。

翌1916（大正5）年7月28日に、原稿の校正に着手する。7月19日より、箱根の奈良屋に滞在中であった。日記には以下のように書かれている。

水戸學校訂に着手す、水戸學原稿は昨夏当地に避暑中口授し置きたるその儘にて今日まで打捨て置きしが、当暑中に全部脱稿の筈なり³⁷。

7月29日より8月にかけて「水戸學を訂正す」との記述が頻出する（8月3日、4日、5日、10日、11日、12日、13日、15日、16日）。多忙な中で、特に11日と12日は終日客を謝して訂正に没頭した。

そして8月17日に訂正が終わる。同日には「箒文社の杉山を招き、水戸學出版につき製本の体裁を協議す」と書かれている³⁸。

8月21日には徳川圀順に水戸學原稿の序文を依頼するために、徳川侯爵家を訪れ、家令の手塚任氏に面会した。明治天皇より水戸徳川家に賜った短冊を石版にして、これを「巻頭に掲載をしたき企望」も伝えた。圀順の序文を付すことは実現できたものの、短冊については、本文に詳しく、明治8年に小梅水戸邸に明治天皇が親臨せられた出来事が書かれていて、石版そのものの作成については不明である。

明治天皇は徳川家において義烈両公の遺書や大日本史編集材料をご覧になり、いたく感動し、以下の歌を短冊に書いたという。

花くわし桜もあれど此宿の 代々の心を我はとひけり

明治天皇は明治33年11月の笠間に行幸した際、代々の勤皇の精神を讃えて、光圀に正一位を

追贈された。尚、斉昭に対しては、明治 36 年 6 月に正一位が追贈されている。

このように水戸藩における勤王の精神が代々継承されたことに水戸學の真髓があると高橋は考えている³⁹。

3－4. 『水戸學』の概要

既に述べたように、義公伝の執筆を目指して、『水戸學』の著述がなされたことが分かる。目次は以下の通りである。

水戸學 目次

水戸學序 侯爵 徳川圀順

水戸學自序

水戸學の名称

水戸學の発端

学説の実行一

学説の実行二

学説の実行三

修史の困難

修史上の卓見一

修史上の卓見二

水戸學と仏教

水戸學の正変

水戸學者

水戸の勤王一

水戸の勤王二

勤王論の感化

水戸學の効果

「水戸學の名称」の冒頭の一節に本書の趣旨が込められており、『箒のあと』でも引用されている箇所を引用してみよう。(文章は、大正 5 年 10 月箒文社発行の『水戸學』による。旧字体の表記は一部現代的に直した。)

水戸徳川家第二世、権中納言源光圀卿は、諡して義公と云ふ、學問淵博、識見超邁、中世以降、皇化陵夷、大義名分の世に明かならざるを慨し之を覚醒啓発するを以て己れが任となし、其大日本史を修むるや、皇統を正閏し、人臣を是非し、春秋嚴正の筆法を以て、乱臣賊子の心胆を寒からしめたるのみならず、躬親から尊王の模範を示して天下人心の歸嚮を定め、明儒朱舜水を聘して大いに倫常の學を講じ、漢土聖賢の教を資^{とつ}て以て本邦固有の道義を扶植し自から一家の學風を開かれけるが、水戸藩歴代の君主臣僚之を継承祖述して終始渝らざりしが故に久しきに及んで、其感化愈深く益広く、幕府の末造慶喜の入りて將軍職に就くや、其所出なる水戸家の學風理想を体して大政返上の英断に出で、謹慎恭順能く臣節を全うし、滑に王政維新の鴻業を完成せしめたるのは、光圀幕初の首唱を慶喜幕末に実現したる者にして、之を水戸學説の終始一貫と云ふも可ならん⁴⁰。

水戸學と後世に呼ばれる學風は光圀（高橋は『水戸學』の中では一貫して義公と書いている）の「大節義大精神」によるものであり、それは天皇家からも歴代讃えられてきたことを高橋は強調した。戦国の世が長く続き、天皇家の威光が衰える時代にあつて、尊王の精神を自ら体現して、水戸藩の中において、その精神的伝統が歴代藩主に伝わった。そして最後の將軍となった慶喜の大政奉還の決断も、斉昭から謂われていた家訓をただ素直に守って実行したのであつた。この慶喜の決断については、渋沢栄一や伊藤博文が慶喜自身から直接聞いており、高橋はその事情を詳しく書き残している⁴¹。

以下、重要な箇所を要約しながら、その意義を一部敷衍した。

「水戸學の発端」

光圀が18歳の時に、『史記』「伯夷傳」に感銘を受けたことから修史事業が始まる⁴²。

第一、弟を以て兄に先ちて封を継ぎたる事・・・兄弟推讓の礼

第二、君君たらずと雖も臣臣たらずんばあらずの大義・・・君臣の大義名分

第三、後人觀感の為修史の必要欠くべからざる事・・・大日本史の編纂事業

水戸學の根本義はこれらの3か条の中にあり、それは梅里先生の碑陰の文の中に刻まれている。このように、光圀が理想とした思想とその実践に水戸學の根本があると見なすところに高橋的な水戸學の特色がある。

「學説の実行一」

光圀の幼年のことが描かれる。三木仁兵衛夫婦は初代藩主の威公に反対して、子供（光圀）を隠して育てる。妻の武佐は宮中女官であり、内裏のこと、主上に対する敬礼も尋常ではない。このような養育によって、光圀は禁裏崇敬の觀念をはぐくんだ。

光圀の妻は近衛前関白左大臣信尋(後陽成天皇の第四皇子)の息女泰姫尋子(チカコ)である。そして兄頼重の子を相続者にした。肅公(綱条)の室に今出川右府の息女をとらせ、勤王的結婚を実行した。光圀の勤王的態度は、正月元旦に京師を遥拝、家廟を拝し、登宮することに現われていた。水戸家の勅使に対する礼法も御三家の中でも特別に重かった。

「水戸學の正変」と水戸の党派争いについて

光圀の生き方を中心として水戸學の根本がある。明の遺臣を招聘し、光圀は外国人への敬意もあった。

しかし、烈公(斉昭)の弘道館記、藤田東湖の弘道館義述義、会澤伯民の新論は大きな影響を国内に与えた。それは攘夷思想であり、烈公(斉昭)の時代の時論であった。

なぜ攘夷を実行しようと思ったのか。それは無条件降伏すべきでなく、人心を作興し、武備を振肅して、新たに運命を開拓しようとするものである。

過激な攘夷思想は挫折し、天狗諸生の闘争につながる水戸の悲劇を生むが、高橋は攘夷の本来的な意味は、単純な排外思想ではないと解釈した。高橋には洋行体験もあった。日本は文明国と伍して独立しなければならないと考える高橋にとって、時代遅れの攘夷論をめぐっての水戸藩の党派に分立した争乱は悔恨すべき悲劇であったに違いない。

明治元年頃の水戸での党派争いによる凄惨な状況については、「殺伐の風一般に行われける」ことについての記述を残している。水戸における主義主張をめぐった二派の対立は凄惨な殺し合いとなり、後世に大きな禍根を残した⁴³。大正4年に母が死亡した際に、母の略歴と当時が回顧されたが、特定の党派名を記述していない点に、いまだにその傷が癒えていないことが暗に伝わる⁴⁴。

『水戸學』の中では、もちろん、その凄惨な出来事については全く言及されていない。

3-5. 『水戸學』の寄贈と反響

現代では学術的な意義が全くないように見なされている高橋の『水戸學』は、それが大正5年10月に出版されると、各界の反応が彼のもとに送られ、ある程度の影響をもったことが伺える。日記に記述された寄贈と反響に関連したことは以下の通りである⁴⁵。

10月20日 徳川圀順侯の依頼で、慶久公に送り、同時に家達侯、紀尾両侯にも贈本。

10月21日 水戸の名越時孝氏から、水戸學を読んで感ずるところがあり、漢詩が届く。

名越氏に寄贈する。その他、寄贈先からの礼状は以下の通り。

・陸軍中將堀内文次郎氏⁴⁶ この浮薄澆季の世の中を警醒する。勤王論の始は水戸學なり。

今日の憲法政治を云々する徒輩、水戸學の精神をもって行動せば、帝国の不面目・・・。

・朝吹英二氏⁴⁷ 少年の頃、水戸學を生嚙り。この書でその源泉を明らかにできた。

・中島久萬吉男爵⁴⁸ 権威なく機軸なき我が国社会の現状に感ぜられたる愛国のご心事。

・徳富猪一郎氏⁴⁹ 藤田小四郎の描いた晋の豫讓の絵葉書を送る。

10月26日 〔金子堅太郎子爵⁵⁰の国体政体論⁵¹〕水戸學から金子子爵が学び、憲法制定に生かし、伊藤博文と大議論したこと。金子子爵に献本することを約束する。

10月28日 〔渋澤男爵の水戸學に対する礼状〕渋澤栄一⁵²からの礼状。幼年の頃、水戸学者から句読を学び、青年に至り、尊王攘夷説を唱えた。往時を追懐する。水戸を訪問した見聞を竜門雑誌に掲載し、それを寄贈する。

11月3日 〔金子堅太郎子爵の水戸學に対する礼状〕金子堅太郎子爵は弘道館述義を学び、日本国の国体について感服したこと。勤王の念を起したのは水戸學のおかげである。貴著から今昔の感にたえない。

12月4日 宮内次官石原健三氏に、水戸學を陛下及び皇太子殿下に献納する方法について尋ねる。

12月7日 徳川侯爵より天皇陛下に献本することに。

12月8日 徳川侯爵の名をもって、陛下並びに皇太子殿下に献上することを依頼。

簡略に、光圀以来の水戸学の新精神、学者たちの事跡、そして現在の天皇家との関わりまでまとめた高橋の『水戸學』は、政財界の大物たちに深い感銘を与え、感謝されていたことが分かる。

皇太子だった昭和天皇にも献本された。その昭和天皇は度々水戸を訪問している。昭和4年陸軍特別大演習が水戸であり、昭和天皇が行幸された。昭和21年11月には、戦災状況の視察で水戸を訪問し、「たのもしく よはあけそめぬ 水戸の町 うつつちおとも たかくきこえて」の歌を残されている⁵³。来水された昭和天皇は高橋の著書から水戸学の新精神的伝統について想起したのかも知れない。

高橋の交友の広さから、『水戸學』は各方面に寄贈されたことであろう。同時代の人々に少なからず感銘を与えたことは確かである。そして華族である徳川家の御三家や天皇、皇太子にまで贈られたことは特筆すべきことであろう。

その後、専門家による国体論を中心とした水戸學が称揚されることになり、高橋の概論的で光圀を中心に論じた『水戸學』は、その啓蒙的な役割を終えていく。

まとめと考察

本稿は水戸出身者である高橋義雄という慶応卒、時事新報経由で最初に三井入りしたという典型的なエリート経営者の業績の一端を改めて明らかにしたものである。文人実業家という特異の実像をもって、経営史における重要な足跡を歩み、実業界の実情を自ら書き残した功績は大きかった。本稿はその一端を明示した。

文人として商業立国に関する重要な啓蒙書を前期に書き、さらに晩年には『水戸學』という、今

ではほとんど忘れられた小著を公刊した意義をやや詳しく明らかにした。

前期の商業立国に関する啓蒙書は福沢の近代的思想の影響を大きく受けながらも、福澤ほど反封建の精神はない。むしろ尊王の水戸精神の伝統のもと、日本文化の独自性についての主張があった。そして後期の『水戸學』は水戸出身者としての誇りから世に問うたものであった。前期には水戸の精神が愛国心として底流に流れていたが、後期の『水戸學』では水戸精神を全面的に表出したとみるべきであろう。

時事新報を退社した高橋は、洋行するが、その際、当初予定されていた留学資金が止まってしまった。その時に、代わって留学資金を提供したのは、福沢諭吉⁵⁴と旧水戸藩主の徳川篤敬であった⁵⁵。徳川篤敬の長男が圀順である。高橋は徳川圀順を支える評議会の重要メンバーであった。貧しい武士の子が、多くの援助者によって立身出世した。晩年には、郷土愛から、また水戸學の意義を改めて世に問う警世の想いから、その著を公刊した。

経営者の思想研究に関連して、文人実業家に関する研究が進展し、経営者の一つのモデルとなる文人実業家の概念をさらに深めていきたいと思う。

最後になるが、水戸に奉職する身として、三井の大物であった高橋義雄の功績を明らかにすることは、避けて通れない道であった。本稿では紙数の関係から、限定的にしか言及できなかったが、高橋の功績に少しでも光が当たれば、幸いである（追注2）。

ただ水戸學に関する理解は未だ十分でなく、識者からの批評を頂きたい。未筆ながら査読していただいたお二人の研究者に心より御礼申し上げる。

高橋義雄に関する研究書・論文

熊倉功夫（1997）『近代数寄者の茶の湯』河原書店

中川清（1996）「文人実業家高橋義雄の生涯」『白鷗法學』第6号，1996年10月，p.203-294

松田延夫（2002）『益田鈍翁をめぐる9人の数寄者たち』里文出版

齋藤康彦（2012）『近代数寄者のネットワーク—茶の湯を愛した実業家たち—』思文閣出版

齋藤康彦（2007）「近代数寄者のネットワークと存在形態 —高橋箒庵「茶会記」を素材にして—」

『山梨大学教育人間科学部紀要』第9巻，p.304-318

齋藤康彦（2008）「近代数寄者の大寄せ茶会と社会文化事業」『山梨大学教育人間科学部紀要』第10巻，p.299-312

向後恵里子（2005）「三井呉服店における高橋義雄と意匠係」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』

第3分冊，早稲田大学大学院文学研究科編，51号，2005年，p.161-174

平野隆（2005）「書簡に見る福澤人物誌（第19回）高橋義雄・日比翁助——日本最初のデパートの創始者」『三田評論』慶応義塾編，1085号，2005年12月，p.32-38

- 田中裕二（2011）「三井呉服店における高橋義雄（箒庵）の美術館構想と美術鑑賞教育：欧米留学と日本美術の発見」『芸術学』第15巻，p.26－36
- 小山玲子（2005）「明治大正期における茶の湯と茶人－高橋箒庵と茶室の蒐集」『比較文化論叢：札幌大学文化学部紀要』第16号，p.89－117，札幌大学，9月29日
- 五之治昌比呂（2012）「演劇改良運動の中の高橋義雄：翻訳戯曲集『梨園の曙』をめぐって」『日本語・日本文化』第38巻，大阪大学，p.101－128
- 末田智樹（2010）『日本百貨店業成立史－企業家の革新と経営組織の確立』ミネルヴァ書房
- 平田桂一（2002）「百貨店の社会史」『松山大学論集』第13巻第6号，p.55－100
- 粕谷誠（2002）『豪商の明治－三井家の家業再編成過程の分析』名古屋大学出版会

福澤思想の参考書

- 遠山茂樹（1970）『福沢諭吉－思想と政治との関連－』東京大学出版
- 福澤諭吉著，慶応義塾編（2001）『福澤諭吉書簡集』第4巻，岩波書店
- 福澤諭吉著，慶応義塾編（2002）『福澤諭吉書簡集』第6巻，岩波書店

水戸学関連の参考書・その他

- 山本秋広（1966）『水戸藩の世相』
- 今井宇三郎・瀬谷義彦・尾藤正英（1973）『日本思想体系 53 水戸学』岩波書店
- 瀬谷義彦「水戸学の背景」（1973）（『日本思想体系 53 水戸学』所収）
- 芳賀登（1996）『史学叢書 12 近代水戸学研究史』教育出版センター
- 但野正弘（1994）「大日本史の完成とその歴史的意義」（常磐神社『平成五年度水戸学講座 義公修史の開いた道』p.139－192 所収）
- 吉田俊純（2003）『水戸学と明治維新』吉川弘文館
- 鈴木暎一（2006）『徳川光圀』吉川弘文館、新装版
- 荻野勝正（1996）『郷土の先人 尾高淳忠』博宇堂
- 島田昌和（2011）『渋沢栄一 社会企業家の先駆者』岩波書店

高橋義雄の著作

- 高橋義雄（1890）『商政一新』大倉書店
- 高橋義雄（1915）『実業懺悔』箒文社
- 高橋義雄（1916）『水戸學』箒文社
- 高橋義雄（1936a）『箒のあと 上』秋豊園出版部

高橋義雄 (1936b) 『箒のあと 下』 秋豊園出版部

高橋義雄 (1986) 『萬象録 高橋箒庵日記 卷一』 思文閣出版

高橋義雄 (1987) 『萬象録 高橋箒庵日記 卷三』 思文閣出版

高橋義雄 (1988) 『萬象録 高橋箒庵日記 卷四』 思文閣出版

注

- 1 高橋の著書は水戸學と表記するが、一般的な意味で表記する際は水戸学と本稿では分けて表記した。
- 2 高橋が在職中の三井系企業の重役陣の人名と在任期間に関しては齋藤 (2012) p.95 の図表が便利である。
- 3 数寄者とは風流人や茶人を意味する。特に近代以降の実業家で、茶の湯や茶道の道具収集家として名をはせた人々が多数おり、近代数寄者とも呼ばれている。
- 4 高橋に関する研究書、論文は一括して文末に掲げた。
- 5 徳川光圀の伝記である鈴木 (2006) には高橋著『水戸學』は引用されていない。逆に高橋が批判した佐藤進の『水戸義公伝』は引用されている。
- 6 熊倉 (1997) p.46-50.
- 7 中川 (1996) p.211-213.
- 8 福澤諭吉からは独立自尊や『学問のすすめ』に書かれているように、新しい職業を学問をもって切り開く「大商」となることを勧められたであろう。福澤は多くの門下生を実業界に送ったことで知られている。そのような福澤の思想的な影響下にありながらも、高橋の「一名商売のススメ」(『拝金宗』の副題) の思想は師の教えを更に徹底化させたものと評価できるだろう。高橋は福澤の時局に呼応した実業論を素直に受けて『拝金宗』を著作したことを自ら回顧している。ただ拝金宗は高橋の造語であった。高橋 (1915) 参照。
- 9 三井時代の高橋の仕事歴については、中川 (1996) を参照した。
- 10 粕谷 (2002) p.49-80. 粕谷はその著書の「第2章 中上川入行後前後の三井銀行」において三井銀行の改革をめぐって、中上川、益田孝、西邑らの事績や財務内容について詳しく書いているが、高橋については三井に中上川と共に入行したことしかふれていない。
- 11 NHK の放送 90 年ドラマ「経世済民 小林一三」(2015 年 9 月放送) の中で、高橋義雄 (草刈正雄が演じる) は、小林一三の上司 (三井銀行支配人) として登場した。
- 12 中川 (1996) p.234-240.
- 13 平田 (2002), 末田 (2010) p.43-96. 末田は高橋による大きな改革として、陳列販売方式への転換と帳簿を洋式簿記に改めた 2 点を取り上げている。高橋の急激な改革は店員の反発

を買い、高橋一人では改革ができないため、日比翁助が三越呉服店に入店することになった。高橋のいう通り、三越の百貨店経営の完成は日比に負うところが最も多かった。

14 中川（1996）p.244－245.

15 高橋のほかに、渡辺治、井坂直幹、石河幹明が慶応に入学した。その後、各方面で活躍した。福澤から期待をかけられた4人であったが、時事新報に最後まで残ったのは石河であった。

16 福澤の書簡（『福澤論吉書簡集』第4巻）には以下のように高橋らが賞賛されている。「水戸之渡辺、高橋ハ、兩人共文筆達者なり。」（明治16年11月24日）。「新聞之社説とて出来る者甚少し、中上川之外にも、水戸之渡辺、高橋、又時として矢田積が執筆。其他は何之役二も立不申、不文千万なる事なり。」（明治17年2月1日）。「時事新報ハ特に繁昌、・・・殊二水戸之高橋、渡辺、井坂などハ屈指之人物、」（明治17年12月31日）。さらに福澤は渡辺、石川と比較して、高橋を以下のように褒めている（『福澤論吉書簡集』第6巻）。「高橋が一番役に立候様ニ覚候得共、是れハ商売がすきと申せバ。致し方なし。」（明治21年8月27日）。福澤は高橋に時事新報の記者であることを期待していたが、本人は記者よりも実業方面により関心が高いことを見抜いていた。

17 高橋（1936a）p.24－24.「武士の訓言」。水戸藩の武士気質で、人に金は貸しても、他人から借財することは決してしなかった。そのため大分限にはなりえなかったという。

18 中川（1996）p.274.

19 高橋（1936a）p.510－513,「明治実業の六雄八将」。『実業懺悔』（1915）にさらに「実業大家の言行」なども書かれている。

20 吉田（2003）p.1.

21 吉田（2003）p.1－2. 吉田も後期水戸学に限定して水戸学と呼称している。

22 但野（1994）p.150－151.

23 但野（1994）p.157.

24 高橋（1936a）p.470－473.「大日本史の完成」

25 但野（1994）p.160.

26 田中光顕〔1843－1939〕は幕末の志士で明治政府の高官。退官後は「維新烈士」の顕彰に余生をささげ、現在の「大洗町 幕末と明治の博物館」などを建設した。その建設も水戸学によって尊攘運動にかかわった経緯が影響していると思われる。

27 芳賀（1996）

28 吉田（2003）p.4.

29 高橋（1987）p.262. 原文一部現代仮名遣いに直した。以下も同様。

30 吉田（2003）p.5－8.

- 31 高橋 (1936b) p.255.
- 32 高橋 (1986) p.135.
- 33 高橋 (1936b) p.254.
- 34 高橋 (1986) p.377-378
- 35 高橋 (1986) p.319, 齋藤 (2012) p.112.
- 36 佐藤進 [1844-1921] は常陸太田出身。ドイツに留学し陸軍軍医として軍医総監に。順天堂病院を大成させた著名な外科医であった。勲功により明治40年に男爵を授かった。佐藤男と高橋は呼称している。明治36年に『水戸義公伝』を執筆し、公爵慶喜が題字を書いている。李鴻章や大隈重信の外科手術をしたことでも著名である。山本 (1966) p.488-497 参照
- 37 高橋 (1988) p.265.
- 38 高橋 (1988) p.286.
- 39 高橋 (1916) p.3-5.
- 40 高橋 (1916); 高橋 (1936b) p.255-256, 「水戸學著述の由来 上」は一部語尾が改変されている。
- 41 高橋 (1936b) p.157-160, 「徳川慶喜公に関する史実」。
- 42 光圀が『史記』『伯夷伝』によって「反省と立志」したことは鈴木 (2006) においても更に詳しく述べられている。鈴木 (2006) p.48-58.
- 43 高橋 (1936a) p.14-16, 「党争の余毒」には水戸士族の家庭が乾燥無味で陰鬱であったことが記述されている。
- 44 高橋 (1987) p.327-328. ちなみに高橋の母は上市士族、野々山氏の女であり、常照寺にて火葬され、蓮乗寺 (日蓮宗) が墓所となった。母の初七日は水戸士族の会葬法である神葬祭で盛大に行われた。同 p.337-338 参照。これも水戸らしい習俗である。
- 45 高橋 (1988)
- 46 堀内文次郎 [1863-1942] は陸軍軍人で陸軍中將としてこの年に予備役に。文人として多くの著作を残した。スキーを普及させたことでも著名。
- 47 朝吹英二 [1849-1918] は三井財閥の重役で三井の四天王と呼ばれたこともある。高橋の先輩格にあたる。
- 48 中島久萬吉男爵 [1873-1960] は古河財閥の重役で財界人としても活躍。詳しくは、村山元理『中島久万吉と帝人事件―財界人から精神的指導者へ』(一橋大学博士論文, 2015年)を参照。
- 49 徳富猪一郎 [1863-1957] はジャーナリスト、歴史家として著名。号は蘇峰。
- 50 金子堅太郎子爵 [1853-1942] は明治期の官僚。米国留学し、大日本帝国憲法の起草の功績があった。日露戦争後は渡米して広報外交につとめ、晩年は日米関係に尽力した。

- 51 高橋（1988）p.380－381. 水戸学が明治維新にいたる思想的源泉の一つとなり、明治憲法の立案にあたり、国体観にも影響を与えた。金子は、「欧米の学者のいうナショナル・オルガニゼーションという言葉は国家の形体という意味にあたる」と述べている。芳賀（1996）p.179 参照。国体に関連して、兩宮毅是水戸学との関連から『尊皇民本主義』（大正 10 年）を出版している。
- 52 渋澤栄一〔1840－1931〕は日本資本主義の父とも称され、産業のオルガナイザーの役割を果たし、日本で最初の財界人となった。島田（2011）によれば社会企業家の先駆者としても評価されている。その他多くの渋沢研究がある。栄一が幼少時代、従兄弟の尾高惇忠から教えを受け、その感化で単なる百姓の世界を超えていく教育を施された。その尾高は水戸に 1841 年に訪問し、烈公（徳川斉昭）の「追鳥狩」を見て、水戸公の偉大さに感銘を受けた。そして水戸学に傾倒し、生涯の指導理念となった。荻野（1995）p.13－14, 島田（2011）p.8 参照。
- 53 昭和天皇が詠まれた歌を刻んだ歌碑は、水戸市三の丸の旧大手門跡地である付属小の脇にあり、朝夕、地元の小中学生がその前を通っている。
- 54 時事新報社員として海外から毎便記事を送ることを条件として留学資金が福澤から賄われた。福澤（2002）p.385.
- 55 中川（1996）p.209.

追注

- 1 栗田寛〔1835－1899〕は『大日本史』を完成させた主な 3 人の学者の中で最後の 1 人である。水戸市本町には栗田寛の銅像が建てられ、以下のような功績が記されている。
“栗田寛は、幼少より読書を好み、石川明善に師事し、藤田東湖や会沢正志斎に学んだ。特に彰考館総裁豊田天功に才能を認められ、修史の事業に参加し、幕末水戸藩の党争にもとらわれず、学問探究の道を邁進した。
また子弟教育のため家塾「輔仁学舎」を開き、清水正建・菊池謙二郎などの後進の養成に力を注ぐ一方、未完成のままであった「大日本史」編さんの継続と完成のため尽力した。”
- 2 水戸市教育委員会『水戸の先人たち』（2010）では 91 番目に高橋がとりあげられており、東京の護国寺で帯庵忌が命日の 12 月に行われていることが紹介されている。

（常磐大学 国際学部 教授）

研究論文

茨城県県北中小製造企業の事業国際化への取組み

— “Born-again Global Company” の萌芽 —

菅 田 浩一郎

Business internationalization of small and medium sized companies in northern area of Ibaraki prefecture: The germination of “Born-again Global Company”.

Abstract

The progress of globalization in economy is inevitably forcing changes to the business structure and operational set up of Japanese small and medium sized manufacturing companies. These companies have sustained the Japanese manufacturing industry and have been the source of economic competitive advantage of Japan. Also their manufacturing activities has even brought cultural and spiritual value. In this regard, Japanese small and medium sized companies can make contribution to the globe by internationalizing their business in the context of globalization of economy.

Based on the above recognition, in this paper, some small and medium sized manufacturing companies located in northern area of Ibaraki prefecture in Japan are taken up as the example of such business internationalization activities. Theoretical framework known as the theory of “Born-again Global Company” will be introduced to analyze and clearly understand their internationalization. Such analysis shows us the model case and indication for small medium sized manufacturing companies’ internationalization.

問題の所在

経済のグローバル化は否応なく進んでいる。規模の大小を問わず、わが国製造業は世界大の競争に引き込まれている。経済のグローバル化の影響により、企業間の従来の安定した取引形態は成り立ちにくくなり、大企業のみならず、中小企業も様々な模索が必要となってきた。『中小企業白書(2015 年版)』は、かつて「大企業と中小企業・小規模事業者の間は、『系列』構造に代表される

下請取引構造が存在¹」したものの、「グローバル化の進展等を背景に、大企業と中小企業・小規模事業者との間の相互依存関係は希薄化し、中小企業・小規模事業者は自ら市場と向き合い、需要を獲得する必要性に迫られている」と指摘している²。

一方、日本の中小製造企業が、産業全体の重要な支えであることに変わりはない。2012 年現在、日本の企業総数 386 万社のうち、中小企業の本数は 385 万社、99.7%を占める。製造業に特化してみると、企業総数 43.1 万社のうち、中小企業の本数は 42.9 万社で 99.5%を占める。このように日本においては、産業全体規模でみても、製造業に特化してみても、企業数という点で、中小企業の占める割合が圧倒的に大きいことが分かる。

一方、製造業及び各種の非製造業を含む産業全体において占める製造業の位置づけはどうであろうか。企業数、売上高、付加価値額をみると、企業数では製造業が占める割合は全体の 11%（43.1 万社）に過ぎないが、売上高（2011 年）では同 29%（全産業 1,182 兆円、製造業 342 兆円）、付加価値額（2011 年）では同 27%（全産業 207 兆円、製造業 56 兆円）であり、いずれの場合も産業全体の中で製造業が占める割合は相対的に高いのである。しかも産業全体に占めるこうした製造業の位置づけは、中小企業に特化した場合でも同様となっており、中小製造企業の重要性は明確である³（表 1）。

（表 1）企業数・売上高・付加価値に占める中小企業、製造業の位置づけ

		中小企業	全体	中小企業が 占める率
企業数 2012 年 (千社)	製造業	429	432	99.5%
	非製造業各種	3,423	3,432	99.8%
	合計	3,853	3,864	99.7%
	製造業が占める率	11%	11%	
売上高 2011 年 (兆円)	製造業	132	342	38.4%
	非製造業各種	387	840	46.1%
	合計	519	1,182	43.9%
	製造業が占める率	25%	29%	
付加価値 2011 年 (兆円)	製造業	28	56	50.5%
	非製造業各種	85	151	56.0%
	合計	113	208	54.5%
	製造業が占める率	25%	27%	

（出典：『中小企業白書（2015 年版）』730～734 頁掲載データを参照し筆者作成）

- 1 中小企業庁『中小企業白書（2015 年版）』112 頁。また、中小企業の取引関係の変容については、同書 113 頁の第 2-1-1 図にも分かりやすく図示されており参照されたい。（<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html>, 2015 年 8 月 4 日）
- 2 同上、「2015 年版中小企業白書の概要」。
- 3 同上、730 頁～734 頁。

このように中小製造企業は「ものづくり」を支え、「ものづくり」は旧来より日本を支えてきた。そして「ものづくり」は単なる生産行為、経済活動としての価値を有するにとどまらず、精神的価値を備える、ある種の「道」であり続けてきたのである。

人間環境大学講師であり(株)中部デザイン研究所代表取締役でもある渡辺俊生は、「日本人は誰も物事を成す過程を大切にするセンスを持ち合わせて」おり、「ものづくりに際しては『何を作るか』ということと同様に『いかに作るか』が大切」となること、及びこのようにして日本人は「製作のプロセスを磨くことを修業の一環としてとらえている感が」あり、しかも「これは働き手が意識しているものでなく無意識のうちに行為に現れるものである」⁴として日本人が生産技術の磨きこみを通じて QC 活動等を熱心に行う姿が修業の様相を呈していると指摘する。また、著名な技術評論家の志村幸雄は日本がものづくりの面で競争優位にあるのは、文化に根ざした「日本的技術発想」に依拠するところが大きいと指摘する。彼は、古代から中世にかけて日本ではものづくりに携わる者は身の穢れを除き、湯水で身を清めて心身を清め、その上で研ぎ澄まされた感性と精神のすべてを注入してものづくりに励んだのであり、完成した製品には職人たちの強い意思の表現があり、精神の投影があったとされている、と言う⁵。

このようにみたとき、日本の中小製造業は日本の産業を支える土台であるばかりでなく、いわば「ものづくり道」を通して精神的文化的価値をももたらす存在なのである。そうであるとすれば、経済のグローバル化進展を受けて、我が国の「ものづくり道」を守り、これを維持発展させ、世界に打って出てこれを広めるべく努めることは、ひいては人類の文化的豊かさに貢献することにもつながりうる。そして、その「ものづくり」を支えているのは、全国の中小製造業なのである。

以上の問題意識を通奏低音として、本稿では茨城県ひたちなか市周辺を中心とした同県北東地域(以下、茨城県内の慣例に従い「県北」と記す。県内各地域の区分については第 2 章にて詳述。)におけるいくつかの中小製造企業の事業国際化に向けた動きを、ひとつの胎動として取り上げる。これら企業の動きは、今後の日本の中小製造企業の国際化に向けた新しいあり方を示す先行事例となりうると思うからである⁶。

なканずく、後述するような一定の理論枠組み(Born-again Global Company 理論)を活用してこれら企業の実態を整理して理解し、分析することで一定のインプリケーションを引き出すことは重要である。これはひいては我が国中小製造企業のものづくりのあり方をグローバル・スタンダード化していくことに向けた一里塚を踏み出す上での一助ともなりうるのではないかと考えるのである。

4 渡辺俊生「日本のものづくり その精神背景を探る」(『藝』第 3 号、2006 年、39 頁)

5 志村幸雄「日本のモノづくりの文化論的考察」(『季刊 政策・経営研究』第 3 号、2009 年、1～5 頁)

6 本稿同様に茨城県県北地域の中小製造企業の国際化につき論じた先行研究としては、山本聡「茨城県日立地域における中小サプライヤー企業の国際化と地域公的機関:事例の提示と探索的検討」(『東京経大会誌』第 280 号、2013 年、103～114 頁)がある。

従って、本稿ではまず第一に、茨城県県北中小製造企業の事業国際化に向けた胎動を整理して理解するための切り口とするべく、理論的な分析枠組みを準備する。それは具体的には 1990 年代初頭より議論されてきた Born Global Company 理論（以下、BGC 理論と略記）とそこから派生した Born-again Global Company 理論（以下 BaGC 理論と略記）の検討という形をとるであろう⁷。その上で本稿では第二の準備作業として我が国製造業における茨城県の位置づけを確認した上で、茨城県内における県北地域の産業的特色、その色合いを確かめたい。こうした作業を通じて、一方にツールとしての理論を用意し、もう一方に本稿がターゲットとする茨城県県北地域の中小製造企業が活躍する舞台を確認することになる。その上で第三に、いよいよ具体的にひたちなか市周辺のいくつかの中小製造企業の動きを取りあげた上で、上述の BaGC 理論を用いて分析、理解し、一定の示唆を得るようにしたい。

第 1 章：既存中小企業の国際展開に関する BaGC 理論とは何か：

本章では BaGC の国際経営理論を検討する。そもそも本稿においてこうした国際経営理論を切り口として準備するのは、そのことにより、後述する本稿の主要テーマである、ひたちなか市周辺における中小製造企業の事業国際化に向けた胎動をより良く整理した形で理解するためである。その意味では BaGC 理論は大きな助けとなると考えるのである。

そこで本章ではまず、そもそも当該 BaGC 理論とその派生元である BGC も含めた国際貿易投資

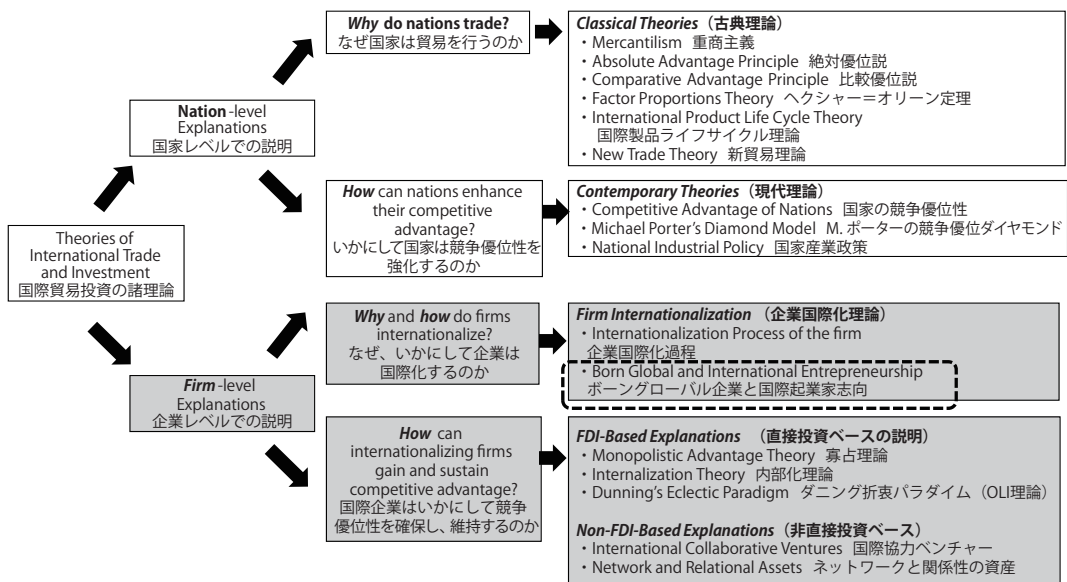
7 Born Global Company については統一された呼称は存在しない。通常は ”Born Global Company (BGC)”, “Born Global Firm (BGF)” 等と記されている。同様に Born-again Global Company も語尾は Company, Firm いずれも存在する。本稿では特段の必要がない限りは Born Global Company (BGC) 及び Born-again Global Company (BaGC) の呼称を活用するものとする。なお、我が国における BGC 研究は 2000 年代後半より、中村久人を中心として様々な側面から深められてきた。具体的な先行研究論文としては、右記が挙げられる。中村久人「ボーン・グローバル・カンパニー (BGC) の研究——その概念と新しい国際化プロセス」(『経営論集』72 号、1～16 頁、2008 年)、中村久人「ボーン・グローバル企業の研究：国際的起業家精神アプローチおよびメタナショナル経営の観点から」(『経営論集』76 号、1～12 頁、2010 年)。また BGC が北欧諸国に多く創成している点に着目し、その政策的基盤に切り込んだ研究として、中村久人「北欧諸国における BGC を創出・成長させる政策的基盤と支援機関に関する一考察 その 1 フィンランドおよびオランダを中心として」(『経営論集』78 号、121～134 頁、2011 年)、中村久人「北欧諸国における BGC を創出・成長させる政策的基盤と支援機関に関する一考察 その 2 スウェーデンおよびデンマークを中心として」(『経営論集』79 号、95～111 頁、2012 年) が挙げられる。2010 年代に入ってからの研究としては、右記が挙げられる。中村久人「ボーングローバル企業とその類似企業の比較：ボーン・アゲイン・グローバル企業とハイテク・スタートアップ」(『経営論集』80 号、17～30 頁、2012 年)、中村久人「ボーングローバル企業経営の特徴に関する一考察」(『日本マネジメント学会全国研究大会報告要旨集』66 号、27～30 頁、2012 年)、中村久人「ボーングローバル企業 (BGC) の早期国際化プロセスと持続的競争優位性」(『経営論集』81 号、1～14 頁、2013 年)、中村久人「日本のボーングローバル企業の事例研究—テラモーターズとジオ・サーチを中心に—」(『経営論集』82 号、165～179 頁、2013 年)、中村久人「地域中小企業の国際化・グローバル化—ボーン・アゲイン・グローバル企業の事例を中心に—」(『経営教育研究』17 (1)、7～17 頁、2014 年)、中村久人「ボーン・アゲイン・グローバル企業とグローバル・ニッチトップ企業—新タイプの国際中小企業出現の意義—」(『経営力創成研究』第 11 号、63～75 頁、2015 年)、中村久人『ボーングローバル企業の経営理論：新しい国際的ベンチャー・中小企業の出現』(八千代出版、2013 年)。また、本稿でも取り上げる BaGC 理論に特化した邦語の先行研究としては、高井透・神田良「ボーン・アゲイン・グローバル企業の持続的競争優位性に関する研究」(『情報科学研究』第 21 号、5～32 頁、2012 年) が挙げられる。

の諸理論の簡明な鳥瞰図を示し、その中における BGC 理論、BaGC 理論の位置づけを確認する。その上で BGC 理論が発展する前段としての Uppsala モデルについて概説した上で、1990 年より研究が盛んとなった BGC 理論を振り返り、2000 年代以降の BaGC 理論の要諦についてまとめる。こうした作業を経て、本稿に援用する BaGC 理論の概要を準備することとする。

(1) 国際貿易投資理論の鳥瞰図と BaGC 理論の位置づけ：

BaGC 理論の内容に入る前に、同理論の派生元となった BGC 理論が、そもそも国際貿易投資理論体系の中で、どのように位置づけられているかを簡単に確認しておきたい。BGC 理論の研究で著名な S. Tamer Cavusgil と Gary Knight、及び John R. Riesenberger の共著による *International Business: The New Realities* (2012 年) は、主として学生や一般向けに書かれた国際経営論の教科書であるが、同書においては「国際貿易及び投資の諸理論」(図 1) と題する簡明な体系図が示されている。これは簡潔で分かり易く、本章の目的にも沿うため、ここに紹介したい⁸。著者らは国際貿易及び投資理論体系を整理して説明するにあたり、貿易、投資活動を「国家レベル」と「企業レベル」に分けた上で、「なぜ国家は貿易を行うのか」、「いかにして国家は競争優位性を強化するのか」、「なぜ、いかにして企業は国際化するのか」「国際企業はいかにして競争優位性を確保し、維持するのか」といった問いを立て、これらの問いに一つ一つ答える形で各種理論を概説している。この中で、本章にて取り扱う BaGC 理論の元となっている BGC 理論(図 1 内の点線で囲まれた

(図 1) 国際貿易及び投資の諸理論



(出典：International Business: The New Realities, p. 143 における図を参照し、本稿筆者が邦語訳、点線枠付して作成)

8 S. Tamer Cavusgil, Gary Knight, John R. Riesenberger, *International Business: The New Realities (Second Edition)*, Pearson, New Jersey, 2012, pp. 142 - 165.

部分) は、「なぜ、いかにして企業は国際化するのか」という問いに対する回答としての「企業国際化理論」の一つとして位置づけられ、国際的な起業家精神の理論とも密接である。

(2) Uppsala モデルとその限界：

前節の図 1 に示された通り、企業国際化理論には、「企業国際化過程論」(Internationalization Process of the Firm) と、「Born Global 企業及び国際起業家志向論」(Born Global and International Entrepreneurship) が含まれている。両論は同時期に成立した並列の理論ではなく、後者が前者への反論として後から登場してきた側面がある。前者、すなわち「企業国際化過程論」の代表例が Uppsala モデルと呼ばれるもので、後者、すなわち「Born Global 企業及び国際起業家論」の代表例が後述する「BGC 理論」や「BaGC 理論」である。本節ではまず Uppsala モデルについて述べる。

1970 年代半ば、スウェーデンの Uppsala 大学における研究において登場した Uppsala モデルは同国の Jan Johanson, Jan-Erik Vahlne らの研究によって発展した。従来の理論では「企業は市場の性格にあわせてコスト、リスクを分析し、市場参入のやり方を選択する。その際、自分達の資源も考慮する。」とされていたが、Uppsala 大学における研究では、スウェーデン企業の多数は、国際化にあたってまず臨時的 (ad hoc) な輸出からスタートしていることが多いことが判明した。これら企業はその後、徐々に輸出を本格化し、やがて生産活動の現地化を行うのである。また、これら企業の国際化の特色として、心理的に距離のある、いわば縁遠い外国市場にいきなり参入するのではなく、当初は近隣諸国への進出から開始し、徐々により離れた外国市場への進出へと拡大することも指摘されている。このように時間をかけて、漸進的に学習とコミットメントを続けながら、国際化するのである⁹。

こうした漸進的な国際化過程は具体的には、次の 4 段階より構成される。すなわち、第一段階：輸出活動がまだ定常化していない段階（暫定的輸出のみ行われる段階）、第二段階：代理店を介した輸出を行う段階、第三段階：海外販売拠点を設立する段階、第四段階：海外生産を実施する段階、というような段階を経て、漸進的に時間をかけて国際化が進むのである¹⁰。

Uppsala モデルは、主として多国籍企業の長年に渡る国際展開過程を説明する上で、有効と言える。例えば、日本企業でいえばソニー(株)の事業国際展開過程の歴史を紐解くと、ほぼ Uppsala モデルに想定されている通りの経緯を経ていることが分かる¹¹。

しかし、同モデルに対しては、国際化の発展段階は、必ずしも第一段階が輸出であるとは限らず、端から海外への直接投資、合併事業や提携等を通じて国際化を開始する企業もありうるのであり、

9 Jan Johanson and Jan-Erik Vahlne, “The Uppsala internationalization process model revisited”, in Peter J Buckley and Pervez N Ghauri (eds.), *International Business Strategy: Theory and practice*, Routledge, New York, 2015, pp.33–35.

10 Gary A. Knight and S. Tamer Cavusgil, “The Born Global Firm: A Challenge to Traditional Internationalization Theory”, *Advances in International Marketing*, Vol.8, 1996, p.13.

11 ソニー広報センター『ソニー自叙伝』ワック、1999 年。

Uppsala モデルが想定するような漸進的、段階的国際展開がなされずとは限らない等の批判もなされた。Uppsala モデルの研究を進めてきた Jan Johanson, Jan-Erik Vahlne ら自身が、日系企業の研究を通じてみえてくることとして、海外市場における進出と成長の戦略はより迅速でより直接的になされうるのであり、その登場当初に Uppsala モデルが想定していたよりも国際化というものは、より複雑なものでありうると 1990 年に論じている¹²。実際、1990 年代初頭以降以降、創業当初より国際展開を行う Born Global 企業が登場する中、これに関して従来の漸進的で長年にわたる国際化過程を説明する Uppsala モデルをもって説明するのには限界があった。こうした新しい現象を説明する上でより有効とされたのが次節で紹介する Born Global 理論である。

(3) Born Global Company 理論 (BGC 理論) の登場：BaGC の前表

Born Global とは、読んで字のごとく創業当初よりグローバル化する企業、との意である。厳密な定義が存在する訳ではないが、基本的には、極めて積極的な起業家のリーダーシップの元、製品やサービス面のイノベーションを用いて、創業後数年の期間で海外への事業展開を行う企業が、Born Global 企業である。

そもそも BGC に関する研究は 1980 年代から存在しているが、創業時もしくはその後まもなく国際化を行う企業を説明するのに Born Global という用語を紹介したのは Michael Rennie (1993 年) である¹³。1993 年、コンサルタント会社の McKinsey & Company とオーストラリア生産者評議会 (Australian Manufacturing Council) は共同研究を行い、オーストラリア国内の高付加価値製造業を調査研究した。当時、Rennie は McKinsey Australia 事務所長を務めていた。Garry Knight と S. Tamer Cavusgil が 1996 年の論文において整理したところによると、McKinsey が行った調査において判明した BGC の特徴は以下の 6 点であった¹⁴。

- ・ 創業当初より BGC の経営者 (起業家) は世界 (全体) を市場とみている。
- ・ BGC は創業 2 年以内に一つもしくは複数の製品の輸出を開始し、少なくとも生産全体の 25% を輸出しようとする。
- ・ BGC は通常は年間平均売上高 1 億ドル程度を超えない企業である。
- ・ BGC のほとんどは積極的な起業家により創設され、製品技術もしくは業務プロセスにおける何らかの決定的ブレークスルーの結果、生まれてくる。
- ・ BGC は特異な商品アイディアや新規の事業方法を開発するために先端技術を活用することがある。
- ・ BGC が販売する商品は実質的な付加価値向上を包含し、こうした商品は主として産業用途の場

12 Gary A. Knight and S. Tamer Cavusgil, *op.cit.*, pp.15 – 17

13 中村、前掲書 (ボーングローバル企業の経営理論)、98 頁。

14 Gary A. Knight and S. Tamer Cavusgil, *op.cit.*, p.18

合が多い。

また、この調査に関わった Rennie は、BGC はより規模の大きい競合企業に比べて極めて競争力が高く、その競争力は過去 20 年間（1970 年代以降）の内に非常に高まっていること、及び BGC は、20 年前には不可能だったやり方で高成長・高利益の事業システムを運営維持していること等を指摘した¹⁵。

その後、Garry Knight と S. Tamer Cavusgil は「国際的起業家志向」「国際的マーケティング志向」といったイノベティブな組織文化が、BGC の事業戦略としての「グローバルレベルでの技術コンピタンス」、「差別化された商品開発」「品質重視」及び「海外市場における流通仲介業者の有効活用」をもたらしているとの実証研究を行い¹⁶、こうした議論も踏まえ、BGC の条件とその

（表 2）BGC の条件とその際立った特徴

【促進要因】

- 市場のグローバル化
- 通信と情報技術の進歩
- 製造技術の進歩
- グローバルニッチ市場
- グローバルネットワーク

【ボーングローバル企業の際立った特徴】

- ① 創業時またはその後まもなく国際市場において活発な活動
- ② 財務と有形資産が限定されているという特徴
- ③ ほとんどの産業に横断してみられる
- ④ 経営者の強い国際的展望と国際的な起業家志向
- ⑤ しばしば、差別化戦略を強調
- ⑥ しばしば、高い製品品質を強調
- ⑦ 進歩した通信と情報技術の活用
- ⑧ 外国市場では典型的に独立した外部の流通仲介業者を活用

【国際化の引き金】

- 輸出プル
- 輸出プッシュ
- 世界的な独占的地位
- 国際的参画を必要条件とする製品－市場の状況
- 高度製品の提供
- グローバルなネットワーク関係
- グローバルニッチ市場

（出典）中村久人監訳、村瀬慶紀・萩原道雄訳『ボーングローバル企業論：新タイプの国際中小・ベンチャー企業の出現』（八千代出版、2013 年）6 頁。ただし、表中の【ボーングローバル企業の際立った特徴】に記載された項目毎の番号は及び太字化は本稿筆者による。）

15 Michael Rennie W., “Born Global”, *The McKinsey Quarterly*, Vol. 4, 1993, pp.45 – 52.

16 Gary A Knight and S Tamar Cavusgil, “Innovation, organization capabilities, and the born-global firm”, *Journal of International Business Studies*, Vol. 35, 2004, pp.129 – 130, p.135.

際立った特徴、及び国際化の引き金につき、表2のようにまとめている¹⁷。

そして、2015年に発表された論文¹⁸において、Garry KnightとS. Tamer Cavusgilは、過去10年間、様々な研究者が行ったBGCに関する研究成果にもとづき、BGCにとって重要であると論じられている諸点を以下のように整理、紹介している。

[BGCにとっての様々な重要性]

- ネットワークの重要性（供給業者、流通業者、合弁相手とのネットワーク活用）。
- 社内外の資源活用の重要性。
- ダイナミック・ケイパビリティの重要性(学習、学習能力、ネットワーク関係を通じ得られる知識)。
- 起業家志向の重要性。
- 創業者の力の重要性（リスクを引き受けて事業を推進する力等）。
- 政策的支援の重要性。

また、彼らはこれらの諸議論を踏まえた上で、BGCを巡る諸研究の間に共通にみられる早期国際化の引き金に関する合意事項として、以下の諸点を挙げている。

[BGCにおける早期国際化の引き金]

- 本国市場の規模。
- グローバルニッチ市場の登場。
- コミュニケーションと製品における技術的進歩。
- グローバルなネットワーク、アライアンス、組織的ケイパビリティの発展。
- 特に国際化を得意とし成功する企業の組織的性格（国際的経験やビジョン、コミットメント、革新性と起業家志向）。
- グローバルニッチ市場向けの高付加価値の提供、ハイテクもしくはより高品質な製品。
- 強い市場志向、国際マーケティング能力、海外市場への適用性。
- 成長スピードが速く、知識集約的でグローバルなつながりの強い傾向の分野に多い。
- 国際化プレミアムの活用（低コストのIT技術、物流の活用）。

そして創業後早い段階での、速やかな国際化に関しては、以下のような結論を導き出しているのである。

◇ BGCは差別化されユニークで革新的な最先端の付加価値提供を志向する。

◇ BGCにおけるリーダーシップはチェンジエージェントが主導することが多い。

17 S. Tamer Cavusgil, Gary A. Knight, *Born Global Firms: A New International Enterprise*, Business Expert Press, New York, 2009, p.10（邦語訳：中村久人監訳、村瀬慶紀・萩原道雄訳『ボーングローバル企業論：新タイプの国際中小・ベンチャー企業の出現』（八千代出版、2013年）6～9頁。本稿の引用文及び表2は邦語訳を参照した。）

18 S. Tamer Cavusgil and Gary Knight, “The born global firm: An entrepreneurial and capabilities perspective on early and rapid internationalization”, *Journal of International Business Studies*, Vol. 46, 2015, pp7 – 10

チェンジエージェントは、輸出を主導し、国際化を進める。

◇こうしたチェンジエージェントは、起業家精神を有し、国際化に伴うリスクを低減する精神性を有する。

◇ BGC のリーダーは世界中の顧客への提供を動機としている。

◇ BGC は協力者のグローバルネットワーク構築を効果的に行おうとする。

◇小規模な国内市場を有する国ほど不釣り合いな形で BGC を発生させる傾向がある。

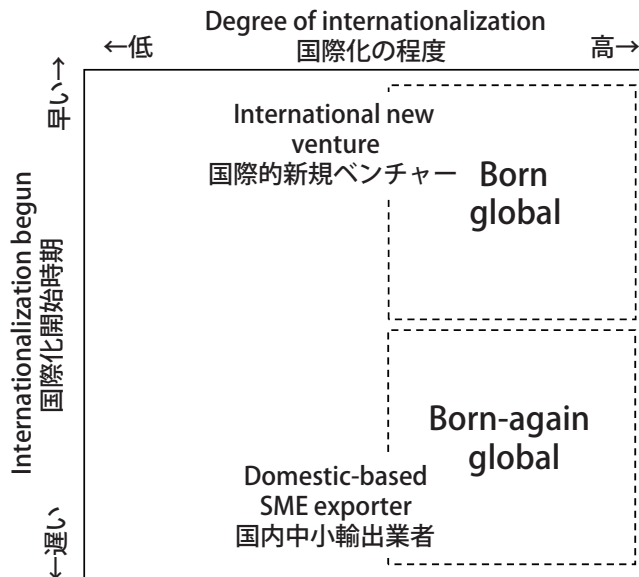
以上の諸点から、創業間もなく、積極的な起業家のリーダーシップのもと、先端技術ないしそれを応用した製品を武器として世界市場に打って出る中小ベンチャー企業という企業像が、典型的な BGC 像として浮かび上がる。

(4) Born-again Global Company の理論：

前節までは創業後数年で国際化を実現する BGC に関する理論を紹介した。BGC にせよ、漸進的な国際化を進める Uppsala モデルが想定するような企業にせよ、多様な発展経路があり、タイプがある。BGC から派生した考え方の一つが 2001 年に Bell et al. が紹介した ”Born-again Global Company” という考え方である¹⁹。

創業から十数年、数十年の年月に亘って事業活動の場を国内市場に特化してきた中小企業が、何

(図 2) 中小企業国際化パターン



(出典) Michael Sheppard and Rod McNaughton, p.47 を参照。邦語訳は本稿筆者によるもの。

19 Michael Sheppard and Rod McNaughton, “Born global and born-again global firms: a comparison of internationalization patterns”, in Mika Gabrielsson, V.H. Manek Kirpalani (eds.), *Handbook of Research on Born Globals*, Edward Elgar, Cheltenham (UK), 2012, p.46.

らかのきっかけにより、ある時期から突然、高スピードにて国際化を推進することがある。Born-again Global Company (以下 BaGC) とはこうした企業のことであり、本稿の主要テーマであり、後ほど詳述する茨城県ひたちなか市周辺の中小製造企業は、いずれも創業から数十年を経ており、ここ数年で国際化を開始、実現しようとしている企業なのである。

まず、BGC と BaGC の相違点はどのような点にあるのか、Michael Sheppard と Rod McNaughton によって整理されたものが図2である²⁰。同図にある通り、縦軸に国際化開始の「早い」「遅い」をとり、横軸に国際化の程度の高低をとることで簡単な大別をしている。この区分けによると、国際化の時期が早い企業は BGC も含め「国際的新規ベンチャー (International new venture)」として位置づけられ、これが遅い企業は BaGC も含め「国内中小輸出業者 (Domestic-based SME exporter)」と位置づけられる。また、横軸での比較をした場合、BGC、BaGC ともに国際化の進展具合は高度である、ということになる。

Bell et al. は、従来、長年に亘って国内市場に特化した事業展開を行っていた中小企業が突然国際化へと踏み出すきっかけとして、「当該企業のオーナーシップ変更 (MBO、他社による買収、経営陣による買収)」、「他社の買収 (国際的なコネクションを有する他社の買収、技術移転、流通網確保等)」、「顧客への追従 (国内顧客の国際化、外国企業の本国への進出)」等を挙げている²¹。

また、Bell et al. の別の研究²²、及びそれも踏まえた Olejnik et al. の研究²³においては、表3にまとめられた通り、事業の国際化に対する「伝統企業」、「BGC」および「BaGC」の志向性の相違が様々な角度から比較されている。この詳細な比較からもわかる通り、伝統的な企業や BGC との比較において BaGC に特徴的な点として、以下3点が挙げられよう。

BGC とは異なり、創業から年月を経た古い企業であること。

従来は国際化を志向していた訳ではないが、あるクリティカルな事情により急速な路線転換を図ることとなり、積極的な国際化に乗り出したこと (なお、このクリティカルな事情には、MBO や合併、買収のみならず、経営者の世代交代等も含まれる)。

当該クリティカルな事情によって得た新しい資源、ネットワークを積極的に活用した大胆な国際化推進や新商品等の開発が行われていること。

さらに Olejnik et al. は、中小企業のうち、より強い国際化志向、成長志向を示す企業は、伝統

20 Ibid., p.47

21 Jim Bell, Rod McNaughton, Stephen Young, “‘Born-again global’ firms: An extension to the ‘born global’ phenomenon”, *Journal of International Management*, Vol.7, 2001, p.181

22 Jim Bell, Rod McNaughton, Stephen Young, Dave Crick, “Towards and Integrative Model of Small Firm Internationalisation”, *Journal of International Entrepreneurship*, Vol.1, 2003, pp. 346-347. (なお、当該一覧表の邦語訳としては、中村久人「地域中小企業の国際化・グローバル化：ボーン・アゲイン・グローバル企業の事例を中心に」(『経営教育研究』17巻1号、2014年、8～9頁)も参照)

23 Edith Olejnik and Bernhard Swoboda, “SMEs’ internationalisation patterns: descriptives, dynamics and determinants”, *International Marketing Review*, Vol. 29, No. 5, 2012, p. 487.

茨城県県北中小製造企業の事業国際化への取組み
 — ”Born-again Global Company” の萌芽 —

的な企業ではなく BGC 型、BaGC 型の発展をする可能性が高いと指摘している。また、BaGC は BGC と比較して国際化は遅くスタートしたものの、国際化に資するために国内にしっかりとした資産を構築してあるとしており、中小企業でより高度な知識創出能力を有する企業は、BGC よりもむしろ BaGC 型の発展をするとも指摘している²⁴。こうした点からも過去に蓄積された知識・情報、ネットワークといった資源を有効活用しつつ、国際化を通じた成長に乗り出そうとする BaGC 像が浮かび上がる。

(表 3) 国際化の相違

	伝統的な企業 Traditional	BGC Born Global Company	BaGC Born-again Global Company
典型的な描写	古い企業 伝統的な製造業 外国市場への継続的な参入とコミットメント グローバルな目標は不在 漸進的国際化	若い企業 知識集約型産業 同時に複数市場への参入 創業段階からグローバル展開 大胆で積極的な国際化	古い企業 伝統的製造とサービスインテンシブな産業 (例：リテリング) 創業当初はグローバル展開視野になし 大胆で積極的な国際化
国際化の動機	Reactive 自国市場と反対物として海外市場を位置づけ 経営陣の不承不承の動き 新製品の原価要請 製造工程の都合に基づく輸出	Proactive グローバルニッチ市場の追求 経営陣のコミットメント強	Reactive 決定的な重要事情がきっかけで国際化 (MBO、買収、合併等)
国際化の目的	企業の生き残りや成長 販売数量の増大 市場シェアの確保 商品ライフサイクルの延命	競争優位性の確保 先行者優位の発想 顧客囲い込み グローバルニッチ市場もしくはセグメント への急速な浸透	クリティカルな事情によって得られた 新しいネットワークやリソースの活用
国際化戦略	場当たり的で機械主義的。 新しい機会に対して継続して敏感な行動 原子的拡大、相互に無関係新規顧客、市場開拓	構造的。 国際化につき計画的アプローチ。 グローバルネットワークを拡大。	クリティカルな事情に対する反応として 受け身的だったが、その後はより構造的に。 新たに獲得したネットワークを拡大。
オペレーションの モード	Establishment chain の上昇に沿って深まる 定期的輸出業務なし→輸出業務→代理店経由輸出 →販売拠点→生産・製造拠点	進出モードはフレキシブル 特定の連続性なく、輸出から協力提携、 直接投資まで各種あり。	進出モードはフレキシブル 特定の連続性なし。資源ベースがしっかり しているため、より深いコミット可能
創業から国際化 までのタイムラグ	遅い	早い 創業から 3 年～10 年まで各種定義あり	遅い
国際化ベースと パターン	段階的 緩慢な国際化（数少ない市場） 国内事業拡大優先 馴染みある市場への集中 一時に一市場開拓 技術革新が不要の小さい市場を狙う 既存の商材を適用 ネットワーク活用は限定的 物理的・地理的に近い市場への継続的進出	急速 早急な国際化（多数の市場） 国内向け事業と輸出拡大同時並行 (輸出が国内市場より先行することあり) 一時に複数市場開拓 顧客追従の要素あり 主導的な市場への集中 グローバル商材の開発 ネットワーク積極活用 先進市場主導で世界的オペレーション	タイミングは遅いが、急速 国際展開の予定皆無から突然の急速国際化 親会社のネットワークと海外市場への集中 一時に複数市場参入 顧客への強い追従 新商品開発 世界的オペレーション
流通手段／市場 参入方法	伝統的。代理店・流通業者・卸売の活用 顧客直送	代理店や流通業者の活用。顧客チャンネル との統合。技術供与、合併、海外生産等の 利用。	既存のチャンネル／新しい本社、あるいは パートナー企業、あるいは顧客企業の 既存チャネル活用。
外国売上高比率	主要指標に非ず 外国売上比率は小規模から中規模程度	高外国売上高比率。 通常 25%以上（所在地が小国であれば 50%以上）	高外国売上高比率。
財務（資金調達）	新規市場での資金調達	急速な成長による自己金融、ベンチャー キャピタル、新規上場（IPO）	親会社による出資、MBO 後の資金補充

(出典) Bell et al (及び中村邦語訳)、Olejnik and Bernhard の両資料を総合して筆者作成。

(5) 本稿への BaGC 理論の適用：

最後に、本節では茨城県ひたちなか市周辺の中小製造企業を分析する上での理論枠組みを検討したい。BaGC の生成・発展過程を検討する上でのモデルとして Schueffel and Rico が論じる「成

24 Ibid, p.468, p.488.

熟中小企業の国際化対応に関する概念枠組み（A Conceptual framework of the internationalization behavior of mature SMEs）」に依拠することとする。Schueffle and Rico は、スイスにおける中小企業の国際化対応を研究し、この概念枠組みを構築した。Schueffle and Rico は国際起業家論を研究する Zahra and George が編み出した中小企業の生成・発展枠組みモデル²⁵を援用しつつ、長年にわたり事業を続けてきたいわば「成熟」した中小企業が、いかにして、どのような形で国際化していくかを占う枠組みを作ったのである。

当該モデルは図3に示されている通りである²⁶。まず、素性（Antecedents）として「経営陣のキャラクターや企業内の各種資源といった組織的要素」、「事業環境要素」、「事業戦略要素」がある。前節でもみた通り、これらの要素に対して、文脈（Context）として何らかの「決定的出来事」が触媒的影響を与える。それは具体的には経営陣の交代（世代交代等も含む）や顧客の海外進出といった出来事である。こうした出来事が有機的に作用して国際的起業家志向のありようが「決定要因」（Determinants）として固まり、当該企業が BaGC となるか、伝統的な企業のまま変化しないかといった先行きが見えてくる。その先には成果（Outcomes）としての各種競争優位性が表れるのである。

Schueffel and Rico が指摘するところによると、成熟した中小企業が BaGC へと変貌を遂げる上では、国内市場の狭小性といった Hard Facts が国際化を推進する圧力要素となっている一方で、その企業の経営陣のキャラクター（リスクを取る性向、起業家的思考、プロとしての経験、好奇心等）といったソフトな要素も影響が大きいとする。また、彼らは全般的に国際的起業家志向と、技術革新は密接であり、上述の「決定的な出来事」等を通じて国際的なパートナー企業と組むことにより、当該企業の革新性は高まるとしている。さらに、BaGC を維持発展させていく上では、国際化に際して入念に準備し、商品やサービスを進出先現地市場に柔軟に適用させることや、商品のみならず、サービスも含めて顧客に提供する付加価値全体を包含するプロセス志向が重要であることなども指摘している。そして全般的には、他の市場から学ぶことへの開かれたマインド、顧客要請に沿って製品をモディファイする柔軟性、こうしたことが BaGC の競争力を高めるとしている。

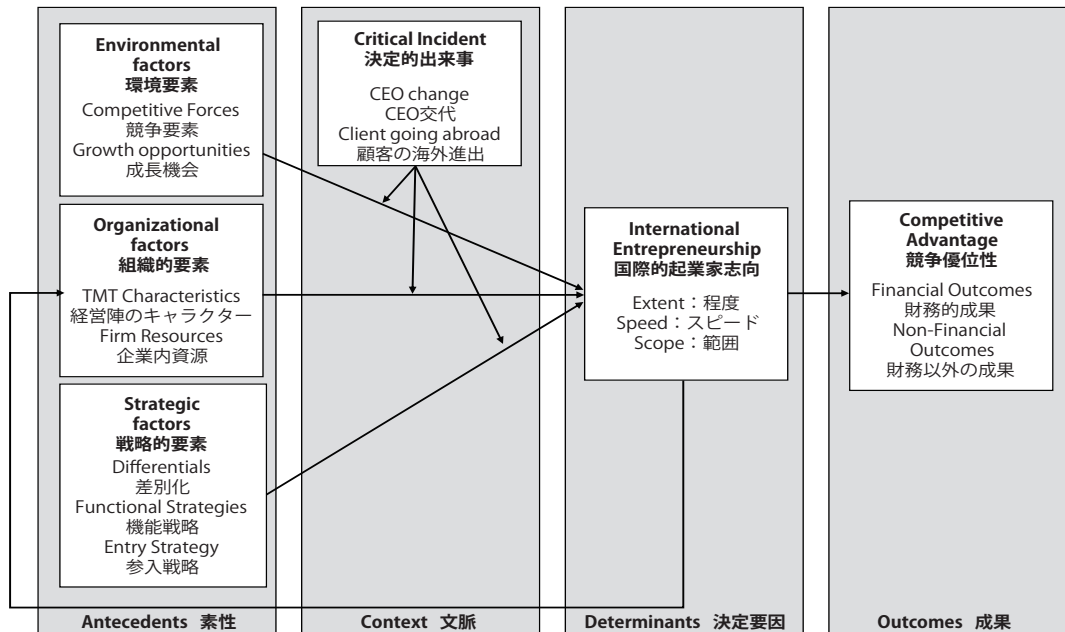
第2章：茨城県中小企業の実態と県北の位置づけ：

茨城県ひたちなか市周辺のいくつかの中小製造企業を BGC 概念から派生した BaGC として理解するための第一の準備として、前章においては、理論的な枠組みを整えるべく、Schueffel and Rico が論じる「成熟中小企業の国際化対応に関する概念枠組み（A Conceptual framework of the

25 Shaker A. Zahra, Gerard George, “International Entrepreneurship: The Current Status of the Field and Future Research Agenda”, in Michael A. Hit, R. Duane Ireland, S. Michael Camp, Donald L. Sexton (Eds), *Strategic Entrepreneurship: Creating a New Mindset*, Blackwell Publishing, Oxford, 2002, pp. 265 – 278.

26 Patrick Schueffel, Baldegger Rico, “Behavioral patterns in born-again global firms: Towards a conceptual framework of the internationalization activities of mature SMEs”, *The Multinational Business Review*, Vol. 22, No. 4, 2014, pp. 433 – 436

(図 3) 成熟中小企業の国際化対応 概念枠組み



(出典) Patrick Schueffel, Baldegger Rico, “Behavioral patterns in Born-again global firms: Towards a conceptual framework of the internationalization activities of mature SMEs”, The Multinational Business Review, Vol. 22, No. 4, 2014, pp. 434 (邦語訳は本稿筆者による)。

internationalization behavior of mature SMEs)」を検討したが、本章においては、次なる準備として、そもそもこれらの企業が存立する茨城県と茨城県県北の位置づけについて確認する。その際、主として経済産業省の工業統計調査（平成 25 年）等を活用する。また、茨城県や県北地域の工業発展史についても触れる。こうした作業は本稿のメインターゲットたる茨城県ひたちなか市周辺の中小製造企業の立ち位置を確認し、ひいては前章にて導入した概念枠組みにおける「環境要素 (Environmental factors)」の一部を確定することにもつながるであろう。

(1) 我が国製造業における茨城県の位置づけ：

我が国製造業における茨城県の位置づけにつき、経済産業省の工業統計調査を中心にみていく²⁷。表 4 は平成 25 年（2013 年）における我が国製造業の事業所数（従業者 4 人以上）、出荷高（製造品出荷高）、生産額、粗付加価値額の上位 20 都道府県を示している²⁸。

まず、事業所数を見てみよう。平成 25 年末時点、全国には 208,029 事業所が存在しており、

27 これら各種データは「経済産業省大臣官房統計グループ 平成 25 年 工業統計表 [市町村編]」及び「経済産業省大臣官房統計グループ 平成 25 年 工業統計表 [産業細分類別統計表]」を参照。これらの表は「経済産業省 工業統計調査」の一部。(http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2.html. 2015 年 8 月 22 日アクセス)

28 上記統計において粗付加価値額は、次の算式により算出されている。算式：粗付加価値額＝製造品出荷額等－(消費税を除く内国消費税額 (*1)＋推計消費税額 (*2))－原材料使用額等。

そのうち、最大の事業所数を有するのが大阪府 (18,229 事業所)、第 2 位が愛知県 (17,187 事業所)、第 3 位が東京都 (12,780 事業所) となっており、5,569 事業所を有する茨城県は第 12 位である。一方、表 5 の右表に示す通り、経済産業省による「工場立地動向調査」²⁹によると、平成 25 年 (2013 年) 1 月～12 月期の我が国における都道府県別工場立地件数をみると、全国の工場立地件数は 1,873 件で、そのうち茨城県は 147 件を占め、全国第 1 位である (第 2 位以下は、群馬県 128 件、北海道 109 件、福岡県 96 件と続く)。また同年の工場用敷地面積をみると、全国 7,526 万㎡のうち、茨城県は 646 万㎡となり、これは北海道の 800 万㎡について第 2 位である。さらに、表 5 の左表に示す通り、平成 16 年～平成 25 年までの過去 10 年間の累計でみた場合、茨城県の工場立地件数は累計 641 件で全国第 5 位であるが、同工場用敷地面積は 1,878 万㎡と全国第 1 位を占めているのである³⁰。

次に、我が国製造業の中に占める茨城県製造業を、生産額、出荷額、粗付加価値高の側面から見てみよう。表 4 にある通り、平成 25 年における全国製造業の生産額は 271.8 兆円であり、うち茨城県は 10.5 兆円を占め、第 8 位である。同様に全国製造業の出荷額は 292.1 兆円で、茨城県は 10.9 兆円を占める、これも生産額同様全国第 8 位である。また、粗付加価値額では全国製造業の合計が 97.8 兆円であり、うち茨城県は 36.4 兆円を占め第 7 位となっている³¹。

最後に産業別でみた場合の茨城県の位置づけを確認しておく。図 4-1 は平成 25 年 (2013 年) における製造業の産業分類別生産額構成比率である。外環が茨城県における産業分類別構成比率を示し、内環が全国での同比率を示している。なお、【 】内の順位は各主要分野において茨城県が占める都道府県別順位である。同様の切り口で出荷額、粗付加価値額を示したものが図 4-2 (出荷額)、図 4-3 (粗付加価値額) である。これらの図から、総じて茨城県においては、生産、出荷、付加価値ともに、化学工業、食料品製造業、生産用機械器具製造業 (各種分野用途の機械・装置及び金属用・非金属用の金型・同部品・付属品の製造等を含む) といった三分野が主要分野として大きな比率を占めていることが分かる。また、全国的な順位においても、これらの分野における茨城県の順位は比較的高い。さらに、茨城県においては、これら三分野の他にも、プラスチック製品製造業、電気機械器具製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業 (ボイラ・原動機製電線造業、ポンプ・圧縮機製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他)、非鉄金属製造業 (電線・ケーブル製造業、光ファイバーケーブル製造業等も含む) といった分野が占める割合も大きい。

29 経済産業省「工場立地動向調査」[<http://www.meti.go.jp/statistics/tii/ritti/result-2.html>] (最終検索日：2015 年 8 月 14 日)。なお、工場立地動向調査は、工場立地法 (昭和 34 年法律第 24 号) 第 2 条に基づき昭和 42 年から実施されており、その対象は全国の製造業、電気業 (水力発電所、地熱発電所を除く)、ガス業及び熱供給業のための工場又は事業場を建設する目的をもって取得 (借地を含む。) された 1,000㎡以上の用地 (埋立予定地を含む)。

30 同上、平成 25 年個別表リスト内「第 3 表 立地件数 [平成 7 年～平成 25 年] (都道府県別)」及び「第 6 表 敷地面積 [平成 7 年～平成 25 年] (都道府県別)」

31 経済産業省大臣官房統計グループ、前掲資料。

茨城県県北中小製造企業の事業国際化への取組み
 — ”Born-again Global Company” の萌芽 —

(表 4) 平成 25 年全国事業所数、製造品出荷額、生産額、粗付加価値額上位 20 都道府県

順位	都道府県	事業所数 (従業者4人以上)	順位	都道府県	生産額 (億円)	順位	都道府県	製造品出荷額 (億円)	順位	都道府県	粗付加価値額 (億円)
1	大阪	18,229	1	愛知	331,249	1	愛知	420,018	1	愛知	133,608
2	愛知	17,187	2	神奈川	167,352	2	神奈川	172,261	2	静岡	59,936
3	東京	12,780	3	大阪	151,955	3	大阪	160,245	3	大阪	54,404
4	埼玉	11,868	4	静岡	151,237	4	静岡	156,991	4	神奈川	51,749
5	静岡	10,037	5	兵庫	132,238	5	兵庫	140,269	5	兵庫	48,557
6	兵庫	9,017	6	千葉	121,361	6	千葉	130,033	6	埼玉	44,012
7	神奈川	8,433	7	埼玉	112,644	7	埼玉	117,877	7	茨城	36,395
8	岐阜	6,184	8	茨城	105,088	8	茨城	109,013	8	三重	33,514
9	福岡	5,728	9	三重	100,456	9	三重	104,092	9	東京	31,928
10	新潟	5,649	10	広島	80,616	10	広島	85,556	10	千葉	31,278
11	北海道	5,596	11	栃木	79,577	11	福岡	81,930	11	群馬	28,140
12	茨城	5,569	12	福岡	79,550	12	栃木	81,795	12	栃木	27,625
13	長野	5,276	13	群馬	75,299	13	東京	78,518	13	広島	26,953
14	千葉	5,223	14	東京	74,211	14	群馬	77,227	14	滋賀	25,157
15	群馬	5,205	15	岡山	73,977	15	岡山	76,737	15	福岡	24,517
16	広島	5,194	16	山口	66,523	16	山口	67,979	16	岡山	20,459
17	京都	4,500	17	滋賀	60,933	17	滋賀	64,352	17	長野	19,968
18	栃木	4,438	18	北海道	60,666	18	北海道	63,851	18	岐阜	18,746
19	福島	3,832	19	岐阜	46,309	19	長野	51,125	19	山口	18,547
20	三重	3,726	20	福島	44,343	20	岐阜	47,974	20	京都	18,104
全国合計		208,029	全国合計		2,718,219	全国合計		2,920,921	全国合計		978,479

(出所) 事業所数、製造品出荷額、粗付加価値額は、「経済産業大臣官房統計グループ 平成 25 年 工業統計表 [市町村編]」より作成。(経済産業省 工業統計調査)」より作成。生産額は、「経済産業省大臣官房調査統計グループ 平成 25 年工業統計表 [産業細分類統計表]」より作成。

(表 5) 工場立地件数及び工場用敷地面積上位 10 都道府県

工場立地件数と敷地面積 (平成 16 年～ 25 年累計)			
順位	都道府県名	件数 (件)	敷地面積 (千㎡)
1	静岡	808	茨城 18,785
2	群馬	792	北海道 17,350
3	兵庫	748	愛知 13,441
4	愛知	693	静岡 11,321
5	茨城	641	群馬 9,084
6	福岡	551	三重 8,823
7	北海道	536	宮城 8,387
8	埼玉	498	福島 8,318
9	栃木	491	栃木 8,226
10	新潟	426	埼玉 6,300
全国合計		13,671	全国合計 252,650

(注) 研究所を含まない

工場立地件数と敷地面積 (平成 25 年単年)			
順位	都道府県名	件数 (件)	敷地面積 (千㎡)
1	茨城	147	北海道 8,005
2	群馬	128	茨城 6,460
3	北海道	109	三重 3,922
4	福岡	96	愛知 3,117
5	栃木	78	栃木 2,613
6	静岡	77	福島 2,027
7	愛知	72	群馬 1,885
8	兵庫	65	静岡 1,558
9	埼玉	45	宮城 1,396
10	新潟	44	埼玉 549
全国合計		1,873	全国合計 75,268

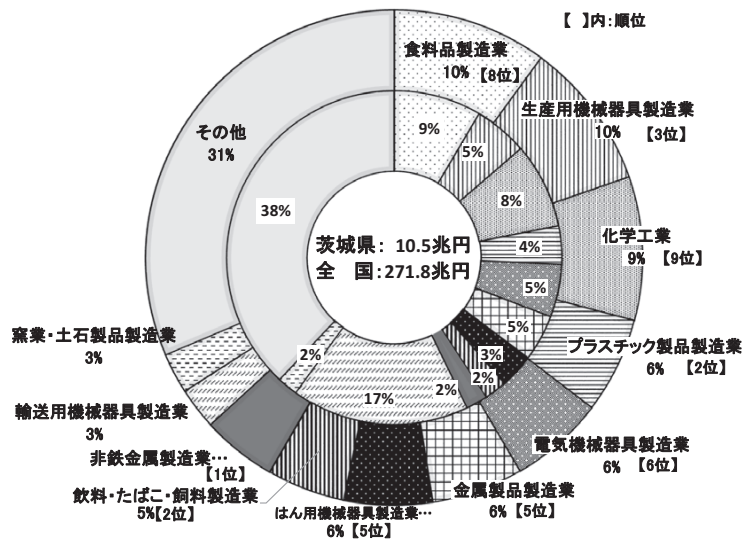
(注) 研究所を含まない

(出所) 経済産業省 工場立地動向調査「第 3 表 立地件数 [平成 7 年～平成 25 年] (都道府県別)」及び「第 6 表 敷地面積 [平成 7 年～平成 25 年] (都道府県別)」より作成。

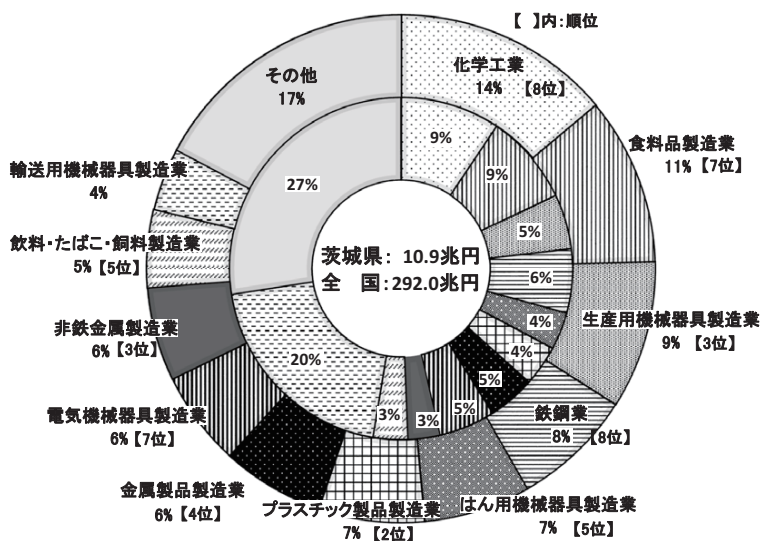
以上の統計から、茨城県は、事業所数は全国的にみて第 12 位の規模にあるとはいえ、直近 10 年間の工場立地件数の増大、敷地面積の拡大から、全般的に製造業誘致が伸長していることが分かる。また、製造業全般における生産額、出荷額、付加価値額が全国的にみても上位を占め、重要なインパクトを持つことが分かる。そうした点で、まさに茨城県は太平洋ベルト地帯の東端に位置す

る我が国の製造基地としての特色を有するといえよう。さらに産業分野別に茨城県の位置づけを確認していくと、基本的に重化学工業分野、生産材分野といった産業用途向けの B2B 型分野と、軽工業分野、食料品製造業等にみられるような消費財向けの B2C 型分野の双方において、茨城県は全国的にみても大きな比重をしめていることが分かる。なお、本稿で後述する BaGC の萌芽たるひたちなか市周辺の中小製造企業は、いずれも B2B 型の企業である。

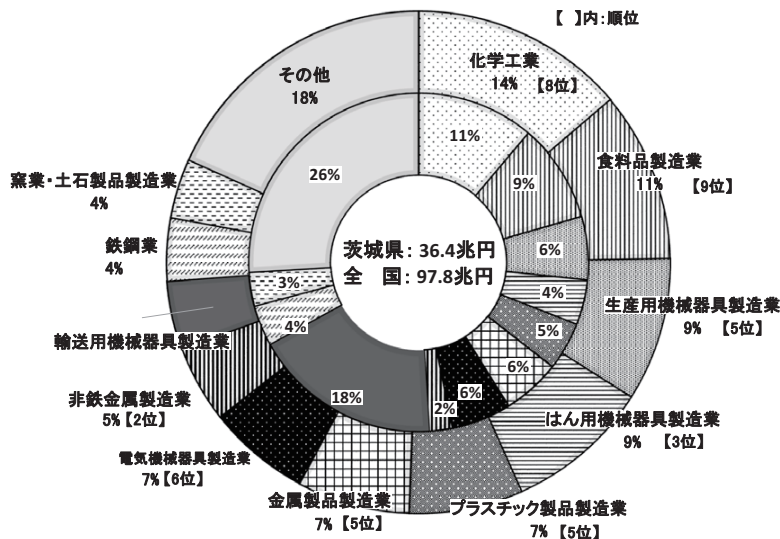
(図4-1) 産業別生産構成比率 (平成25年)
茨城県 (外環)・全国 (内環)



(図4-2) 産業別出荷構成比率 (平成25年)
茨城県 (外環)・全国 (内環)



(図 4-3) 産業別付加価値額構成比率 (平成 25 年)
 茨城県 (外環)・全国 (内環)



(出所) 図 4-1、図 4-2、図 4-3 とともに、経済産業大臣官房統計グループ「平成 25 年工業統計表 [市町村編]」及び「平成 25 年工業統計表 [産業細分類別統計表]」より作成。(経済産業省 工業統計調査)

(2) 茨城県内の地域別の産業的特色：

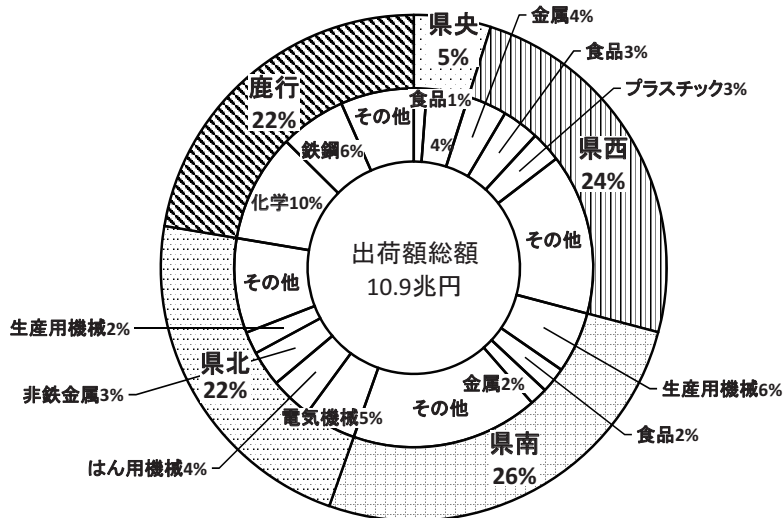
本節では茨城県内の各地域の特色を確認する。茨城県は県北、県央、鹿行、県南、県西の 5 地域に区切られる³²。図 5-1 は平成 25 年 (2013 年) の茨城県における地域別産業分類別出荷額構成比率を示している。また、図 5-2 は同様の切り口で茨城県内の地域別産業別粗付加価値額構成比率を示したものである。平成 25 年 (2013 年) における茨県の出荷額の総額は 10.9 兆円であるが、基本的に県西、県南、県北、鹿行が各々 20%～25% 前後の比率を有する (県庁所在地である水戸を擁する県央については 5%)。

この統計をみると、県央、県西、県南地域は食料品製造業 (食品)、金属製品製造業 (金属)、プラスチック製品製造業 (プラスチック) の占める割合が高く、中でも特に食料品製造業の比率が 3 地域ともに高いことが特徴的である。前節において茨城県における製造業全体に占める食料品製造業の生産、出荷、粗付加価値額が高いことを示したが、この分野は基本的にこの

32 茨城県公式ホームページ参照。[<http://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/tokei/fukyu/tokei/tokeisyo/seikatsu26/index.html#indx02>] (最終検索日: 2015 年 8 月 27 日)。各地域に含まれる市町村は、次の通り。県北地域: 日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町 (計 9 市町村)、県央地域: 水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町 (計 6 市町村)、鹿行地域: 鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市 (計 5 市町村)、県南地域: 土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町 (計 14 市町村)、県西地域: 古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町 (計 10 市町村)。

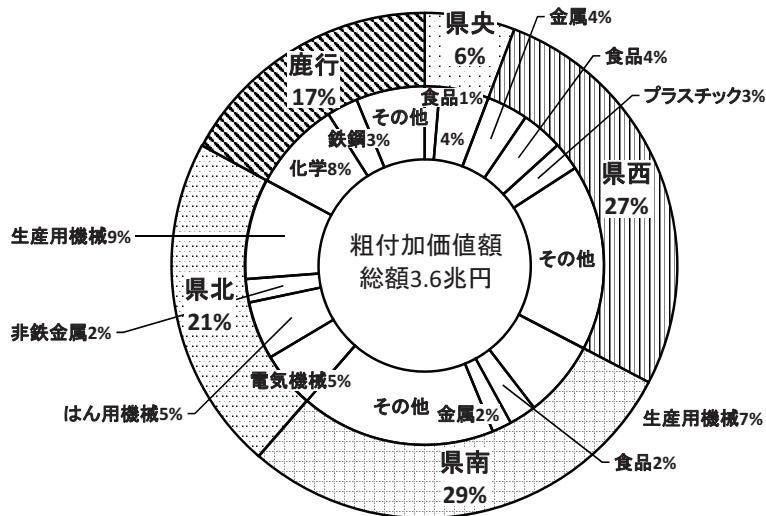
3地域、特に県西と県南に起因していることが分かる。一方、県北地域、鹿行地域においては食品の占める割合はわずかであり、鹿島臨海工業地帯のコンビナート群を擁する鹿行地域は専ら化学工業と鉄鋼業が中心であり、日本を代表する大手総合電機メーカーを擁する県北地域は電気機械器具製造業、はん用機械器具製造業、非鉄金属製造業、生産用機械製造業といった分野が主流で

(図5-1) 地域別産業別出荷額構成比率(平成25年)
茨城県内地域別(外環)・地域内産業別(内環)



あることが分かる。

(図5-2) 地域別産業別粗付加価値構成比率(平成25年)
茨城県内地域別(外環)・地域内産業別(内環)



(出所) 図5-1、図5-2ともに、経済産業大臣官房統計グループ「平成25年工業統計表[市町村編]」より作成。(経済産業省工業統計調査)

(3) 県北の位置づけ：

さて、本稿の次章において、BaGC の萌芽として取り上げる中小製造企業は、茨城県県北のひたちなか市周辺に所在する。前節まで、これら企業を取り巻く外部環境として、茨城県製造業の全国的な位置づけや、茨城県内における県北の位置づけを確認した。そして以下においては県北における中小製造企業の産業集積状況を確認しておこう。

まず、そもそも茨城県における出荷額を市町村別にみた場合の上位 3 市町村は、神栖市（1.5 兆円）、日立市（1.1 兆円）、ひたちなか市（0.8 兆円）となっており、この 3 市で全体の 3 割を占めており、県北の重要性がよく理解できる。

（表 6）茨城県市町村別出荷額上位 3 市町村（平成 25 年）

（億円）		
市区町村	地域	出荷額
神栖市	鹿行	15,155
日立市	県北	10,670
ひたちなか市	県北	8,264

（出所）経済産業大臣官房統計グループ「平成 25 年工業統計表〔市町村編〕」より作成。（経済産業省 工業統計調査）

県北地域の工業発展史について簡単に触れておく。そもそも、戦後の日本経済においては、重工業を中心とした経済復興と産業合理化が推進された。まず、工業生産の基盤となるエネルギー資源の確保のため、石炭鉱業の合理化と電源開発事業を中心とする電気機械産業に立ち直る契機があった。この中で、茨城県においては、県北地域の重工業（電気機械工業）が県全体の経済発展をけん引することとなる。まず戦後から昭和 30 年代にかけて、重化学工業の発展は、茨城県では県北鉱工業地帯、とりわけ日立市を中心とする電気機械工業の伸長によるところが大きく、同県においては「後進県からの脱却」を目指して、地域開発、工業開発の推進が図られた。昭和 30 年代、茨城県の工業生産は、電気機械工業を中心に大きく伸長し、昭和 40 年の工業出荷額は昭和 30 年の約 4 倍となった。茨城県の鉱工業生産の伸びは、昭和 30 ～ 35 年の 5 か年間に年平均成長率は 21.3%（全国平均は 16.3%）、昭和 35 ～ 40 年までの 5 か年間に 12.6%（全国平均は 11.6%）だったのである。昭和 30 年代は重工業の出荷が多く、その中心地である日立市と勝田市（現在のひたちなか市の一部）の出荷額は全県の 70.7%であった。つまり、両市の電気機械工業が茨城県の工業生産をけん引したのである。日本を代表する総合電機メーカーとともに関連中小企業の集積が進み、これらの中小企業群は、各工場に事業協同組合等を結成し、親企業との間に下請け取引関係を結んだ。県北工業地帯は電気機械工業を中心とした構造をもち、少数の大企業事業所を頂点として、これにつらなる中小企業が、広い裾野を形成する形で発展したのである³³。

また、明治期より存在した県北地域における鉱業（炭田）は合理化が推進され、政府の支援も

33 茨城県『茨城県史：近現代編』（茨城県、1984 年）861 ～ 862 頁。

(表 7) 県北地域市町村別・産業別出荷額 (平成 25 年)

(億円)

産業分類	日立市	ひたちなか市	北茨城市	高萩市	常陸大宮市	那珂市	常陸太田市	那珂郡東海村	久慈郡大子町	総計
電気機械器具製造業	2,984	1,884	51	34	62	21	46			5,081
はん用機械器具製造業	2,551	1,577	17	0	0	6	0			4,152
非鉄金属製造業	3,495	0	0		11	0	1			3,506
生産用機械器具製造業	99	1,942	84	0	27	17	12			2,183
電子部品・デバイス・電子回路製造業	100	1,284	16	23	29	124				1,576
化学工業	0	19	517	359	0	0	0			895
輸送用機械器具製造業	209	324	106	61	86	9	22			817
プラスチック製品製造業	90	82	412	0	124	2	7			716
食料品製造業	22	383	64	76	97	13	36			692
金属製品製造業	112	150	56	237	30	75	25			685
窯業・土石製品製造業	312	54	24	103	14	0	21			528
パルプ・紙・紙加工品製造業	37	327	17		0	0	0			381
鉄鋼業	109	0	109	62	0	41	0			322
業務用機械器具製造業	31	64			171	10	14			290
木材・木製品製造業 (家具を除く)	10	35	16	48	10	2	37			158
その他の製造業	5	11	2	0	39	75	0			132
石油製品・石炭製品製造業			67			0				67
飲料・たばこ・飼料製造業	4		0		3	0	57			64
情報通信機械器具製造業	34	0	0		0	0	0			34
印刷・同関連業	15	7	0	0		6	2			30
繊維工業	2	0	0	0	3		0			5
家具・装備品製造業	2	3	0		0	0	0			5
ゴム製品製造業	2	0	2	0		0				4
その他の製造業	443	117	627	90	47	44	88	271	179	1,905
合計	10,670	8,264	2,188	1,093	752	445	368	271	179	24,229

(出所) 経済産業大臣官房統計グループ「平成 25 年工業統計表 [市町村編]」より作成。(経済産業省 工業統計調査)

得て工業団地を造成し、企業誘致が進められた³⁴⁾。こうしたことも県北地域における産業集積に貢献することとなったのである。

日立市及びひたちなか市を中心とする県北地域の産業分野別、出荷高は表 7 に示す通りである。同表から分かる通り、この地域は電気機械製造業、はん用機械器具製造業、非鉄金属製造業、生産用機械器具製造業の産業集積が進んでいる。この地域は日本を代表する総合電機メーカーのおひざもとに位置し、当該大手メーカーとの長年に渡る取引を通じて培ってきた極めて高い技術力を保持しているのである。一般に、80 年代後半以降、経済のグローバル化の影響を受け、従来からの取引関係が変化してきているといわれている。県北地域では中小製造企業にとって、大手総合電機メーカーは引き続き最重要顧客であるとともに、経済のグローバル化への対応を進めるべく、各社が自立化を進め、事業の国際競争力を強化することも重要な課題となっているのである。

(4) ひたちなか市中小製造企業を取り巻く環境要素：

本章では、ひたちなか市周辺の中小製造企業は、電気機械器具、はん用機械器具、生産用機械器具等々の B2B 型の製造業分野がメインであることが分かった。実際これらの分野は出荷額において大きなウェイトを占め、茨城県における県北地域をけん引する製造業分野として位置づいている。

なお、冒頭にも触れた通り、Schueffel and Rico による「成熟中小企業の国際化対応に関する概念枠組み」(図 3 参照) は、BaGC の「素性 (Antecedents)」が「事業環境要素」、「経営陣のキャ

34 同上、865 ～ 868 頁。

ラクターや企業内の各種資源といった組織的要素」、「事業戦略要素」の3つより構成されるとしている。本稿で個別に取り上げるひたちなか市周辺の中小製造企業におけるこれら3つの要素については、第4章において改めて詳細の分析を行うが（その際には「Antecedents：素性」のみならず、当該概念枠組みがカバーする「Context：文脈」、「Determinants：決定要因」、「Outcomes：成果」についても分析と総合を行う）、既に本章において、茨城県製造業の位置づけと、茨城県内における地域別産業別の製造業の位置づけを詳述することで、ひたちなか市周辺の中小製造企業の「事業環境要素」の一部を素描した。そうした意味で、本章は次章において取り上げる各個別企業の外部環境の確認作業も行った。次章ではいよいよ本稿の分析対象である個別の企業を取り上げていく。

第3章：BaGC 萌芽の事例：茨城県ひたちなか市中小製造企業の国際化にむけた胎動

本章では BaGC の萌芽たる、ひたちなか市周辺の中小製造企業を個別に取り上げる。まず、各企業の事業概要や経営理念、技術、事業国際化に向けた動きの方向性や背景等につき、主としてヒヤリングした内容をベースに紹介していく。

(1) ひたちなか商工会議所のプロジェクトと参加企業の2社：

本稿の第1章の(4)の末尾において、Bell et al. の研究、及びそれも踏まえた Olejnik et al. の研究に触れながら、(表3)において「伝統的な企業」、「BGC」「BaGC」の国際化の相違についてまとめた。(表3)における BaGC の「国際化の目的」として、「③当該クリティカルな事情によって得た新しい資源、ネットワークを積極的に活用した大胆な国際化推進や新商品等の開発が行われていること。」という要素を指摘した。論点を先取りして述べれば、本章の冒頭で扱う事例は、まさにこれに該当する。

ひたちなか市内には、長年にわたり、大手企業との取引実績を積んできた技術力の高い中小製造業が50社を超える規模で存在しており、ひたちなか商工会議所は、2013年から、米国ロスアンゼルスで開催される見本市などに参加し、米国内の需要を探る調査団を現地に派遣してきた³⁵。そして、ひたちなか商工会議所は、2015年度より「SUPER SHISAKU HITACHINAKA ブランド構築プロジェクト」を開始し、これは中小企業庁による「平成27年度ふるさと名物応援事業補助金（JAPAN ブランド育成支援事業）」に採択されたのである。同プロジェクトにおいては、「大手（企業）との仕事を通じて培った丹精なもののづくりを短納期で一個からつくれる日本のものづくりの真髄を海外に発信する。“丹精な試作”をひたちなかブランドとして構築し海外展開を図る。」ということが概要となっている。当該プロジェクトの当面の目的は、①ひたちなか市地元の中小企業合同チームによる丹精なもののづくりによる新しい試作ビジネスを実現すること（分野としては、医療機器、次世代通信、自動車機器等）、及び②米国ロスアンゼルスに販路開拓拠点を設置

35 茨城新聞、2015年6月5日付。

し、販路開拓を行うこと、とされた³⁶。まさに「SUPER SHISAKU HITACHINAKA ブランド構築プロジェクト」というクリティカルな事情により得られた対米輸出拠点という物的資源の確保や、同プロジェクトに参加するひたちなか市の他社との人的ネットワークの確保と活用が国際化の目的に資する形となっているのである。

ひたちなか商工会議所によると、中小製造企業の国際展開においては、二つのパターンがある。第一は現地に量産向け製造事業所等の生産設備を直接投資するパターン（東南アジア、中国、ベトナム向け等）であり、第二は多品種少量で試作用高額品を航空貨物等で輸出するパターン（欧米先進国向け）である。

第一の国際展開は量産用商品に適しており、従来からの日本的ものづくり（5S、生産革新、QCD）について工数をかけて地道に現地に教え込んでいくことになる。しかし、昨今、東南アジアや中国においては労働コスト及び労務管理リスクが上昇している。そうした中で、この第一の国際展開を行いながら、日本基準の品質を維持達成し続けていくことには大きな困難が伴う。その一方で、第二の国際化パターンは、多品種少量、高付加価値の試作向け製品（部品）に適しており、シリコンバレーのベンチャー企業や、ドイツ医療用機器メーカー等に対して、最先端技術、超精密技術を売り込むパターンである。

ひたちなか市周辺の県北企業にとっての国際化は第二のパターンの方が適しており、これは今般のプロジェクトのコンセプトにもつながった。なお、ひたちなか商工会議所によると、シリコンバレーを中心とした米国では自動車、各種 Wearable 機器、Data Center、航空宇宙、医療向け等のハードウェア向け開発、設計及び投資が盛んになっているなかで、シリコンバレーの町工場は中国資本の現地法人が多く、これら企業は東南アジアからの安価な労働力を活用しているものの、5S 等の教育は行われておらず、コスト要求に合わせるばかりが主眼となっている。シリコンバレーでは製品の技術力や製造技術力、5S 等よりもビジネスとして儲かるか否かが Key となっており、売れない技術＝悪い技術とみなされる。従って、マーケティングのコンセプトを欠いた状態で「図面をくれれば何でもやる」というスタンスは通じず、作り手主体の発想を脱却して顧客視点に立つことが肝要となっている。顧客が自社の技術を入れることによる効果、コスト低減等々の appealing な提案が必要であるとしている³⁷。換言すれば、まさに BaGC の概念枠組みにおける ”Determinants（決定要因）“ の International Entrepreneurship” が肝要である、ということになる。また、このように、ひたちなか市周辺の県北企業が BaGC となる契機として、地元の経済団体であるひたちなか商工会議所が触媒となり、企業間ネットワークを生み、これを活性化させて

36 ひたちなか商工会議所へのヒヤリングに基づく。同ヒヤリングは 2015 年 6 月 2 日、ひたちなか商工会議所において、同会議所の小泉力男副部長に対して行ったものである。

37 同上

いるのである。

それでは、以下本節において、上記プロジェクトに参画している 2 つの企業を紹介することとしたい。

① 株式会社西野精器製作所³⁸：

【概要】

株式会社西野精器製作所は、ひたちなか市に所在し、従業員 69 名、資本金 1,000 万円の企業であり、医療機器、自動車、カメラ、半導体装置等々の幅広い分野にて、精密試作部品を多品種少量生産する総合試作部品メーカーである。同社は 1957 年に創業され、1968 年に設立された。創業者は大手総合電機メーカーの下請け企業に就職し、当該会社で仕事を覚え、独立した。現二代目社長は大学卒業後、大手商社勤務を経て、先代の父より事業を承継した。取引先は 200 社を超え、リーピート・改造依頼の取引が 60%、新規取引が 30% を占める。顧客であるセットメーカー等が必要とするあらゆる種類の主要部品の試作、開発を手掛けることに卓越した企業である。

【経営理念】

同社の経営理念は、「企業使命感 4H」に集約されている。4H とは、「HEART：お客様に対する誠意と真心」「HI-SPEED：手際よく、短納期で」「HAND-MADE：手作り感覚を培っての高精度加工」「HI-TECH：時代の要求する先行技術」である。同社は「機械だけでは測れない、高い技術に熟練した人間の手だけが分かる感覚を大切にしつつ、お客様にお納めする試作部品の一品一品を、大切に製作していきます。最新鋭の設備も積極的に導入しながら、社員一同、常に新しい技術の習得に励みます。」としており、顧客志向、スピード、先端性と高精度に力点を置いている。

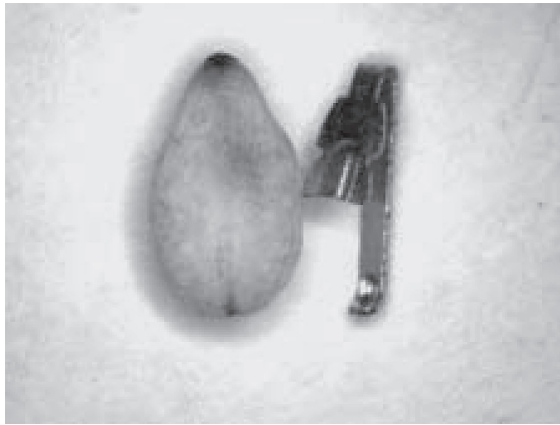
【技術・オペレーションの特色】

同社の特徴は、技術的総合力と短納期にある。同社の技術対応は、微細加工、マシニング加工、旋盤加工、複合旋盤加工、ワイヤーカット（放電加工）、レーザー加工、パンチ加工、板金加工、プレス加工、溶接、3 次元 CAD / CAM、研削加工（研磨）、熱処理、表面処理、材料取り、洗浄検査と広範囲に及び、板金・プレス加工にも、旋盤やマシニングなどの機械加工にも、幅広く対応できる設備と体制で、顧客のあらゆる試作・部品加工の要望に対応できる体制となっている。例えば、同社ではゴマ粒大の微細精密加工から、バスケットボール大の高速アルミ切削まであらゆる試作ニーズに短納期で対応するとしている（写真 1）。

こうした非常に微細な加工を実現するためには市販の金型や治工具を使用できることは少なく、多くの場合、自社で専用型などを製作の上、改良して対応する必要がある。また、製作にあたっては、

38 株式会社西野精器製作所の概要、経営理念、技術、国際展開については、同社へのヒヤリングに基づく。ヒヤリングは 2015 年 6 月 17 日、株式会社西野精器製作所において、同社代表取締役社長の西野信弘氏に対して行ったものである。また同社のホームページも参照した。[<http://www.nisinoiseiki.com/>]（最終検索日：2015 年 9 月 9 日）

(写真 1) ゴマ粒サイズの製品微細加工。微細曲げ加工を社内で製作した型で実現



(出所) 株式会社西野精器製作所ホームページより。
[<http://www.nisinoiseiki.com/case/298/>] (最終検索日: 2015 年 9 月 10 日)

温度管理等のノウハウも必要となり、まさに総合力が必須となるのである。通常、セットメーカー顧客は新製品用の試作品、試作部品を短納期で必要とすることが多いが、株式会社西野精器製作所は、部品加工 1 個でも 4 日目納入を実現する等のスピード板金や、アルミ高速切削等を実現し、短納期での対応を実施している点が強みである。そして、こうした技術力は技術人材育成が重要であり、実際、例えば複合旋盤の機械と作業者が一体化するには 3 年にかかる、と言われているのである。

【事業の国際化について】

近年、国内大手顧客の国際化進展なども背景として、将来への布石を打つ意味もあり、株式会社西野精器製作所は海外販路開拓を目指し、2012 年にドイツにおける展示会である「COMPAMED」に参加し、現地の医療関係や自動車関係企業が多く受注に必要な情報を得た。西野社長は、同社の技術力が十分な競争力を有することを確信するに至ったそうである。同社は 2014 年初の海外受注に成功している。そして、欧州のみならず、米国向けにビジネスを拡大するべく、上記ひたちなか商工会議所の「SUPER SHISAKU HITACHINAKA ブランド構築プロジェクト」に参画するにいたった。同社は高精度の微細試作品を短納期で実現することに強みを有しており、スピードが決め手となるシリコンバレーをはじめとした米国市場ではその強みを十分発揮できるとしている。

② イイダ電子株式会社³⁹：

【概要】

イイダ電子株式会社は 1970 年創業のひたちなか市に所在する資本金 1,000 万円の電子電機関連企業である。同社は電力計測器、各種試験装置、各種電子応用機器、プリント基板の設計・製

39 以下、イイダ電子株式会社については、同社へのヒヤリングに基づく。ヒヤリングは 2015 年 6 月 23 日、イイダ電子株式会社において、同社代表取締役の飯田明由氏に対して行ったものである。またこれ以外にも同社のホームページも参照した。[<http://www.iidadenshi.co.jp/index.html>] (最終検索日: 2015 年 9 月 10 日)

造・販売を手掛けおり、大手総合電機メーカーのみならず、国立大学や国立の研究機関等、電気・電子関連分野での最先端技術に関わる公的組織との取引実績も有する。

【経営理念】

同社は「1. 技術と創意工夫で、社会に貢献する、2. 全従業員が、一意精進することにより、幸福を追求する」ということを経営方針として掲げている。同社は高専・大学等の研究機関が産学連携に積極的になってきていることや、国や地方自治体が、ものづくり中小企業支援に積極的になってきていること、さらには資源エネルギー活用の多様化が進み、新たな需要創造が起きていることを事業機会としてとらえている。一方、同社はハードウェアとソフトウェアの両面からの開発技術、計測・制御に関する実績とノウハウ、さらには設計、調達、組立、検査調整にいたるまでの一貫生産能力を自社の強みとして認識している。こうした事業環境の機会と自社の強みを活かすべく、同社は特に電力測定分野及び研究開発分野を主要ターゲットとし、非接触交流電圧センサーの開発プロジェクトを強力に推進してきたのである。

【技術とオペレーションの特色及び事業国際化に向けて】

イイダ電子株式会社の事業分野は大別すると、受託開発（漏れ電流計測装置、デジタル校正用マルチ測定・試験装置、多点同時計測装置、電荷量測定装置、偏光顕微鏡用 X-Y ステージ、その他）、製品開発（デジタル位相・周波数計、非接触交流電圧センサー）、各種ソリューションビジネスの3つにくられる。このうち、製品開発の分野に含まれる「非接触交流電圧センサー」は、2011年に国内特許も取得した技術であり、2014年には、茨城工業高等専門学校との共同研究により、PCT 国際特許出願を果たし、電気学会における研究成果発表もなされている。従来交流電圧を測定する場合は、テスターやマルチメーターにてプローブの先端を電線の導体部に直接接触さ

（写真 2）イイダ電子株式会社の「非接触交流電圧センサー」デモの様子



（出所）2015年6月23日イイダ電子株式会社にて、本稿筆者が撮影。

せて計測を行っている。しかし、この「非接触交流電圧センサー」（写真2）は、電線の導体に接触することなく電線被覆の外側から交流電圧を測定することが可能であり、電線の種類、太さ、被覆材質等が変化しても、電圧を測定することができる。電圧の実効値を計測するだけでなく、波形計測もできるため、電圧・位相・有効電力・力率等の電力計測が非接触で可能となる。

イイダ電子は今後、同社が開発した「非接触電交流電圧センサー」を梶にひたちなか商工会議所の「SUPER SHISAKU HITACHINAKA ブランド構築プロジェクト」に参画し、米国顧客への売り込みを展開していく。なお、既にイイダ電子は、米国大手の National Instruments 社と提携して計測機器のソリューション開発、設計、検査を行っており、実績を積んでいる。

③ 株式会社エムテック：

【概要】

株式会社エムテックは、ひたちなか市に所在し、従業員30名、資本金1000万円の精密機器部品丸物・挽き物切削を専門とする企業である。同社は1949年9月、現在の代表取締役である松木徹氏の祖父にあたる松木強氏が、ベンチレス1台で日立市に創業し、その後1961年9月に法人として設立された。同社は日本を代表する総合電機メーカーを主要顧客として成長し、1964年に業務拡張のため勝田市（現ひたちなか市）に移転し、自動車向け精密部品の製造を中心として成長を続けてきた⁴⁰。

【技術とオペレーションの特色】

現在、株式会社エムテックは、自動車機器部品、放送通信機器部品、医療器具部品、水洗器具部品、ガス器具部品、キーシリンダー、特殊ネジ、特殊ボルト、シャフト関係を主要製品としている。同社は従来、小物の挽き物・旋盤加工に特化し、小物・丸物切削を中心に技術力を高めてきた。最近では最新鋭のNC旋盤にて複合加工や、超精密加工に特化し、自動車の重要保安部品やあらゆる製品部品を手掛けている⁴¹。

株式会社エムテックの得意分野は大きく分けてNC加工と微細加工より構成されている。NC加工では最新鋭のCNC旋盤による精密切削加工・複合加工を得意としている。

同社は従来から蓄積された技術データを活用して顧客の設計開発段階からの参入を目指し、培ってきた技術を活かし、量産時のコストデザインまで手掛ける。特にCNC旋盤による一発仕上げ加工により、大幅な加工時間の短縮により短納期化と加工精度の向上による歩留りの改善を可能にしている。一方、微細加工においては、重要保安部品をはじめ、医療機器部品、通信機器部品、飲料機器部品等、海外で現地生産、現地調達が難しい高品質の部品が主要製品である。同社は今まで難

40 株式会社エムテックのホームページより。[<http://www.m-tech61.com/>]（最終検索日：2015年9月9日）

41 ㈲茨城県中小企業振興公社『茨城県ものづくり企業ガイドブック』（茨城県中小企業振興公社、2011年）、8頁

(写真 3) 株式会社エムテック社内生産ライン風景。NC 旋盤機器が並ぶ。



(出所) 2015 年 6 月 30 日株式会社エムテックにて、本稿筆者撮影。

しいとされていた旋盤での微細長尺加工技術を開発、マイクロ NC 旋盤に CCD カメラを用いて刃先と被削材の位置関係を画像処理計測し、目標値から外れるとリアルタイムで NC 側に追従させる技術を開発し、これにより平成 22 年度～24 年度において、経済産業省による「戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）」の採択を受けた⁴²。

【事業の国際化について】

株式会社エムテックの国際化は次のような経緯で進んだ⁴³。同社の主要顧客は総合電機メーカーであり、同メーカーが手掛ける自動車部品関連がメインである。10 年前、国内で行われた展示会に出展し技術力があることが判明した。日本での国際展示会も行った。総合電機メーカーの海外視察にも同行した。当初は中国、東南アジア方面への直接投資を考えていた。（公財）日立地区産業支援センター⁴⁴のサポートも得て、中国蘇州にインフォメーションセンターを設置し、そこに人を派遣した。中国現地で生産することを念頭にビジネス開拓に努めた。しかし、2009 年頃「日中ものづくり商談会」開催中に上海で大々的な反日デモあり。中国での生産、ビジネス拡大という展開はなくなった。

一方、この当時、外国への直接投資先として一般的には ”China plus one” と言われ、中国に加え

42 株式会社エムテックのホームページ、前掲。

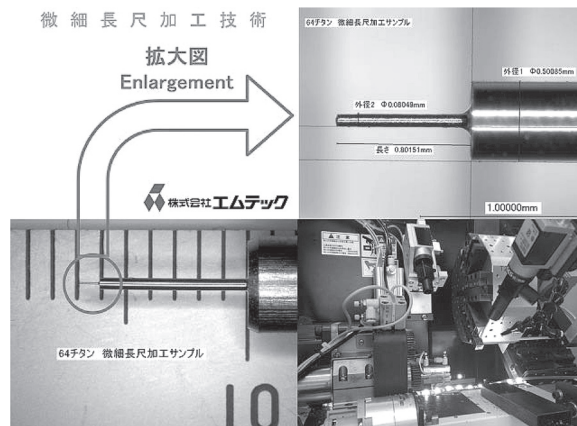
43 以下、株式会社エムテックの国際化過程等については、同社へのヒヤリングに基づく。ヒヤリングは 2015 年 6 月 30 日、株式会社エムテックにおいて、同社代表取締役の松木徹氏に対して行ったものである。

44 公益財団法人日立地区産業支援センターは、平成 10 年 10 月 1 日に日立市に設立された公益財団法人である。同センターは、地元企業において、新産業を創造し、大手企業への依存体質脱却を図り自立化を進めるための新製品・新技術開発の支援を行うほか、技術者の育成支援や経営・販売支援により、地域産業を育成・発展させることを目的としている。理事長には日立市副市長、副理事長には日立商工会議所工業部会長、そして常務理事にはセンター長が就任している。詳細は公益財団法人日立地区産業支援センターのホームページ参照。[<http://www.hits.or.jp/>]（最終検索日：2015 年 9 月 30 日）

て、ベトナム、インドネシア、タイ等々のうち、もう一カ国の投資先を選定することが多かった。こうした時流の中、インド、チェンナイにて顧客の一つである日系大手電機メーカーが自動車部品を生産していたこともあり、株式会社エムテックも2010年にJETRO（日本貿易振興機構）主催により行われた対印投資ミッションに同行した。しかし、直接投資のFeasibility Studyを行った結果、たしかにインドで生産する場合、人件費は日本の1/10程度であるものの、労務管理が難しく、NC旋盤を扱える人材、技術者、オペレータの確保が困難な上、販売管理費等の間接コストも高く、品質保証の徹底も困難であることが分かった。結局、中国、インドを含め、Feasibility Studyを進めていくと、人件費のみならず、様々なコストや、事業環境を勘案した結果、ひたちなか市で操業するのがQCDの諸側面で最良であることが分かったのである。

一方、株式会社エムテックは日本国内（ひたちなか市）に生産拠点を置いたまま、対ドイツ輸出という形で国際化が進展していく。同社は上述の通り、平成22年度～24年度において、経済産業省による「戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）」の採択を受ける。テーマは医療系微細加工であり、これは産業創業研究所、茨城大学等々との協力による技術成果であった。こうした細く・長く加工する技術は、60～70年前までは職人の技術であったが、その後、NC旋盤の技術となり、CCDを使った常時補正制御型のマイクロNC旋盤技術へと発展したのである。この技術は2011年から医療関係の展示会であるCOMPAMEDにおいて、4年間連続で出展され、ドイツ顧客企業（医療系遠隔ロボット企業）より、試作を含めて受注を開始し、2014年から売上が立っている。現在、同社はドイツのデュセルドルフに現地法人を設立するに至っているのである。

（写真4）株式会社エムテックの微細長尺加工技術



（出所）株式会社エムテックの公式ホームページより。

対ドイツ輸出という形で国際化のきっかけとして、同社は2008年にドイツで操業する日系精密機械メーカーの案内でハンブルグ州にある現地企業の工場を訪問し、その後、ベルリン、ハノー

ヴァー、ドレスデン等にて自動車部品企業を訪問していた。そして同社は 2009 年に中国、2010 年にインドへの直接投資を模索する一方で、ドイツメーカーとの間接的な取引が続いていた。すなわち、当時、最終顧客であるドイツメーカーに対して、中国のメーカーが部品を販売していたが、その中国メーカーは技術的に未成熟だったため部品の製造を株式会社エムテックに外注していたのである。これが対ドイツ輸出の一つの契機となった。

また事業環境としても、ドイツは有力な輸出先であった。すなわち、株式会社エムテックのような企業にとって国際化に必要な事業環境とは、製作するモノの図面があること、原材料の調達が可能であること、加工・処理の工程があり、機械設備のメンテナンス体制が機械メーカーと一体となっていけることなどが条件となる。こうした条件を満たす輸出先としてはドイツが最有力だったのである。

また、ドイツの顧客企業の技術重視も株式会社エムテックにとって重要であった。すなわち、この技術においては、部品の図面更新が重要である。図面更新のたびに、顧客の技術レベルが上がリ、それに対応する供給業者の技術レベルも向上する。幾度も更新を繰り返すうち、他社はついていけなくなり、脱落し、結果として株式会社エムテックのような高度な技術を有する企業のみが強力な競争力を有する形で残ることになるのである。このようにドイツの顧客企業の信頼を確立するためにはコストよりもまずは技術力が重要なのである。

④ 株式会社野上技研：

【概要】

株式会社野上技研は、茨城県常陸大宮市に所在し、従業員 62 名、資本金 1000 万円の精密刃物・微細プレス加工とユニット治具・金型等の製作を行う企業である。1970 年創業の同社は、平行・直角の精度が 10,000 分の 5mm という超精密加工の技術を強みとして、刃物製作事業を 45 年、微細プレス加工事業を 25 年続けてきた。その経験と実績を背景に立ち上げたのが、精密打抜き・切断治具・金型を設計、製作、販売し、顧客にソリューションを提供するユニット事業であり、2015 年現在で 15 年目となる。同社は 2009 年 4 月に経済産業省「元気なモノづくり中小企業 300 社」に選定され、2011 年 11 月には日刊工業新聞「超ものづくり大賞」機械部品賞を受賞し、2013 年 4 月には、りそな中小企業振興財団「中小企業優秀技術・新製品賞」奨励賞を受賞する等、他にも数々の受賞を得ており、業界内外で高く評価されている⁴⁵。

【経営理念】

同社の経営理念は「こだわりと誠意あるモノづくりで価値ある製品とサービスを創造し社会に貢献する」である。同社では、戦略、戦術、ビジネスモデルなどの展開や、マーケティングや事業の

45 株式会社野上技研の会社概要、受賞歴等については同社のホームページ [<http://www.nogami-gk.co.jp/>]（最終検索日：2015 年 9 月 9 日）及び同社の ”Corporate Profile”（会社案内パンフレット）参照。

国際展開に至るまで、軸がぶれることなく徹底的に必要な行動を遂行するための指標として、経営理念を重視している⁴⁶。

株式会社野上技研⁴⁷は、超精密研削加工技術をベースとした技術力のみならず、経営の要諦としての「伝える力」の技術とそのための人材育成を重視している。「伝える力」とは、同社の技術を自ら顧客に訴求する力である。方法論的にはWebを使った情報発信なども含め、同社の技術を伝え、同社が提供できる付加価値を顧客に伝える力を持つ人材を育成することも重視している。株式会社野上技研は、モノを作る力：伝える力＝5：5であるとする。同社は、顧客の創造のためには、まず知られる必要があり、いくら技術があっても知られないのであれば、存在しないのと同じであるとする。株式会社野上技研を知ってもらい、提供できる価値を、しっかりと訴求することを重視する同社は、「伝える力」は奥深いものと考えており、スポット的な活動ではなく、継続的な手段を講じ、その技術を追求し続けることが肝要であると考えている。株式会社野上技研は、モノづくりの高度な技術力＋「伝える力」の技術力を戦略的に展開し、自らのコンピタンスを構築しようとしている。

【技術とオペレーションの特色】

技術とそれを活用したサービスはどうであろうか。基本的に株式会社野上技研は、刃物45年、プレス加工25年の経験をテコに、打ち抜きと、切断に関する高付加価値コンサル業務へと事業を展開しつつある。具体的には、顧客企業が生産ラインを立ち上げる際、最初の計画段階から、金型の導入もしくは金型の改善・改造につき、同社がサポート業務を行う形で展開される。これにより顧客企業は金型を含む自社生産ラインのメンテナンスコストを低減するとともに、歩留り向上と品質確保を実現するとともに、生産の効率化も達成することが可能となるのである。実際、同社の提供する超ロングライフ金型は他社製に比べメンテナンスライフが30万ショットから720万ショットへと24倍に向上し、年間のランニングコストを66.6%削減することに成功した実績がある。

従来、顧客側で金型や製法を決め、構想を決定後、装置メーカーに委託したり、金型メーカーに競争させたりしていたため、良質の金型メーカーが埋もれていた。こうしたプロセスのため、顧客は試作プロジェクト後半の段階で作り方の間違えに気づき、最初からやり直しということも起こっていた。一方、多くの金型メーカーは量産せず、金型を売り切りしてしまうため、量産過程で金型がどのように傷むか等ノウハウが残らない。しかし、株式会社野上技研は単なる金型メーカーではなく、プレス事業を通じた量産経験も豊富であり、金型の痛み方、修理の要諦等、全て把握してお

46 経済産業省関東経済産業局「中小企業成功事例研究：成功事例を題材に実践的なビジネス展開を学ぶ」（2014年、経済産業省関東経済産業局）。[<http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/humanresources/data/20140701honbun.pdf>]（最終検索日：2015年9月9日）

47 以下、株式会社野上技研の技術や事業展開、国際展開については、同社へのヒヤリングに基づく。ヒヤリングは2015年6月24日、株式会社野上技研において、同社代表取締役の野上良太氏に対して行ったものである。

りノウハウも提供できるのである。実際、同社は刃物技術を使ったプレス（打ち抜き、曲げ）を行う一方、プレス加工用金型の設計能力も構築し、量産加工を行って 25 年が経つ。このように金型メーカーとしてもプレス加工業としても事業を行ってきたところは少ない。同社は研削加工、刃物（材料選定、表面処理、刃先形状）の技術を極めているため、単に加工を行うだけでなく、顧客の製品や生産ライン作りに設計段階から関与することで、顧客価値を最大化する力をためてきたといえるのである。野上技研は、打ち抜きと切断に関しては、R&D から量産に至るまでのトータルソリューションを提供し、コンサルティングをビジネス化していく。例えば、R&D では材料特性に関連して材料の加工性を分析したり、打ち抜きのやり方としてはレーザーと金型を比較分析したり、条件出しを行うなど、比較を請け負うことも可能である。最終商品を生産する顧客企業（セットメーカー）といえども、難しい打ち抜きは素人なのである。

また、同社は量産品を生産する顧客に対しては、長寿命金型の提供（もしくは供給）のみならず、高品質かつ、高効率生産を行うための定期点検や保守サービスを提供している。現在は、更なる価値を提供するため、金型モニタリングサービスの開発に着手している。そのシステムは、金型にセンサーを搭載し、遠隔による金型刃物の摩耗状態の監視や、予兆診断によるトラブル発生防止など、顧客に変わって金型の監視、管理を行う。これにより顧客製品の品質改善、コストダウンにつながるソリューションを提供したいとしている。

【事業の国際化について】

最後に株式会社野上技研の国際展開について言及する。2007 年～ 08 年頃、対外直接投資ブームがあった際、株式会社野上技研も対中投資を検討し、30 社近くと話した。確かに市場規模もビジネスチャンスも大きいが、ローカル企業とのコスト競争が難しく、勝てるはずがないとして直接投資は断念した。一方、同社は日本国内でいいものを作って輸出するべきであるという方針を取った。そして、2012 年、JETRO に相談したところ、輸出先は、品質を重視する欧米が最良ではないかとのアドバイスもあり、ビジネス案件を進め、2つのドイツの展示会に出展し、各社と情報交換も行い、顧客を開拓した。現在ではドイツを含めた欧米諸国の企業と取引をしている。

同社は日本国内では打ち抜きの技術が知られているが、海外企業にも知ってもらう必要があり、従来の金型から野上技研に変えることによって、数倍～十数倍まで金型の生産能力が上がる例が潜在的にたくさんあるはずであると考ええる。ラインが止まらないことやメンテナンス費用が下がることで顧客企業に利益をもたらすことが可能であり、そこに国際展開のチャンスがある。海外は距離が遠くても、空輸にて対応は可能である。顧客サイドで金型をメンテしたいという企業は多いが、実際には困難である。通常、海外顧客とのビジネスでは海外現地での金型メンテがネックとなることが想定されるが、実は野上技研によるメンテがしっかりすることでむしろ品質と効率が改善する。このことをきちんとアピールできれば、あくまでも国内でやる意味を訴求できるのである。無論、

数が増えてきたあとは、ちょっとしたメンテナンスは海外現地で行えることができた方が良いが、完全な Over hall はあくまでも日本に送り返すことで完璧なサービスを提供できるのである。

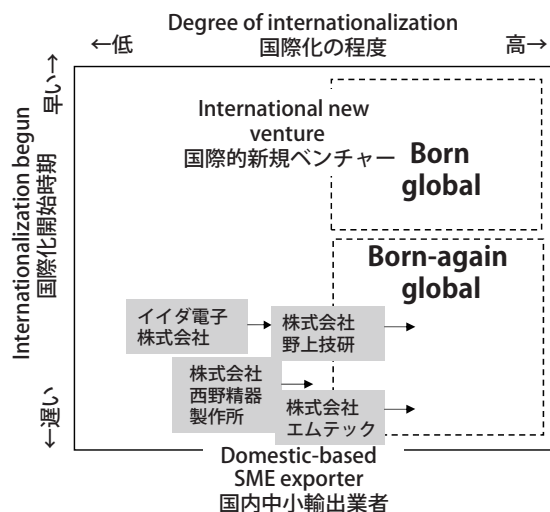
第4章：分析と総合－BaGCの萌芽としての茨城県ひたちなか市中小製造企業

前章において紹介した茨城県ひたちなか市周辺の4つの中小製造企業は、いずれも事業の国際展開を図りつつある。BaGC理論に引き当てて、これら企業の国際化はいかなる状況に置かれており、どのように理解することができるだろうか。本章においては、まず本稿の第一章4節において紹介したMichael SheppardとRod McNaughtonによって整理された「中小企業国際化パターン」（図2）において、これら4企業がどのように位置付けられるのか、概観した上で、BaGCの生成・発展過程を検討するためのSchueffel and Ricoが論じる「成熟中小企業の国際化対応に関する概念枠組み（A Conceptual framework of the internationalization behavior of mature SMEs）」に依拠しつつ、分析と総合を試みることにする。

(1) ひたちなか市周辺の4つの企業の国際化パターン位置づけ

前章において紹介した株式会社西野精器製作所、イイダ電子株式会社、株式会社エムテック、株式会社野上技研の4社を、Sheppard & McNaughtonによる「中小企業国際化パターン」において示すとすれば上記の図6の通りとなるであろう。この図においては横軸が「国際化の程度」を示し、縦軸が「国際化を開始した時期の早い・遅い」を示している。4社はともに創業段階ないし、創業後数年内に国際展開、グローバル展開を開始した訳ではないので、上半分の象限には該当せず、BGCとしては位置づかない。一方、いずれの企業ともに現状、売上高輸出比率が25%超か否かを

（図6）ひたちなか市周辺4企業の国際化パターン上の位置づけ



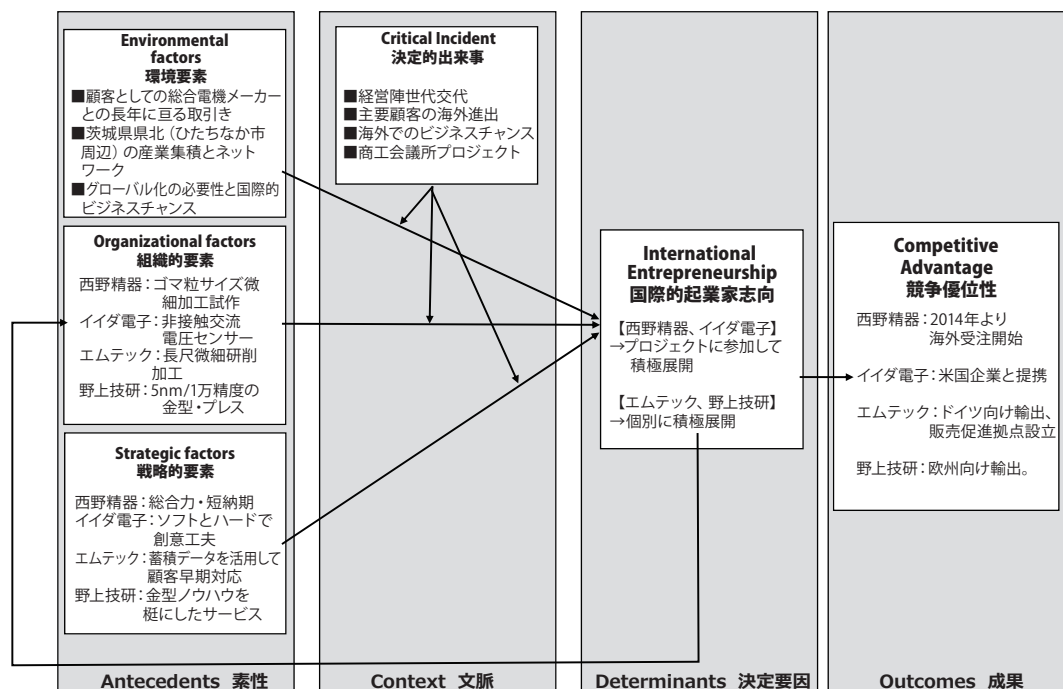
問わず、今後、先進国への輸出活動を中心に、事業の国際展開を積極化させようとしている。その意味で4社ともまさに BaGC へと変貌しつつある、もしくは BaGC を目指そうとしているということが出来るであろう。各社の売上高輸出率や同利益率等の詳細データは不明ではあるもの、ヒヤリング等から得られる情報から、少なくとも海外展開を開始した時期の速さや現状の販売プロジェクトや意向から横軸にある国際化の程度を推察することができる。こうした定性的な情報から国際化の進展程度に多少の差異があることが推察されるものの、いずれにせよ、各社ともに事業の国際化については積極的に進めようとしており、その意味で方向性は BaGC の方向に向かっていると見える。

(2) ひたちなか市周辺の4つの企業の国際化対応概念枠組みでの分析

次に、これまで取り上げたひたちなか市周辺の4社を、Schueffel and Rico の BaGC 理論枠組みたる「成熟中小企業の国際化対応に関する概念枠組み」(図3)に依拠しつつ、分析する。

図7は上述の内容をベースに整理し、分析したものとなる。まず、BaGC における Antecedents (素性) の Environmental factors (環境要素) は4社とも共通している。すなわち、顧客としての総合電機メーカーとの長年にわたる取引とそれを通じた技術的蓄積や、茨城県県北における電気機械製造業、汎用機械器具製造業、非鉄金属製造業、生産用機械器具製造業の産業集積が進んでい

(図7) 成熟中小企業の国際化対応 概念枠組みに基づくひたちなか市周辺4社の分析



(出所) 本稿筆者作成

る点、またこれら産業にとってグローバル化が必要となっているとともに、国際的ビジネスチャンスが増大している点が共通しているのである。

一方、Antecedents（素性）における Organizational factors（組織的要素）としての経営陣のキャラクターや企業内資源（技術）及びそれと密接に関係する Strategic factors（戦略的要素）についてはどうであろうか。

株式会社西野精器製作所は、ゴマ粒サイズの微細加工試作を実現する技術力に示される精密試作のための技術的総合力を有し、さらにその総合力故に短納期が戦略的に重要な要素として生かされている。

イイダ電子株式会社は同社が既に特許を有する「非接触交流電圧センサー」の技術を鍵としており、ソフトとハードの両面から開発に力を発揮する。

株式会社エムテックは、マイクロ旋盤に CCD カメラを用いて刃先と被削材の位置関係を画像処理計測しつつ目標値通りの研削を行う技術を梃に、医療用に必要な長く・細い物を作る力を展開する。しかも同社は顧客であるドイツ企業とのやり取りを通じて、図面変更への追従により、付加価値と競争力を高めている。

株式会社野上技研は、平行・直角 5mm/10000 の超精密精度をコア技術とし、刃物 45 年、プレス 25 年にわたる蓄積を梃に、精密打抜き・切断の金型を提供し、更に顧客の新製品立ち上げの早期段階からのサポートによる価値提供を実現することができる。

上記のような Antecedent（素性）を持つ 4 社が国際化するに及ぶ Context（文脈）もしくは国際化を促す決定的出来事はどのようなものだったであろうか。

株式会社西野精器製作所の場合、2012 年にドイツにおける展示会である「COMPAMED」に参加したことが挙げられよう。同展示会において西野社長自身が自社の技術力が十分な競争力を有すると確信したことが契機となっている。また、イイダ電子株式会社の場合、世代交代や時代状況への危機感が大きな契機となっている。同社の飯田社長は、大手顧客の海外事業展開が進む中、地元企業として大手顧客に一方的に依存するような「甘え」から脱却するためにも自ら事業国際化を積極推進する必要があるとしている⁴⁸。こうした危機感もしくはビジネスチャンス拡大に向けた強い意欲は、株式会社エムテック、株式会社野上技研にも共通している⁴⁹。このように経営者の世代交代や主要顧客の海外進出に伴う危機感、海外でのビジネスチャンス拡大への意欲及び地元商工会議所等によるプロジェクトへの参加といった要素が国際化するに及ぶ Context（文脈）もしくは国際化を促す決定的出来事に該当するであろう。

48 前掲、イイダ株式会社における飯田明由社長へのヒヤリング（2015 年 6 月 23 日実施）より。

49 前掲、株式会社エムテックにおける松本徹社長へのヒヤリング（2015 年 6 月 30 日実施）及び、前掲、株式会社野上技研における野上良太社長へのヒヤリング（2015 年 6 月 24 日実施）より。

上記の Antecedents（素性）に決定的出来事が加わる形で、国際化対応に向けた Determinants（決定要因）は、国際起業家志向として、いかに結実しているのであろうか。基本的に 4 社ともに積極的な国際展開を実行しようとしている。

株式会社西野精器製作所とイイダ電子株式会社はひたちなか商工会議所が主導する「SUPER SHISAKU HITACHINAKA ブランド構築プロジェクト」に参画し、地域ネットワークを活用する形での情報収集と米国でのビジネスチャンスの掌握を行おうとしている。

一方、株式会社エムテック及び株式会社野上技研は、数年前より欧州での展示会への出展等を通じて海外展開を開始しており、今後さらなる欧州への積極的な展開を行おうとしている。

そしてこうした Determinants（決定要因）を経た成果については、今現在、各社ともに、受注が始まり、売上が立ち上がりつつある初期の段階と言える。言わばその芽が出ようとしているところであるといえよう。ただし、ここで重要なことは、BaGC としての国際化対応の成果というものは、売上や利益といった財務的成果にとどまるものではなく、事業が生み出す価値の提供、人材の育成等、財務以外の様々な成果がありうるものであり、これもしっかりと刈り取っていくことが今後必要ということであろう。

このようにして、ひたちなか市周辺の中小製造企業である 4 社は国際化対応を進め、今後もグローバル化を益々進めていくものとみられる。基本的に 4 社ともに中国、東南アジア等に対して、大々的に生産拠点の海外直接投資を行うという形での海外展開は、業界の性質上、あまり向いていないと認識している。むしろ、これら 4 社は高度な技術を使った高付加価値製品、高付加価値サービスを海外の顧客に対して価値として輸出する戦略をとりつつあり、こうした戦略の実行を通じて結果として BaGC に変貌しようとしているのである。そして、我が国において確かな技術蓄積を有するこうした中小のものづくり企業が、BaGC として増加していくことは、我が国の「ものづくり道」の世界化にもつながっていくのであり、今後も注目を続けていく必要があろう。

結語に代えて

本稿においては、冒頭に経済のグローバル化が進む現在、我が国の中小製造業がビジネスチャンスを掴み、長年に亘り培ってきた「ものづくり道」を世界に打って出ることが重要であると述べた。その際の事例として、BaGC 理論に引き寄せて、茨城県県北に位置するひたちなか市周辺の先端技術を持つ 4 つの中小製造企業を取り上げ、これら企業が BaGC の萌芽であることを示した。これらの企業に限らず、我が国には多くの BaGC となりうる先端技術を持つ企業、あるいは既に BaGC と呼ぶにふさわしい企業が多く存在する可能性がある。また、BaGC の在り方については、より多様な可能性もある。

しかし、本稿で取り上げた 4 社のみをもって我が国における BaGC の全体像を代表させること

には無理があり、そこに本稿の限界がある。今後は同じ茨城県内県北地域でも、先端技術を有するより多くの企業を取り上げ、さらには地理的な意味でも、内容的な意味でも、調査範囲を拡大し、より多角的な側面から接近、分析を試みる必要がある。実際、ひたちなか市だけをみても、従業員300人以下の中小製造業は200社を超える⁵⁰。現状、これら企業の中には本稿で取り上げたような、先端技術を梃に輸出拡大を進め、積極的に事業国際化に乗り出す企業もあれば、消極的な企業もあるであろう。各々につき、その理由や背景を含め、調査分析を一層深める必要がある。また、日本においては全国的な経済団体、あるいは地元経済団体の果たす役割も大きいのであり、こうした要素も加味してBaGC理論を我が国の実情に合うように精緻化する必要がある。

これらのことを踏まえて、今後の研究においては、BaGCに変貌しつつある企業あるいはBaGCとなった企業をモデルケースとしてより多く取り上げ、より多彩で我が国中小製造企業の国際展開に役立てられるモデルを構築していきたい。

【参考文献】

（日本語）

- ・茨城県『茨城県史：近現代編』（茨城県、1984年）
- ・茨城新聞、2015年6月5日付。
- ・（財）茨城県中小企業振興公社『茨城県ものづくり企業ガイドブック』（茨城県中小企業振興公社、2011年）
- ・志村幸雄「日本のモノづくりの文化論的考察」（『季刊 政策・経営研究』第3号、2009年）
- ・高井透・神田良「ボーン・アゲイン・グローバル企業の持続的競争優位性に関する研究」（『情報科学研究』第21号、2012年）
- ・中小企業庁『中小企業白書（2015年版）』
- ・中村久人「ボーン・グローバル・カンパニー（BGC）の研究——その概念と新しい国際化プロセス」（『経営論集』72号、2008年）
- ・中村久人「ボーン・グローバル企業の研究：国際的起業家精神アプローチおよびメタナショナル経営の観点から」（『経営論集』76号、2010年）
- ・中村久人「北欧諸国におけるBGCを創出・成長させる政策的基盤と支援機関に関する一考察 その1 フィンランドおよびオランダを中心として」（『経営論集』78号、2011年）
- ・中村久人「北欧諸国におけるBGCを創出・成長させる政策的基盤と支援機関に関する一考察 その2 スウェーデンおよびデンマークを中心として」（『経営論集』79号、2012年）
- ・中村久人「ボーングローバル企業とその類似企業の比較：ボーン・アゲイン・グローバル企業と

50 経済産業省大臣官房統計グループ、前掲資料。

ハイテク・スタートアップ」(『経営論集』、80 号、2012 年)

- ・ 中村久人「ボーングローバル企業経営の特徴に関する一考察」(『日本マネジメント学会全国研究大会報告要旨集』66 号、2012 年)
- ・ 中村久人「ボーングローバル企業 (BGC) の早期国際化プロセスと持続的競争優位性」(『経営論集』81 号、2013 年)
- ・ 中村久人「日本のボーングローバル企業の事例研究－テラモーターズとジオ・サーチを中心に－」(『経営論集』82 号、2013 年)
- ・ 中村久人「地域中小企業の国際化・グローバル化－ボーン・アゲイン・グローバル企業の事例を中心に－」(『経営教育研究』17 (1)、2014 年)
- ・ 中村久人「ボーン・アゲイン・グローバル企業とグローバル・ニッチトップ企業－新タイプの国際中小企業出現の意義－」(『経営力創成研究』第 11 号、2015 年)
- ・ 中村久人『ボーングローバル企業の経営理論：新しい国際的ベンチャー・中小企業の出現』(八千代出版、2013 年)。
- ・ 山本聡「茨城県日立地域における中小サプライヤー企業の国際化と地域公的機関：事例の提示と探索的検討」(『東京経大会誌』第 280 号、2013 年)
- ・ 渡辺俊生「日本のものづくり その精神背景を探る」(『藝』第 3 号、2006 年)

(英語)

- ・ Bell, Jim, McNaughton, Rod, Young Stephen, “‘Born-again global’ firms: An extension to the ‘born global’ phenomenon”, *Journal of International Management*, Vol.7, 2001.
- ・ Bell, Jim, McNaughton, Rod, Young Stephen, Crick, Dave, “Towards and Integrative Model of Small Firm Internationalisation”, *Journal of International Entrepreneurship*, Vol.1, 2003.
- ・ Cavusgil, S. Tamer / Knight, Gary / Riesenberger, John R., *International Business: The New Realities (Second Edition)*, Pearson, New Jersey, 2012.
- ・ Cavusgil, S. Tamer, Knight, Gary A., *Born Global Firms: A New International Enterprise*, Business Expert Press, New York, 2009. (邦語訳：中村久人監訳、村瀬慶紀・萩原道雄訳『ボーングローバル企業論：新タイプの国際中小・ベンチャー企業の出現』(八千代出版、2013 年))
- ・ Cavusgil, S. Tamer, Knight, Gary A., “The born global firm: An entrepreneurial and capabilities perspective on early and rapid internationalization”, *Journal of International Business Studies*, Vol. 46, 2015.
- ・ Johanson, Jan and Vahlne, Jan-Erik, “The Uppsala internationalization process model revisited”, in Peter J Buckley and Pervez N Ghauri (eds.), *International Business Strategy: Theory and practice*, Routledge, New York, 2015.

- Knight, Gary A. and Cavusgil, S. Tamer, “The Born Global Firm: A Challenge to Traditional Internationalization Theory”, *Advances in International Marketing*, Vol.8, 1996.
- Knight, Gary A and Cavusgil, S Tamar, “Innovation, organization capabilities, and the born-global firm”, *Journal of International Business Studies*, Vol. 35, 2004.
- Olejnik, Edith and Swoboda, Bernhard, “SMEs’ internationalisation patterns: descriptives, dynamics and determinants”, *International Marketing Review*, Vol. 29, No. 5, 2012.
- Rennie W., Michael, “Born Global”, *The McKinsey Quarterly*, Vol. 4, 1993.
- Sheppard, Michael and McNaughton, Rod, “Born global and Born-again global firms: comparison of internationalization patterns”, in Gabrielsson, Mika V.H., Kirpalani Manek (eds.), *Handbook of Research on Born Globals*, Edward Elgar, Cheltenham (UK), 2012.
- Schueffel, Patrick, Rico, Baldegger, “Behavioral patterns in Born-again global firms: Towards a conceptual framework of the internationalization activities of mature SMEs”, *The Multinational Business Review*, Vol. 22, No. 4, 2014.
- Zahra, Shaker A., George, Gerard, “International Entrepreneurship: The Current Status of the Field and Future Research Agenda”, in Hit, Michael A., Ireland, R. Duane, Camp Michael S., Sexton, Donald L. (Eds), *Strategic Entrepreneurship: Creating a New Mindset*, Blackwell Publishing, Oxford, 2002.

(Web)

- イイダ電子株式会社ホームページ
[<http://www.iidadenshi.co.jp/index.html>] (最終検索日：2015年9月10日)
- 茨城県公式ホームページ
[<http://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/tokei/fukyu/tokei/tokeisyo/seikatsu26/index.html#indx02>]
(最終検索日：2015年8月27日)
- 経済産業省大臣官房統計グループ「平成25年工業統計表 [市町村編]」
[<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2.html>] (最終検索日：2015年8月22日)
- 経済産業省大臣官房統計グループ「平成25年工業統計表 [産業細分類別統計表]」
[<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2.html>] (最終検索日：2015年8月22日)
- 経済産業省「工場立地動向調査」
[<http://www.meti.go.jp/statistics/tii/ritti/result-2.html>] (最終検索日：2015年8月14日)
- 経済産業省関東経済産業局「中小企業成功事例研究：成功事例を題材に実践的なビジネス展開を学ぶ」(2014年、経済産業省関東経済産業局)。
[<http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/humanresources/data/20140701honbun.pdf>]

茨城県県北中小製造企業の事業国際化への取り組み
－ ”Born-again Global Company” の萌芽－

(最終検索日：2015 年 9 月 9 日)

- 株式会社西野精器製作所ホームページ
[<http://www.nisinoseiki.com/>] (最終検索日：2015 年 9 月 9 日)
- 株式会社エムテックのホームページ
[<http://www.m-tech61.com/>] (最終検索日：2015 年 9 月 9 日)
- 公益財団法人日立地区産業支援センターのホームページ
[<http://www.hits.or.jp/>] (最終検索日：2015 年 9 月 30 日)
- 株式会社野上技研のホームページ
[<http://www.nogami-gk.co.jp/>] (最終検索日：2015 年 9 月 9 日)
- 株式会社野上技研 ”Corporate Profile” (会社案内パンフレット)。
- ソニー株式会社の公式ホームページ。
[<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/CorporateInfo/History/index.html>]
(最終検索日：2015 年 7 月 1 日)

(常磐大学 国際学部 准教授)

研究論文

Sensitivity Analyses of Measurement Variations in Tender Offer Premiums to Interrelations between Offer Premiums and Stock Price Momentum*

Hiroyuki Bundo

Abstract

This study investigates the premiums of 660 cash tender offers between 1992 and 2013 in Japan to analyze the sensitivity of offer premium measurement and sample section variations to the interrelation between offer premiums and stock price momentum of target firms' stock and TOPIX for both premium and discount offers.

This study obtained three main findings. First, for premium offers, the correlation between offer premiums calculated using either simple average or volume-weighted average stock prices of target firms before the announcement of the offer and the stock price momentum of target firms measured using either nominal growth rate momentum or real growth rate momentum is stably positive. Moreover, the relationship is robust against variations in the measurement periods equal to or longer than five months. Second, the correlation coefficient between offer premiums calculated using both simple average and volume-weighted average stock prices of target firms and TOPIX price momentum is significantly negative coefficient in a two-month measurement period. Third, for discount offers, the correlation coefficients between offer premiums calculated using either simple average or volume-weighted average stock prices of target firms and TOPIX price momentum are significantly negative or insignificant, in contrast to the significantly positive correlations for premium offers.

1. Introduction

Given the increase in corporate mergers and acquisitions in Japan, bid premiums, differences between the offer prices proposed by acquirers and stock prices in the stock market before a takeover offer, frequently attract the business community's attention. Since the 1990 introduction of the tender offer regulation reform in Japan, when an acquirer attempts to gain the majority of the stock of a publicly

* This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Number 23530442.

held target firm, the acquisition must be conducted by tender offer or merger. Most acquirers prefer a tender offer as the first step for acquiring the majority of the stock of the target firm because mergers need approval from the shareholders of both the acquirer and target firms, whereas a tender offer does not. For this reason, tender offer premiums, the bid premiums paid by an acquirer using a tender offer, are widely noticed as opposed to premiums from mergers.

This paper focuses on variations in tender offer premiums depending on the measurement period and the sample selection criteria, and it investigates the influence on the interrelation between offer premiums and stock price momentum. This paper focuses on the measurement period because of the definition of bid premiums (offer premiums). Bid premiums are fixed by the bid price (offer price) and the stock price of the target firm before the announcement of the offer. However, the measurement period of the stock price before the announcement is not established, implying that the bid premium (offer premium) can be considerably influenced by the measurement period. Therefore, variations in tender offer premiums that depend on the measurement period are important.

This paper notes the sample selection criteria because of results from a series of the author's recent studies (Bundo, 2013, 2014a,b, 2015). These studies show that substantial differences exist between "premium offers"—the offer price that exceeds the stock price of the target firm—and "discount offers"—the offer price that is less than the stock price in Japan. Thus, for research on tender offer premiums in Japan, the established sample selection criteria must distinguish between two types of offers. Nevertheless, no prior studies have attempted to establish these criteria. This paper investigates the ways in which variations in the criteria influence the interrelations between offer premiums and stock price momentum and could contribute to clarifying the criteria.

This paper also addresses the interrelations between offer premiums and stock price momentum because prior studies on this topic are insufficient, particularly with respect to the Japanese sample. The influences of momentum on offer premiums need to be explored to ensure that researchers and the business community can systematically utilize the results.

This study is structured as follows. Section 2 reviews prior studies. Section 3 presents the data and the methodology. Section 4 provides the empirical results. Section 5 presents the conclusions.

2. Prior studies

Ferris et al. (1977) used the premiums of 50 cash tender offers in the United States during 1974–1975 to reveal that a higher soliciting fee and lower toehold are significantly related to the premium. Numerous prior studies used samples of U.S. corporations to analyze the determinants of bid premiums.

In prior studies, the independent variables employed and found to be significant are those of the deal characteristics,¹ the financial conditions of the acquirers and target firms,² the environment and conditions of the market of corporate control,³ the corporate governance structures and conditions of the acquirers and target firms,⁴ the differences in the size and scope of the acquirers and target firms,⁵ and the differences between the acquirers' and target firms' market valuations or between the target firms' market valuations and the industry average.⁶

In contrast, the relationship between bid premiums and stock price momentum has also been investigated using samples of U.S. corporations. In terms of the relationship between bid premiums and stock market momentum, Nathan and O'Keefe (1989) and Alexandridis et al. (2013) reported a negative relationship between the performance of the six-month S&P 500 index and bid premiums. Recently, Rosen (2006), Petmezas (2009), and Bouwman et al. (2009) reported a relationship between bid premiums and the "heat" of the stock market.

In addition, during the past decade, studies on the relationship between bid premiums and target firms' stock price movements have been increasing. Two types of such studies exist. One type of the studies examines "runups," which are excess returns of (mostly target firms') share prices before the announcement of the offer, and the other is on prior high/low share prices of target firms. The first type includes Moeller (2005), Betton et al. (2008), and Bargerion (2012), who investigated the relationship between target firms' cumulative abnormal returns for the periods before announcements of offers and bid premiums. The second type includes Ayers et al. (2003), Baker et al. (2012), Li (2013), and Alexandridis et al. (2013), who examined the relationship between bid premiums and high/low stock prices measured by 52-week high prices or an index using target firms' low share prices in three or five

-
- 1 Ferris et al. (1977); Walkling and Edmeister (1985); Jahera et al. (1985); Varaiya (1987); Kaufman (1988); Slusky and Caves (1989); Haunschild (1994); Betton and Eckbo (2000); Officer (2003); Ayers et al. (2003); Moeller (2005); Betton et al. (2008); Bargerion (2012); Koch et al. (2012); Li (2013); Song et al. (2013); Alexandridis et al. (2013); Humphery-Jenner and Powell (2014), whose samples consisted of 45 countries including the United States; Dimopoulos and Sacchetto (2014); Huang et al. (2014); Betton et al. (2014)
 - 2 Walkling and Edmeister (1985); Varaiya (1987); Kaufman (1988); Slusky and Caves (1989); Hayward and Hambrick (1997); Betton and Eckbo (2000); Officer (2003); Ayers et al. (2003); Moeller (2005); Betton et al. (2008); Bargerion (2012); Li (2013); Dimopoulos and Sacchetto (2014).
 - 3 Jahera et al. (1985); Kaufman (1988); Slusky and Caves (1989); Haunschild (1994); Hayward and Hambrick (1997); Betton and Eckbo (2000); Ayers et al. (2003); Moeller (2005); Betton et al. (2008); Koch et al. (2012); Alexandridis et al. (2013); Levi et al. (2014); Dimopoulos and Sacchetto (2014).
 - 4 Ferris et al. (1977); Varaiya (1987); Slusky and Caves (1989); Haunschild (1994); Hayward and Hambrick (1997); Cotter et al. (1997); Moeller (2005); Bargerion (2012); Humphery-Jenner and Powell (2014), whose samples consisted of 45 countries including the United States.
 - 5 Betton and Eckbo (2000); Officer (2003); Li (2013); Bargerion (2012); Alexandridis et al. (2013).
 - 6 Varaiya (1987); Officer (2003); Moeller (2005); Betton et al. (2008); Koch et al. (2012); Alexandridis et al. (2013); Humphery-Jenner and Powell (2014), whose samples consisted of 45 countries including the United States; Dimopoulos and Sacchetto (2014).

years. The systematical investigations into the relationship between bid premiums and both stock market momentum and target firm stock price momentum (runups) shown by Betton et al. (2014) are relevant to this paper. However, none of these previous studies examined the variations in the measurement periods of bid premiums to the relationship between bid premiums and stock price momentum, which are the focal factors in this study.⁷

Regarding prior studies on bid premiums using a sample of Japanese corporations,⁸ Inoue et al. (2010) and Bundo (2013, 2014a, 2014b, 2014c, 2015) focused on the relationship between bid premiums and stock price momentum. Inoue et al. (2010) introduced the index of up/down ratios of target firms' stock prices before tender offers and found a negative relationship between bid premiums and these ratios. Bundo (2013, 2014a, 2014b, 2014c, 2015) investigated the relationship between bid premiums of tender offers and stock price momentum comprising TOPIX momentum and target firms' stock price momentum. However, these prior studies failed to examine the systematical variations in the measurement periods of bid premiums and the sample selection criteria of dividing the research sample into premium and discount offer subsamples. This study covers this theme in detail.

3. Methodology and Sample

3. 1 Methodology and Variables

This study performs correlation analyses using Pearson's correlation coefficients between offer premiums and stock price momentum. The variables for offer premiums are PREMIUM_{SAV}, the offer premium calculated using the simple average stock prices of the target firm before the announcement of the offer, and PREMIUM_{WAV}, the offer premium calculated using the volume-weighted average stock prices of the target firms before the announcement of the offer. The use of two types of PREMIUM variables contributes to distinguishing the factors—the offer prices set by the acquirers or the average prices of target firms prior to the offer—connected to the momentum found in the analyses. The variables for stock price momentum are TRGT_{NOMINAL}, the nominal growth rate of target firms' stock prices; TOPIX, the growth rate of prices of Tokyo Stock Price Index (TOPIX) ; and TRGT_{REAL}, the real growth rate of target firms' stock prices, which is calculated as TRGT_{NOMINAL} minus TOPIX. Five

7 The measurement period of bid premiums employed by most previous studies is the difference between the bid price (offer price) and the stock price of the target firm for the day prior to 42 trading days before the announcement of the offer, deflated by that stock price.

8 Prior studies on the determinants of bid premiums in Japan include Bundo (2005, 2013, 2014a, 2014b, 2014c, 2015), Hattori (2008), Inoue (2008), Kruze and Suzuki (2010), Inoue et al. (2010), and Hanamura et al. (2011).

versions of measurement periods⁹ are prepared for each of these variables: 2 months, the period from 3 months before the announcement of the offer to 1 month before the announcement; 5 months, the period from 6 months before the announcement of the offer to 1 month before the announcement; 11 months, the period from 12 months before the announcement of the offer to 1 month before the announcement; 17 months, the period from 18 months before the announcement of the offer to 1 month before the announcement; and 23 months, the period from 24 months before the announcement of the offer to 1 month before the announcement. The definitions of the variables used in this study are shown in Table 1.

Table 1. Definitions of the Variables

variables	Definitions
PREMIUM _{SAV}	$(OP - AVP_s) / AVP_s$. OP: tender offer price. AVP _s : the simple average stock price of the target firm before the announcement of the offer. AVP _s is calculated using the stock prices of the target firms for 2 months, the period from 3 months before the announcement of the offer to 1 month before the announcement; 5 months, the period from 6 months to 1 month; 11 months, the period from 12 months to 1 month; 17 months, the period from 18 months to 1 month; and 23 months, the period from 24 months to 1 month.
PREMIUM _{WAV}	$(OP - AVP_w) / AVP_w$. OP: tender offer price. AVP _w : the volume-weighted average stock price of the target firm before the announcement of the offer. AVP _w is calculated using the stock prices of the target firms for 2 months, the period from 3 months before the announcement of the offer to 1 month before the announcement; 5 months, the period from 6 months to 1 month; 11 months, the period from 12 months to 1 month; 17 months, the period from 18 months to 1 month; and 23 months, the period from 24 months to 1 month.
TRGT _{NOMINAL}	$(P_F - P_B) / P_B$. P _B : the stock price of the target firm on the beginning day of the research period. P _F : the stock price of the target firm on the final day of the research period (modified for continuity with P _B in case of a stock split). The research period includes 2 months, the period from 3 months before the announcement of the offer to 1 month before the announcement; 5 months, the period from 6 months to 1 month; 11 months, the period from 12 months to 1 month; 17 months, the period from 18 months to 1 month; and 23 months, the period from 24 months to 1 month.
TOPIX	$(TOPIX_F - TOPIX_B) / TOPIX_B$. TOPIX _B : the TOPIX price on the beginning day of the research period. TOPIX _F : the TOPIX price on the final day of the research period. The research period includes 2 months, the period from 3 months before the announcement of the offer to 1 month before the announcement; 5 months, the period from 6 months to 1 month; 11 months, the period from 12 months to 1 month; 17 months, the period from 18 months to 1 month; and 23 months, the period from 24 months to 1 month.
TRGT _{REAL}	TRGT _{NOMINAL} - TOPIX

⁹ The measurement period denotes the sampling period for the target firm's stock prices used to calculate its average stock price before the announcement of the offer.

3. 2 Sample Selection Criteria

This study analyzes the influences of the variations in the sample selection criteria—the criteria that divide the entire sample into premium offers and discount offers—on the interrelation between offer premiums and stock price momentum. For this purpose, five versions of a target firm’s stock price averaging period as the criteria (hereafter, “averaging period criteria”) and two versions of target firm’s stock price averaging method (hereafter, “averaging method criteria”) as the criteria are prepared.¹⁰ The latter comprises SAV, the simple average of the stock prices of the target firms, and WAV, the volume-weighted average of the stock prices of the target firms. The former comprises 2 months, the period from 3 months before the announcement of the offer to 1 month before the announcement; 5 months, the period from 6 months before the announcement of the offer to 1 month before the announcement; 11 months, the period from 12 months before the announcement of the offer to 1 month before the announcement; 17 months, the period from 18 months before the announcement of the offer to 1 month before the announcement; and 23 months, the period from 24 months before the announcement of the offer to 1 month before the announcement. This study analyzes the sample separated by 12 criteria each time.

3. 3 Sample

The sample used in this study comprises target firms for which tender offers commenced between October 1992 and December 2013. The original sample that is consistent with the requirements comprises 716 offers. However, after excluding some additional conditions, the final sample includes 660 cash tender offers. Public documentations of the sample’s tender offers are collected from EDINET.

Table 2 shows the descriptive statistics of the entire sample. Some possible insights are indicated in this table. First, a longer measurement period results in a smaller mean and median of both $PREMIUM_{SAV}$ and $PREMIUM_{WAV}$. Second, a longer measurement period results in a smaller minimum value of both $PREMIUM_{SAV}$ and $PREMIUM_{WAV}$. Third, a longer measurement period results in a larger maximum value of $PREMIUM_{SAV}$, which is not the case for $PREMIUM_{WAV}$, particularly for the 11-, 17-, and 23-month periods. Fourth, a longer measurement period results in a smaller minimum value, mean, and median for both $TRGT_{NOMINAL}$ and $TOPIX$. Table 3 shows the descriptive statistics for the premium offer sample and the discount offer sample.

¹⁰ To separate the entire sample into premium offers and discount offers, the stock price of the target firm before the announcement of the offer needs to be settled as the baseline price. This study employs the average stock price of the target firm rather than the stock price of the particular trading day. Consequently, variations in the averaging period and the averaging method should be carefully investigated.

Table 2 Descriptive Statistics of the Entire Sample: PREMIUM_{SAV}, PREMIUM_{WAV}, TRGT_{NOMINAL}, TOPIX, and TRGT_{REAL}

	measurement period	whole sample					
		n	max	min	mean	median	std dev
PREMIUM _{SAV}	2 months	660	3.257	-0.957	0.321	0.292	0.418
	5 months	660	2.975	-0.964	0.289	0.278	0.417
	11 months	660	5.906	-0.974	0.239	0.224	0.470
	17 months	660	7.798	-0.978	0.204	0.191	0.534
	23 months	660	8.908	-0.985	0.176	0.164	0.588
PREMIUM _{WAV}	2 months	660	3.292	-0.964	0.344	0.307	0.415
	5 months	660	3.170	-0.965	0.299	0.286	0.399
	11 months	660	2.670	-0.979	0.226	0.220	0.405
	17 months	660	2.390	-0.980	0.143	0.161	0.437
	23 months	660	2.584	-0.987	0.105	0.111	0.462
TRGT _{NOMINAL}	2 months	660	2.052	-0.683	0.022	-0.0002	0.248
	5 months	660	9.130	-0.876	0.004	-0.040	0.485
	11 months	660	14.413	-0.890	-0.013	-0.083	0.731
	17 months	660	12.632	-0.921	-0.022	-0.121	0.752
	23 months	660	12.524	-0.941	-0.030	-0.171	0.802
TOPIX	2 months	660	0.248	-0.292	0.005	-0.003	0.084
	5 months	660	0.579	-0.377	-0.002	-0.019	0.151
	11 months	660	0.716	-0.432	-0.004	-0.005	0.223
	17 months	660	0.690	-0.543	-0.011	-0.051	0.278
	23 months	660	0.746	-0.563	-0.009	-0.078	0.321
TRGT _{REAL}	2 months	660	1.872	-0.655	0.017	-0.008	0.238
	5 months	660	58.387	-12.759	0.386	-0.011	3.294
	11 months	660	717.343	-195.285	0.483	-0.059	29.856
	17 months	660	22.703	-28.997	0.303	-0.019	2.420
	23 months	660	141.303	-123.406	0.017	-0.061	8.155

The definitions of PREMIUM_{SAV}, PREMIUM_{WAV}, TRGT_{NOMINAL}, TOPIX, and TRGT_{REAL} are presented in Table 1.

Sensitivity Analyses of Measurement Variations in Tender Offer Premiums to Interrelations between Offer Premiums and Stock Price Momentum

Table 3 Descriptive Statistics of the Premium Offer Sample and Discount Offer Sample: PREMIUM_{SAV}, PREMIUM_{WAV}, TRGT_{NOMINAL}, TOPIX, and TRGT_{REAL}

	measurement period	sample separation criteria		premium offer sample						discount offer sample					
		averaging method	averaging period	n	max	min	mean	median	std dev	n	max	min	mean	median	std dev
PREMIUM _{SAV}	2 months	SAV	2 months	543	3.26	0.001	0.44	0.38	0.35	117	-0.004	-0.96	-0.24	-0.16	0.22
	5 months	SAV	5 months	529	2.98	0.001	0.42	0.35	0.34	131	-0.0003	-0.96	-0.25	-0.17	0.22
	11 months	SAV	11 months	494	5.91	0.001	0.41	0.34	0.41	166	-0.002	-0.97	-0.26	-0.20	0.23
	17 months	SAV	17 months	454	7.80	0.0003	0.43	0.35	0.48	206	-0.001	-0.98	-0.28	-0.23	0.23
	23 months	SAV	23 months	434	8.91	0.001	0.44	0.34	0.55	226	-0.001	-0.98	-0.32	-0.28	0.24
PREMIUM _{WAV}	2 months	WAV	2 months	540	3.29	0.001	0.44	0.36	0.35	120	-0.001	-0.96	-0.25	-0.19	0.22
	5 months	WAV	5 months	522	3.17	0.001	0.41	0.33	0.33	138	-0.002	-0.97	-0.26	-0.21	0.22
	11 months	WAV	11 months	467	2.67	0.003	0.38	0.32	0.32	193	-0.001	-0.98	-0.26	-0.20	0.22
	17 months	WAV	17 months	425	2.39	0.003	0.38	0.32	0.32	235	-0.002	-0.98	-0.29	-0.24	0.23
	23 months	WAV	23 months	397	2.58	0.0003	0.39	0.33	0.34	263	-0.0003	-0.99	-0.32	-0.27	0.24
TRGT _{NOMINAL}	2 months	SAV	2 months	543	2.05	-0.55	0.02	0	0.21	117	1.67	-0.68	0.04	-0.01	0.37
		WAV	2 months	540	2.05	-0.68	0.01	0	0.21	120	1.67	-0.57	0.08	0.01	0.36
	5 months	SAV	5 months	529	9.13	-0.71	0.02	-0.03	0.50	131	2.25	-0.88	-0.05	-0.08	0.44
		WAV	5 months	522	9.13	-0.80	0.00	-0.04	0.49	138	2.25	-0.88	0.02	-0.04	0.47
	11 months	SAV	11 months	494	14.41	-0.84	0.06	-0.04	0.79	166	2.78	-0.89	-0.23	-0.31	0.45
		WAV	11 months	467	14.41	-0.84	0.05	-0.04	0.79	193	3.18	-0.89	-0.17	-0.29	0.54
	17 months	SAV	17 months	454	12.63	-0.72	0.12	-0.02	0.81	206	2.36	-0.92	-0.34	-0.42	0.46
		WAV	17 months	425	12.63	-0.79	0.12	-0.02	0.81	235	4.02	-0.92	-0.27	-0.39	0.55
	23 months	SAV	23 months	434	12.52	-0.77	0.17	0.001	0.87	226	1.77	-0.94	-0.41	-0.52	0.44
		WAV	23 months	397	12.52	-0.75	0.18	0.01	0.89	263	2.05	-0.94	-0.35	-0.48	0.50
TOPIX	2 months	SAV	2 months	543	0.25	-0.29	0.005	-0.003	0.08	117	0.23	-0.26	0.01	0.009	0.09
		WAV	2 months	540	0.25	-0.29	0.003	-0.01	0.08	120	0.23	-0.26	0.02	0.02	0.09
	5 months	SAV	5 months	529	0.58	-0.38	-0.004	-0.02	0.15	131	0.55	-0.37	0.01	-0.0003	0.17
		WAV	5 months	522	0.58	-0.38	-0.01	-0.03	0.15	138	0.55	-0.37	0.01	0.001	0.16
	11 months	SAV	11 months	494	0.72	-0.41	0.01	-0.00007	0.23	166	0.64	-0.43	-0.04	-0.03	0.22
		WAV	11 months	467	0.72	-0.41	0.01	-0.001	0.22	193	0.64	-0.43	-0.03	-0.03	0.23
	17 months	SAV	17 months	454	0.69	-0.54	0.02	-0.04	0.27	206	0.66	-0.54	-0.07	-0.08	0.28
		WAV	17 months	425	0.69	-0.54	0.01	-0.04	0.27	235	0.69	-0.54	-0.04	-0.06	0.29
	23 months	SAV	23 months	434	0.75	-0.56	0.03	-0.06	0.32	226	0.64	-0.56	-0.08	-0.11	0.32
		WAV	23 months	397	0.75	-0.56	0.02	-0.06	0.32	263	0.64	-0.56	-0.06	-0.10	0.32
TRGT _{REAL}	2 months	SAV	2 months	543	1.87	-0.54	0.01	-0.003	0.20	117	1.71	-0.65	0.03	-0.03	0.37
		WAV	2 months	540	1.87	-0.65	0.01	-0.01	0.20	120	1.71	-0.59	0.06	-0.02	0.36
	5 months	SAV	5 months	529	8.85	-0.62	0.02	-0.02	0.46	131	58.39	-12.76	1.86	0.16	7.17
		WAV	5 months	522	8.85	-0.64	0.01	-0.02	0.46	138	58.39	-12.76	1.82	0.26	6.98
	11 months	SAV	11 months	494	14.28	-0.90	0.05	-0.05	0.76	166	717.34	-195.28	1.76	-0.15	59.63
		WAV	11 months	467	14.28	-0.90	0.05	-0.04	0.76	193	717.34	-195.28	1.54	-0.14	55.29
	17 months	SAV	17 months	454	12.34	-0.88	0.11	0.02	0.77	206	22.70	-29.00	0.74	-0.21	4.15
		WAV	17 months	425	12.34	-0.88	0.11	0.02	0.77	235	22.70	-29.00	0.65	-0.20	3.90
	23 months	SAV	23 months	434	12.40	-1.25	0.15	0.04	0.87	226	141.30	-123.41	-0.24	-0.29	13.90
		WAV	23 months	397	12.40	-1.25	0.16	0.05	0.86	263	141.30	-123.41	-0.19	-0.27	12.89

The definitions of PREMIUM_{SAV}, PREMIUM_{WAV}, TRGT_{NOMINAL}, TOPIX, and TRGT_{REAL} are presented in Table 1.

Sample separation criteria denote the criteria that divides the entire sample into the premium offer subsample and the discount offer subsample, and includes two separation types of a target firm's stock price averaging method, SAV, denoting separation by using the tender offer premiums based on AVPs, and WAV, denoting the separation by using the premiums based on AVPw. The sample separation also includes five separation types of target firm's stock price averaging periods, 23 months, the period from 24 months before the announcement of the tender offer to one month before the announcement, 17 months, the period from 18 months to one month, 11 months, the period from 12 months to one month, 5 months, the period from 6 months to one month, and 2 months, the period from 3 months to one month.

4. Results

4. 1 Premium Offer Sample

The results of the Pearson's correlation coefficients between PREMIUM and stock price momentum for the premium offer sample are indicated in Tables 4, 5, 6, 7, and 8. We begin with the results based on the averaging period criteria of 23 months in Table 4. The results of $TRGT_{NOMINAL}$ and $TRGT_{REAL}$ for both $PREMIUM_{SAV}$ and $PREMIUM_{WAV}$ are significantly positive for the 23-, 17-, 11-, and 5-month measurement periods. This result implies that the correlation between offer premiums—calculated using either the simple average or the volume-weighted average stock prices of the target firms before the announcement of the offer, and the stock price momentum of the target firms, measured using either nominal growth rate momentum or real growth rate momentum—is stably positive. Moreover, the relationship is robust against variations in measurement periods of 5 months and longer. This result could indicate that the offer premium is likely decided based on the target firms' stock price close to the trading days of the announcement of the offer rather than on the intrinsic values of the target firms using a longer time perspective. At the same time, the fact that the correlation coefficient decreases as the measurement period shortens from 23 months to 5 months for both $PREMIUM_{SAV}$ and $PREMIUM_{WAV}$ is thought to be affected by similar tendencies in the standard deviations of $PREMIUM_{SAV}$, $PREMIUM_{WAV}$, and $TRGT_{NOMINAL}$.

In contrast, the consistent and significant results of $TRGT_{NOMINAL}$ and $TRGT_{REAL}$ are not found from 2 months, implying that a discontinuity may exist between 2 months and the shorter periods and between 5 months and the longer periods in the interrelations between offer premiums and a target firm's stock price momentum.

In contrast to the consistent results of $TRGT_{NOMINAL}$ and $TRGT_{REAL}$ in four measurement periods for both $PREMIUM_{SAV}$ and $PREMIUM_{WAV}$, the results of TOPIX for $PREMIUM_{SAV}$ and $PREMIUM_{WAV}$ are inconsistent for most measurement periods. Whereas the negative correlation coefficients are found at 23, 17, 11, and 5 months for both PREMIUM variables, those of $PREMIUM_{WAV}$ are significant and those of $PREMIUM_{SAV}$ are not. This finding implies that offer premiums calculated using volume-weighted average stock prices of target firms increase (decrease) as the growth rates of TOPIX prices decrease (increase). Therefore, the significantly negative correlation between the offer premiums and TOPIX momentum is conjectured to be caused by the possible positive relationship between TOPIX momentum and the volume-weighted average stock prices of the target firms; therefore, the level of offer premium is not decided accordingly based on TOPIX momentum but could be settled through target firms' intrinsic values for the 23-, 17-, 11-, and 5-month measurement periods.

In contrast, significantly negative TOPIX coefficients are found in the measurement period of 2

months for both PREMIUM_{SAV} and PREMIUM_{WAV}. This finding indicates that the offer premiums are negatively affected by the TOPIX momentum for the measurement period of 2 months.

In short, the offer premiums should be positively affected by the target firm's stock price momentum in the 23-, 17-, 11-, and 5-month measurement periods. However, they are negatively influenced by the TOPIX momentum in the 2-month measurement period for the premium offers sampled by the averaging period criteria of 23 months.

Tables 5 and 6 show the results of the averaging period criteria at 17 and 11 months for the premium offers. Although most of the results are similar to those in Table 4, the TOPIX coefficients for PREMIUM_{WAV} at 23 and 17 months are insignificantly negative or significant at the 10% level in Table 5, and those of 11 months are similar in Table 6, indicating that variations matter in the sample selection.

Tables 7 and 8 show the results of the averaging period criteria of 5 and 2 months for the premium offers, which bear a substantial resemblance to each other. In Tables 7 and 8, the TOPIX results are significantly positive for PREMIUM_{SAV} and PREMIUM_{WAV} for 23 and 17 months. These results are completely different from the results in Tables 4, 5, and 6, implying that the level of offer premium is decided from the TOPIX momentum for the 23- and 17-month measurement periods. Moreover, the TRGT_{REAL} results for PREMIUM_{SAV} for both the SAV and WAV of the averaging method criteria are significantly positive and different from those in Tables 4, 5, and 6. These dissimilarities caused by variations in the measurement period and the sample selection criteria should be controlled when researchers conduct an analysis of the interrelations between offer premiums and stock price momentum.

In contrast, four common features exist among all the aforementioned tables. The first feature is that the correlations between both PREMIUM_{SAV} and PREMIUM_{WAV} and both TRGT_{NOMINAL} and TRGT_{REAL} for the 23-, 17-, 11-, and 5-month measurement periods are constantly and significantly positive. The second feature is that, statistically, no significant correlation or a weakly significant correlation exists between PREMIUM_{SAV} and TOPIX for both SAV and WAV for the 5-month measurement period. The third feature is that the correlations between both PREMIUM_{SAV} and PREMIUM_{WAV} and TOPIX of 2 months are significantly negative except for those of the sample selected on the averaging period of 2 months and the averaging method of WAV. The fourth feature is that the correlations between PREMIUM_{WAV} and TRGT_{REAL} for the 2-month measurement period are, statistically, of no or weak significance. The first and third features, among other aspects, represent the variables that should be controlled when researchers perform analyses concerning the interrelations between offer premiums and stock price momentum. In contrast, the second and fourth features could reveal the recommended measurement periods in which offer premiums are not influenced by stock price momentum.

Table 4 Pearson's Correlation Coefficients between Offer Premiums and Stock Price Momentum based on Averaging Period Criteria of 23 months (premium offers)

			measurement period											
			23 months		17 months		11 months		5 months		2 months			
			SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV		
PREMIUM _{SAV}	TRGT _{NOMINAL}	Correlation	0.731 ***	0.753 ***	0.676 ***	0.713 ***	0.614 ***	0.644 ***	0.296 ***	0.354 ***	0.009	0.044		
		p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.845	0.387		
TOPIX		Correlation	-0.028	-0.025	-0.040	-0.027	-0.075	-0.067	-0.076	-0.065	-0.147 ***	-0.152 ***		
		p-val.	0.554	0.624	0.409	0.595	0.120	0.180	0.112	0.199	0.002	0.002		
TRGT _{REAL}		Correlation	0.739 ***	0.786 ***	0.719 ***	0.750 ***	0.648 ***	0.678 ***	0.321 ***	0.378 ***	0.072 **	0.112 **		
		p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.133	0.025		
PREMIUM _{WAV}	TRGT _{NOMINAL}	Correlation	0.415 ***	0.447 ***	0.289 ***	0.323 ***	0.232 ***	0.258 ***	0.139 ***	0.191 ***	-0.115 **	-0.081		
		p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.004	0.000	0.017	0.105		
TOPIX		Correlation	-0.085 *	-0.086 *	-0.135 ***	-0.127 **	-0.154 ***	-0.151 ***	-0.125 ***	-0.118 **	-0.161 ***	-0.160 ***		
		p-val.	0.078	0.085	0.005	0.011	0.001	0.003	0.009	0.019	0.001	0.001		
TRGT _{REAL}		Correlation	0.435 ***	0.491 ***	0.349 ***	0.377 ***	0.275 ***	0.303 ***	0.170 ***	0.223 ***	-0.057	-0.019		
		p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.240	0.710		
n			434	397	434	397	434	397	434	397	434	397		

PREMIUM_{SAV} = $(OP - AVP_S) / AVP_S$, PREMIUM_{WAV} = $(OP - AVP_W) / AVP_W$, OP stands for the tender offer price, AVP_S stands for the simple average stock price of the target firm before the announcement of the offer, AVP_W stands for the volume-weighted average stock price of the target firms before the announcement. TRGT_{NOMINAL} denotes the nominal growth rate of the stock prices of the target firms. TOPIX denotes the growth rate of the prices of Tokyo Stock Price Index (TOPIX). TRGT_{REAL} denotes the real growth rate of the prices calculated as TRGT_{NOMINAL} minus TOPIX. Measurement period, the sampling period for the target firm's stock prices to calculate the average stock price of the target firm before the announcement of the offer for each of PREMIUM_{SAV}, PREMIUM_{WAV}, TRGT_{NOMINAL}, TOPIX, and TRGT_{REAL}, includes 2 months (3-1 months) from 3 months before the announcement of the offer to one month before the announcement, 5 months (6-1 months) from 6 months to one month, 11 months (12-1 months) from 12 months to one month, 17 months (18-1 months) from 18 months to one month, and 23 months (24-1 months) from 24 months to one month. Sample separation criteria denotes the criteria which divides the whole sample into the premium offer subsample and the discount offer subsample, and includes two types of target firm's stock price averaging method (averaging method criteria). SAV, denoting the separation by using the tender offer premiums based on AVP_S, and WAV, denoting the separation by using the premiums based on AVP_W, and also includes five types of target firm's stock price averaging period (averaging period criteria), 23 months, the period from 24 months before the announcement of the tender offer to one month before the announcement, 17 months, the period from 18 months to one month, 11 months, the period from 12 months to one month, 5 months, the period from 6 months to one month, and 2 months, the period from 3 months to one month. ***, **, and * denote that the Pearson's correlation coefficient is significant at the 1%, 5%, and 10% level, respectively.

Sensitivity Analyses of Measurement Variations in Tender Offer Premiums to
Interrelations between Offer Premiums and Stock Price Momentum

Table 5 Pearson's Correlation Coefficients between Offer Premiums and Stock Price Momentum based on
Averaging Period Criteria of 17 months (premium offers)

		measurement period									
		23 months		17 months		11 months		5 months		2 months	
		SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV
PREMIUM _{SAV}	TRGT _{NOMINAL}	0.752 ***	0.772 ***	0.681 ***	0.720 ***	0.611 ***	0.643 ***	0.281 ***	0.334 ***	-0.017	0.045
	Correlation	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.714	0.351
	p-val.										
TOPIX	TRGT _{NOMINAL}	0.014	0.039	-0.011	0.021	-0.059	-0.034	-0.084 *	-0.049	-0.152 ***	-0.125 ***
	Correlation	0.768	0.428	0.821	0.672	0.210	0.489	0.073	0.309	0.001	0.010
	p-val.										
TRGT _{REAL}	TRGT _{REAL}	0.781 ***	0.793 ***	0.724 ***	0.752 ***	0.652 ***	0.675 ***	0.323 ***	0.365 ***	0.044	0.101 **
	Correlation	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.353	0.038
	p-val.										
PREMIUM _{WAV}	TRGT _{NOMINAL}	0.463 ***	0.499 ***	0.310 ***	0.356 ***	0.231 ***	0.263 ***	0.118 **	0.173 ***	-0.142 ***	-0.083 *
	Correlation	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.012	0.000	0.002	0.089
	p-val.										
TOPIX	TRGT _{NOMINAL}	-0.021	0.019	-0.090 *	-0.055	-0.136 ***	-0.113 **	-0.134 ***	-0.097 **	-0.163 ***	-0.137 ***
	Correlation	0.650	0.692	0.055	0.260	0.004	0.020	0.004	0.047	0.000	0.005
	p-val.										
TRGT _{REAL}	TRGT _{REAL}	0.492 ***	0.514 ***	0.359 ***	0.395 ***	0.279 ***	0.304 ***	0.164 ***	0.209 ***	-0.085 *	-0.030
	Correlation	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.070	0.533
	p-val.										
	n	454	425	454	425	454	425	454	425	454	425

PREMIUM_{SAV} = $(OP - AVP_S) / AVP_S$, PREMIUM_{WAV} = $(OP - AVP_W) / AVP_W$, OP stands for the tender offer price, AVP_S stands for the simple average stock price of the target firm before the announcement of the offer, AVP_W stands for the volume-weighted average stock price of the target firms before the announcement. TRGT_{NOMINAL} denotes the nominal growth rate of the stock prices of the target firms. TOPIX denotes the growth rate of the prices of Tokyo Stock Price Index (TOPIX). TRGT_{REAL} denotes the real growth rate of the prices calculated as TRGT_{NOMINAL} minus TOPIX. Measurement period: the sampling period for the target firm's stock prices to calculate the average stock price of the target firm before the announcement of the offer for each of PREMIUM_{SAV}, PREMIUM_{WAV}, TRGT_{NOMINAL}, TOPIX, and TRGT_{REAL} includes 2 months (3–1 months) from 3 months before the announcement of the offer to one month before the announcement, 5 months (6–1 months) from 6 months to one month, 11 months (12–1 months) from 12 months to one month, 17 months (18–1 months) from 18 months to one month, and 23 months (24–1 months) from 24 months to one month. Sample separation criteria denotes the criteria which divides the whole sample into the premium offer subsample and the discount offer subsample, and includes two types of target firm's stock price averaging method (averaging method criteria), SAV, denoting the separation by using the tender offer premiums based on AVP_S, and WAV, denoting the separation by using the premiums based on AVP_W, and also includes five types of target firm's stock price averaging period (averaging period criteria), 23 months, the period from 24 months before the announcement of the tender offer to one month before the announcement, 17 months, the period from 18 months to one month, 11 months, the period from 12 months to one month, 5 months, the period from 6 months to one month, and 2 months, the period from 3 months to one month. ***, **, and * denote that the Pearson's correlation coefficient is significant at the 1%, 5%, and 10% level, respectively.

Table 6 Pearson's Correlation Coefficients between Offer Premiums and Stock Price Momentum based on Averaging Period Criteria of 11 months (premium offers)

			measurement period											
			23 months		17 months		11 months		5 months		2 months			
			SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV		
PREMIUM _{SAV}	TRGT _{NOMINAL}	Correlation	0.775 ***	0.786 ***	0.710 ***	0.741 ***	0.632 ***	0.661 ***	0.267 ***	0.333 ***	0.000	0.078 *		
		p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.995	0.092		
	TOPIX	Correlation	0.052	0.057	0.054	0.059	-0.004	-0.004	-0.081 *	-0.043	-0.150 ***	-0.104 **		
PREMIUM _{WAV}	TRGT _{REAL}	Correlation	0.253	0.221	0.231	0.203	0.924	0.930	0.072	0.352	0.001	0.024		
		p-val.	0.790 ***	0.797 ***	0.734 ***	0.766 ***	0.661 ***	0.687 ***	0.311 ***	0.365 ***	0.061	0.127 ***		
		p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.172	0.006		
PREMIUM _{SAV}	TRGT _{NOMINAL}	Correlation	0.516 ***	0.537 ***	0.381 ***	0.424 ***	0.272 ***	0.314 ***	0.104 **	0.171 ***	-0.117 ***	-0.058		
		p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.021	0.000	0.009	0.210		
	TOPIX	Correlation	0.042	0.047	0.007	0.004	-0.069	-0.074	-0.132 ***	-0.101 **	-0.162 ***	-0.119 **		
PREMIUM _{WAV}	TRGT _{REAL}	Correlation	0.352	0.313	0.871	0.926	0.126	0.108	0.003	0.030	0.000	0.010		
		p-val.	0.524 ***	0.541 ***	0.402 ***	0.449 ***	0.305 ***	0.348 ***	0.152 ***	0.211 ***	-0.058	-0.013		
		p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.196	0.787		
n			494	467	494	467	494	467	494	467	494	467		

PREMIUM_{SAV} = (OP - AVP_S) / AVP_S, PREMIUM_{WAV} = (OP - AVP_W) / AVP_W, OP stands for the tender offer price, AVP_S stands for the simple average stock price of the target firm before the announcement of the offer, AVP_W stands for the volume-weighted average stock price of the target firms before the announcement. TRGT_{NOMINAL} denotes the nominal growth rate of the stock prices of the target firms. TOPIX denotes the growth rate of the prices of Tokyo Stock Price Index (TOPIX). TRGT_{REAL} denotes the real growth rate of the prices calculated as TRGT_{NOMINAL} minus TOPIX. Measurement period, the sampling period for the target firm's stock prices to calculate the average stock price of the target firm before the announcement of the offer for each of PREMIUM_{SAV}, PREMIUM_{WAV}, TRGT_{NOMINAL}, TOPIX, and TRGT_{REAL} includes 2 months (3-1 months) from 3 months before the announcement of the offer to one month before the announcement, 5 months (6-1 months) from 6 months to one month, 11 months (12-1 months) from 12 months to one month, 17 months (18-1 months) from 18 months to one month, and 23 months (24-1 months) from 24 months to one month. Sample separation criteria denotes the criteria which divides the whole sample into the premium offer subsample and the discount offer subsample, and includes two types of target firm's stock price averaging method (averaging method criteria), SAV, denoting the separation by using the tender offer premiums based on AVP_S, and WAV, denoting the separation by using the premiums based on AVP_W, and also includes five types of target firm's stock price averaging period (averaging period criteria), 23 months, the period from 24 months before the announcement of the tender offer to one month before the announcement, 17 months, the period from 18 months to one month, 11 months, the period from 12 months to one month, 5 months, the period from 6 months to one month, and 2 months, the period from 3 months to one month. ***, **, and * denote that the Pearson's correlation coefficient is significant at the 1%, 5%, and 10% level, respectively.

Sensitivity Analyses of Measurement Variations in Tender Offer Premiums to
Interrelations between Offer Premiums and Stock Price Momentum

Table 7 Pearson's Correlation Coefficients between Offer Premiums and Stock Price Momentum based on
Averaging Period Criteria of 5 months (premium offers)

			measurement period						2 months					
			23 months			17 months			11 months			5 months		
			SAV	WAV		SAV	WAV		SAV	WAV		SAV	WAV	
PREMIUM _{SAV}	TRGT _{NOMINAL}	Correlation	0.780 ***	0.793 ***		0.745 ***	0.759 ***		0.676 ***	0.688 ***		0.339 ***	0.380 ***	
		p-val.	0.000	0.000		0.000	0.000		0.000	0.000		0.000	0.000	
	TOPIX	Correlation	0.086 **	0.093 **		0.095 **	0.108 **		0.055	0.070		0.001	0.016	
		p-val.	0.048	0.034		0.029	0.014		0.208	0.109		0.985	0.708	
	TRGT _{REAL}	Correlation	0.784 ***	0.791 ***		0.758 ***	0.764 ***		0.688 ***	0.695 ***		0.362 ***	0.401 ***	
		p-val.	0.000	0.000		0.000	0.000		0.000	0.000		0.000	0.000	
PREMIUM _{WAV}	TRGT _{NOMINAL}	Correlation	0.544 ***	0.564 ***		0.451 ***	0.476 ***		0.355 ***	0.386 ***		0.177 ***	0.226 ***	
		p-val.	0.000	0.000		0.000	0.000		0.000	0.000		0.000	0.000	
	TOPIX	Correlation	0.090 **	0.101 **		0.073 *	0.090 **		0.017	0.041		-0.051	-0.039	
		p-val.	0.039	0.020		0.093	0.040		0.699	0.350		0.245	0.379	
	TRGT _{REAL}	Correlation	0.535 ***	0.548 ***		0.452 ***	0.470 ***		0.365 ***	0.389 ***		0.206 ***	0.254 ***	
		p-val.	0.000	0.000		0.000	0.000		0.000	0.000		0.000	0.000	
n			529	522		529	522		529	522		529	522	

$PREMIUM_{SAV} = (OP - AVP_S) / AVP_S$, $PREMIUM_{WAV} = (OP - AVP_W) / AVP_W$, OP stands for the tender offer price, AVP_S stands for the simple average stock price of the target firm before the announcement of the offer, AVP_W stands for the volume-weighted average stock price of the target firms before the announcement. $TRGT_{NOMINAL}$ denotes the nominal growth rate of the stock prices of the target firms. TOPIX denotes the growth rate of the prices of Tokyo Stock Price Index (TOPIX). $TRGT_{REAL}$ denotes the real growth rate of the prices calculated as $TRGT_{NOMINAL}$ minus TOPIX. Measurement period, the sampling period for the target firm's stock prices to calculate the average stock price of the target firm before the announcement of the offer for each of $PREMIUM_{SAV}$, $PREMIUM_{WAV}$, $TRGT_{NOMINAL}$, TOPIX, and $TRGT_{REAL}$, includes 2 months (3–1 months) from 3 months before the announcement of the offer to one month before the announcement, 5 months (6–1 months) from 6 months to one month, 11 months (12–1 months) from 12 months to one month, 17 months (18–1 months) from 18 months to one month, and 23 months (24–1 months) from 24 months to one month. Sample separation criteria denotes the criteria which divides the whole sample into the premium offer subsample and the discount offer subsample, and includes two types of target firm's stock price averaging method (averaging method criteria). SAV, denoting the separation by using the tender offer premiums based on AVP_S , and WAV, denoting the separation by using the premiums based on AVP_W , and also includes five types of target firm's stock price averaging period (averaging period criteria), 23 months, the period from 24 months before the announcement of the tender offer to one month before the announcement, 17 months, the period from 18 months to one month, 11 months, the period from 12 months to one month, 5 months, the period from 6 months to one month, and 2 months, the period from 3 months to one month. ***, **, and * denote that the Pearson's correlation coefficient is significant at the 1%, 5%, and 10% level, respectively.

Table 8 Pearson's Correlation Coefficients between Offer Premiums and Stock Price Momentum based on Averaging Period Criteria of 2 months (premium offers)

		measurement period											
		23 months				17 months				11 months			
		SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV
PREMIUM _{SAV}	TRGT _{NOMINAL}	Correlation	0.790 ***	0.792 ***	0.769 ***	0.772 ***	0.686 ***	0.693 ***	0.387 ***	0.413 ***	0.077 *	0.128 ***	
		p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.074	0.003	
	TOPIX	Correlation	0.092 **	0.098 **	0.109 **	0.115 ***	0.089 **	0.098 **	0.046	0.054	-0.091 **	-0.070	
		p-val.	0.031	0.023	0.011	0.007	0.038	0.022	0.280	0.206	0.033	0.103	
PREMIUM _{WAV}	TRGT _{REAL}	Correlation	0.789 ***	0.790 ***	0.771 ***	0.771 ***	0.687 ***	0.691 ***	0.400 ***	0.425 ***	0.120 ***	0.166 ***	
		p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.005	0.000	
	TOPIX	Correlation	0.558 ***	0.565 ***	0.480 ***	0.491 ***	0.382 ***	0.403 ***	0.235 ***	0.266 ***	-0.050	-0.011	
		p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.242	0.796	
PREMIUM _{WAV}	TRGT _{NOMINAL}	Correlation	0.099 **	0.104 **	0.095 **	0.100 **	0.061	0.076 *	0.000	0.005	-0.115 ***	-0.098 **	
		p-val.	0.021	0.015	0.027	0.020	0.153	0.079	0.999	0.907	0.007	0.023	
	TOPIX	Correlation	0.544 ***	0.549 ***	0.470 ***	0.480 ***	0.379 ***	0.396 ***	0.252 ***	0.283 ***	-0.006	0.029	
		p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.888	0.503	
	n		543	540	543	540	543	540	543	540	543	540	

PREMIUM_{SAV} = $(OP - AVP_S) / AVP_S$, PREMIUM_{WAV} = $(OP - AVP_W) / AVP_W$, OP stands for the tender offer price, AVP_S stands for the simple average stock price of the target firm before the announcement of the offer, AVP_W stands for the volume-weighted average stock price of the target firms before the announcement. TRGT_{NOMINAL} denotes the nominal growth rate of the stock prices of the target firms. TOPIX denotes the growth rate of the prices of Tokyo Stock Price Index (TOPIX). TRGT_{REAL} denotes the real growth rate of the prices calculated as TRGT_{NOMINAL} minus TOPIX. Measurement period, the sampling period for the target firm's stock prices to calculate the average stock price of the target firm before the announcement of the offer for each of PREMIUM_{SAV}, PREMIUM_{WAV}, TRGT_{NOMINAL}, TOPIX, and TRGT_{REAL}, includes 2 months (3-1 months) from 3 months before the announcement of the offer to one month before the announcement, 5 months (6-1 months) from 6 months to one month, 11 months (12-1 months) from 12 months to one month, 17 months (18-1 months) from 18 months to one month, and 23 months (24-1 months) from 24 months to one month. Sample separation criteria denotes the criteria which divides the whole sample into the premium offer subsample and the discount offer subsample, and includes two types of target firm's stock price averaging method (averaging method criteria), SAV, denoting the separation by using the tender offer premiums based on AVP_S, and WAV, denoting the separation by using the premiums based on AVP_W, and also includes five types of target firm's stock price averaging period (averaging period criteria), 23 months, the period from 24 months before the announcement of the tender offer to one month before the announcement, 17 months, the period from 18 months to one month, 11 months, the period from 12 months to one month, 5 months, the period from 6 months to one month, and 2 months, the period from 3 months to one month. ***, **, and * denote that the Pearson's correlation coefficient is significant at the 1%, 5%, and 10% level, respectively.

4. 2 Discount Offer Sample

The results of the correlation coefficients between PREMIUM and stock price momentum for the discount offer sample are indicated in Tables 9, 10, 11, 12, and 13. Table 9 presents the results based on the averaging period criteria of 23 months. Finding consistency across a wide range of measurement periods, as found in Tables 4, 5, 6, 7, and 8, is difficult. However, some sufficiently (5% and smaller significance level) significant results for which both PREMIUM_{SAV} and PREMIUM_{WAV} and both SAV and WAV correspond with each other, such as the positive and negative results for TRGT_{NOMINAL} and TOPIX at 23 months, the negative results for TRGT_{REAL} at 17 months, and the negative results for TRGT_{REAL} at 5 months, are found. New significant results corresponding with both PREMIUM variables emerge in Tables 10 through 13, such as the positive results for TRGT_{NOMINAL} at 17 months and the negative results for TOPIX at 5 months in Table 10, the positive results for TOPIX at 17 months in Table 11, and the positive results for TRGT_{NOMINAL} and TOPIX at 11 months in Table 12. These increasing transitions of significant results again reflect variations in the measurement period and sample selection criteria and, hence, demand careful control when researchers analyze the interrelationships between offer premiums and stock price momentum for the discount offer sample.

At the same time, certain aforementioned significant results that emerged in some tables vanish in other tables. For instance, the negative results for TRGT_{REAL} at 17 months found in Tables 9, 10, and 11 are not seen in Tables 12 and 13, and the significance level of the negative results for TRGT_{REAL} at 5 months changes from 1% or 5% for both PREMIUM_{SAV} and PREMIUM_{WAV} in Tables 9, 10, 11, and 12 to 10% in Table 13. These vanishing transitions of significant results arise only in TRGT_{REAL}, which denotes the cancelling-out variable calculated as TRGT_{NOMINAL} minus TOPIX, implying that the phenomena might reflect the aforementioned increasing transitions.

Two major differences exist between premium offers and discount offers. First, the results for TRGT_{REAL} in the 23-, 17-, 11-, and 5-month measurement periods are significantly positive for the premium offers but significantly negative or insignificant for the discount offers. This result is caused by the difference in the relative power of the correlation between PREMIUM and TOPIX. The coefficients of TOPIX are consistently much smaller than those of TRGT_{NOMINAL} for the premium offers but are large enough to cancel out those of TRGT_{NOMINAL} for the discount offers. This result indicates that the influence of TOPIX momentum on offer premiums is stronger for discount offers than for premium offers. Second, the negative results of TOPIX for both PREMIUM_{SAV} and PREMIUM_{WAV} at 2 months are statistically either insignificant or weakly significant, with the exception of PREMIUM_{WAV} for the averaging period criteria of 17 months for discount offers. However, these negative results are

statistically strongly significant without any exception for premium offers.

These two major differences refer to TOPIX momentum, implying that the influence of TOPIX momentum characterizes the difference in the interrelations between offer premiums and stock price momentum for premium and discount offers. In other words, the influence of $TGRT_{NOMINAL}$ momentum on offer premiums is pervasive for the 23-, 17-, 11-, and 5-month measurement periods, regardless of the premium or discount offer status. However, the sample selection criteria also affect the results of the influence. In Table 14, which presents the correlation coefficients between offer premiums and stock price momentum based on the entire sample, this phenomenon is evidenced by the consistently and statistically significant positive results of $TRGT_{NOMINAL}$ both for $PREMIUM_{SAV}$ and $PREMIUM_{WAV}$.

Sensitivity Analyses of Measurement Variations in Tender Offer Premiums to
Interrelations between Offer Premiums and Stock Price Momentum

Table 9 Pearson's Correlation Coefficients between Offer Premiums and Stock Price Momentum based on
Averaging Period Criteria of 23 months (discount offers)

			measurement period											
			23 months		17 months		11 months		5 months		2 months			
			SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV		
PREMIUM _{SAV}	TRGT _{NOMINAL}	Correlation	0.361 ***	0.444 ***	0.178 ***	0.223 ***	0.071	0.095	-0.056	-0.054	-0.061	-0.074		
		p-val.	0.000	0.000	0.007	0.000	0.287	0.126	0.403	0.385	0.360	0.231		
	TOPIX	Correlation	0.137 **	0.180 ***	0.017	0.045	0.003	-0.028	-0.110 *	-0.109 *	-0.08	-0.070		
TRGT _{REAL}		p-val.	0.040	0.003	0.795	0.472	0.962	0.646	0.098	0.078	0.236	0.259		
	Correlation		0.003	0.009	-0.222 ***	-0.221 ***	-0.112 *	-0.104 *	-0.225 ***	-0.223 ***	-0.039	-0.055		
	p-val.		0.962	0.889	0.001	0.000	0.092	0.092	0.001	0.000	0.564	0.376		
PREMIUM _{WAV}	TRGT _{NOMINAL}	Correlation	0.248 ***	0.317 ***	0.070	0.080	-0.055	-0.061	-0.192 ***	-0.181 ***	-0.142 **	-0.160 ***		
		p-val.	0.000	0.000	0.292	0.197	0.407	0.322	0.004	0.003	0.032	0.009		
	TOPIX	Correlation	0.160 **	0.191 ***	0.025	0.026	-0.028	-0.078	-0.158 **	-0.157 **	-0.12 *	-0.112 *		
TRGT _{REAL}		p-val.	0.016	0.002	0.712	0.672	0.673	0.207	0.018	0.011	0.081	0.069		
	Correlation		0.018	0.020	-0.243 ***	-0.248 ***	-0.113 *	-0.106 *	-0.230 ***	-0.229 ***	-0.110	-0.130 **		
	p-val.		0.792	0.742	0.000	0.000	0.091	0.086	0.000	0.000	0.101	0.036		
n			226	263	226	263	226	263	226	263	226	263		

PREMIUM_{SAV} = (OP - AVP_S) / AVP_S; PREMIUM_{WAV} = (OP - AVP_W) / AVP_W; OP stands for the tender offer price, AVP_S stands for the simple average stock price of the target firm before the announcement of the offer, AVP_W stands for the volume-weighted average stock price of the target firms before the announcement. TRGT_{NOMINAL} denotes the nominal growth rate of the stock prices of the target firms. TOPIX denotes the growth rate of the prices of Tokyo Stock Price Index (TOPIX). TRGT_{REAL} denotes the real growth rate of the prices calculated as TRGT_{NOMINAL} minus TOPIX. Measurement period, the sampling period for the target firm's stock prices to calculate the average stock price of the target firm before the announcement of the offer for each of PREMIUM_{SAV}, PREMIUM_{WAV}, TRGT_{NOMINAL}, TOPIX, and TRGT_{REAL}, includes 2 months (3-1 months) from 3 months before the announcement of the offer to one month before the announcement, 5 months (6-1 months) from 6 months to one month, 11 months (12-1 months) from 12 months to one month, 17 months (18-1 months) from 18 months to one month, and 23 months (24-1 months) from 24 months to one month. Sample separation criteria denotes the criteria which divides the whole sample into the premium offer subsample and the discount offer subsample, and includes two types of target firm's stock price averaging method (averaging method criteria), SAV, denoting the separation by using the tender offer premiums based on AVP_S, and WAV, denoting the separation by using the premiums based on AVP_W, and also includes five types of target firm's stock price averaging period (averaging period criteria), 23 months, the period from 24 months before the announcement of the tender offer to one month before the announcement, 17 months, the period from 18 months to one month, 11 months, the period from 12 months to one month, 5 months, the period from 6 months to one month, and 2 months, the period from 3 months to one month. ***, **, and * denote that the Pearson's correlation coefficient is significant at the 1%, 5%, and 10% level, respectively.

Table10 Pearson's Correlation Coefficients between Offer Premiums and Stock Price Momentum based on Averaging Period Criteria of 17 months (discount offers)

			measurement period					
			23 months		17 months		11 months	
			SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV
PREMIUM _{SAV}	TRGT _{NOMINAL}	Correlation	0.506 ***	0.558 ***	0.294 ***	0.363 ***	0.050	0.110 *
		p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.474	0.091
	TOPIX	Correlation	0.259 ***	0.320 ***	0.119 *	0.197 ***	0.044	0.064
		p-val.	0.000	0.000	0.087	0.002	0.530	0.329
TRGT _{REAL}		Correlation	0.009	0.011	-0.221 ***	-0.216 ***	-0.134 *	-0.122 *
		p-val.	0.894	0.864	0.001	0.001	0.055	0.062
	TOPIX	Correlation	0.371 ***	0.422 ***	0.150 **	0.200 ***	-0.090	-0.069
		p-val.	0.000	0.000	0.031	0.002	0.200	0.290
PREMIUM _{WAV}	TRGT _{NOMINAL}	Correlation	0.281 ***	0.344 ***	0.113	0.191 ***	0.011	0.016
		p-val.	0.000	0.000	0.105	0.003	0.876	0.804
	TOPIX	Correlation	0.023	0.023	-0.244 ***	-0.252 ***	-0.131 *	-0.125 *
		p-val.	0.738	0.724	0.000	0.000	0.061	0.056
n			206	235	206	235	206	235

$PREMIUM_{SAV} = (OP - AVP_S) / AVP_S$, $PREMIUM_{WAV} = (OP - AVP_W) / AVP_W$, OP stands for the tender offer price, AVP_S stands for the simple average stock price of the target firm before the announcement of the offer, AVP_W stands for the volume-weighted average stock price of the target firms before the announcement. $TRGT_{NOMINAL}$ denotes the nominal growth rate of the stock prices of the target firms. TOPIX denotes the growth rate of the prices of Tokyo Stock Price Index (TOPIX). $TRGT_{REAL}$ denotes the real growth rate of the prices calculated as $TRGT_{NOMINAL}$ minus TOPIX. Measurement period, the sampling period for the target firm's stock prices to calculate the average stock price of the target firm before the announcement of the offer for each of $PREMIUM_{SAV}$, $PREMIUM_{WAV}$, $TRGT_{NOMINAL}$, TOPIX, and $TRGT_{REAL}$ includes 2 months (3-1 months) from 3 months before the announcement of the offer to one month before the announcement, 5 months (6-1 months) from 6 months to one month, 11 months (12-1 months) from 12 months to one month, 17 months (18-1 months) from 18 months to one month, and 23 months (24-1 months) from 24 months to one month. Sample separation criteria denotes the criteria which divides the whole sample into the premium offer subsample and the discount offer subsample, and includes two types of target firm's stock price averaging method (averaging method criteria). SAV, denoting the separation by using the tender offer premiums based on AVP_S , and WAV, denoting the separation by using the premiums based on AVP_W , and also includes five types of target firm's stock price averaging period (averaging period criteria), 23 months, the period from 24 months before the announcement of the tender offer to one month before the announcement, 17 months, the period from 18 months to one month, 11 months, the period from 12 months to one month, 5 months, the period from 6 months to one month, and 2 months, the period from 3 months to one month. ***, **, and * denote that the Pearson's correlation coefficient is significant at the 1%, 5%, and 10% level, respectively.

Sensitivity Analyses of Measurement Variations in Tender Offer Premiums to
Interrelations between Offer Premiums and Stock Price Momentum

Table11 Pearson's Correlation Coefficients between Offer Premiums and Stock Price Momentum based on
Averaging Period Criteria of 11 months (discount offers)

		measurement period									
		23 months		17 months		11 months		5 months		2 months	
		SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV
PREMIUM _{SAV}	TRGT _{NOMINAL}	0.580 ***	0.607 ***	0.438 ***	0.495 ***	0.208 ***	0.305 ***	-0.065	-0.045	-0.120	-0.164 **
	Correlation										
	p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.007	0.000	0.403	0.532	0.124	0.023
	TOPIX										
	Correlation	0.313 ***	0.291 ***	0.241 ***	0.216 ***	0.184 **	0.172 **	-0.084	-0.147 **	-0.05	-0.119 *
	p-val.	0.000	0.000	0.002	0.003	0.018	0.017	0.284	0.041	0.488	0.099
	TRGT _{REAL}										
	Correlation	0.012	0.014	-0.194 **	-0.181 **	-0.152 *	-0.133 *	-0.221 ***	-0.231 ***	-0.106	-0.133 *
	p-val.	0.873	0.843	0.012	0.012	0.051	0.066	0.004	0.001	0.174	0.066
PREMIUM _{WAV}	TRGT _{NOMINAL}	0.446 ***	0.498 ***	0.296 ***	0.338 ***	0.036	0.082	-0.236 ***	-0.212 ***	-0.224 ***	-0.240 ***
	Correlation										
	p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.646	0.258	0.002	0.003	0.004	0.001
	TOPIX										
	Correlation	0.317 ***	0.331 ***	0.219 ***	0.239 ***	0.138 *	0.130 *	-0.150 *	-0.213 ***	-0.11	-0.172 **
	p-val.	0.000	0.000	0.005	0.001	0.077	0.071	0.054	0.003	0.145	0.017
	TRGT _{REAL}										
	Correlation	0.028	0.028	-0.218 ***	-0.220 ***	-0.150 *	-0.147 **	-0.226 ***	-0.232 ***	-0.194 **	-0.196 ***
	p-val.	0.721	0.700	0.005	0.002	0.054	0.041	0.003	0.001	0.012	0.006
	n	166	193	166	193	166	193	166	193	166	193

PREMIUM_{SAV} = (OP - AVP_S) / AVP_S; PREMIUM_{WAV} = (OP - AVP_W) / AVP_W; OP stands for the tender offer price, AVP_S stands for the simple average stock price of the target firm before the announcement of the offer, AVP_W stands for the volume-weighted average stock price of the target firms before the announcement. TRGT_{NOMINAL} denotes the nominal growth rate of the stock prices of the target firms. TOPIX denotes the growth rate of the prices of Tokyo Stock Price Index (TOPIX). TRGT_{REAL} denotes the real growth rate of the prices calculated as TRGT_{NOMINAL} minus TOPIX. Measurement period, the sampling period for the target firm's stock prices to calculate the average stock price of the target firm before the announcement of the offer for each of PREMIUM_{SAV}, PREMIUM_{WAV}, TRGT_{NOMINAL}, TOPIX, and TRGT_{REAL}, includes 2 months (3-1months) from 3 months before the announcement of the offer to one month before the announcement, 5 months (6-1months) from 6 months to one month, 11 months (12-1months) from 12 months to one month, 17 months (18-1months) from 18 months to one month, and 23 months (24-1months) from 24 months to one month. Sample separation criteria denotes the criteria which divides the whole sample into the premium offer subsample and the discount offer subsample, and includes two types of target firm's stock price averaging method (averaging method criteria), SAV, denoting the separation by using the tender offer premiums based on AVP_S, and WAV, denoting the separation by using the premiums based on AVP_W, and also includes five types of target firm's stock price averaging period (averaging period criteria), 23 months, the period from 24 months before the announcement of the tender offer to one month before the announcement, 17 months, the period from 18 months to one month, 11 months, the period from 12 months to one month, 5 months, the period from 6 months to one month, and 2 months, the period from 3 months to one month. ***, **, and * denote that the Pearson's correlation coefficient is significant at the 1%, 5%, and 10% level, respectively.

Table12 Pearson's Correlation Coefficients between Offer Premiums and Stock Price Momentum based on Averaging Period Criteria of 5 months (discount offers)

		measurement period					
		23 months		17 months		11 months	
		SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV
PREMIUM _{SAV}	TRGT _{NOMINAL}	0.695 ***	0.677 ***	0.617 ***	0.635 ***	0.504 ***	0.557 ***
	Correlation						
	p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
TOPIX	Correlation	0.388 ***	0.357 ***	0.401 ***	0.353 ***	0.435 ***	0.416 ***
	p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
TRGT _{REAL}	Correlation	0.015	0.016	-0.149 *	-0.155 *	-0.145 *	-0.130
	p-val.	0.861	0.856	0.089	0.069	0.098	0.129
PREMIUM _{WAV}	TRGT _{NOMINAL}	0.568 ***	0.600 ***	0.448 ***	0.519 ***	0.276 ***	0.363 ***
	Correlation						
	p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000
TOPIX	Correlation	0.430 ***	0.419 ***	0.384 ***	0.383 ***	0.348 ***	0.367 ***
	p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
TRGT _{REAL}	Correlation	0.031	0.031	-0.184 **	-0.186 **	-0.155 *	-0.148 *
	p-val.	0.723	0.721	0.035	0.029	0.077	0.084
n		131	138	131	138	131	138

PREMIUM_{SAV} = $(OP - AVP_S) / AVP_S$, PREMIUM_{WAV} = $(OP - AVP_W) / AVP_W$, OP stands for the tender offer price, AVP_S stands for the simple average stock price of the target firm before the announcement of the offer, AVP_W stands for the volume-weighted average stock price of the target firms before the announcement. TRGT_{NOMINAL} denotes the nominal growth rate of the stock prices of the target firms. TOPIX denotes the growth rate of the prices of Tokyo Stock Price Index (TOPIX). TRGT_{REAL} denotes the real growth rate of the prices calculated as TRGT_{NOMINAL} minus TOPIX. Measurement period, the sampling period for the target firm's stock prices to calculate the average stock price of the target firm before the announcement of the offer for each of PREMIUM_{SAV}, PREMIUM_{WAV}, TRGT_{NOMINAL}, TOPIX, and TRGT_{REAL} includes 2 months (3-1 months) from 3 months before the announcement of the offer to one month before the announcement, 5 months (6-1 months) from 6 months to one month, 11 months (12-1 months) from 12 months to one month, 17 months (18-1 months) from 18 months to one month, and 23 months (24-1 months) from 24 months to one month. Sample separation criteria denotes the criteria which divides the whole sample into the premium offer subsample and the discount offer subsample, and includes two types of target firm's stock price averaging method (averaging method criteria), SAV, denoting the separation by using the tender offer premiums based on AVP_S, and WAV, denoting the separation by using the premiums based on AVP_W, and also includes five types of target firm's stock price averaging period (averaging period criteria), 23 months, the period from 24 months before the announcement of the tender offer to one month before the announcement, 17 months, the period from 18 months to one month, 11 months, the period from 12 months to one month, 5 months, the period from 6 months to one month, and 2 months, the period from 3 months to one month. ***, **, and * denote that the Pearson's correlation coefficient is significant at the 1%, 5%, and 10% level, respectively.

Sensitivity Analyses of Measurement Variations in Tender Offer Premiums to
Interrelations between Offer Premiums and Stock Price Momentum

Table13 Pearson's Correlation Coefficients between Offer Premiums and Stock Price Momentum based on
Averaging Period Criteria of 2 months (discount offers)

		measurement period											
		23 months				17 months				11 months			
		SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV	SAV	WAV
PREMIUM _{SAV}	TRGT _{NOMINAL}	Correlation	0.713 ***	0.685 ***	0.654 ***	0.652 ***	0.533 ***	0.585 ***	0.296 ***	0.370 ***	-0.150	-0.028	
		p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.106	0.760	
	TOPIX	Correlation	0.404 ***	0.323 ***	0.433 ***	0.351 ***	0.454 ***	0.437 ***	0.284 ***	0.257 ***	-0.02	0.061	
		p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.002	0.005	0.859	0.509	
TRGT _{REAL}		Correlation	0.018	0.017	-0.157 *	-0.167 *	-0.144	-0.133	-0.175 *	-0.182 *	-0.146	-0.043	
		p-val.	0.849	0.855	0.090	0.069	0.121	0.149	0.059	0.047	0.117	0.643	
PREMIUM _{WAV}	TRGT _{NOMINAL}	Correlation	0.592 ***	0.593 ***	0.506 ***	0.534 ***	0.328 ***	0.408 ***	0.059	0.197 **	-0.283 ***	-0.130	
		p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.525	0.031	0.002	0.156	
	TOPIX	Correlation	0.448 ***	0.391 ***	0.409 ***	0.381 ***	0.371 ***	0.401 ***	0.157 *	0.206 **	-0.08	0.017	
		p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.091	0.024	0.382	0.855	
TRGT _{REAL}		Correlation	0.033	0.031	-0.190 **	-0.195 **	-0.155 *	-0.148	-0.173 *	-0.172 *	-0.262 ***	-0.134	
		p-val.	0.723	0.733	0.040	0.033	0.096	0.106	0.062	0.061	0.004	0.146	
	n		117	120	117	120	117	120	117	120	117	120	

PREMIUM_{SAV} = $(OP - AVP_S) / AVP_S$, PREMIUM_{WAV} = $(OP - AVP_W) / AVP_W$, OP stands for the tender offer price, AVP_S stands for the simple average stock price of the target firm before the announcement of the offer, AVP_W stands for the volume-weighted average stock price of the target firms before the announcement, TRGT_{NOMINAL} denotes the nominal growth rate of the stock prices of the target firms, TOPIX denotes the growth rate of the prices of Tokyo Stock Price Index (TOPIX), TRGT_{REAL} denotes the real growth rate of the prices calculated as TRGT_{NOMINAL} minus TOPIX. Measurement period, the sampling period for the target firm's stock prices to calculate the average stock price of the target firm before the announcement of the offer for each of PREMIUM_{SAV}, PREMIUM_{WAV}, TRGT_{NOMINAL}, TOPIX, and TRGT_{REAL}, includes 2 months (3-1 months) from 3 months before the announcement of the offer to one month before the announcement, 5 months (6-1 months) from 6 months to one month, 11 months (12-1 months) from 12 months to one month, 17 months (18-1 months) from 18 months to one month, and 23 months (24-1 months) from 24 months to one month. Sample separation criteria denotes the criteria which divides the whole sample into the premium offer subsample and the discount offer subsample, and includes two types of target firm's stock price averaging method (averaging method criteria), SAV denoting the separation by using the tender offer premiums based on AVP_S and WAV, denoting the separation by using the premiums based on AVP_W, and also includes five types of target firm's stock price averaging period (averaging period criteria), 23 months, the period from 24 months before the announcement of the tender offer to one month before the announcement, 17 months, the period from 18 months to one month, 11 months, the period from 12 months to one month, 5 months, the period from 6 months to one month, and 2 months, the period from 3 months to one month. ***, **, and * denote that the Pearson's correlation coefficient is significant at the 1%, 5%, and 10% level, respectively.

Table14 Pearson's Correlation Coefficients between Offer Premiums and Stock Price Momentum based on Entire Sample

			measurement period				
			23 months	17 months	11 months	5 months	2 months
PREMIUM _{SAV}	TRGT _{NOMINAL}	Correlation	0.726 ***	0.657 ***	0.564 ***	0.274 ***	0.008
		p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.847
	TOPIX	Correlation	0.096 **	0.095 **	0.068 *	0.005	-0.074 *
		p-val.	0.014	0.015	0.080	0.900	0.057
	TRGT _{REAL}	Correlation	0.063	0.018	-0.042	-0.153 ***	0.034
		p-val.	0.106	0.642	0.284	0.000	0.383
PREMIUM _{WAV}	TRGT _{NOMINAL}	Correlation	0.501 ***	0.394 ***	0.293 ***	0.143 ***	-0.089 **
		p-val.	0.000	0.000	0.000	0.000	0.023
	TOPIX	Correlation	0.099 **	0.070 *	0.030	-0.040	-0.098 ***
		p-val.	0.011	0.071	0.439	0.303	0.012
	TRGT _{REAL}	Correlation	0.045	-0.09 **	-0.054	-0.171 ***	-0.058
		p-val.	0.245	0.015	0.168	0.000	0.139
n			660	660	660	660	660

PREMIUM_{SAV} = (OP - AVP_S) / AVP_S. PREMIUM_{WAV} = (OP - AVP_W) / AVP_W. OP stands for the tender offer price. AVP_S stands for the simple average stock price of the target firm before the announcement of the offer. AVP_W stands for the volume-weighted average stock price of the target firms before the announcement. TRGT_{NOMINAL} denotes the nominal growth rate of the stock prices of the target firms. TOPIX denotes the growth rate of the prices of Tokyo Stock Price Index (TOPIX). TRGT_{REAL} denotes the real growth rate of the prices calculated as TRGT_{NOMINAL} minus TOPIX. Measurement period, the sampling period for the target firm's stock prices to calculate the average stock price of the target firm before the announcement of the offer for each of PREMIUM_{SAV}, PREMIUM_{WAV}, TRGT_{NOMINAL}, TOPIX, and TRGT_{REAL}, includes 2 months (3-1months) from 3 months before the announcement of the offer to one month before the announcement, 5 months (6-1months) from 6 months to one month, 11 months (12-1months) from 12 months to one month, 17 months (18-1months) from 18 months to one month, and 23 months (24-1months) from 24 months to one month. ***, **, and * denote that the Pearson's correlation coefficient is significant at the 1%, 5%, and 10% level, respectively.

5. Conclusion

This study performs correlation analyses using Pearson's correlation coefficients between offer premiums, the variables of which comprise the offer premium calculated using the simple average stock price of target firms before the announcement of a tender offer (PREMIUM_{SAV}) and the offer premium calculated using the volume-weighted average stock price of target firms before the announcement

($\text{PREMIUM}_{\text{WAV}}$), and stock price momentum, the variables of which comprise the nominal growth rate of a target firm's stock prices ($\text{TRGT}_{\text{NOMINAL}}$), the growth rate of TOPIX prices (TOPIX), and the real growth rate of a target firm's stock prices ($\text{TRGT}_{\text{REAL}}$). This study examines the sensitivity of the measurement period of offer premiums and two types of sample selection criteria—the averaging period and the averaging method—that divide the entire sample into premium offers and discount offers.

The main findings of this study are as follows. First, for premium offers, the correlation between offer premiums—calculated using either the simple average or the volume-weighted average stock price of the target firm before the announcement of the offer—and the stock price momentum of the target firms—measured using either nominal growth rate momentum or real growth rate momentum—is stably positive. Moreover, the relationship is robust against variations in measurement periods of 5 months and longer. This finding implies that the offer premiums tend to be based on the stock price of the target firm on the trading days close to the announcement of the offer, rather than the intrinsic value of the target firm.

Second, in contrast, the correlations between offer premiums calculated using the simple average and volume-weighted average stock prices of the target firm and the TOPIX price momentum are significantly negative coefficients in the 2-month measurement period. This finding indicates that the offer premiums are negatively affected by TOPIX momentum in this measurement period.

Third, for discount offers, the correlations between offer premiums calculated using either the simple average or the volume-weighted average stock prices of target firms and the real growth rate of a target firms's stock prices ($\text{TRGT}_{\text{REAL}}$) momentum are significantly negative or insignificant, in contrast to being significantly positive for premium offers in all the measurement periods except 2-month. This finding indicates that the influence of TOPIX momentum on offer premiums is stronger for discount offers than for premium offers.

In addition to the three main findings, this study reveals the existence of influences on variations in the average stock price measurement periods when calculating offer premiums and the two types of criteria used to divide the entire sample into premium offers and discount offers using the correlations between offer premiums and stock price momentum. Future research relevant to these topics should conduct controls based on the findings when analyzing the interrelationships between offer premiums and stock prices.

References

Alexandridis, George, Fuller, Kathleen P., Terhaar, Lars, and Travlos, Nickolaos G., (2013) “Deal size, acquisition premia and shareholder gains,” *Journal of Corporate Finance*, vol.20, 1-13.

- Ayers, Benjamin C., Lefanowicz, Craig E., and Robinson, John R. (2003), "Shareholder Taxes in Acquisition Premiums: The Effect of Capital Gains Taxation," *Journal of Finance*, vol.58 (6), Dec., 2783-2801.
- Baker, Malcolm P. and Pan, Xin and Wurgler, Jeffrey, (2012), "The Effect of Reference Point Prices on Mergers and Acquisitions" *Journal of Financial Economics*, vol.106 (1), 49-71.
- Bargeron, Leonce L. (2012), "Do Shareholder Tender Agreements inform of expropriate shareholders?," *Journal of Corporate Finance*, vol.18, 373-388.
- Betton, Sandra, and Eckbo, B. Espen. (2000), "Toeholds, Bid Jumps, and Expected Payoffs in Takeovers," *Review of Financial Studies*, vol.13 (4), Winter, 841-882.
- Betton, Sandra, Eckbo, B. Espen., and Thorburn, Karin. (2008), "Markup pricing revisited," Tuck School of Business Working Paper No. 2008-45. Available at: <http://ssrn.com/abstract=1094946>.
- Betton, Sandra, Eckbo, B. Espen., Thompson, Rex. and Thorburn, Karin. (2014), "Merger Negotiations with Stock Market Feedback," *Journal of Finance*, vol.69 (4), 1705-1745.
- Bundo, Hiroyuki (2005), "TOB and Offer Price in Japan: Bid Premium and Ownership Structure," *Annals of Japan Financial Management Association (Nempo Zaimu Kanri Kenkyu)*, vol.16, 1-8. (in Japanese)
- Bundo, Hiroyuki (2013), "Bid Premiums and financial characteristics of target firms in Japan: contrasting the premium offers group and discount offers group," *Bulletin of Tokiwa Junior College*, No.41, March, 47-72.
- Bundo, Hiroyuki (2014a), "Bid Premiums and Market Momentum in Japan: Differences between the premium offers group and discount offers group," *Tokiwa International Studies Review*, vol.18, March, 101-124.
- Bundo, Hiroyuki (2014b), "Bid Premiums and Stock Price Momentum in Japan: Differences between the premium offers group and discount offers group," *Bulletin of Tokiwa Junior College*, No.42, March, 53-82.
- Bundo, Hiroyuki (2014c), "Bid Premiums and Stock Price Momentum in Japan: Differences between the premium offers group and discount offers group," The full paper of the presentation for the 2014 Japan Finance Association Conference held on Oct. 4th at Meiji University, Tokyo (in Japanese). Available at <http://www.b.kobe-u.ac.jp/~keieizaimu/uploads/files/zenkokutaikai/38/43.pdf>
- Bundo, Hiroyuki (2015), "Bid Premiums and the Interrelation between Stock Price Momentum in Japan: Contrasting Premium Offers and Discount Offers," *Tokiwa International Studies Review*, vol.19, March, 119-140.

- Cotter, James F., Shivdasani, Anil and Zenner, Marc (1997), "Do independent directors enhance target shareholder wealth during tender offers?," *Journal of Financial Economics*, vol.43 (2), Feb., 195-218.
- Crawford, Dean, and Lechner, Thomas A. (1996), "Takeover Premiums and Anticipated Merger Gains in the US Market for Corporate Control," *Journal of Business Finance & Accounting*, vol.23 (5,6), July, 807-829.
- Cudd, Mike (1989), "A Methodological Note on the Premium Measurement in Tender Offer Studies," *The Mid-Atlantic Journal of Business*, vol.25 (5), March, 53-59.
- Dimopoulos, Theodosios, and Sacchetto, Stefano (2014), "Preemptive bidding, target resistance, and takeover premiums," *Journal of Financial Economics*, vol.114, 444-470.
- Eckbo, B. Espen. (2009), "Bidding strategies and takeover premiums: A review," *Journal of Corporate Finance*, vol.15, 149-178.
- Eckbo, B. Espen., and Langohr, H. (1989), "Information Disclosure, Method of Payment, and Takeover Premiums, Public and Private Tender Offers in France," *Journal of Financial Economics*, vol.24(2), Oct., 363-403.
- Ferris, Kenneth. R., Melnik, Arie., and Rappaport, Alfred. (1977), "Cash Tender Offer Pricing: An Empirical Analysis", *Mergers & Acquisitions*, vol.12, Spring, 9-14.
- Hanamura, Sinya, Inoue, Kotaro and Suzuki, Kazunori (2011), "Bidder and Target Valuation and Method of Payment of M&As in Japan: Evidence Against the Misvaluation-Drive Takeovers," *Corporate Ownership and Control*, vol.8. Available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=1363805>.
- Hattori, Nobumichi (2008), *M&A Handbook*, Nikkei Business Publications. (in Japanese)
- Haunschild, Pamela R. (1994), "How Much is That Company Worth?: Interorganizational Relationships, Uncertainty, and Acquisition Premiums," *Administrative Science Quarterly*, vol.39 (3), Sept., 391-411.
- Hayward, Mathew L.A. and Hambrick, Donald C. (1997), "Explaining the Premiums Paid for Large Acquisitions: Evidence of CEO Hubris," *Administrative Science Quarterly*, vol.42 (1), March, 103-127.
- Huang, Qianqian, Jiang, Feng, Lie, Erik, and Yang, Ke (2014), "The role of investment banker directors in M&A," *Journal of Financial Economics*, vol.112, 269-286.
- Humphery-Jenner, Mark, and Powell, Ronan (2014), "Firm size, sovereign governance, and value creation: Evidence from the acquirer size effect," *Journal of Corporate Finance*, vol.26, 57-77.
- Inoue, Kotaro (2008), "Tender offer premiums and tender ratios", (presentation handout of Japan Finance Association East Japan Conference of March 29, 2008) (in Japanese).

- Inoue, Kotaro, Nakamura, Ryuichiro and Masui, Yoko (2010), “What the case of REX Holdings Inc., brought about?: evidence and implications,” *Commercial law review*, No.1918, Dec. 15, 4-17. (in Japanese).
- Jahera, John S. Jr., Hand, John, and Lloyd, William P. (1985), “An empirical inquiry into the premiums for controlling interests,” *Quarterly Journal of Business and Economics*, vol.24 (3), 67-77.
- Jarrell, Gregg A., and Poulsen, Annette B. (1989), “Stock Trading Before the Announcement of Tender Offers: Insider Trading of Market Anticipation?,” *Journal of Law, Economics, and Organization*, vol.5 (2), Fall, 225-248.
- Kaufman, Daniel J. Jr., (1988), “Factors Affecting the Magnitude of Premiums Paid to Target-Firm Shareholders in Corporate Acquisitions,” *Financial Review*, vol.23 (4), Nov., 465-482.
- Koch, Adam S., Lefanowicz, Craig E., and Robinson, John R., (2012) “The effect of quarterly earnings guidance on share values in corporate acquisitions,” *Journal of Corporate Finance*, vol.18 (5), 1269-1285.
- Kruse, Timothy. A. and Suzuki, Kazunori, “Two Decades of Development of Tender Offer Market in Japan: An Analysis of Regulatory Changes, Offer Premiums and Share Price Reactions (April 15, 2010). USJP Occasional Paper Series, Program on U.S.-Japan Relationships, Harvard University. Available at SSRN: <http://ssrn.com/abstract=1572117> or <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.1572117>.
- Levi, Maurice, Li, Kai, and Zhang, Feng (2014), “Director gender and mergers and acquisitions,” *Journal of Corporate Finance*, vol.28, 185-200.
- Li, Xiaoyang, (2013) “Productivity, restructuring, and the gains from takeovers,” *Journal Financial Economics*, vol.109 (1), 250-271.
- Moeller, Thomas. (2005), “Let’s make a deal! How shareholder control impacts merger payoffs,” *Journal of Financial Economics*, vol.76, 167-190.
- Nathan, Kevin S. and O’Keefe, Terrence B. (1989), “The Rise in Takeover Premiums, An Exploratory Study,” *Journal of Financial Economics*, vol.23, June, 101-119.
- Officer, Micah S. (2003), “Termination Fees in mergers and acquisitions,” *Journal of Financial Economics*, vol.69, 431-467.
- Petmezas, Dimitris (2009), “What drives acquisitions?: Market valuations and bidder performance,” *Journal of Multinational Financial Management*, vol.19 (1), Feb., 54-74.
- Rosen, Richard J., (2006), “Merger Momentum and Investor Sentiment: The Stock Market Reaction to Merger Announcement,” *Journal of Business*, vol.79 (2), 987-1017.
- Schwert, G. William (1996), “Markup pricing in mergers and acquisitions,” *Journal of Financial*

Economics, vol.41 (2), 153-192.

Slusky, Alexander R. and Caves Richard E. (1991), “Synergy, Agency, and the Determinants of Premia Paid in Mergers,” *Journal of Industrial Economics*, vol.39 (3), March, 277-296.

Song, Weihong, Wei, Jie (Diana), and Zhou, Lei, (2013) “The value of “boutique” financial advisors in mergers and acquisitions,” *Journal of Corporate Finance*, vol.20, 94-114.

Varaiya, Nikhil P. (1987), “Determinants of Premiums in Acquisition Transactions,” *Managerial and Decision Economics*, vol.8 (3), Sept., 175-184.

Walkling, Ralph A. and Edmeister, Robert O. (1985), “Determinants of Tender Offer Premiums,” *Financial Analysts Journal*, vol. 53, Jan.-Feb., 27-37.

(常磐大学 国際学部 教授)

研究論文

国際機構の存在意義としての世界正義（その2）

－「生きる権利」と「人間らしく生きる権利」を保障するための国際社会の組織化－

渡 部 茂 己

Global Justice as the *Raison d'être* of International Organizations II :
Organizing International Society as a Guarantee of the “Right to Live”
and the “Right to Live with Human Dignity.”

Abstract

The right “to live” and the right “to live with human dignity” are fundamental human rights themselves. This paper considers the global situation that international organizations have created in global society for guaranteeing their rights.

There are two meanings for the right to live: first, literally, there is the right “to live”; second, there is the right “to live with human dignity.” Both are universal values, and this includes justice (especially global justice) to guarantee both to all people across national borders. It may be said that the latter is a matter global social justice. The former aims at creating a society without “direct violence” (for example, armed attack), namely a society with “passive peace,” and the latter aims at a society without “structural violence” (for example, social inequality, poverty, and so forth due to social structure) and with “positive peace” (that is, the presence of social justice).

Based on the preamble to the Charter that say, “to establish conditions under which justice and respect for the obligations arising from treaties and other sources of international law can be maintained,” the United Nations, in the last few decades, has focused on the “mainstreaming of human rights” in the United Nations System and “human security.” The organization also has carried out the Universal Periodic Review (UPR) from 2008 as a mechanism of the United Nations Human Rights Council (HRC) that guarantees the human rights of all people in global society.

キーワード： 国際機構、国際労働機関、国際法、世界法、構造的正義、グローバル・ジャスティス、世界正義、世界社会正義、基本的人権

Key terms： international organizations, ILO, international law, world law, structural justice, global justice, global social justice, human rights,

序

- 1 国境を越える「正義の義務」－「閉鎖的不偏性」と「開放的普不偏性」
 - 2 グローバル・ジャスティス（Global Justice）としての世界正義と「世界法」
 - 2-1 「世界法」構造の二類型
 - 2-2 国際刑事裁判所の創設－国際的な訴追のための「国際制度」
 - 3 人間らしく生きる権利（世界社会正義）と国際労働機関（ILO）
 - 3-1 国際社会の組織化と人権保護の萌芽
 - 3-2 社会法の意義
 - 3-3 第2世代の人権－社会権と難民の権利
 - 3-4 「世界社会正義」におけるILOの意義
 - 4 安全保障概念の包括化と国連システムにおける「人権の主流化」
 - 4-1 国連システムにおける「人権の主流化（mainstreaming of human rights）」
 - 4-2 安全保障概念の総合化（包括化）・多層化（多元化）と国連の機能
 - 5 「人間の安全保障」と「保護する責任」
 - 5-1 「人間の安全保障」（Human Security）概念の誕生と「人間の安全保障委員会」の活動
 - 5-2 「保護する責任」（Responsibility to Protect, R to P, R2P）
 - 6 UPR（普遍的定期審査）－すべての国連加盟国の人権状況を定期的に審査する「国際制度」
- 結びにかえて

序

本稿において、「世界社会正義」は、世界規模での「社会正義」（すべての人が人間らしく生きる権利の保障＝積極的平和）としての意味と、「世界社会」の正義（すべての人々が生きられること＝消極的平和）の意味とを併せ持っている。第2次世界大戦の諸講和条約¹の中に規定され、国際労働機関（International Labour Organisation : ILO）の基本条約となった「国際労働憲章」（後に、1946年のILO総会で採択され、48年に発効した「国際労働機関憲章²」となった。以後、ILO憲章と記す）は、有名な「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる～（Whereas universal and lasting peace can be established only if it is based upon social justice ; Attendu qu'une paix universelle et durable ne peut être fondée que sur la base de la justice social）」との宣言から書き始めている。本稿では「生きる権利」を人間らしく生きる権利（right to live with

1 連合国とドイツとの講和条約であるベルサイユ条約（正式名称は、Treaty of Peace between the Allied and Associated Powers and Germany）第13編、オーストリアとのサン・ジェルマン条約、ハンガリーとのトリアノン条約、ブルガリアとのヌイイ条約、オスマン帝国（トルコ）とのセーヴル条約。
2 Constitution of the International Labour Organisation ; Constitution de l'Organisation internationale du Travail.

human dignity)、いわゆる生存権や平和的に生きる権利 (right to live in peace) を含みつつ、まずは最低限の生命を維持する権利 (生きられること、生命権) を中心として考察する。

世界正義と国際機構による平和の維持に関しては、『常磐国際紀要』第19号に試論として「国際機構の存在意義としてのグローバル・ジャスティス (世界正義) ー国連による『地球規模の平和と安全の維持』を中心としてー」を掲載していただいた。これらのそれぞれの分野で世界正義が理念 (目標) となるのみでなく、両者は深く関連している。それゆえ、ILO 憲章前文の最後は、「締約国は、正義及び人道の感情と世界の恒久平和を確保する希望とに促されて、且つ、この前文に掲げた目的を達成するために、次の国際労働機関憲章に同意する³⁾」として締めくくられている。また、ヨハン・ガルトゥング (Johan Galtung) の提唱した概念として良く知られている「積極的平和」は「社会正義」とほぼ同義である。ガルトゥングは「私はいまでは、『積極的平和』はおもに『社会正義』と同じ意味をもつものと考えており⁴⁾」、「構造的暴力の不在はわれわれが社会正義と呼ぶところのものであり、それは積極的に定義された (平和の) 状態である (権力と資源の平等主義的配分)⁵⁾」。

したがって、逆に言えば、「構造的暴力が存在する状態」は「社会不正義」 (傍点は原著) の状態となる⁶⁾。

トマス・ポッゲ⁷⁾ は、国連開発計画 (United Nations Development Programme: UNDP) の様々な報告書 (UNDP, *Human Development Report 1998, 1999*, および, *2003*) のデータなどに基づいて、冷戦後の15年間だけでも貧困関連原因により2億7000万人が亡くなっており (毎年約1800万人という数字は死亡者全体の3分の1を上回る)、20世紀100年間のすべての戦争、内乱、虐殺、政府その他による弾圧の犠牲者数の総合計2億人よりも多いことを指摘している⁸⁾。すなわち、「グローバルな貧困という予見可能で回避可能な大規模な苦難を生み出す社会的状況を形成しそれを実施することにより、われわれはグローバルな貧困者に対して危害を加えている。あるいは、よりはっきり述べると、われわれは史上最大のー最悪とは言えないにせよー人道に対する罪に積極的

3 The High Contracting Parties, moved by sentiments of justice and humanity as well as by the desire to secure the permanent peace of the world, and with a view to attaining the objectives set forth in this Preamble, agree to the following Constitution of the International Labour Organisation.

4 ヨハン・ガルトゥング (高柳先男・塩屋保・酒井由美子訳) 『構造的暴力と平和』中央大学出版部、1991年 (2008年第6刷)、62頁、注(3)。

5 同上、44頁。

6 同上、13頁。

7 Thomas W. M. Pogge. イェール大学哲学科・国際研究科教授。ハーバード大学院でジョン・ロールズに学ぶ。国際法や国際機構の役割につながる、いわゆる制度的コスモポリタニズムを主唱する。

8 トマス・ポッゲ (児玉聡 訳) 「現実的な世界の正義」『思想』2007年1月号 (No.993) 岩波書店、100-101頁。ポッゲは、それぞれの数字について、具体的かつ詳細に、原著の119頁の注(3)において27行に亘り、Matthew White の “Wars, Massacres and Atrocities of the Twentieth Century” [<http://users.erols.com/mwhite28/war-1900.htm>] (筆者は2015年3月17日参照) に基づき、具体的に各戦争や弾圧等の年数と犠牲者数を列挙している (Thomas W. Pogge, *World Poverty and Human Rights*, 2nd Edition, Polity, 2008.)。

に参加している」⁹

ロールズ（John Rawls）も「事実に対しては、その正や不正を問うことはできず、むしろ正義が問題になるのは、社会『制度』がそのような富や才能の分布をどのように扱うかに関してである」（二重鍵カッコは筆者）とする¹⁰。ポグゲはこのような本稿で問題とする正義の意味のわかりやすい具体的説明として、19世紀までの数百年（以上）に亘って合法的であり、公然と行われてきたが、今日では非合法化され「不正義（injustice）」の典型とされている「奴隷制、独裁体制、植民地主義そしてジェノサイド」を挙げている¹¹

国際社会におけるガバナンスの遂行能力のうち、「立法・行政・司法の三権は、確かに正義を実現するための必要条件であろうが、十分条件ではない。『分配的』正義を考えると、これらの国家権力を用いて、具体的に公正な経済政策を遂行する能力を有して、初めて正義を実現できる環境が整う。管轄権においては、国内社会と国際社会の能力の所在のコントラストは明白であったが、具体的な政策遂行能力となると、内外の区別は明白ではなくなる」¹²のである。

世界主権が存在しない現在の国際社会においても正義は可能である条件について、川瀬は、「もし国際社会に、共通の価値コミットメントが存在し、正義の存在とその遵守が、そこに依拠するのであれば、威嚇や抑止としての主権が存在しなくても、国際正義は可能かもしれない」としている¹³。また、同じ個所において、「十分な威嚇と抑止の力を持つグローバルな制度が存在しなくても、共通の価値へのコミットメントによって国際正義は存在することができるのであり、内容はどれほど薄いものであれ、正義とは、単なる自己利益だけではなく、何らかの公正さの価値に訴えるものであると考えたい」と主張する。

以下、国境を越える正義の義務としての世界正義（Global Justice）を、特に生きる権利および人間らしく生きる権利を中心に検討する。

1 国境を越える「正義の義務」－「閉鎖的不偏性」と「開放的普不偏性」

国境を越える正義の義務については、まず、紀元前の共和制ローマの哲学者・政治家として、『国家論』、『法律』や『義務について』などを著したキケロ（Marcus T. Cicero）によって、次のよう

9 ポグゲ、同上、101頁。

10 川瀬貴之「国際的な分配的正義に関する一試論」『千葉大学法学論集』第27巻1号、2012年、64頁；John Rawls, *A Theory of Justice*, Belknap Press of Harvard University Press, 1971, at 87；ジョン・ロールズ（川本隆史・福岡聡・神島裕子訳）『正義論』紀伊國屋書店、137－138頁。

11 トマス・ポグゲ（立岩真也監訳）『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか－世界的貧困と人権』生活書院、2010年、24頁。

12 川瀬、同上、57頁。

13 川瀬、注(5)、49頁。

に論じられている。「同胞市民に対しては配慮すべきだが、他国人についてはその必要がない、と言う人々は全人類に共通の社会を破壊している」¹⁴。もっとも、キケロは「すべての人間の共有にかかわると思われるのは『流れる水』『火』『誠実な助言』などわれわれが『損失を蒙ることなく提供できるもの』に限定していた」¹⁵。「キケロにとって消極的な正義の義務は国境を越える全領域を拘束するものであったが、積極的な正義の義務はリパブリックの内部で犠牲が発生しない限りにおいて外部に対して遂行されるべきもの」¹⁶、「怠れば罰せられる完全義務を『正義の義務』とし、行えば誉められる不完全義務を『慈善の義務』とするむしろ今日的な区別」と言える¹⁷。

今日では、「民主主義や人権という価値を共有し、国境を越えた『国際共同体 (international community)』の構成員同士の共感 (compassion) が前提とされ、自分の国から遠く離れた地域であっても、苦しんでいる人々が存在するならばそれは自分たちの問題でもある、という人間同士の主観的な連帯意識や倫理観が強調されていく」¹⁸ ようになった。清水は、「そしてこのような共感を前提とする共生の実現に資する機能の一端を徐々に担い始めたのが、国際法や国際機構という国際制度であった」とする¹⁹。

国際法や国際機構は国境を越えた世界正義を体現することを期待されるものであるが²⁰、正義の「不偏性 (impartiality)」については、まず、ロールズの「無知のベール」がとりあえず基礎となる。ただし、「国境を越える」正義を論ずる本稿では、「人間の安全保障委員会」共同議長の一人であったアマルティア・セン (Amartya Sen) の次の指摘を見逃すことはできない。センは、『正義のアイデア (The Idea of Justice)』の「第6章 閉鎖的な不偏性と開放的な不偏性」の中で、ロールズの「無知のベール」について、「対象グループ内の多様な個人の既得権益や個人的見解の影響を取り除く必要に効果的に答えてはいるが、(スミス [筆者注：アダム・スミス] の言葉を用いれば)『その他の人々の目』を通した精査を行なおうとはしない」²¹ という問題があると指摘する。その上で、下記

14 原文は、*De Officiis* (Oxford Classical Texts, Latin Edition) Hardcover – October 27, 1994, by Cicero (Author), M. Winterbottom (Editor).1994. 中務哲郎、高橋宏幸訳『キケロー選集』第9巻、哲学II、高橋宏幸訳「義務について」1999年、292頁。

15 同上、邦訳158-160頁。

16 神島裕子「国境を越える『正義の義務』はあるのか—グローバルで社会的な正義の行方—」『思想』No.993、2007年1月、86-87頁。

17 同上、87頁。

18 清水奈名子「国際法・国際機構と共生の関係についての試論—ジョン・ロールズの『万民の法』をてがかりとして—」『宇都宮大学国際学部研究論集』第30号、2010年、106頁。

19 同上。

20 既述のように、国連創設の目的に関連して「正義」が出てくる。憲章前文に、「正義 (justice) と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重とを維持することができる条件を確立し」とあり、また、第1条1項には、「国際の平和及び安全を維持すること。そのために、(中略) 国際的の紛争又は事態の調整または解決を平和的手段によって且つ正義 (justice) 及び国際法の原則に従って実現すること」と定められている。

21 アマルティア・セン (池本幸生訳)『正義のアイデア』明石書店、2011年、196頁。Amartya Sen, *The Idea of Justice*, The Belknap Press of Harvard University Press, Cambridge, 2010,

のように結論づけている²²。

ロールズの「原初状態」における「無知のヴェール」は、人々に自分自身の個人的な既得権益や目標を乗り越えて考えさせるには非常に効果的な工夫である。それにもかかわらず、それは、地域的な、たぶん偏狭な価値観を開放的に精査することをほとんど保障しない。「我々は、言わば、自分自身の本来の場所から離れ、ある程度の距離から眺めようと努めなければ」、地味的な前提、さらに暗黙の偏狭な信念を乗り越えることはできないというスミスの懐疑論から学ぶべきものがある。結果として、スミスの手続きには、不偏性の実践は開放的（地域的に閉鎖的ではなく）でなければならないという主張が含まれる。なぜなら、「そうしようとしなければ、他者の目で、すなわち、他の人たちなら、たぶんそう見るだろうと思われるように、それを見るように努める以外にない」からである。

「開放的不偏性」を持たない「正義」の内容として、センは、うまく機能している他の社会を知らないがゆえに客観性には欠けるというアダム・スミスによる古代アテネの事例を挙げている²³。近代の米国における独立宣言で述べられた「すべての人間」と黒人奴隷との関係も類似の状況ではあるが、微妙である²⁴。ポツゲの言うように、「ある制度の作成や維持に関わっている人たちは、その制度に対して道徳的責任がある」という視点から、少なくとも「かつてアメリカ合衆国にあった奴隷制の創設や維持に関わっている人たちは、たとえ直接に奴隷を所有したり奴隷取引に従事していなくても、奴隷制に対して道徳的責任がある」ことは否めない²⁵。したがって、「正義の評価には『他者の目』の働きが必要」となり、その理由の第1は、「我々は、単に自分が属する地域的なコミュニティとだけ同一化するのではなく、それ以外の場所にいる他者とも様々な形で同一化する」からであり、第2に、「我々の選択と行動は、近くにいる人々だけでなく、遠くにいる人々の暮らしにも影響を与える」からであり、そして第3に、「他者がそれぞれの歴史的地理的視点から見ているものは、我々が自分自身の偏狭主義を克服するのに役立つ」からであるとする²⁶。その上でセンは、「正義の理解にとって本質的で、最も重要な例は、たぶん、公正の要求という観点から正義を見なければならぬ」というロールズの基本的なアイデアである。… この中心的な理解は、ロールズ自身の理論にとって重要であるだけでなく、私が本書で示そうとしているものも含め、ほとんどの正義の分析にとっても適切なものである。それでは何が公正なのだろうか。… その中心には、我々の評価において、他者の利益や関心をも考慮し、偏りを避けるという要請がなければならず、…

22 同上、199 頁。

23 同上、「第6章 閉鎖的不偏性と開放的不偏性」、202 頁。

24 1776 年の独立宣言には、「すべての人間は生まれながらにして平等であり、創造主は、生命、自由、幸福追求権を含む侵されざる権利を保障する。」（松井志菜子訳「資料1：アメリカ独立宣言」渡部茂己編著『国際人権法』国際書院、2007 年、20 頁）とある。

25 浅野幸治「T. ポツゲの世界正義論と D. ミラーの国際正義論」豊田工業大学人文科学研究室『豊田工業大学ディスカッションペーパー』第9号（2015 年）、1 頁。

26 同上、202 頁。

それは、大まかに言えば、不偏性の要請と見ることができる」と述べる²⁷。したがって本節の結論として、正義を追求するのは公正を得るためであり、公正とは不偏性（開放的不偏性）であることになる。

2 グローバル・ジャスティス（Global Justice）としての世界正義と「世界法」

「（広義の）世界正義」（Global Justice: 地球規模正義）は、国家間レベルの「国際正義」（International Justice）と人間を主体とする「（狭義の）世界正義」（World Justice）の両者を包含し、また、生物多様性・生態系・地球環境も視野に入れ、それらが多元的、多層的に組み合わせさったいわば「構造的な正義」である。そこに、国連をはじめとする国際機構が機能を果たす意義がある。また、Justice は司法の意味も包含している。筆者は、同一の法規範が、国際法と各国の国内法に共通に存在しているという意味での世界規模（地球規模）の法を「世界法」と呼ぶことにしている。

2-1 「世界法」構造の二類型

前述のような概念のものとして世界法を考えると、国際法と国内法の協力関係という視点から、あるいは、国際法の国内的実施措置としての国内法の位置づけからは、次の2つの関係性がありうる。すなわち、(1)国際法では、達成されるべき結果のみ示し、具体的方策は各国に委ねられているものと、(2)国際法で具体的基準まで明示し、各国の国内法で共通に規定されているもの、である。これらは、EU 法の「指令 (directive)」と「規則 (regulation)」の関係に類似する類型化である。

(1)の事例として、「女性差別撤廃条約²⁸」の理念である女性についてのあらゆる形態の差別を撤廃することを各国内で実現するため、その重要な一分野である雇用における男女の均等な機会と待遇を確保するために日本においては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」が1985年に制定されている。環境法分野では、温暖化防止レジームがある。

(2)の事例として、人権法分野では、たとえばILO条約と各国の労働基準法等がある。環境法分野では、オゾン層保護レジームがある。WTO レジームもここに含めることができるであろう。

上記の例のように、とりわけ環境法や人権法など、正義を具体化したものとしての意味をもつ「法」においては、国内法と国際法の両者を含むもの（あるいは両者に共通する法規範）という意味での「世界法」が顕れている。国際法が形成され、それが各国の国内法に共通する規範として立

27 セン、前掲注(2)、101-102頁。

28 Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）：CEDAW. 1981年発効、日本は1985年批准。

法化される。ILO 第1号条約の設定する1日8時間、第47号条約の週40時間労働が、たとえば日本は批准していないので直接的な国際法上の法的義務としてではなく、労働基準法においても同じ内容で定められている（第32条2項、1項）。

「グローバルな制度は、従来の理論枠組みにおいて峻別されていた国家内の制度と国家間の制度とを包含したものとして構想される」²⁹ のであり、「国境を越える」とは、一般に内から外への越境を意味するが、同時に「外から内への越境でもある」³⁰。「たとえば、豊かな諸国が一部の途上国の絶対的貧困について何らかの対処をすべきだとしよう。」（中略）、そのとき「求められている行動は自国内の正義の問題ではなく、いわば外からの正義の要求である。貧困国あるいは被介入国の側から見ても、貧困への対処や人道的介入は、たんなる自国内の正義の問題ではなく（あるいはそもそも自国内の正義の問題ではなく）、いわば『グローバル・スタンダード』の実現なのである。」³¹

さらに、「正義は国境を前にして引き返すわけではないが、国境を素通りするとも限らない。国境を『越える』という表現には、このような意味合いがこめられている。…すなわち、グローバルな正義は国内社会の正義と国家間の正義とをつなぎ、両者を包摂するもの」（下線は筆者）なのである。「国内社会の正義と国家間の正義は、いわば相互に浸透しており、それらがなぜ、またいかに浸透するのが、グローバルな正義の構想によって説明されるのである」³²。

宇佐美によれば、『『グローバルな正義』(global justice) という語は、途上国の貧困と南北格差の他に、国際的人権保障や地球環境問題などの文脈でも語られる』³³。なお、別稿で論じるが、筆者も宇佐美に倣って、貧困や格差の問題については、「グローバルな分配的正義」³⁴と呼ぶことにしたい。さらに世界的貧困や格差の問題を分配的正義による解決ではなく、匡正の正義の問題とする場合も含める場合には「グローバルな経済的正義」³⁵と呼ぶことにする。

2-2 国際刑事裁判所の創設－国際的な訴追のための「国際制度」

前稿での整理を振り返ると、「世界正義」＝グローバル・ジャスティスの“Justice”には、「司法」の意味が含まれ、「法の理念は正義である」³⁶ことを強調する団藤は、「法が機能する主要な場面としての『司法』が西洋語で例外なく『正義』(justice, Justiz, giustizia, justicia, юстиция)で現さ

29 石山文彦「統一テーマ『国境を越える正義－その原理と制度－』について」日本法哲学会編『国境を越える正義：その原理と制度（法哲学年報2012）』有斐閣、2013年、4頁。

30 同上、5頁。

31 同上。

32 同上、7頁。

33 宇佐美誠「グローバルな経済的正義」日本法哲学会編、注(3)、10頁。

34 たとえば、同上、10頁。

35 同上。

36 団藤重光『法学入門』筑摩書房、1973年、26頁。

れるのも、これを象徴している」(「現される」は原文のママ)と述べていた³⁷。2002年7月1日に発効した「国際刑事裁判所に関するローマ規程³⁸」によって設立された国際刑事裁判所(International Criminal Court: ICC — CPI, 以下、ICC)の創設と「正義」との関連につき望月は押村³⁹に基づき、「正義は、国際社会において不正な行為を犯した者は処罰されなければならない、また国際法の下で処罰されるべきという考えに基づく」⁴⁰と述べる。「応報的正義」の側面であり、これを筆者は「応報的世界正義」と位置づけて、別稿で論じたい。

ローマ規程により、ICCは、「集団殺害犯罪」、「戦争犯罪」、「人道に対する犯罪」(および2017年からは「侵略犯罪」)に関して、個人を訴追する管轄権を有する。このような国際社会にとって最も深刻な犯罪(コアクライム)の発生を防止し、国際の平和と安全を維持することを目的としている。

ICC創設については、第2次世界大戦後の1947年の国連総会決議で、専門家に検討を要請している。1950年に欧州評議会によって採択され、53年に発効した欧州人権条約(European Convention on Human Rights)は、第2条において「生命に対する権利」を保障し、法の支配に則した処罰等が規定されている。その後、90年代における旧ユーゴやルワンダでの悲惨な大量虐殺とそれらに関して安全保障理事会の補助機関として設置された個別の国際刑事裁判所⁴¹の経験を踏まえて、1992年の国連総会で常設の刑事裁判所の規程を作成することが決議され、98年のローマにおける全権大使会議でICC規程が採択されたのである。人類に対する卑劣な犯罪である「集団殺害犯罪(ジェノサイド)」、「戦争犯罪」、「人道に対する犯罪」および「侵略犯罪」について、国際社会は常設の世界裁判所を有することとなったのである。

37 同上。

38 Rome Statute of the International Criminal Court, 17 July 1998.

39 押村高「介入はいかなる正義にもとづきうるか—誤用と濫用を排して—」『思想 国際社会における正義』993号、2007年1月 8—24頁。

40 望月康代「国際社会における移行期正義—試論」秋月弘子・西海真樹・中谷和弘編『人類の道しるべとしての国際法—平和、自由・繁栄をめざして(横田洋三先生古稀記念論文集)』国際書院、2011年10月、488頁。

41 International Criminal Tribunal for the former Yugoslavia (旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所、1993年、S/RES/827 (25 May 1993)、International Criminal Tribunal for Rwanda (ルワンダ国際刑事裁判所、1994年、S/RES/955 (8 Nov. 1994)). そのほか、国連の支援の下に関係国が設置した混合裁判所(hybrid tribunal)として、Special Court for Sierra Leone (シエラレオネ特別裁判所、2002年)、Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia (カンボジア国内裁判所・特別法廷、2006年)が、安全保障理事会決議に基づく国際刑事裁判所として Special Tribunal for Lebanon (レバノン特別裁判所、2007年、S/RES/1757 (30 May 2007))がある(ただし、レバノン特別裁判所の設置根拠については、国連=レバノン政府間協定なのか、当該決議なのかには争いがある。洪恵子「第2章第2節国際刑事裁判所」国際裁判所研究会「国際裁判所と国内裁判所(1)」『上智法學論集』第53巻2号、2009年、52頁注15) [http://repository.cc.sophia.ac.jp/dspace/handle/123456789/27422] (2016年1月2日参照)。

3 人間らしく生きる権利（世界社会正義）と国際労働機関（ILO）

3-1 国際社会の組織化と人権保護の萌芽

序で述べたように本稿では、「生きる権利」に人間らしく生きる権利（生存権、平和的に生きる権利）の意味を含めるが、最低限、生命を維持すること（生命権）が基礎となることは言うまでもない。

ところで、「平和的に生きる権利」とは、生活の場である国家や社会が平和な状態であり、個人的にも安らかに生きることができることである。ここで、「平和」とは何かを、生命を維持することである「生きる権利」も念頭に置いて多少検討してみる。生活の場である国家や社会が武力紛争に巻き込まれていないこと、すなわち消極的平和に加え、政治的、経済的、文化的に構造的な不正義が行われておらず、精神的・身体的に危害を加えられる恐れをいわずに自由に生きること、すなわち積極的平和が充足されている必要がある。この点を包括的に検討した泰斗であるヨハン・ガルトゥング（Johan Galtung）の2007年の著作によれば次のように整理することができる⁴²。

「消極的および積極的平和と直接的、構造的、文化的平和」			
	直接的平和（危害、傷害などの直接的暴力の不在）	構造的平和（危害、傷害などの構造的暴力の不在）	文化的平和（危害、傷害などを正当化しない）
消極的平和	直接的暴力の不在 ＝停戦など。	構造的暴力の不在 ＝搾取あるいは搾取の構造が不在。	文化的暴力の不在 ＝危害や傷害の正当化あるいはその文化の不在。
積極的平和	直接的平和の存在 ＝協力の存在	構造的平和の存在 ＝公正、平等の存在	文化的平和の存在 ＝平和の文化および対話の存在
平和	消極的＋積極的平和	消極的＋積極的平和	消極的＋積極的平和

日本弁護士連合会は、「現在国連人権理事会で審議されている平和に対する権利国連宣言草案について、当連合会は、審議の基礎となっている人権理事会諮問委員会案に賛同する立場から、以下の意見を述べる。」として、「意見書」の趣旨として以下の点を強調する⁴³。

- 1 平和を国際社会の理念や目標として捉えるだけでなく、個人の権利として捉えなければならない。
- 2 平和に対する権利宣言は、国連人権理事会で確定され、国連総会において採択されるべきである。

42 Johan Galtung, “Introduction: Peace by Peaceful Conflict Transformation—the TRANSCEND Approach,” in Charles Webel and Johan Galtung eds., *Handbook of Peace and Conflict Studies*, Routledge, 2007, at 31, Table 2.3. 奥本京子『平和ワークにおける芸術アプローチの可能性－ガルトゥングによる朗読劇 Ho’o Pono Pono: Pax Pacifica からの考察』法律文化社、2012年、25頁を部分的に参考にしたが、一部は含意を補って筆者が意識した。

ガルトゥングは、「社会正義」を表現したものとして、国連総会が1948年に採択した「世界人権宣言」を挙げている（ガルトゥング、前掲注(4)、58頁注(8)）。

43 日本弁護士連合会「平和に対する権利国連宣言草案に対する意見書」2014年1月17日 [http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2014/140117.html]（2015年12月31日参照）

- 3 平和に対する権利宣言草案においては、他の既存の国際人権条約に含まれてこなかった平和的生存に関する具体的な人権を含めるべきである。

また、アマルティア・センは、ハートが、「人権を、事実上、法の親と見なした」⁴⁴ ことを正しいとして、日本を含む各国の国内法と国際法（1952年に国連総会で採択され、54年に発効した「婦人の参政権に関する条約」）において実現しているように、「女性の投票権を要求する参政権拡張運動は最後には成功した」例と、1953年に発効した欧州人権条約によって1959年にフランス・ストラスブールに設置された「欧州人権裁判所（Cour européenne des droits de l'homme ; European Court of Human Rights）」が、「人権侵害に対して、調印国の個人が持ち込んだ訴えを裁くことができる」例を挙げている⁴⁵。現在の国連システムの一員として最も古くから、正義と法との関係について、役割を担っているのがILOである。

3-2 社会法の意義

自由でかつ独立した人間間の契約自由の原則（私的自治の原則）、私的所有権絶対の原則などを基本理念としているのが「近代市民法」である。しかし、「労働関係は、法的には、労働者が所有する労働能力と雇用主が支払う報酬とを交換する契約関係として構成され、経済的には、市場における労働力の売買関係として構成される」⁴⁶がゆえに、報酬を支払う雇用者の立場が相対的に（絶対的に？）強い。そのまま契約自由の原則を適用することは正義に適うものではないとの認識の下、社会法としての労働法が発展してきた。

とりわけ、18世紀半ば以降の産業革命と資本主義の展開に伴い、労働者（勤労者）と使用者（雇用者、経営者）との力関係の格差が拡大し、長時間の労働時間や低賃金など不利な労働条件の下での労働を強いられるようになった。「純粋の市場経済では、また市民法の原理のもとでは、雇用やそれを基礎にする労働者の生存は、必ずしも十分に確保することができないのである」⁴⁷。法は、このような問題を修正することこそ、社会正義に適うものである。すなわち、社会法は市民法の原則に対する公法的な規制であり、公法と私法の交錯する法規範である。また、現実の社会は、労働者（働ける者）と使用者だけで構成されているわけでもない。高齢や疾病・障がい等で生存に必要な収入を得る事のできない人も少なくない。すなわち、「社会法は、あるいは、形式的抽象的な法的人格概念に代えて、具体的な生活する人間を原理とし、あるいは、契約の自由や私的所有権に代えて、実質的な自由や生存の権利（生存権）を法原理とする、と論じられてきた。抽象的な自由な人

44 セン、前掲注(2)、513頁。

45 同上、514頁。

46 田端博邦「社会法を再考する－労働法と社会保障法の連関について－」『季刊 企業と法創造』第8巻1号（2011年）、29頁

47 同上。

格に対して、具体的な生きる人間が対置されるということになる」⁴⁸。社会的にとりわけ弱者の立場にあるのが女性と子どもでもある。「産業革命期の労働者（とくに女性、年少者）が置かれた劣悪な労働環境は、人間の生存にかかわる重大な問題を引き起こした。体力の低下、疾病、短命化など、生命活動そのものにかかわる問題が生じたのである」⁴⁹。このような地球規模の問題意識が国連では、女性差別撤廃条約と子どもの権利条約につながる。

3-3 第2世代の人権－社会権と難民の権利

(1) 国連難民高等弁務官事務所、国連人権高等弁務官事務所と国連人権理事会

生きる権利も平和的に生きる権利も奪われ、母国による保護も受けることができない（多くの場合には逆に迫害される）「難民（Refugees）」は、それが積極的義務か消極的義務にかかわらず、現実問題として、国際社会が保護するほかはない。「国連難民高等弁務官（United Nations High Commissioner for Refugees, UNHCR）」および同事務所は、1950年に国連総会によってジュネーブに創設された。人権の分野における国連の活動の中でも、現場で直接に、難民の人々を保護する国際行政活動を担っている。常に、2,000万以上の難民および国内避難民等を組織的に保護し、難民キャンプの設営、食糧や基礎的物質の配給などの直接的支援するほか、難民の自発的帰還や定住の支援、難民流出国との協議などの活動を行っている。また、難民の保護を目的とした国際条約の批准を促進し、その適用と履行を監視している。世界正義に基づく活動であり、平和維持にも資するため、ノーベル平和賞をUNHCRとして2度（1954年、1981年）、その前身にあたる国際連盟時代の「国際連盟難民高等弁務官事務所（League of Nations High Commissioner for Refugees : LNHCR）」の改組前の組織の一つである⁵⁰「ナンセン国際難民事務所（Nansen International Office For Refugees）」が1938年に受賞している。国連の諸活動のなかでも、国際社会から、その有用性を高く評価されていることを象徴していると言えよう。周知のごとく、日本との関係では、人間の安全保障委員会の共同議長をアマルティア・センと共に務めた緒方貞子氏が、1991～2000年に、第8代国連難民高等弁務官の職についていた。

「国連人権高等弁務官（United Nations High Commissioner for Human Rights, UNHCHR）」は、1993年に、ウィーンに171カ国の代表が参加して開催された国連世界人権会議（World Conference on Human Rights, 14-25 June 1993, Vienna, Austria）での「ウィーン宣言及び行動計画」による勧告を受け、国連総会決議48/141号（1993年）により設置された。人権高等弁務官は、国連総会の承認を経て事務総長によって任命される。すべての人の人権の促進と被害者の保護とその

48 同上、27頁。

49 同上、29頁。

50 LNHCRのもう一つの前身は、ドイツ難民高等弁務官事務所。

ために必要な助言・技術・資金等を提供するほか、人権の実現を阻害する障害の除去、人権尊重を確保するための各国との対話、人権の促進と保護のための国際協力の推進、国連システム内の人権活動の調整などを行っている。国連人権高等弁務官事務所は、従来の「人権センター」を引き継いだ組織で、ジュネーブに本部が置かれ、人権理事会および各条約の委員会の活動を支える。また、人権に関わる事務一般を担当している。個人や人権団体などが人権高等弁務官事務所に人権侵害について通報すると、同事務所は内容に応じて国連の適切な機関にその情報を伝える。通報を受け付けるための人権高等弁務官事務所の FAX ホットライン〔41-22-917-0092〕が、24 時間開設されており、世界に 600 名（日本人は 10 名）ほどの職員が活動している。

前述したように人間の安全保障と人権保障は重なる点があり、2005 年の事務総長（コフィー・アナン）報告書「より大きな自由を求めて：すべての人のための開発、安全保障および人権」（A/59/2005）における提案に基づいて「国連人権理事会」と「平和構築委員会（Peacebuilding Commission : PBC）」が設立されている。また、当該報告書においては、安全保障理事会の改革案として 2 つの具体的なモデルを提示しているところが重要である。平和構築委員会は、2005 年 9 月の国連総会首脳会合（2005 年世界サミット）成果文書で合意された内容に沿って、12 月における総会と安全保障理事会のそれぞれの決議により⁵¹、両機関への政府間諮問機関として共同設立された。中心となる組織委員会（Organizational Committee）は、安全保障理事会枠 7 カ国（5 常任理事国＋2 カ国）、総会枠 7 カ国、経済社会理事会枠 7 カ国、主要財政貢献国枠 5 カ国、主要軍事・警察要員派遣国枠 5 カ国と、バランスを重視する構成となっている⁵²。

(2) 社会正義と民主主義－社会制度の正統性

「民主主義の台頭」こそが、「20 世紀において特筆すべき政治的変化」⁵³であると述べるアマルティア・センは、紀元前 5 世紀の初期ギリシャの直接民主制、1215 年のマグナ・カルタ⁵⁴、18 世紀のフランスやアメリカでの革命に触れつつ、「民主主義の観念が、いかなる国家もヨーロッパであろうとアメリカであろうとアジアであろうと一認める『通常の』形態として確固の地歩を得たのは 20 世紀においてである。」とする。もちろん、現在、いかなる国家においても民主主義が確立されているというわけではないが、「むしろ民主主義を通じて、（民主主義に）適するようになることが

51 A/RES/60/18 (12/30/2005)

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/pdfs/psc_051220_gares60-180.pdf], S/RES/164 (12/20/2005) [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/pdfs/psc_051220_sres1645.pdf] なお、この二つの決議はほぼ同内容であり、補足する S/RES/1646 (12/20/2005) がある。

52 A/RES/60/18, para.4.

53 「第 1 章 民主主義と社会的正義－公共的理性の到達地点」（アマルティア・セン／後藤玲子『福祉と正義』東京大学出版会、2008 年、31 頁）。

54 Magna Carta (Great Charter of the Liberties of England)；2015 年がちょうど 800 周年であった。マグナ・カルタの一部は今日のイギリス憲法を構成し、法の支配の原型とされる。筆者は 1994 年に、現存する 4 部の原本のなかで最も良好な状態で保存されている Magna Carta をソールズベリー大聖堂 (Salisbury Cathedral) の Chapter House で実見することができた。

理解されてきている」のである⁵⁵。そのような視点を重視する前提として、「民主主義」をどう理解するかについての2つの見解を整理する必要がある。第1に、「民主主義を主に多数決ルールとして解釈し、投票する自由と集計方法の公正さにもっぱら関心を向ける」「公共的投票パースペクティブ」であり、第2に「民主主義を主に相互行為的参加と公共的討議の観点から眺める」「公共的理性パースペクティブ」である⁵⁶。

3-4 「世界社会正義」におけるILOの意義

(1) ILOにおける政労使三者構成 (tripartite system)

「世界社会正義」⁵⁷ という用語は、序で触れたように、世界規模での「社会正義」としての意味と、「世界社会」の正義の意味とを併せ持っている。世界社会正義を遂行するための代表的な国際機構がILOである。そのため、ILOの各機関は、主要機関である総会や理事会をはじめ、財政委員会を除くその他の委員会等も、政府代表と民間代表の両者によって構成されている（ILO憲章第3条1項）。民間代表は、使用者代表と労働者代表からなり、政府代表とあわせて三者構成（政労使三者構成、公労使三者構成）(tripartism, tripartite system) と呼ばれる制度を採用している。各代表はそれぞれ使用者または労働者を最もよく代表する組織から推薦されるが、日本の場合には、使用者代表は日本経済団体連合会（日本経団連）、労働者代表は日本労働組合総連合会（連合）が推薦母体となっている。理事会の構成は、政府代表28人、使用者代表14人、労働者代表14人である（第7条1項）。民間代表は、総会における使用者グループと労働者グループが、それぞれ14人ずつ選出する。各代表はそれぞれ別々に発言し、投票する。政府代表のうち10人は、主要産業国10カ国たる加盟国（米・日・独・仏・英・伊・ロシア・中国・ブラジル・インド）が任命し、18人は、主要産業国10カ国以外の国の政府代表による選挙人団（Governmental electoral college）が選出する加盟国が任命する。現在は、56人の正理事に加えて、副理事として、政府代表28人、使用者代表、労働者代表各19人の計66人が選出されている⁵⁸。ただし、副理事は正理事が出席しないときにその代理として、議長の許可を得て、出席し投票することができる⁵⁹。

ILOは、1919年に創設されて以来、数多くの「働く人の権利」を保護するための条約と勧告を採択してきた。三者構成のメカニズムのなかで採択してきた条約と勧告の一覧表は、たとえば、ILO駐日事務所ウェブサイトを確認することができる⁶⁰。

55 セン/後藤、前掲注(53)、32頁。

56 同上。

57 神島、前掲注(6)、84頁においては、「国際的社会正義」という用語が用いられており、それは「国際社会あるいはその組織が公正かつ道徳的な状態にあること」を意味する。

58 Standing Orders of the ILO, Arts. 49, 50.

59 Compendium of rules applicable to the Governing Body of the ILO.

60 [<http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/lang-ja/index.htm>]（2016年1月7日参照）

(2) 「公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言」

2008 年 6 月 10 日、第 97 回 ILO 総会において全会一致で、「公正なグローバル化のための社会正義に関する ILO 宣言」⁶¹ が採択された。その骨子は、経済のグローバリゼーション、すなわち新技術、アイデア、商品・サービス、資本や金融、ビジネス活動や業務プロセス、対話や人（特に働く男女）の移動等の国際化が、一方では、「経済協力と経済統合のプロセスは、多くの国が高度経済成長と雇用創出の恩恵を受け、地方の貧困層の多くを現代的な都市経済に吸収し、国の開発目標を前進させ、製品開発に係る革新とアイデアの循環を促進することに寄与してきた」と同時に、他方で、「グローバルな経済統合のために、多くの国及び産業部門が、所得格差、高レベルの失業率と貧困の継続、外部ショックに対する経済の脆弱さ、保護されない仕事やインフォーマル経済の拡大という、雇用関係とそれが提供する保護に影響を及ぼす重要な課題に直面することとなった」ため、課題を克服して世界のすべての人々により良い影響をもたらすように ILO としての役割を検討したものである。上記の課題の克服について、ILO が「絶えず変化する環境の中で、進歩及び社会正義の推進と達成を助ける重要な役割」を担うことを宣言している。

特に、「相互依存性と複雑性が高まり、生産活動が国際化する世界において (in a world of growing interdependence and complexity and the internationalization of production)」、「◆自由 (freedom)、人間の尊厳 (human dignity)、社会正義 (social justice)、保障 (security) 及び非差別 (non-discrimination) という基本的価値 (fundamental values) は、持続可能な経済社会開発と効率性にとって不可欠なものであること」；「◆国内外における政府及び代表的な労使団体の間の社会対話及び三者構成の実践は、国際労働基準などの手段を通じて社会的一体性 (social cohesion) や法の支配 (rule of law) を構築し、解決を見出す上で、今日いっそう意義深いものとなっていること」を宣言する。すなわち、グローバリゼーションが急速に進展している今日の世界においては、より一層、社会正義の推進と達成のために、また、持続可能な経済社会開発のためにも、ILO の存在意義が高まっており、政労使三者構成が意義あるものであることを再確認しているのである。

4 安全保障概念の包括化と国連システムにおける「人権の主流化」

4-1 国連システムにおける「人権の主流化 (mainstreaming of human rights)」

国連はその創設時から「すべての者の」人権を重視しており、国連創設の目的および活動の目的として、憲章第 1 条 3 項は、「人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及

61 ILO Declaration on Social Justice for a Fair Globalization [http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---cabinet/documents/genericdocument/wcms_371208.pdf]. 翻訳文は、ILO 駐日事務所ウェブサイト [http://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/genericdocument/wcms_236375.pdf] (2015 年 10 月 10 日参照) による。

び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」を明示している。国連を中心として、そのほかの専門機関を含む国連システムにおいて、人権の制度的保護が図られている。

ノーベル平和賞も受賞しているコフィー・アナン（Kofi Annan）第7代国連事務総長は、2005年3月の報告書「より大きな自由を求めて（In Larger Freedom）」⁶²の中で、国連活動の3本柱である「開発・安全・人権」の関連性を踏まえ、国連のすべての活動において人権の視点を強化する、「人権の主流化（mainstreaming of human rights）」を提案した。それは同年9月の国連特別首脳会合でも確認され、2006年の国連人権理事会の設置（国連人権委員会の改組・拡張）をもたらし⁶³た。

元自由権規約人権委員会委員長の安藤仁助は、人権の国際的保護の展開の成果を次の3点にまとめている⁶⁴。第1に、「国連以前は特定の人間集団の特定の権利に限定されていた保障の対象を、すべての者の人権一般に拡大した。」第2に、「国際的な監視のシステムを具現化した。… 普遍的な人権基準が設定されても、その実施が各国家の手に委ねられている以上、基準の遵守を確保するためには、国際的な監視システムが不可欠である。」第3に、「国家レベルだけでなく地域的なレベルにおいても人権保障を促進した」。

憲法学者の視点で国際人権法を研究テーマのひとつとしている江島晶子は、「憲法で保障される権利が条約によっても保障されるようになった」意味での「人権（の内容）の国際化」にプラスして、それ以上に重要なのが、「人権の実現手段が『グローバル化』したこと」で、それこそが「最大の飛躍である」としている⁶⁵。もっとも、大多数の見解と同様に、シリア難民の問題を「現在、国際社会や各国家に突きつけられている課題」の代表例として掲げながら『「世界のどこにいても誰もが人権を享受できる」という理想とは程遠い」状態であるとしている。それゆえ、「実現手段のグローバル化の内実を問う必要がある」のである⁶⁶。

4-2 安全保障概念の総合化（包括化）・多層化（多元化）と国連の機能

世界人権宣言前文では、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」（傍点は筆者）とする。人権の保障は「正義」の基礎であるとともに、「平和」の基礎でもあることを強調したものである。

従来からの「伝統的安全保障」は、国家に対する（とりわけ国家の領土や政治的独立に対する）

62 Report of the Secretary-General A/59/2005 : in larger freedom – towards development, security and human rights for all.

63 拙稿「人権保障と国連システム」渡部茂己編『国際人権法』国際書院、2009年、36–41頁参照。

64 安藤仁助「国連による人権の国際的保障の展開－人権基準はどこまで普遍性をもちうるか」『外交フォーラム』2003年12月号、49–50頁。

65 江島晶子「グローバル化社会と『国際人権』－グローバル人権法に向けて」『法律時報』第87巻13号、2015年、349頁。

66 同上。

外部（主に他国）からの脅威に対して、軍事的手段による防衛措置（手段としての個別的安全保障 [狭義の「個別的安全保障」と「対抗的安全保障＝勢力均衡」、今日では個別的自衛権 および集団的自衛権と集団安全保障 [国際機構によって国際社会を組織化することによる安全保障]）であった。

このような伝統的安全保障に加えて、「非伝統的安全保障」がとられるようになった。それは、①国家以外の脅威【軍事的脅威も含む】、すなわち非国家主体（越境犯罪組織、テロ、海賊）からの、②非軍事的脅威【国家による脅威も含む】、すなわち人権侵害、貧困、気候変動、感染症、金融危機、サイバーテロなどに対抗するために、③非軍事的対策、すなわち政治的、経済的、社会的対策を含むもので、安全保障概念が包括化、多元化してきているのである。

一方、人権の最も基礎となる「生きる権利」は、生命を維持する権利という点で伝統的安全保障に関わりつつ、「人間らしく生きる権利」という側面では、非伝統的安全保障と深く関わる。第2世代の権利と言われる「経済的社会的権利」（いわゆる「福祉権」も含めて）については、国際社会は、国際人権規約の社会権規約⁶⁷を制定している。センは、「これらの権利は、古典的な人間の権利の宣言、例えば、アメリカ独立宣言やフランスの人権宣言には見られない」もので、「この領域において大きな進展が始まるのは、1948年の世界人権宣言からである」として国連の役割を評価している⁶⁸。

5 「人間の安全保障」と「保護する責任」

5-1 「人間の安全保障」(Human Security) 概念の誕生と「人間の安全保障委員会」の活動

人間の安全保障という概念は、「国連開発計画 (UNDP)」の1994年の報告書、『人間開発報告書 1994: 第2章 人間の安全保障の新次元』において明確にされた⁶⁹。そこでは、人間の安全保障概念には、①経済の安全保障: 安定した収入と仕事の確保、②食糧の安全保障: 誰もがいつでも物理的にも経済的にも基本的な食糧を入手できること、③健康の安全保障: 医療サービスの整備など、④環境の安全保障: 水質汚濁や大気汚染などからの保護、⑤個人の安全保障: 人権の確保、犯罪からの保護、暴力から身の安全を守ることなど、⑥コミュニティ (地域社会) の安全保障: 地域社会集団が互いの文化や価値観への理解と寛容を高めることにより民族、宗教紛争を予防すること、⑦

67 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights: ICESCR)

68 セン、前掲注②「第17章 人権とグローバルな義務」536頁。本文に引用した文に続いて、「国連の人権宣言は、自由に関してもっと大きなリストを擁護しようとしている。そこには基本的な政治的権利だけでなく、働く権利、教育を受ける権利、失業や貧困からの保護、労働組合に加入する権利、そして、公正で好ましい報酬を受ける権利さえ含まれている」と述べる (同上、536-537頁)。

69 United Nations Development Programme (UNDP), Human Development Report 1994 [http://hdr.undp.org/sites/default/files/reports/255/hdr_1994_en_complete_nostats.pdf] 日本語版については、[http://www.undp.or.jp/HDR_J/HDR_light_1994_Japanese_Version.pdf]

政治の安全保障：独裁政権を排して、民主的な政治システムを確保すること、が述べられている。また、この7側面は重複しつつ相互に密接な関係にある⁷⁰。

その後、1999年に、国連に「人間の安全保障基金」が創設され、2001年から2003年にかけて「人間の安全保障委員会（Commission on Human Security : CHS）」が、2003年には「人間の安全保障諮問委員会（Advisory Board of Human. Security : ABHS）」が設けられている。

人間を視点に置くようになった経緯を国際法の構造で読み解くと、「戦後の国際法の構造に即して言えば、国家間関係における共生とは、国家間の紛争が平和的に解決される状態、と定義できる。国際社会において、国家間の紛争が発生した場合に、その紛争が交渉や仲介、国際裁判など、武力を用いないという意味で平和的な手段によって解決もしくは調整される状態」であるが、「しかし、このように主体を主権国家に限定して考える『国際社会の共生』概念は、国家間の共存 (coexistence) を可能にする一方で、国家内部において抑圧され、殺されていく人々には関わらないという点で問題を残すことになった。」そのため、「各国家のなかで生存している一人ひとりの人間にまで単位を細分化して考える必要が生まれている。その必要を生ぜしめたのは、たとえば国家間紛争の平和的解決が実現して戦争が行われなくなったとしても、各国家内部での内戦や大規模な人権侵害、貧困や飢餓、差別、難民化などによって多くの人々の生存権が脅かされる事態が、注目を集めるようになったためである」⁷¹。それが、「人間の安全保障」が誕生する経緯であった。

2003年5月に事務総長に提出された人間の安全保障委員会の最終報告書“Human Security Now”⁷²のなかでアマルティア・センは、「人間の安全保障と”人権”との補完的な関係を強調している」⁷³。同報告書の「第1章人間の安全保障の現況 (Human security now)」の「人間の安全保障と人権 (Human security and human rights)」のパラグラフにおいては、「人権を尊重することは、人間の安全保障を保護することの核心である」と述べられている⁷⁴。

人間の安全保障委員会の会合は、2001年6月にニューヨーク、同年12月に東京、2002年6月にストックホルム、同年12月にバンコクで開催され、2003年2月の東京における最終会合で、最終報告書について合意された。まとめられた「人間の安全保障委員会」報告書は、2003年5月1日に、緒方貞子、アマルティア・セン両共同議長からコフィ・アナン国連事務総長へ提出された⁷⁵。

委員会が解散した後、その最終報告書を受ける形で「人間の安全保障諮問委員会 (Advisory

70 弓削昭子（当時の国連開発計画（UNDP）駐日代表）による要約「日本外交の機動力として－なぜ人間の安全保障なのか」『外交フォーラム』2003年12月号、21頁、に基づく。

71 清水、前掲注⑧、105頁。

72 Commission on Human Security, “Human Security Now,” NY, 2003 [http://www.un.org/humansecurity/sites/www.un.org.humansecurity/files/chs_final_report_-_english.pdf]（2015年11月28日参照）

73 安藤仁介「国連による人権の国際的保障の展開－人権基準はどこまで普遍性をもちうるか」『外交時報』2003年12月号、48頁。

74 “Respecting human rights is at the core of protecting human security.” *Supra* note 62, at 10.

75 外務省資料 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/security/ah_iinkai.html]（2016年1月3日参照）

Board on Human Security)」が設置され、人間の安全保障基金のガイドラインの検討などの作業を行っている。

また、人間の安全を保障する活動のための基金として「人間の安全保障基金」が設置された。基金の目的は、「現在の国際社会が直面する貧困・環境破壊・紛争・地雷・難民問題・麻薬・HIV/エイズを含む感染症など、多様な脅威に取り組む国連関係国際機関の活動の中に人間の安全保障の考え方を反映させ、実際に人間の生存・生活・尊厳を確保していくこと」である⁷⁶。主要な抛出基準(事業への抛出基準)としては、a) 具体的かつ持続性ある利益をもたらすこと、b) トップダウンの保護手段とボトムアップの能力強化手段の両者を包括的に含むこと、c) 市民社会組織、NGO 及びその他の地域団体・組織等が活動主体である事業の実施を奨励していること、d) 事業の立案及び実施に際し複数の国際機関が参画することが望ましく、これにより各機関の取り組みの統合が推進されること、e) 複数の分野にまたがる人間の安全保障の要請を視野に入れ、相互関連性のある課題に幅広く取り組むものであること、f) 人間の安全保障に関する問題の中で、現在取り組みが十分とは言えない分野に焦点を当て、既存のプログラムや活動との重複を避けること、を挙げている⁷⁷。このような抛出基準等に基づいて、各国連機関は申請を行い、審査は、ドナー(日本政府)とともに国連事務局内の人道問題調整事務所(Office for the Coordination of Humanitarian Affairs: OCHA・オチャ)に設置されている人間の安全保障ユニット(Human Security Unit)によって行われる。

人間の安全保障の本質については、前述の人間の安全保障委員会の共同議長であったアマルティア・センが適切に指摘している。すなわち、「人間の『生存』と『生活』を」「守り、維持するもの」で、「私たちの人生に危害や侮辱、軽蔑を与えうるさまざまな苦難(貧困、困窮、投獄、追放、あるいは読み書きや計算ができないことに関連して受ける冷遇など)を回避すること」である⁷⁸。その上で、人間の安全保障の概念に含まれなければならない要素として、次の4点を掲げる⁷⁹。すなわち、第1に、「国家の安全保障」という場合等の軍事的な意味での安全保障とは対照的に、「個々の人間の生活」に重点をおく安全保障である。第2に、一部の宗教のように「個々の人間の苦境と救済を社会とは切り離し」て考えるのではなく、「人間がより安全に暮らせるようにする」うえで、『社会および社会的取り決めのはたす役割』を重視する。第3に、「人間としての自由を高め、潜在能力を身につけそれを活用できる」ようにする「人間開発⁸⁰」が広義の目標を設定するのとは対照的に、人間の生活に不利益を及ぼすリスクに焦点を絞る。第4に、人権全般についてではなく、「より基本的な」人権を重視する、ことである。

76 外務省パンフレット『人間の安全保障基金－21世紀を人間中心の世紀とするために』2007年、5頁[http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/pdfs/t_fund21.pdf] (2016年1月3日参照)。

77 同上、5-6頁。

78 アマルティア・セン(東郷えりか訳)『人間の安全保障』集英社新書、2006年、23頁。

79 同上、23-24頁。

80 “human development”を同上書は「人間的発展」と訳している。

5-2 「保護する責任」(Responsibility to Protect, R to P, R2P)

前述の「人間の安全保障」は、「安全保障」の主体となる「人間」の視点から能動的に表現するとするならば、安全が保障され、人間らしく生きることが保障されることである。「人権」と重なる内容であるが、人権の場合、「すべての人が等しく」有する一定の基準であり、国連システムによる人間の安全保障の場合は、特に生きる権利が損なわれている特定の人間集団や状況に対する具体的活動が求められる。したがって、国際社会やその中心的主体となる国連システムの視点では、安全を保障する責任を含意する。人間の安全保障の下で、人間の側からは保護される権利、国家や国連システムの側からは保護する責任（義務）があるということになる。

「人間の安全保障」は国家主権に対して武力を行使しないとして「保護する責任」と区別を重視する考え方が一般的であるが⁸¹、構造的には同じ概念を保護される側と保護する側から表現したものを見ることができるであろう。また、一次的には国家により、それが不十分な状況で国際社会により確保されるべき点でも、両者には共通点がある。もちろん、人間の安全保障は広範囲にわたる内容を含み、保護する責任は、一般に、ジェノサイド（genocide）、戦争犯罪（war crimes）、民族浄化（ethnic cleaning）、人道に対する罪（crimes against humanity）からの保護であって、ほぼコア・クライムに相当するような最も重大な犯罪に限定される。

「保護する責任」として国連等で言及される場合、その具体的な内容は、「予防」、「対処行動」、「再構築」する責任であるとされる。最初に文章化されたのは、2001年の「介入と国家主権に関する国際委員会（International Commission on Intervention and State Sovereignty : ICISS）」の「保護する責任」報告書である⁸²。その後、2005年9月の世界サミット（国連首脳会合）成果文書では、次のような内容のものとして呈示された⁸³。

■各々の国家は、集団殺害、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪からその国の人々を保護する責任を負う。この責任は、適切かつ必要な手段を通じ、扇動を含むこのような犯罪を予防することを伴う。われわれはこの責任を受け入れ、それに則って行動する。

■国際社会もまた、国連を通じ、（これらの犯罪から）人々を保護することを助けるために、憲章第6章および8章にしたがって、適切な外交的、人道的およびその他の平和的手段を用いる責任を負う。

■この文脈で、われわれは、仮に平和的手段が不十分であり、国家当局が集団殺害、戦争犯罪、民族浄化および人道に対する罪から自国民を保護することに明らかに失敗している場合は、適切な時期に断固とした方法で、安全保障理事会を通じ、第7章を含む国連憲章に則り、個々の状況に応じ、かつ適切であれば関係する地域機関とも協力しつつ、集団的行動をとる用意がある。

81 Cf. “Human security: Report of the Secretary-General,” A/64/701, 8 March 2010.

82 International Commission on Intervention and State Sovereignty, “The Responsibility to Protect,” International Development Research Centre, 2001.

83 国連広報センター訳による。[http://www.unic.or.jp/activities/peace_security/r2p/] (2015年12月11日参照)

その後、安全保障理事会決議1674(2006年)等において触れられ、さらに潘基文事務総長2007年8月書簡に基づいて、エドワード・ラック「保護する責任国連事務総長特別顧問(Special Adviser on the Responsibility to Protect)」が12月に任命された。2009年事務総長報告書「保護する責任の履行(Implementing the responsibility to protect)」においては、スーダン(ダルフル)、リビア、コートジボアール、シリアの各ケースがその例として言及されている⁸⁴。

6 UPR(普遍的定期審査)ーすべての国連加盟国の人権状況を定期的に審査する「国際制度」

人権条約等の当事国であるか否かを問わずすべての国連加盟国(実質的に国際社会のすべての国家)が、定期的に(当初4年、その後4年半毎)、包括的な人権状況について審査を受ける義務を負うこととなったのは、画期的なことである。さらに、審査基準には、当該国が批准している条約以外にも、ガルトゥングが「社会正義」を表現したとする世界人権宣言や自主的な誓約も含まれている。

2006年3月採択の国連総会決議に基づき、同年6月に人権委員会を人権理事会に改組したことに伴い、「普遍的定期審査(Universal Periodic Review: UPR, 普遍的定期的レビュー)」の制度構築にほぼ1年の時間をかけて、2007年6月に合意テキストが採択された。国連の加盟各国は4年半ですべて審査されるが、人権理事会理事国は任期中に優先的に審査される。たとえば日本は人権状況報告書を2008年3月に人権高等弁務官事務所に提出し、NGO等からも同弁務官事務所へ情報提供(2月8日期限)された。人権理事会作業部会(人権理事会と同じ47理事国とオブザーバーとしての国連加盟国によって構成される。NGOも参加できるが発言はできない)の第2会期が5月5日から16日まで開催され、日本が審査を受けたのは5月9日午後であった。なお、人権理事会本会合では結論採択前に、NGOにも発言の機会がある。日本の第2回審査は、2012～13年であった。審査基準として、①国連憲章、②世界人権宣言、③審査対象国が締約国となっている人権条約、④理事国選挙や人権理事会での演説等で表明された審査対象国の自主的な誓約、⑤適用可能な国際人道法を含んでいる。

結びにかえて

「主権は単なる事実上の支配ではなく支配の『権限』という規範的地位である以上、国家の主権要求は自己の体制の正統性を根拠にとなされる」ことを踏まえ、井上は、国内における自国民の人権を保護することも、「世界正義」の問題であることを指摘する⁸⁵。すなわち、「当該体制が自国

84 A/63/677. 和訳は国連広報センター [http://www.unic.or.jp/files/a_63_677.pdf] (2016年1月7日参照)

85 井上達夫『世界正義論』筑摩書房、2012年、37頁。

領土を実効的に支配し、無秩序状態を克服しえているだけで十分とする実効支配原則がかつては国家承認・政府承認の実践を規定していたが、近年では、一定の基本的人権を保障する政治的意思と能力の保有を『承認正統性』の条件にする見解も強く主張されている⁸⁶とし、さらに、「世界正義の視点から、各国家・各国民が他国土における他国民の人権への配慮を要請されるならば、まさに同じ理由で、自国土における自国民の人権の保障も『国内問題』を超えた世界正義の問題として立ち現れることになる⁸⁷」と主張するのである。したがって、国連憲章はもちろん、米国の「独立宣言」やフランスの「人権宣言」等も「世界正義」の問題と関わるものが含意されているのである。この点は今後の論究としたい。

本稿では、普遍的な世界正義の推進と実現をめざして、国連システムにおいては「人権の主流化」が太い流れとなって定着しており、「人間の安全保障」のための活動やすべての国連加盟国（実質的に国際社会のすべての国家）の人権状況を包括的に定期的に審査する「UPR」が実施され、国連より早くから活動しているILOにおいては、「世界社会正義」の推進と達成を図っている状況を論じた。最後に、「国際機構の存在意義としての世界正義」という考え方において、重要な点は、国際機構が「完全な正義の実現をめざしているのではなく、明白な不正義をできる限り除去する⁸⁸」ことをめざしている、きわめて現実的の所為であることを確認しておきたい。

（常磐大学 国際学部 教授）

86 同上、37－38 頁。

87 同上、38 頁。

88 岡野八代「第9章 グローバルに正義を考える」内藤正典・岡野八代 編著『グローバル・ジャスティスー新たな正義論への招待ー』ミネルヴァ書房、2013 年、204 頁。

研究論文

短期海外語学研修の効果－先行研究と常磐大学の事例－

大 津 理 香 佐 竹 正 夫

The effects of a short-term study abroad program: Previous studies and a case study of Tokiwa university

Abstract

The purpose of this study is to investigate the effects of short-term study abroad programs on language learning, cross-cultural understanding, and the affective dimension of the participants through language tests and questionnaires. The authors first summarized previous studies that discussed the effects of short-term study abroad programs in terms of the participants' subjective and objective evaluations, and then introduced our one-month study abroad program carried out by Tokiwa University. Most of the previous studies showed that the participants' language learning had improved, especially in their listening skills. Contrary to that, our pre- and post- English test results showed that the participants' grammar, vocabulary, and reading skills had improved more than their listening skills. Another notable result was greater improvements were found in lower proficiency level students compared to more advanced students, as some previous studies showed. The results of our questionnaires indicated the participants' positive attitudes toward English language learning as well as cross-cultural understanding. In addition, the participants showed considerable growth in such personal aspects as a spirit for challenge, confidence, autonomy, and better communication. This study concludes that even though it is a short-term program, study abroad experience enhances the participants' motivation to learn the target language, as well as their actual language proficiency and their understanding of other cultures and people.

はじめに

日本学生支援機構の「留学生調査」(2015)によれば、2013 年度に日本国内の大学等から協定等に基づいて海外に留学した学生は 45,082 名である。そのうち滞在期間が 1 ヶ月未満の留学生は 25,526 名(約 57%)になる。また、協定等に基づかない日本人留学生は 24,787 名で、そのなかで 1 ヶ月未満の留学生は 15,001 名(約 61%)に上る。1 ヶ月未満の留学生の多くは短期間の語学研修を受ける目的で渡航したと考えられる¹⁾。

短期海外語学研修は、参加者が異文化体験をしながら、現地の言語を集中的に学ぶプログラムである。日ごろ日本語の環境にいる学習者が、短期間でも対象言語の環境に身を置いて学習することは、対象言語の語学力向上に効果的であると考えられ、実際多くの事例に基づく研究がそれを裏付けている。加えて、短期間とはいえ、参加者はホームステイや異文化体験を通じて「異文化適応能力」(intercultural competence) や「グローバル認識」(“global awareness,” Chieffo & Griffiths, 2004, p.167) を得ることや、意欲や自立心の向上のような情意面での成長を遂げることも報告されている。

本稿は、第一に、短期海外語学研修の効果に関するこれまでの研究を展望し、従来の研究ではどのような結果が報告されているかをまとめる。第二に、常磐大学の 2014 年度の海外研修プログラム A (アメリカ) を事例として、研修が学生の語学力や情意面にどのような効果をもたらしたかを明らかにする。

本稿の構成は以下のとおりである。第 1 節では、短期海外語学研修の効果に関する先行研究について、はじめに語学面での効果を整理し、次に情意面での効果をまとめる。第 2 節では本稿で取り上げる常磐大学の海外研修の概要と分析方法を説明する。第 3 節では、研修の語学面と情意面への効果を明らかにする。

1. 先行研究

海外語学研修を対象としてその効果を明らかにした研究は内外ともにきわめて多いが、ここでは主に日本の大学等の 1 ヶ月未満の英語研修を事例とした研究を取り上げる²⁾。

1.1 語学面での効果

語学力の向上を測る方法には、主観的な評価と客観的な評価の 2 種類がある。前者は、研修後にアンケート調査を行って、どの程度自分の語学力が向上したかについて、参加学生自身の認識を問うものである。その際、引率教員による観察や個別学生への聞き取りにより、学生の主観的な評価を補うこともある。後者には、研修前後にテストを行ってその差を比較する方法と、研修に参加した学生と参加しなかった学生を比較する方法がある。先行研究の中には主観的な評価と客観的な評価の両方を用いているものもある。

1.11 主観的な評価

まず学習者の自己評価をもとにした研究を取り上げる。文野・杉本(2000)は、愛知県の短期大学生 25 名が参加した 15 日間の短期アメリカ研修の効果について、研修前後にアンケート調査を実施している。結果は、英語の 4 技能(聞く、話す、読む、書く)と英語能力全般の力について、参加者の自己評価が事前より事後に高くなったことを示している。また、授業の満足度と英語力の自己評価の相関も調べているが、授業で満足した学生ほど「聞く」能力の向上を感じている。

Kobayashi (2004) は、研修期間は様々であるが、アメリカ、カナダ、イギリス、オーストラリア、ニュージーランドでの海外研修に参加した92名(高校生18名、専門学校生9名、短大生12名、大学生48名、その他5名)にアンケート調査をしたところ、ほぼ9割の学生が英語を使うことに自信を持てるようになったと述べている。92名中51名は、「スピーキングとリスニング力が両方伸びた」と回答、40名は「リスニング力のみ伸びた」と回答している。つまりほぼ全員がリスニング力は伸びたと感じていることを示している。自由回答には、「1週目は英語がよく聞き取れなかったが2週目には慣れてきた」など滞在期間が長くなるにつれて英語が聞き取れるようになったという回答がみられた。

古谷(2005)は、文化女子大学で実施されている約3週間のアメリカへの短期留学に参加した学生17名に対し、研修後に参加目的が達成されたかどうかを尋ねている。「自分の英語力が改善されたと思うか」という項目には17名全員が前向きに回答しており、そのうちの10名はリスニング力の改善を指摘している。これについて、第二言語習得理論に照らし合わせ、3週間は英語を聞くのに慣れる十分な時間だったのではないかとしている。

松田(2007)は、1994年から2005年までに名古屋文理大学で11回実施されたオーストラリアへの13日間の短期研修に参加した総勢341名のアンケート調査から、英語力の影響が「大にある」または「少しはある」と答えた学生が91%にも上っていることを示している。田辺(2012)の行った調査では、安田女子大学2年生40名の約1月のオーストラリアへの短期留学の前後では、学生は英語のリスニング力、スピーキング力、コミュニケーション・ストラテジー力が伸びたと感じている。逆に文法や語彙力の伸びについては約半数が否定的な回答をしている。これについては、海外研修での授業や日常生活では日本と違って音声面に焦点があたることが理由であろうと述べている。

以上の報告から、2～3週間の短期間の研修でも学生の語学力向上に対する自己評価は高いこと、特にリスニング力の向上を指摘するものが多いことが分かった。先行研究は、この理由として、海外研修では授業だけでなく授業以外でも対象言語のインプット量が圧倒的に多くなることを指摘している。

ただし海外では次のような研究がある。Ingraham & Peterson (2004) では、ミシガン州立大学が提供している約40か国の国々で実施される295種類の研修に参加した経験のある学生1,104名を対象に留学前後に自己評価アンケート調査を行っている。その結果や学生自身が留学中や帰国後に書いた記録などから、留学は言語習得を含む知的成長に影響を与えたが、語学力向上については、3週間以内のプログラムに参加した学生のほうが3～7週間のプログラムに参加した学生より認識が高いという結果を示している。この理由については、海外研修プログラムの中に外国語学習を目的としているものばかりではないことがあげられる。しかし7週間を超えると、期間が長くなれ

ばなるほど、学生の語学習得への自己評価は高くなっている傾向がある。

語学力向上に関連して、参加者の学習意欲への効果を指摘している研究も多い（小林、1999；Kobayashi、2004；安藤、2005；田浦他、2009；大塚、2009；黒崎、2013）。研修前は英語や外国人に対して積極的になれなかった参加者が、不安を解消し、より自信を持って積極的に英語を使うようになったという報告が多い。例えば、小林（1999）は参加した学生の外国人に対する違和感が解消されたこと、そして将来同じ場所で留学や居住を希望する者が増えたことを指摘している。また、大塚（2009）は研修参加者が英語の使用や英語の授業への不安を減少させたと述べている。

1. 12 客観的な評価

最初に研修前後のテストスコアに基づく研究を取り上げ、次に参加者と未参加者の比較による研究をみていく。野中（2005）は、新潟青陵大学短期大学部で実施している約3週間のアメリカでの海外語学研修に2000年度から2003年度に参加した1年生51名の研修前後のPre-TOEFLテスト結果から、学生の英語力伸長についての効果測定を試みている。全体的に研修前後では「リスニング」「リーディング」「総合スコア」にはほとんど差が見られなかったが、「文法」セクションについては、研修後のスコアが低下している。この2005年の研究に続けて、野中（2008）は2004年度から2006年度の研修に参加した1年生29名のデータを分析し、研修による英語力の効果を調べている。今回はTOEIC IPを使用して、全体的に「総合スコア」が約30点、「リスニング」も30点の伸びを確認している。しかし「リーディング」について変化はなかった。

田浦他（2009）は、大阪府立大学が実施したニュージーランドのマッセイ大学での3週間の研修の成果と問題点を、参加者20名の研修前後の客観的データ（リスニング・スピーキングテスト）と主観的データ（異文化理解などについてのアンケートや学生の日記や付添い教員による観察記録）をもとに考察している。客観的データからは、TOEFLリスニング得点に有意な向上がみられたことや、スピーキングではポーズの置き方において、文間ポーズを文中ポーズよりも長くとる英語母語話者とは逆の傾向を示したとの結果を得ている。これはコミュニケーションを続けたいという意味が、話し始める前に話す内容を考える時間を短くし、話し始めた後に表現のための英単語を探す時間が長くなってしまったという結果につながったとする解釈が可能であることを示している。

吉田・小寺（2009）は、オーストラリアのバララット大学にて2週間の語学研修プログラムに参加した福井工業高等専門学校の学生15名の英語力の変化を、CASECを用いて調べている。研修前後では、全体的には平均点が50点上昇している。大塚（2009）は、茨城工業高等専門学校における海外短期語学研修の教育効果を報告している。オーストラリア、ニュージーランド、そしてイギリスへの2週間の研修では、前後に実施したCASECで、リスニング力とリーディング力のスコアの向上は見られなかったが、独自のスピーキングテストにおいて、「流暢さ」の伸びが認められた。

次に研修の参加者を未参加者と比較してその効果を測定した研究をみる。木村（2006）は、

ニュージーランドに 3 週間滞在した尚美学園大学の学生 19 名を未参加の同じ英語レベルの学生 48 名と比べて、研修前後の各グループの英語力の違いや変化を調査している。問題数が少なかったため、より正確な結果は出なかったかもしれないとしているが、英検の問題を使い、次の 3 点を明らかにしている。第一に、参加者の英語力は研修後に未参加者と比べて有意に高くなったこと。第二に、研修前後の比較では未参加者の英語力は変わらなかったが、参加者は有意に高くなったこと。第三に、特にリスニング力が向上したことである。

Mehran (2007) は、海外研修に参加せず日本で 140 時間の英語の授業を受講した学生と、1 ヶ月 60 時間の海外での英語研修に参加した学生の英語力の差を調べている。実力試験を TOEFL スコアに換算して両者の違いをみると、日本で 140 時間の英語の授業を受講した学生は平均で 31.9 ポイントの伸びを示したのに対し、海外研修に参加した学生は 27.4 ポイントの伸びを示した。両者の差はわずか 4.5 ポイントであるので、授業時間の大きな差を考慮すると、海外研修に参加した学生の方が英語力を大きく伸ばしたと結論づけている。

久野 (2011) は、オーストラリアのラ・トローブ大学国際カレッジでの 3 週間の語学研修に参加した北海道文教大学の学生の英語力への効果について、実験群 (語学研修参加者 8 名) と 3 種類の統制群 (事前テスト結果が実験群と似ている 24 名の学生群 B と似ていない 57 名の学生群 C; テスト受験時期が異なる 47 名の学生群 D) を比較している。B 群と C 群は、大学での英語の授業以外に E ラーニングを実施していた。結果は、海外研修の参加者の実験群は、語彙・文法力には有意な変化はなかったが、ホストファミリーとの英語での生活をはじめ、英語による様々な活動により簡単な短い英語を聞いて理解する能力は向上している。そして、3 週間の海外研修は B 群と C 群が約 1 年間授業外で総平均学習時間約 40 時間かけてコツコツと行った E ラーニング学習の效果に匹敵するとしている。

黒崎 (2013) は、湘北短期大学における 2 種類の海外留学 (2 ～ 3 週間の短期海外研修と 3 ヶ月留学) の意義とその教育効果について報告している。3 か月留学をした学生は、留学をしていない学生に比べて、リスニングが優れていたり帰国後の TOEIC スコアの上位を占めていた。

他方で、語彙・文法力の向上を示した報告もある。小林 (1999) は、3 ～ 4 週間の米国、カナダ、英国の公立大学の付属英語学校の英語研修プログラムに参加した学生 31 名の参加前後の英語力と英語学習への意識の変化をまとめているが、それによると TOEFL のスコアは平均的に 29 点上昇している。特に語彙・文法 (6.2 点) がリスニング (3.8 点) やリーディング (3.6 点) を凌いでいる。

最後に、野中 (2005)、野中 (2008)、吉田・小寺 (2009) は、当初の成績が下位の学生の伸びが上位の成績の学生に比べて大きいことを報告している。野中 (2005) は、研修前のスコアの上位群 15 名 (430 点～383 点) と下位群 15 名 (367 点～323 点) を比較して、上位群の点数の伸びは確認されなかったが、下位群の学生は「リーディング」と「総合スコア」に上昇が確認された

と述べている。この理由として、日頃は積極的に英語を話したり聞いたりする活動に参加できないレベルの学習者が、英語の環境に入って、普段の何倍もの英語のインプットを受けたり英語を使う機会に恵まれたりしたため、英文の処理スピードが向上したのではないかとしている。

野中（2008）でも、2005 年の研究と同様、上位群ではいずれのセクションでも伸びは見られなかったのに対し、下位群では「リスニング」と「総合スコア」に伸びが確認されている。2005 年の研究との違いは「リーディング」の代わりに「リスニング」が伸びているという点である。この結果は当初の推測と合致していると述べているが、使用したテストの違いも考慮しなければならないとしている。吉田・小寺（2009）も当初のスコアが上位の学生は伸びが確認できなかったが、下位の学生はリスニング力に上位学生のレベルと同じ程度になるほどの伸びが見られたことを報告している。

以上のように、日本の大学の海外研修を事例とした研究では、研修の効果が見られなかったという報告もあるが、ほとんどの研究は、海外研修の参加者の英語力が短期間であっても研修前よりも伸びていることを、自己評価によっても事前事後のテストの結果によっても明らかにしている。特にリスニングの伸びがみられたことが特徴的である。研修参加者と未参加者を比べた研究は多くはないが、未参加者も同じ期間英語の授業を受講したケースでは、海外研修に参加した学生の英語力の方が大きく伸びたことが報告されている。

しかし、この最後の点については、同様の結果を導いていない海外の研究がある。Cubillos et al（2008）は、スペイン語習得のための 5 週間の短期留学プログラムに参加した 48 名の学生と、この短期留学プログラムに参加しなかった 92 名の学生が、同じリスニング力強化の内容のコースを受講して、効果に違いがあったかを調査しているが、結果はどちらのグループも同じレベルのリスニング力を付けたというものである。ただし、参加者の方は高いレベルの自信と自己認識力を付けたことを指摘しており、このことは留学後の言語習得にとってプラスの影響になるだろうと述べている。

また、Medina & Krishnamurti（2013）は 4 週間のスペインでの海外研修に参加した 4 名の学生と、参加せずキャンパスにてスペイン語講座を受講した 4 名の学生のスピーキング力を、研修の前後に実施した発話明瞭度テストにより比較しているが、どちらのグループも研修前より後の点数の方が上がっていて、両者に有意な差は確認されなかったことを報告している。この要因として、海外研修の短さや参加した学生が他の母語（英語）話者と寮で生活したことで、二つのグループの言語環境にさほど大きな差がなくなったことなどをあげている。

海外研修を受講した学生とそうでない学生の比較について、もう一点留意しなければならないことが海外の研究で報告されている。それは海外研修のため語学留学した学生の留学前の成績が留学していない学生のそれよりもよいことである。Ingraham & Peterson（2004）は、米国ミシガン州立

大学の学部で推奨される語学留学が参加学生に与える効果を質的・量的に評価するため、約2,500名の学生のデータの分析を行っている。その中で、3週間以内の短期留学から学期留学と期間は様々であるが、留学した学生としていない学生の卒業時の Grade Point Average (GPA) は、留学した学生のほうが高かったことを確認している。さらに、留学した学生の留学前後の GPA を比較すると、留学前のほうが高かったという。つまり、留学自体が成績向上に貢献したのではなく、留学を決意する学生がもともと高い学業力を保持していたのではないかと考えている。

同様の報告は、米国デラウェア大学で実施した5週間の短期海外研修に参加した学生1,509名と、研修に参加せずにホームキャンパスでの5週間の冬季セッションを受けた学生827名にそれぞれの研修またはセッション後にアンケート調査を実施した Chieffo & Griffiths (2004) にもみられる。そこでは、海外研修に行った学生のほうが行かなかった学生より GPA3.00 以上を取得している者が17.8%多くいることが確認されている。

最後に指摘しておきたい点は、短期間であっても海外語学研修によって語学力が伸びるとすれば、その要因は何か、という点である。これは、どのような条件があれば語学力をより向上させることができるか、という教育面での課題につながる問題である。Lafford & Collentine (2006) は、語学力の向上が、滞在期間、学習時間、授業方法、生活環境、研修内容、被験者の種類や規模、テスト内容、研修前の学習者の対象言語レベルといった要素に依存すると述べ、これらを細かく調査することが必要であることを指摘している。

久野 (2011) は、この論文に依拠して、「(語学力向上の) 相違は、滞在期間、学習環境 (ホームステイ)、渡航前の学習者の言語能力の三つの要因によってもたらされているようだ」(p.130) と述べている。その上で、これら三つの要因の効果を数量的に明らかにするのは容易ではないが、引き続き大きな課題だとしている。

1.2 情意面などへの効果

海外研修が参加学生の「異文化理解」を助けたり、「情意面」での成長を促したりすることは先に挙げた研究の多くが指摘していることである。安藤 (2005) は、「海外研修での3週間余りは、学生たちにとっては新しい環境における不安に満ちた挑戦であったかもしれない。しかし、彼らはそこにおいて、幾多の人々と出会い、彼らと触れ合うことを通じて、多くを経験し、多くを学び、人間としても大きく成長したといえる」(p.34) と結んでいる。

古屋 (2005) も、学生につけさせた日記の内容から、「個人的な成長」(personal growth) を遂げた学生が多かったことを指摘している。その日記には、それぞれの学生が対処せねばならない問題にいかにか前向きに取り組みながら3週間で過ごしたか等がつづられている。また、研修中社会施設を訪問しゲストスピーカーの講演を聞くことなどを通して、学生の視野が広がったことを研修の効果としている。

松田（2007）の研究では、人間的に「大いに」または「少しは成長した」とアンケートに回答した学生が 90% に上ったことから、研修は学生の精神的な成長に強い影響を与えたとしている。黒崎（2013）は、短期海外研修の効果として、学生が自分自身を見つめなおす大きなきっかけになったとし、積極性の大切さや自国の文化の再認識など、学生が異文化の環境で生活することで得たものは価値があったとしている。

海外の研究でも同様の効果があることが報告されている。Ingraham & Peterson（2004）は、留学は参加学生の言語習得以外に自己成長や異文化意識の向上に影響を与えたとしている。そして留学期間が長くなるにつれて、「自己成長」と「異文化意識」についての学生の自己評価は高まっていったことも報告している。

Chiefflo & Griffiths（2004）は、「自己の成長と発達」について言及し、海外研修参加者グループのほうが、「外国語を使って積極的に人と交流したい」や「英語を上手く話せない人々に対して（その悩みがわかるので）より辛抱強くなった」傾向が強くなったという。また学生のコメントからは、全体的に海外研修によって、適応性、柔軟性、忍耐、責任感、他人を尊重する気持ち、また芸術への深い認識などを含む自己成長が得られたことが窺えたとしている。これら情意面の効果は学習意欲の向上につながり、言語習得を促進するのに大きな役割を果たすと考えられる。

2. 常磐大学の短期海外研修の概要と分析方法

2.1 常磐大学の短期海外研修 A（アメリカ）

常磐大学では、海外研修プログラムが訪問先国別に五つ用意されている。それぞれアメリカ、中国・台湾、イギリス、カナダ、タイである。期間はいずれも 2 週間～1 ヶ月で、ホームステイや協定校が提供する宿泊施設に滞在しながら、現地の言語を学ぶとともに協定校の学生と交流したり、行事に参加したり公共施設を訪問するなどして異文化体験を行う³。本調査は、その中で 2014 年度に実施された「海外研修 A（アメリカ）」を対象に行った。

この研修は、毎年春休み中にアメリカのカリフォルニア大学アーバイン校（以下 UCI とする）の付属英語学校にて実施される「4 週間の英会話と文化プログラム」に参加し、英語の学習とアメリカの文化に触れる体験をするプログラムである。2014 年度は 2015 年 2 月 5 日から 3 月 5 日（現地時間）に実施された⁴。出発前に 7 回（1 回 90 分）の事前研修があり、帰国後 1 回の事後研修が行われた。参加学生は 12 名で、人間科学部 1 年生が 2 名、同じく 2 年生が 3 名、国際学部 1 年生が 1 名、同じく 2 年生が 5 名、4 年生が 1 名である。UCI では、学生は最初にテストを受けて語学習熟度別クラスに分かれる。B1 クラスに 5 名、B2 クラスに 3 名、C クラスに 2 名、D クラスに 1 名、E クラスに 1 名が配置された。このクラス分けは、アルファベット順に B1（初級）、B2（初級+）、C（中級-）、D（中級）、E（中級+）といった具合になされていた。

授業は月曜日から金曜日まで週 5 日行われ、朝 8 時から 10 時 50 分までの授業を受けるグループと午後 3 時から 5 時 50 分までの授業を受けるグループの二手に分かれた。この春休み期間は日本から他にも三つの大学が研修のために参加していたので、ブラジルやサウジアラビアや台湾などからの留学生もいたが、クラスの中はほとんど日本人学生だけとなった。毎日約 3 時間の授業のうちの半分はリーディングやライティング中心の授業、残りの半分はリスニングやスピーキング中心の授業であった。週のうち 2 日の 3 時間ほど、「カンバセーションパートナー」(以下 CP とする) という UCI の学部生 1 人と 4、5 人のグループを作って英会話をしたり自由に活動をしたりする時間が与えられた。

また、この研修中には引率者(著者の大津)が課した課題があったため、CP 活動のない日の午後の 3 時間ほどは、学生は課題グループの仲間と共に現地の学生にインタビューをしたり発表の準備をしたりした。他には、近隣の州立大学の日本語クラスに入って英語で日本文化について発表したり、現地の日本語学校へ出かけてバイリンガルの子どもたちと交流をしたりした学生もいた。週末は、ほとんどの学生がホームステイ先の家にこもらず、UCI の学部生がリードしてくれるディズニーランドなどの娯楽施設へ行くツアーへ参加していた。ホームステイは、1 人で一つの家庭に入ることも、2 人 1 組で一つの家庭に入ることも可能で、これは学生が選択できることになっているが、この研修では、1 人でホームステイした学生が 4 名、2 人での学生が 8 名(4 組)であった。

2.2 分析方法

語学力向上の主観的評価と異文化理解や情意面等の効果を分析するために、筆者らは研修後アンケート調査(添付資料Ⅰ)を実施した。本稿では、この調査と大学(国際交流語学学習センター)が研修後に行ったアンケート調査(添付資料Ⅱ)を用いた。それ以外に、研修後大津が各学生に 5 分程度の面接を行い、主に以下に記す 2 回のテスト結果についての率直な意見を収集した。

著者らが行った調査(資料Ⅰ)は、事前研修の評価(Q1)、英語への意識(Q2-Q4)、英語力の向上(Q5-Q12)、研修中の活動(Q13-Q15)、アメリカ文化やホームステイへの意識(Q16-Q19)、今後の抱負(Q20-Q22)、そして今回の研修によって自分が変わったかどうか(Q23)、を問うものである。本調査は、主にこのアンケート調査を用いている。回答は Q14 と Q23 を除いて、「まったく思わない」「あまり思わない」「やや思う」「とても思う」の 4 段階である。他方、大学のアンケート調査は、語学学習以外の活動やホームステイの感想また全体的な達成感など研修全般について尋ねている。その意味ではこの調査は、「異文化理解」や「情意面等の効果」に関連している。

語学力向上の客観的評価には、UCI がクラス分けに用いたテストを研修の最終日に行い、その結果を用いた。学生は同じテストを 2 回受験することは事前に知らされていなかった。このテストは紙ベースの Michigan English Language Institute (ELI) Testing で、リスニングセクションが

20 問（応答問題）、文法・語彙・読解セクションが 80 問の計 100 問（100 点満点）のテストである。文法・語彙・読解セクションの内訳は、文法と語彙が各 30 問で読解が 20 問となっている。以上のように、本調査では、語学力の効果については、アンケートによる参加者の主観的な評価と再テスト法による客観的な評価を用いるものである。情意面などへの効果については、研修後のアンケート調査や引率者による感想に基づいている。

3. 短期海外研修の効果

3. 1 語学力向上の効果

3. 1.1 主観的な評価

語学力向上の主観的な評価は、資料 I の Q5-Q12 のデータを用いている。表 1 は、各質問に対して、各回答を選んだ学生数を示している。英語力が「総合的に伸びた」かについては、12 名中 10 名が「やや思う」と回答しており、「とても思う」と回答した 1 名を加えると、92%の学生は英語力が全体的に伸びたと感じている。これは先行研究の主観的な評価と一致した結果である。各技能でみると、「とても思う」と「やや思う」の合計では、リスニングが 10 名で、以下、リーディング (9 名)、スピーキング (8 名)、ライティング (7 名)、語彙 (5 名)、文法 (4 名) と続いている。リスニング力が伸びたという点も先行研究と一致している。リーディング、スピーキング、ライティングは半数以上の学生が伸びたと感じているが、語彙や文法は半数以上の学生が向上したとは思っていない。

リスニングとスピーキングに関しては、英語の環境に身を置くことや授業がコミュニケーションに展開されたことなどで、英語のインプット量が普段の何倍にもなり、耳から入る英文の処理能力が上がりと同時に、必要に迫られてアウトプット量も増えたことが大きな要因であると考えられる。語彙や文法に関しては、これまで日本で学習法として馴染んできた方法、つまりテキストをじっくり和訳したり、語彙・文法・読解問題を解いたりする機会が減ったのが原因ではないかと考えられる。実際、学生とのインタビューの中で、「アメリカにいたときは学習のバランスはリスニングやスピーキングに傾いていた」という意見があった。田辺 (2012) の調査も語彙や文法について同じ結果を示しているが、本調査では語彙力において「とても思う」と回答した学生が 2 名いるのは、文法力がゼロであるのと対照的である。

最後の Q12 は「身振り手振りや聞き返しなどで、何とか英語でコミュニケーションがとることができた」という質問である。全員肯定的な回答を寄せている。これは授業ではもちろん、授業時間以外の、例えば日本語圏以外の学生との交流やホームステイ先での会話、あるいは外出の際の必要に迫られた体験など、海外で生活することが寄与していると考えられる。これらの結果を見ると、本稿の事例でも主観的な評価に基づく語学力向上の効果は、先行研究と同じ傾向を示している。

表 1 語学力向上の主観的評価

質問抜粋	とても思う	やや思う	あまり思わない	全く思わない
5. 総合力	1	10	1	0
6. リスニング力	4	6	2	0
7. リーディング力	0	9	3	0
8. スピーキング力	2	6	4	0
9. ライティング力	1	6	5	0
10. 語彙力	2	3	7	0
11. 文法力	0	4	8	0
12. コミュニケーション力 (方略的能力)	6	6	0	0

本調査では、直接語学力向上を尋ねることとは別に、英語に対する意識の変化も尋ねている (Q2-Q4)。表 2 は各質問に対する回答を表 1 と同じ形式で示している。研修後、全員が「英語が好きになった」と回答しており、ほぼ全員が「英語にやや自信が持てるようになった」と回答している。ただし、「英語だけで行われる授業に参加するのが苦痛ではなくなった」との質問に対しては、9 名の学生がそう思う (うち 8 名は「とても思う」と回答) と回答したのに対し、「あまり思わない」と回答した学生が 3 名いる。これらの学生はいずれも B1 クラスである。英語が苦手な学生にとって、短期間の学習では、英語だけの授業 (All in English) への苦手意識の克服までには至らなかったことを示しているかもしれない。

表 2 英語に対する意識

質問抜粋	とても思う	やや思う	あまり思わない	全く思わない
英語が好きになった	6	6	0	0
自信が持てるようになった	1	10	1	0
英語だけの授業が苦痛ではなくなった	8	1	3	0

3. 12 客観的評価

次に客観的に得た結果を見ていく。表 3 は、参加学生の配当クラスと二回分の ELI Testing の結果である。リスニング (L) と文法・語彙・読解 (GVR) とその合計の結果を示すとともに、各個人の結果を配当クラス (B1、B2、C、D、E) をもとに 3 つのグループ (B1、B2 + C、D + E) に分けて示した。全体の平均は最後の行に示した。

まず全体の平均値をみると、研修前後での総合的なテストスコアの伸びは 5.3 点で、伸び率は 13.6% である。この中でリスニングは 1 点 (伸び率 12.2%) しか伸びておらず、残りの 4.3 点 (伸び率 13.6%) は文法・語彙・読解である。リスニング力と文法・語彙・読解力は同じような割合で上昇しているため、平均的なスコアに占めるリスニング力の割合は研修前と研修後でほとん

ど変っていない。総合的な英語力は伸びているとはいえ、この結果は、客観的な評価による先行研究の報告や学生の主観的な評価から予想されることと異なって、リスニング力が特に伸びているとはいえないことを示している。

伸び方には個人間で大きな差があるが、ここでは研修前のテストの成績で分けたグループ間での差に注目したい。最下位のグループ B1 の伸びは 10.8 点（伸び率 41.2 %）で、B2 クラスと C クラスを合わせたグループ（4.2 点、伸び率 9.6 %）や D クラスと E クラスを合わせたグループ（5.5 点の低下）を大きく上回っている。成績下位グループの伸びが大きいことは先行研究（野中、2005；野中、2008；吉田・小寺；2009）でも指摘されていることであり、本調査もその一つの事例として加わることになる。しかし、一般的な傾向としてそれが言えるのか、それとも偶然そうなったのかは慎重に見極める必要がある。

今回の研修の語学力への効果をまとめると次のように言えるであろう。第一に、平均的な英語力については、学生の自己評価と客観的な評価は一致していて、短期間とはいえ、語学力は平均的に伸びている。第二に、大部分の先行研究と異なって、リスニングの伸びはそれほどではない。これは学生の主観的な評価とも一致していない。第三に、成績の低いグループの伸びが成績上位のグループと比べて著しく上回っている。

一点注意すべきことは、UCI で実施されたテストを受験したときの環境である。研修前のテストは、学生が現地到着の翌日で時差による体調不良も治らないうちに、研修の最初の時間に実施された。まだ慣れない環境で英語だけで説明を受けて受験をした学生、特に英語が不慣れな学生にとっては、戸惑うこともあったであろう。また、研修後のテストも帰国前の最後の時間に実施されたため、疲労で体調を崩している学生も見られた。どちらも学生の平常の力を発揮できるような

表 3 語学力向上の客観的な評価

参加者	クラス	1回目			2回目			テストスコアの伸び		
		L	GVR	Total	L	GVR	Total	L	GVR	Total
A	B1	7	13	20	6	22	28	-1	9	8
B	B1	5	17	22	14	37	51	9	20	29
C	B1	6	22	28	4	23	27	-2	1	-1
D	B1	6	23	29	9	31	40	3	8	11
E	B1	5	27	32	10	29	39	5	2	7
B1クラス平均		5.8	20.4	26.2	8.6	28.4	37.0	2.8	8.0	10.8
F	B2	9	30	39	10	34	44	1	4	5
G	B2	8	32	40	4	34	38	-4	2	-2
H	B2	10	33	43	12	48	60	2	15	17
I	C	8	39	47	11	33	44	3	-6	-3
J	C	10	39	49	10	43	53	0	4	4
B2&Cクラス平均		9.0	34.6	43.6	9.4	38.4	47.8	0.4	3.8	4.2
K	D	10	45	55	6	37	43	-4	8	-12
L	E	14	61	75	14	62	76	0	1	1
D&E クラス平均		12	53	65	10	49.5	59.5	-2	4.5	-5.5
全体平均		8.2	31.8	39.9	9.2	36.1	45.3	1.0	4.3	5.3

L : リスニング

GVR : 文法・語彙・読解

再テスト法による信頼係数 (.744)

条件にはなかったかもしれない。その点では学生によっては真の実力を発揮できなかった可能性を否定できない。

3.2 異文化理解や情意面などへの効果

この節では、アンケート調査の回答と引率者の感想も交えて、「異文化理解」や「情意面」などの効果を検討する。まず「異文化理解」については、資料ⅠのQ16「アメリカの文化や人々、そして生活について、より知ることができた」に対する回答は、「とても思う」が7名（約58%）、「やや思う」が5名（約42%）となっている。Q17「アメリカの文化や人々、そして生活について、さらに興味が湧いた」に対しては、「とても思う」が8名（約67%）、「やや思う」が4名（約33%）になっている。資料Ⅱの自由記述欄には、「ホストファミリーやアクティビティーのおかげで様々な経験ができたが1ヶ月ではまだまだやり足りないことがある」や「実際に行って文化の違いを体験できて新たな発見がたくさんあった」という記述があり、アメリカでの異文化体験が充実していたことが窺える。

次に、学生の情意面や人間的成長への影響について考えてみたい。資料ⅡのQ11「今回のアメリカ研修の参加を、今後の自分の語学学習や生活にどのように役立てたいと考えていますか？」に対する自由記述には、「新しいことにどんどんチャレンジする精神が今も生きている」「まだ英語が不十分なので、しっかりと勉強し、海外でのビジネスに役立てたい」「EC（English Connections といって常磐大学で実施されている留学生とのグループ活動）などに積極的に参加し、留学生と交流をしたい」や「語学力を少しでもあげたい」「以前よりも英語の勉強に力を入れ、国際交流などにも積極的に参加したいと思う」や「英語をもっと学ぼうというきっかけになった」「まず英検2級を取れるよう目指したい」など英語学習への意欲をかきたてられたものが多い。

今後の生活に対しては、「チャレンジするかどうか迷ったときには、今回の留学を思い出して積極的にチャレンジしたい」など前向きに挑戦していこうという姿勢がみられた。同様の質問は、資料ⅠのQ20「もっとアメリカで学生生活をしてみたいか」やQ21「今後もっと英語を勉強したいか」にもあるが、積極的に肯定する回答がほとんどであった。ただ、Q22で「費用負担を考えても今回の海外研修は役に立ったと思うので、今後こういった機会があれば参加したい」との質問に対しては、費用の負担が大きいと感じている回答が2件あったが、大部分は（費用負担を考えても、研修が）有益と考えているようだ。資料ⅡのQ12「これから海外研修参加を考えている学生に、アドバイスがあれば記入してください」という質問に対しては、「ぜひ行くべき。自分の目で見、そこに行くからこそわかることがあるので、学生の間に行くべき」「少しでも悩んでいる生徒がいたらぜひ一歩踏み出してください。後悔は絶対しません」や「ぜひ行ってください。自分の視野も必ず広がります」など積極的に参加を勧める回答が目立つ。また、「1ヶ月間、海外で過ごしたことは自分の自信につながっているので、就職活動などでも強みになると考えている」という自信

を得たとの記述もある。

最後に資料Ⅰの「海外研修 A（アメリカ）での経験を通して、あなたはどう変わりましたか？思ったことを自由に書いてください」の回答をみると、「言葉の壁があるからこそジェスチャーなどを用いて伝えようという気持ちが大きくなった」「冒険心がより強まった。とりあえず興味を持ったことにチャレンジしてみるようになった」「勉強により取り組もうと思えるようになった。この 1 回だけではなく、これから何回も海外に行きたい」、また「人々の人柄や文化を実際に行って感じることでもっと知りたい、もっと英語を学びたいと思う」や「何とかして自分の意思を伝えようとする姿勢は研修前よりも強くなった」など積極的に挑戦しようという回答が多い。

他には「何事も自ら進んで行うようになった。研修前は見てみぬふりをしていたことにも自ら取り組むようになったと思う」や「1 ヶ月間親から離れて生活したことで、自立できたような気がします」、そして「朝早く起きられるようになった。明確な目的を作れるようになり、現実的な努力ができるようになった」という学生もあり、自立を実感している学生もいることがわかった。自信がついたという記述もある。「前よりも度胸がついたと思います。何も知らないところで 1 ヶ月生活したことによって自信がついた。アメリカでしかできないことができ、よかった」。ある学生は「あまり英語には関係ありませんが、協調性の大切さと、したいことをしてもいい（つまり他人に振り回されずに）ということを知り、周りの意見に合わせていた自分から大きく変わったと思います」と、新しいコミュニケーションの方法を学んだことを自己の収穫としている。

以上、二つのアンケート調査から見える学生の人間的成長は、彼／彼女らが「チャレンジする勇氣」「自立」「自信」「人間関係の大切さ」を得たことにあるであろう。これらは、引率教員である筆者の一人も、1 ヶ月間 1 人 1 人と毎日接している中で少しずつの変化を確認することができた。そして UCI での初日に比べると最終日は全員の目の輝きが変わってみえたのは「まぼろし」ではないかと思われるくらいであった。UCI 授業が終了して、修了セレモニーが開かれた際、クラスの先生やクラスメートと協力して寸劇を披露したときの堂々とした姿、そしてホストファミリーと最初に出会ったときの緊張でこわばった表情とは一変して、最後に別れるときの柔らかな姿勢とこぼした涙は、学生たちの大きな成長を感じさせるものであった。

おわりに

本稿では、主に近年日本で実施された海外語学研修の効果に関する研究を展望し、次に常磐大学の 2014 年度短期海外研修 A（アメリカ）を事例として、語学面と情意面における効果を検討した。先行研究は、たとえ 3 週間程度の短期間であっても、語学面や情意面などで大きな効果があることを示している。語学面では参加学生の主観的な評価も客観的な評価も、総合力と特にリスニング力が伸びていることを報告している。この結果は、常磐大学の事例とはやや異なっている。

常磐大学では、学生の自己評価は先行研究と同じように総合力とリスニング力の伸びを認めているが、研修前後のテストによる客観的評価では、リスニング力については必ずしも特に伸びたという結果を得ていない。この理由については、テストを受ける際の環境や参加人数の少なさなどの要因が考えられる。

先行研究がもう一つ明らかにしているのは、研修前の成績が下位の学生ほど語学力の伸び方が大きいことである。常磐大学の事例でも同じ結果を導いている。これが一般的な傾向として言えるのか、それとも今回の研修の特殊事情によるのかは、慎重に検討しなければならない。先行研究を参考にして、この結果を説明する要因を考察することも今後の課題である。このような課題を明らかにするためには、アンケート調査やテスト方法を改善することに加えて、海外研修からもっと多くのデータを集める必要がある。

語学力以外の異文化理解や情意面などでの効果については、常磐大学の海外研修でも、アンケート調査からもまた引率者の観察からも十分な効果があったと結論づけることができる。極端に言えば、語学力の向上は十分な環境と学生の強い意志があれば、日本にいても可能である。しかし、異文化体験やそれを通して人間として成長することは日本にいては難しいであろう。ここに海外研修のメリットがある。

他方で、海外研修にはホームステイ先での「待遇をめぐる期待のずれや契約違反、関係のもつれなどのトラブル」(工藤, 2011, p.5)が生じることも指摘されている。常磐大学の今回の海外研修でも、参加学生の中にはホームステイ環境に馴染めずホストファミリーを変えてもらった者や度々引率者に相談に来た者もいた。幸いにも、これらの学生は最初から学習意欲が高く、ホストファミリーとの問題を前向きに捉えていけたので、この問題克服体験は一つ教育効果となった。とはいえ、生活環境の問題は学習意欲喪失につながる可能性もあることを忘れてはならないであろう。

本稿では先行研究や常磐大学の事例から、事前の十分な準備と充実した受け入れ態勢、双方の大学や教員の熱意と協力、そして何よりも学生の学ぼうとする強い意欲があれば、短期間といえども海外研修が大きな効果をもたらすことを確認できた。今後も引き続き海外研修の事例を観察・整理しながら、学生にとって有益な海外研修の実施のために尽力していきたい。

謝辞：アンケート調査結果Ⅱは常磐大学国際交流語学学習センターからご提供いただきました。2014年度海外研修Aの参加者より、アンケートやテスト結果等の情報について、論文への掲載を許諾していただきました。日本学生支援機構留学情報課より滞在期間が1ヶ月未満の日本人留学生の留学状況についてのデータをご提供いただきました。また、2名の査読者からは大変有益な意見や助言をいただきました。以上のご協力に対して、心より感謝申し上げます。

参考文献

- Allen, H. (2010). Interactive Contact as Linguistic Affordance during Short-Term Study Abroad: Myth or Reality? *Frontiers: The Interdisciplinary Journal of Study Abroad*, Vol.19, 1 – 26
- 安藤喜代美. (2005). 「国際感覚を持つ実践的教養人育成のための名城大学海外研修プログラム (1)－達成感による学習意欲の向上－」『日本科学教育学会研究会研究報告. 日本科学教育学会編』19 巻、5 号、29 – 34
- Chieffo, L. & Griffiths, L. (2004). Large-Scale Assessment of Student Attitudes after a Short-Term Study Abroad Program. *The Interdisciplinary Journal of Study Abroad*, Vol.10, 165 – 177
- Cubillos, J. H., Chieffo, L. & Fan, C. (2008). The Impact of Short-Term Study Abroad Programs on L2 Listening Comprehension Skills. *Foreign Language Annals*, Vol.41, No 1, 157 – 185
- Cubillos, J.H. & Ilvento, T. (2012). The Impact of Study Abroad on Students' Self-Efficacy Perceptions. *Foreign Language Annals*, Vol.45, No.4, 494 – 511
- 古谷則子. (2005). 「短期留学は効果的であるか？」『文化女子大学紀要』人文・社会科学研究 13、19 – 30
- 文野峰子・杉本明子. (2000). 「短大生の短期アメリカ研修の効果に関する研究－アメリカ人のステレオタイプと英語力の自己評価への影響－」『広島大学留学生教育』4 号、69 – 82
- 久野寛之. (2011). 「3 週間の短期海外語学研修が大学生の英語能力に及ぼす効果について」『北海道文教大学論集』(12)、127 – 145
- Ingraham, E. C. & Peterson, D. L. (2004). Assessing the Impact of Study Abroad on Student Learning at Michigan State University. *Frontiers: The Interdisciplinary Journal of Study Abroad*, Vol. 10, 83 – 100
- 木村啓子. (2006). 「英語圏滞在が学生の英語力に及ぼす影響－短期語学研修により英語力は向上するか－」『尚美学園大学総合政策研究紀要』第 12 号、1 – 20
- Kobayashi, K. (2004). A Study on the Functions of Study-Aboard Programs as an Effective Means of English Education in Japan. 『明海大学外国語学部論集』第 16 集、11 – 36
- 小林敏彦. (1999). 「海外短期語学研修で英語力はどのくらい伸びるものか」『小樽商科大学学術成果コレクション Barrel 人文研究』97、83 – 100
- 工藤和弘. (2011). 短期海外研修プログラムの教育的効果とは－再考と提言－ウェブマガジン『留学交流』12 月号 9 巻、1 – 10
- 黒崎真由美. (2013). 「海外留学の意義と効果－短期海外研修 & 三ヶ月留学－」ウェブマガジン『留学交流』8 月号 29 巻、1 – 7
- Lafford, B. & Collentine, J. (2006). The Effects of Study Abroad and Classroom Contexts on the

- Acquisition of Spanish as a Second Language: From Research to Application. In Salaberry, Rafael & Lafford, Barbara A. (Eds.). *The art of Teaching Spanish: Second Language Acquisition form Research to Praxis* (pp103 – 126). Washington, D.C.: Georgetown University Press.
- 松田康子. (2007). 「短期海外研修の意義とその事前研修について－学生の報告書とアンケート調査の結果から－」『名古屋文理大学紀要』7号、45 – 50
- Medina, A. & Krishnamurti, S. (2013). The Influence of Short-Term L2 Study Abroad or Home Campus Experience on Speech Intelligibility of Varying Rates in Spanish. *International Journal of Linguistics*, Vol. 5, No. 4, 71 – 89
- Mehran, S. (2007). Are Study Abroad Program Effective? 『聖学院大学論議』第20巻、第2号、177 – 184
- 日本学生支援機構 (2015). 「平成25年度協定等に基づく日本人学生留学状況調査結果」http://www.jasso.go.jp/statistics/intl_student/data14_s.html、(2015年10月21日閲覧)
- 野中辰也. (2005). 「海外語学研修の効果測定」『新潟青陵大学短期大学部研究報告』第35号、7 – 12
- 野中辰也. (2008). 「海外語学研修の効果測定(2)」『新潟青陵大学短期大学部研究報告』第38号、43 – 49
- 大塚賢一. (2009). 「茨城工業高等専門学校における海外短期語学研修の言語学的教育効果検証－2年間のデータ分析から－」『茨城工業高等専門学校研究彙報』44、23 – 30
- 田辺尚子. (2012). 「短期海外研修での All in English の授業が学生の上位的側面に与える影響」『安田女子大学紀要』40、19 – 26
- 田浦秀幸・堀井耕太郎・馬西卓徳・岡田宏子・清水大介・柏本恵未・戸成辰也. (2009). 「ニュージーランド短期英語研修の効果に関する一考察」『言語文化学研究 (言語情報編)』第4号、1 – 22
- 吉田三郎・小寺光雄 (2009). 「短期海外語学研修が高専学生の英語力にもたらす効果」『福井工業高等専門学校研究紀要』人文・社会科学第43号、111 – 122

注

- ¹ 日本学生支援機構から提供された資料には、滞在期間が1ヶ月未満の留学生の留学先学校種のデータがある。それによると、ランゲージセンター等の大学附置施設や民間語学学校が語学研修先と考えられる。それらに留学した留学生で、協定等に基づくものは10,106名、協定等に基づかない留学生は4,629名である。合計した14,735名は、1ヶ月未満の留学生の総計40,527名の36.4%になる。ただし、留学先が学部・短期大学レベルとあるものの中には語学留学が含まれている可能性があるので、語学研修のため留学する学生の割合は更に高くなるものと思われる。

- ² 内外の研究をレビューしたものに、Lafford & Collentine (2006)、木村 (2006)、Cubillos et al (2008)、大塚 (2009)、Allen (2010)、久野 (2011)、Cubillos & Ilvento (2012)、Medina & Krishnamurti (2013) などがある。
- ³ 各研修の概要については常磐大学の HP にある。(http://www.tokiwa.ac.jp/intlco/index.html)
- ⁴ すでにプログラムの内容や参加者の感想が含まれる報告書が刊行されている。
『Study Abroad Report 常磐大学海外研修 A』

添付資料 I

学生回答用アンケート用紙

海外研修 A (アメリカ) に参加して

2014 年度 2 月 5 日から 3 月 7 日まで、海外研修 A (アメリカ) が実施されました。日本では 7 回の事前研修が行われ、グループ研究活動の企画と調査、サバイバルイングリッシュの練習、以前に研修経験のある学生からのアドバイスを聴く、などの活動をしました。また現地では、ホームステイをしながらカリフォルニア大学アーバイン校の 4 週間の英語・文化プログラムに参加し、英語を学ぶ一方で、大学主催の観光地を巡るツアーに参加するなど、盛りだくさんの活動を行いました。これらの活動が学生の皆さんにどのような影響を与えたのかを調べるためにアンケートを取らせていただきます。この情報は、短期海外研修に関する研究目的だけのために使い、個人が特定されるような情報を外部に出すことは決してありません。常磐大学の海外研修活動をよりよいものへと改善していきたいと考えていますので、率直なご回答をいただければ幸いです。

海外研修 A (アメリカ) に関するアンケート

氏名 _____

学内 CASEC スコア最高点 () 年 () 月 () 点

TOEIC スコア最高点 () 年 () 月 () 点

--

他に英語関連の資格、点数があれば書いてください。

海外研修 A (アメリカ) の一連の活動を経験する前と、経験をしてからについて質問します。選択肢の中から自分の気持ちにもっとも当てはまるものを選び、○で囲んでください。

事前研修について

1. 事前研修はあなたの役に立ったと思いますか。

全く思わない あまり思わない やや思う とても思う

なぜそう思いますか？

--

英語への意識

2. 英語が好きになった。

全く思わない あまり思わない やや思う とても思う

3. 自分の英語に自信がもてるようになった。

全く思わない あまり思わない やや思う とても思う

4. 英語だけで行われる英語の授業に参加するのが苦痛ではなくなった。
全く思わない あまり思わない やや思う とても思う

自分の英語力について

5. 英語力が総合的に伸びた。
全く思わない あまり思わない やや思う とても思う
6. 英語のリスニング力が伸びた。
全く思わない あまり思わない やや思う とても思う
7. 英語のリーディング力が伸びた。
全く思わない あまり思わない やや思う とても思う
8. 英語のスピーキング力が伸びた。
全く思わない あまり思わない やや思う とても思う
9. 英語のライティング力が伸びた。
全く思わない あまり思わない やや思う とても思う
10. 英語の語彙力が伸びた。
全く思わない あまり思わない やや思う とても思う
11. 英語の文法力が伸びた。
全く思わない あまり思わない やや思う とても思う
12. 身振り手振りや聞き返しなどで、何とか英語でコミュニケーションをとることができた。
全く思わない あまり思わない やや思う とても思う

海外研修中の活動について

13. 授業に対して熱心に取り組んだ。
全く思わない あまり思わない やや思う とても思う
14. 授業以外で一日どのくらい英語の勉強（授業の予習・復習などを含める）をしましたか？
30 分未満 30 分～ 1 時間 1 時間～ 1 時間半 1 時間半～ 2 時間 2 時間以上
15. ホームステイ先や外出先では、積極的に英語を使うように取り組んだ。
全く思わない あまり思わない やや思う とても思う

アメリカの文化等について

16. アメリカの文化や人々、そして生活について、より知ることができた。
全く思わない あまり思わない やや思う とても思う

17. アメリカの文化や人々、そして生活について、さらに興味が湧いた。

全く思わない あまり思わない やや思う とても思う

特に何に興味が湧きましたか？

18. アメリカの人々（学生やホストファミリーなど）との交流は楽しかった。

全く思わない あまり思わない やや思う とても思う

19. ホームステイは有意義であった。

全く思わない あまり思わない やや思う とても思う

なぜそう思いましたか？

今後について

20. もっとアメリカで学生生活をしてみたい。

全く思わない あまり思わない やや思う とても思う

なぜそう思いますか？

21. 今後もっと英語を勉強したい。

全く思わない あまり思わない やや思う とても思う

なぜそう思いますか？

22. 費用負担を考えても今回の海外研修は役に立ったと思うので、今後もこういった機会があれば参加したい。

全く思わない あまり思わない やや思う とても思う

なぜそう思いますか？

最後に、海外研修 A（アメリカ）での経験を通して、あなたはどのように変わりましたか？思ったことを自由に書いてください。

ご協力ありがとうございました。

- 5) その他(今後のプログラムに組み入れて欲しい活動や行き先、こんなことがしかたった、ということがあれば教えてください)

--

【裏面へ続く】

5. ホームステイの部屋、食事、家族との関係等について、あなたはどう感じましたか。

何故そう感じたか、その理由を記述してください。

- 1) 部屋の住心地: a. 良かった b. まあまあ c. 良くなかった
その理由 ()
- 2) 食事の質・量: a. 良かった b. まあまあ c. 良くなかった
その理由 ()
- 3) 家族との関係: a. 良かった b. まあまあ c. 良くなかった
その理由 ()

6. ホームステイでの体験の中で、どんな体験がもっとも良かったですか。また、改善して欲しかった点はどんなことですか。その理由をそれぞれ記述してください。

- 1) 良かった体験 ()
その理由 ()
- 2) 改善して欲しかった点 ()
その理由 ()

7. 研修期間中、あなたは現地校やホームステイ先で英語を話す機会が十分ありましたか。

その理由をそれぞれ記述してください。

- 1) 現地校: a. 十分あった b. まあまあ c. 十分なかった
その理由 ()
- 2) ホームステイ先: a. 十分あった b. まあまあ c. 十分なかった
その理由 ()

8. アメリカ研修に参加するにあたって、当初に期待したことや目標としたことは何ですか? (当てはまるものすべてに○をつけてください)。

- 1) 海外での異文化体験 2) ホームステイ体験 3) 英語のスキルアップ
4) アメリカでの大学生活体験 5) 長期留学を目指した準備
6) その他 ()

9. 上記に記した海外研修への期待や目標はどれくらい達成できましたか?

- 1) かなり達成できた 2) まあまあ達成できた 3) あまり達成できなかった
4) 全く達成できなかった
その理由 ()

10. 全体として、あなたは、アメリカ研修に参加して良かったと思いますか。その理由を記述してください。

- 1) 良かった 2) どちらとも言えない 3) 良くなかった

その理由（ ）

11. 今回のアメリカ研修の参加を、今後の自分の語学学習や生活にどのように役立てたいと考えていますか？
簡単に教えてください。

--

12. これから海外研修参加を考えている学生に、アドバイスがあれば記入してください。

--

ご協力ありがとうございました。回答は、5月13日(水)までに、国際交流語学学習センターの坂場もしくは Mage まで (Q 棟 1 階)へ提出してください。

大津理香（常磐大学 国際学部 非常勤講師、いわき明星大学 教養学部 准教授）

佐竹正夫 (常磐大学 国際学部 教授)

研究論文

異文化コミュニケーション授業をアクティブな学びの場にする試み

—授業履歴の計量テキスト分析の活用を中心として—

北 根 精 美

Designing for the Active Learning Classroom of Intercultural Communication

— Effective Use of LMS and Text Mining Method —

Abstract

We constructed the blended type class of intercultural communication on the LMS with the face-to-face lecture including Active Learning method in the range of 11-67% in each class. 44 learners have created a report about the learning content at the end of the course. A result of the report data was analyzed by the KH coder of Text Mining software, it was confirmed proactive learning word in 88% of learner's description. In addition, we found that in the class of the higher adapting rate of Active Learning, learner describe the more about keywords of the theme and evaluate own view toward intercultural communication. Furthermore, by utilizing the LMS forums features, it provides learners an environment for the mutual learning and the learner's Learning Management. Since the learning result on the LMS can be analyzed by the Text Mining Method, it is useful for instructor to visualize each class process of the course, and to grasp the feedback from individual learner continuously.

1. はじめに

異文化コミュニケーション授業の目的は、学校や職場、地域社会において、あるいは留学先や赴任先において、異なる文化的背景をもった人々の多様性を認め、異文化間のコミュニケーションにおける葛藤を最小限にするための方法を探究することにある。

近年の円安を背景としたインバウンド・ツーリズムの盛況や2020年に開催予定の東京オリンピックなど、今後、訪日外国人との交流機会は、大都市や観光地だけに留まらず、地方都市においても増大することが期待されている。

さらに、国内の市場が収縮する中で、製造業だけではなく、コンテツ産業や農業・食品分野にお

いても、海外輸出比率を高める動きがあることから、また、国内の衣服・繊維製品製造、食料品製造、農業を中心に、外国人技能実習生だけで 14 万人が就労していることから¹、国内外における異文化コミュニケーションの重要性は、今後ますます高まると考えられる。

しかし、異文化コミュニケーションを学ぶ必要性となると、大学キャンパスの留学生比率や周辺環境によって大きく異なるといえる。留学生比率が決して高いとは言えず、また、交換留学制度への関心を示す学生も少数派であるような状況下において、授業で異文化コミュニケーションを学ぶ意味について講義しても、学習者自身の異文化コミュニケーションを能動的に学ぶ動機に結び付けることが難しい。

異文化コミュニケーション授業では、たとえ教養を身に着けることが受講目的であったとしても、異文化コミュニケーションに関する知識を得ることだけが、学習のゴールとは言えない。学習者が能動的に異文化のテーマについて関わって初めて、異文化コミュニケーションを学習する意味を理解することができる。つまり、学習者の「思考を活性化」²するような学びが求められるのである。

では、異文化コミュニケーションが学習者の身近な話題とはなりにくい状況下にある中で、「思考を活性化」する学びに繋がる教授法を、どのように導入すればよいのだろうか。

本論は異文化コミュニケーション授業を、アクティブな学びの場にする試みについて報告するものである。本論の目的は二点ある。ひとつは、アクティブな学びを支援する教授法を取り入れた授業のコンセプトが、学習意欲を高め、アクティブな学びを引き出すために有効であったのか、という点について Moodle 教育管理システム³（以下、LMS）の学習履歴をもとに計量テキスト分析し、検証することである。もう一点は、LMS を授業に導入することで、授業デザインがどのように変化するのか、学習者とインストラクターのそれぞれの立場から論じることである。

はじめに、「思考を活性化する」教授法の定義と具体的な教授法について論じ、次に、異文化コミュニケーション授業をアクティブな学びの場にするための試みについての実践報告をする。授業概要、授業コンセプト、「思考を活性化する」教授法の適応の実際、それに対する学習者の反応を中心に報告し、学習者反応としての「学びのリフレクション」を計量テキスト分析することにより検証する。最後に、異文化コミュニケーション授業における LMS の導入が、どのような授業デザインの変化につながるのか、今後の課題とともに論じる。

2. 「思考を活性化する」教授法

2.1. アクティブ・ラーニングとは何か

「思考を活性化する」教授法は、アクティブ・ラーニングと総称されることが多いが、そこでしばしば登場するキーワードは、engage および involve である。授業という毎回、限られた時間内において、インストラクターである講師と学習者たちによって繰り広げられる相互作用が、学習者ひ

とりひとりの思考を活性化させる内容であれば、アクティブな学びであるといえる。

講師は授業内容について、強い関心・興味をもって教えるのであるから、同様の授業を繰り返せば繰り返すほど授業内容に精通し、インストラクションの方法も上達する。問題は、学習者を講師の思考活動にいかに参加させ、彼らを巻き込みながら授業展開できるかということである。また、授業の中で学習者が常に考え、自分の言葉で理解したことを書いたり、話したりする学習のプロセスに関わることが、次の段階としてのより高度な分析、統合、評価の力の養成につながるのであるから、講師は学習者自身の態度や価値観を探究する力を開発することが可能な、戦略性を有する教授法を探究することが求められる⁴。

一方、高等教育では長年、学生が授業に参加している状態を、「しっかり集中して聴く」ことと同義に用いてきたといえる。90 分間にわたり講師の話に集中し、ノートを取り、内容を理解し、講義に関連する分野に対する学びの意欲を高めることが、「講義」というたった一つの教授法によって可能になると考えてきたとも言える。そもそも、学習は本来、能動的な活動であり、授業中に読み書きや議論をしたり、問題解決に参加したり、高度な分析、統合、評価活動に取り組んだりすることで、効果が高まるものである⁵。換言すれば、学習者が授業における学びの過程に取り込まれ、巻き込まれ、能動的に参加して、思考を活性化することができる学びの場を、講師が教授法を工夫することにより、学習者とともに作り上げていく、学びの共同作業がアクティブ・ラーニングの実現につながるといえる。

2.2. アクティブ・ラーニングの導入のメリットは何か

アクティブ・ラーニングにおいて重要な要素は、授業の中で学習者が学習過程に能動的に関わることである⁶。学習者が能動的に関わるということが強調される理由は、講師から学生に対して一方通行の講義をする、いわゆる伝統的な学び方よりも、アクティブ・ラーニングを積極的に取り入れた、授業デザインに基づいた学びの方が、より学習内容を習得できることが示されているからである⁷。

例えば、講義だけを途切れなく行うよりも、講義内で「間」をとり、学習者の時間として使うだけで、学習効果が高まるのである。そもそも人間が集中して聴講できる時間は 15 ～ 20 分程度である。授業の本来の目的は、時間中におとなしく聴くことではなく、講師から知的な刺激を受けたり、テーマについて考えたり、考えをまとめたりすることにある。そのためには、途切れなく講師が話を続けるのではなく、話の区切りに学習者に時間を与え、内容をまとめさせたり、ペアやグループで話し合ったりするための、講義の休止が必要となる。

Ruhl Hughes 等⁸ (1987) の実験では、連続して講義を聴くだけの場合より、休止をはさむ講義の方が、12 日後に行われた記憶力と理解力のテストにおいて好成績を収めることが示された。この実験では講義の休止時間は、12 ～ 18 分毎に 2 分であり、その間に、講師との相互作用を一切入れずに、学習者のペア同士で理解できなかった内容について議論したり、ノートの洩れを埋

めたりした。さらに、授業の最後に、ノートを見ずに3分間で学習した内容について、キーワードや簡単なリストを書き出す活動をした。この実験が示した結果は、講師が学習者を飽きさせずに、集中して話を聴かせる努力を重ねるよりも、学習者が疑問や講義内容を一旦立ち止まって整理する方が、学習者のアクティブな学びに貢献することを示している。

2.3. アクティブ・ラーニングのための教授法

アクティブ・ラーニングというと、講義以外の方法であると認識されがちであるが、授業デザインを持たずにただビデオを見せたり、ゲームやクイズ、組織化されていないプロジェクトを導入したりしても、アクティブ・ラーニングが生まれるわけではない。Bonwell と Eison は、アクティブ・ラーニングを支援する教授法について、「学習者の能動性の有無」と「活動を授業に取り込む際のリスクの高低」の基準を用いて分類している（図1）。

「学習者の能動性が高く、活動の導入リスクが高い」教授法は、授業への導入がしやすい方法であるといえる。主な教授法として「構造化された小グループ・ディスカッション」、「サーベイあるいは質問紙調査」、「デモンストレーション」、「自己評価」、「ブレンストーミング」、「授業中の文章作成」、「フィールド・トリップ」、「図書館ツアー」、「クイズや試験」、「講義中にいれる間」、「ディスカッションを混えた講義」、「講義のフィードバック」、「ガイドされた講義（例えば、講義

構造化された小グループ・ディスカッション サーベイあるいは質問紙調査 デモンストレーション 自己評価 ブレンストーミング 授業中に文章を書く フィールド・トリップ 図書館ツアー クイズや試験 講義中にいれる間 ディスカッションを混えた講義 講義のフィードバック ガイドされた講義（例えば、講義＋ノート取り＋内容確認＋グループ内での確認）	↑ 導入 リスク 低	授業時間に映画を見せる 講義だけの授業
← 学習者がアクティブ		学習者がアクティブでない →
ロールプレーイング 小グループのプレゼンテーション 個人のプレゼンテーション 誘導イメージ法 非構造化の小グループ・ディスカッション 授業テーマの質問に答える講義	リ スク 高 ↓	ゲスト講師の招聘（講師の質が不明）

図1 アクティブ・ラーニングを支援する教授法

出典：Bonwell, C.C. & J. A. Eison (1991) Active Learning: Creating excitement in the classroom, table 2 A
CLASSIFICATION OF INSTRUCTIONAL STRATEGIES ACCORDING TO STUDENTS' ACTIVITY AND RISK INVOLVED を
著者が翻訳。

＋ノートテイキング＋学習者ペアでの内容確認＋グループ内での内容確認)」がある。

個々の教授法を組み合わせた授業の具体例として、Bonwell と Eison は次のようなプロシージャを提案している。例えば講義だけで授業を進めるのではなく、学習者が考えたり、ノートをとる「間」を確保したり、作成したノートをもとにグループでディスカッションしたりする「間」をとる授業である。また、授業テーマに関して学習者が知っていることや考えたことについて、クラス内でブレンストーミングを行い、講師が書き出した内容をもとに概念整理をしたり、テーマから外れた内容を仕分けたりすることで、学習動機を高める方法もある。講師が用意した質問を少人数グループで考え、裏付けとなるデータを示して発表したり、ディベートしたりする方法もある。

アクティブ・ラーニングを意識した授業展開をするのであれば、まず習得させたい知識や技能に応じて授業をデザインし、学習プロセスの中で適切な教授法を当てはめ、学習者のフィードバックを繰り返し得ながら、授業をカスタマイズしていくことが重要である。

3. アクティブ・ラーニングを導入した異文化コミュニケーション授業の実践

3.1. 授業の概要

異文化コミュニケーション論は、2015年春セメスターに開講した総合講座の選択科目であり、3学部50名が履修した。授業はLMSを利用するため、コンピュータ教室を利用した。学年構成は1年が23名、2年18名、3年6名、4年3名であり、3学部の構成はそれぞれ、学部1が27名、2が13名、3が10名である。

授業の目的は、異文化コミュニケーションを理解するために必要なキー概念を理解し、今までとは異なる視座で異文化を捉え、国内外において、異文化を背景とした人とコミュニケーションができる人材を養成することである。

学習者は初回の授業において、LMS上で受講登録を行い、授業テーマに関するフォーラムに参加したり、授業レジュメを入手したり、課題提出したりするための操作説明を受けた。

3.2. アクティブ・ラーニングを支援する教授法を取り入れた授業のコンセプト

異文化コミュニケーション授業では、授業のコンセプトを次のように設定した。はじめに、授業のインプットとしての学習資源があり、それらが中央の学びのプロセスに投入されると、テーマに関する学習者の「気づき」を支援するため、授業内容の理解、議論、リフレクションを目的とした教授法が機能し、学習者のアウトプットが生じるというものである（図2）。

インプットとしてのコンテンツは、授業のアウトラインを示すスライド、参考文献、動画、Webサイトであり、人的資源としては、インストラクター及び個人やグループの学習者である。これらのインプットが学びのプロセスに投入されると、アクティブ・ラーニングを支援する教授法として、「理解」を助けるためのクイズやデモンストレーションが、「議論」を促すためのサーベイやブレンストーミング

が、学びの「リフレクション」のための文章作成が実行され、その結果として、学習者のレポート、LMS フォーラム、プレゼンテーションが出力される。これらの出力はまた、LMS の授業履歴として蓄積され、授業デザインや戦略を評価するためのデータとして活用される。

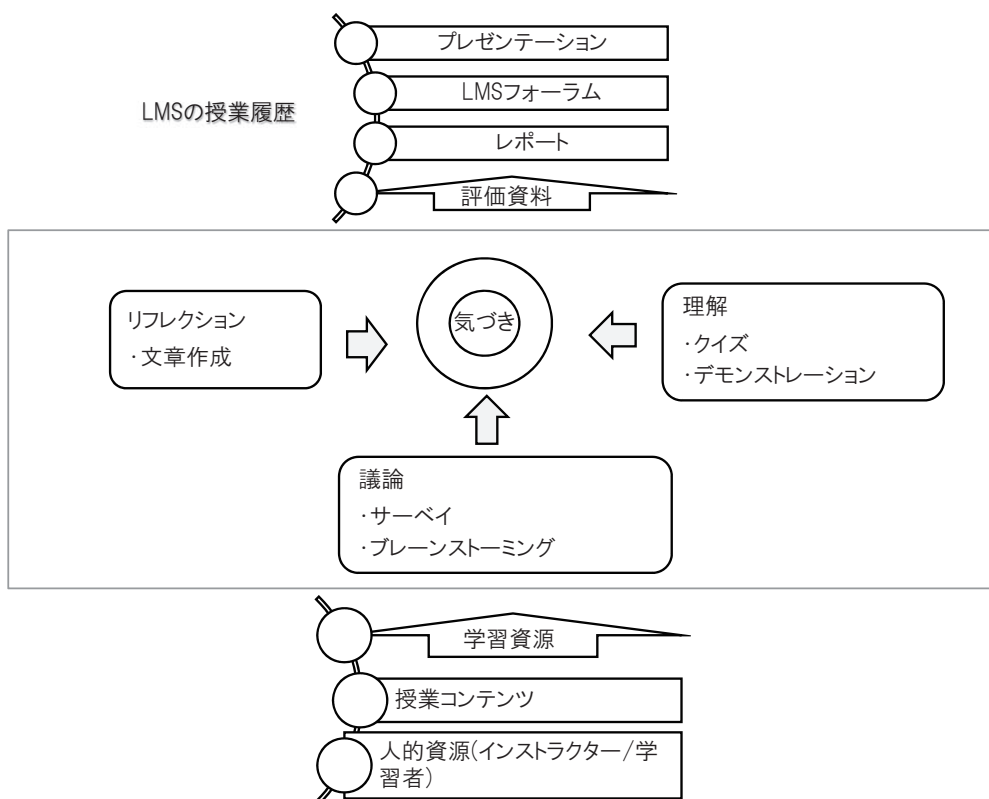


図 2 授業コンセプト

以下の章では、授業コンセプトに基づく異文化コミュニケーション論の授業展開について、授業実践をもとに授業モデルの運用と学習者の反応を中心に論じる。

3.3. 異文化コミュニケーション授業におけるアクティブ・ラーニングの実践

3.3.1. 「文化の違い・共有とはどういうことなのかを考える授業」における実践

異文化コミュニケーションを学ぶにあたり、重要な点は、学習者が母文化や異文化に「気づく」ことである。異文化と身近に接しない環境にいと、母文化が自分の考え方や価値観に与える影響にも気づきにくい。そこで、学習者自身が共有していると感じている文化とは何か、また、その文化をどのように認識しているのかという点について、学習者の気づきを促す授業を行った。

図 3 は授業全体のサブテーマ、授業内容、時間配分、採用した教授法を示している。はじめに、子ども向け人形のグローバル・マーケティングを例とし、顔や身体特徴への親近感の違いを文化の

違いとして認識できることを説明した⁹。また、学習者の幼児期に使った玩具について数人が発表し、共通点や違いについてクラスで議論した(図3-1)。同じ時代を共有することとはすなわち、類似の経験の共有であることを指摘した後、8～10人の小グループによるワークとして、メンバー全員に共通する3つの事項を探索する作業を行い、グループ代表がクラス内で結果を発表し、講師が発表内容をスライドに記録した(図3-2)。次に、スライドを用いて講評しながら、文化の共有について解説を加え、最後に、今回の授業内容をまとめた(図3-3)。オリエンテーションに相当する箇所は最後に行い、LMSによる講義登録、授業資料の配布、課題提出の方法については、説明およびデモンストレーション、質疑応答を行った(図3-4)。

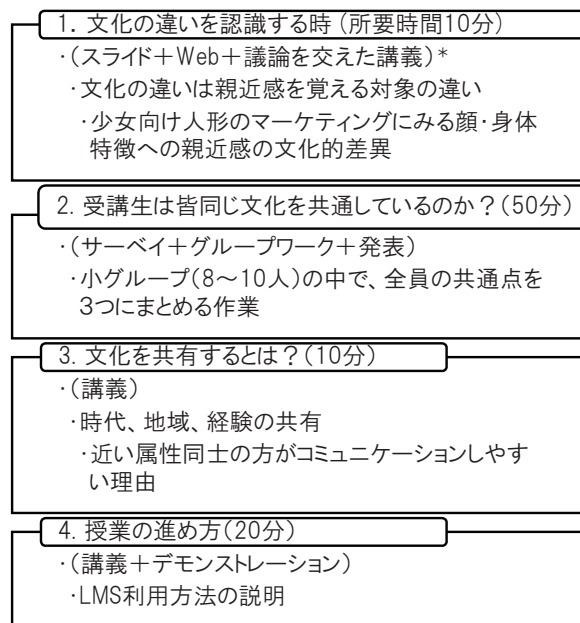


図3 異文化コミュニケーションを学ぶ意味を考える授業

*図の()内は採用したアクティブ・ラーニングを支援するための教授法を示している。

図3が示すように、初回の授業において、学習者が主体となって進める活動が、議論を交えた講義、サーベイ、グループワーク、発表の4種類あり、全授業の約7割を占めている。「サーベイ+グループワーク+発表」では、学習者同士が指定された8～10人からなるグループの中で、互いに共通する項目を探索する作業を行ったが、初対面の学生間であってもコミュニケーションが必須となる作業であるため、50分以内にサーベイ結果をまとめ、クラスで発表するところまで到達することができた(表1)。

3.3.2. 「文化：見えていることと見えていないことに気づく授業」における実践

異文化と接する際に、外見や習慣は視覚化されるため、その人の特徴として判断材料に使われる

表 1 授業時間内のサーベイとグループワークでまとめた学習者間の共通項目

単位は件 グループ共通項目 *	グループ NO と (人数)					
	1 (10 人)	2 (8)	3 (8)	4 (8)	5 (8)	6 (8)
世代				1		
経験				1		
外見	2	1				1
家族構成			1			
所属	1	1			3	1
所有資格		1				
所有物			1	1		1
履修授業			1			

* 共有項目は固有名詞が含まれるため、内容を示す一般的な名称に変換してある。

ことが多い一方で、行動の理由やその背後にある信念や価値観は視覚化されないため、その人を判断する材料となりにくい。

「文化：見えていることと見えていないことに気づく授業」は、図 4 に示すようにサブテーマ 1 ～ 5 から構成されている。はじめに学生と同世代の男女の写真を見せ、2 人の会話を連想するクイズを行った。その後、2 人の外見から判断できることと、できないことを確認した (図 4-1)。次に、文化を理解するためのモデルについて講義し、さらに、講義内容の具体例を示すためにビデオクリップを使って解説した (図 4-2)。この後、文化を共有していると考えているクラスの受講生同士であっても、見えない文化があることを確認するためのサーベイとして、自分を表現するキーワードを 3 項目設定し、それに関する質問と答えをクラス内で収集する演習を行った (図 4-3)。授業のまとめとして、多様な見方が必要な理由と現代社会における教養としての異文化コミュニケーションの必要性について、クイズを交えて講義を行った (図 4-4)。最後に、LMS のフォーラムを用いて、授業で学んだことを投稿した (図 4-5)。

この回では、クイズ、サーベイ、結果の記述、LMS フォーラムが学生の主体的な活動であり、授業全体の約 7 割を占めている。学習者は LMS フォーラムを利用し、「授業で学んだことは何か」というオープンエンド型の質問に回答している。学習者の反応を内容別に分類した結果が表 2 である。85%の学習者が「外見から相手の文化的背景を判断できない」ことや「自分の常識がすべてではない」ことへの「気づき」について記述していた。

さらに、計量テキスト分析のためのアプリケーションである KH Coder¹⁰ を用いて、フォーラムに投稿されたテキストをデータとして、語の出現頻度を調べたところ、最頻値は「文化」であった。さらに、出現頻度の高い「文化」という語が、どのような語と強い共起関係をもつのか、という点について分析するために、図 5 で示す関連語を用いた共起ネットワークを作成した。その結果、2 つの共起ネットワークが認識され、図 5 の①は、「失礼」、「外国」、「日本」の周辺に、図 5 の②は「大切」の周辺に関連付けられた語の共起ネットワークであった¹¹。

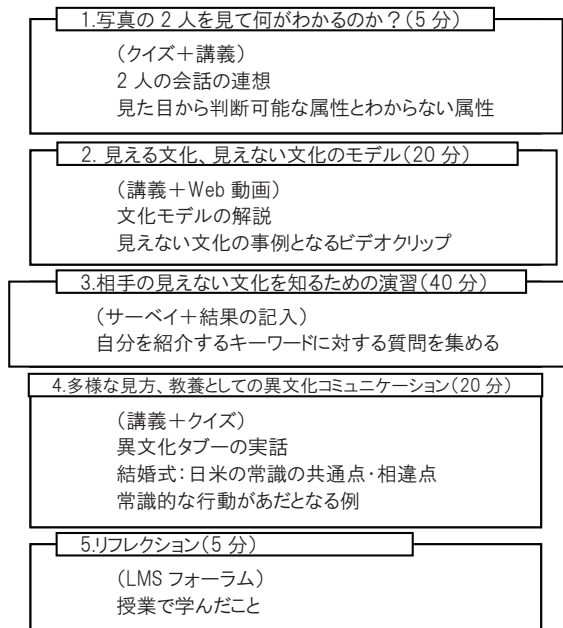


図4 文化：見えていることと見えていないことに気づく授業

表2 授業リフレクションの内容分析

フィードバック N=44人	項目該当数 (件) (複数回答)
外見から相手の文化的背景まで判断できない	24
自分の常識がすべてではない	18
異文化についてもっと知りたい	5
その他の学びがあった	4

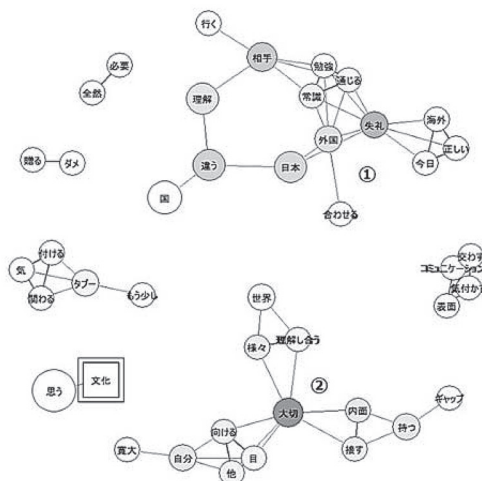


図5 リフレクションの最頻値「文化」と関連語の共起ネットワーク

「大切」の周辺では、「理解しあう、世界、様々」、「目、むける、他、自分、寛大」、「内面、接す、持つ、ギャップ」という3つのブロックが形成されていることがわかり、また、学習者が文化について大切だと思ったことが、「理解しあう」、「(目を)むける」、「接す(る)」という動詞に集約されていることが確認できる。「失礼」、「外国」、「日本」の共起ネットワークでは、「失礼」に当たらないように、外国の「常識」を「理解」したり、「勉強」したりする必要性を表しているといえる。このように KH Coder の計量テキスト分析を実行すれば、クラス全体の反応としての LMS フォーラム投稿の傾向を掴むことができる。

3.3.3. 「ホフステッドの文化モデルの理解」における実践

ホフステッドの文化モデルは、文化の次元を目で見てわかる慣習と、見えていることから推測する価値観に分けて捉えるものであり、異文化を観察したり、比較したりする際の枠組みを提供してくれる¹²。

ホフステッドの文化モデルの授業は2回にわけて実施した。はじめに、文化モデルの枠組みを用いて、日本とニュージーランドの文化について、クイズを交えて説明した(図6 1-1)。次に、OECD 加盟国から1カ国を選択し、先に示した枠組みと同様の視点で説明するための資料収集を行い、結果をスライドにまとめる課題をグループ単位で行った。作成した資料は LMS フォーラムに投稿し、クラス内で情報共有できるようにした(図6 1-2)。最後に、グループワークで用いた文化モデルについての講義を行い、その後、個々の学習者がある特定の国について、文化モデルを用いて解説するレポートを課した(図6 1-3)。

今回の授業では、グループ内で作業を分担して資料を作成し、結果をスライドにまとめ、フォーラムに投稿する作業を行ったが、学習者の LMS 上での活動ログを分析したところ、LMS 上の活動の種類は、フォーラム投稿と閲覧であった。表4が示すように、フォーラム投稿はグループ代表により11回行われ、その内容の閲覧は132回であり、閲覧回数の最大値は18回、最小値は1回、出席者の平均閲覧回数は4回であった。フォーラム投稿を行った学習者の平均閲覧数は5.6回であり、フォーラム閲覧のクラス平均を上回っていることから、グループで作成したファイルを他のグループの内容と比較し、内容の妥当性を確認していたことがうかがえる。

授業履歴を活用すると、LMS 上での学習者の活動把握が容易になる。活動別の集計結果をみれば、講師から学習者への情報の伝わり方を確認する参考資料となるので、必要に応じて活動に参加していない学習者に個別にアドバイスすることも可能である。

次の授業回では、引き続きホフステッドの文化モデルについて、サブテーマ1～3の授業を行った(図6)。はじめに、文化モデルの観察観点である儀礼についての講義と、世界の儀礼を報道するニュースクリップを紹介した(図6 2-1)。次に、身近な儀礼についての紹介をまとめ、LMS フォーラムに投稿した(図6 2-2)。最後に、国内外で実施された価値観に関連する調査結果をも

とに講義を行い、さらに、いくつかの質問項目をLMS投票に掲載し、学習者の回答と既存調査の結果との比較をした(図62-3)。図7及び8は投票結果を示している。

図7は授業終了後にアップロードしたものであるが、LMS上で閲覧できるようにしたところ、出席者45人に対して、31人の学習者が授業時間外に結果を確認していた。LMS上に授業リソースが展開されていると、学習者は時間や場所に関係なく、授業内容をフォローできるため、この結果は、LMS導入の授業が、自学自習ツールと有効であることを示唆していると言える。

図8はLMS投票を利用し、授業時間内に結果を示しながら内容を解説した。授業内で実施するサーベイの調査項目を、大規模調査の項目から引用することで、日本人の価値観の変遷を自分たちの価値観と比較しながら考察することができた。

表3 グループ活動を含む授業時における学習者のLMSでの活動状況

活動	活動頻度(回)
フォーラム投稿	11
フォーラム閲覧	132
合計	143
閲覧の平均(N=37)	4
最大値	18
最小値	1

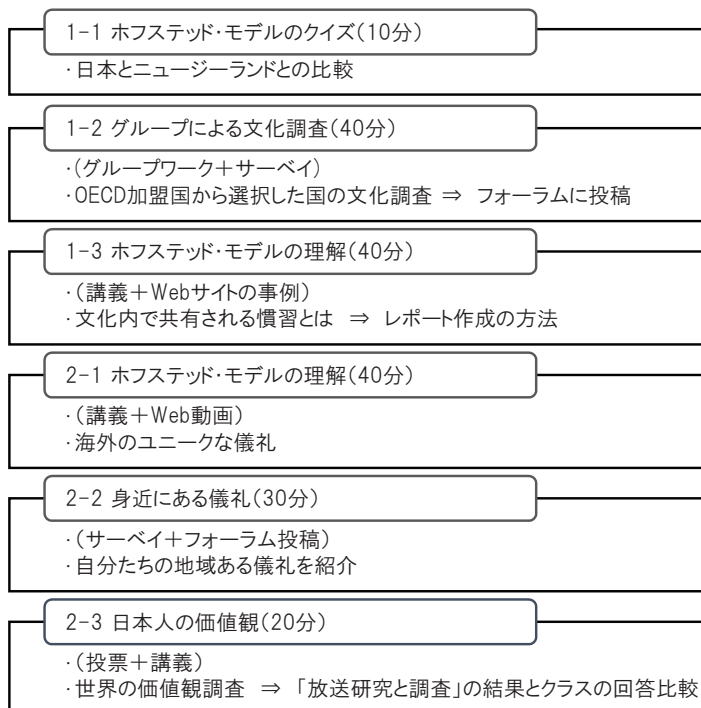


図6 ホフステッド・モデルの理解の授業

異文化コミュニケーション授業をアクティブな学びの場にする試み
ー授業履歴の計量テキスト分析の活用を中心としてー

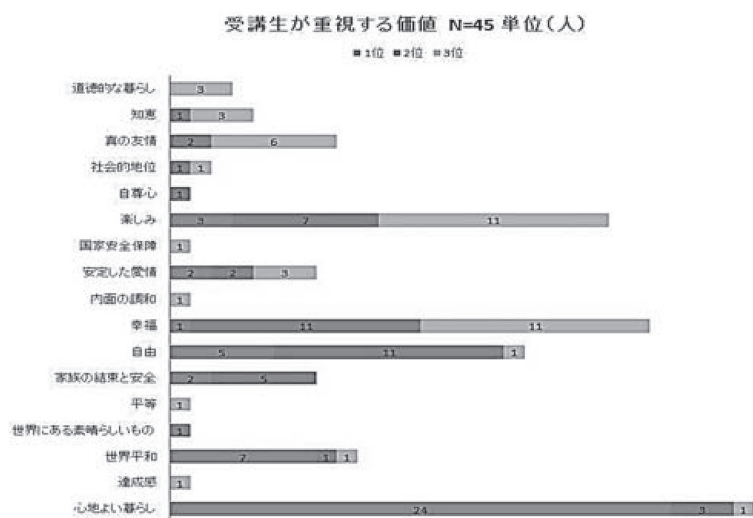


図7 授業内での投票「受講生が重視する価値」

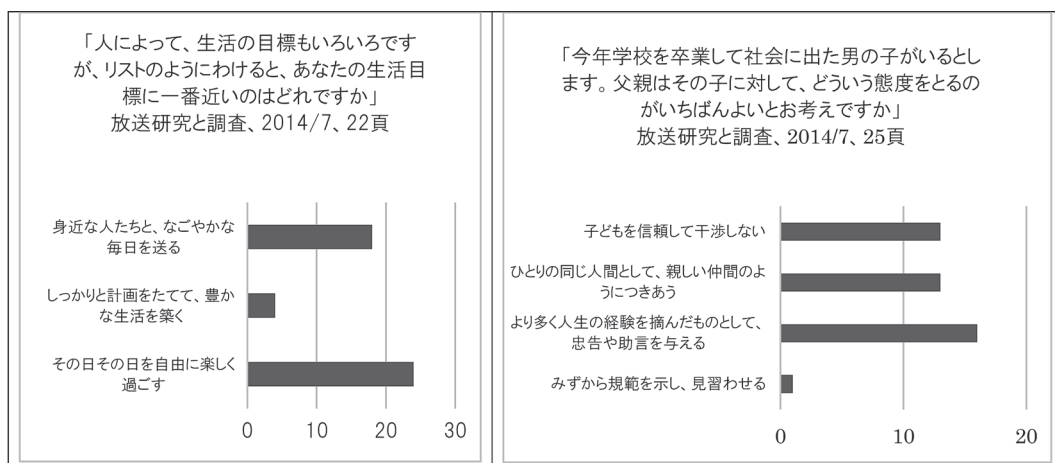


図8 「放送と研究」から引用した質問項目のクラス回答 (N=45 単位は人)

3.3.4. 「ノンバーバル・コミュニケーション」における実践

ノンバーバル・コミュニケーション (NVC) の考え方は、異文化コミュニケーションの場面だけでなく、日常生活の中でも適用できるものであるため、学習者が理解しやすいテーマである。

授業は1～4のサブテーマに沿って行った (図9)。初めに、「世界共通の顔の表情」¹³ を使いクイズを行い、続けてNVCの解説を加えた (図9-1)。次に、「洗練されたNVCとしてのマナー」では、日本文化において培われてきたNVCとマナーの関係について解説した後、学習者はLMSフォーラム上に異なる場面で使い分けしているマナーについて投稿した (図9-2)。「私たちの表情」では、小グループ内で喜怒哀楽を表現した写真を用いてスライドを作成し、感情表現の個人差を確

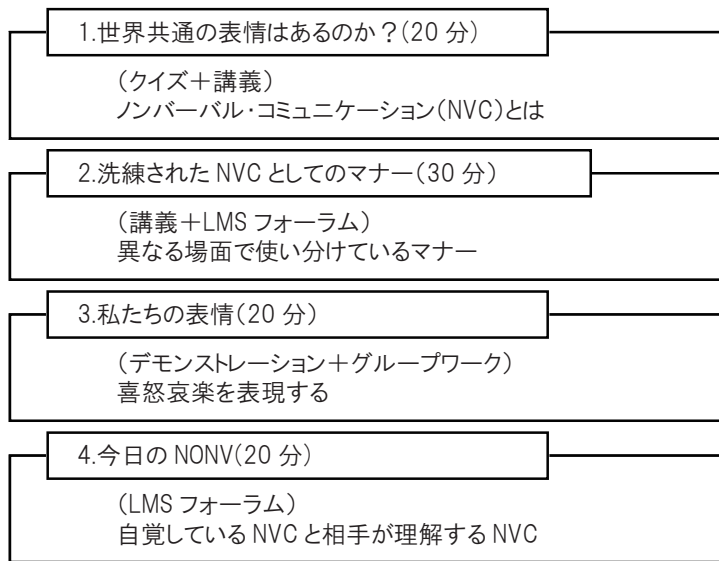


図9 ノンバーバル・コミュニケーションの授業

表4 学習者が回答した場面別の意識しているマナー (N=37 複数回答 単位は人)

回答内容	家 庭	大 学	公共スペース
挨拶	16	3	
静かにする	1	19	19
広がって歩かない		2	2
身だしなみ		4	2
携帯電話のマナーモード		1	2
周囲への配慮		4	5
高齢者への配慮	1		4
近所への配慮	2		
家族への配慮	3		
来客者への配慮	1		
親への敬意・感謝	2		
食べ方	8		
手伝い	4		
道を譲る			3
交通ルールの順守			1
ドアを開けて待つ			2
ものを食べない			1
整理整頓		2	

認した¹⁴ (図9-3)。最後に、NVC の理解を確認するために、LMS フォーラムに自分自身が自覚している NVC と相手が理解する NVC について、コメントを投稿した (図9-4)。

表4 は LMS フォーラムに学習者が投稿した、家庭、大学、公共スペースで意識しているマナーについて、内容別に集計したものである。学習者は相互に投稿内容を閲覧することができるため、

日本文化に特有とされる NVC やマナーが、学習者間においてどのように共有されているのか、いないのかという点に気づくことができる。学習者の LMS フォーラムの履歴を集計すると、授業時間内に 192 回のフォーラム閲覧が行われており、最大値が 31 回、最小値は 1 回であり、最頻値は 2 回であった。この結果から、LMS フォーラムではひとつのテーマについて、学習者から講師へ意見を提出するだけではなく、クラス内で出された全員の意見を、学習者が必ず閲覧する機会を提供することができる。

3.3.5. 「ハイ・ローコンテキスト・コミュニケーション」における実践

「ハイ・ローコンテキスト・コミュニケーション」授業では、コミュニケーションにおいて重視する点がハイとローの文化では異なることから、コミュニケーションの際に、誤解や不安が生じやすいことへの学習者の気づきを目指した。また、学習者が日常生活の様々な場面や社会において、ハイとローをどのように使いわけているのか、また、どちらかといえば、ハイとローのどちらのコミュニケーションを重視しているのか、という点に気づくことを促した。

このテーマでは、前回の授業の補足説明が加わったため、2 回にわけて授業を行った。最初の授業は、ハイコンテキスト・コミュニケーション (HC) の特徴に関する講義 (図 10 1-1) と「気配り」を例として、自分たちの HC についてグループ・ディスカッションを行い、その結果を LMS フォーラムに投稿した (図 10 1-2)。LMS フォーラム上では、代表者がグループ・ディスカッションの結果を投稿し、144 件のフォーラム閲覧があった。3.3.3. で示した「ホフステッドの文化モデルの理解」における実践時と同様に、学習者全員が各グループの投稿内容を 1 回以上は閲覧していたことがわかる (表 5)。

表 5 グループ活動を含む授業時における学習者の LMS での活動状況

活動	活動頻度 (回)
フォーラム投稿	15
フォーラム閲覧	144
合計	159
閲覧の平均 (N=41)	3.5
最大値	15
最小値	1

第 2 回目では、ローコンテキスト・コミュニケーション (LC) の講義を行った (図 10 2-1)。次に、LC の話し方の特徴を意識して、数人の学習者が「今、熱中していること」についてクラス発表を行った。実際に LC を意識して発表してみることで、また、数人の発表を聞くことで、HC と LC との違いについての理解を深めた (図 10 2-2)。さらに、HC の曖昧さを残したコミュニケーションを LC に翻訳するクイズを行い、最後に授業内容のまとめの講義を行った (図 10 2-3)。

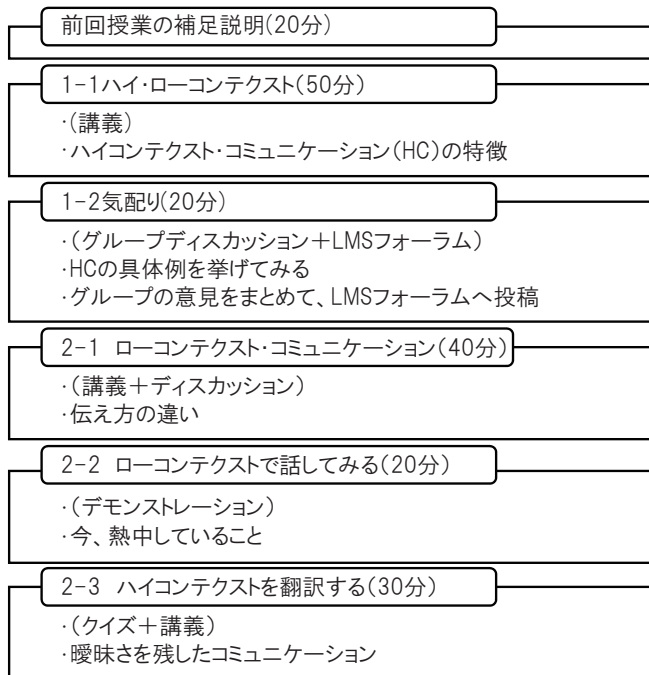


図10 ハイ・ローコンテキスト・コミュニケーションの授業

3.3.6. 「異文化プロトコル」における実践

「異文化プロトコル」の授業では、文化によって、日常生活や職場におけるプロトコルが異なることを認識させることを目指した。

授業では、異文化プロトコルの違いを表現した Web 動画を見せて、どのようなプロトコルが存在し、登場人物がそれをどのように認識しているのかについて考えた。学習者はプロトコルの観察結果と登場人物を自分の立場に置き換えたときの感想を LMS フォーラムに投稿した (図 11-1)。次に、異文化プロトコルのケーススタディを行った。異文化プロトコルを比較するためのストーリーは、1) 多忙時の訪問者、2) 議論の仕方を用いた。いずれのストーリーもハイコンテキスト・コミュニケーションとローコンテキスト・コミュニケーションの立場では、対応が異なる例を示した (図 11-2)。フォーラムでは、それぞれの立場に立ってみて考えたことや感じたことを投稿した。最後に、留学生が茨城県で暮らすためのプロトコルについて、グループ毎に場面の担当を決め、その内容を LMS フォーラムに投稿した (図 11-3)。

異文化プロトコルの授業では、3 回のフォーラム投稿を行ったが、学習者は他の学習者の投稿を 8 回程度閲覧しており (再頻値=8)、最小で 4 回、最大で 27 回の閲覧回数であった。閲覧は投稿の前後に集中していることから、学習者がフォーラム上で自分の意見を投稿するだけでなく、他の学習者の意見を参照していたことがわかる (表 6)。

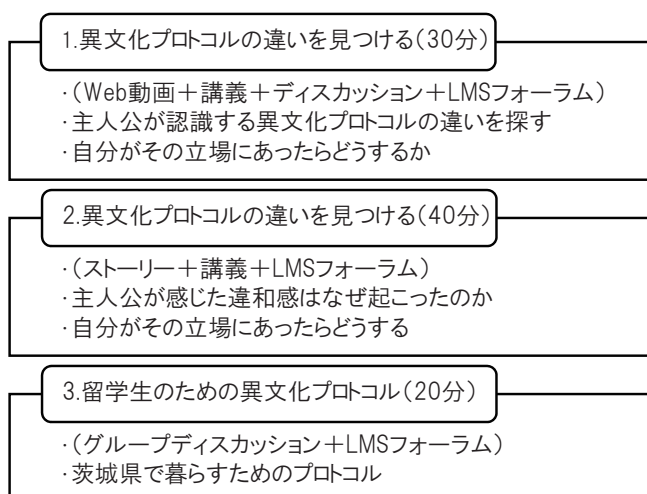


図 11 異文化プロトコルの授業

表 6 授業時における学習者の LMS での活動状況

活動	活動頻度 (回)
フォーラム投稿	114
フォーラム閲覧	493
合計	159
閲覧の再頻値	8
閲覧の平均 (N=42)	11.7
最大値	27
最小値	4

3.3.7. 「カルチャーショック」における実践

「カルチャーショック」の授業では、海外渡航の際に生じるカルチャーショック・モデルの講義を行った後に（図 12-1）、実際に海外渡航経験者のコラム¹⁵を読み、カルチャーショックの実際とそれを乗り越えた体験について学習者がコメントを作成した（図 12-2）。

学習者の投稿は 45 件であり、164 件のフォーラム閲覧があった。最頻値は 3 回であり、最大値

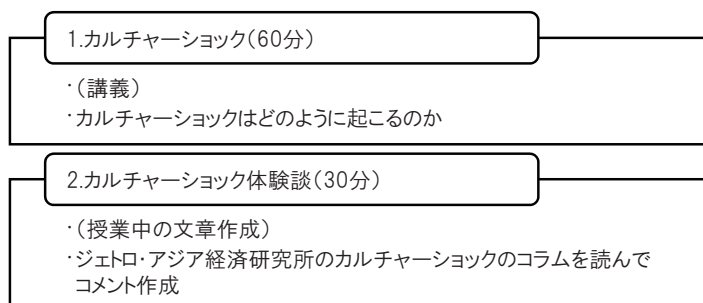


図 12 カルチャーショックの授業

は11回であった(表7)。閲覧回数が10回以上の学習者に注目すると、フォーラム投稿の前に既にアップロードした学習者の記述内容を複数回閲覧し、また、投稿後にも複数回閲覧をしていることがわかる。このことから、LMSフォーラムが個々の学習者が記述内容を他の学習者と比較したり、参考にしたりする、クラス内の情報交換の場になっていることが、再度確認された。

表7 授業時における学習者のLMSでの活動状況

活動	活動頻度(回)
フォーラム投稿	50
フォーラム閲覧	289
合計	339
閲覧の再頻値	4
閲覧の平均(N=50)	5.7
最大値	18
最小値	1

3.3.8. 「異文化間のステレオタイプ」における実践

「異文化間のステレオタイプ」の授業では、はじめに、今回の講義内容が最終レポートの第1問に関連することを伝えた上で、異文化間のステレオタイプの講義、世界青年意識調査から「日本人及び日本のイメージ調査の各国比較」の解説、クロスカテゴリー研究に関するクイズと解説を加えた(図13-1)。次に、異文化に対する寛容性について、事例をもとに講義を行った(図13-2)。最後に、最終レポートの説明及び今までの提出物のLMSでの確認方法について解説した(図13-3)。

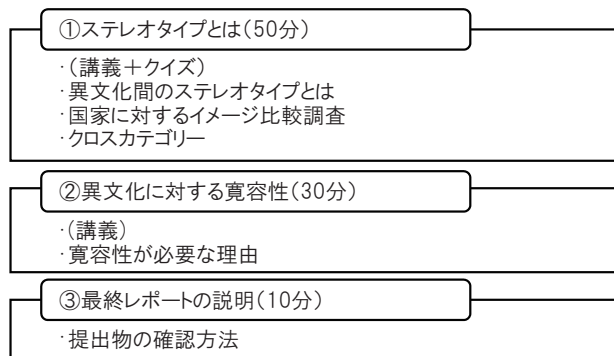


図13 異文化間のステレオタイプ

4. 学習者の学びのリフレクションの計量テキスト分析

授業の最終回に、「異文化コミュニケーションで学んだこと」について、学びのリフレクションのための文章作成を課した。この文章をもとにKH Coderにより計量テキスト分析を行った。分析の目的は、1) 授業の目的である、学習者のテーマに関連する「気づき」がどのような形で現れたのか、2) アクティブ・ラーニングを支援する教授法を採用した授業をどのように認識したのか、

という2点の検証である。今回の学びのリフレクションの分析対象は、日本語によるレポート提出があった44名とした。

4.1. 出現語と出現語間の共起関係

図14は学習者44名のリフレクションにおいて出現した、異なる907語の出現回数の分布を示している。1回のみ出現した語が最も多く全体の51.82%を占めており、20回以上出現した語の度数は1～5語の範囲にあることがわかる。出現回数の平均は5.2語、標準偏差は16.48であった。

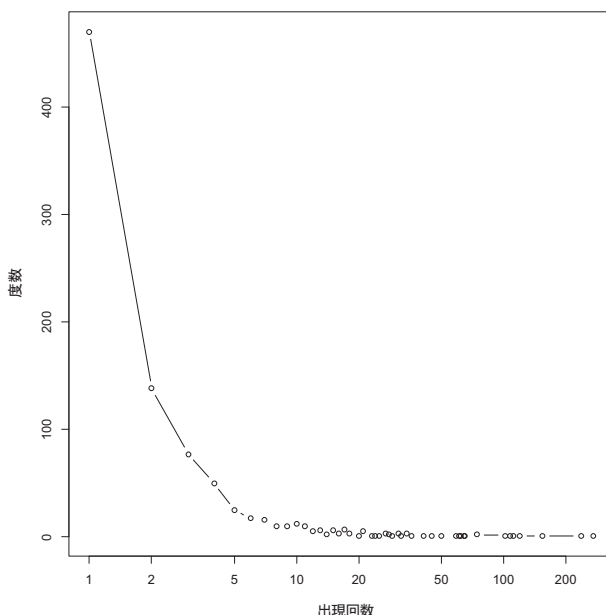


図14 学習者44名のリフレクションにおける語の出現回数分布 (N=907語)

抽出した語のうち名詞に限定してみると、出現回数が100以上の語は「文化 (236回)」、「コミュニケーション (111)」、「人 (107)」であり、50以上の語は「自分 (74)」、「相手 (64)」、「バーバル (64)」、「理解 (62)」、「国 (59)」であった。動詞についてみると、「思う (119)」¹⁶、「学ぶ (71)」¹⁷、「違う (49)」¹⁸、「考える (45)」¹⁹の出現回数が上位であった。

これらの語が出現するパターンを調べるために、共起ネットワーク分析を行った。図の円の大きさは出現数の多さを示しており、また、線で繋がった語には共起関係があることを、また、線の太さには共起関係の強さが表現されている。

出現回数が20回以上の名詞・動詞語の関係を見ると、「文化」、「コミュニケーション」、「人」、「自分」が「学ぶ」、「思う」、「違う」と強い共起関係を示している (図15-①)。また、「国」、「地域」、「日本」及び「バーバル」、「言葉」、「表情」がそれぞれ共起関係を示している (図15-②)。「相手」は「伝える」、「理解」、「考える」、「コミュニケーション」、「文化」と弱い共起関係を示し

ている (図15-③)。

強い共起関係を示した7語のうち、学習者の主体性を示す「学ぶ」と出現頻度が27回の「学習」及び10回の「学べる」を加えて、出現頻度を集計すると、44人中88.64%の学習者の記述にいずれかの語が出現していた。さらに、「思う」を足すと、すべての学習者に語の出現が認められた。

44名のリフレクションにおける出現語及び出現語間の共起関係は、次のようにまとめることができる。異文化コミュニケーション授業を通して、「自分」と「(異文化を背景とした)人」との「違い」について、あるいは「日本」と他の「国」や「地域」の「違い」について、「言葉」だけではなく、「表情」など「(ノン)バーバル(コミュニケーション)」の「違い」があることを「学」んだ。異文化コミュニケーションにおいて、「相手」を理解し、意思を「伝える」ことについても「考える」機会があった。

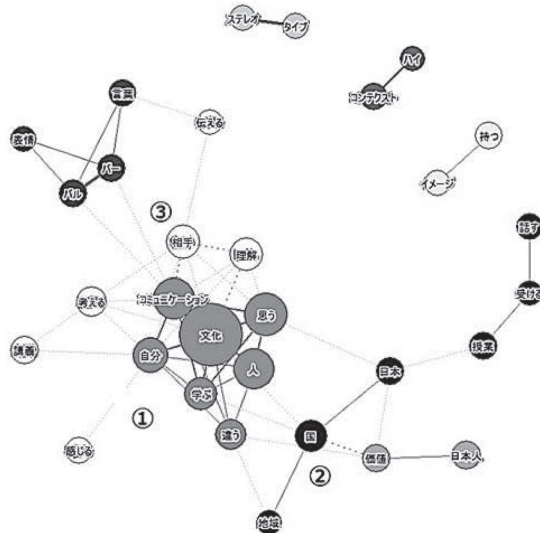


図15 出現頻度の高い語の共起ネットワーク (N=41 語)

4.2. 学習者別の出現語分析

個々の学習者の学びのリフレクションをもとに、学習者の主体的な学びを示す語の出現回数、授業キーワードの出現回数について計量テキスト分析を行った。

学習者の主体的な学びを示す語は、44名のリフレクション内で出現した動詞のリストから、出現回数が10回以上の語を選択した (表8)。ただし、出現回数が最大値である「思う」を含めると、その他の主体性を示す語の出現分布が見えにくいため除外した。授業のキーワード出現率については、44名のリフレクション内で出現した授業キーワードを、表現のブレも含めて抽出した (表9)。

表8 学習者の主体的な学びを示す語と出現回数

抽出語	出現回数
学ぶ、学べる、習う、学習する	102
分かる、分る、理解する	80
考える、考え直す	46
知る、知れる	35
話す、話せる、話し合う	30
見る、見える	24
感じる	23
伝える、伝わる	22
生かす、生かせる、生きる、活かす	15
接する、接す、触れる	14
関わる、近づく	11
驚く	10
気づく、気が付く、気付かす	10

表9 授業キーワードと出現回数

出現語	出現回数
玉ねぎ、たまねぎ、ホフステード、モデル シンボル、ヒーロー、儀式、儀礼、行事、祭礼、価値（観）	95
バーバル、ジェスチャー、仕草、しぐさ、ボディーラングエイジ、表情	94
コンテキスト、ハイ、ロー、コンテクスト	60
ステレオタイプ	42
価値	31
プロトコル、マナー、タブー	9
カルチャー、カルチャ、ショック	4

4.2.1. 学習者の主体的な学びを示す語の出現率

学習者の主体的な学びを示す語と個々の学習者のリフレクションとのクロス集計を行い、語の出現の仕方の違いと個々の学習者の特徴を調べた。図16は語の出現率のヒートマップであり、X軸の数字が個々の学習者を示し、マップの色の濃さは出現頻度の高さを示している。図の左側はユークリッド距離によるWard法を用いたクラスター分析の結果である。

マップを縦方向に見ると、学習者間の主体的な学び語の出現分布のばらつきが確認でき、また、マップの横方向では、学びの関連語別の出現分布のばらつきを見ることができる。また、13種類の語の合計出現回数を見ると、すべての学習者が1回以上の学びの語を記述していたことを確認できる（図17）。

さらに、語の出現パターンの違いについて見ると、学習者間の違いが出た語は、有意差1%で「考える」、「気づく」、有意差5%で「分かる」、「生かす」、「接する」、「関わる」「驚く」であった。有意差がない語は「学ぶ」、「知る」、「話す」、「見る」、「感じる」、「伝える」であった（表10）。この結果から、セメスターを通してクラスには、「学び」、「知る」、「見る」、「感じる」、「伝える」、「考える」、「気づく」といったアクティブなリアクションが生じていたこと、また、「生かす」、「接

する」、「関わる」といった異文化との積極的な交流の意思がうかがえるリフレクションを示す学習者がいたことがわかる。

学習者間の違いが出た「考える」と「気付く」について詳しく見ると、「考える」の出現回数は合計33回、「気付く」は4回であった。「考える」の出現回数の最大値は5回、「気付く」は1回であった。

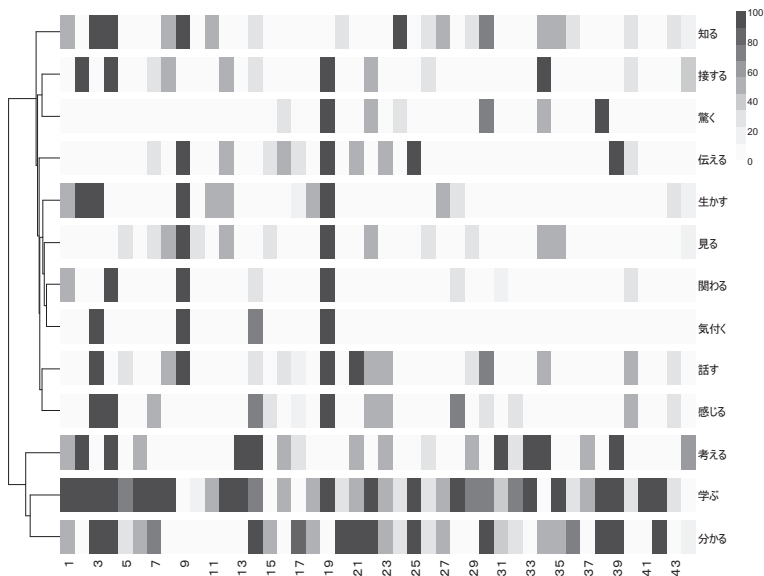


図 16 主体的な学びの語の出現率の学習者間の比較

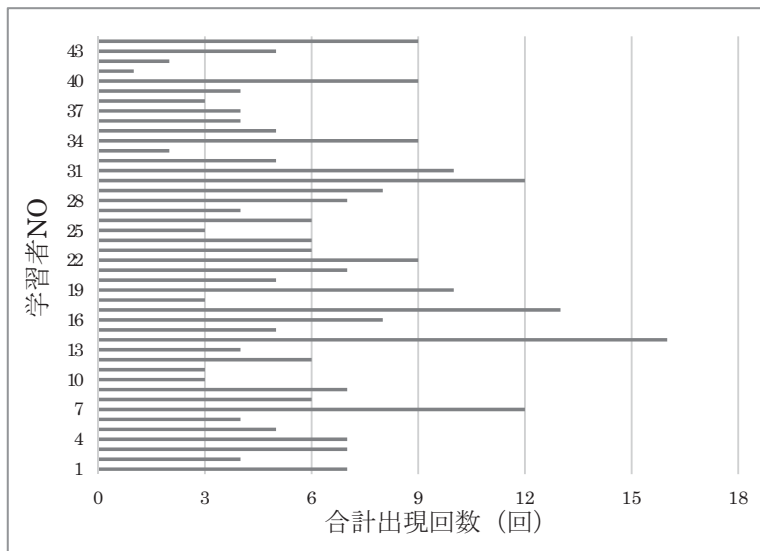


図 17 学習者別の学びの語の出現回数合計

出現語「考える」が33回登場した、19人のリフレクションについて、図18に示す共起ネットワークを調べると、「考える」を中心にひとつのネットワークが形成されており、「自分と違う人」の「価値（観）を学び」、授業キーワードの「ステレオタイプやコンテキスト」を手掛かりとして、「相手を理解」することが表現されている。

また、「気付く」が4回登場した4人のリフレクションについてみると、1) 自然に自分の中に定着しているステレオタイプ、2) 自分の価値観を押し付けると人間関係がうまくいかないのは国内外共通、3) 日本人以外の人について無関心で無知であった、4) 表情や表現の仕方が文化によって異なると真意が伝わりにくい、といった気づきが記述されていた。

表10 主体的な学びを示す語の学習者間の比較

カイ2乗値	有意差 1%	有意差 5%	有意差なし
学ぶ、学べる、習う、学習する			58.426
考える、考え直す	71.201**		
知る、知れる			54.348
話す、話せる、話し合う			56.219
見る、見える			42.556
感じる			54.224
伝える、伝わる			57.212
分かる、分る、理解する		67.331*	
生かす、生かせる、生きる、活かす		59.409*	
接する、接す、触れる		63.247*	
関わる、近づく		62.728*	
驚く		67.363*	
気づく、気が付く、気付かす	98.970**		

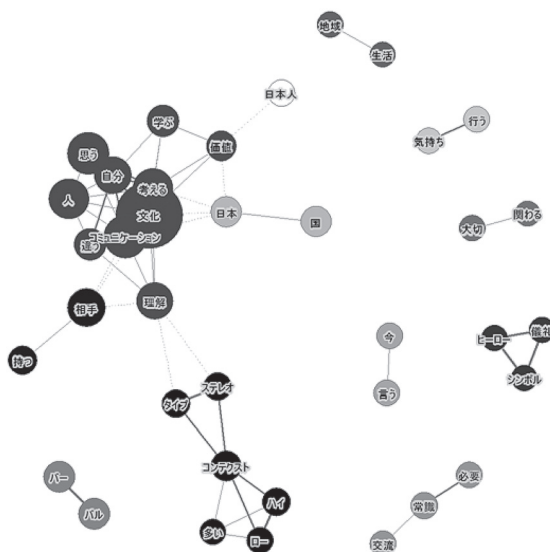


図18 「考える」を有するリフレクションの共起ネットワーク

4.2.2. 授業キーワードの出現率

授業キーワードと個々の学習者のリフレクションとのクロス集計を行い、語の出現の仕方の違いと個々の学習者の特徴を調べた。図 19 はキーワードの出現率のヒートマップであり、個々の学習者間のばらつきよりも、キーワード間の出現のばらつきの方が大きいことがわかる。また、キーワードの学習者間の出現パターンの相違は認められなかった（表 11）。よって、学習者の学びに影響が大きかったキーワードは、「玉ねぎ型モデル」、「（ノン）バーバル（コミュニケーション）」、「ステレオタイプ」、「コンテキスト」、「（異文化）プロトコル」の順であり、「カルチャーショック」については、殆どリフレクションで触れられていなかった。

表 12 は授業テーマ別のキーワードと授業中の学習者主体の活動比率を示している。NO はセメスターにおいて、テーマを取り上げた順番を意味する。リフレクションでは「ステレオタイプ」の授業における授業中の学習者主体の活動比率が最も低いが、最終レポートの第 1 問が「ステレオタ

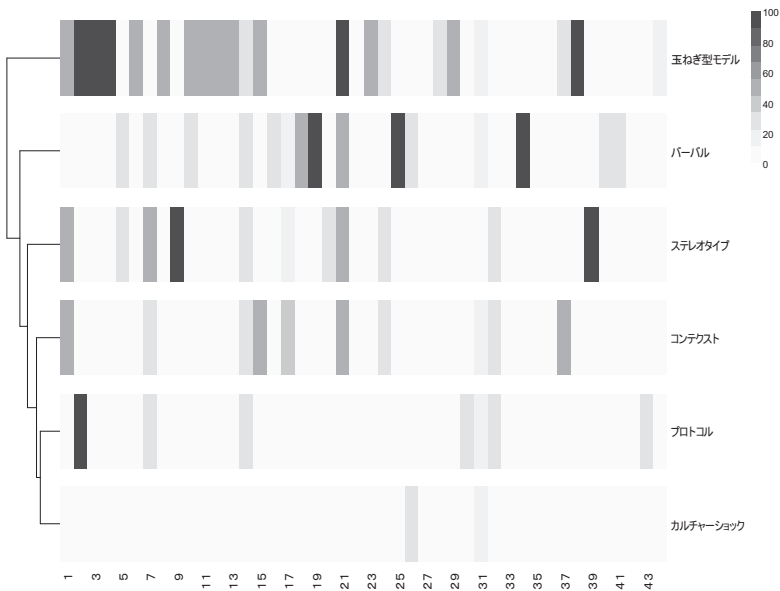


図 19 授業キーワードの出現率の学習者間の比較

表 11 授業キーワードの学習者間の出現パターン

カイ 2 乗値	有意差なし
(ノン) バーバル	45.092
コンテキスト	38.967
ステレオタイプ	50.236
玉ねぎ型モデル	51.931
(異文化) プロトコル	40.943
カルチャーショック	29.975

イプ」に関連する内容であったため、リフレクションにおいてもその内容に触れる学習者が比較的多かったと考えられる。この点を考慮すると、「カルチャーショック」の内容に触れる学習者が殆どいなかったことと、授業中の学習者主体の活動比率の低さとの間に関連があることが伺える。

表 12 授業テーマ別授業中の学習者主体の活動比率

NO	授業のテーマ	キーワード	学習者主体の活動比率
1	「文化の違い・共有とはどういうことなのかを考える授業」における実践	文化の共有	67%
2	「文化：見えていることと見えていないことに気づく授業」における実践	見える文化・見えない文化	56%
3	「ホフステードの文化モデルの理解」における実践	玉ねぎ型モデル	50%
4	「ノンバーバル・コミュニケーション」における実践	ノンバーバル・コミュニケーション	55%
5	「ハイ・ローコンテキスト・コミュニケーション」における実践	コンテキスト	44%
6	「異文化プロトコル」における実践	異文化プロトコル	56%
7	「カルチャーショック」における実践	カルチャーショック	33%
8	「異文化間のステレオタイプ」における実践	ステレオタイプ	11%

5. まとめ

本論では「異文化コミュニケーション授業」を事例として、アクティブ・ラーニングを支援するための教授法の実践と学習者の反応について、LMS の授業履歴をもとに分析してきた。学習者は授業における学びの過程に取り込まれ、巻き込まれ、能動的に参加して、思考を活性化することができたといえるのだろうか。

改めて、アクティブ・ラーニングを支援するための教授法及び採用比率と学習者のアウトプットをまとめると、異文化コミュニケーション授業では、学習者の活動を促す教授法を毎回の授業で少なくとも 1 回以上採用し、学習者主体の活動比率は 11 ～ 67% であったことが確認できる(表 13)。こうした学習者主体の学習を授業において展開することにより、先述の「学習者の学びのリフレクション：「異文化コミュニケーションで学んだこと」」の分析結果で示したように、学習者が授業キーワードや主体的学びを示すワードをリフレクションにおいて記述していた。

さらに、具体的な学びの内容について「授業」・「講義」の関連語を探索した結果、「授業」からは 34、「講義」からは 32 の文章を抽出した。その内容は、1) 授業から何らかの気づきを得ることができた、2) 役に立つ知識を得た、3) 学びへの意欲が沸いた、という 3 点に集約することができた。1) については、自分の文化と相手の文化との比較、自分の中にある偏見やステレオタイプ、言語・非言語コミュニケーションに言及する記述であった。2) に関しては、授業中での学習者同士で行った活動が、今後の生活の中で役に立つという内容、3) は異文化交流への意欲と異文

化に関する知識を得たいという内容であった。

学習者は授業の中で様々なアクティブ・ラーニングを支援する教授法にふれ、また、学びのアウトプットを毎回、蓄積することにより、異文化コミュニケーションに対する偏った味方や自分自身の母文化の影響について気づくことができた。また、こうした気づきが、異文化に関するさらなる知識の獲得や実際の交流への意欲に結び付いたことが、計量テキスト分析の結果から読み取れる。

表13 アクティブ・ラーニングを支援するための教授法及び採用比率と学習者のアウトプット

NO	アクティブ・ラーニングを支援するための教授法	学習者のアウトプットと学習者主体の活動比率
1	議論を交えた講義 サーベイ+グループワーク+発表	グループワークによる学習者間の共通項探索 まとめと発表 67%
2	クイズ+講義 サーベイ+サーベイ結果の記入 LMS フォーラム投稿	授業リフレクション 56%
3	クイズ+講義 グループワーク+サーベイ サーベイ+ LMS フォーラム投稿 投票+講義	グループワークによる文化モデルによる調査 地域社会の身近な儀礼の調査 レポート 50%
4	クイズ+講義 LMS フォーラム投稿+講義 デモンストレーション+グループワーク LMS フォーラム投稿	意識しているマナーのまとめ グループワークによる表情比較 レポート 55%
5	グループ・ディスカッション+ LMS フォーラム投稿 ×2 デモンストレーション クイズ+講義	グループ・ディスカッションによる HCC の 特徴 レポート 44%
6	Web 動画+講義+ディスカッション+ LMS フォー ラム投稿 ストーリー+講義+ LMS フォーラム投稿 グループ・ディスカッション+ LMS フォーラム投稿	異文化プロトコルの発見と考察 56%
7	授業中の文章作成→ LMS フォーラム投稿	カルチャーショック体験記へのコメント 33%
8	クイズ+講義	レポート 11%

以上のように本論において、学習者の反応をより詳細に分析できた理由は、授業履歴を LMS によって蓄積してきた為である。LMS 利用の学習者の利点は、授業の流れを自分で把握し、必要な資料を入手したり、課題を提出したりすることが、教室内外から可能な点である。LMS を導入しない授業では多くの場合、学習履歴は講師だけが管理するものであるが、LMS を導入すると、学習者が主体的に学習活動を管理するシステムが機能するといえる。

また、講師側の利点は、LMS に授業履歴が蓄積されていくので、授業の進行中に学習者の反応を確認したり、「ホフステードの文化モデルの理解」における実践で示したように、授業中にサーベイを実施し、その結果をすぐにクラスにフィードバックしたりすることも可能である。また、学習者のアクセス状況について、授業履歴をもとに活動内容別に集計を行い、学習者の活動を視覚的に把握することも可能である。

近年、ラーニング・アナリティクス分野の研究が学習者分析の手段として注目されているが、蓄

積されたビッグデータとしての授業履歴を KH Coder により計量テキスト分析すれば、学習者が記述した文字情報から、授業へのフィードバック情報を視覚化することも容易になる。

今後、学びを取り巻く環境はますますデジタル化、個別化することが予想される。現在、高等教育機関に入学することでしか入手できなかった学びのリソースの多くが、Web 上で無料配信されるようになった。教育コンテンツは、教室の枠組みを超えて共有され、不特定多数の学習者が活用できることが、MOOCs によって示されており、ネットワークを利用した共同学習が安価に実現できる時代となっている。学習者が主役として能動的に学ぶことができるオンライン・コースが、まったく新しい高等教育の形を作り出す可能性を秘めており、対面授業を行う高等教育機関であっても、個々の学習者の学びの質を中心に授業を見直さざるを得ない状況にあるといえるだろう。

こうした流れの中で、講義という教授方法のみがすべてではなく、個々の学習者が限られた授業時間の中で思考を活性化できるような教授法の開発、すなわち、学びの意味や過程が可視化されたコースの提供、学習内容や教授法の点検、幅広い教育コンテンツの提供、個別・グループ学習のための設備の充実など、継続的なファカルティ・ディベロップメントが求められていると考える。

注

- 1 総務省行政評価局（2013/4）外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視一技能実習制度等を中心としてー 結果 報 告 書、http://www.soumu.go.jp/main_content/000219634.pdf、（アクセス日 2015/09/10）
研修・技能実習に関する JITCO 業務統計、「職種別統計 2011－2013」, <http://www.jitco.or.jp/about/statistics.html>（アクセス日 2015/09/10）
- 2 山地弘起「アクティブ・ラーニングとは何か」『大学教育と情報』2014 年度 No.1, 私学大学情報教育協会、2 頁。
- 3 学習者は、常磐大学全学情報教育運営部会によって運営されている www.tokiwa-el.net にアクセスして、授業リソースを利用する。
- 4 Bonwell, Charles C. and James A. Eison. (1991), “Active Learning: Creating Excitement in the Classroom”, ASHE-ERIC Higher Education Report No.1, Washington, D. C.: The George Washington University, School of Education and Human Development., pp.1－2.
- 5 Bonwell, Charles C., and James A. Eison. (1991) Op. cit., pp.1－4., Stark, Joan S., Malcolm A. Lowther, Michael P. Ryan, Sally Smith Bomotti, Michele Genthon, Lynne C. Haven, and Gretchen G. Martens. (1988) “Reflections on Course Planning: Faculty and Students Consider Influences and Goals, Ann Arbor, Mich.: National Center for Research to Improve Postsecondary Teaching and Learning. ED 316 067. , p.13

- 6 Prince M. (2004) Does Active Learning Work? A Review of the Research, *Journal of Engineering Education*, 93 (3), pp.223 – 231.
- 7 Bonwell, Charles C, and James A. Eison. (1991), *Op. cit.*, pp.9 – 10
- 8 Ruhl Hughes and Schloss 1987 Using the Pause Procedure to Enhance Lecture Recal teacher education and special education 10 (1) pp.14 – 18
- 9 大坊郁夫 (2007) 「社会的脈絡における顔コミュニケーションへの文化的視点」、*対人社会心理学研究*, 7 Pp.1 – 10, 村澤博人 (1992) 『顔の文化誌』東京書籍を参照しながら、少女人形のグローバル・マーケティングについて説明を加えた。
- 10 ホフステッド G. 岩井紀子、岩井八郎訳 (1995) 『多文化世界』有斐閣
- 11 ジェトロ・アジア経済研究所「異文化＊言い分＊EVEN：カルチャー・ショック！」
- 12 「思う」のカウントには、「思っ」、「思い」、「思わ」、「思え」が含まれる。
- 13 「学ぶ」のカウントには、「学ん」、「学び」、「学べる」、「学べ」が含まれる。
- 14 「違う」のカウントには、「違っ」、「違え」、「違い」が含まれる。
- 15 「考える」のカウントには、「考え」、「考えれ」が含まれる。

参考文献・参考 URL

- Goldberg L. R. & Canty A. (2015) Quality assurance in online learning: The contribution of computational linguistics analysis to criterion referenced assessment, *eLearning Papers* NO. 40, www.openeducationeuropa.eu/en/elearning_papers. (アクセス日 2015/9/10)
- Wallden, S. & Makinen E. (2014) Education Data Mining and Problem-Based Learning, *Informatics in Education*, Vol.13, No.1, pp.141 – 156.
- Elias T. (2011) Learning Analytics: Definition, Processes and Potential, Creative Commons Attribution. (アクセス日 2015/09/10)
- Schiederig K. (2007) Using e-learning for social sciences: practical lessons from the Free University of Berlin, *eLearning Papers* 1 No3, www.elearningpapers.eu. (アクセス日 2015/9/10)
- Prince M. (2004) Does Active Learning Work? A Review of the Research, *Journal of Engineering Education*, 93 (3), pp.223 – 221.
- Paul Ekman (1999) Basic Emotion, in *Handbook of Cognition and Emotion*, West Sussex: Wiley.
- Bonwell, C.C., and J. A. Eison, (1991) “Active Learning: Creating excitement in the classroom”, ASHE-ERIC higher education report no1., Washington D.C.: The George Washington University, School of Education and Human Development, <http://files.eric.ed.gov/fulltext/ED336049.pdf>, (アクセス日 2015/08/31)

- Ruhl K. L., Hughes C. A. and Gajar A. H. (1990) Efficacy of the Pause Procedure for Enhancing Learning Disabled and Nondisabled College Students' Long- and Short-Term Recall of Facts Presented through Lecture, *Learning Disability Quarterly* Vol. 13, No.1, pp. 55 – 64
- Ruhl K. L., Hughes C. A. and Schloss P. J. (1987) Using the Pause Procedure to Enhance Lecture Recal, *Teacher Education and Special Education* 10 (1) pp.14 – 18
- Stark, Joan S., Malcolm A. Lowther, Michael P. Ryan, Sally Smith Bomotti, Michele Genthon, Lynne C. Haven, and Gretchen G. Martens. (1988) “Reflections on Course Planning: Faculty and Students Consider Influences and Goals, Ann Arbor, Mich.: National Center for Research to Improve Postsecondary Teaching and Learning, <http://files.eric.ed.gov/fulltext/ED 316 067.pdf>, (アクセス日 2015/08/31)
- McKeachie W. J., Pintrich P. R., Lin Y. G and Smith D. A. F. (1986). “Teaching and Learning in the College Classroom: A Review of the Research Literature”, Ann Arbor: Regents of The University of Michigan, <http://files.eric.ed.gov/fulltext/ED314999.pdf>, (アクセス日 2015/08/31)
- 樋口耕一 (2014) 『社会調査のための計量テキスト分析』ナカニシヤ出版
- 山本裕子・七田麻美子 (2014) 「大学ゼミナールの研究活動におけるブレンディッドラーニング導入の効果と留意点」、*コンピュータ&エデュケーション* VOL. 37, pp. 61 – 66.

(常磐大学 国際学部 教授)

研究論文

建国初期中国の民族政策考—マルクス主義者民族論の系譜から

木 下 恵 二

Considering the National Minorities Policy in the Early Year's of People's Republic of China (PRC)

Abstract

The national minorities policy of PRC is a “policy of regional national autonomy”. The purpose of this policy is practically to promote cooperation between Han and national minorities under the Han leadership. It is not to grant the right of autonomy to national minorities in all respects. This policy means that the central government is considerate and respects cultures and religions of national minorities. It is not following the line of Otto Bauer's cultural autonomy for national minorities but the line of Lenin and Stalin's theories of national minorities.

Han practitioners of this policy widely shared an optimistic anticipation for assimilation adding to a perception of backwardness and distrust of national minorities, which changed this policy from what was first described as national autonomy. Nonetheless, this policy was maintained. That was why Mao Zedong affirmed and needed the policy to implement socialism for a domestic strategy, while he required the policy from the viewpoint of international strategy to solve the Tibet issue.

1. 問題の所在

19世紀末から20世紀初頭にかけて、いくつかの帝国が近代国家へ移行を迫られた。オスマン帝国、ロシア帝国、清帝国、オーストリア・ハンガリー帝国は、いずれも国民国家を前提とする近代国際システムに否応なく組み込まれ、そこで生存するために、自己変革に取り組まざるをえなかった。山本有造は、帝国の特性を、「帝国は多民族的な政治共同体であり、その内部は（多くの場合）エスノ・ナショナルな相違をもとに複数の領域（法域、行政域）に分割され、それらの間に階層的な秩序が形成されている」と説明し、かつ「複合的で階層的な帝国は、均質的で非階層的な主権国家である国民国家とは別の原理に基づいた国家システムである」と、帝国と国民国家の原理的な相違

を簡明にまとめている¹。帝国を原理的に異なる国民国家へと接合することは、困難な課題であった。

この課題に正面から取り組んだのは、マルクス主義者たちであった。柄谷行人は、「旧帝国が民族主義によって分解せず広域国家として存続したのは、民族よりも階級を重視したマルクス主義者が革命を起こしたところだけだ」と述べている²。民族とは別に、階級という観点をういたマルクス主義者は、ナショナリズムに基づく国民国家という形態とは異なる帝国の近代化を、理念的には構想しえたのである。オーストリア・ハンガリー帝国のマルクス主義者やロシア・ソ連のマルクス主義者は、それぞれ革命運動のなかで、民族問題をいかに処理するかについて考え、論争し、実践してきた。中国のマルクス主義者の民族問題に対する考え方や政策は、彼らの議論に多大な影響を受けている。このようなマルクス主義者の民族論と実践の系譜に、中国共産党の建国初期の民族政策を位置づけることが、本稿の課題である³。

このような試みの背景には、1990年代以降の日本におけるマルクス主義者民族論研究の深化がある⁴。これによって従来のレーニン、スターリンの民族論のみならず、彼らによる批判でしか知られなかったオーストロ・マルクス主義者たちの民族論の全容が明らかになり、それぞれの民族論を比較して議論できる地平に到達した。

これらの研究では、総じてオットー・バウアーの再評価、民族自治論に対する注目が焦点となった。中国の民族政策の中心は「民族区域自治政策」である。これは建国初期から今日にいたるまで変わっていない。それでは、中国の「民族区域自治」は、マルクス主義民族論の「自治」をめぐる議論を踏まえて、いかに評価することができるのだろうか。

本稿では、建国初期中国の民族政策について、マルクス主義者民族論の「自治」をめぐる議論を踏まえ、中国共産党の民族政策に関する言説を検討することを通じて、それがレーニン、スターリンの民族論と実践の延長線上にあったこと、さらに戦略家としての毛沢東の思考がそれを支持していたことを明らかにする。

1950年代前半の「民族区域自治政策」に対する先行研究の評価は、各民族の言語・文化・宗教の尊重を掲げ、一定の自治を与えたが、他方で統一国家の枠内にとどまることを明示したという点

1 山本有造編『帝国の研究—原理・類型・関係—』、名古屋大学出版会、2003年、10、11頁。

2 柄谷行人『帝国の構造 中心・周辺・亜周辺』、青土社、2014年、168頁。

3 柄谷行人は、ソ連が解体したにもかかわらず、中国が存続し続けている原因として、毛沢東の政策が清朝の政策を受け継ぐものであり、そこにはたんにマルクス主義にもとづくのでない王朝的「正統性」があったからであると論じている。同上、169、170頁。この議論の当否は置くとして、筆者は中国の民族政策に伝統的価値観や正統性の影響があることを否定するものではない。しかし、それらを考慮する前提として、同時代のマルクス主義者民族論のなかに、中国の民族政策を位置づけるべきだと考える。

4 丸山敬一、上条勇らの研究成果と、マルクス主義者の民族論の翻訳が発表された。主要なものとして、上条勇『民族と民族問題の社会思想史』、梓出版社、1994年、丸山敬一編『民族問題 現代のアポリア』、ナカニシヤ出版、1997年、丸山敬一『民族自決権の意義と限界』、有信堂、2003年、ローザ・ルクセンブルク『民族問題と自治』（加藤一夫・川名隆史訳）、論創社、1984年、オットー・バウアー『民族問題と社会民主主義』（丸山敬一ほか訳）、御茶の水書房、2001年、カール・レンナー『諸民族の自決権—特にオーストリアへの適用—』（太田仁樹訳）、御茶の水書房、2007年がある。

で一致している⁵。分離・独立、連邦制を否定した点を強調するが、「自治」について具体的に検討したものは少ない。本稿との関連で重要な先行研究の指摘は毛里和子と王柯の指摘である。毛里は民族区域自治を「特殊な地域に賦与された若干の地方自治と『民族の文化的自治』(オットー・バウアー)が混合したもの」と評価する⁶。それに対し、王柯は50年代前半の民族政策は「実に多くの点において周辺社会の掌握と安定という目標以上の内容が盛り込まれ」ており、「中共の『民族平等』を追求する姿勢は、そのマルクス主義政党的性格によるもの」であり、それはレーニンの教えに従うものであるとしている⁷。オットー・バウアーとレーニンは正面から対立した論敵であった。中国の「民族区域自治政策」はバウアーとレーニンのどちらの系譜に連なるのだろうか。

もう一つ興味深い先行研究を紹介しておく。沈寿文は、法学の観点から、現在の「憲法」と「民族区域自治法」を詳細に検討し、そこに相当な矛盾や曖昧さがあることを指摘しつつ、論理的に整理した結果、「民族区域自治」は民族自治でも地方自治でもなく、「民族区域自治権とは、民族自治地方が国家の配慮と優遇をうる権利である」と結論づける⁸。これは1950年代を対象とした研究ではないが、本稿の主張と重なるものであり、50年代の「民族区域自治」のあり方が、そのまま曖昧な形で法制化されたことを反映している議論であろう。

2. マルクス主義者民族論における「自治」論争

(1) オットー・バウアーの「民族の文化的自治」論

オットー・バウアーは民族が複雑に入り組んだオーストリア・ハンガリー帝国の現実を前に、地域原理に基づいた民族自治だけでは不十分であると考え、「民族の文化的自治」を主張した⁹。民族の文化的自治の前提として、まず成人の自由意志に基づく民族台帳の作成がおこなわれる¹⁰。その上で、「帝国全体において同一の民族に所属する人々のみを一つの公法的団体へと組織」する¹¹。この公法的団体が自治の主体となる。この団体は、「自民族の文化的必要に尽力し」、「学校、図書

5 例えば、佐々木信彰『多民族国家中国の基礎構造—もうひとつの南北問題』、世界思想社、1988年、加々美光行『知られざる祈り—中国の民族問題』、新評論、1992年、Mackerras, Colin. *China's Minorities: Integration and Modernization in the Twentieth Century*, Oxford, Oxford University Press, 1994. 佐々木信彰「現代中国の南北問題」、国分良成・星野昌裕「中国共産党の民族政策」可児弘明ほか編著『民族で読む中国』、朝日新聞社、1998年、毛里和子『周縁からの中国—民族問題と国家』、東京大学出版会、1998年、松村嘉久『中国・民族の政治地理』、晃洋書房、2000年、王柯『20世紀中国の国家建設と「民族」』、東京大学出版会、2006年、戴小明、潘弘祥等『統一・自治・発展—単一制国家結構與民族区域自治研究』、北京、中国社会科学出版社、2014年がある。

6 毛里和子、前掲書、49頁。

7 王柯、前掲書、235頁。

8 沈寿文『中国民族区域自治制度の性質』、北京、法律出版社、2013年、166頁。沈は民族自治には批判的であり、地方自治には肯定的な観点から論じている。中国の主流の議論や政府の立場とは異なるが、虚飾を取り払った「民族区域自治制度」の実際の姿がその議論からは浮かび上がる。

9 オットー・バウアー、前掲書、271頁。

10 同上、295頁。

11 同上、297頁。

館、劇場、美術館、民族的教育施設を建設し、「官庁語と司法語に習熟していない民族同胞に法的援助を与えること」と引き換えに、「そのような活動のために必要とされる資金を民族同胞への課税によって徴収する権利を持つ」。この公法団体の存在が「民族の文化的自治論」の独自性であり、この主張を「民族自治」たらしめている重要な点である。これは単なる少数民族の文化の保護、尊重とは異なる。

バウアーは、「民族の文化的自治」によって、民族が国家内で権力をめぐる闘争を遂行する必要がなくなると考えた。「国家は民族に関係ない、あらゆる民族に共通する利益の保護」のみをおこなうものとされ、国家を民族と切り離すことによって、帝国の近代化を実現しようとした¹²。

バウアーはマルクス主義者として、社会主義と民族の文化的自治論を以下のような将来像によって統合する。「社会主義は必ず民族性原理を実現することになる。しかし社会主義社会が、民族的共同社会を越えて、個々の民族の共同社会がまたそこに編入される連邦国家を、徐々に作ることによって、民族性原理は民族自治へ、国家形成の基準としての民族性原理は国家制度の基準としての民族性原理へ、転換する。社会主義的民族性原理は、民族性原理と民族自治とのより高次の統一である。」¹³ 世界規模での社会主義の拡大が、民族国家をより大きな国家に編入していき、その国家内では、彼がオーストリア・ハンガリー帝国について構想した「民族の文化的自治」が、それぞれの民族性原理を実現するものとして機能する、このような将来像を描くことによって、社会主義と民族の文化的自治を統合したのである。

(2) レーニンの国内少数民族に関する議論

レーニンはバウアーの「民族の文化的自治」に対し、それが労働者を民族別に分割してしまうと批判した。ロシア社会民主労働党（ボ）第7回全国協議会の「民族問題についての決議」は「文化的民族自治は、一つの地域に住んでいる、それどころか同じ一つの企業で働いている労働者を、どの『民族文化』に属しているかにしたがって人為的に分割するものである。つまり、それは、それぞれの民族の労働者とブルジョア文化との結びつきを強める」と指摘している¹⁴。レーニンにとってバウアーの主張は、「歴史の進歩」に逆らうものであった。

では、レーニンは国内少数民族に対しどのように対処すべきだと考えたのだろうか。彼は民族問題の解決策は「徹底的な民主主義」であると言う¹⁵。「あらゆる強制とあらゆる権利の不平等とを『同化主義』の概念からひきさったなら、民族的隔壁の破壊、民族的差異の除去、諸民族の同化をもたらす資本主義の世界史的な傾向が残る。」¹⁶ つまり、彼は民族間の敵意や不信が同化を妨げているが、

12 同上、297、265 頁。

13 同上、435 頁。

14 レーニン『レーニン全集』第24巻（レーニン全集刊行委員会訳）、大月書店、1957年、310頁。

15 レーニン「民族問題についての論評」（1913年）『レーニン全集』第20巻（レーニン全集刊行委員会訳）、大月書店、1957年、6頁。

16 同上、13頁。

徹底的な民主主義はそれらを取り除き、あとは資本主義が同化を促すと考えていた。また彼は、徹底的な民主主義、すなわち民族的抑圧の完全な排除、国家境界確定や分離の自由を含む完全な自由の実現は、社会主義によって初めてその可能性を持つとする¹⁷。ここでは、資本主義か社会主義かにかかわりなく、諸民族の同化は世界史的な傾向であることが前提とされている。これが彼の民族問題に対する基本姿勢であり、思い描く将来像であった。

では、同化するまでの各民族の文化に対してはどのように考えていたのだろうか。レーニンは、「真の民主主義の条件のもとでは、学校を民族別に分割しなくても、母語での教授、母国史等々の教授の利益を、完全に確保することは可能である」とし、また「政府がそのような活動を援助すること」を提起している¹⁸。レーニンは母語での教育を中心に、民族文化の維持発展に政府が援助を与えることを想定していた。同化はあくまでも自由で自発的なものであるべきだと考えられているため、それぞれの民族文化を維持したいという要求には、援助を与えることを認めていた。

晩年、レーニンは完全な同権の主張からさらに一步進んで、「諸民族の形式的平等をまもるだけでなく、生活のうちに現実生じている不平等にたいする抑圧民族、大民族のつぐないとなるような、不平等をしのぶことでなければならない」と述べ、つぐないとしての一種のアファーマティブ・アクションの必要性を認めた¹⁹。

レーニンは、民族を特別な基準として、一律に諸民族に自治を与えることに反対であった²⁰。バウアーが主張したように、全住民を民族別に公法的団体として組織し、自己を統治させることは、自然な同化ないしは融合を妨げると考えたからである。徹底的な民主主義によって、さらには一種のアファーマティブ・アクションを認めることによって、諸民族の不信、敵意を除去しようとし、その結果、諸民族の同化、融合を実現しようとした。

(3) スターリンの国内少数民族に関する議論

スターリンのバウアーに対する批判は以下の3点からなされた。第1に、文化的民族自治制は、「文化的」権利しか与えないが、自決は民族に完全な権利を与える。第2に、文化的民族自治制の思想は、単一の労働者党を、民族別につくられた個々の党に分裂させるための、心理的な前提を作りだす。第3に、民族自治制は、「その存在と未来とがうたがわしい『民族』におしつけられるば

17 レーニン「自決に関する討論の総括」(1916年10月)『レーニン全集』第22巻(レーニン全集刊行会訳、大月書店、1957年、378頁)。

18 レーニン「ロシアの学校における生徒の民族的構成」(1913年12月14日)『レーニン全集』第19巻(レーニン全集刊行委員会訳、大月書店、1956年、575頁)。レーニン「民族問題についての論評」前掲書、31頁。

19 レーニン「少数民族の問題または『自治共和国化』の問題によせて」(1922年12月30日)『レーニン全集』第36巻(レーニン全集刊行会訳、大月書店、1960年、718、719頁)。

20 レーニンは地方自治について必要性を認めており、地方の行政区画に際して、民族構成を諸条件の一つとして考慮することには賛成している。しかし、これはあくまでの諸条件の一つであり、一律に民族構成を特別視するものではない。また、地方の行政区画において、レーニンが最も重視しているのは、その地の住民の意思決定である。レーニン「民族問題についての論評」レーニン、前掲書第20巻、34、35頁。

あいには、もっと有害なものになる。」²¹

スターリンの批判において興味深いのは、「その存在と未来とがうたがわしい『民族』」について言及している点である。すなわち彼の理解では、存在と未来が確かな民族と、存在と未来の疑わしい「民族」とが区別されている。そして、彼は、文化的民族自治が、前者には自決が認められるべきなのに制限された権利しか与えない、後者には不必要に民族的結合を組織することによって反動的な指導者の手に大衆を渡すような、有害な結果をもたらすと批判しているのである²²。スターリンは、「おくれた諸民族をより高い文化の共通の水路にひき入れることによってはじめて民族問題の解決は可能になる」とする²³。つまり「おくれた民族」に必要なのは、民族自治ではなく、進んだ民族の「援助」と「導き」なのである。

スターリンはレーニンと同じく「国内の完全な民主主義化が、民族問題の解決の基礎であり、条件である」と述べた上で、民族問題の唯一の解決方法は、「地方的自治制である」と主張する²⁴。「それは人々を民族別にわけたり、民族的隔壁をめぐらしたりしないで、一反対に、この隔壁を破壊して、住民を結合し、こうして他の種類の区分に、すなわち階級による区分に道をひらく」からである。これはレーニンと共通する考えに基づいており、その考えを「地方的自治制」が実現しうるとスターリンは考えていた。

国内少数民族の文化について、スターリンは「少数民族に必要なものは、人為的な結合体ではなく、彼らのすむ地方における彼らの現実の権利である」と述べ、母語を使う権利、自分自身の学校、信教の自由、移動の自由などをすべて少数民族に与えよという。なぜなら「あらゆる種類（言語、学校その他）の民族的同権は、民族問題の解決において欠くことのできない条項である」からである²⁵。この点も、スターリンの主張はレーニンの主張と同じであり、少数民族に必要なのは民族自治ではなく、民族文化に対する保護、尊重であると考ええる。

1920年代に入ると、スターリンの考え方に変化が現れてくる。それを象徴するスローガンが「内容においてプロレタリア的（後に社会主義的）、形式において民族的」²⁶であり、政策が1923年に始まった「現地化（コレニザーツィヤ）政策」である。この政策の内容は、現地の民族言語の尊重、その言語による教育と幹部養成、現地民族幹部の優先的登用である²⁷。この時期スターリンは、

21 スターリン「マルクス主義と民族問題」（1913年）『スターリン全集』第2巻（スターリン全集刊行会訳）、大月書店、1980年、362～367頁、376頁。

22 同上、386、387頁。

23 同上、388頁。

24 同上、397、399頁。

25 同上、400頁。

26 スターリン「東方人民大学の政治的任務について」（1925年5月18日）『スターリン全集』第7巻（スターリン全集刊行会訳）、大月書店、1980年、149頁。スターリン「ソ同盟共産党（ボ）第16回大会にたいする中央委員会の政治報告」（1930年6月27日）『スターリン全集』第12巻（スターリン全集刊行会訳）、大月書店、1980年、389頁。

27 塩川伸明『多民族国家ソ連の興亡Ⅰ 民族と言語』、岩波書店、2004年、45～48頁。テリー・マーチン

遠い将来(全世界的規模での社会主義の勝利後、長い時間を経た後)の諸民族の融合を前提としながらも、近い将来の同化を否定し、各民族文化の発展と、「ソヴェト政権の民族化」を重視した²⁸。諸民族の文化・言語振興策のために、民族境界画定もおこなわれた²⁹。レーニンやスターリンがかつては批判した、民族を基準とした区分が実施されるようになり、レーニンが積極的に主張した楽観的な同化論は、20年代には影をひそめた³⁰。

しかし注目すべきことは、スターリンが決して民族の自治を目指したわけではないということである。「形式において民族的」の言葉通り、地方政権の民族化や各民族文化の発展支援は、社会主義の実現を目的としたものであり、それが目的に役立つからである。中央集権的な体制の構築を、現地化した、より民衆に浸透しやすい地方政権を通じて実現し、各民族の文化支援によって各民族の支持を得ようとしたのである³¹。この形式に内実を伴わせようとした人々は、ブルジョア民族主義者として、1920年代末から批判、粛清の対象となった。これと並行して、徐々にロシア文化の中核性が強調されるようになっていった³²。

以上、検討してきたように、レーニン、スターリンがバウアーの主張で決して容認できなかった点は、各民族が民族別の公法的集団を組織し、自らの文化を自らの責任で管理するという点であった。民族組織と内実の伴った自治(たとえそれが文化面に限定されとしても)を与えるべきかどうかが論点である。

レーニンは徹底的な民主主義によって、諸民族が同化ないし融合するという楽観的な同化論の立場に立っていた。自発的に同化するまでは、政府が各民族の文化保護を援助すれば十分であると考えた。晩年になって、抑圧してきた大民族が不平等を甘受して償いをしなければならないと主張したものの、基本的な考え方に変化はない。

スターリンは、基本的にレーニンの考え方を受け入れながら、未発展の「民族」に注目し、このような民族は、地方自治制を通して他の発展した民族から影響を受け、発展へと導かれるべきだと

はこの時期に注目し、ソ連をアフエーマティブ・アクションの帝国と呼ぶ。テリー・マーチン『アフエーマティブ・アクションの帝国 ソ連の民族とナショナリズム、1923年～1939年』(半谷史郎監修、荒井幸康ほか訳)、明石書店、2011年。

28 スターリン「東方人民大学の政治的任務について」スターリン、前掲書第7巻、147頁。スターリン「民族問題とレーニン主義」(1929年3月18日)スターリン『スターリン全集』第11巻(スターリン全集刊行会訳)、大月書店、1980年、374～380頁。

29 塩川伸明、前掲書、48、49頁。

30 スターリンは「民族問題とレーニン主義」のなかで、レーニンは諸民族の融合の過程が世界規模でプロレタリアートの独裁が実現されたのちに始まると述べたのであって、一国内の社会主義の実現と諸民族の融合を述べたのではないとした。そのように解釈することによって、自らの主張がレーニン主義と合致したものであることを示そうとしたのである。スターリン「民族問題とレーニン主義」、スターリン、前掲書第11巻、378、379頁。

31 塩川伸明、前掲書、45、62頁。スターリンは民族形式を用いることの目的を「プロレタリアートの独裁を強化すること」と説明している。スターリン「ソ同盟共産党(ボ)第16回大会にたいする中央委員会の政治報告」、スターリン、前掲書第12巻、389頁。

32 テリー・マーチン、前掲書、518、519頁。

考えた。やがて、レーニンが思い描いたような同化、融合への道は容易ではないことを実感し、遠い将来の融合を展望しつつ、むしろ同化を否定し、民族の形式を強化することを通じて、諸民族を統一国家に結びつけようとした。しかし、強化されていく民族形式に、内実を伴わせようとする人々が生まれた結果、彼らを肅清することになった。

以上のような、マルクス主義者の民族論とソ連の実践についての整理を前提に、次章では中国の「民族区域自治政策」について検討する。

3. 中国の「民族区域自治」の位置

(1) 「民族区域自治政策」をとる理由

中華人民共和国は、建国と同時に、「民族区域自治」の実施を表明した。これと民族の分離独立、連邦制の否定がセットであることは、これまで多くの先行研究が指摘してきた通りである。建国時の臨時憲法的性格を持つ「中国人民政治協商会議共同綱領」（1949年9月29日）は、民族政策について、国内の各民族の平等と団結を述べたうえで、「第51条 各少数民族が集住する地域では、民族の区域自治を実行しなければならない。その集住する民族の人口と地域のサイズに応じて、それぞれ各民族の自治機関を設立する。すべて各民族が雑居する地域および民族自治区内では、各民族は現地政権機関に適切な数の代表をもたなければならない。…第53条 各少数民族はみな、その言語文字を発展させ、その風俗習慣および宗教信仰を、保持あるいは改革する自由を持つ」と規定している³³。この文言は、各民族の自治が、その権限の範囲は不明確ながらも、少なくとも民族文化面を含んで認められていると読める。

中国が民族区域自治政策を選択した論理はいかなるものであろうか。建国の約1年前、当時中国共産党内で毛沢東に次ぐ地位にいた劉少奇はレーニンの理想と共通する主張を表明している。劉少奇は「国際主義と民族主義を論ず」（1948年11月1日）において、「すべての民族（大小強弱を問わず）が国際的にも国内的にも完全に平等で、自由に連合および自由に分立し、このような自由な分立（目的は目の前の各帝国主義国家の世界の大多数の民族に対する圧迫と束縛を打破することにある）と自由な連合（帝国主義の圧迫を打破した後に各民族が完全に自発的に連合すること）という相異なる具体的な道を経て、徐々に世界の大同へと進むこと」を主張した³⁴。完全な平等と自由のもとで、国際的にも国内的にも一つに同化、融合していくというレーニンの理念が、「大同」という中国の伝統的用語で表現されている。

33 人民出版社編『民族政策文件彙編』、北京、人民出版社、1953年、1頁。

34 これはレーニン主義の影響のもと出された「中国国民党第1回全国代表大会宣言」（1924年）の「中国国内の各民族の自決権を承認し、反帝国主義、反軍閥の革命勝利後に、自由統一の（各民族が自由に連合する）中華民国を組織する」とする主張と、それに対する支持を表明した毛沢東「連合政府論」（1945年）を下敷きとしている。中共中央統戦部編『民族問題文獻彙編』、北京、中共中央党校出版社、1991年、743、1179頁。

このような理念に基づいた上で、周恩来は中国人民政治協商会議代表を前に、中国が「民族区域自治」を採用する理由を説明した。周は「いかなる民族も自決権を有することは疑いない」と明言しつつ、「帝国主義が民族問題を利用して中国の統一を破壊」しようとしており、各民族が「帝国主義のそそのかしに耳を貸さないことを望む」とし、このために、連邦ではなく、民族区域自治を主張するのであり、「民族自治の権力を行使させる」と述べる³⁵。帝国主義から中国の統一を守るために、連邦制ではなく、民族区域自治を採用するのであり、その民族区域自治が民族自治であることを明らかにしている。

周恩来は1957年にさらに踏み込んで、「民族区域自治」を実施するのは、ソ連より同化が進んでいるからだと説明した。周は「わが国民族政策のいくつかの問題について」（1957年8月4日）で、「自然に融合し、繁栄に向かう」同化は「進歩である」とした上で、「歴史の発展により、中国各民族の多数は雑居しており、相互に同化し、相互に影響を与えあっている。中国の民族は多く、また相互に雑居しているので、このような民族分布状況ゆえに、ソ連と同じような民族共和国の方法をとることはできない」と述べる。また「中華民族全体が、対外的には長期にわたって帝国主義の抑圧を受けた民族」であり、「内部的には各民族が革命戦争のなかで同じ苦しみを受けて戦闘的友情を結びあって」きたがゆえに、「歴史の発展は、民族協力の基礎を与えて」くれており、民族区域自治制度が「民族協力に有利」だから実行しているのだとしている³⁶。歴史の発展によって、中国はソ連よりもレーニンの理念に沿った状況にあるという認識が示されている。他方で、民族区域自治が民族自治であるとする視点は見られなくなっている。このように、レーニンの理念を基礎とし、中国の国内民族関係に対する現状認識と目指すべき将来像から、「民族区域自治」政策が採用されたのである。

しかし民族区域自治が、建国時の周恩来や「共同綱領」が言うように民族自治であるとしたら、理念的にはレーニンの考えに沿いながら、政策的にはレーニンとは対立する政策をとったことになる。この点について、民族区域自治の実際を見ていく必要がある。

(2) 民族区域自治政策

民族区域自治が民族自治であるかどうかを考える上で重要な鍵となるのは、自治権を実際に行使する機関がいかに組織されたかという点である。この点に関して、民族ごとの自治機関が組織されることはなかったし、それが意識的に目指されることもなかった。毛沢東は1949年11月14日に「少数民族幹部を大量に吸収し、養成するべきである」という指示を西北局に宛てて出したが、そのなかで「現在の時期は一律に連合政府、すなわち統一戦線政府を組織すべきである」と述べて

35 周恩来「人民協会のいくつかの問題について」中共中央統戦部編、前掲書、1266、1277頁。

36 周恩来「わが国民族政策のいくつかの問題について」金炳鎬主編『民族綱領政策文献選編』、北京、中央民族大学出版社、2006年、579～583頁。

いる³⁷。連合政府とはすなわち、現地諸民族の協力的な有力者と中国共産党が派遣する指導者との連合した政府である。この時期、このような自治機関は、民族自治区自治機関と地方民族民主連合政府³⁸と呼ばれるようになったが、いずれの場合も単独の民族によって構成される機関ではなかった。また、各地域の権力の中心は共産党組織であった。党は民族別組織ではなく、その指導者のほとんどは漢民族であり、いかなる意味でも民族自治を担う組織ではなかった。政治権力の面から見た現実の「民族区域自治」は、党や政権機関に、現地民族の協力的な「代表」を加えるということの意味するものであった。

1952年8月9日「中華人民共和國民族区域自治実施綱要」が発表された。この第3条には「各民族自治区人民は本民族内部事務を管理する」とある³⁹。これは例えば、周恩来が「各民族内部の社会改革工作は各民族の自覚、希望に完全に依拠する原則を採用する。この面で強制的、命令的手段をとることに反対する。各民族の宗教信仰、その他の大衆的な風俗習慣については、人民政府と人民解放軍は不干渉の原則を堅持する」と述べたような、中央政府の基本姿勢を条文化したものである。⁴⁰しかし民族ごとの意思決定機関が存在しないなかで、「各民族の自覚、希望」を判断するのが結局中国共産党であることを考えると、これはあくまでも自治ではなく、上から与えられる民族文化への配慮や尊重であることになる。

この「実施綱要」には、「共同綱領」では触れられていなかった自治権の内容が明記された。ここで規定された内容は、実質的には自治とは呼べないほど極めて限定的なものであった。そこでは、経済、財政、軍事に関して、国家の統一的制度の枠内で自治区が職権を行使しうること、自治区が制定しうる地方的法規は上級人民政府（2級上まで）の批准を必要とするということが定められた⁴¹。これでは上級の行政機関の許可なしに、民族自治区の自治機関が法規を制定することができない。民族自治のみならず、地域的自治すらも、行政面での限定的な裁量権以上のものを認められていない。

このような「区域自治政策」の実際を確認すると、これがスターリンの民族論と政策に類似していることがわかる。スターリンは「おくれた民族」を、地方自治を通じて発展に導くことを考えた。そして政策において、民族形式を用いて中央の権力の浸透を図るとともに、各民族の民族文化

37 毛沢東「少数民族幹部を大量に吸収し、養成すべきである」中共中央文献研究室・中共新疆维吾尔自治区委员会編『新疆工作文献選編』、北京、中央文献出版社、2010年、27頁。

38 民族自治区自治機関は、民族集住地域を基礎とした自治区で設立される自治機関で、地方民族民主連合政府は、民族雑居地域で主に漢民族が自治区域内で多数を占める場合に設立された。ただし両者は明確に区別して適用されていたわけではなく、地域によって異なった。地方民族民主連合政府はやがて、自治区自治機関と一般の行政機関に解消された。李維漢「民族政策に関する若干の問題」（1951年12月21日）人民出版社編『民族政策文件彙編』第1編、北京、人民出版社、1958年、43～47頁。松村嘉久、前掲書、15～23頁。

39 「中華人民共和國民族区域自治実施綱要」人民出版社編（1953）、前掲書、164頁。

40 周恩来「人民の勝利を強固にし、発展するために奮闘しよう」（1950年10月1日）人民出版社編（1958）、前掲書、3頁。

41 「中華人民共和國民族区域自治実施綱要」人民出版社編（1953）、前掲書、166～169頁。

発展を援助することによって支持を得ようとした。しかし内実の伴った自治を各民族に認めようとはしなかった。

ソ連ではロシア人が最も進んだ民族であると認識されていたわけではなかったが、中国においては漢族が最も発展した民族であり、他の民族はすべて「おくれた民族」として認識されていた⁴²。中国は「おくれた民族」に「民族区域自治」のもとで、漢民族とともに政権を担わせ、漢民族の「援助」や「導き」によって社会主義的な発展へと導こうとした。中央人民政府委員会で「実施綱要」について報告した中央人民政府民族事務委員会副主任のウランフは、「漢族地域と隣接している自治区は、経済と政治の必要のため、一部の漢族居住区と城鎮を含むことができ、特殊な状況においてはさらに多くの漢族住民を含んでもよい。これは民族団結に有利なことに加え、自治区の建設にも有利である」と述べている⁴³。「民族区域自治」は決して特定の民族の政権を作り、自治権を与えるものではなく、複数の民族、特に漢民族との協力関係を実現することを目指すものであった。

民族自治区の区分が、単一民族で構成されることを優先するものではなかった点は、中国の民族区域自治が1920年代のソ連の政策よりも、むしろそれ以前の地方自治を重視したスターリンの考えに近いことを示している。「現地化政策」では、できるだけ単一の民族で構成されることを追求して、小さな単位まで民族ソヴィエトを作ろうとしたからである⁴⁴。中国は1955年に民族自治区を省、州、県レベルまでに限定した⁴⁵。

中国の「民族区域自治政策」は、漢族の主導のもとに現地諸民族と漢族との協力関係を築くための政策であり、「民族区域自治区」と認定されることは、中央からこの地域の非漢族に特別な配慮や文化の尊重が与えられることを象徴することであった。バウアーの主張した「民族的文化自治」ではなかったし、いかなる意味でも民族自治ではなかった。

(3) 民族区域自治政策への批判

民族区域自治が開始された当初、漢民族の政策執行者たちから多くの批判的な意見が出された。中央人民政府民族事務委員会の李維漢、張執一、ウランフらの報告は、そのような批判を列挙している⁴⁶。これらの批判は三つに大別できる。第1は民族区域自治の必要性への疑問である。疑問の

42 著名な文化人類学者である費孝通を始め、マルクス主義的な発展段階論に基づいた「進んだ / 遅れた」という認識は広く共有されていた。坂元ひろ子『中国民族主義の神話』、岩波書店、2004年、219～221頁。新疆南部で社会調査を組織した鄧力群も同じような認識を示している。鄧力群『延安整風以後』、北京、当代中国出版社、1998年、726頁。

43 ウランフ「中華人民共和國民族区域自治実施綱要に関する報告」（1952年8月8日）人民出版社編（1953）、前掲書、175頁。

44 テリー・マーチン、前掲書、58、106頁。

45 県より下のレベルの自治機関や民族民主連合政府の一部は「民族郷」となった。これは民族区域自治の範疇の外にあり、政策執行において少数民族の文化に一定の配慮がおこなわれる行政単位である。鉄木爾、趙頌人主編『中国民族郷統計分析與對策研究』、北京、民族出版社、2002年、17～19頁。

46 李維漢「民族政策に関する若干の問題」（1951年12月21日）、張執一「中南区民族工作の基本状況と今後の工作意見」（1951年12月30日）、ウランフ「中華人民共和國民族区域自治実施綱要に関する報告」（1952年8月8日）、人民出版社編（1953）、前掲書、80、154、171頁。

根拠として以下の諸点が挙げられた。もう民族平等になっている。ほとんど漢族に同化している。すでに政権に少数民族幹部がいる。大同の境地に向かうことを主張している。第2は少数民族に政権を任せることへの批判である。批判の根拠としては、以下の諸点が挙げられた。発展に寄与しない。非民主的になってしまう。民族平等が実行されない。先進民族から学ぶべきである。上級の人民政府の指導を受けるべきである。第3は少数民族の民族主義を助長するという批判である。

このような批判を見ると、漢民族の政策執行者たちに、同化への楽観的な期待、少数民族に対する後進性の認識と不信感が強く存在していることがわかる。「民族区域自治政策」が、当初民族自治として提起されたにもかかわらず、「実施要綱」が発表される頃までに、決して民族自治とは呼べないものになっていった背景には、このような意識があったと思われる。

李維漢たちはこのような批判に対し、レーニンの償いの論理を持ち出し、歴史的に形成された民族間の不平等を解消し、民族間の不信や敵意を払拭するために民族区域自治政策が必要であると説明した。毛沢東も1955年、56年にかけて繰り返し、少数民族の重要性を説いた⁴⁷。彼の論理は、レーニンの理念を持ち出す李維漢らとは違い、より現実的である。少数民族の居住地域は中国の総面積の6割にもおよび、物産が豊富で貴重なものがたくさんある。われわれの国民経済は少数民族の経済なしにはうまくいかない。毛は少数民族との団結なしに、中国はうまくやっていると実利面から漢民族指導者たちに語った。漢民族の側に根強い不満が存在したことが窺える。

(4) 戦略家としての毛沢東

建国初期の中国の民族政策が、基本的にレーニンの理念に基づき、スターリンの考え方と政策に類似した形で展開されてきたことを確認した。それでは、王柯が指摘するように、中国の建国初期の民族政策は、『導師』レーニンの『教導』によるものであると理解して良いのだろうか⁴⁸。確かにレーニンの理念の影響は否定しえない。これが中国の民族政策のあり方を規定していた一つの思想的基盤であったことは間違いない。しかし、毛沢東の言説を見ていると、彼がレーニンの楽観的な理念を信じて、このような政策を推進していたようには思えない。少なくとも資料からは、より現実主義的で戦略家としての毛沢東の姿が浮かび上がってくる。

毛沢東が社会主義実現の戦略として民族政策を考えていたことが明確に表れているのは、1953年7月16日中共中央政治局会議で民族政策について議論した際の談話である⁴⁹。そこでは、1952年秋以来中国全土で実施された民族政策執行状況の点検を総括した、中央統一戦線部の総括報告が議論された。その際、毛沢東は「政策とはすなわち策略である。策略とは、それぞれ時期の違いに

47 毛沢東「中国共産党全国代表会議での講話」（1955年3月21日）、毛沢東「農業合作化の論争と当面の階級闘争」（1955年10月11日）、毛沢東「十大関係を論ず」（1956年4月25日）金炳鎬主編、前掲書、530、531、540、541頁。

48 王柯、前掲書、235頁。

49 中共中央文献研究室・国家民族事務委員会編『毛沢東民族工作文選』、北京、中央文献出版社、2014年、183、184頁。

応じて、大衆のそれぞれの時期の覚悟の程度に基づいて、異なる策略を規定し、徐々に戦略目的を達成するものだ」と発言した。戦略目的は社会主義の実現である。彼は、少数民族地域での社会改革を平和的手段で徐々におこなうことを提起しつつ、「しかしこれはやはり階級闘争であり、階級闘争でなくてはならない。ただ比較的巧妙で、温和な、別の形式の階級闘争である。これは恩恵ではない」とも述べ、方法の違いはあっても、それが社会主義実現の目標のためであり、少数民族への援助も、穏健な社会改革の方法も、少数民族への「恩恵」ではないことを強調した。

毛沢東の民族政策の発言は、常に理念よりも、現実的な目的を実現する観点からおこなわれている。1949年11月14日に西北局の彭德懷へ向けて出された電報で、彼は「民族問題を徹底的に解決するには、民族反動派を完全に孤立させ、多くの少数民族出身の共産主義幹部がいるのでなければ不可能である」と指摘している⁵⁰。毛沢東の思考は常に闘争的であり、彼は生涯、革命闘争、政治闘争を戦い抜いた。民族問題に対する思考も同じであり、主要矛盾を捉え、闘争を重視する「矛盾論」的思考である。

毛沢東が民族政策を考える上で、社会主義の実現と並んで重視したのがチベット問題への対応だった。毛沢東は「チベットは、人口は多くないが、国際的地位は極めて重要で、我々は必ず占領し、人民民主のチベットに改造しなければならない」と述べ、チベット問題が国際戦略上重要問題であるという認識を有していた⁵¹。民族問題に関連する毛沢東の発言の大半を占めるのはチベット問題である。彼はチベット問題の解決を重視し続け、1952年にはチベットに関する重要問題は中央が処理することを決定し、4月と12月の2度に渡って、このことを西藏工作委員会と西南局に伝えている⁵²。

毛沢東はチベット問題に対処するにあたって、常に交渉と並行して戦闘の発生を想定し、その上でできるだけ味方を増やすこと、そのための譲歩を惜しまないことを方針とした。1952年5月23日にチベット政権と17条協定を調印したのち、毛沢東は『人民日報』の社説に次のような文章を書き加えた。「中央のこの政策は、単にチベットに対してのみならず、国内のすべての少数民族の兄弟民族に対しても同じである。政治、経済、文化、宗教など固有の制度の改革と風俗習慣の改革は、もし各民族人民および人民とつながりのある領袖たちが自ら望んでおこなうのでなく、中央人民政府が命令して無理やりやらせたり、漢族あるいは他族人民出身の工作人員が強制的におこなわせたりすれば、民族的反感を引き起こすだけで、改革の目的を達成できない。」⁵³ 毛沢東は繰り返し、少数民族の意思に反して改革を強制しないと繰り返し、17条協定は履行されなければなら

50 毛沢東「少数民族幹部を大量に吸収し、養成することに関する電報」(1949年11月14日) 金炳鎬主編、前掲書、419頁。

51 中共中央文献研究室・国家民族事務委員会編、前掲書、55頁。

52 同上、135、173頁。

53 同上、113頁。

ないが、望まない条項があれば、実施を遅らせて良いと言いつけた⁵⁴。

他方で、毛沢東はチベット側で反乱が起こることを想定し、それもまたわれわれに有利であると考えていた。1952年4月6日中央名義で出された「西藏工作に関する方針」では、これから1、2年以内に起こる可能性のある状況として2種類の状況を挙げ、チベットでの武装蜂起の可能性を指摘し、鎮圧を前提として、チベット軍改編の理由ができるため有利であるとしている。毛は1956年末にはより切実に武装反乱の可能性を予想し、相手に先に攻めさせること、反乱鎮圧によって、チベットの改革が実現できるといった点に言及している⁵⁵。

このようなチベット問題への取り組みは、他の民族居住地域での政策にも影響を与えていた。新疆で、中国共产党新疆分局の第1書記として活動していた王震は、1952年6月農村改革と同時に遊牧地域の改革をおこなおうとして、中央の方針に反したと批判され、書記の職を解任された。この王震に対し、毛沢東は1953年11月にこの件を振り返って、王がしようとしたことは「階級闘争の観点から見れば、誤りではない。新疆の範囲内で考えれば、同時に改革することはおそらく可能だったし、どちらでもうまくいった可能性は存在する。…しかし王震、君は新疆だけを見ていて、全局を見ていない。全局とは何か？…もし新疆が中央の計画を破って、土地改革と同時に遊牧地域改革をおこなったら、必ず周囲の省に影響が出る。その当時、ダライの問題はまだ解決していなかった。新疆がやれば、ただちにチベットに影響がでるだろう。…ダライを味方につけるわれわれの活動を妨げ、甘粛にも影響がでる。甘粛にも遊牧地域があり、チベット族がいる。寧夏にも、…同様に内モンゴルにも影響がでる」と語った⁵⁶。毛沢東はチベット問題を中心に、各地の状況を有利に整え、抵抗勢力を孤立化するという観点から、民族地域での政策を考えていた。

では、毛沢東は「民族区域自治政策」をどのように捉えていたのだろうか。毛沢東がこの政策そのものに言及することは決して多くない。しかし政策には肯定的であり、各民族が自民族の事柄を自分で管理するということを全面的に支持する発言をしている。例えば、チベットからの参観団の責任者たちとの談話で、毛は新疆や内モンゴル、延辺の地名を挙げながら、「区域自治を実行している各民族の事柄は、みなその民族が自分で管理しているのだ」と紹介している⁵⁷。また1956年に李維漢が民族政策の状況について報告する際、「民族自治地方の自治権利は有名無実か、あるいは名が多く実が少なく、主人となれていません」と述べると、毛は「それはよくない。根本的に状況を変えるべきだ」と応じ、会話の後半で改めて、少数民族が自分の事柄を自分で管理できるようになっていないことを挙げ、「我々が今日語り合ったのはこれを解決するためである」と念を押し

54 例えば、同上、191、236頁。

55 同上、258、260頁。

56 《王震傳》編写組『王震傳』、北京、人民出版社、2008年、404頁。

57 中共中央文献研究室・国家民族事務委員会編、前掲書、225頁。

た⁵⁸。この点に関して、毛は少数民族の支持を受けられる「良い」原則しか語らない。他の政策との矛盾や、現実の困難には目を向けず、原則がうまく実現していなければ、政策を執行している人々に責任があるとする。そして「良い」政策をとっているにもかかわらず、不満を持って反抗する勢力は弾圧する。これは、人民共和国期の他の政策、例えば農業集団化や文化大革命においても共通して見られる毛沢東の政治スタイルであった。

建国初期の民族政策は、確かにレーニンの理念を基礎としていた。実際に政策を立案していた人々の中には、その理念を信じ、実現しようとしていた人々もいたと思われる。しかしその政策を支えていたのは、最高指導者毛沢東の戦略家としての思考であった。それゆえ、1958年以降、毛沢東の戦略の変化と同時に、民族政策は実質的に廃棄されてしまったのである。まさしく「それぞれの時期の違いに応じて」、「異なる策略」が規定されたのである。

4. 結語

建国初期中国の民族政策の柱であった「民族区域自治政策」は、実際には漢族の主導のもとに現地諸民族と漢族との協力関係を築くための政策であった。また、その地域の諸民族に中央政府が特別な配慮と文化的尊重を与えることを象徴するものであった。

この政策は、社会主義がもたらしうる完全な平等と完全な自由によって、諸民族の同化、融合を実現できると考えたレーニンの理念と、諸民族の社会主義国家への統合を民族形式の利用によって実現しようとしたスターリンの考えと実践の延長線上にあるものである。文化面に限定した民族自治を構想したオットー・バウアーや、その他のいかなる民族自治とも本質的に異なっている。

民族自治とも受け取ることができる表現を用いながら、政策が民族自治からも、スターリンのソ連が実施したほどの民族形式の実現からも遠ざかった背景には、漢民族の政策執行者たちの一般的な認識があったと思われる。漢民族の政策執行者たちの間には広く、同化への楽観的な期待、少数民族に対する後進性の認識と不信感が存在していた。

それでも「民族区域自治政策」が維持されたのは、レーニンの理念に対する信仰の存在と、最高指導者である毛沢東の戦略的思考に基づく支持があったからである。毛沢東は社会主義の実現という国内的目標と、チベット問題の解決という国際戦略上の重要課題のために、少数民族の多数を惹きつける政策を必要としていた。闘争を重視する毛沢東にとって、「民族区域自治政策」は重要な闘争の道具であった。やがて政治状況の変化とともに、毛にとってこの政策は重要な道具ではなくなった。それゆえ急進的な社会主義を追求し始めた1958年以降、この政策は実質的に廃棄されてしまったのである。

このように建国初期「民族区域自治政策」の性格を理解したうえで、個別の少数民族地域におけ

58 同上、246～251頁。

る実際の政治過程が検討される必要がある。筆者の研究対象地域である新疆の政治過程の検討については、別稿を期したい。

【参考文献】

(日本語)

- 王柯（2006）『20 世紀中国の国家建設と「民族」』、東京大学出版会。
- オットー・バウアー（2001）『民族問題と社会民主主義』（丸山敬一ほか訳）、御茶の水書房。
- 加々美光行（1992）『知られざる祈り 中国の民族問題』、新評論。
- 可児弘明ほか編著（1998）『民族で読む中国』、朝日新聞社。
- 上条勇（1994）『民族と民族問題の社会思想史』、梓出版社。
- 柄谷行人（2014）『帝国の構造 中心・周辺・亜周辺』、青土社。
- カール・レンナー（2007）『諸民族の自決権—特にオーストリアへの適用—』（太田仁樹訳）、御茶の水書房。
- 坂元ひろ子（2004）『中国民族主義の神話』、岩波書店。
- 佐々木信彰（1988）『多民族国家中国の基礎構造—もうひとつの南北問題』、世界思想社。
- 塩川伸明（2004）『多民族国家ソ連の興亡Ⅰ 民族と言語』、岩波書店。
- スターリン（1980 年）『スターリン全集』第 2 巻（スターリン全集刊行会訳）、大月書店。
- スターリン（1980）『スターリン全集』第 7 巻（スターリン全集刊行会訳）、大月書店。
- スターリン（1980）『スターリン全集』第 11 巻（スターリン全集刊行会訳）、大月書店。
- スターリン（1980）『スターリン全集』第 12 巻（スターリン全集刊行会訳）、大月書店。
- テリー・マーチン（2011）『アフーマティブ・アクションの帝国 ソ連の民族とナショナリズム、1923 年～1939 年』（半谷史郎監修、荒井幸康ほか訳）、明石書店。
- 松村嘉久（2000）『中国・民族の政治地理』、晃洋書房。
- 丸山敬一編（1997）『民族問題 現代のアポリア』、ナカニシヤ出版。
- 丸山敬一（2003）『民族自決権の意義と限界』、有信堂。
- 毛里和子（1998）『周縁からの中国 民族問題と国家』、東京大学出版会。
- 山本有造編（2003）『帝国の研究—原理・類型・関係—』、名古屋大学出版会。
- レーニン（1956）『レーニン全集』第 19 巻（レーニン全集刊行委員会訳）、大月書店。
- レーニン（1957）『レーニン全集』第 20 巻（レーニン全集刊行委員会訳）、大月書店。
- レーニン（1957）『レーニン全集』第 22 巻（レーニン全集刊行会訳）、大月書店。
- レーニン（1957）『レーニン全集』第 24 巻（レーニン全集刊行委員会訳）、大月書店。
- レーニン（1960）『レーニン全集』第 36 巻（レーニン全集刊行会訳）、大月書店。

ローザ・ルクセンブルク (1984) 『民族問題と自治』 (加藤一夫・川名隆史訳)、論創社。

(中国語)

戴小明、潘弘祥等 (2014) 『統一・自治・発展—単一制国家結構與民族区域自治研究』、北京、中国社会科学出版社。

鄧力群 (1988) 『延安整風以後』、北京、当代中国出版社。

金炳鎬主編 (2006) 『民族綱領政策文献選編』、北京、中央民族大学出版社。

人民出版社編 (1953) 『民族政策文件彙編』、北京、人民出版社。

人民出版社編 (1958) 『民族政策文件彙編』 第1編、北京、人民出版社。

沈寿文 (2013) 『中国民族区域自治制度の性質』、北京、法律出版社。

鉄木爾、趙顕人主編 (2002) 『中国民族郷統計分析與对策研究』、北京、民族出版社。

《王震傳》編写組 (2008) 『王震傳』、北京、人民出版社。

中共中央統戦部編 (1991) 『民族問題文献彙編』、北京、中共中央党校出版社。

中共中央文献研究室・国家民族事務委員会編 (2014) 『毛沢東民族工作文選』、北京、中央文献出版社。

中共中央文献研究室・中共新疆維吾爾自治区委員会編 (2010) 『新疆工作文献選編』、北京、中央文献出版社。

(英語)

Mackerras, Colin (1994) *China's Minorities: Integration and Modernization in the Twentieth Century*, Oxford, Oxford University Press.

(常磐大学 国際学部 助教)

研究ノート

メキシコ系アメリカ人運動の多面性ールイス・M・バルデスの農民劇団ー

丸 山 悦 子

Diverse Aspects of the Chicano Movement

ー Luis M. Valdez and El Teatro Campesino ー

はじめに

1960年代から1970年代にかけ、アメリカ合衆国（以下、合衆国）で展開された公民権運動は、ベトナム反戦運動が大きな引き金となり、女性運動や環境保護運動、さらに合衆国の民主主義や資本主義体制への懐疑など、幾つもの社会変革の気運が連動し作用した一大運動であった¹。なかでも、マーティン・ルター・キング牧師を筆頭とするアフリカ系アメリカ人と、キングの理念に賛同するアメリカ市民による人種隔離撤廃運動は、1964年の公民権法成立を導いただけでなく、他のさまざまな社会的マイノリティに多大な影響を及ぼした²。

メキシコ系アメリカ人もその例外ではない。メキシコを出自とする人びとにより展開されたチカノ運動は、1970年を挟んだ数年間にピークを迎え、多様で幅広い階層の構成員による政治、社会、文化運動へと発展した。チカノという言葉はもともと、メキシコと国境を接する米国南西部州で用いられた、メキシコ人移民への蔑称であった。文化背景だけでなく、社会階層や職業など、社会的また文化的に劣る人びとという偏見に根差した呼称が「チカノ」であった³。それが1960年代になると、自らの民族的出自を恥じることなく、堂々と顕示していくべきだという思潮がメキシコ系アメリカ人の間で強まってくる。自分たちはチカノ、つまり労働者階級として合衆国で位置づけられたメキシコ系移民の末裔であることを誇りをもって表明する言葉として用いられるようになるのである。

チカノ運動とは、メキシコを出自とするものの、実際には多様な背景から成るメキシコ系アメリカ人の糾合を意図した、かなり政治色の濃い公民権運動であったとすることができる。メキシコ系住民に内在する階級や人種、世代やジェンダーに根差したさまざまな差異をいったん留保し、合衆国社会を動かす白人エスタブリッシュメントに対抗する政治的イデオロギーとして、いわば創造されたのがチカノ・アイデンティティであった。このことから、チカノ運動は急進的なメキシコ系

運動家のエスニック・ナショナリズムと映り、メキシコ系アメリカ人の間でも距離を置く人がいたのも事実である。だが、チカノ運動の意義は単なるメキシコ系アメリカ人の政治的決定権の増大に集約されるものではない。チカノ運動が広範で多様なメキシコ系住民を糾合することができた理由は、メキシコ系議員の選出や首長の当選を目指すことに終始したからではなかった。

実際に展開されたチカノ運動の中身としては、農業労働者を支援する運動や労働争議などがあり、特定農産物のボイコットや、大規模なデモンストレーションも頻繁に実行された。メキシコ系居住区では労働組合を支援する集会が頻発し、高校や大学では白人中心の教育プログラムに抗議するストライキも各地で実施された。さらに、運動の裾野は広範囲に及び、その手法は多岐にわたった。例えば、メキシコ風の絵画や壁画の作成を通じたエスニック・アイデンティティの表象や、詩や文学作品によるメキシコ系アメリカ人の葛藤の表明、そして演劇活動によるメキシコ系移民労働者の苦闘を描くものなどである。

本稿では、チカノ運動を従来のイメージ—戦闘的なデモンストレーション、白人アメリカ社会へのあからさまな対決姿勢、人種に基づく被差別意識など—によって描くのではなく、舞台芸術を媒介とした運動に焦点を当てて考察する。チカノ運動を多面的な側面から再考し、その意義の整理を目的とする。

本稿ではメキシコ系の文化人や芸術家でチカノ運動の推進役となった代表的人物として、劇作家のルイス・M・バルデス（1940-）をとりあげる。また、彼の芸術活動や作品の手法に大きな影響を及ぼしたセサル・E・チャベス（1927-1993）に焦点をあてる。バルデスは舞台演劇の世界で華々しい成功を収め、この分野におけるメキシコ系アメリカ人の存在感を示した。チャベスは労働運動の伝説的リーダーとして、農業労働者から圧倒的な支持と信頼を獲得した人物である。このように一見、共通点に乏しく、異なる分野で活躍した二人のメキシコ系アメリカ人が、チカノ運動の隆盛期に連携して重要な役割を果たしたことは注目に値する。

以下にまずバルデスの生い立ちを紹介し、舞台作家としての経歴に至るまでの背景を概観する。

ルイス・M・バルデス

舞台芸術作家であり映画監督でもあるバルデスは、その活動と経歴において幾つもの注目すべき要素をもち合わせている。ひとつには、バルデス自身が当時黎明期にあったチカノ学生運動の当事者であり、牽引者の一人であったという点である。さらに自らが専門とする舞台芸術を武器として、メキシコ系アメリカ人のエスニック・アイデンティティや移民農業労働者の問題を扱った作品を創作し、精力的な公演活動を展開することで、チカノ運動の知名度を全国的に高めた。1965年にバルデスは劇団テアトロ・カンペシーノ（El Teatro Campesino）立ち上げる。南西部州の各地でメキシコ系労働者が働く大農場や居住地を回り、農業労働者の待遇改善の必要性を訴えた。バルデス自身が手がける

舞台公演を通して、巨大農業企業による不当な労働者搾取を糾弾する役割を担ったのである⁴。

バルデスは1940年、メキシコ系アメリカ人で季節農業労働者として働く両親のもとに、カリフォルニア州デラノで生まれた。メキシコ人と移民労働者が混在して暮らす農場で育ったバルデスは、幼少の頃から自ら農作業に従事した。父の仕事の都合上、各地の学校を転々としながら思春期を過ごさなければならなかったが、この生い立ちと生育環境が、バルデス少年の政治志向に少なからぬ影響を与えることになる。日頃から農場での重労働や収穫作業に慌ただしく従事する両親やメキシコ系移民の姿に触れることで、郊外の農業労働者キャンプで舞台公演を行うという、後年のテアトロ・カンペシーノの活動スタイルの原点が、幼少期のバルデスに萌芽したと推測する⁵。

家族はカリフォルニア中部から北部の農場を転々とし、バルデスは短い就学期間をさまざまな学校で繰り返したが、やがて一家は、サンフランシスコ近郊の都市サンノゼに定住する。ようやく一家はここで、地に足のついた生活を営めるようになった。バルデス少年もこの地で高校に通い、充実した学生生活を送った。学芸会では人形劇、またクラブ活動では体操競技といった学内活動に積極的に参加している。彼の舞台演出の資質は、既にこの時期からいかに発揮されていたようである。高校を卒業後、バルデスは数学と物理で奨学金を得る機会に恵まれ、サンノゼ市にあるカリフォルニア州立大学へ進学を果たした⁶。当時、一般的なメキシコ系アメリカ人世帯では、親の世代が大学教育を受けていることは稀であった。バルデスもその例外ではなく、一家で大学へ進学した初めての世代であった。



1956年 サンノゼにて。左側の少年がバルデス。
(出典 “El Teatro Campesino 50th Anniversary Exhibit” サンノゼ州立大学図書館所蔵)

当初バルデスは大学で英文学を専攻していたが、かねてより興味を抱いていた舞台演劇に没頭し、専攻も変更する。同時に、彼は次第に政治への関心を強めていった。1960年代初頭、メキシコ系アメリカ人住民の間では、ジョン・F・ケネディ大統領が圧倒的な支持を集めていた。カトリック教徒の家系の出身であり、中南米諸国に対し友好的な政策を示していたケネディは、メキシコ系やその他の中南米系アメリカ人の政治的代弁者として、住民から熱い期待を集めていた。バルデスもその例外ではなく、メキシコ系アメリカ人の有権者登録等をすすめる、ビバ・ケネディ・クラブというキャンペーンに自ら参加し、積極的に民主党を支援する活動に参画している⁷。

加えて進学先のサンノゼ州立大学では、メキシコ系アメリカ人による活発な学生組織が誕生し始めていた。スチューデント・イニシアティブ (Si) は 1964 年秋にメキシコ系アメリカ人学生により結成された学生組織であった。上述のように、当時メキシコ系アメリカ人のなかで大学教育を受ける者は少数派であったが、前時代よりその割合は確実に上昇傾向を示していた。メキシコ系アメリカ人コミュニティでは世代の交代が進み、移民世代の親より、米国生まれの子供の人口が圧倒的に多くなっていた。1950 年代には 85% のメキシコ系住民が米国生まれとなっている。またこの頃、メキシコ系住民の大部分が都市居住者となり、世帯所得の増加が目覚ましかった。白人世帯との格差は依然としてあったものの、メキシコ系世帯の収入は白人よりかなり高い上昇率を示すようになっていたのである⁸。このような人口社会学的な変化や経済状況の好転が、メキシコ系住民を大学やコミュニティ・カレッジへと送り出す追い風となった。

Si は大学執行部に対し、人種的マイノリティとしてアフリカ系アメリカ人学生と同等の配慮を要求したり、メキシコ系アメリカ人の文化背景を尊重した卒業式の挙行を求めるなど、直接行動による手法を通して、急進的な学生団体として知られていた。しかし、Si が結成時に活動目的に掲げた大きな柱のひとつは、農業労働者運動を支援するための組織作りであった。1960 年代の初頭、カリフォルニアの大学キャンパスでは人種問題やベトナム反戦運動をめぐって、学生の政治的関心がかかなり高まりをみせていた。学生のなかには、デモなどの直接行動に参加することで、合衆国社会を変革しようという時代的気運に一体感をおぼえる者も多かった⁹。その頃、後述するセサル・チャベスが全国農業労働者協会 (NFWA) を有機的な組織へと発展させ、労働条件改善の団体交渉において成功を収めていた。メキシコ系アメリカ人学生の間では、大規模農業産業で働く同胞の労働者への関心が集まっていた。NFWA の運動を支援することは、農村部の労働キャンプとはかけ離れた環境で、都会の大学のキャンパスに身を置くメキシコ系アメリカ人学生にとり、父母や祖先の出自コミュニティを見捨ててはいないという証にもなったからである¹⁰。

サンノゼ州立大学に在籍していたバルデスが、このような学内環境に影響を受けたのは想像に難くない。上述のように、バルデスは大統領選挙でケネディを支援するキャンペーンに参加してい

たが、さらに労働運動やキューバ革命の理念に共鳴し傾倒していった。1964 年には進歩的労働党 (PL) の一員としてキューバへの渡航を果たし、現地でフィデロ・カストロとの出会いを刻んでいる¹¹。このような公民権運動による全国的な政治的思潮の高揚のなか、バルデスはメキシコ系アメリカ人に関わる大きな社会問題に目を向けることになる。そのきっかけとなったのは、セサル・チャベスの農業労働者運動であった。

セサル・E・チャベスと農業労働者運動

1960 年代半ば、全米で大きな注目を集め、メキシコ系アメリカ人に対する政治的・社会的認知度を高めたのはセサル・E・チャベスであった。南西部州を主な活動の舞台としたストライキを展開し、その中核組織として NFWA (National Farm Workers' Association) を牽引していた。バルデスがチャベスと出会ったとき、彼は全国的な知名度を確立しており、メキシコ系アメリカ人労働者を代表するカリスマ的指導者であった。以下に、バルデスの人生に大きな影響を与えることになるチャベスについて、経歴を記載する。

チャベスはメキシコ系アメリカ人三世として、1927 年にアリゾナ州で誕生した。チャベス一家は小さいながらも土地を所有しており、父親は幾つもの事業を経営していた。しかし、ニューヨークで発生した大恐慌の荒波はアリゾナの地にも及び、チャベス一家は土地を手放さざるを得なくなってしまう。こうして一家は、仕事を求めて移動を余儀なくされる農業労働者となった。幼くしてチャベスは経済的な困窮に加え、日常生活において自由のきかない移動労働者の生活を身に染みて味わうこととなる¹²。

後年チャベスは、全米で著名な労働運動の指導者として頭角を現すことになるが、彼を農業労働者救済の行動に駆り立てたのは、自身の季節農業労働者としての体験だけではなかった。チャベスは 17 歳のとき、米国海軍に入隊している。そこで目撃した、一般社会と変わらないアフリカ系やメキシコ系兵士に対する差別的待遇—同じ米国兵士でありながら、人種や民族的出自に根差した待遇の格差—に大きな矛盾を感じるのである。はからずも軍隊体験を通して実感した差別に対する不条理への怒りが、チャベスを人権擁護の闘いに目覚めさせることになった¹³。

海軍を二年余りで除隊したチャベスは国家に奉仕する軍人の勤めから一転し、労働組合の活動に参加する。やがてチャベスは、メキシコ系アメリカ人住民の公民権を擁護する CSO (Community Service Organization) の活動に参加するようになる。チャベスは CSO で草の根運動による住民動員と組織化の実力をつけ、中核メンバーへと成長していった。地域社会における住民運動の展開を目的とした CSO は、メキシコ系住民の有権者登録など、伝統的な手法にのっとり政治参画を目指す団体であった。チャベスはメキシコ系住民の権利擁護と地位向上という CSO の目的を共有しながらも、住民のなかでも政治的発言力が弱く、不自由な労働環境を強いられている農業労働者の窮

地を痛感していた。季節農業労働者の大半がメキシコ系住民にもかかわらず、CSO が労働問題を扱うことに及び腰で、多くのメキシコ系労働者を雇用する巨大アグリビジネスとの交渉を想定していないことに限界を見出したチャベスは、ついに CSO を脱退する¹⁴。そして、同胞が直面している喫緊の課題—都市部から離れた農業地帯で厳しい労働に従事する人びとの組織化—に本格的に身を投じるようになるのである。

農民劇団テアトロ・カンペシーノの結成

チャベスは 1962 年に全国農業労働者協会（NFWA）の前身となる、農業労働者連合をカリフォルニアで設立した。彼が積年の課題としてきたメキシコ系労働者の政治力獲得のため、本格的に活動を展開する組織がいよいよ始動したのである。敬虔なカトリック教徒でもあったチャベスは、NFWA の啓発活動やイベントにおいて、メキシコの聖母グアダルupesの宗教的シンボルを取り入れたり、キリスト教の理念を織り交ぜた演説を頻繁に行った。演説は英語とスペイン語の両方で行われることもしばしばで、NFWA の機関誌は両方の言語で執筆され配布されていた。さらに、文化的表象を巧みに取り入れて、メキシコの国章である鷲をかたどったデザインが NFWA の旗頭にされたりした¹⁵。このような戦略も手伝って、英語を理解できないメキシコ系農業労働者も NFWA に文化的な親近感を抱き、組合に参加する者が急増していった。

チャベスとバルデスが共闘するようになった経緯について話を移すと、二人の間には幾つもの共通点があった。バルデスが生まれたデラノは、チャベスが運動の草創期に活動拠点とした農業労働者の典型的な居住地域であった。二人はともに、季節農業労働者の家庭で生まれ育ったという背景をもっていたし、さらに移住先のサンノゼでも、メキシコ系アメリカ人と移民が集住するバリオで暮らした経験があった。バルデスとチャベスが互いに親しみを抱き、労働者運動を通じて繋がりを築いたのは、ごく自然な成り行きだったといえる。

上述したように、バルデスは社会主義に深い関心を寄せるなかで、自らの政治的信条の発露を具体的に表現し、発信する場を欲していたことは想像に難くない¹⁶。サンフランシスコに拠点を置き、社会風刺や時事問題を扱う劇団 San Francisco Mime Troupe で経験を積んだのち、バルデスは近郊の大学に通う学生に声をかけ始める。公民権運動やメキシコ系労働者の問題に関心を寄せる学生を探し、彼が立案する劇団に勧誘するためである。こうして、バルデスをはじめとする大学生らが中核メンバーとなりテアトロ・カンペシーノが誕生することになった¹⁷。

チャベスが主導する農業労働者運動に共鳴していたバルデスは、自らチャベスに話を持ちかけた。各地の農業労働者を啓発して組合に参加するよう呼びかけるために、彼が企画する劇団の構想を提案した。バルデスがもちかけた農業労働者運動の橋渡しとなる劇団の設立をチャベスは熱狂的に支持したという¹⁸。農業地帯で暮らすメキシコ系労働者を相手に、労働問題の所在や勤務環境の向上

に関心を向けさせるには、かなりの工夫が必要であった。これについてチャベスは、「私は多少画像を描かなくてはならない。そして、その絵に色をつけるのだ」と述べている¹⁹。つまり、その日暮らしをしている季節農業労働者に対し、具体的で簡潔に労働組合の意義を伝達する手段をチャベスは求めていた。この課題の解決のために、バルデスほど最適の人材はいなかったといえる。

バルデスのテアトロ・カンペシーノは、農業労働者に組合加入を勧誘する最高の啓発の場であり、最強の機動部隊となった。劇団はメキシコ系労働者が働く農場に実際に赴き、テントを張ってまず舞台を作りあげる作業から取りかかった。特筆すべき点は、バルデスはストライキを実践しているメキシコ系労働者に直接声をかけ、その経験を舞台で表現するよう依頼したことである。こうして舞台に立つことになった人びとは、もはや労働者を演じる俳優ではなく、農業労働の苦難と格闘を体現する労働者そのものであった。ストライキ現場の臨場感や、スト破り要員との交渉にともなう緊張感を、アドリブを交えて表現させるバルデスの舞台演出は、絶大な効果的なもたらした²⁰。こうして農場で公演を行うことで、金銭的に余裕のない労働者や移民も観劇を楽しむことができた。バルデスの農民劇団は、メキシコ系の農業労働者運動を大きく盛り上げ、NFWAの知名度を大いに高めたのである²¹。

バルデスとチャベス—エスニック・ナショナリズムの観点から

バルデスはこのように、脚本家また演出家として農業労働者運動の意義を舞台で表現することで、多くのメキシコ系アメリカ人労働者を感化し、チャベスの活動を力強く後押しすることとなった。テアトロ・カンペシーノの功績はこの点にとどまらない。リアリズムと即興性を融合させた舞台を通して、メキシコ系アメリカ人に対する差別や社会での疎外感を表現し、聴衆の間にチカノ・ナショナリズムを刺激し、喚起したことである²²。バルデスは自身のエスニック・アイデンティティ定義の考察に大きな精力を傾けていたことから、作品のなかにメキシコ系アメリカ人の文化的ナショナリズムを示唆する内容が散りばめられた。大学時代に英文学を専攻していた時期をもつバルデスは、ギリシャ演劇やローマ時代の喜劇作品に大きな影響を受けていた。ヨーロッパの古典に登場する奴隷のエピソードにメキシコ系アメリカ人の姿を重ねていたという。古典演劇の知識が、バルデスがチカノ・アイデンティティを描くうえで、また農業労働者向けの舞台における人物設定の構想に少なからぬ影響を与えていた²³。

しかしチャベスは、NFWAの運動がエスニック・ナショナリズムを扇動することを意図していなかった。むしろ、自身が急進的なチカノ運動のリーダーと見なされることを嫌ってさえいた²⁴。皮肉にも彼らの意思とは裏腹に、多くの歴史家が議論の余地なく、チャベスをチカノ運動の象徴的指導者として位置づけ、評価している²⁵。

この相矛盾するチャベスの政治意識と世間からの認識は、興味深く考察に値する点である。ひと

つには、当時のマスコミ報道により NFWA のストライキや交渉の様子が伝えられたことで、短絡的にチャベスがチカノ運動と結び付けられたことが考えられる。しかし、最大の理由は、農業労働者運動の真の成功はメキシコ系以外の人びとからの支援なしにはあり得ないことを、チャベスは痛感していたためである。NFWA は長い歴史をもつ主流労働組合である AFL-CIO とも強固な連携を保持していたし、キリスト教会からもカソリック、プロテスタントを問わず、広範な宗教者から支持を受けていた。また、学生組織では民主社会学生同盟 (SDS) など、メキシコ系以外の団体からも応援を受けていた²⁶。

さらにチャベスは、農業労働者運動の実践において、エスニックな連帯に全くこだわっていなかった。NFWA は 1966 年に United Farm Workers (UFW) へと改名され、再編成されたが、このきっかけとなったのは、フィリピン系農業労働者の組織である Agricultural Workers Organizing Committee (AWOC) との協力体制に基づく、発展的合併であった。同年 9 月、AWOC はカリフォルニア州デラノで雇用者である栽培業者に抗議するため、葡萄ボイコットの開始を決議する。既に NFWA で活動を展開していたチャベスは、この報を聞きつけると、AWOC のフィリピン系労働者に加わり、ともに葡萄ボイコットを実行することを伝えた。これが有名なデラノ・ストライキとなったのである²⁷。

フィリピン系労働者とエスニック・グループの境界を越えた共闘に踏み切ったことが示すように、チャベスの最優先課題はメキシコ系アメリカ人に限定されない農業労働者連合の形成であった。その目的のためには、チカノ運動のエスニック・ナショナリズムはむしろ足かせであった。

一方のバルデスは、1967 年頃には UFW の活動から身を引くこととなった。農業労働者の問題以外にも、メキシコ系アメリカ人を取り巻く課題を描こうとしたからである。チャベスとバルデスの間で、メキシコ系コミュニティを取り囲む問題への認識に大きな隔たりが生じていたといえる。チャベスの行動は、メキシコ系アメリカ人は労働者階級であるという基本認識に依拠していた。ゆえに、同胞コミュニティに内在する喫緊の課題とは労働問題であり、郊外の農業地帯で巨大企業に搾取されるメキシコ系労働者の擁護が最重要であった。チャベスの運動の主眼はあくまで階級闘争であり、メキシコ文化の称揚や借用は組合活動発展のための手段に過ぎなかったといえる。しかしバルデスは、チャベスとは異なる視野でメキシコ系アメリカ人のアイデンティティを捉えていた。テアトロ・カンペシーノで各地の農村地域を回りながらも、この頃メキシコ系アメリカ人の多くが都市居住者となっていることに気づいていた。都市のメキシコ系住民も労働者階級が大半であるという認識ではチャベスと一致していたものの、都市居住者は農業労働者とはまた別の差別や抑圧に直面していることを、バルデスは敏感に察知していた²⁸。

そのことを裏づけるように、UFW と離別した後に初めてバルデスが上演した作品には、かつてテアトロ・カンペシーノで上演したいわばおきまりの登場人物—動物になぞらえた貪欲で墮落した

雇用主と、彼に果敢に対抗する農業労働者—による、単純な問題解決の描写に終始することはなかった²⁹。労働者階級の家庭に生まれた背景をもちながらも、都市の大学で教育を受けたバルデスは、白人主流社会への同化を揶揄される立場にあった。都市の生活がもたらす同化、つまりメキシコ系文化ナショナリズムの希薄化は、郊外や都市に暮らすメキシコ系アメリカ人住民の経験と相通じるものがあった。

1970年前後のメキシコ系アメリカ人学生の状況を振り返れば、上述したように彼(女)らは家族のなかで初めて大学に進学した者が大半であった。大学進学は安定した将来を学生たちに期待させた反面、現実社会では、人種背景が個人の生活に暗い影を投げかけていた。このような環境のなかで、メキシコ系学生たちは自身の民族的出自や人種背景について否応なく考察、吟味し、定義したいという欲求をもつようになっていた。チカノ学生運動とは、激変しつつある合衆国社会の人種的枠組みのなかで、最高学府に身を置いたメキシコ系学生が自らの立ち位置を模索する過程のなかで発達したものであった。その意味において、チカノ運動はまさにアイデンティティ・ポリティクスであった³⁰。

おわりに

バルデスはチャベスの UFW を離れたあとも、メキシコ系青年への不当な暴力事件を扱った作品を手がけるなど、精神的に舞台公演活動を行った³¹。その後、バルデスはハリウッド映画界に進出を果たすことになる。自ら脚本を手がけ監督した『ラ★バンパ』(1987年)は、事故で夭折したメキシコ系アメリカ人ロック・シンガーの実話に基づいており、この映画は大ヒットした。この成功により、バルデスは一地方の舞台芸術家でなく、全米レベルの著名な映画監督としての名声を獲得することになった。しかし上述したように、演劇人バルデスの原点はハリウッドに代表されるショウ・ビジネスの世界ではなかった。チャベスの農業労働者運動を盛り上げた功績を考慮するとき、テアトロ・カンペシーノはバルデスの演劇人生の初期におけるもっとも重要な経験であり、またメキシコ系労働運動史の観点からも、画期的なプロジェクトであったといえる。

チカノ運動はそれまで周縁化されてきたメキシコ系のエスニック・アイデンティティを、人種意識へと変換することにより、参加者の大きな精神的支柱となった。本稿で概観したように、チカノ運動はさまざまな専門領域や分野の担い手によって展開された、層の厚い社会現象であった。ロドルフォ・アクーニャが的確に指摘したように、チカノ運動は一枚岩ではなく、地域レベルで画一的なものでもなかった³²。エスニック・アイデンティティの追及と描写という、一見労働運動とは相容れないテーマを追及したことで、バルデスはチャベスの活動から一線を画す結果となった。だが、二人が協力し実践した労働運動は、多くのメキシコ系住民の間に出自への誇りや自尊心を植えたという点で、意義は大きい。今後の論考の課題として、同時代に展開された別分野のメキシ

コ系アメリカ人芸術家の事例や、その活動がメキシコ系コミュニティの政治アクティヴィズムへ及ぼした影響を考察したい。

註

- 1 Stewart Burns, *Social Movements of the 1960s: Search for Democracy* (Twayne Publishers, 1990).
- 2 例えば、アメリカ先住民が失われた部族の領土や漁業権復活を要求する権利運動や、アジア系アメリカ人のリドレス（第二次世界大戦中に行われた日系アメリカ人の強制収容に対する賠償請求）運動などがある。
- 3 加藤薫『21世紀のアメリカ美術チカノ・アート：抹消された＜魂＞の復活』（明石書店、2002年）、43–48頁。
- 4 加藤、153頁。
- 5 Escamilla, Brian. "Valdez, Luis: 1940–: Playwright, Director, Writer, Actor, Teacher." *Contemporary Hispanic Biography*, 2002. Cited by Encyclopedia.com., Accessed on 23 Oct. 2015 <<http://www.encyclopedia.com>>.
- 6 “El Teatro Campesino 50th Anniversary Exhibit,” Cultural Heritage Center, Dr. Martin Luther King, Jr. Library, San José State University, August 31 – October 5, 2015.
- 7 Russel Contreras, “Viva Kennedy: JFK’s Pioneering Efforts To Win Latino Vote,” (November 25, 2012) <http://www.huffingtonpost.com/2012/11/25/viva-kennedy-jfk-latino-vote_n_2188069.html> (2015年9月10日閲覧)。
- 8 マニュエル・G・ゴンサレス、中川正紀訳『メキシコ系米国人・移民の歴史』（明石書店、2003年）、356–359頁。
- 9 Carlos Muñoz, Jr., *Youth, Identity, Power: The Chicano Movement* (Verso, 1989), p. 52; ゴンサレス、386–389頁；Suzan Froyd, “Luis Valdez on Cesar Chavez, El Teatro Campesino and the Christmas Play La Pastorela,” (December 6, 2013), <<http://www.westword.com/arts/luis-valdez-on-cesar-chavez-el-teatro-campesino-and-the-christmas-play-la-pastorela-5797733>> (2015年11月20日閲覧)。具体的な出来事として、1960年にはノースカロライナ州グリーンズボロで、アフリカ系アメリカ人に対するサービスを拒否する軽食堂に対し、抗議の座り込み（シット・イン）運動が始まった。同年、社会民主主義を掲げ所とする学生組織 Student for a Democratic Society (SDS) が結成されている。白人学生を中心とした組織であったが、南部社会で根強く残っていたアフリカ系住民への差別待遇と人種隔離に抗議する運動を展開した。SDSの理念と活動はメキシコ系を含む他のマイノリティ学生組織にも多大な影響を与えた。

- 10 Stephan J. Pitti, *The Devil in Silicon Valley: Northern California, Race, and Mexican Americans* (Princeton University Press, 2003), pp. 186 – 187; Juan Olivérez, “Chicano Student Activism at San Jose State College, 1967 – 1972: An Analysis of Ideology, Leadership and Change,” Ph.D. dissertation (University of California, Berkeley, 1991), pp. 40 – 41, 43 – 44.
- 11 Muñoz, Jr., p. 52: El Teatro Campesino Exhibit; Huerta, p. 25.
- 12 チャベスは37の学校を転々とし、8学年以降の学校教育を受けることはなかった。Richard J. Jensen and J. C. Hammerback eds, *The Words of César Chávez* (Texas A&M University Press, 2002), xviii; ゴンサレス、365頁。
- 13 Jensen and Hammerback xix; 中川正紀 (1992) 「ディレーノ・ストライキとチカーノのアイデンティティ」、『アメリカ研究』26、126頁。
- 14 Ignacio M. García, *Chicanismo: Forging of Militant Ethos among Mexican Americans* (University of Arizona Press), p. 30; 中川 (1992)、126 – 127頁; Jensen and Hammerback, xix.
- 15 加藤、148 – 150頁; Jensen and Hammerback, xxii, xxv; García, p. 30; 中川 (1992)、134 – 137頁。
- 16 Sylvia Mendoza, “Luis Valdez: A Trailblazer,” *Hispanic* (October 2000), p. 84.
- 17 Muñoz, Jr., p. 53.
- 18 El Teatro Campesino Exhibit; García, pp. 54 – 55.
- 19 Jensen and Hammerback, xxi.
- 20 Huerta, pp. 25 – 26.
- 21 Huerta, pp. 23 – 35; El Teatro Campesino Exhibit; 加藤、153頁; Rodolfo Acuña, *Occupied America: A History of Chicanos* (Pearson Longman, 2004), fifth ed., p. 328.
- 22 García, p. 53.
- 23 Huerta, p. 26.
- 24 Muñoz, Jr., p. 7; 中川正紀 (1992)、126頁; 中川正紀 (2002 – 2003) 「カリフォルニア農業労働運動と“非合法移民問題” – 1970年代前半を中心として –」、『フェリス女学院大学文学部紀要』37、70 – 71頁; 村田勝幸『＜アメリカ人＞の境界とラティーノ・エスニシティー「非合法移民問題」の社会文化史』(東京大学出版会、2007年)、230頁。
- 25 アクーニャは、チャベスがチカーノというエスニック・ナショナリズムを受け入れなかったことと認めながらも、農業労働者運動を成功に導いてメキシコ系労働者の問題を世の中に知らしめ、メキシコ系アメリカ人の政治的発言権を高めたことを評価している。ガルシアも同様に、肯定的な評価をチャベスに与えている。彼によれば、NFWAの活動によって、受け身で従順と見なされていたメキシコ系アメリカ人のイメージが一変した。このことからチャベスをキング牧師に相当する人物であると述べている。Acuña, p. 312; García, p. 31; 村田、229頁。

- 26 ゴンサレス、369 頁；村田、230 頁。
- 27 中川（1992）、129－130 頁。
- 28 Elizabeth Jacobs（2007）, “The Theatrical Politics of Chicana/Chicano Identity: from Valdez to Moraga,” *The Theatre Quarterly* 23－1, p. 26.
- 29 Jacobs, p. 27.
- 30 García, pp. 3－7; Muñoz, Jr., pp. 8－12.
- 31 二瓶マリ子（2010）「米国の芸術文化政策とチカノ芸術文化活動」、『移民研究年報』16、85－95 頁；Acuña, p. 250.
- 32 García, pp. 3－4; Acuña, p. 315; Jorga Huerta（2002）, “When Sleeping Giants Awaken: Chicano Theatre in the 1960s,” *Theatre Survey* 43: p. 24.

（常磐大学 国際学部 助教）

研究ノート

1950年代後半の日米協会と日米交流の分化 (1955 - 1960年)

飯 森 明 子

Exchange Activities of the America-Japan Society and the Divergence of U.S.-Japan Exchange Programs in the latter half of 1950s

I. はじめに

第二次世界大戦後、米国はロックフェラー財団などを通じて積極的に日米交流を支援してきた。とくにジョン・ロックフェラー3世 (John Davison Rockefeller III) と松本重治らが中心となって1955年6月国際文化会館が開館し、日米交流のみならず日本における国際交流の牽引機関を作り上げた。1950年代から60年代にかけて、日米政府関係者の政治経済の関係強化が進む一方で、国際文化会館を舞台とした知識人を中心とする知的交流と、日本の伝統芸能と現代芸術の発信を通じた日本文化の理解促進活動を含む日米交流が米国の強い意向と支援を受けて発展した。このことは、米国側の資料を駆使した近年のいくつかの研究⁽¹⁾が明らかにしている。

しかしながら、国際文化会館の開館は、戦前から開戦まで、さらに占領期も日米交流を事実上リードし、現在も活動する一般社団法人日米協会 (以下、「協会」と略す。) に対して、日米交流に新たな試練を突きつけることとなった。国際文化会館の開館準備から協会元会長樺山愛輔の他、協会会員や役員関係者が関与し、開館後も現在に至るまで、協会は国際文化会館との会合や様々な場面で協力関係にある。視点を変えれば、開館を契機に、1917年の設立以来1955年初夏まで日本における非政府民間国際交流のリーダー的存在であった協会に役割変化が起きたとしても不思議ではないだろう。

国内では、1955年は戦後外交を安定的に指導してきた吉田茂内閣が前年末総辞職し、内政における1955年体制が作られたが、日米外交は日ソ国交回復と冷戦下のイデオロギー対立のなかで対応に試行錯誤を重ねていた。経済面では戦後復興から「もはや戦後ではない」といわれる時期に入り、財界の内需拡大から貿易拡大への積極的姿勢が実を結び、高度経済成長への離陸が始まろうとしていた頃である。

既に筆者は協会の発足から 1950 年代前半までについて、いくつかの小論⁽²⁾を重ねてきた。本論はその続編であり、1955 年初夏に国際文化会館が開館して以後、1960 年吉田茂元首相が協会会長に就任するまでの、小松隆会長期（1950 年 - 60 年）の後半を扱う。国際文化会館開館以後の協会がどのように活動を展開したのか、どのような人物や関係諸機関と接点があったのか、本稿はもっぱら協会所蔵の編年業務資料「日誌」を分析し、読み解くことが第一の目的である。これまでほとんど明らかにされてこなかった日本側の国際交流機関が組織内部でどのように対応したのか、まず明らかにする必要があるからである。

1960 年の日米安保改定による日米関係の強化とともに、1960 年代に入ると国際交流でも様々な組織による活動が展開することになる。本稿で扱う時期は、そこへ至る前の、いわば国際交流における役割の細分化と交流機関の複線化への萌芽の時期と考えられる。すなわち日本がどのように国際交流に向き合うのか、そのあり方を転換するのか、戦後日本国際交流史における当該期の協会の意義を試みたい。

II. 1955 年後半

国際文化会館開館にあわせた協会での会合でロックフェラー 3 世は講演をおこない、日米二国間交流だけでなく国際交流への期待を表明した。国際文化会館専務理事松本も 9 月正式に協会に入会承認され、以来協会と国際文化会館との連携は容易となる。しかし樺山愛輔亡き後、樺山ほど国際文化会館運営に積極的に関わった幹部はなく、共催行事は多くない。

国際文化会館開館直後の 6 月、米国最高裁判事ウィリアム・O・ダグラス（William O. Douglas）は米国在日商業会議所との共同昼食会でレムニツァー（Lyman Louis Lemnitzer）第 8 軍司令官、新木栄吉日銀総裁、田中耕太郎最高裁長官を前に講演し、「東洋に於ける経済活動に日本の指導性の大なること、支那大陸との貿易の要などに言及」（6/27）した。日米関係と日中貿易のテーマを、日銀総裁ら両国の財界人に加え、米国第 8 軍司令官ら軍関係者らも列席するなかで講演するのは戦前から協会の常である。

本稿の扱う 1950 年代後半全体を通じて多くの記録が残されているのが、協会青年分科会を中心とする青年向け活動である。すでに 1952 年から始まった日米知的交流としてのフルブライト交換教授と、1953 年から始まったキッシンジャー（Henry Alfred Kissinger）主導のハーバード国際セミナーと、二つのプログラムの定期交流は日米交流の雄として定着していた。⁽³⁾ 7 月フルブライト交換教授として渡米した英文学の西崎一郎お茶の水女子大学と、田中英夫東京大学助教授が米国留学の感想を演説し、小松会長も米国交換教授らの歓迎茶会で「日米親善相互理解の根本は個人的の交際にある事、最近自分がアメリカを訪問して半世紀も前の友人が今更友情を示して呉れた事を例示して、来日教授が今後日本に於ける生活も其意味で十分やって頂きたい」（10/8）と挨拶

し、学生時代の米国での体験の意義を強調した。同月、ハワイ大学シンクレア (Gregg Manness Sinclair) 教授も「昔日の日本と今日の日本とを比較し、将来に於ける日米提携、ハワイ大学の使命感等に言及せる好演説」(10/28)をおこなった。学生も教員も知的交流が長期的な意義を持つことを確認している。

青年委員会と学生文化交流委員会 JCCIS (Joint Committee on Cultural Interchange with Students) が検討していたのはフルブライトほか、夏に米国留学する日本人の送別会や関連する行事の担当者振分けがあった。さらにこの年は「留学生相談所」(6/13)に対するアジア財団からの寄付に注目できる。アジア財団は米国による支援によって反共活動へ資金提供や協力活動をおこなう団体であり、冷戦下の渡米留学生支援の活動にも資金援助があったことが確認できる。

7月にはハーバード大ら渡米留学生送別園遊会が三井倶楽部で開かれた。来賓にはロックフェラー3世の他、新木日銀総裁、松本、文部省国際協力課長片岡甚太郎ら28名、渡米学生教員138名他、出席者総数405名を集めた。園遊会では全米を4地区に分け、地区ごとに留学生と先輩との歓談の便を計らった。JCCISは22関係団体⁽⁴⁾からなり、当時の日本における日米交流に関わる諸団体がほぼ関与していた。が、実際のとりまとめ運營業務は協会がおこない「必要以上に繁多」(7/8)であったとの吐露がある。

このような組織との連携を図るためにも広報誌は重要な役割を果たす。2年間慶応義塾大学図書館においてフルブライト交換教授として来日していたボーン (George S. Bown) は、協会の出版委員会に必ず出席して「Bulletinの原稿編纂非常に熱心なる協力」(9/28)してきたが、9月末帰国した。ボーンは、1952年10月に戦後復刊されたばかりの機関誌 Bulletin を積極的に支援し、発刊編集を通じて協会の広報事業を安定的に成長させた。

協会と外務省との関係が大きく変化を始めたのは、この年の後半であった。実務を担ってきた武藤義雄主事が、7月から日本ユネスコ国内委員会事務局事務総長に就任、後任に外務省から蜂谷輝雄が10月1日、協会主事として活動を始めた。着任当日から蜂谷は早速、皇居内見学の相談に宮内省に出向くなど、非常に精力的に外務省の他諸官庁や関係者と接触を続けていく。

折から9月下旬、協会の財政状況を改善するための法人会員獲得も協議され、経団連会長石川一郎の帰国歓迎午餐会を開催した。これもまた財界、とくに経団連との結びつきが顕著となる転換点であった。入会委員会で蜂谷は「差当り案として、銀行、保険会社、外国貿易、商社、紡績会社、水産会長、建築業者、船会社の中より一流又は米国と関係ありと思はれる商社名のリストを提示し、本日の委員会委員中より夫々勧誘する事を希申す」(10/20)と、法人会員入会申し込みが急増し、協会財政の安定化と財界の連携が順調に進むことになる。

さらに蜂谷の活躍が顕著になっていく機会は、12月自由民主党が成立した時である。「鳩山総理大臣を当協会の午餐会に招待し時局問題、日米関係等に付一場の講演を得度き旨本年当初松本官房

副長官を通じ願出たる事あり」（12/10）、ようやく年末に 2 党が合同したことから蜂谷から官房長官へ再連絡し、再依頼することになる。

1979 年に専務理事在職中に没するまで協会の運営実務に携わった蜂谷は、1895 年生まれ、1919 年東京高等商業専攻部領事課を卒業して外務省に入省、初代ブルガリア大使や自由インド仮政府公使としてビルマ出張の経験がある。また吉田茂が奉天領事や英国在勤中には部下として、戦後まもなく私設秘書として、吉田の側近のひとりでもあった。とくに 1938 年、短期間ではあったが外務省文化事業部長として戦前の日米学生会議を担当するなど、戦前日中戦争期の国際交流を外務省において知る数少ない人物のひとりである。学生交流や知識人を中心とした日米知的交流は現代まで続くが、戦後の交流環境を積極的に整えたのも国際交流の現場を知る蜂谷の存在が大きい。

やがて「蜂谷より米国事情を会員其他の日本人に紹介する事が本協会設立の主旨に合致す可しとの見地より適當の講師を依頼し講演を午餐会以外に依頼する事の可否を苦言し適當の講師を次回迄に探し見る事とせり」（12/20）と、従来の重点方針であった米国情報の日本への発信が、日本から米国への情報発信へと方向転換が図られていく。1955 年秋以降の蜂谷の動きは、協会と外務省、政府、与党自民党、さらに財界をつなぎ、のちに確固たる基盤で日米関係を支える日米交流組織へとつなげていくことになる。

Ⅲ. 1956 年

短期間の事業として協会が仲介し、とりまとめ役として活動したのが、1955 年 5 月から渡米していた広島の被爆女性治療に対する支援であった。⁽⁵⁾

前年 10 月「広島原爆少女に関する委員会」報告では米国における外科治療で 22 名は「満足す可き状況」にあるが、残る 3 名の治療は困難であった。「Dr. カズン氏らの熱意、病院側の非常なる親切、それに原田医師の熱意と、この三者が巧みに合致した為」（1955 年 10/12）だが、費用の問題もあり原田医師は 1955 年末帰国していた。

この事業は、日米両政府の原子力振興策のひとつとして被爆者治療をおこない、それによって反米感情の緩和を図る側面もあった。だが、1956 年春には手術中に 1 名死亡、「原爆患者治療は今回を以て一応打ち切り」（4/17）となった。しかもこの運動のリーダーであるジャーナリスト、ノーマン・カズンズ（Norman Cousins）らとの連絡調整に携わっていた協会は、理事会で「其委員会か必しも日米協会の委員会と認め得ざる事及既に事実上終了したる事等に鑑み」（6/4）と完全撤退を決定し、まもなく治療を終えた女性第一陣 9 名は 1 名の遺骨とともに帰国した。

すでに 5 月カズンズより都筑正男宛に「広島並長崎原爆患者の治療に関し米国として協力し得可き具体案に付問合せ」（7/5）が来ていた。7 月の会合には、都筑正男（東大名誉教授）、塩

田広重（日赤病院長）、平賀稔（聖路加病院）、村田聖明（ジャパンタイムズ）、広島事務所の松原豪雄ら、米国側からハウズ、協会から小松、蜂谷ら関係者が集まり協議した。席上、「今後広島及長崎に設立せらるる原爆治療病院」に対し、「一、運営費を米国側より働く事、二、治療は日本側に於て行なひ米国側は顧問的立場に於て援助を与ふる事、三、中心を日赤に置く事」が話題となった。とくに第2項については、「米国側のある程度治療に関与せしむる事が米国側より金を引出す所以」（7/5）との発言もあり、これらをカズンズに伝えた。しかしながら、11月残る13名の女性は他の同行者と共に帰国、協会で彼女らと関係者を招待した特別午餐会が開かれた。帰国時にはマスコミの注目を浴びたとはいえ、広島の被爆女性治療は様々な課題を残して終了する。⁽⁷⁾

この年は、後述する1960年の「日米修好百年祭」（以下、「百周年事業」とする。）への前段階の準備が始まっており、その方向を握るのは財界関係者であった。評議員を増員して元蔵相渋沢敬三ら加わり、交代間もない経団連会長石坂泰三（1956年2/21 - 1968年5/24）が、「戦后十年間の日本の経済的恢復が著しき事、其恢復の生糸輸出より鉄製品に移行せる事、又米国の生産性本部の視察より米国経営者哲学が消費者株主を主として自己の利益を後廻しとなし居る事は日本経営者も大に学ふ可き事、また日本が経済的自立を図る為には世界経済の一環として協力の要あり、此点より日本が東西両陣営の仲介者立場に於て利己的觀念を棄てて協力する事の必要等を説」（4/27）いた。以後、石坂は協会にも要所で関与していくことになる。

蜂谷自身も業務日誌の最後の頁にこの年の個人的述懐を掲げ、こう振り返る。

「本一ヶ年を通じて協会の業跡^(ママ)は格別の大きな事業として挙げられるものはなく至つて平穩裡に滞なく終了した」。なかでも、9月末のハリス来日百年記念晩餐会での吉田前総理の演説について、鳩山による日ソ国交回復交渉後、賛否両論が喧しい時だけに注目されたこと、「徒にソ聯側に媚態外交を示す事は其時宜に適せずと明瞭なる態度^(カ)を示した事は注目された」。確かに蜂谷の言うように、比較のおだやかな一年だったといえるだろう。

IV. 1957年

1957年の行事はアリソン（John Moore Allison）大使送別会で幕を上げた。アリソンは「日米関係の将来に付原稿なしの演説を為」（1/18）し、日米の同盟関係強化を望んで帰国した。

さっそく協会の活動に変化がもたらされた。2月8日、ロックフェラー3世招待茶会について、国際文化会館理事松本と蜂谷が打ち合わせをおこない、国際文化会館と協会の役割分担が明らかになった。席上、

「一、文化会館側は二六日に国際文化会館にてレセプションを行なふ」

「二、文化会館側に於て招待す可き人々は米国大使を含む外交団関係者及主として文化人例へば大学々長等及同会館の維持会員となりくれたる各社重役其他」

「三、日米協会としては政治家を主とす、但し従来此種会合に招待し居りたる知名士は従来通り招待す。又高松宮秩父宮三笠宮三殿下は日米協会で招待申挙ぐる事に異存なし」

「尚峰谷より日米協会としては国際文化会館の事業を出来得る限り助長援助す可きもの故、会館側の支障なき様十分協会致す旨小松会長の意向を伝へ松本理事も此点感謝すと」協議し合意した。

すなわち、国際文化会館は知識人を中心とする人々を担当し、従来通り高松宮秩父宮三笠宮も協会に招待する他、協会は、「政治家を主とす」る分担が明確にされたのである。この傾向は、政治家らの登壇回数の増加やそれぞれの演説内容からも読み取ることが出来る。

たとえば、朝鮮戦争に参戦した米海軍カラハン（William M. Callaghan）極東司令官は送別午餐会で「日本海軍の現状の不満なる事、之を増強する要ある事」（8/31）に言及した。戦前はともかく、戦後両国の軍関係者の演説は激減するなか、軍事に関わる言及が協会が続いていたことが重要である。まもなく協会会員に向けて大々的で定期的な米軍基地見学会が始まる。10 月末には防衛大学校と米軍航空母艦の見学会が開かれたが、日本の対米世論が厳しくなるなかで、当初計画の数分の 1 の参加者しかなく、冷戦下の日米協力体制作りにも現実の理解促進活動が急がれていた。

この点で、マッカーサー（Douglas MacArthur II）新大使着任はひとつの転換点であった。マッカーサー大使歓迎会への駐日米軍陸海空司令官の招待について「軍側の色彩を濃厚ならしめる懸念ありとの米国人側の意見」（3/6）も現れ、敢えて今回は招待しないことを決定し、反米世論に配慮した。事実「特に今回の如き歓迎会には米国大使に対する日本人側の歓迎の意を強く表面に出す事が日米親善の上に重要と認められたるもの」（3/22）で、約 600 名の出席者を集めた。マッカーサー大使は協会の行事で初の公式演説をおこない、「同じ基本的目的と利害を持つ日米両国は将来も全面的なそして同等の立場に立つ協力関係を持ち続けること」（3/22）と信じると強調した。

一方、日本側もまもなく帰国した谷正之大使が帰朝歓迎会で「米国民の国民性が民主的公開性にして重要問題に付きても常に与論による討議論評が行はれたる后決定せらるる為め進歩ある事を彼のアイゼンハワー・ドクトリンに於て其例を見たる事等を例証し又岸総理の訪米が将来の日米提携上の重要な役割を演ずるものなる事を強調」（5/2）した。続いて渡米直前の朝海浩一郎新大使も「日米関係が目下重要な段階に在る」（5/14）と演説し、新旧どちらの大使も日米関係の強い緊張感のなかでの大使交替であることを強調した。その後、協会主催で岸信介首相訪米帰国後の帰朝歓迎会をおこない、藤山愛一郎外相新任歓迎会でも「日米経済外交、中共問題等」（8/9）にも触れる演説をおこなうなど、政府関係者の登壇が増えていく。

このように政治が協会の活動に全面的に登場すれば、文化交流の活動も徐々にその性格を変え始める。その背景には米国政府の対日文化政策も、1950 年代半ばから民間による交流活動へ、すなわち「people to people」⁽⁸⁾へと変化していたことも大きい。

すでに 5 月から宮内庁雅楽チケットの配布は、従来の協会経由ではなく、各国外交団に直接渡

されるようになっていた。戦前から日本文化の紹介行事を各国外交団や在留外国人に広報してきた協会だったが、このことは日本文化紹介行事やその発信の役割から協会が離れ始めることを意味した。また協会での米国広報文化交流局 USIS (U.S. Information Service) による米国映画会の開催も徐々に減少 (5/20) しており、翌年になると、さらに少なくなっていく。USIS の利用については、米人会員に「反共運動と USIS の結びつきに私見を顕わにする」(10/22) 者もいたことは、協会における USIS 行事減少とも関係があっただろう。

さらにアメリカ文化センター ACC (American Cultural Center) の移転計画は、協会の立場と性格をいっそう浮き出すこととなった。すなわち芝のアメリカ文化センターが移転を余儀なくされることについて、「日本・アメリカインスティテュートを組織し適当の場所に同居する案」(4/12) や「日米協会とアメリカ文化センターの合同事務所」(6/21) の案が浮上したのである。協会理事デヴィス (Davis Thomas Potter Jr.) は「日米協会がアメリカ文化センターに利用されるが如き事は面白からざる」(6/21) と意見を表明し、合同事務所案は難しいと判断された。

小松も「日米協会両国政府より補助等を受けざる純然たる民間団体なる事、利潤追求を目的にし居らざる点に付世上の誤解を生ぜざる方法」(8/22) が必要であり、協会の民間団体としての独立性確保が重要との方針を示した。外務省も新任のアメリカ局次長田中参事官は、合同事務所案には「情報局とも相談の要ある」(8/30) と消極的であった。結局、協会としては「紐付き」でなく、「別個に二国間機関を構成して受け入」(11/29) るというものであった。すなわち米人側でも協会側でも、九段会館という立地条件のよい場所であれ、互いに別個独立した民間組織として交流事業を続けることを選択したことを意味する。言い換えれば、協会と日本政府が接近することが容易になったともいえる。

一方、青年層に対する活動は徐々に大衆化への活動幅の拡大を始めている。とくに米軍関係者の帰国に伴う英文古書の寄贈運動は大規模なプログラムとなっていく。始まりは、カリフォルニア大学同窓会員でもあるクレイ中尉 (Lt. Clay) で、同会の「リーダーズ・ダイジェスト等英文古雑誌の寄附を集め日本人学生に配布している仕事につき説明があった」(9/12)。青年分科委は、すでに 55 年 10 月より進駐軍の使用した英文古書を日本学生が利用できるように調査を始めていた。その上で、9 月には 5 万冊に協会のスタンプを押し、10 月末の段階で 35000 冊以上を大学など約 50 校に配布する一大プロジェクトとなり、翌年までに 80 校以上の大学や学校に約 4 万冊が配られた。

もうひとつの注目すべき活動は協会の姉妹都市交流への支援である。日本における最初期の姉妹都市交流の一つに米国パサデナと三島市の交流がある⁽⁹⁾が、小松は協会会長として 7 月交流締結の調印式典に出席した。小松が三島出身であったことも姉妹都市交流締結の背景にあったと推測できる。以後、日米間で姉妹都市交流が増加し、日米相互理解に成果を挙げていく。このような英文古

書の寄贈や姉妹都市交流など、のちの草の根交流にも通じる一般市民向け交流活動が現れるのが、この年の特徴であった。

V. 1958 年

経済成長が進み始めていた 1958 年、協会でも経済問題と、冷戦下の日米関係強化に関する記録が多くみられるようになる。年明け早々、山際正道日銀総裁の演説「世界経済と其関連における日本経済の動向」は「大変好評であった」（1/23）し、翌月 2 月の米国事情セミナーでは労働ユニオンに関して「学者ではないが実業家であり又日本の労働事情研究に来て居る点等から興味ある講演」（2/14）であった。日本における労使関係の変化や経済成長に伴い、法人会員関係者の関心事が取り上げられている。

法人会員も同年 4 月から未加入社に入会勧誘状を発送し、1 ヶ月の間に 13 社の申し込みを獲得した。将来的に計 200 社 600 万円の年間会費により、財政的な基礎を作ろうとする戦略的な法人会員獲得は成果を表し、法人会員数は順調に増えていった。

一方、第 4 次日中貿易協定、長崎国旗事件と日中関係を巡って様々な変化があらわれたように、この時期は共産圏との貿易拡大も日本の課題であった。1958 年は、協会幹部がこのような状況の中でどのような態度を示すかは注目できる。

折から藤山愛一郎外相は横浜日米協会の演説で、日本の「中共不承認政策に変更はない事を確認」（4/7）した。その姿勢は 4 月、自由アジア協会（会長芳沢謙吉）の「対策意見交換会」で議論され、協会幹部等も「種々意見交換の結果、本日出席者連名にて本件に付て政府に対し政治条項の関係上共産主義侵透^マ処^マ地^マを与へざる様建言する事になり直ちに芦田氏自らの起案して決定した」（4/9）政府建議書を提出したことを、協会内部では「個人として賛成する事は差支えなしとして之を了承」（4/24）した。すなわち協会は別組織とはいえ、実質的に自由アジア協会の支持を表明したことを意味する。

これを受けるように、5 月上旬小松がロータリー国際会議出席のために渡米する直前、外務省は「日米協会会長の他に今般新に設立された対米貿易合同委員会のメンバーである」⁽⁹⁾ 小松に、「偶々現在の日米通商問題は種々の案件がある為、経済諸団体も小松会長渡米の機会に本件に付て小松会長の協力を希望する処あり。又小松会長も在米各地日米協会を訪問する持つに鑑み、傍ら今回は特に外務省より講演旅費の一部として米価三百弗を至急して呉れた」（4/30）。さらに加えて翌年のハーバード国際セミナーの外務省支援依頼にも好意的姿勢を示した。外務省としても民間とはいえ、小松の立場と渡米の機会に依頼し「米国の対日輸入制限問題に関して出発前経団連等を主とする対米貿易合同委員会との懇談会も行」（7/13）うほどであった。小松の渡米は非公式とはいえ、日本政府から対米貿易拡大の使命を帯びていたといえる。

同じ頃、一時帰国した朝海大使も協会の講演で「日米関係就中米国の対日通商態度に付て極めて適切なる演説」(7/17)で日本の対米協調の姿勢を明確にした。それだけに毎年米国で開催されるセミナーとは別に、翌年のハーバード国際セミナーは米国でも対日政策の一つとして8月から準備され、両国の親密な日米関係への姿勢を示す重要な機会となった。

蜂谷は8月初め外務省情報文化局長近藤晋一を訪問して、翌年東京でのハーバード国際セミナーに外務省の補助金をまずは口頭で依頼、後日、近藤局長に対して、本件計画概要と経費525万円のうち約半額助成希望の書面を外務省情報局高橋参事官へ提出した。蜂谷はさらに「内田官房長にも面会し助成乃希望を申出た処、好意的に考慮す可き旨の回答を得た」(8/13)。協会も独自に寄付金を法人会員から獲得することに奔走し、11月から12月には寄附状況の中間報告会が続いた。あわせてプログラムや講師の候補選定、産業施設や関西方面の見学など具体的な検討も含めて準備は順調に進められた。

VI. 1959年

ハーバード国際セミナーの経費は1月早々から、小松と蜂谷が外務省情報文化局長他、内田宏官房長らに依頼を重ね、申請した250万円の補助は外務省内で承認に至らなかったとはいえ、翌1959年度報償金より150万～200万円支給する「口約」(1/29)を得た。さらに小松が銀行協会や鉄鋼協会などを訪問して寄附を依頼、世界銀行渡辺武理事にも「口添方依頼」して、総額605万円の寄付確保に目処がついた。

ところが2月末になって、キッシンジャーが時間的余裕がないことを理由として、本年ではなく翌1960年9月の開催を希望してきた。結局ハーバード国際セミナーは1年延期、事実上の百周年事業の一つとなったが、延期は改めて青年世代への交流を含めた人的交流の重要性を再確認させる機会でもあった。

ロックフェラー3世は3月の午餐会で358名を前に「国際理解と個人の責任」というタイトルで講演し、「何故に米国が一部の人々より誤解を受けるかの理由として米国が武力を重視し一方に於て colonialism に反対を唱へ居るに不拘他方に於て之を擁護するが如くに見ゆる事或は米国が新興独立国民の自由に対する熱望等に果して関心を以前抱懐し居るやの疑問等を挙げたるが米国の武力重視は米国に課せられ居る現在の国際上・責任上不得止ものたる事又米国が自由の理想を有する事は百八十三年前の時と何等変る事なしと論じ、今日の国際平和人類の幸福増進として最も重要な事は国民間相互の理解に在り。然して国民相互の理解を達成する為めには各個人が夫々其責任を自覚す事が大切な事又相互理解達成の方法としては(一)お互が御互を知り合ふ事(二)相互の国民文化、宗教芸術を研究して智識を豊かならしめる事(三)相互の友情を基礎として隔意なき意見を発表する事の三点を列挙」(3/9)した。しかし協会にとってこれらの国際交流

の実践には困難があらわれる。翌年の日米修好条約の百周年事業の準備過程と、同時に進行するイニシアチブの変化が、1960 年以後の協会の方向性に大きく関与することになるからである。

3 月小松は岸首相を訪問し、百周年事業の「官民合同の委員会を結成し、政府指導の下に其実施を期し度申出でたる処同総理も大に賛成の意を表し之が委員会の構想等に付具体案を提出競られたき旨指示」（3/20）があった。少なくとも当初、USIS のニクル（Edward J. Nickel）との打ち合わせでは、1960 年は大統領選挙でもあり「日本側の主導的立場を尊重したい」（6/9）意向が示されていた。外務省も有田圭輔北米課長等は民間主導、政府協力の方針を示し、「先づ民間側の委員会等を構成せられ具体案の提出を希望する他の意見」（6/15）が示され、民間組織が中核となって動くはずであった。しかし、1 月ニューヨーク日本協会専務理事のオバートン（Douglas Overton）が来日した折、百周年事業で「貴顕の人が来られる事は非常に意義大なる可し」（1/21）と米側の希望が出ていた。しかし日米関係を象徴できるような“貴顕な”日本人は限られている。明らかに 59 年前半の間に協会は政府の意向や影響力を受けるようになり始めていた。それゆえ関係者との協議が増えれば増えるほど、協会は国内政治関係者や財界関係者の影響をより強く受けるようになっていくのは当然のことであった。

早速、6 月から石坂経団連会長、足立正商工会議所会頭、防衛庁海上保安部や東京都庁の関係者、協会側からは佐藤喜一郎副会長、国際文化振興会岡部長景が集まり、「円滑且つ積極的に協力を求めるためには委員会構成の皮切りを藤山外務大臣より経団連会長其他数名の有力団体代表に持出して start する事が最も適当なる旨の結論に到達」（6/18）した。小松からも藤山外相に「Initiative を採り呉れる事望ましき旨を進言する所あり」（7/31）出席者の石坂経団連、植村経団連副会長、高木日赤理事、東都知事、外務省事務当局、蜂谷は各方面との協力体制を整え、9 月「本件百年祭記念行事は経団連を中心とする準備委員会に依り準備する事」（9/23）となった。

さらにこの委員会は同時に次期会長問題も浮上させることとなった。小松は 1957 年頃より時折体調を崩して会長職の辞意を漏らし、慰留されたこともあった。が、8 月に百周年事業の「準備委員会委員長」（8/24）に石坂経団連会長を内定したことから、9 月 15 日、吉田を会長に迎える件が初めて話題となった。蜂谷は東ヶ崎潔、浅野良三、佐藤ら協会幹部との会合を重ねて「今後の協会理事機構拡大案に付相談し大体佐藤副会長の了解を得」（11/2）て、正式に百周年事業の運営委員長に経団連石坂会長を、事務局を経団連事務局に設置することを決定した。（12/4）これにより財界と政府の強い意向が働く環境が整った。その仲介には、かつて外務省で、英国や満州で、吉田の部下であった蜂谷の存在があったことは推測できよう。

戦後直後から協会では、米国側からの貿易促進や経済政策に関する講演は頻繁であったが、このころには国内関係者による貿易や経済に関する講演が増加していた。一時帰国中の朝海大使は「我業者は米国市場に付て自ら進んで研究する事が米国の市場を開拓する上に於て必要」（6/11）

と講演、7月末、渡辺世銀理事も「将来日米の経済提携に依り世界の平和に寄与する事を望」(7/28)んだ。米国ディロン国務次官(Clarence Douglas Dillon)も米国の対外経済政策を講演している。

このような流れをさらに後押ししたのが、5月に死去したダレス(John Foster Dulles)追悼会(9/9)である。追悼会費用の半額を外務省と経団連に依頼したことも大きい。すなわち日本経済の成長とともに経団連の影響力は、協会内においても様々な場面で拡大していたのである。

VII. 1960年

協会にとって1960年は百周年事業とアイゼンハワー大統領(Dwight David Eisenhower)の来日に揺らいだ年となった。なぜなら、百周年事業の準備と、会長人事問題、ハーバード国際セミナーの実施以外の記録は、事実上残されていないからである。それだけにこの年前半の会長人事問題は、百周年事業をいかに演出するか、という問題でもあり、ひいては日米交流のあり方や協会という国際交流団体の役割を問うことになる重要な問題であった。以下、やや詳しくみていきたい。

年明け以後の会長問題で積極的に動いたのが三井銀行社長に就任してまもない佐藤協会副会長だった。新年早々、佐藤は日本人理事会を主催し、東ヶ崎、千金良宗三郎、浅野各理事、小松、蜂谷を招集した。席上、吉田元首相を新会長として迎える件について意見交換し、新会長を支えるために蜂谷主事を専務理事に昇格させ実質運営を託す方向が決まった。2月末から藤山外相へ直接働きかけを始め、佐藤、浅野、蜂谷の3名が外相私邸を訪問して会長問題の理解を求めた。そして3月末、藤山外相が小松を呼び、外相より「予て懸案の日米協会会長問題其他に付き話」をし、翌日、小松と蜂谷が、日銀山際総裁、千金良同政策委員、佐藤を個別訪問し「二八日藤山外相との懇談の結果に付き報告し意見を交換した」(3/29)。

しかし、小松は米公使レンハルトを米大使館に訪ねた。小松から「藤山外相との会長問題に付ての会談事情を説明し、近日中大磯に吉田茂氏を訪問して懇談する事になりおる旨内報したる処、レ公使は小松会長の説明を諒解すると共に小松会長に対し全面的支持を吞まざる旨回答ありたり」(3/30)との記録がある。昭和初期から協会で長年指導的役割を果たしてきた小松は、降格されることになる会長人事案に承服しておらず、外相から説得されたと推察する。この状況を知る協会副会長でもあるレオンハルト公使は、やや距離をおいて事態を静観していた。

4月初め、大磯吉田邸に関係者が集まった。この日の様子は「小松会長及浅野理事より客年来の懸案とも云ふ可き会長問題に関し一九六〇年は日米修好百年にも相当しアイゼンハワー大統領の訪日を控へ又日米会館建設問題をも具体化致し度につき吉田氏を新会長として御迎へ致し度旨又副会長としては従来の佐藤三井銀行会長スタンダードのデヴィス氏の外此際特に小松現会長を副会長として協会の為援助せられたき旨(此点浅野理事発言)申出で、吉田氏も右を快諾せられた」

(4/3)。日米外交にとって要の一連行事が続く以上、民間交流を代表する団体のトップには日米外交においてカリスマ性ある人物が必要という認識で一致していたことがわかる。

これを受けて直ちに 8 日、理事会を開き「新会長就任方懇請の結果快諾せられたる事」、副会長を 3 名に定款変更すること、「現主事を専務主事に昇格するための定款変更すべき」こと、「尚新会長として吉田氏決定の場合には日米修好百年行事の一行事たる対米親善使節として同氏渡米の事あると考へ新会長就任並壮行会そして五月上旬午餐会開催」も決定した。そして同日のうちに「石坂会長より主席使節団長格にて吉田茂元総理に懇請する事」、「同会長は翌九日大磯に吉田氏を訪問し懇請の結果内諾を得」、その後も「日米協会々長問題其他に付き打合せ」を重ねることになった。

同時に大統領訪日についても「本件は目下尚外務省と米大使館側と打合中たるが大体の日程として」(4/22) 6 月 19 日から 23 日来日と決定した。大統領歓迎午餐会プログラムについても協会が協力することとなり、外務省、警視庁外事課長、百周年事業運営委員会、東京會館と蜂谷らは詳細な打合も始めた。

評議員会は日米修好百年に「鑑み、此際元首相吉田茂氏を会長として協会の強化活動を期し度く」理事 2 名増員、「従来の主事の地位を強化する為め之を専務理事として昇格」、「尚小松会長は最近聴力稍衰へたる為め会議進行の必要上東ヶ崎に於て事実上議長を代行」することになり、吉田新会長、小松副会長、米人レオンハルト副会長の人事体制が確認された。(4/26)

3 月にはワシントンの日本大使館へ寄贈した茶室も竣工していた。準備万端を整え、5 月協会会長の吉田は、日米修好百周年代表団長として、岸首相以下閣僚その他日米関係者の見送りを受けて米国へ出発した。

しかし、6 月 7 日大統領来日準備打合会で「実際には六月一五日（注：一五に斜線あり）中旬に日本側より延期方発表」（6/16 延期要請）となった。突然の大統領訪日中止は協会内の活動意欲を完全に失わせ、以後、協会側の業務記録にはみるべき記事はほとんどなくなる。すなわち大統領来日中止が明らかになった 6 月 7 日以降、6 月の記載は 4 日間のみで、9 月のハーバード国際セミナーの日程を除くと、7 月以降 12 月末まで記載がない。

東京で唯一開催されたハーバード国際セミナーについては、9 月 5 日から 30 日までの詳細な日程記録や、講演者とテーマ、アジア各国から 21 名、欧米諸国から 9 名と日本人 16 名の行動記録はある。だが、キッシンジャーは一足早く 18 日に帰国し、以後ハーバード国際セミナーには参加することはなかった。若い参加団員らは 22 日まで東京で討論会や一般公開プログラムなどで勉強会を続けたのち、鎌倉-箱根-京都-奈良、大阪・神戸を観光、30 日東京へ戻り帰国の途に就いた。

VIII. おわりに

1950 年代後半の協会の活動から総じて浮かび上がる特徴を簡単にまとめておきたい。

第一に、米国側の協会運営への関与や影響力が減少した。当該期の講演記録を見る限りでは米人が少ないわけではないが、戦前とはともかく、戦後において GHQ や USIS の関与が残っていた 50 年代前半と比べても米側の意向を受ける場面は減っていたといえる。

第二に、日本側では戦後経済成長を始めるなかで、日本人財界関係者の講演が増えただけでなく、法人会員を増やして協会運営を安定化させることができた。と同時に、財界人の協会運営への関与が強くみられるようになったことが、大きな特徴である。

以上のことは、これまで戦前から官民を問わず、日本における日米交流関連活動を一手に引き受けてきた協会の活動を、50 年代後半のこの時期、大きく変質させることになった。

なによりも、アメリカ側が強く関与していた国際文化会館との役割分担がなされたことが大きい。すなわち、日本文化発信プログラムの主導権が国際文化会館の手に渡っただけでなく、知識人の「知的」交流は国際文化会館へ、協会は「政治を主とす」ることが明確にされたのである。このことは、文化政策としての主役の座が「知的」交流に与えられることにもつながった。

次いで、相対的に交流活動に協会の独自性を追求できる可能性が生まれたにもかかわらず、冷戦下の安保改定を前に、百周年事業がそれを許さなかったことが大きい。それが具体的に現れたのが、会長人事問題である。政財界関係者らが、彼らの望む日米関係強化の「顔」には知名度の低い小松では弱いと判断し、占領期、講和条約調印と日米外交を牽引した吉田を戴いて百周年事業を乗り切ろうとしたことがわかる。言い換えると、戦前から「協力と相互理解」¹¹⁾を重視してきた小松の活動に対し、日米関係強化の国益追求のために、相互理解を超えて、両国政府の外交政策を支持共鳴する世論を作らねばならなかったのであり、その実務を担当したのが元外務官僚の蜂谷だったのである。以後、協会は日本政府の対米外交の代弁者、補完者としての性格を強くしていくことになるが、この点については稿を譲りたい。

では、50 年代終盤の日本において米国人や米国文化の理解は充分であったのか。たしかに米国文化の理解という点では占領期にかなりの成果を得たことに異論はないだろう。しかしそれでも充分とはいえない。協会は、現代に続く留学生支援事業や姉妹都市交流など、いわば 1970 年から 80 年代に花開く草の根交流に“種を蒔いた”のである。

* 煩雑を極力避けるため、本稿は毎年 1 冊の日米協会所蔵の業務記録「日誌」各号に基づいて編年で節を構成し、引用に日付を付した。各日誌の出典は以下のとおりである。

1955 年 「日誌 第四号」

1956 年 「日誌 第五号」

1957 年 「日誌 第六号」

1958 年 「日誌 第七号」

1959 年 「日誌 第八号」

1960 年 「日誌 第九号」

本調査研究にあたり、一般社団法人日米協会に大変なご厚意を頂戴した。ここに記して心より御礼申し上げる。

注

- (1) 戦後アメリカの対日交流事業に関する先行研究として、以下等を参照した。藤田文子「1950 年代アメリカの対日文化政策—概観」『津田塾大学紀要』（第 35 号、2003 年）。牧田東一「リベラルな国際文化交流—「米国の影響」と「アジアへの展開」の交錯—」、戦後日本国際文化交流研究会、平野健一郎監修『戦後日本の国際文化交流』（勁草書房、2005 年）。山本正編著『戦後日米関係とフィランソロピー—民間財団が果たした役割、1945 - 1975 年—』（ミネルヴァ書房、2008 年）。松田武『戦後日本におけるアメリカのソフト・パワー—半永久的異存の起源』（岩波書店、2008 年）。楠綾子「戦後日米関係の再生—1948 - 1960」五百旗頭眞監修、久保文明、佐々木卓也、簗原俊洋編『もう一つの日米交流史—日米協会資料で読む 20 世紀』（中央公論新社、2012 年）。藤田文子『アメリカ文化外交と日本——冷戦期の文化と人の交流』（東京大学出版会、2015 年）。
- (2) 拙稿「第 1 章 第一次大戦下の日米協会設立と日米協力の模索 1917 - 1931、第 2 章 暗雲立ちこめるなかで 1932 - 1940」、前掲『もう一つの日米交流史—日米協会資料で読む 20 世紀』。拙稿「太平洋戦争前後の日米協会（1939 - 1950）」『常磐国際紀要』（第 17 号、2013 年）。拙稿「戦後日米交流と日米協会の新たな模索（1951 - 1955 年）」『常磐国際紀要』（第 19 号、2015 年）。小松隆については拙稿「第 1 回太平洋問題調査会の参加者、小松隆の生涯—戦前の国際交流活動を中心に」、山岡道男編著『太平洋問題調査会 [1925 - 1961] とその時代』（春風社、2010 年）を参照されたい。
- (3) フルブライトの交流活動については、賀来景英『21 世紀の国際知的交流と日本—日米フルブライト 50 年を踏まえて』（中央公論新社、2002 年）が詳しい。
- (4) JCCIS 構成の 22 団体：在日米国商業会議所、国際文化会館、アジア文化財団、インターナショナル協会日本支部、大学婦人協会、ジェッシー・スミス・ノイス基金、東京カレッジ・ウイメンズ・クラブ、青少年の音楽、バンクcroft 奨学金基金、基督教内外協力会、米国留学生会、米国学士会、米国各大学同窓会連盟、ロックフェラー財団、グルー基金、在日合衆国教育委員会、ハーバード国際セミナー奨学金委員会、日本基督教青年会、国際基督教大学、日米協会青年委員会、国際教育振興会、東京ロータリー・クラブ青少年委員会。
- (5) 谷本清『広島原爆とアメリカ人—ある牧師の平和行脚』（NHK ブックス、1976 年）174 - 175 頁。

- (6) 日本の原子力平和利用受容については、吉見俊哉「もう一つのメディアとしての博覧会—原子力平和利用博の受容」、土屋由香・吉見俊哉『占領する眼・占領する声 CIE/USIS 映画と VOA ラジオ』（東京大学出版会、2012 年）を参照されたい。
- (7) 高雄きくえ『『原爆乙女』とジェンダー』『女性史学』（第 20 号、2010 年）。また、日本国際文化学会大会（2015 年 7 月）における、桐谷多恵子（広島市立大学・広島平和研究所講師）「核権力と文化—占領体制下における広島・長崎の「復興」を事例に—」報告において、桐谷氏より被爆地の対米感情に関する研究から貴重なご教示をいただいた。御礼申し上げる。
- (8) 土屋由香「米国広報文化交流庁 (USIA) による広報宣伝の『民営化』」、貴志俊彦・土屋由香編『文化冷戦の時代 アメリカとアジア』（国際書院、2009 年）。
- (9) 1950 年代初期の姉妹都市交流については、毛受敏浩「日米姉妹都市交流創成期についての一考察」『インターカルチュラル』（2014 年、第 12 号）を参照されたい。
- (10) 1958 年 4 月 22 日付田付景一外務大臣官房長書類「本邦における協会及び文化団体関係 日米協会関係」（外務省外交史料館所蔵）。
- (11) 小松隆次氏（小松隆次男）から 2004 年 2 月 25 日筆者が電話でお話を伺った。

（常磐大学 国際学部 非常勤講師）

研究ノート

初期の TPP（環太平洋パートナーシップ協定）論争を振り返って

佐 竹 正 夫

Looking Back on the Early TPP (Trans-Pacific Partnership) Controversy

1. はじめに

2010年3月に7か国¹で始まった TPP(環太平洋パートナーシップ協定)交渉は、昨年(2015年)10月初めの閣僚会合でやっと大筋合意に達した。長い交渉であった。TPP は APEC (アジア太平洋経済協力) に参加する 12 か国² による、財やサービスの貿易と投資の自由化、非関税障壁の撤廃、そして各種経済制度 (ルール) の調和化を目指す FTA (自由貿易協定) である。TPP は日本政府がそれまでに締結してきた EPA (経済連携協定) の一種であるが、例外なき関税撤廃を原則としているように、従来の FTA よりも高い水準の自由化を目指すものとされた。

日本政府が自民党政権の下で TPP への交渉参加を決めたのは 2013 年 3 月、正式に交渉に参加をしたのは同年 7 月にマレーシアで開催された第 18 回会合からであった。2010 年 10 月の所信表明演説において菅直人首相 (当時) が TPP への参加を検討すると表明してから、野田佳彦前首相による関係国との協議開始の決断 (2011 年 11 月) を経て、2 年半を費やしている。

この間、TPP 交渉への参加は「国論を二分する」と言われるほどの政治問題となった。政府とその方針に反対する国会議員との間で、早期の TPP 交渉参加を推進する日本経済団体連合や商工会議所と全国農業協同組合連合会や日本医師会のような利益団体の間で、そして言論の場でも賛成・推進派と反対派の間で論争が起きた。しかし、一方で TPP 参加は本当に国論を二分するほどの問題であるのかといった疑問³ や「TPP は問題を不必要に拡大している点で (1960 年の) 安保騒動に似ている」という見解⁴ も当初から示されていた。

1 シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ (以上はオリジナル TPP 協定締約国) に米国、オーストラリア、ペルーを加えた 7 か国。ベトナムも参加していたが当時は准参加国で、2010 年 12 月に正式のメンバーとなった。

2 上記の 8 か国に、マレーシア、日本、カナダ、メキシコの 4 か国が加わる。

3 大前 (2011)。

4 保坂・岡本・中野 (2012) における岡本発言 (p.146)。

TPP 交渉は妥結し、これから各国で批准の手続きに入るが、必ずしも予断を許さないといわれる。しかし、二つ目の山（一つ目は交渉参加）はともかく越えた。この時点で、当時の論争を振り返って、TPP 参加が「なぜそれほど大きな論争を引き起こしたのか」、また「本当に国論を二分するほどの問題であったのか」、「不必要に問題を拡大したのか」といった問題を考えてみるのも意義のあることではないかと思われる。この覚書は、そのような大きな問題を考えるための準備として、菅元首相の TPP 交渉参加への検討声明から野田前首相の関係国との協議決断にいたる 1 年間の論議を調べた結果である。以下、次節では、政府方針とそれに対する新聞や国会内の反応を紹介する。第 3 節では、TPP 交渉参加に対する反対派と推進派の文献を整理している。そして第 4 節では、反対派の論点と反対派が支持を集めた背景を考察する。最後に今後の課題を述べる。

2. 「TPP 交渉参加に向けての協議」までの政府方針をめぐる動き

(1) 政府方針

TPP 交渉への参加を検討すると述べた菅元首相の声明は唐突であったと言われる。しかし、政府の内部では、TPP 交渉への参加は着々と準備されていたのではないと思う⁵。政府は 2010 年 6 月 18 日に『新成長戦略』⁶を閣議決定する。その中で「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築を通じた経済連携戦略」を《21 世紀日本の復活に向けた 21 の国家戦略プロジェクト》の一つとして位置づけている。2020 年に FTAAP を実現するための具体的な道筋として、2010 年秋までに「包括経済連携に関する基本方針」を策定し、「国内産業との共生を目指しつつ、関税などの貿易上の措置や非関税措置（投資規制、国際的な人の移動に関する制限等を含む）の見直しなど、質の高い経済連携を加速するとともに、国内制度改革等を一体的に推進する」としている。

菅首相声明後の 10 月 27 日には、内閣官房より「包括的経済連携に関する検討状況」が発表され、そこには TPP の概要と交渉の現状などが伝聞情報として伝えられるとともに、TPP に参加した場合の「意義と留意点」が述べられている。意義としては、第一に、TPP は「国を開き、日本経済を活性化する起爆剤」となり「アジア太平洋の成長を取り込み、新成長戦略を実現」する。第二に、TPP は「アジア太平洋の新たな地域経済統合の枠組みとして発展していく可能性」があり、また「TPP の下での貿易投資に関する先進的ルールが、今後、同地域の実質的基本ルールになる可能性」があることを述べている。

留意事項としては、「予め特定セクターの自由化を除外した形の交渉は認められない可能性が

5 この点は、十分に調べきれていない。一つの論拠は、例えば次のような指摘である。「政府の内部では以前から TPP への関心は高く、情報収集や米国との非公式会合などを通して、水面下で TPP 参加も模索していた。」（本間 2014、p.100）

6 内閣官房「TPP 対策本部ホームページ」。以下の政府発表も対策本部のホームページに掲載されている。
<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/archive1.html>

高い」こと、「10年以内の関税撤廃が原則（除外は極めて限定的だが、最終的には交渉次第）」であること、そして「既存の二国間の懸案への対応を求められる可能性あり」としている。二番目の点については、農林水産省の試算として、「コメ、小麦等主要農産品19品目について、全世界を対象に直ちに関税を撤廃し、何らの対策も講じない場合の農業への影響」を紹介している。それによると、農産物の生産額減少が年間4.1兆円程度、食料自給率（供給熱量ベース）は40%から14%程度に減少、多面的機能の喪失額が3.7兆円程度、そして農業関連産業も含めた国内総生産への影響は年間7.9兆円程度になる。最後の留意点については、「特に米国からは、牛肉や非関税障壁等への対応が求められる可能性大」としている。そして、最後に「検討すべき論点」を四つあげている。基本理念、FTAAPへの道筋、農業強化策、そして規制改革である。

6月の『新成長戦略』が予定していたように、「包括的経済連携に関する基本方針」が11月9日に閣議決定された。「我が国は、今、「歴史の分水嶺」とも呼ぶべき大きな変化に直面している」という文章で始まる基本方針は、「主要貿易国間において高いレベルのEPA／FTA網が拡大している」が「こうした動きの中、我が国の取組は遅れている」として、「世界の潮流から見て遜色のない高いレベルの経済連携を進める。同時に、高いレベルの経済連携に必要な競争力強化等の抜本的な国内改革を先行的に推進する」と宣言している。交渉中の豪州やペルーとのEPA妥結や交渉が中断している日韓EPAの交渉再開、そして「日中韓FTA、東アジア自由貿易圏構想(EAFTA)、東アジア包括的経済連携構想(CEPEA)」といった研究段階の広域経済連携や、現在共同研究実施中のモンゴルとのEPAの交渉開始を可及的速やかに実現する」としている。

TPPについては「国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」とし、「経済連携と一体的に実施する」国内対策として、農業、人の移動、規制制度改革の三点をあげている。農業については「農業構造改革推進本部（仮称）」を設置すること、規制制度改革については「行政刷新会議」（2009年設置）の「規制・制度改革分科会」に委ねること、そして人の移動については、新たに検討グループを設置することが決まった。

11月13日に横浜で開催されたAPEC首脳会議において、菅首相は基本方針通り、「国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」と述べている。この「関係国との協議に入る」は、所信表明演説の「TPP協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指す」という表現と違っており、一歩踏み込んだものとなっている。翌年1月25日の閣議決定「新成長戦略2011」では、「6月を目途に交渉参加について結論を出す」とした。

政府は、国内改革についての基本方針を翌年の3月（規制制度改革）と6月（農業改革）に決定するスケジュールを立てた。それに沿って2011年2月26日には埼玉で、3月5日には金沢で公開討論会「開国フォーラム」を開いた。しかし、3月11日の東日本大震災によって、12日以降6都市で開催を予定していた開国フォーラムはすべて中止となった。

震災後の政府の経済政策の方針が発表されたのは、2011 年 5 月 17 日の閣議決定「政策推進指針～日本の再生に向けて～」であった。そこでは、経済連携の推進は「日本再生に向けた再始動」7 原則の一つとして、「国と国の絆の強化による開かれた経済再生」として捉えられている。TPP 交渉参加の判断時期は総合的に検討するとなり、農業改革の基本方針の策定時期（6 月）や中長期的な行動計画（10 月予定）は新たな工程を検討することになった。同年 8 月 17 日に「政策推進の全体像」が閣議決定され、その中で、TPP については「被災地の農業の復興にも関係しており、その点を踏まえ、更に国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等も踏まえ、しっかり議論し、協定交渉参加の判断時期については、総合的に検討し、できるだけ早期に判断する」としている。

菅首相に代わった野田首相の所信表明演説（2011 年 10 月 28 日）では、「TPP への交渉参加についても引き続きしっかり議論し、できるだけ早期に結論を出す」という表現に留められているが、11 月 11 日に「TPP 交渉参加に向けて関係国との協議に入る」と述べ、今度こそ一歩踏み出すことになった⁷。2011 年 12 月 24 日の「日本再生の基本戦略」では、経済連携の推進は「重点的に取り組む施策」の中に含まれ、TPP は「交渉参加に向けて関係国との協議を進め、各国が我が国に求めるものについて更なる情報収集に努め、十分な国民的議論を経た上で、国益の視点に立って結論を得る」としている。そして、翌年の 2012 年 1 月から 2 月にかけて、政府は TPP 参加国との協議に入った。

2011 年 10 月と 2012 年 3 月に、政府は「TPP 協定交渉の分野別状況」を発表し、これによって当時 TPP 交渉で協議されていた内容がある程度まで明らかになった。作業部会は 24 あるが、工業、繊維・衣料品、農業と三つに分かれている「物品市場アクセス」は分野としては一つに括りうるので、分野としては 21 になること。交渉中の TPP は、前身である環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership、通称 P4）に投資や金融サービスが加わり、環境や労働も正式な分野となり、分野横断的事項といった新しい協議事項が加わっているきわめて包括的なものになることなどである。

(2) 政府方針に対する反応

菅首相の TPP 交渉への参加検討の声明に対して、全国紙や経済界がこれにいち早く賛同した。新聞の社説はどれも好意的であり、推進を後押しした。10 月 2 日に日本経済新聞が「評価できる」、5 日には朝日新聞が「アジアの成長と取り込むことが不可欠。進めてもらいたい」、8 日には日経が「韓国に不利になる。FTA 戦略を急ぐべし」と述べている。また、後述する民主党内の混乱に際して、日経は「決定が遅れれば日本は FTA 競争から完全に取り残される。いまこそ決断を」（10 月 23 日）と主張している。

7 菅政権の下では成し遂げられなかった交渉参加（のための協議）が、なぜ野田政権にはできたのかという点を説明した研究に、寺田・三浦（2012）がある。

日経や朝日以外の全国紙も「参加の決断」を促している。産経「デフレ脱却、尖閣諸島問題など安保戦略面から TPP 参加を決断すべし」(10月26日)、読売「通商政策の巻き返しは急務。参加を決断すべし」(10月27日)、毎日「日本が繁栄を維持しようと思うなら、外に打って出るしかない。自由化(FTA)で遅れをとった日本が追いつくチャンス」(10月28日)、東京「低迷が続く日本経済、自動車や家電などの購買力を高めた中間所得層が急速に増えているアジア諸国に貿易を拡大して富を増やさなければ新たに成長する道はない」(10月28日)などである。

経済界では、2010年10月8日に米倉弘昌経団連会長が TPP 参加を促す意見を表明している。10月21日には「APEC 首脳会議に向けての緊急提言」として「経済連携協定の一層の推進を改めて求める」という声明を出し、11月1日には商工会議所や経済同友会と共に「TPP 交渉への早期参加を求める」を発表し、13日の APEC 首脳会議の場で「TPP 交渉への参加表明」を求めている。

全国紙や経済界の当時の動きを、中野(2011b)は「政府が『平成の開国』と称して、いきなり TPP 交渉への参加という議論を打ち出したとき、その中身も明らかでないのに、世の中の雰囲気はただちに賛成派が多数を占めるという事態になった」(p.7)と述べている。しかし、反対派の国会議員の動きは速かった。10月21日には山田正彦元農林水産大臣を会長とする民主党や国民新党らの国会議員180名からなる議員連盟「TPP を慎重に考える会」が発足した。11月4日には自民党議員による「TPP 参加の即時撤回を求める会」⁸が設立された。山田氏は2011年2月に経済学者の宇沢弘文氏らと共に「TPP を考える国民会議」を設立して、広く反対論を展開していった⁹。

これに対して、国会内における賛成論や推進論の動きはそれほど活発であったとは思われない。自民党の推進派の議員が、「環太平洋経済連携に関する研究会」を立ち上げたが、自民党の中は反対派も多く、2012年12月の衆議院選挙では、『聖域なき関税撤廃』を前提にする限り交渉参加には反対する公約を掲げたために、反対派の運動ほど目立つことはなかった。第一回目の研究会は2013年2月になってようやく開かれたほどである。賛成派の運動としては、「TPP 交渉への早期参加を求める国民会議」が経済学者の伊藤元重、本間正義氏らを代表世話人として、2011年10月に設立された。これには経済学や政治学の研究者の他に経営者や労働組合の役員が参加している。

3. 「TPP 交渉参加に向けての協議」までの論争

(1) 反対論の文献

全国紙は押しなべて参加に積極的であったが、言論の場で反対派の動きは決して鈍いというものではなかった。2010年12月に農文協から『TPP 反対の大義』が出版されている。この本は

8 この会は2013年3月に「TPP 交渉における国益を守り抜く会」に名称変更している。なお公式ブログによれば会員数は2013年2月22日時点で240名となっている。<http://ameblo.jp/tpp-tekkai/theme-10032866297.html>

9 山田氏の TPP に対する見解とその活動は、山田(2013)で見ることができる。

3部24論稿からなるが、その多くは TPP が日本の農業を破壊するといった観点から TPP を批判している。2011 年に入ると TPP 批判の本が次々と出版された。その多くはタイトルから一目で TPP 反対と分かるものである。例えば、それらを出版された月ごとに並べると、『TPP を考える「開国」は日本農業と地域社会を壊滅させる』（2月）、『TPP が日本を滅ぼす』『TPP 亡国論』（以上3月）、『恐るべき TPP の正体 アメリカの陰謀を暴く』（4月）、『TPP は国を滅ぼす』『「TPP 開国論」のウソ』『間違いだらけの TPP』（以上5月）、『亡国最終兵器 —— TPP 問題の真実』（6月）、『よく分かる TPP 48のまちがい』（12月）などである。

他の著書には、萩原（2011a、2011b）、関岡（2011）、鈴木・木下（2011a）、佐藤（2011）がある。4月には『TPP 反対の大義』の続編『TPP と日本の論点』が刊行され、より多くの論者による幅の広い観点から TPP 参加への反対が主張されている。雑誌では、『季刊地域』、『世界』、そして『現代思想』が TPP 批判の特集を組み、経済学者らが寄稿している。『世界』には、宇沢弘文・内橋克人対談（TPP は社会的共通資本を破壊する）や本山美彦氏の論稿（「平成の開国」－四つの落とし穴）などが掲載されている。他に論文としては、伊東（2011）がある。6月にはニュージーランドやオーストラリアの研究者らによる『異常な契約 TPP の仮面を剥ぐ』が出版されている。反対派の本の多くは新書版のような一般向けの本が多く、著者も「評論家」と云われる人々が多い。

(2) 推進論の文献

早い時期の推進論に石川（2010）、木村（2010）、小寺（2010）があるが、いずれも雑誌や新聞に掲載された論稿である。2011 年4月には経団連が「我が国の通商戦略に関する提言」を発表している。経済界の立場を論じたものに笠井（2011）がある。雑誌では、『経済セミナー』が6・7月号で「TPP と日本の農業」という特集を行って推進派の立場からの論稿を揃えている。『Voice』7月号は「TPP 参加、賛否両論」という特集を組んで、推進派と反対派の論稿を掲載している。

他に推進論を展開している論稿に、木村（2011a、2011b）、馬田（2011a、2011b）、山下（2011a）、戸堂（2011b）がある。山下（2011b）は、農業について『「TPP で農業は壊滅」しない「農業こそ TPP が必要」との論を張っている。また、山下（2011c）はキャノングローバル戦略研究所の「TPP 研究会」の主査として、経済学、法学、政治学の専門家と共に、TPP 反対派の論点に対して包括的な批判を加えている。しかし、これは Web 上のみに掲載されて、紙媒体の出版物とはなっていない。他に、中川（2011）（2012）による『貿易と関税』の13回にわたる「TPP で日本はどう変わる」という連載がある。これは TPP のメリットを強調して推進論を述べるというものではなく、入手可能な情報に基づいて、「TPP の内容をできるだけ正確に予測し、その全体像を明らかにすること」そして「その日本への影響をできる限り詳しく、正確に描き出す」（以上、第1回、p.6）ことを目的とする労作である。

この時期の推進派の議論は新聞掲載や雑誌論文として発表されているが、著書の形をとったもの

で2011年末までに刊行されたのは、渡邊(2011)と戸堂(2011a)だけである。2012年以降は、推進派の著書も多く出版されるようになっているが、反対派の著書に比べると時期が遅れている上に量的にも見劣りがする。また、TPP賛成派の著書は、もっぱら専門書として出版されて、反対派の著書に比べると一般読者への影響力は小さいと考えられる。表題も一目で推進論と分かるものは少ない。

4. TPP 反対派の論点と背景

(1) 反対派の論点

TPP交渉参加に反対する反対派の理由は大きく三つに分けられる。一つは、TPPの日本のマクロ経済への影響である。反対派は、政府が第一の意義として掲げる「TPPはアジア太平洋の成長を取り込み、日本経済の起爆剤になる」を否定する。理由は、①TPPには日本の主要な輸出相手国である中国や韓国は参加していないので、輸出拡大は期待できない。②米国は自ら輸出拡大を目指しているのであって、日本からの輸入を増やすことはしない。③日本の輸出産業にとって、TPPによる相手国の関税はすでに十分に低いので関税引下げ効果は小さく、輸出産業の利益も大きくない。④TPPによるマクロ経済への長期的な成長への効果はたいしたことがない。むしろ⑤TPPはデフレを助長する、といったものである。

二つ目は、TPPの日本農業への影響である。反対派の主張は次のようである。例外なき関税撤廃によって、コメを始めとする農水産品が輸入品との競争に晒されて、国内生産量が大幅に減少し、失業が生じ、関連産業も衰退する。また、食料自給率が低下し、食の安定供給が脅かされるだけでなく、農業の持つ多面的な機能も損なわれ、伝統的な農村を中心とする地域社会が崩壊する。

三つ目の観点は、TPPが日本の社会に与える影響である。反対派は、政府がTPPの二つ目の意義として主張する「(TPPで作られる)貿易投資に関する先進的ルール」のもたらす日本社会への影響をネガティブにとらえる。TPP反対論者は、こういったルールが貿易や投資に限らず、国内の規制や基準にまで及び、日本社会を形作っている制度そのものを変えるという。具体的には、①混合診療の解禁と国民皆保険制度の崩壊、②共済制度や郵政事業の見直し、③専門的労働者の流入、④地方自治体の国際入札基準の大幅な引下げ、⑤食品安全基準の緩和、⑥知的財産権の強化、などが挙げられており、これを実効的なものとするためにISD(投資家・国家紛争)条項がTPPに盛り込まれ、これによって外国企業が要求しやすくなり国家の主権が脅かされると主張する。

以上の三つが重要な論点であるが、この他にもいくつか論点がある。例えば、外交戦略上、または安全保障に関わる論点がある。政府や一部の推進論者は日本がTPP交渉に参加し米国とともにルール作りを主導するのは、中国やEUに対して経済だけでなく戦略面からも重要であることを強調するが、反対派はそういった視点に批判的である。他には、NAFTA(北米自由貿易協定)や

米韓 FTA に対する評価がある。反対派はメキシコや韓国がそれらの協定によって不利益を被ったと認識している。

(2) 反対論の背景

TPP は FTA の一つであり、日本がそれまでに締結してきた EPA を交渉する際には、TPP のような激しい論争は起きなかった。なぜ今回の TPP に限り、激しい論争と対立が起きたのであろうか。それはこれまでの FTA に比べて求められる自由化の程度が格段に違うからであり、国内の調整を十分にすることなく菅首相が唐突に表明したからだと説明される。例えば、菅原（2012）は、「TPP 参加により、①極めて高い水準の市場アクセス（貿易自由化）を求められること、②国内規制・制度に関する高度な規律を求められること、の 2 点が想定されているためだ」（p.270）と説明している。

包括的でより高い水準の自由化が求められるため、TPP が締結された場合、影響は今までの FTA に比べるとはるかに大きいと予想され、それによって損害を被る人々やその支持者だけでなく、一般の人々にも不安を与えたのではないかと推測される。

第一に、例外なき関税撤廃が農業生産や多面的機能だけでなく食料自給率や食の安全保障にまで及ぶという主張は、農業団体とそれを票田とする国会議員や地方議員、地方自治体のような直接影響を受ける人々や団体だけでなく、地域社会や自然環境を重視する人々や食品の安全性や安定供給を心配する人々や団体にも影響を与えることになったのではないかと推測される。

第二に、政府が TPP 交渉への参加と同時に国内改革を行うとしたこと（上述の政府の方針）が、構造改革や規制緩和に反対する人々からの反発を招いたのではないと思われる¹⁰。TPP 推進派はしばしば「市場原理主義者」と称され、TPP は日本社会に市場原理主義をさらに持ち込み、格差を助長し、日本社会をいっそう厳しい不安定なものに変えることになるという主張された。そして、この国内改革は次に述べる米国の要求と一体化されて、強い反対を招いた。

第三に、TPP は GDP の規模でいえば実質日米 FTA であって、米国の貿易相手国は日本しかない。オバマ大統領の輸出倍增戦略とあいまって、TPP は米国が日本へ輸出を拡大するために利用されている。また、日本の非関税障壁を徹底的に撤廃するためには日本社会を米国流に改造するほかなく、そのためにも TPP が用いられていると云われた。TPP と並行して米国との二国間協議が開かれることが、この論拠とされた。これは反米感情に訴えた。

米国に対する反発は、1980 年代からの日米貿易摩擦における米国の圧力に端を発している。日米間の構造協議や包括協議などの二国間協議から、1994 年以降の外国貿易障壁報告書による対日要望に至る米国の日本の非関税障壁除去への継続的な要求が、TPP と結びつけられた。TPP は米国が外国貿易障壁報告書に記載していることを実現するための陰謀であるとさえ主張された¹¹。

10 このような主張は、萩原（2011a、2011b）にみられる。

11 このような論点については、関岡（2011）や水島（2011）が詳しい。

反対派の論点に対しては、特に山下(2011c)が研究者の視点から広範囲にわたる批判を行っている。他には、渡邊(2011)も反対派の懸念に込めている。しかし、反対派の本が次々に出版された2011年には推進論は勢いがなかった。これについて、若田部(2011)は次のように述べている。

TPPの要点は、加盟国の関税の原則撤廃と、各国共通のルールづくりの2点にまとめられる。これは市場の拡大と、市場のインフラづくりにあたる。経済学者は、このふたつに反対のしようがない。巷にあふれるTPP関連本に反対が多くて賛成がわずかしかないこと、そして貿易論や国際経済学者の発言が反対論者の数に比べて少なく感じられるのは、あまりに経済学者が当たり前にすぎているのかもしれない。

2012年以降になると、反対派への推進派からの批判は多くみられるようになるが、少なくともこの覚書が対象としている期間、反対派は劣勢であったといえる。

4. 今後の課題

この覚書では、「はじめに」で提起した三つの問題、「TPP参加がなぜそれほど大きな論争を引き起こしたのか」、「(それは)本当に国論を二分するほどの問題であったのか」、「不必要に問題を拡大したのか」に答えるための準備として、2010年10月から2011年11月までの政府方針や言論の場における論争をたどった。第一の問題については、不十分ではあるが、この覚書である程度は答えたのではないかと考えている。

第二、第三の問題については、これからまだ多くの調査や検討や考察が必要である。一つの方法は、合意を受けて公表された協定文の内容と双方の見解を照らし合わせて、どちらがより正確な予測を立てていたかを検討することであろう。大雑把であるが、私は政府調達について、当時の両派の見解を調べて、推進派の方がより正確な情報を把握していたのではないかと述べた¹²。他の論点についてはどうであったのか、調べてみる価値はあると思う。

「不必要に問題を拡大した」点については、菅元首相の稚拙な手法を指摘する見方もある。本来、外交交渉は政府の専権事項であるので、交渉に参加するかどうかは政府の裁量による。交渉に参加して「交渉がうまくいけば批准すればいいし、うまくいかなかったら批准しなければいい。それだけの話なのに、交渉に参加するかどうかで揉めていたのでは、時間と労力の無駄としか言いようがありません」¹³という意見は特に外交の専門家からよく聞かれる。実際、それまでの日本が他国と交渉し締結したEPA(経済連携協定)の場合、TPPの時のように首相が「参加の是非を検討する」というようなことは発言しなかった(と思われる)し、また国会内で強い反対は起きなかった。とりあえず、参加をしておけば、それだけ有利な交渉ができたという点はずっともであろう。しかし、この点については反対派からはいろいろな意見があるであろう。

¹² 佐竹(2015)。

¹³ 竹中・佐藤(2012)における竹中発言(p.31)。

前節の最後に述べた若田部（2011）の指摘「経済学者の発言が少ない」ことも興味深い点である。私はそれは「経済学者が当たり前だと考えている」からではなく、「比較優位論一つをとっても当たり前のことを説明するのはそう簡単ではない」ことが一つの理由だと考えている。もう一つは、「国際貿易論自身、グローバル化が進行する現実経済の実態に即した政策論を十分に展開できていないから」（木村 2011b、p.113）である。TPP は 21 世紀の新しいルールを作ると云われている。それは新しい現実に対応したルールという意味である。しかし、経済学者は新しい現実に対応できる「経済学的・政治経済学的分析」（木村、2010、p.114）をまだ持っていない。それゆえ、発言が少なかった、というのが、第二の理由である。この点をさらに検討することも今後の課題といえる。

この点に関連してもう一つ論点がある。木村氏を代表とする経済学者は、21 世紀の新しいグローバル経済の現実に対応するために TPP は必要であると考えている。それに対して、TPP 反対派の伊東（2011）は、20 世紀の国際貿易体制のルールに戻れという。他の反対派の論者、例えば中野（2013）も同様の見解を持っているように思う¹⁴。これはグローバリゼーションをどうとらえるかという問題になる。もし反対派の指摘が正鵠を射たものであれば、TPP 論争は「国論を二分する」に値するであろう。

参考文献

著書・論文

- 石川幸一（2010）「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の概要と意義」『季刊 国際貿易と投資』Autumn、No.81、64-74.
- 石田信隆（2010）『TPP を考える 「開国」は日本農業と地域社会を壊滅させる』家の光協会。
- 伊東光晴（2011）「戦後国際貿易ルールの理想に帰れ」『世界』5月号、272-279、6月号、136-147.
- 馬田啓一（2011a）「米国の TPP 戦略と日本の対応」『季刊 国際貿易と投資』Autumn、No.85、3-23.
- 馬田啓一（2011b）「日本の新通商戦略と農業問題：TPP の視点」『季刊 国際貿易と投資』Winter、No.86、23-43.
- 大前研一（2011）「TPP は『国論を二分する』ほどの問題ではない」日経 BPnet、『大前研一の「産業突然死」時代の人生論』11月7日。
<http://www.nikkeibp.co.jp/article/column/20111107/289750/?rt=nocnt>
- 小倉正行（2011）『TPP は国を滅ぼす』宝島社。
- 笠井清美（2011）「TPP に対する経済界の認識—経団連『我が国の通商戦略に関する提言』なぜ日本が TPP 交渉に早期に参加すべきか—」『貿易と関税』12月号、57-67.

14 特に、第7章「グローバル化からインターナショナル化へ」。

- 木村福成 (2010) 「TPP と日本 新国際ルール形成の場に」 日本経済新聞『経済教室』12月1日。
- 木村福成 (2011a) 「東アジアの成長と日本のグローバル戦略」 馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成
編著『日本通商政策論：自由貿易体制と日本の通商課題』文眞堂、249-267。
- 木村福成 (2011b) 「地域主義が生み出す21世紀型国際分業のダイナミズム」『外交』Vol.9、
Sep.113-121。
- 小寺彰 (2010) 「TPP と日本 早期交渉で現実的な解を」 日本経済新聞『経済教室』12月2日。
- ジェーン・ケルシー編著 (環太平洋経済問題研究会、農林中金総合研究所訳) (2011) 『異常な
契約 TPP の仮面を剥ぐ』農文協。
- 佐竹正夫 (2015) 「TPP 論議を振り返って」『世界経済評論 IMPACT』12月28日、[http://www.
world-economic-review.jp/impact/](http://www.world-economic-review.jp/impact/)
- 佐藤洋 (2011) 『TPP ターゲット』新日本出版社。
- 菅原淳一 (2012) 「日本の TPP 交渉参加を巡る論争」 馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著
『日本の TPP 戦略 課題と展望』文眞堂、134-149。
- 鈴木宣弘・木下順子 (2011a) 『TPP と日本の国益』全国農業会議所・大成出版社。
- 鈴木宣弘・木下順子 (2011b) 『よく分かる TPP 48のまちがい』農文協。
- 関岡英之 (2011) 『国家の存亡「平成の開国」が日本を亡ぼす』PHP 研究所。
- 竹中平蔵・佐藤優 (2012) 『国が減びるということ』中央公論新社。
- 寺田貴・三浦秀之 (2012) 「日本の TPP 参加決定過程」 馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編著
『日本の TPP 戦略 課題と展望』文眞堂、150-167。
- 戸堂康之 (2011a) 『日本経済の底力ー臥龍が目覚めるときー』第3章、中央公論新社。
- 戸堂康之 (2011b) 「TPP 参加の意義 国際化、生産性向上の鍵に」 日本経済新聞『経済教室』
10月13日。
- 中川淳司 (2011) 「TPP で日本はどう変わる 第1回～第5回」『貿易と関税』2011年7月号～
12月号。
- 中川淳司 (2012) 「TPP で日本はどう変わる 第6回～第13回」『貿易と関税』2012年1月号
～10月号。
- 中野剛志 (2011a) 『TPP 亡国論』集英社。
- 中野剛志編著 (2011b) 『「TPP 開国論」のウソ』飛鳥新社。
- 中野剛志 (2013) 『反・自由貿易論』新潮社。
- 農山漁村文化協会編 (2010) 『TPP 反対の大義』農文協。
- 農山漁村文化協会編 (2011) 『TPP と日本の論点』農文協。
- 萩原新次郎 (2011a) 『TPP 第3の構造改革』かもがわ出版。

萩原新次郎（2011b）『日本の構造「改革」と TPP』新日本出版社。

浜田和幸（2011）『恐るべき TPP の正体 アメリカの陰謀を暴く』角川マーケティング。

東谷暁（2011）『間違いだらけの TPP』朝日新聞社。

廣宮孝信（2011）『TPP が日本を壊す』扶桑社。

保坂正康・岡本行夫・中野剛志（2012）「『日本の希望』か『米国の陰謀』か」『文藝春秋』1月号、144-154。

本間正義（2014）『農業問題 — TPP 後、農政はこう変わる』筑摩書房。

水島総編（2011）『亡国最終兵器 — TPP 問題の真実』青林堂。

山下一仁（2011a）「自由貿易が日本農業を救う—「TPP で農業は壊滅」しない—」『農業と経済』臨時増刊号、5月号。http://www.canon-igs.org/column/pdf/110413_yamashita.pdf

山下一仁（2011b）「TPP 交渉早期に参加すべし」『外交』Vol.9、Sep.122-127。

山下一仁編（2011c）『TPP 研究会報告書』キャノングローバル戦略研究所、10月26日。
http://www.canon-igs.org/research_papers/macroeconomics/20111026_1137.html

山下一仁（2013）「TPP 亡国論の検証」石川幸一・馬田啓一・木村福成・渡邊頼純編著『TPP と日本の決断』文眞堂、179-193。

山田正彦（2013）『TPP 秘密交渉の正体』竹書房。

若田部昌澄（2011）「TPP の憂鬱 — 誤解と反感と不信を超えて」『SYNODOS』11月9日。
<http://synodos.jp/economy/1610>

渡邊頼純（2011）『TPP 参加という決断』ウェッジ。

雑誌特集

『季刊地域』（2011）「総力特集 TPP でどうなる日本」Spring No.5（『現代農業』5月増刊号）。

『経済セミナー』（2011）「特集 TPP と日本の農業」No.660、6・7月号。

『現代思想』（2011）「特集 TPP から考える」第39巻8号、青土社。

『世界』（2011）「特集 TPP 批判 — 何が起きるか」4月号、No.815。

『文藝春秋』（2012）「TPP 大論争 攘夷 vs. 開国」1月号。

『Voice』（2011）「特集 3・11 後の日米関係、深化か隷属か TPP 参加、賛否両論」7月号。

（常磐大学 国際学部 教授）

研究ノート

農業生産法人の発展における財務マネジメントの状況

田 邊 正

Situation of Financial Management on Growth of Agricultural Corporation

はじめに

現在、わが国の農業就業者数は約 239 万人であり、そのうち 60 歳以上の就業者の割合が約 76% となっており、担い手不足という問題が生じている¹。また、環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP: Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement 又は Trans-Pacific Partnership) への交渉参加によって、海外の安価な輸入生産物に対抗するために、農業経営の大規模化及び効率化を余儀なくされている。これらの打開策として、法人化が早急に進められており、約 11,000 社の農業生産法人が存在している²。

そこで、農業生産法人の経営者には、従来の生産物を生産するプロフェッショナルとしての経営者が存在する一方で、農業をビジネスとして捉える新規に参入した若手の経営者もいると考えられる^{3,4}。このように、経営者の年齢層によって、農業経営に対する捉え方も異なるし、若手の経営者は大学等の高等教育機関で学習した経験がある者も少なくないであろう。そこで、経営者の財務に対する考え方を中心に、2015 年 1 月から 4 月にかけて全国の農業生産法人の経営者を対象に状況調査を実施した。

本稿では、年齢層及び会計的知識の有無によって、経営者を六つに類型化してみた。そして、状況調査の結果にもとづいて、経営者の特徴、経営者の会計に対する考え方、経営者の会計的知識の有無

1 農林水産省大臣統合統計部公表 (2013)「農林水産省統計 平成 25 年農業構造動態調査の結果」農林水産省 pp.26-31.

2 農林水産省 HP「平成 21 年度 食料・農業・農村の動向」農林水産省 http://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/h21_h/summary/p1_c3_02.html (最終検索日: 2015 年 9 月 21 日)

3 プロフェッショナルとは、職業上で生計を立てていることである。したがって、農業経営でいえば、生産物の生産、加工、販売と全て過程を含めたものになるが、ここでは、農業活動にあたって、生産物の生産に特化した専門家のことをいう。

4 ビジネスとは、営利及び非営利を問わず、その事業目的を実現するための活動の総体であるが、ここでは、営利を追求した事業目的を実現することをいう。

と経営との関係、経営者の会計的知識の有無と方向性について、類型化した数値から分析を試みた。

1. 状況調査の対象の概要

(1) 状況調査の対象の概要

2015年1月から4月にかけて、全国の農業生産法人を対象に、「農業生産法人における財務マネジメント認識に関するアンケート調査」を郵送して状況調査を実施した。公益団体法人日本農業法人協会の会員名簿からホームページで連絡先を確認し、そのなかから、事前に全国500法人に電話連絡をして、アンケート調査票を郵送可能な法人のみに郵送した。〔図表1〕は、アンケート調査の概要を示したものである。

〔図表1〕 アンケート調査の概要

調査年月	2015年1月から4月
調査名	農業生産法人における財務マネジメント認識に関するアンケート調査
調査票設計者	筆者
調査実施者	筆者
調査対象	全国の農業生産法人
抽出方法	無作為抽出法
調査・回収方法	郵送回収方式（任意解答・事前連絡有り）
配布数	219法人
有効回答数	106法人
有効回答率	48.8%

〔出所〕 著者作成。

〔図表1〕のアンケート調査の実施にもとづいて、アンケート調査票を集計したわけだが、アンケート調査票を郵送可能か否かによって、経営者による若干の経営に対する積極性の有無が関係しているとも感じている。また、アンケート調査票の郵送は219法人であり、有効回答数は106法人であった。よって、有効回答率は48.8%と高い数値になっている。〔図表2〕は、アンケート調査対象の農業生産法人の概要を示したものである。

〔図表2〕 アンケート調査対象の農業生産法人の概要

代表者の性別	男性99人 女性6人
代表者の年齢	平均56.7歳
企業形態	株式会社21法人 合同会社0法人 合名会社0法人 合資会社0法人 有限会社71法人 農事組合法人17法人
資本金	平均1,928万円
出資戸数	平均4.3戸
役員数	平均3.4人
生産物	稲40法人 麦・芋・豆23法人 野菜38法人 果樹15法人 卉花17法人 酪農4法人 肉用牛6法人 養豚8法人 養鶏6法人 ブロイラー1法人 その他

〔出所〕 著者作成。

〔図表2〕から解るように、アンケート調査対象の農業生産法人の代表者は、平均年齢が56.9歳である。ちなみに、全国の代表取締役の平均年齢が60.26歳である⁵。このことから、今回のアンケート調査対象は、比較的若い代表者を対象としたということになる。また、女性の代表者も僅かながら6名いた。企業形態では、株式会社21法人、有限会社71法人、農事組合法人17法人であり、平成に入ってから法人化した農業生産法人が62法人となっており、比較的新規に設立された法人が多い。そして、平均資本金は1,928万円となっているが、3,000万円を超える農業生産法人も27法人となっており、二極化しているようである。出資戸数は平均4.3戸であり、出資戸数については大きなばらつきは無いようである。また、役員数も平均3.4人であり、大きなばらつきは無い。生産物については、稲作及び畑作が中心となっている。

（2）状況調査の分析の考え方

従来の農業では生産物を農協等の一次集荷業者に卸すだけであったため、個人事業主は、経営に関してはまったくの素人であったと思われる。これは、生産物の生産のプロフェッショナルという認識と考えられる。まして会計及び経理については無頓着で、農協を通じた臨税によって他人任せであり、「どんぶり勘定」と揶揄されていた⁶。

担い手不足の打開策として、法人化が早急に進められるわけだが、生産物を生産するプロフェッショナルが単に集まっただけとも考えられる。また、新たな付加価値を生出すために六次産業化を試みるわけだが、製品開発及び加工ならびに営業に関して専門的な知識があるか疑問である。このような状況で、六次産業化が上手くいくとは考えられない。六次産業化の製品をネット等の媒体を通じて販売してみたが、予想したように製品が売れないため撤退するというケースが多いといわれている。

農業生産法人の代表である経営者は生産物の生産だけではなく、製造活動及び販売活動も一貫した視野で経営全般を考える必要がある。すなわち、生産物を生産するプロフェッショナルから経営のプロフェッショナルへと、経営者は意識を変えていかなければならない。その際、経営と会計は切離すことはできない関係にある。経営全般の知識と同時に、経営者は「数字が読める」ということが重要となる。すなわち、「どんぶり勘定」という認識から脱却しなければならない。経営において会計及び経理の知識が重要であって、専門家に任せるのではなく、経営者が積極的に取り組むべき課題ではなかろうか。

一方、中小企業の経営者も当然会計の重要さは認識しているであろうし、財務諸表にもとづいた数値を意思決定に活用しているであろう。将来的に農業生産法人が展開するためには、農業生産法

5 東京商工リサーチによると2014年の社長の平均年齢は60.26歳という調査結果である。
東京商工リサーチ「2014年全国社長の年齢調査 社長の5人に1人が70代以上」2015年
http://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20141002_01.html（最終検索日：2015年8月5日）

6 楠本雅弘（2005）『複式簿記を使いこなすー農家の資金管理の考え方と実際ー』農文協 pp.8-14.

人の方向性を見据えた経営が要求され、経営者は意思決定のための会計的知識又は思考を有することが求められる。そこでは、簿記という技術的な知識は当然であり、財務会計にもとづいた経営分析及び管理会計の考え方を中心とした財務マネジメントが必要不可欠と考えられる。

そこで、農業経営を左右する要因というものが存在すると予測されよう。〔図表 3〕は、農業経営を左右すると思われる要因を示したものである。

〔図表 3〕 農業経営を左右すると思われる要因

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 大規模か否か | ⑤ 経営者の経営的知識の有無 |
| ② ビジネスとしての法人化か否か | ⑥ 経営者の会計的知識の有無 |
| ③ 経営者の年齢 | ⑦ 会計担当者の有無 |
| ④ 農業従事期間又は熟練度 | ⑧ 財務マネジメントの関心への有無 |

〔図表 3〕の農業経営を左右する要因にもとづいて、農業生産法人の方向性を推測できると考えられる。したがって、これらの要因のなかから、いくつかの要因を利用して経営者の類型化が可能となると予測する。経営者は経営のプロフェッショナルとしての認識が必要なわけだが、経営に際して、会計及び経理の知識も必要であり、それらに経営者は積極的に取組むべきである。まず、会計的知識の有無によって経営者を類型化してみる⁷。次に、担い手不足という問題もあり、これから農業経営に参入する若者の意識は、農業を一つのビジネスとして捉えていると考えられるため、経営者の年齢を類型化の要因として利用してみた。〔図表 4〕は、経営者の六つの類型化を示したものである。

〔図表 4〕 経営者の類型化

	年齢層	会計的知識の有無	類型化の内容
I 型	45 歳未満	有り	若年層・会計的知識有り
II 型	45 歳未満	無し	若年層・会計的知識無し
III 型	45 歳以上 65 歳未満	有り	中堅層・会計的知識有り
IV 型	45 歳以上 65 歳未満	無し	中堅層・会計的知識無し
V 型	65 歳以上	有り	高齢層・会計的知識有り
VI 型	65 歳以上	無し	高齢層・会計的知識無し

〔出所〕 著者作成。

〔図表 4〕から解るように、類型化する際、年齢を 45 歳及び 65 歳を基準にして区分している。農林水産省の青年就農給付金の給付者条件が 45 歳未満となっており、農林水産省は 45 歳未満を若年層の基準としている。また、担い手不足について論じる場合、行政の統計では 65 歳以上という表現をしているため、高齢層の基準を 65 歳とした。

これらの経営者の類型化から、経営知識、財務への関心、財務状況、財務状況の予測、規模の拡

7 ここで会計的知識とは、学術的なもののみではなく、実務又は簿記検定の知識も含めて広義なるものを示す。

大への積極性、六次産業化について明確な相違があると予測される。そこで、上述した経営者の類型化について、〔図表 5〕のような予測を試みた。

〔図表 5〕農業経営者の類型化による予測

	経営知識	財務への関心	財務状況	財務状況の予測	規模の拡大	六次産業化
I 型	高い	高い	不安定	上昇	積極的	積極的
II 型	低い	低い	不安定	横這い	消極的	積極的
III 型	高い	高い	安定	上昇	積極的	積極的
IV 型	低い	低い	現状維持	横這い	消極的	消極的
V 型	高い	低い	現状維持	横這い	消極的	積極的
VI 型	低い	低い	現状維持	下降	消極的	消極的

〔出所〕 著者作成。

特に、I 型及び III 型については、会計的知識を有していれば、必然的に経営的知識も有しており、経営に対して積極的だと予測される。すなわち、農業をビジネスとして捉える経営者が多い。II 型は農業を生業としており、生産物の生産のプロフェッショナルを目指していると考えられる。IV 型は経営者としては最も多いと予測されるが、法人の現状維持又は安定を優先に考えるため、経営の積極性は弱いと考えられる。V 型及び VI 型は、長年の経験から熟練した経営者と考えられるため、経営的に成熟していると予測される。ただし、経営に関して消極的ではなかろうか。これらを踏襲して、アンケート調査による状況調査の分析を試みたい。

2. 農業生産法人の経営者の特徴について

(1) 経営者の会計的知識と経営的知識の有無の関係

前述したように、アンケート調査対象の農業生産法人の経営者を六つに類型化することを試みた。まず、年齢を 45 歳及び 65 歳を基準にして区分した。これは、農林水産省の青年就農給付金の給付者条件が 45 歳未満となっており、この年齢を若年層の基準とした。一方、担い手不足について論じる場合、行政の統計では 65 歳以上という表現をしているため、高齢層の基準を 65 歳として区分した。

次に、経営者の会計的知識の有無についてだが、当初は簿記及び会計資格を用いて区分することを試みたが、106 人中 12 人しかいなかったために、財務に関する科目の学習経験で区分することにした⁸。二科目以上の学習経験がある経営者を会計的知識有りというように区分している。これは一科目であれば、その能力の有無に疑問が生じるし、三科目であれば、極端に人数が減り類型化が困難になるためである。〔図表 6〕は、経営者の六つの類型化の法人数を示したものである。

8 簿記検定資格取得者は、日商簿記 1 級取得者は 2 人、日商簿記 2 級取得者は 2 人、日商簿記 3 級取得者は 7 人、全商簿記 2 級取得者は 1 人であった。

〔図表 6〕 農業生産法人の経営者の類型化

	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	VI 型
年齢	45 歳未満	45 歳未満	45 歳以上 65 歳未満	45 歳以上 65 歳未満	65 歳以上	65 歳以上
会計的知識の有無	会計的知識有り	会計的知識無し	会計的知識有り	会計的知識無し	会計的知識有り	会計的知識無し
法人数	5 (4.7%)	8 (7.6%)	15 (14.2%)	54 (51.4%)	7 (6.6%)	16 (15.2%)

〔出所〕 著者作成。

〔図表 6〕 から解るように、予測通り中堅層のⅣ型が最も多く、54 法人となっており、51.4% を占めている。若年層のⅠ型及びⅡ型については会計的知識を有しないⅡ型が若干多くなっている。一方、高齢層であるⅤ型は、予測していたよりも多く、おそらく必要に応じて財務に関する科目を学習したと考えられる。しかし、会計的知識を有するⅠ型、Ⅲ型及びⅤ型は、27 法人であり全体の 25.5% しか占めていない。このことは、農業生産法人の経営者が、会計に対する関心が希薄であるということに繋がる。

そこで、会計的知識を有している経営者は、必然的に経営的知識も有していると予測したわけだが、これは社会科学系の高等教育機関で学習した経験があるか否かとも繋がると考えられる。要はアンケート調査で質問し難かった学歴である。やはり経営について学習する際に会計は、その一部として学習するため、大学等の高等教育機関で専門的に学習した経営者も少なからず存在する。〔図表 7〕 及び〔図表 8〕 は、財務に関する科目の学習経験及び社会科学に関する科目の学習経験を示したものである。

〔図表 7〕 財務に関する科目の学習経験

	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	VI 型	合計
商業簿記	3	2	11	7	5	4	32
工業簿記	1				1	1	3
原価計算	5		5	1	5	2	18
会計学	2		1				3
経営分析	3		6	5	1	1	16
財務分析	1		5		1		7
監査論			1				1
税務会計	1		4	1	2		8
財務管理	2		5	1	2	1	11
ファイナンス	1						1
財務会計	1		3	1	4		9
管理会計	1		1		1		3

〔出所〕 著者作成。

〔図表 8〕社会科学に関する科目の学習経験

	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	VI 型	合計
経営学	3	1	9	7	3	2	25
経済学	3	3	5	6		2	19
経営戦略	2	1	7	7	3	2	22
組織論	1		4	2	1		8
マーケティング	1		4	9	2	1	17
労務管理	1		5	5	2	1	14
企業論			1				1
流通論	1		4	3	1	1	10
金融論			3				3
商法	3		2	4	1	1	11
民法	2		1	5	1		9
行政法	1		1	1	1		4

〔出所〕 著者作成。

〔図表 7〕 から解るように、財務に関する科目の学習経験については、商業簿記 32 件と最も多く、次に、原価計算 18 件、経営分析 16 件となっている。これらは理論的な学問よりも実務的な学問に関して学習した経営者が多いと考えられる。

一方、〔図表 8〕 から解るように、社会科学に関する科目の学習経験については、経営学 25 件と最も多く、次に、経営戦略 22 件、マーケティング 17 件となっている。財務に関する科目と同様に、これらも経済学等のような理論的な学問よりも実務的で現場に活かせる学問に関して学習した経営者が多いようである。また、理論的な学問に関する学習経験者は、おそらく大学等の高等教育機関に在籍していた経験がある経営者と予測される。

そして、経営者の会計的知識の有無と経営的知識が、どのように関係しているかだが、〔図表 9〕は、会計的知識及び経営的知識との関係を示したものである。

〔図表 9〕 会計的知識及び経営的知識との関係

	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	VI 型
法人数	5	8	15	54	7	16
財務に関する科目（合計）	21	2	42	16	22	9
一法人あたりの科目数	4.20	0.25	2.80	0.29	3.14	0.56
社会科学に関する科目（合計）	18	5	46	49	15	10
一法人あたりの科目数	3.60	0.62	3.06	0.90	2.14	0.62

〔出所〕 著者作成。

まず、財務に関する科目については、会計的知識を有する I 型、III 型及び V 型と会計的知識を有しない II 型、IV 型及び VI 型では明確な違いが見受けられる。特に一法人あたりの科目数から解るように、会計的知識を有しない II 型、IV 型及び VI 型では、一法人あたり 1.00 を大きく割っている。

また、Ⅰ型が最も一法人あたりの科目数が高くなるのは予測されたが、Ⅴ型が比較的高かったことは予想外であった。高齢層の経営者だが、おそらく、大学等の高等教育機関で学習したのではなく、農業生産法人の代表になったことで、会計的知識の必要性を感じて学習したことを示しているではなからうか。

次に、社会科学に関する科目については、予測通り財務に関する科目と連鎖していることが解る。やはり会計的知識を有している経営者は、経営的知識も有している。ただし、財務に関する科目の結果のように、Ⅴ型は顕著な数値を示していない。このことは、農業生産法人の代表者になった際、高齢層の経営者は財務に関する科目を優先的に学習したことを意味している。また、当然のことながら、若年層のⅠ型は、一法人あたりの科目数から会計的知識ならびに経営的知識も豊富であるということが解る。

(2) 経営者の熟練度合い

農業生産法人の経営者を年齢と会計的知識の有無で六つに類型化したわけだが、これらの経営者が、代表に推薦されて何年目なのか、そして、どのくらいの期間、農業に従事しているのかを分析してみたい。〔図表 10〕は、経営者の代表に選ばれた年数を示している。

〔図表 10〕 代表に選ばれた年数

	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	Ⅴ型	Ⅵ型	合計
～4 年目	1	5	6	9		2	23
5～9 年目	1	3	2	8			14
10～14 年目	1		2	7			10
15～19 年目	1		1	8	2	6	18
20～24 年目			4	8	2	3	17
25～29 年目				7	1	2	10
30 年目～				5	2	3	10
平均	8.5 年	4.2 年	10.0 年	15.5 年	25.5 年	20.6 年	16.2 年

〔出所〕 著者作成。

〔図表 10〕から解るように、代表者に選ばれた年数は、Ⅴ型及びⅥ型が長くなっており、殆どが 15 年以上となっている。当然、若年層よりも高齢層のほうが年数は長くなると予測される。これらのⅤ型及びⅥ型の経営者は、長年代表として農業生産法人から経営を任されているので、熟練した経営者とよべる。しかし、この数値が財務状況に対して、どのように影響を及ぼしているのかは後述したい。

Ⅲ型及びⅣ型については、代表に選ばれて 14 年以下の経営者もかなりいることが解る。これは世代交代によることを意味しているのかもしれない。また、Ⅳ型に限っては二極化しており、長年代表として経営を任されている経営者と世代交代による経営者がいるのではなからうか。一方、Ⅲ型は会計的知識を有しているわけだが、代表に選ばれて 14 年以下の経営者が多い。これは世代交

代によって代表として選ばれる可能性が高いことを示していると考えられる。〔図表 11〕は、農業従事年数を示したものである。

〔図表 11〕 農業従事年数

	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	VI 型	合計
～4 年目		1					1
5～9 年目	1	2		1			4
10～14 年目	1			3			4
15～19 年目	3	3		4		1	11
20～24 年目		2	2	9		1	14
25～29 年目			5	6		1	12
30～34 年目			1	7		2	10
35～39 年目			3	7			10
40～44 年目			4	14	1	4	23
45～49 年目				2	5	2	9
50 年目～					1	5	6
平均	13.8 年	15.4 年	32.6 年	29.8 年	46.1 年	40.6 年	31.0 年

〔出所〕 著者作成。

〔図表 11〕から解るように、年齢が高くなれば、農業従事年数も長くなることは当然である。ただ、III 型及び V 型は、会計的知識を有しているわけだが、有しない IV 型及び VI 型よりも平均農業従事年数が長くなっている。IV 型及び VI 型は、集計によるばらつきがあることから、新規の参入があったことが予測される。一方、III 型及び V 型は、集計によるばらつきがない。これは会計的知識を有する経営者は、若年層であれば新規の参入を試みるが、45 歳以上では新規の参入に対して慎重になるということではなかろうか。さらに、IV 型及び VI 型の平均農業従事年数が、若干短くなっていることには廃業と関係があるように考えられる。

3. 農業生産法人の経営者の会計に対する考え方について

(1) 農業生産法人の経理状況

農業生産法人の経営者は、会計及び経理に対して関心が希薄ではないかということから、本稿の研究は始まっている。そこで、農業生産法人の経理状況について分析してみたい。〔図表 12〕は、農業生産法人の経理担当者を示したものである。

〔図表 12〕 農業生産法人の経理担当者

	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	VI 型	合計
経営者自身	1	1	2	9	1	6	20
配偶者	1	1	4	18	2	4	30
経理担当者	2	4	6	17	4	5	38

農業生産法人の発展における財務マネジメントの状況

税理士	1	2	5	16		4	28
公認会計士	1			2	1	2	6
その他		1				1	2

〔出所〕 著者作成。

〔図表 12〕 から解るように、複数回答であるが、経理担当者を配属している農業生産法人が 38 法人あることには意外であった。そして、税理士等の職業会計人に委託する農業生産法人が 34 法人と最も多いことは予測通りであるが、Ⅴ型では 1 法人のみである。また、経営者自身という農業生産法人も 20 法人あるが、これは会計的知識を有しているⅠ型、Ⅲ型及びⅤ型の経営者では、あまりいないことを踏まえれば、日常の取引による経理の関与と財務上の資料を意志決定に活用することでは異なるのかもしれない。〔図表 13〕 は、会計ソフトの導入について示したものである。

〔図表 13〕 会計ソフトの導入

	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	Ⅴ型	Ⅵ型	合計
導入	3	5	13	41	6	10	78
導入していない	2	3	2	13	1	6	27

〔出所〕 著者作成。

〔図表 13〕 から解るように、会計ソフトを導入している農業生産法人は 78 法人であり、農業生産法人も法人のうちの一つであるため、会計の効率性を追求して会計ソフトを導入するのは当然のことである。一方、会計ソフトを導入していない農業生産法人も 27 法人ある。そのなかで、会計的知識を有しないⅡ型、Ⅳ型及びⅥ型は 20 法人もある。このことは、会計帳簿を作成するというのではなく、日常の取引を伝票又は日計表等に単に記入するというだけのことで、個人事業主と同様に誰にでも出来る簡単な作業を行っていると考えられる。また、〔図表 14〕 は、農業生産法人で作成している財務諸表の種類である。

〔図表 14〕 農業生産法人で作成している財務諸表の種類

	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	Ⅴ型	Ⅵ型	合計
貸借対照表	5	7	15	50	7	16	100
損益計算書	5	7	14	51	7	16	100
キャッシュフロー計算書	1		5	21	6	8	41
株主資本等変動計算書	2	3	5	19	2	4	35
その他			1				1

〔出所〕 著者作成。

〔図表 14〕 から解るように、殆どの農業生産法人で貸借対照表及び損益計算書は作成されている。キャッシュフロー計算書及び株主資本等変動計算書は、半分以上の農業生産法人で作成されていない。ただ、意思決定の側面から、これらの財務諸表は重要であると考えられるが、会計的知識を有

するⅠ型、Ⅲ型及びⅤ型において、その重要性から作成されているとは限らないようである。したがって、法人の規模及び依頼している税理士等によって、作成される財務諸表が異なると考えられる。〔図表15〕は、財務諸表の数字が気になるか否かを示したものである。

〔図表15〕財務諸表の数字への関心

	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	Ⅴ型	Ⅵ型	合計
気にならない				2		2	4
気になる	5	2	11	43	4	10	75
常に気になる		5	4	7	3	3	22

〔出所〕 著者作成。

〔図表15〕から解るように、財務諸表の数字に対して、ほぼ全部の農業生産法人が、「気になる」又は「常に気になる」と回答している。しかし、4法人が「気にならない」と回答しているが、会計的知識を有しないⅣ型及びⅥ型である。このことは、前述した生産物の生産のプロフェッショナルとしての気質を意味しているのかもしれない。良い生産物を生産すれば、市場での需要が必然的に増加するので、財務諸表の数字等は気にしなくてもよいという考えであろう。

(2) 経営者の会計への関心

農業生産法人の経営者が財務マネジメントについて、どのように考えているのかを、ここでは分析したい。前述したように、殆どの経営者は、財務諸表の数字が気になると回答しているわけだが、経営者がどのように、その数字を活用しようとしているのかを分析してみたい。〔図表16〕は、財務上の数字への関心を示したものである。

〔図表16〕財務上の数字への関心

	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	Ⅴ型	Ⅵ型	合計
関心がない							0
売上高	4	5	15	47	6	18	95
売上原価	4	3	10	33	6	10	66
売上総利益	2	4	8	28	6	9	57
営業利益	3	2	9	37	4	12	69
経常利益	3	7	11	32	6	11	70
税引前純利益	1	3	4	14	2	5	29
税引後純利益	2	1	3	24	3	7	40
現金預金	3	4	9	37	5	6	64
生産原価	3	4	15	39	7	14	82
流通経費		2	7	21	3	3	36
固定資産		1	4	15	2	4	26
労務費	2	5	10	31	4	7	59
未販売農産物			2	1	1	2	6
未収穫作物				3	1	1	5

農業生産法人の発展における財務マネジメントの状況

肥育家畜			1	3	1		5
繰越資材	1		1	3	2	2	9
棚卸資産	2	1	8	15	5	5	36
農業費用			4	11	4	4	23
一法人あたりの項目数	6.00	5.25	8.06	7.29	9.71	7.50	

〔出所〕 著者作成。

〔図表 16〕 から解るように、まず、全体的に経営者は、売上高、生産原価、経常利益、営業利益、売上原価、現金預金という順に関心をもっているようである。資金繰りを示す現金預金を除いて、農業生産法人の経営成績を示すものが上位を占めていることが解る。ただし、純利益については関心が低いようである。また、費用では労務費については 59 法人と高い数値を出しており、経営者にとって常に検討しないといけない財務上の数字なのかもしれない。一方、在庫に対する関心として、未販売農産物、未収穫作物、肥育家畜、繰越資材、棚卸資産をあげておいたが、棚卸資産は 36 法人あったが、それ以外については、どれも低い数値である。本来、会計上の処理として収穫基準を採用しているとしても、在庫に対しては着目しなければならない。在庫管理に対しては、経営者は希薄なのかもしれない。

そして、それぞれの年齢層で見ると、Ⅱ型よりもⅠ型、Ⅳ型よりもⅢ型、Ⅵ型よりもⅤ型の経営者のほうが、一法人あたりの項目数が多いことが解る。このことは、会計的知識を有する経営者のほうが財務上の数字に関心があることを示している。また、上述した在庫に対しても、Ⅲ型及びⅤ型の経営者の関心を有する割合は高いようである。ここで意外であったのは、Ⅰ型及びⅡ型の経営者において、一人あたりの項目数が少なかったことである。会計的知識を最も有するⅠ型の経営者が、一人あたりの項目数も最も多くなると予測していたのだが、予想に反して、Ⅴ型の経営者が最も多かった。前述したように、代表者に選ばれた年数と比例して、経営者自体が会計への必要性を感じ、財務上の数字へ関心を有しているのかもしれない。〔図表 17〕 は、財務分析の関心を示したものである。

〔図表 17〕 財務分析の関心

	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	Ⅴ型	Ⅵ型	合計
関心がない		1		2		1	4
内容が解らない				3			3
内容は解らないが関心はある	1		1	5		1	8
流動比率	1	1	4	9	2	4	21
当座比率	1		1	7	1	2	12
自己資本比率	3	2	10	20	3	7	45
負債比率			4	13	3	5	25
固定比率		2	3	9	2	4	20
総資本経常利益率		2	4	8	3	4	21

総資本営業利益率		1	2	6	1	2	12
総資本回転率	1	1	1	4	3	3	13
売上高総利益率	1	1	5	16	4	4	31
売上高営業利益率	1	1	5	18	3	4	32
売上高経常利益率		2	6	22	3	2	35
売上高販管費率		1	2	7	1	3	14
総資本投資効率		1		2	1	1	5
設備投資効率		2	3	7	2	2	16
労働分配率		2	4	8	2	4	20
労働装備率		1	1	2		1	5
付加価値率			2	4	2	1	9
労働生産率	1	1	4	11	4	4	25
従業員1人あたりの売上高	3	3	4	10	1	3	24
従業員1人あたりの粗利益	1	2	3	12	4	4	26
10aあたりの収穫量	2	2	7	12	3	3	29
10aあたりの従業員労務費	1	1	5	6		2	15
10aあたりの売上高	2	1	7	12	2	2	26
売上高前年比増加率	1	4	5	14	3	4	31
総資産前年比増加率	1		1	3	1		6
経常利益前年比増加率	1	4	5	12	2	4	28
一法人あたりの項目数	4.20	4.75	6.53	4.70	8.00	4.93	

〔出所〕 著者作成。

〔図表17〕から解るように、自己資本比率45法人、売上高経常利益率35法人、売上高営業利益率32法人、売上高総利益率31法人という順に経営者は関心をもっているようである。このことから、収益性分析に関心があり、上述した財務上の数字で売上高が最も多かったことと関連する。また、労働生産性にも関心は高く、従業員1人あたりの売上高及び従業員1人あたりの粗利益は、高い数値を示している。ただし、すべての経営者が、ほぼ関心をもっている財務分析というものは見受けられなかった。

そして、一法人あたりの項目数を見てみると、V型の経営者が8.00と最も高く、次いでⅢ型の経営者で6.53となっている。Ⅲ型及びV型の経営者は、会計的知識を有しているわけだが、I型の経営者は4.20となっており、会計的知識を有しているわりに、財務分析に対して関心が希薄である。一方、会計的知識を有しないⅡ型、Ⅳ型及びⅥ型の経営者は、5.00以下の結果となっており、年齢に応じて変化しているようには見受けられない。したがって、代表者に選ばれた年数と比例して、会計的知識を有している経営者は、財務上の数字に関心をもち、その数字を活用して財務分析を試みる者が多いのではなかろうか。

4. 農業生産法人の経営者の会計的知識の有無と経営の関係について

(1) 経営者の会計的知識の有無と経営状況

農業生産法人の経営者が、会計的知識を有するか否かで、財務に対する見方が大きく異なることが解った。したがって、会計的知識を有する経営者は、財務に対して積極的に関与している。代表者に選ばれた年数に比例して、その関与は強くなるようで、Ⅲ型及びⅤ型は、特に強いようである。そこで、経営者が、会計的知識を有していれば、どのように法人の規模及び経営状況に影響を及ぼすのかを分析してみたい。〔図表 18〕は、資本金の金額を示したものである。

〔図表 18〕 農業生産法人の資本金の金額

	I 型	II 型	Ⅲ型	Ⅳ型	V 型	Ⅵ型	合計
~300 万円未満		1	1	1	1	1	5
300~500 万円未満	2	1	2	17	1		23
500~1,000 万円未満		3	4	14	1	5	27
1,000~2,000 万円未満	1	3	1	16		5	26
2,000~3,000 万円未満	1		1	6			8
3,000 万円 ~	1		5	12	4	5	27
平均 (万円)	1,780	687	2,979	1,738	2,975	1,848	1,928

〔出所〕 著者作成。

〔図表 18〕 から解るように、全体的に数値が散らばっていることが解る。ただ、資本金の金額が 3,000 万円以上の農業生産法人も 27 法人あり、そのうちⅢ型及びⅤ型の割合が高い。また、資本金の金額の平均だが、Ⅲ型及びⅤ型の農業生産法人が高いことが解る。これは、会計的知識を有する経営者によって、農業生産法人の規模を拡大してきた結果だろうか。そこで、農業生産法人の規模を比較する基準として従業員数も考えられる。〔図表 19〕は、従業員数を示したものである。

〔図表 19〕 農業生産法人の従業員数

	I 型	II 型	Ⅲ型	Ⅳ型	V 型	Ⅵ型	合計
4 人以下	1	3	6	14	1	4	29
5~10 人以下	3	4	4	15	2	6	34
11~15 人以下			2	13	3	3	21
16~20 人以下				2			2
21~25 人以下			1	4	1	2	8
26~30 人以下				3			3
31~40 人以下		1	1	1			3
41~50 人以下			1	1			2
51 人以上	1			1			2

注 臨時従業員（アルバイト及びパート等）及び役員は含まない。

〔出所〕 著者作成。

〔図表 19〕 から解るように、従業員数 4 人以下の農業生産法人が 29 法人であり、約 28% を占めている。そして、従業員数 15 人以下の農業生産法人は 84 法人であり、これだけで 80% を占め

ている。このことから、従業員数 15 人を超える農業生産法人は大規模な部類に含まれると考えられる。また、従業員数 50 人を超える農業生産法人も 2 法人あるが、これらの法人は稀なのかもしれない。規模という点では一般企業と大きく乖離しているようである。

そして、会計的知識を有するか否かで農業生産法人の規模に影響があるかということについては、従業員 4 人以下の農業生産法人についてはⅠ型、Ⅲ型及びⅤ型は少ないようである。ただ、明らかな数値による違いは見受けられない。しかし、年齢層については、Ⅴ型及びⅥ型は従業員 25 人を超える農業生産法人は皆無である。このことは経営者の大規模化を目指すか否かの意識が関係しているのかもしれない。ここで、農業生産法人の規模を比較する基準として、その成果としての売上高も考えられる。〔図表 20〕は、売上高を示したものである。

〔図表 20〕 農業生産法人の売上高

	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	Ⅴ型	Ⅵ型	合計
500 万円未満							
~750 万円未満							
~1,000 万円未満				1			1
~1,500 万円未満							
~2,000 万円未満				1			1
~3,000 万円未満		1				2	3
~5,000 万円未満		2	1	4		1	8
~1 億円未満		1	4	15	2	2	24
~2 億円未満	2	3	5	13	2	6	31
~3 億円未満	2		1	3	1	2	9
3 億円以上	1	1	4	16	2	3	27

〔出所〕 著者作成。

〔図表 20〕 から解るように、売上高 1 億円を超える農業生産法人が 67 法人あり、約 64% を占めている。一見、この売上高は高そうに見受けられるが、生産コスト及び人件費等を考慮すれば、決して高いとは言えない。このことについては後述する。そして、〔図表 18〕と比較すれば、資本金の金額が高ければ、売上高の金額も高くなるようである。また、売上高 1 億円を超える農業生産法人では、Ⅰ型、Ⅲ型及びⅤ型が占める割合が高い。やはり会計的知識を有する経営者は、経営に対しても積極的であり、その結果が売上高に反映されていると考えられる。ちなみに、売上高 3,000 万円未満の農業生産法人は、会計的知識を有しないⅡ型、Ⅳ型及びⅥ型である。

(2) 経営者の会計的知識の有無と経営への積極性

ここでは、会計的知識を有する経営者が、どのように経営に対して考えており、それが将来の経営に如何に反映されていくのかを分析する。会計的知識を有していれば、その知識を必然的に経営に活用しようとする。一方、会計的知識を有しなければ、会計に関心をもたず、経営者の経験によって経営を行うことになる。まず、〔図表 21〕は、農業生産法人の経営者が経営状況をどのように捉

えているかを示したものである。

〔図表 21〕 農業生産法人の経営状況

	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	VI 型	合計
かなり厳しい	1	1		5	1		8
厳しい		2	5	12	2	5	26
どうにかやっていける	2	5	3	23	2	6	41
安定している	2		4	13	1	5	25

〔出所〕 著者作成。

〔図表 21〕 から解るように、34 法人が、「かなり厳しい」又は「厳しい」と回答している。そして、最も多い回答が、「どうにかやっていける」で 41 法人である。この回答は、経営者の範疇で「安定している」という部分をどのように捉えるかで変わってくると考えられる。また、25 法人の経営者が、「安定している」と回答しているが、割合で考えれば、III 型及び VI 型が多く占めているようである。したがって、会計的知識の有無と経営状況の捉え方が関連しているようには見受けられない。そこで、〔図表 22〕 は、平成 25 年度の当期純利益について示したものである。

〔図表 22〕 平成 25 年度の農業生産法人の当期純利益

	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	VI 型	合計
マイナス（赤字）	1	2	2	10	2	4	21
比較的 0 に近い		3	6	14		3	26
プラス（黒字）	2	3	7	30	5	9	56

〔出所〕 著者作成。

〔図表 22〕 から解るように、21 法人が、「マイナス」と回答しており、おそらく、経営的に不安定なのかもしれない。一方、56 法人が、「プラス」と回答しており、〔図表 21〕 で「安定している」と回答した 25 法人よりも大きく上回る結果となった。上述したように、経営者の範疇で「安定している」という部分をどのように捉えるかによって、数値が変化することを意味している。そして、「プラス」と回答している割合で考えれば、I 型及び V 型が多く占めているようである。しかし、III 型の割合は 50% を割っており、決して高いとはいえない。一方、IV 型及び VI 型の割合は 50% 以上である。

そこで、農業生産法人の将来の売上高による目標達成について分析してみたい。〔図表 23〕 は、農業生産法人の売上高による目標が達成できるか否かを示したものである。

〔図表 23〕 農業生産法人の売上高による目標

	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	VI 型	合計
目標は設定していない	1	3		8		1	13
概ね達成できそうである	4	3	10	32	5	13	67
達成するのは難しい		2	4	11	2	3	22

〔出所〕 著者作成。

〔図表 23〕 から解るように、13 法人が、「目標を設定していない」と回答している。このうち、会計的知識を有しない II 型、IV 型及び VI 型で 12 法人を占めている。このことは、会計的知識を有しない経営者は、目標を設定しない者が多いということがいえる。ただし、67 法人が、「概ね達成できそうである」と回答しているが、会計的知識の有無と目標達成とに関係があるとは言い難い。

したがって、会計的知識を有する経営者が、必ずしも利益という結果に結びつける可能性が高いわけではない。それより、前述したように、年齢が高い経営者は代表に選ばれた年数も長い者が多いことから熟練した経営者といえる。よって、長年、農業生産法人を経営するにあたって、経営を安定させる術を身に付けたのかもしれない。一方、〔図表 21〕で「かなり厳しい」と回答した法人数と「目標は設定していない」と回答した法人数が重複することから、会計的知識を有しない経営者は、経営に消極的であり、その結果が現われているといえよう。

5. 農業生産法人の経営者の会計的知識の有無と経営の方向性について

(1) 経営者の会計的知識の有無と経営の予測

積極的知識を有する経営者が、必ずしも利益という結果に結びつける可能性が高いわけではない。それよりも、代表に選ばれた年数が長い経営者といえる。すなわち、熟練した経営者である。特に、III 型及び V 型の経営者は、会計的知識を有したうえで、熟練した経営者ということで、すべてにおいて良好な結果が出ている。

ここでは、経営者の会計的知識の有無と経営の予測について分析してみる。〔図表 24〕及び〔図表 25〕は、売上高の昨年度との比較及び 5 年後の将来的な売上高の予測を示したものである。

〔図表 24〕 売上高の昨年度との比較

	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	VI 型	合計
かなり減少した（25%以上の減少）			1	1			2
減少した（5%～25%の減少）	2		2	10	2	2	18
横ばい	2	6	3	20	2	7	40
増加した（5%～25%の増加）	1	2	8	22	2	6	41
かなり増加した（25%以上の増加）					1	1	2

〔出所〕 著者作成。

〔図表 25〕 将来的な売上高の予測（5 年後）

	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	VI 型	合計
かなり減少する（25% 以上の減少）				2			2
減少する（5%～25% の減少）		3	1	7		1	12
横ばい	2		3	12	3	4	24
増加する（5%～25% の増加）	1	5	9	30	3	8	56
かなり増加する（25% 以上の増加）	2		1	3	1	2	9

〔出所〕 著者作成。

〔図表 24〕 から解るように、売上高の昨年度との比較については、20 法人が、「かなり減少した」又は「減少した」と回答した。そのうち、「かなり減少した」という法人は僅か 2 法人であった。一方、47 法人が、「かなり増加した」又は「増加した」と回答した。そのうち、「かなり増加した」と回答した法人は僅か 2 法人であった。この数値から農業生産法人の経営状況は決して悪くはないと考えられる。しかし、会計的知識の有無と売上高の状況とに関係があるとは言い難い。

〔図表 25〕 から解るように、5 年後の将来的な売上高の予測については、14 法人が、「かなり減少する」又は「減少する」と回答した。そのうち、「かなり減少する」という法人は僅か 2 法人であった。一方、65 法人が、「かなり増加する」又は「増加する」と回答した。そのうち、「かなり増加する」と回答した法人は 9 法人であった。このことから、農業生産法人の経営者は、楽観的に将来の売上高の予測を捉えているようである。そして、II 型、IV 型及び VI 型の経営者は悲観的な予測をしている者が多く、I 型、III 型及び V 型の経営者が楽観的な予測をしている者が多い傾向にある。これは会計的知識を有する経営者は、何らかの対策を実施していることにより、その結果が将来の売上高に反映されると予測され则认为しているのであろう。

そこで、当期純利益の側面についても分析してみたい。〔図表 26〕 及び 〔図表 27〕 は、当期純利益の昨年度との比較及び 5 年後の将来的な当期純利益の予測を示したものである。

本来、売上高に比例して、当期純利益も増減するわけだから、この二つには関連性があると考えがちである。〔図表 26〕 から解るように、当期純利益の昨年度との比較については、22 法人が、「かなり減少した」又は「減少した」と回答した。そのうち、「かなり減少した」という法人は 6

〔図表 26〕 当期純利益の昨年度との比較

	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	VI 型	合計
かなり減少した（25% 以上の減少）			1	3	1	1	6
減少した（5%～25% の減少）			1	12	1	2	16
横ばい	1	4	5	26	2	6	44
増加した（5%～25% の増加）	1	4	6	14	3	7	35
かなり増加した（25% 以上の増加）	2		1				3

〔出所〕 著者作成。

〔図表 27〕 将来的な当期純利益の予測 (5年後)

	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	VI 型	合計
かなり減少する (25% 以上の減少)				1			1
減少する (5% ~ 25% の減少)		3	2	10	1	1	17
横ばい	1	1	6	15	2	5	30
増加する (5% ~ 25% の増加)	3	4	5	27	3	9	51
かなり増加する (25% 以上の増加)	1		1	1	1		4

〔出所〕 著者作成。

法人もあった。一方、38 法人が、「かなり増加した」又は「増加した」と回答し、そのうち、「かなり増加した」と回答した法人は僅か 3 法人であった。この数値から、昨年度の当期純利益と比較して、I 型、III 型及び V 型において、減少することとなった法人は割合的に少ない。したがって、増加することとなった法人は多いことになる。このことは、会計的知識を有する経営者は、費用を削減することによって、最終的な当期純利益を黒字にする努力をしていると捉えることができる。

〔図表 27〕 から解るように、5 年後の将来的な当期純利益の予測については、18 法人が、「かなり減少する」又は「減少する」と回答した。そのうち、「かなり減少する」という法人は僅か 1 法人であった。一方、55 法人が、「かなり増加する」又は「増加する」と回答し、「かなり増加する」と回答した法人は 4 法人であった。したがって、農業生産法人の経営者は、概ね将来の当期純利益の予測を楽観的に捉えている。そのことから、〔図表 25〕 の将来的な売上高の予測と類似した結果となっている。

将来の予測というものは、景気を含め様々な要因によって、経営者が客観的に判断するものである。しかし、将来の売上高及び当期純利益について、会計的知識を有する経営者が、楽観的に回答しているが、これは何らかの対策を実施していることによって、将来の売上高に反映され、必然的に当期純利益も増加するであろうと自負しているのかもしれない。したがって、会計的知識を有する経営者は、売上高及び当期純利益の見通しが高くなる傾向がある。

(2) 経営者の会計的知識の有無と経営の改善及び設備投資

農業生産法人の経営者が、経営者として考えなければならないことは、売上高及び当期純利益を増加させ、従業員の生活を確保することである。如何にして売上高を増加させるのか、ならびに、如何にしてコストを削減して当期純利益を増加させるのかということを経営者は施策しなければならない。その際、経営者は誰に相談しているのか。〔図表 28〕 は、農業生産法人の経営者の相談相手を示したものである。

〔図表 28〕 農業生産法人の経営者の相談相手

	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	VI 型	合計
相談しない	1		2	4		2	9
配偶者	1	1	1	14	1	1	19
税理士	4	5	9	29	4	14	65
公認会計士		3	2	10		1	16
中小企業診断士	1		2	3	1		7
銀行関係者	3	1	5	10	4	2	25
農協関係者	1		4	2	1	1	9
友人		2		8	1		11
農業経営アドバイザー	1		3	8	3	3	18
従業員又は会議開催	1	2	6	13	4	3	29
親戚関係者				1	1		2

〔出所〕 著者作成。

〔図表 28〕 から解るように、65 法人が、税理士と回答しており圧倒的に多い。次いで、従業員又は会議開催 29 法人、銀行関係者 25 法人、配偶者 19 法人、農業経営アドバイザー 18 法人となっている。農業生産法人も普通法人の一つであるため、法人税の納付のために申告が必要であり、税理士に委託するということが一般的である。そのため、顧問税理士に経営について相談するということは必然的に多くなるであろう。ただ、VI 型の経営者が顕著に現われているが、会計的知識を有しない経営者が、比較的多く税理士を相談相手として挙げている。また、従業員、配偶者及び友人は、経営者から身近な存在であるため相談し易いのであろう。そして、税理士を含め銀行関係者を相談相手に挙げているのは、数字に強いという理由からと見受けられる。したがって、IV 型及び VI 型が、相談相手として税理士を挙げている経営者が多いことは、数字が弱い部分を税理士に相談することで補っているのかもしれない。

農業生産法人の経営者が、具体的に売上高又は当期純利益を増加させるために、どのような施策を検討しているのかを分析したい。〔図表 29〕 は、農業生産法人の規模の拡大についての施策を示したものである。

〔図表 29〕 農業生産法人の規模の拡大

	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	VI 型	合計
考えていない		1	2	10	1	6	20
増資を考えている	1		1	9	1		12
販路の拡大を考えている	2	6	11	30	4	2	55
従業員を増やそうと考えている	3	3	4	10	4	5	29
耕地の拡大を考えている	1	6	6	19	2	3	37
生産量の増加を考えている	3	3	10	25	4	6	51
家畜を殖やすことを考えている	2	2	2	4	1	1	12
設備投資を考えている	3	3	5	16	3	3	33

〔出所〕 著者作成。

〔図表 29〕から解るように、販路の拡大及び生産量の増加を考えている経営者は多いことが解る。これらは、売上高を直接的に増加させるものであり、経営者であれば、当然、考えることである。一方、増資、従業員の増加、設備投資というものは、直接的な現金の支出が関係するために慎重に検討するものである。これらについては、会計的知識を有しているⅠ型、Ⅲ型及びⅤ型の経営者が積極的に検討している。やはり、会計的知識を有していれば、規模の拡大も施策する視点が、費用対効果を考慮した施策というように異なるようである。そして、〔図表 30〕は、農業生産法人のコスト削減について施策を示したものである。

〔図表 30〕 農業生産法人のコスト削減

	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	Ⅴ型	Ⅵ型	合計
考えていない		1		4		2	7
材料費及び原料の削減	3	5	10	29	6	10	63
労務費の削減	1	5	4	17	2	6	35
外部委託		1	5	9	2	1	18
経費及び水道光熱費の削減	2	3	5	18	2	5	35
購入時の値引き		1	1	9		4	15
節税	2	1	1	8		1	13

〔出所〕 著者作成。

〔図表 30〕から解るように、材料費及び原料の削減が最も多く、次いで、労務費の削減、経費及び水道光熱費の削減となっている。これらは単純に支出を抑えてコストを削減するものであるが、材料費及び原料の削減については、積極的知識を有するⅠ型、Ⅲ型及びⅤ型の経営者が積極的に取り組んでいるようである。また、外部委託のような発想は、法人に余裕がなければ出来ないが、Ⅲ型の経営者は積極的に取り組んでいる。一方、農業生産法人のコスト削減を考えていないと回答した経営者は、会計的知識を有しないⅡ型、Ⅳ型及びⅥ型の経営者であった。

(3) 経営者の会計的知識の有無と借入の関係

農業生産法人を展開するにあたって、金銭的問題である借入れをするか否という問題が必然的に生じてくる。〔図表 31〕及び〔図表 32〕は、農業生産法人の昨年度の短期借入及び設備投資のための長期借入を示したものである。

〔図表 31〕 農業生産法人の昨年度の短期借入

	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	Ⅴ型	Ⅵ型	合計
借入した	3	4	6	34	6	8	61
借入していない	2	4	9	20	1	8	44

〔出所〕 著者作成。

〔図表 32〕 農業生産法人の設備投資のための長期借入（5 年間）

	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	VI 型	合計
借入した	3	5	10	39	6	12	75
借入していない	2	3	5	14	1	4	29

〔出所〕 著者作成。

〔図表 31〕 から解るように、約六割の農業生産法人が短期借入を行っており、資金繰りが困難であるために、短期借入を行ったと解すれば、かなり厳しい状況にあると考えられる。

一方、〔図表 32〕 から解るように、設備投資目的に限定したが、七割以上の農業生産法人が長期借入を行っている。農業生産法人の将来を考慮した設備投資であるが、V 型及び VI 型の経営者は、長期借入を行った割合が高いことが解る。したがって、前述したように、高齢になるほど、熟練した経営者ともいえる。そのために、融資も受けやすく将来的な経営の視点から設備投資を実施しているのであろう。ちなみに、〔図表 33〕 は、農業生産法人の具体的な借入先を示したものである。

〔図表 33〕 農業生産法人の具体的な借入先

	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	VI 型	合計
政府	3	5	6	21	3	5	43
農協系	1	1	5	8	4	4	23
銀行	2	3	2	16	3	6	32
信用金庫			1	6	1	2	10
信用組合			2	2			4
個人的借入			1	2		1	4
その他			2				2

〔出所〕 著者作成。

〔図表 33〕 から解るように、政府関係からの借入が最も多く、次いで、銀行、農協系、信用金庫となっている。ここで、政府関係からの借入が最も多いことは予想できるが、農協系を銀行が上回っているということは、農協自体の体力が脆弱化していることを意味しているのかもしれない。

(4) 経営者の会計的知識の有無と経営の展開

農業生産法人を展開するにあたって、農業生産法人の規模を拡大するということもあるが、生産物のブランド化ならびに六次産業化というのも検討課題の一つである。生産物を単に卸すだけではなく、付加価値を付けて販売するということも農業生産法人の経営者として検討しなければならない。その際、生産物自体に付加価値を付けるブランド化と生産物を加工して販売する六次産業化が考えられる。どちらも経営者の手腕が試され、成功させるには難しいとされる。

まず、農業生産法人が、農協を通じて、生産物をどの程度出荷しているかを分析してみる。農協へ出荷した生産物以外のものは、農業生産法人自体で農産物を販売することになる。〔図表 34〕 は、農協への出荷割合を示したものである。

〔図表 34〕平成 25 年度の農協への出荷割合

	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	VI 型	合計
0%	3	3	2	25	3	5	41
~10% 未満		1	2	1	1	2	7
~20% 未満		2	1	7		1	11
~30% 未満		1	2	4		2	9
~40% 未満		1		5			6
~50% 未満	1		1				2
~60% 未満			1	2	1		3
~70% 未満					1		1
~80% 未満				1	1	1	3
~90% 未満			1	1			2
~100% 未満				1		1	2
100%			3	3		2	8

〔出所〕 著者作成。

〔図表 34〕から解るように、農協に生産物の出荷を 100% 依存している農業生産法人は、意外と 8 法人しかない。一方、全く依存しない 0% という法人は 41 法人もある。このことは、法人化することによって、農協との繋がりが希薄化することを意味している。特に I 型及び II 型の若年層の経営者ほど農協との繋がりは希薄になっている。このことから、徐々に経営者は、農協との繋がりを必要としないようになるのかもしれない。また、会計的知識の有無によって、農協への集荷割合である農協への依存度が変化するには見受けられない。次に、具体的な生産物の販売方法をみてみたい。〔図表 35〕は、農業生産法人の生産物の販売方法を示したものである。

〔図表 35〕農業生産法人の生産物の販売方法

	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	VI 型	合計
していない	1			5			6
直売所販売	1	5	10	30	4	8	68
ネット販売	1	3	6	22	2	7	41
加工販売		3	6	27	2	9	47

〔出所〕 著者作成。

〔図表 35〕から解るように、直売所販売が 68 法人と最も多い。これは生産物を卸す以外の販売方法として容易に取り組むことができるということが予想される。ネット販売及び加工販売は類似した結果になっているが、ただ、これらは手間が掛かるため、容易に取り組むことは難しいが約四割の農業生産法人が取組んでいるようである。このことは、農協に出来るだけ依存せずに、販路を試行錯誤しながら模索して、辿り着いた結果が、ネット販売又は加工販売かもしれない。これらが、後述するブランド化及び六次産業化と同様に捉えることは難しく、ホームページから解るように、必ずしもブランド化を目的とした生産物ではない。加工販売も同様に、何かしら少し手を加えたことによって直売所で販売されているものは必ずしも六次産業化とはよべない。

最後に、農業生産法人の経営者が、生産物のブランド化及び六次産業化について関心があるか否かを分析してみたい。これは経営者自体がアンケート調査によってブランド化及び六次産業化を認識したうえでの回答である。〔図表 36〕は、農業生産法人の生産物のブランド化への関心を示したものである。

〔図表 36〕 農業生産法人の生産物のブランド化への関心

	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	VI 型	合計
関心がない	1			5	1		7
関心がある	1	4	4	28	3	7	47
ブランド化を試みている	3	3	10	18	3	7	44

〔出所〕 著者作成。

〔図表 36〕 から解るように、生産物のブランド化へ関心のない農業生産法人は 7 法人のみである。したがって、ほぼ全ての経営者が関心をもっているか、既に実行に移しているわけである。そこで、既にブランド化を試みている法人に着目すると I 型、III 型及び V 型は割合的に多いことが解る。これは、経営的知識を有していることから、単に生産物を生産するだけではなく、生産物に付加価値を付けて販売する手段として、積極的にブランド化を試みる経営者が多いことを意味している。ただし、VI 型は会計的知識を有していないが、既にブランド化を試みている法人の割合的に高い。そして、〔図表 37〕 は、農業生産法人の生産物の六次産業化への関心を示したものである。

〔図表 37〕 農業生産法人の生産物の六次産業化への関心

	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型	VI 型	合計
関心がない	1	2	1	9			13
関心がある	4	3	3	22	4	5	41
六次産業化を試みている		2	10	18	3	10	43

〔出所〕 著者作成。

〔図表 37〕 から解るように、生産物のブランド化への関心と比較して、生産物の六次産業化に関心がない法人が 13 法人と上回っていることが解る。これは生産物のブランド化よりも六次産業化が困難なことを意味している。前述したように、六次産業化とは言い難い加工化は可能だが、本格的に六次産業化を試みれば、経済的にも切迫する可能性も生じるし、手間暇もかかってくる。

高齢層に着目すれば、会計的知識を有しない VI 型も多いし、V 型もある程度多いことが解る。これはブランド化でも同様のことがいえるが、V 型及び VI 型が多いということは、熟練した経営者で経済的にも余裕があり、さらなる農業生産法人の展開を視野に入れば、生産物のブランド化又は六次産業化は必須なのかもしれない。したがって、若年層は経済的に余裕がなく、六次産業化を実現するには困難となる。中堅層は経済的に六次産業化を実現可能な法人が多く、IV 型よりも

Ⅲ型の方が割合的に圧倒的に多い。このことは、会計的知識を有した経営者は、六次産業化の取組みを重視している傾向があると考えられる。

おわりに

農業生産法人の経営者を六つに類型化して分析を試みたわけだが、会計的知識を有しているⅠ型、Ⅲ型及びⅤ型は、経営に対して積極的であると予測していた。Ⅰ型及びⅢ型は、農業を若年層から中堅層ということもあり、農業経営をビジネスとして捉える経営者が多いと予想し、これに対して、Ⅴ型は高齢層であるため、長年の経験から経営的に成熟しており、Ⅵ型と同様に経営に関して積極的には経営者は経営に関与していないであろうと考えていた。

第一に、経営者の特徴については、経営者の財務に関する科目の学習経験と社会科学に関する科目の学習経験には関連性を有しており、会計的知識を有するⅠ型、Ⅲ型及びⅤ型と会計的知識を有しないⅡ型、Ⅳ型及びⅥ型では明確な違いが見受けられる。ただし、Ⅴ型が比較的高かったことは予想外であった。これは、年齢が高くなれば、熟練した経営者の可能性が高く、必要性を感じて学習したと予測される。また、中堅層のⅢ型及びⅣ型は世代交代とも関係しており、特に会計的知識を有するⅢ型は代表に選ばれる可能性が高いようである。

第二に、経営者の会計に対する考え方については、財務上の数字及び財務分析の関心において、Ⅲ型及びⅤ型は強い関心を有していることが解った。ただ、若年層のⅠ型及びⅡ型は関心が薄く、一方、会計的知識を有しないⅣ型及びⅥ型が意外に関心を有している。これも熟練した経営者であるため、必然的に財務上の数字等に関心をもちざるを得ないのではなかろうか。

第三に、経営者の会計的知識の有無と経営との関係については、資本金及び売上高において、会計的知識を有するⅠ型、Ⅲ型及びⅤ型が、高い数値であることが解った。しかし、法人の規模として考えられる従業員数においては、類型化と関連性はないようである。また、経営者が主観的に経営状況を見た場合、類型化と関連性はないようだが、経営者が感じている経営の厳しさと実際の当期純利益は一致してない。ただ、Ⅴ型及びⅥ型は、意外と経営状況が安定しており、これも経営者の熟練度合いと関連しているようである。

第四に、経営者の会計的知識の有無と方向性については、経営の相談相手として税理士等の職業会計人を比較的多くの経営者が挙げている。しかし、会計的知識を有しない経営者が、税理士等に相談する傾向が窺われ、これは数字に弱い部分を補っているように考えられる。将来的な設備投資のための長期借入は、Ⅴ型及びⅥ型が多く、経営者の熟練度合いと関連しているようである。そして、生産物のブランド化については、ほぼ全ての経営者が関心を有しており、既にブランド化を試みている経営者も約四割いることが解った。また、会計的知識を有するⅠ型、Ⅲ型及びⅤ型が比較的多いようである。一方、六次産業化に関心を有する経営者も多いが、既に六次産業化を試み

ている経営者は、中堅層及び高齢層が多いようである。これは、若年層のⅠ型及びⅡ型は六次産業化に関心はあるが、金銭的に余裕がないのであろう。

年齢層と会計的知識の有無による類型化には、一定の関連性を有していると思われた。しかし、経営者の熟練度合いというものも深く関連しているようである。このように、経営者の熟練度合いが、どのように法人の安定性に関連するかということが、今後の研究の課題である。

〈謝辞〉

本研究は、2014年度及び2015年度の常磐大学学内課題研究の助成を受けて研究したものです。そして、調査にあたってアンケート用紙の郵送を御許いただいた農業生産法人の経営者の方々に心からお礼を申し上げます。

(常磐大学 国際学部 准教授)

研究ノート

バブル崩壊後における北関東 3 県の金融機関貸出金残高推移の分析

文 堂 弘 之 船 橋 信 正

A Study on the Trends in the Outstanding Lending by the Banks in the Three Prefectures
of North Kanto Region since the Collapse of the Bubble Economy

1. はじめに (問題意識)

銀行をはじめとする金融機関の役割の一つとして、「金融仲介機能」がある。これは、文字通り、金融機関が借り手と貸し手の資金の仲介を行うことであり、貸し手である投資家の資金が株式市場や社債市場を通じて直接借り手である企業へ移る「直接金融」に対して、借り手と貸し手の間に金融機関が介在するため「間接金融」と呼ばれる。

日本の高度経済成長期においては、銀行をはじめとした各金融機関が資金余剰であった家計部門の資金を預金として調達し、成長目的の投資のための資金が不足していた企業部門へ貸出という形で運用することにより経済成長を支えた功績があり、金融システムが円滑にその機能を発揮していたと言える。

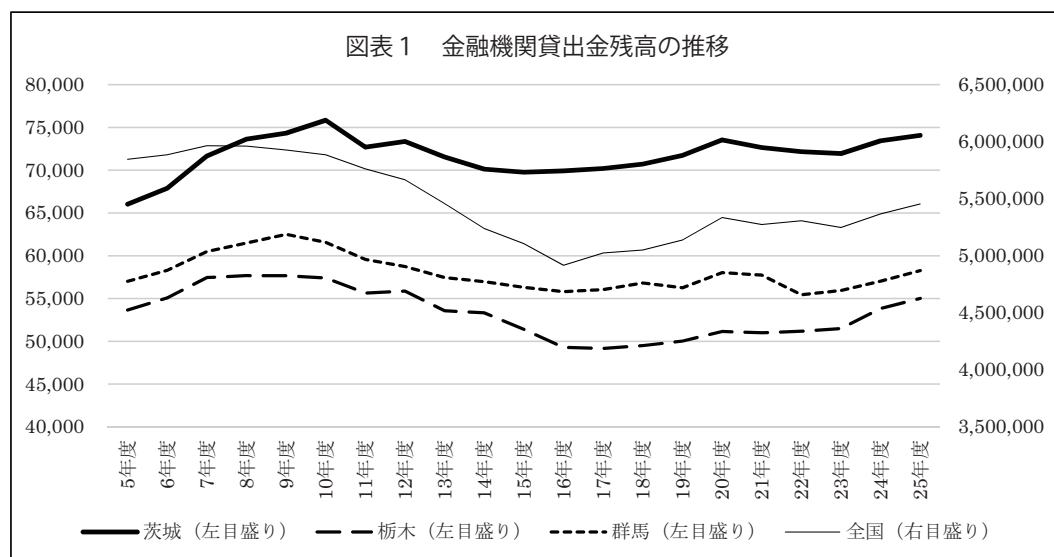
しかし、高度成長期以降、特に平成バブルの崩壊後は、こうした金融機関の仲介機能を取り巻く環境も大きく変化し、金融機関の仲介機能の内容も、「家計から企業へ」という単純な構図ではなくなってきた。

本稿では、こうした問題意識から金融機関の貸出金残高の推移に注目した。具体的には、バブル崩壊後の直近 20 年の全国および北関東 3 県の金融機関貸出金残高の推移について考察を加えてみることにする。

2. 全国および北関東 3 県の金融機関貸出金残高の推移

まずはじめに、直近 20 年間となる平成 5 年度以降の北関東 3 県の金融機関貸出金残高の推移を、全国の実績と比較しながら概観する。具体的には、「全国的な傾向」と、全国の実績と比較して明らかになる「北関東 3 県における傾向」について述べることにする。

なお、本章における県別の貸出金残高は、当該県内に立地する金融機関本支店における貸出金残高の合計であり、例えば常陽銀行本店（水戸市に立地）の貸出金は茨城県の貸出金残高に含まれ、常陽銀行宇都宮支店の貸出金は栃木県の貸出金残高に含まれている。また、県境に立地する支店など県をまたいで他県の法人、個人などに貸出を行うこともあるため、その貸出先は必ずしも全て当該県内ではない。



(注) 単位は億円。貸出金は国内銀行勘定のみ。

(出典) 『金融ジャーナル増刊号金融マップ』2005年版～2015年版より作成

＜全国的な傾向＞

図表1のグラフは全国および北関東3県それぞれの金融機関貸出金残高の推移を示している。全国の金融機関貸出金残高の推移を見てみると、まず、平成7年度に596兆5千億円のピークを付けた後、翌年度から減少を続け、平成16年度には500兆円を割り込む491兆6千億円を付けている。図表2は、直近20年間で最も貸出金残高が少なかった、いわゆる「底」となった年度の貸出金残高が、全国および北関東3県においてそれぞれ平成7年度から平成10年度にかけて迎えたピークの残高に対し、どの程度減少したかその減少率を示したものであるが、これによると、全国の金融機関貸出金残高の推移において「底」となった平成16年度の貸出金残高は、ピークとなった平成7年度の貸出金残高に対し△17.6%もの減少率となっている（図表2）。

図表2 平成5年度から平成25年度の間において「底となった年度の貸出金残高」の「ピークとなった年度の貸出金残高」に対する減少率

	茨城	栃木	群馬	全国
ピークとなった年度	10年度	8年度	9年度	7年度
貸出金残高(a)	75,845	57,690	62,518	5,965,228
底となった年度	15年度	17年度	22年度	16年度
貸出金残高(b)	69,768	49,173	55,448	4,916,566
減少率((b-a)/a)	△8.0%	△14.8%	△11.3%	△17.6%

(注) 単位は億円。
(出典) 図表1に同じ。

その後、平成17年度には増加傾向に転じ、平成25年度には545兆4千億円にまで到達している。全国に限らず北関東3県いずれにおいても、前記の「底」を迎えた後では平成25年度の貸出金残高が最も大きい。図表3は、この平成25年度の貸出金残高が平成7年度から10年度にかけて迎えたピークの年度の貸出金残高に対しどの程度の割合か、言い換えればどの程度まで貸出金残高を戻してきているのかを示したものである。これによると、全国の推移においては、91.4%の戻りにとどまっている。

図表3 平成25年度の貸出金残高の対「ピークとなった年度の貸出金残高」比率

	茨城	栃木	群馬	全国
ピークとなった年度	10年度	8年度	9年度	7年度
貸出金残高(a)	75,845	57,690	62,518	5,965,228
平成25年度(c)	74,070	55,025	58,281	5,454,832
ピーク年度比率(c/a)	97.7%	95.4%	93.2%	91.4%

(注) 単位は億円。
(出典) 図表1に同じ。

＜北関東3県における傾向＞

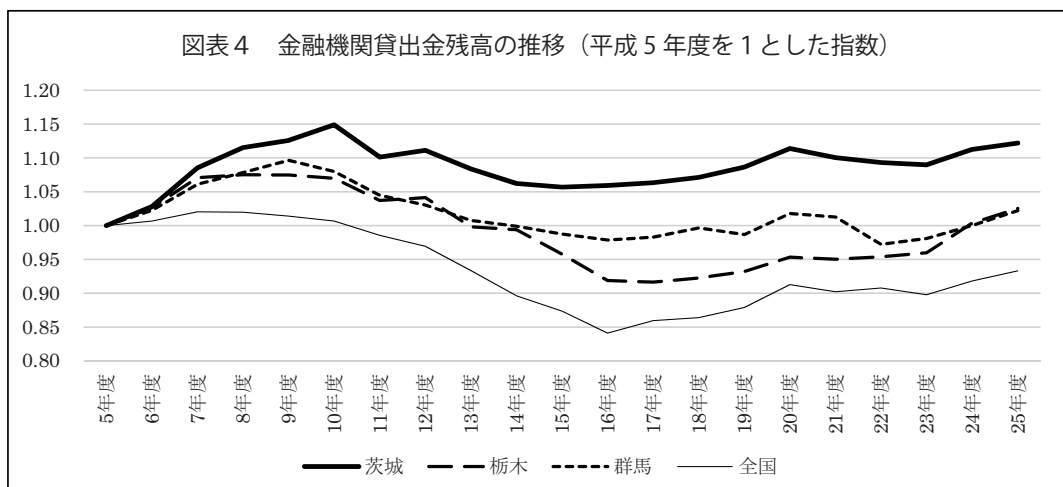
次に、図表1の中の北関東3県の金融機関貸出金残高の共通したトレンドに着目する。平成8年度から10年度にかけてピークを迎えた後、平成15年度から17年度ごろにかけて減少を続け、その後回復傾向に至るという波形は全国のグラフとほぼ同様と見受けられる。

しかし、個別に県ごとの違いもある。まず、貸出金残高の絶対的水準としては、北関東3県のうち、茨城が他の2県の2割から4割程度高いレベルにある。例えば平成25年度の貸出金残高は、栃木は5兆5,025億円、群馬は5兆8,281億円であったのに対し、茨城は7兆4,070億円と栃木の1.35倍、群馬の1.27倍となっている。

また、前記図表2において示した「底となった年度の貸出金残高」の「ピークとなった年度の貸出金残高」に対する減少率を見ると、栃木が△14.8%、群馬が△11.3%、前記の全国が△17.6%となっているのに対し、茨城は△8.0%の落ち込みにとどまっている。

加えて、図表3にて示した平成25年度の残高がピークとなった年度の残高に対しどの程度の割合かを見ると、栃木が95.4%、群馬が93.2%、前記の全国が91.4%となっているのに対し、茨城は97.7%となっており、あと2%足らずのところまで水準を戻してきていることが分かる。

さらに、ピークとなった年度と「底」となった年度が何年度かという点にも着目すると、茨城では、ピークを平成10年度に迎えており他の北関東2県や全国と比較的しても遅く、また「底」となった年度は平成15年度と最も早い。つまり、茨城では図表1における平成5年度からの貸出金が増加していく期間が最も長く続き、その後減少するものの最も早く底を打ち回復に向かったといえることができる。



（出典）図表1に同じ。

図表4は、平成5年度を基準として、その後の各年度の貸出金残高の増減率をグラフにしたものである。全国の貸出金残高は、平成16年度にかけての落ち込み度合いが大きく、平成25年度時点でも、平成5年度の残高を回復できていない。北関東3県は、いずれも全国のグラフに比べると落ち込みは小さく、平成25年度時点で平成5年度の残高まで回復していることが分かるが、さらに細かく見ると、北関東3県の中でも茨城は落ち込みが小さく、「底」を迎えた後の回復も早い一方、栃木は「底」の後も回復に時間を要し、ここ数年で急回復していることが分かる。逆に群馬は、落ち込みはさほど大きくなかったものの、最後の数年の落ち込み、あるいは伸び悩みが見受けられる。全国に比べ回復が早かった北関東3県の中でも、茨城は他の2県より落ち込みが小さく、回復が早いことの要因については、第3章以降で考察していく。

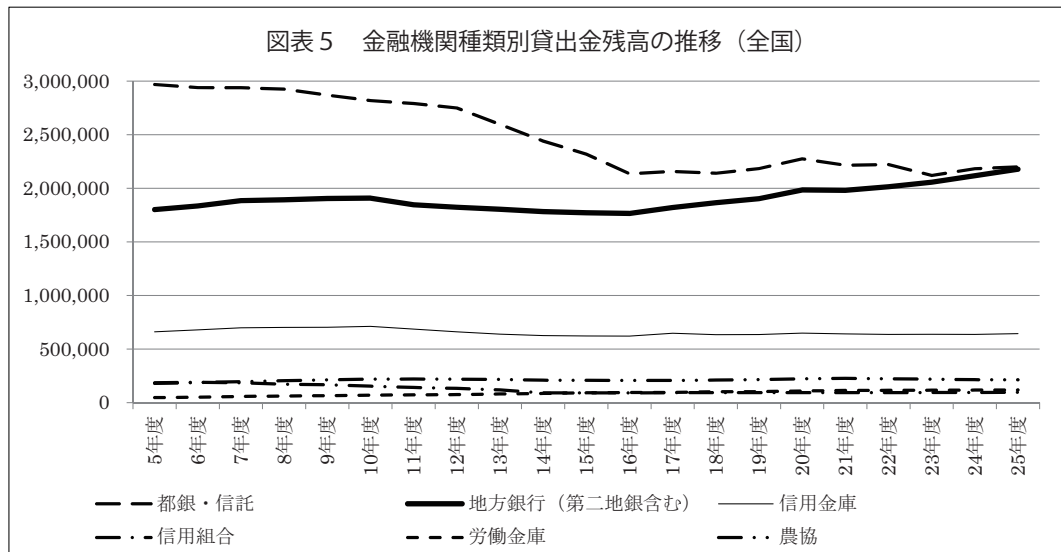
3. 金融機関種類別の貸出金残高の推移

続いて本章では、2章で概観した金融機関別貸出金残高の推移を、貸し手である金融機関の種類

別に見ていくことにする。

なお、特に茨城県では、ここ10年あまりの間に地方銀行と第二地銀が合併を繰り返しており¹、貸出金残高の増減もこの影響を受けている。このため、各データの集計においては、「地方銀行（第二地銀を含む）」として、地方銀行と第二地銀の残高を合計している。

また、本章でも、第2章と同様、「全国的な傾向」と「北関東3県における傾向」について述べることにする。



（注） 単位は億円。
（出典） 図表1に同じ。

＜全国的な傾向＞

図表5は全国の国内銀行の金融機関種類別の貸出金残高の推移を示したグラフである。これを一瞥して分かるのが、都銀・信託がその残高を大きく落としている一方で、地方銀行の残高が大きく伸長している点である。平成5年度と平成25年度を比べて見ると、都銀・信託は7割程度まで残高が落ちているが、地方銀行は2割以上残高を伸ばし、平成25年度の都銀・信託と地方銀行の残高はほぼ同水準にまで近接している。

都銀・信託の落ち込みは平成13年度から16年度にかけて特に大きく、その後も残高は伸び悩んでいる。一方、地方銀行は平成16年度までは都銀・信託ほどの残高減少は見られず、また、平成17年度以降は増加傾向に反転している。

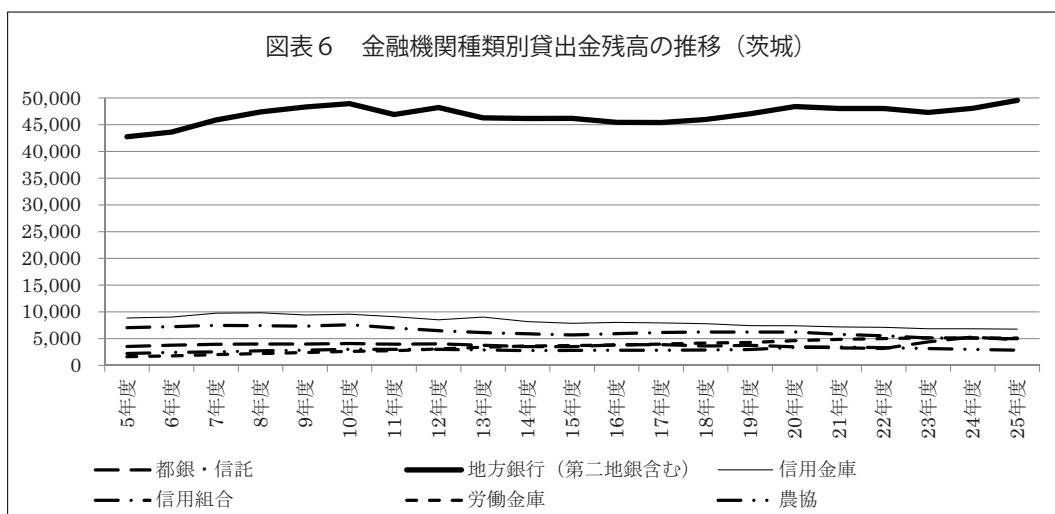
この他、都銀・信託、地方銀行に次いで残高の大きい信用金庫は、ほぼ横ばいで推移している。

¹ 平成15年4月、地方銀行である関東銀行と第二地銀であるつくば銀行が合併し関東つくば銀行となる。平成22年3月、関東つくば銀行と第二地銀である茨城銀行が合併し筑波銀行となる。

信用組合、労働金庫、農協などその他の種類の金融機関においては、それぞれ増減があるものの、都銀・信託、地方銀行、信用金庫で90%以上のシェアを有しているため、全体としてみた場合の影響は小さく詳細の記述は割愛したい。

＜北関東3県における傾向＞

次に、北関東3県を個別に見ていくこととする。



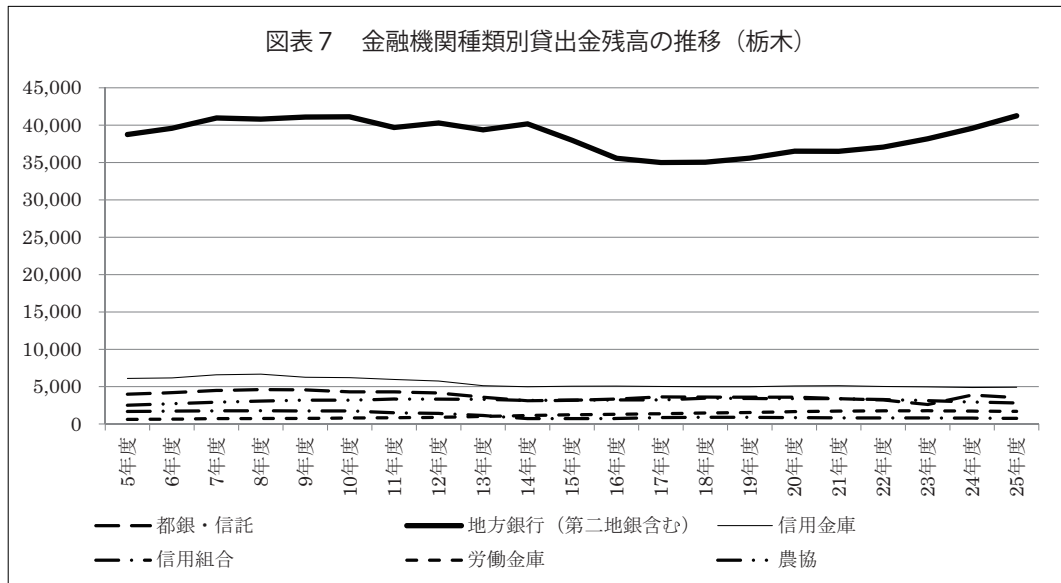
（注） 単位は億円。
（出典）図表1に同じ。

まず、茨城についてであるが、図表6を見ると、第二地銀を含む地方銀行が全体の65%程度を占めるシェアを有している。地方銀行の推移を見ていくと、平成5年度から平成10年度にかけて残高を大きく伸ばし、平成10年度は4兆8,943億円まで伸長した。その後、平成17年度を底に残高を落とすものの、以降は増加傾向に戻り、平成25年度には平成10年度の残高を超え、5兆円の手前にまで残高を伸ばしている。平成25年度の地方銀行の残高を平成5年度と比べると、約16%伸長するなど、全体として底堅く推移している。

地方銀行に次いで残高が多いのは信用金庫であるが、シェアとしては茨城全体の9～13%程度にとどまっており、地方銀行とのシェアの差は大きい。また、平成5年度から平成25年度にかけての推移を見ると、平成8年度に1兆円に迫る残高を残しているが、その後は漸減傾向となり、平成23年度以降は7,000億円を下回る水準まで落ち込んでいる。

さらに信用金庫に次いで残高が多いのは信用組合であり、そのシェアは茨城全体の6～11%程度である。平成5年度から平成25年度にかけての推移は信用金庫と似通っており、平成8年度に7,608億円とピークを迎えた後は、底を打つことなく減少しており、平成25年度の残高は5,000億円を下回った。

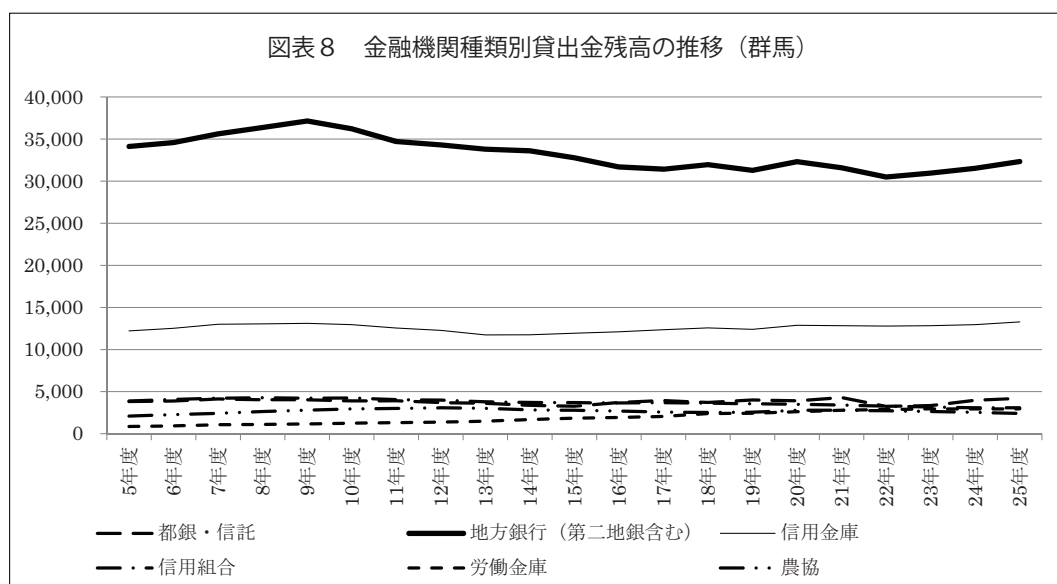
都銀・信託の残高は、3,000 億円から 5,000 億円の間で推移し、シェアとしては 5～7%程度であるが、信用金庫や信用組合のように残高やシェアを大きく落とすことなく安定的に推移している。



続いて、栃木について図表7を見てみよう。栃木においても地方銀行のシェアが全体の70～75%程度と圧倒的に高い。その推移を見ていくと、茨城における地方銀行と同様、平成5年度から平成10年度にかけて残高を伸ばし、平成10年度に4兆1,107億円に達した。しかし、その後の推移については茨城とは異なり、平成15年度に残高を大きく落とし、平成16年度から20年度にかけては3兆5,000億円台にまで落ち込むなど、その残高の減少が大きい点が特徴である。その後、平成22年度ごろから残高は急回復し、平成25年度には4兆1,261億円と平成10年度を残高を超えている。

地方銀行に次いで残高が多いのは、茨城と同様に信用金庫であり、シェアは栃木全体の9～11%程度である。その残高の推移は、平成7年以降ほぼ減少傾向にあり、平成7年度に6,681億円の残高であったのに対し、平成24年度は4,890億円と3割近く残高を落としている。

信用金庫に次いで残高が多いのは信用組合ではなく、都銀・信託であり、そのシェアは栃木全体の5～8%程度である。その残高の推移は、平成8年度に4,614億円とピークを迎えた後は減少しており、平成14年度、15年度には3,100億円台、平成23年度には2,622億円まで落ち込んだ。なお、その後平成24年度には3,880億円に急回復している。なお、栃木における信用金庫のシェアは1～3%台と低く、平成5年度から平成25年度の間に、約900億円、55%程度残高を減少させている。



(注) 単位は億円。
(出典) 図表1に同じ。

最後に、群馬について、図表8を見ていく。群馬においても地方銀行のシェアが圧倒的に高いが、そのシェアは全体の55～60%程度であり、茨城や栃木に比べると低い水準にある。その推移を見ていくと、平成9年度（3兆7,154億円）まで残高を伸ばした後減少していく点は、茨城や栃木と似通っているが、平成19年度に3兆1,279億円まで落ち込んだ後、再度平成22年度に3兆498億円にまで落ち込んでおり、グラフの線形から見て分かるように、茨城や栃木に比べるとその残高の回復が弱い点が特徴である。

地方銀行に次いで残高が多いのは他の2県と同様、信用金庫であるが、そのシェアは群馬全体の20～23%程度と茨城や栃木の信用金庫に比べて高い。その推移を見ると、平成9年度に1兆3,112億円まで伸ばした後、残高は減少するもののその減少度合いはグラフからも分かるように小さく、また、平成25年度には1兆3,277億円に達し平成10年度の残高を超えるなど、全体として底堅く推移している。

平成25年度時点で、信用金庫に次いで残高が多いのは都銀・信託であり、そのシェアは群馬全体の5～7%台である。平成7年度に4,137億円をあげた後の数年は減少するものの、平成21年度に4,310億円、平成25年度に4,216億円の残高を残すなど、残高は比較的安定的に推移していると言える。

信用金庫については、平成8年度に4,289億円でシェアは7.0%を有していたが、平成25年度には残高3,081億円、シェア5.3%にまで落ち込み、都銀・信託と入れ替わっている。

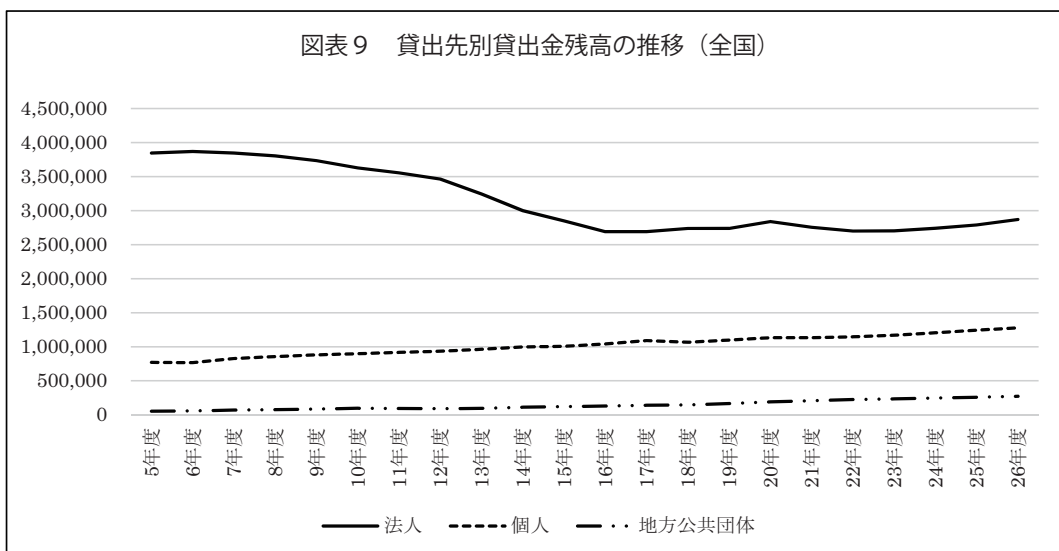
4. 貸出先別の貸出金推移

前章では金融機関種類別という貸し手側から貸出金残高の推移を見てきたが、本章では、前章とは対極の視点、すなわち借り手である貸出先別の貸出金残高の推移を見ていくこととする。

図表9は、日本銀行統計による全国の国内銀行における貸出先別の貸出金残高の推移である。平成5年度から26年度までを通じて、残高が最も多いのは法人向け貸出金であるが、その線形は右肩下がりであり、平成6年度の386兆8,811億円から平成22年度の270兆310億円まで約3割の残高を減らしている。なお、平成23年度以降はやや回復傾向にある。

次いで残高が多いのは、個人向け貸出金である。グラフは法人向けとは対照的に、右肩上がりの線形となっており、平成6年度の76兆6,268億円から平成26年度の1,27兆9,598億円まで、7割近く残高を伸長させている。

最後に地方公共団体向けの貸出金であるが、残高は法人、個人向けに比べて小さいものの、その推移は個人と同様、右肩上がりの線形となっており、平成5年度の5兆2,878億円から平成26年度の27兆1,805億円まで、5倍以上に残高を増加させている。



(注) 単位は億円。

(出典) 日本銀行ホームページ 統計 貸出先別貸出金（国内銀行）より作成

続いて、北関東3県の貸出先別の貸出金残高の推移を見ていくところであるが、前章までに示してきたような各県内における貸出金残高を貸出先ごとに集計したデータは見当たらない。そこで、各県の貸し手として圧倒的なシェアを有する地方銀行（第二地銀を含む）の有価証券報告書（業種別貸出状況）から作成したのが図表10から図表12までである。

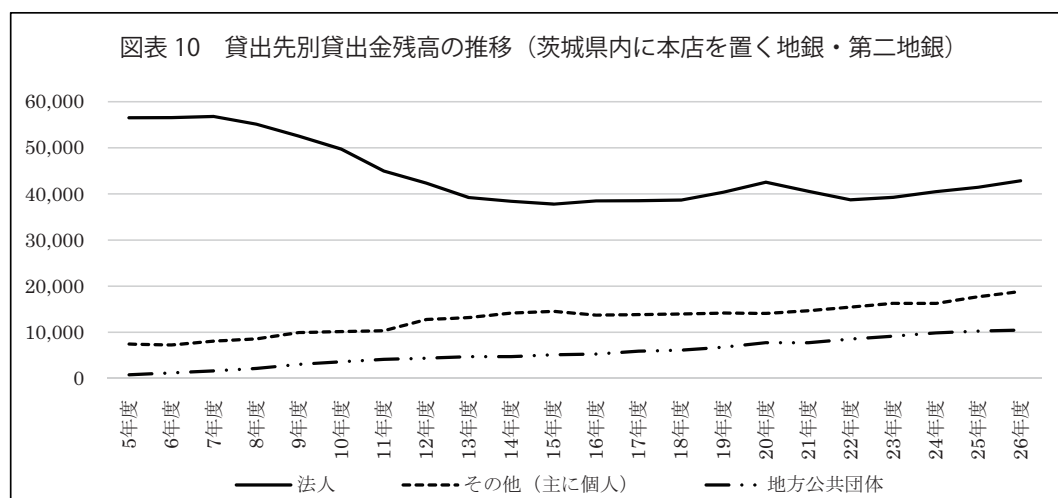
これらは、当該県内に本店を置く地方銀行・第二地銀の貸出金全体のデータであり、例えば図表

10 は茨城県内に本店を置く常陽銀行と筑波銀行（前身行および合併行を含む）の貸出金残高の合計額の推移である。ここには、足利銀行の茨城県内支店の貸出金残高は含まない一方、常陽銀行の他都県にある支店の貸出金残高も含まれている。また、各銀行の有価証券報告書の業種別貸出状況では個人という項目はなく、個人向け貸出金は「その他」の項目に含まれるため、「その他」を主に個人向け貸出金としてみてグラフを作成している²。

まず、茨城県内に本店を有する地方銀行の貸出金残高について図表 10 を見ると、法人は大きく減少傾向にある一方、その他（主に個人）と地方公共団体は右肩上がり増加しているという構図は図表 9 の全国の推移と同様である。

その他（主に個人）向けの貸出金残高の推移を見ると、平成 5 年度の 7,469 億円から平成 26 年度の 1 兆 8,862 億円まで、2.5 倍を超えて残高が増加している。

また、地方公共団体向けについても、平成 5 年度の 807 億円から平成 26 年度の 1 兆 512 億円まで 13 倍程度残高が増加しており、平成 26 年度の地方公共団体向けの貸出金のシェアは 14.6 % に上っている。



（注） 単位は億円。

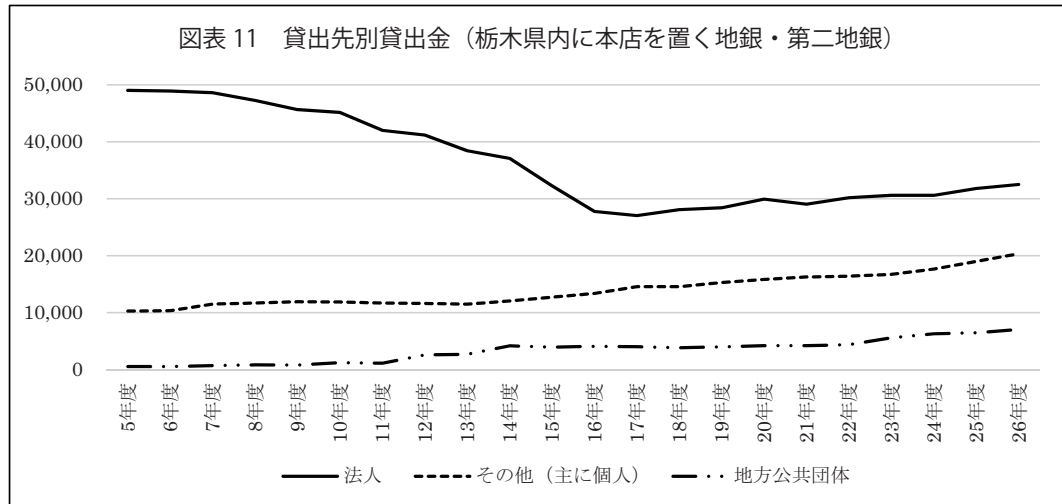
（出典）常陽銀行、筑波銀行（前身行および合併行を含む）の有価証券報告書より作成

次に、栃木県内に本店を有する地方銀行の貸出金残高について図表 11 を見てみると、ここでも、法人は大きく減少傾向にある一方、その他（主に個人）と地方公共団体は右肩上がり増加している。

法人向け貸出金向けの貸出金残高の推移を見ると、平成 15 年度と平成 16 年度に残高を大きく

2 「その他」には個人向け貸出金の他、非居住者向け円貸出などが含まれる。なお、決算説明会資料で個人貸出金の残高を公表している群馬銀行の例を見ると、24 年度の個人貸出金 1 兆 6,504 億円に対し 24 年度の有価証券報告書の業種別貸出状況「その他」1 兆 6,535 億円、25 年度の個人貸出金 1 兆 7,778 億円に対し 25 年度の有価証券報告書の業種別貸出状況「その他」1 兆 7,975 億円と近接している。

落としており、その落ち込みぶりは他の2県と比べても顕著である。その他（主に個人）については、平成5年度の1兆275億円から平成26年度の2兆359億円まで約2倍残高が増加しており、地方公共団体向けについても、平成5年度の526億円から平成26年度の7,053億円まで13倍以上残高が増加している。



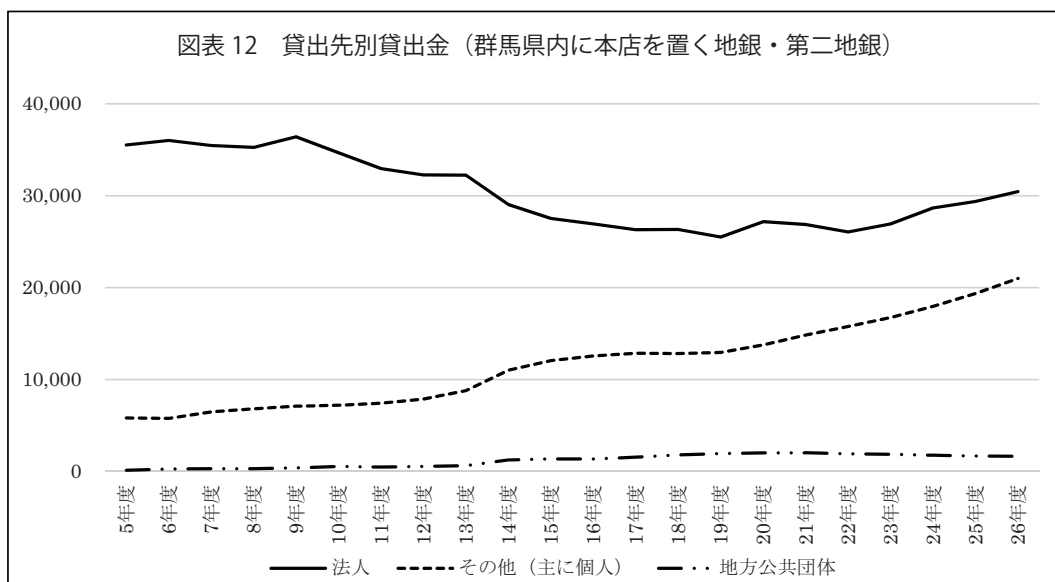
(注) 単位は億円。

(出典) 足利銀行、栃木銀行の有価証券報告書より作成

最後に、群馬県内に本店を有する地方銀行の貸出金残高について図表 12 を見ると、やはり法人は大きく減少、その他（主に個人）と地方公共団体は増加という構図は同様である。

しかし、その他（主に個人）向け貸出金残高の伸びは他の2県と比較して大きいという特徴が見受けられる。その他（主に個人）向けの貸出金残高の推移は、平成5年度の5,817億円から平成26年度の2兆1,001億円まで、約3.6倍の増加である。

また、地方公共団体向け貸出金残高の伸びは、平成5年度の807億円から平成26年度の1兆512億円まで、他の2県と同様、13倍近く増加しているが、残高の絶対的水準としては他の2県より小さく、平成26年度の地方公共団体向けの貸出金のシェアは2.3%に止まっている。



(注) 単位は億円。

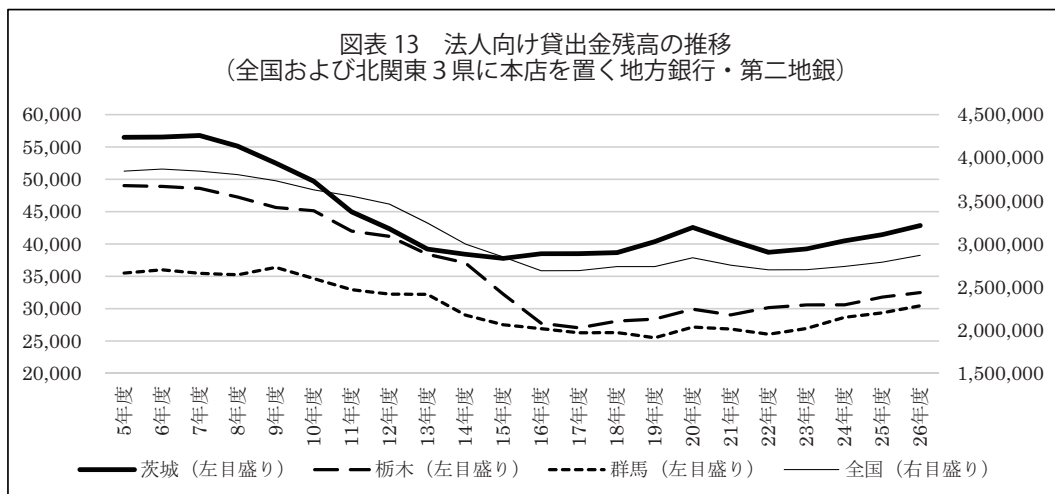
(出典) 群馬銀行、大東銀行の有価証券報告書より作成

5. 貸出金残高推移の背景

本章では、前章までで明らかにしてきた貸出金残高の推移を、景気動向や金融環境の変化などと照らし合わせながら、その背景を探っていくこととしたい。

なお、ここでは、主に借り手である貸出先の貸出金、具体的には(1)法人向け貸出金、(2)個人向け貸出金、(3)地方公共団体向け貸出金という切り口から述べることにする。

(1)法人向け貸出金



(注) 単位は億円。

(出典) 全国は図表9に同じ、北関東3県は図表10～12に同じ。

図表 9 の全国国内銀行における法人貸出金残高の推移と、図表 10 ～ 12 の北関東 3 県に本店を置く地方銀行・第二地銀の法人貸出金残高の推移を一つのグラフにしたのが、図表 13 である。全国における法人向けの貸出金残高は、平成 6 年度をピークに減少し始め平成 17 年度まで歯止めがかからずに減少を続けている。また、北関東 3 県における法人向け貸出金も、大きく捉えれば全国における推移とほぼ同様の減少傾向をたどっている。

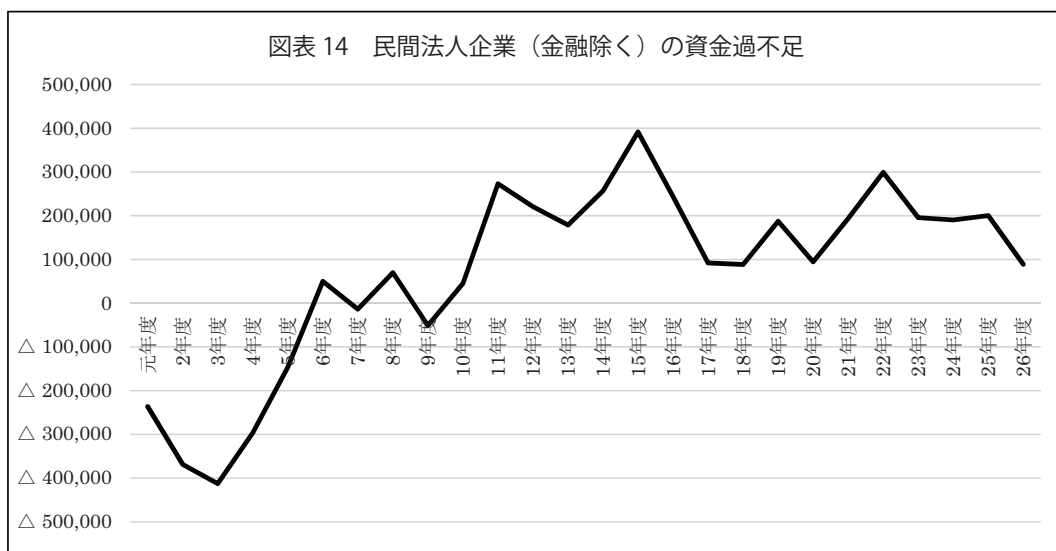
全国や北関東 3 県においても、法人向けの貸出金残高のシェアは個人や地方公共団体などに比べ高く、その大幅な減少が、図表 1 で示した金融機関貸出金残高の全体の減少傾向に大きく影響していると思料される。

図表 14 は、日本銀行統計による民間法人企業（金融除く）の資金過不足の推移である。図表から明らかなように、民間法人企業（金融除く）部門では、平成 5 年度までは大幅な資金不足であったが、平成 6 年度以降は資金余剰へと転じ、特に平成 11 年度からは 20 兆円を超える大幅な資金余剰となっている。以降も増減こそあれ、現在に至るまで資金余剰の状態を脱していない。

平成 5 年前後の日本経済を回顧すると、昭和 61 年 12 月から平成 3 年 2 月にかけての 51 ヶ月におよぶいわゆるバブル景気が崩壊した直後と重なる。資産価値が高騰するバブル時代には、企業は借入を行って積極的に投資をしたが、バブル崩壊後は債務や設備が過剰となり、新規の借入や投資を抑えたことが窺える。その後の「失われた 10 年」などと呼ばれる景気低迷期においても、企業の投資意欲は上らず、継続して民間企業の資金余剰の状態が続き、この企業の「カネ余り」の状態が続いたことで、前記の通り金融機関の法人向けの貸出金残高が長年に亘り大幅に減少を続けたと推察できる。

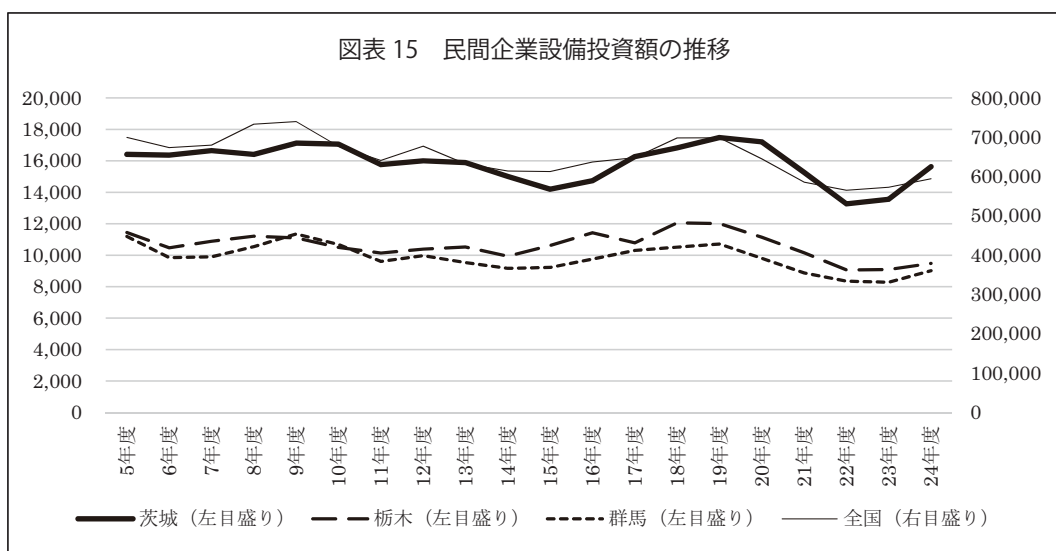
平成 16 年ごろから企業の過剰設備も解消され、図表 15 の通り、企業の設備投資がやや上向きとなり、企業の資金余剰額が 10 兆円台を切るまで低下している（図表 14）。図表 13 において、法人向けの貸出金残高が平成 16 年度から 18 年度ごろを底にして回復するのも、こうした企業の投資意欲の回復が背景にあるものと思料される。

なお、平成 20 年度に全国および北関東 3 県に本店を置く地方銀行・第二地銀において法人貸出金が一時的に増加しその後減少しているが、これは同年にリーマンショックが起き、当面の対応として手元流動性を高め運転資金借入れが増加した一方、翌年度以降は投資を控えたことによるものと推察される。



(注) 単位は億円

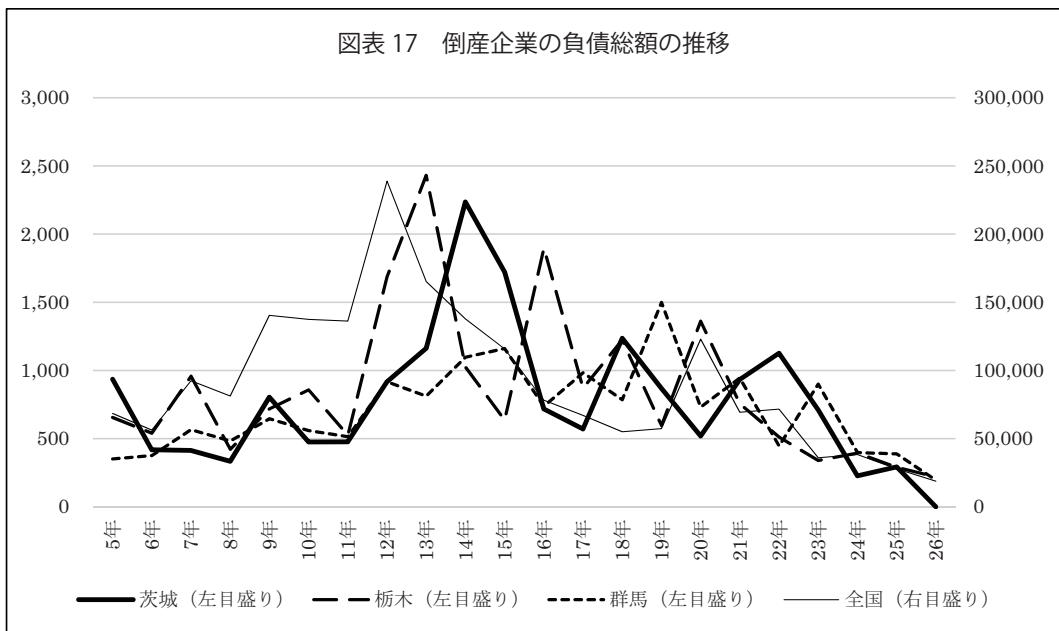
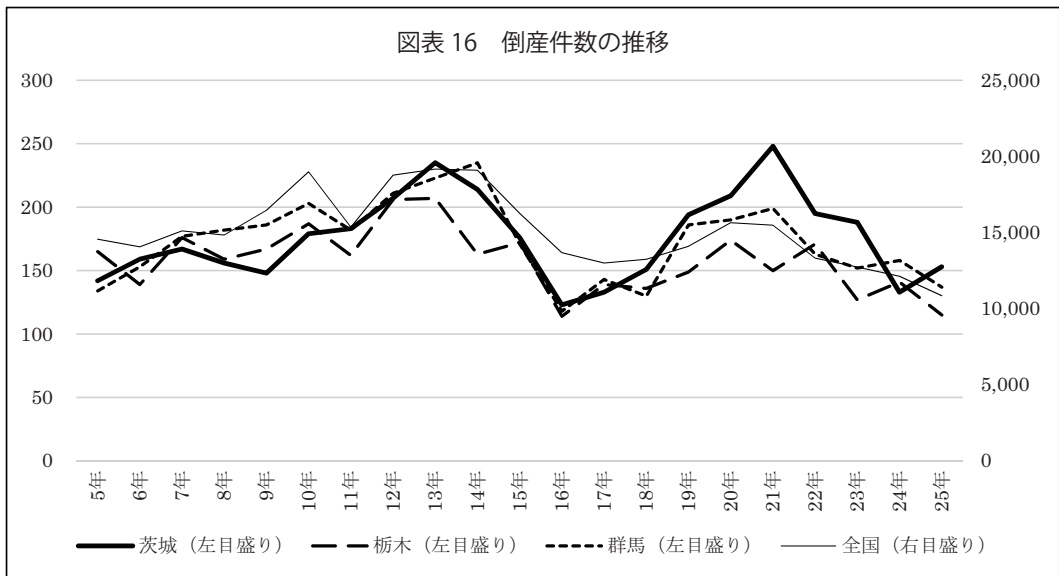
(出典) 日本銀行ホームページ 統計 資金循環より作成



(注) 単位は億円

(出典) 内閣府ホームページ 統計表 県民経済計算 (名目) より作成

なお、図表 16 および図表 17 は、平成 5 年以降の倒産件数と倒産企業の負債総額である。法人向け貸出金の残高推移と企業の倒産動向との関連性を探るため集計したものだが、直接的な関連性は捉えにくい。これは、貸出金残高に対しては負債総額の額は限定的であること、倒産発生と同時に貸出金が回収あるいは損失処理されるわけではないことなどが関連性が薄いことの理由としてあげられる。

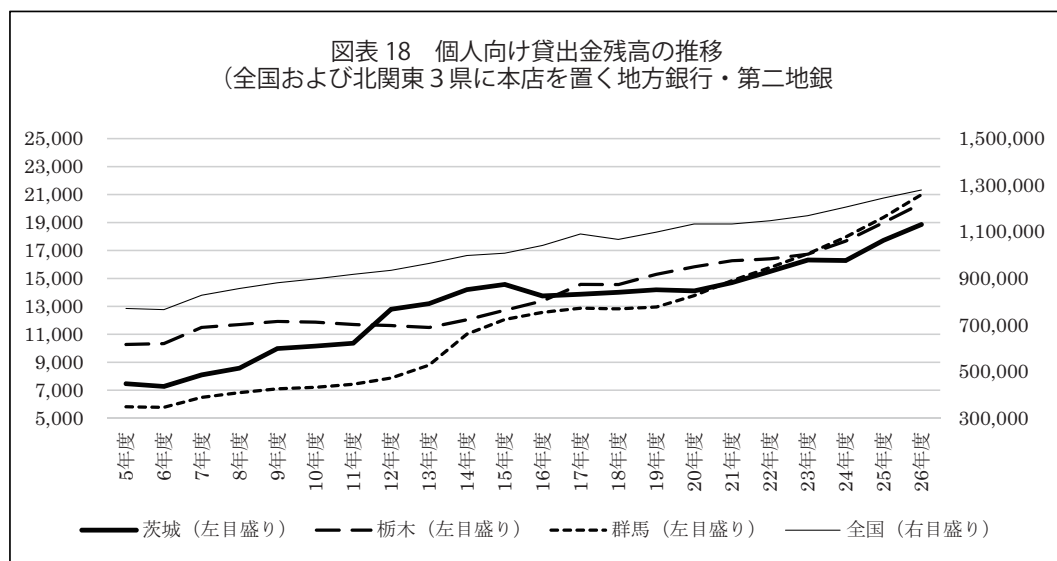


(2)個人向け貸出金

図表9の全国国内銀行における個人貸出金残高の推移と、図表10～12の北関東3県に本店を置く地方銀行・第二地銀のその他(主として個人)貸出金残高の推移を一つのグラフにしたのが、

図表 16 である。

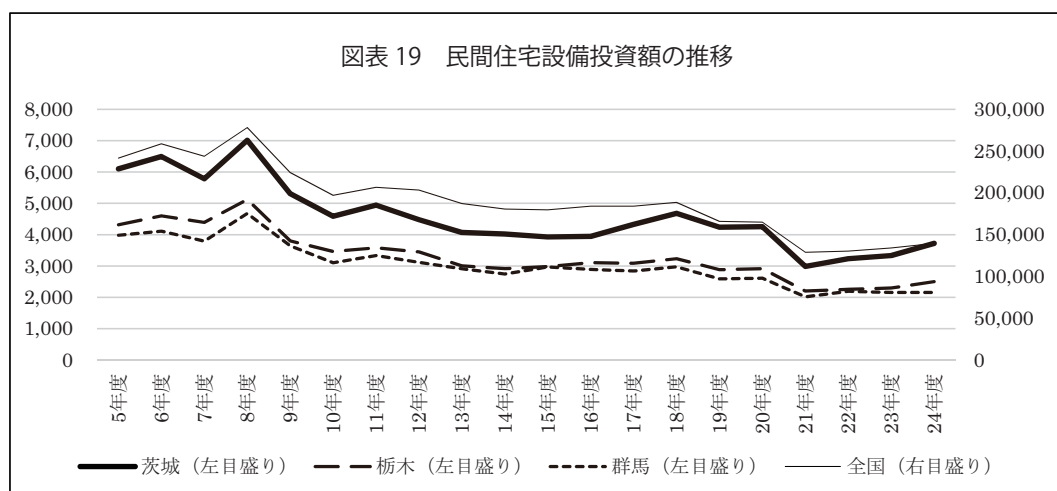
全国における個人向けの貸出金残高は、法人向けとは対照的に、この20年間右肩上がり増加している。また、北関東3県に本店を置く地方銀行・第二地銀におけるその他（主として個人）も同様の増加傾向をたどっている。



(注) 単位は億円。

(出典) 全国は図表9に同じ、北関東3県は図表10～12に同じ。

金融機関における個人向け貸出金の大半は住宅ローンであることから、住宅ローンの新規実行額と関連の深い民間住宅設備投資額をみてみることにする（図表19）。



(注) 単位は億円

(出典) 内閣府ホームページ 統計表 県民経済計算（名目）より作成

しかしながら、図表 19 から分かる民間住宅設備投資額の推移は底堅いということではできても、図表 18 における個人向け貸出金の増加の裏付けとなるようなものではない。にも拘らずなぜ個人向け貸出金は増加しているのであろうか。その理由をいくつか推察することとする。

まずは、民間金融機関における住宅ローンへの取り組み姿勢の強化がある。前記の通り、バブル後長期にわたり法人の資金需要が低迷する中、民間金融機関は新たな貸出先として個人向け貸出金、特に個人向けとしては 1 件当たりの金額が大きく、かつ担保取得が可能で回収懸念の少ない住宅ローン推進にこぞって力を注いだ。

そうした中、民間金融機関が新規案件の取り込みに加えて強化したのが、住宅金融公庫からの借り換えである。バブル後の超低金利が続く中、個人が住宅金融公庫から借り入れているローンに対し、金利メリットをアピールして借り換えを推進した³。

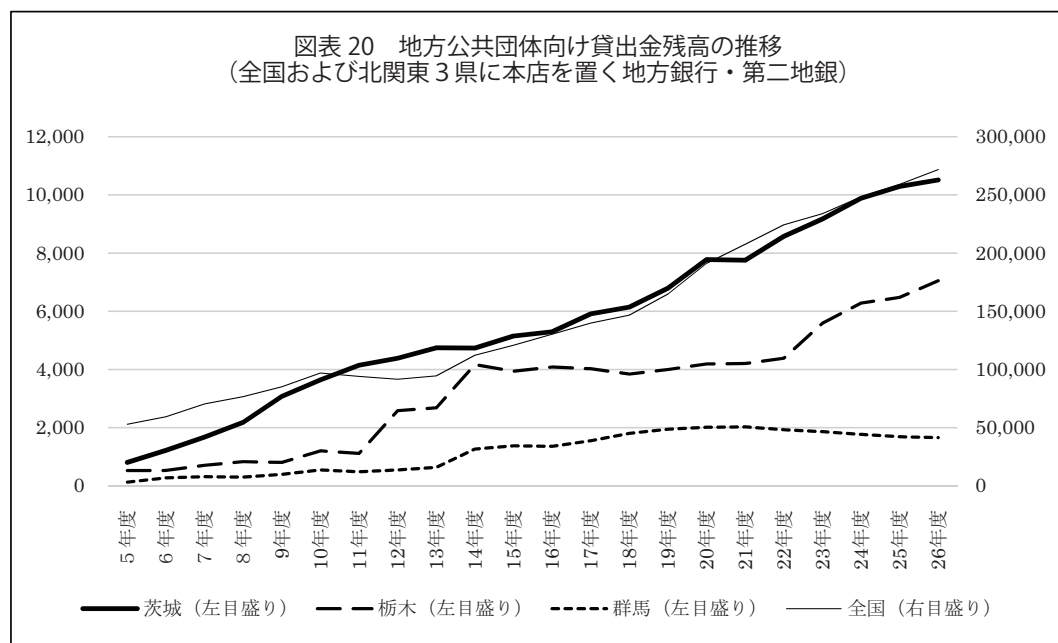
また、外部的な環境として、住宅金融公庫の業務廃止がある。平成 19 年 3 月末をもって住宅金融公庫は廃止となり、住宅金融支援機構への業務移行が行われた。住宅金融支援機構ではそれまで住宅金融公庫が行っていた住宅ローンの直接融資は行わず、民間金融機関による貸付が困難な分野のみに直接融資を限定したため、民間金融機関にとっては事実上、大きな競合相手がなくなった形となった⁴。

このような民間金融機関における経営方針の変化に加えて、外部環境の変化もあり、住宅ローンに代表される個人ローンの残高は継続してその残高を伸ばしてきたものと推察する。

3 「貸出が総じて低迷を続けるなか、住宅ローンがバブル崩壊後も好調を持続した背景としては、景気対策により住宅需要が絶えず喚起されたことや低金利局面の長期化に伴う住宅金融公庫からの借換え需要の顕在化、これらを契機とした顧客ニーズに応じた民間金融機関による多様な商品設計への取組みなどが挙げられる。」(金澤直樹「地域銀行分析レポート③ー地域銀行の住宅ローン戦略ー」『金融調査情報』(信金中央金庫総合研究所) 17-10 号、2005 年 9 月 21 日、1 ページ)

4 「住宅ローン全体の需要は、先般の金融危機や人口の減少などを一因として、2001 年ごろをピークとして減少傾向であるものの、2007 年に住宅支援機構が旧住宅金融公庫より業務を継承し、直接融資を一部に限定したことにより、その余剰分を取り込む形で、民間金融機関の住宅ローン残高は年々増加している。」(中村智光「住宅ローンビジネスは本当に儲かっているのか」『Financial Information Technology Focus』(野村総合研究所 金融 IT イノベーション研究部) 2012 年 10 月号、12 ページ)

(3)地方公共団体向け貸出金



(注) 単位は億円。

(出典) 全国は図表9に同じ、北関東3県は図表10～12に同じ。

続いて、地方公共団体向け貸出金の推移であるが、ここについても図表20を作成した。これも図表9の全国国内銀行における地方公共団体向け貸出金残高の推移と、図表10～12の北関東3県に本店を置く地方銀行・第二地銀の地方公共団体向け貸出金残高の推移を一つのグラフにしたものである。

全国における地方公共団体向けの貸出金残高は、個人向けと同様に、この20年間右肩上がり増加しており、北関東3県に本店を置く地方銀行・第二地銀においても程度の差はあるが増加している点は同様である。

さて、こうした地方公共団体向け貸出金の推移の背景についても考察することとする。

背景の一つには、やはり個人向け貸出金と同様、民間金融機関における取り組み姿勢の強化があげられる。法人の資金需要が低迷する中、民間金融機関はこれまで以上に積極的に地方公共団体向けへの貸出金の推進に力を注いだものと推察する。

これに加えて、「公的資金補償金免除繰上償還制度」の創設が背景としてあげられる。公的資金補償金免除繰上償還制度とは、地方公共団体が過去に借り入れた高金利（5%以上）の公的資金を、補償金を支払わずに繰上償還できる制度であり、平成19年度に平成21年度までの臨時特例措置として設けられ、その後、22年度から24年度までの3カ年延長された。これにより公的資金を

繰上償還する資金を低金利で民間金融機関から調達するケースが増加したと考えられる⁵。

6. 2つの貸出金残高データの差異

貸出先別に考察した第 4 章の図表 10 から図表 12 においては、各県内における貸出金残高を貸出先ごとに集計したデータは見当たらなかったことから、北関東 3 県それぞれに本店を置く地方銀行・第二地銀の業種別貸出状況を当該県内のデータと仮定してその推移を考察した。

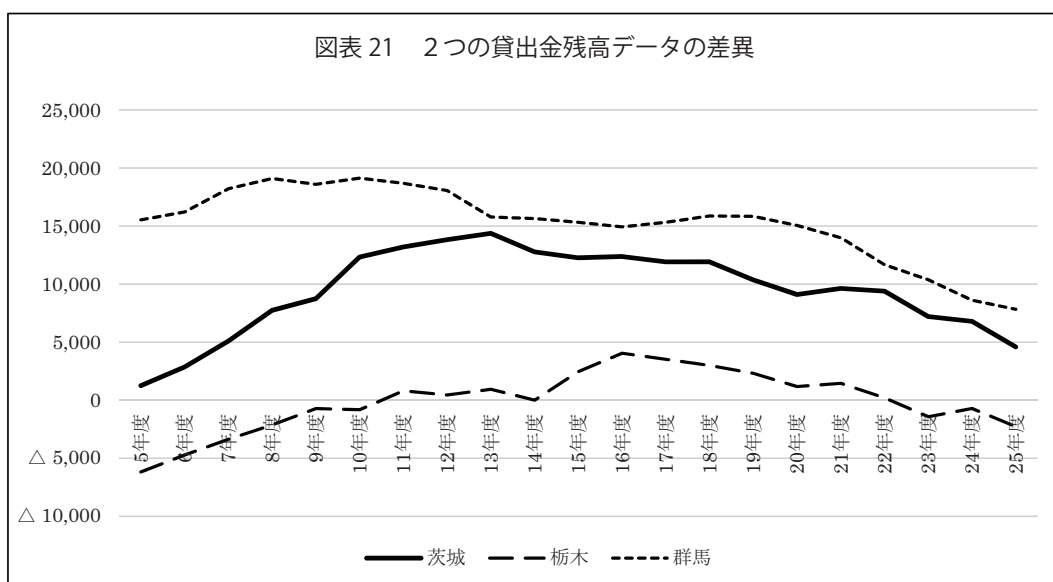
図表 21 は、その図表 10 ～ 12 のデータ、すなわち県内に本店を置く地方銀行・第二地銀の貸出金残高の合計から、図表 1 で示した金融ジャーナル誌集計のデータ、すなわち当該県内の金融機関本支店の貸出金残高の合計を差し引いた差である。

当該県内に本店を置く地方銀行・第二地銀が他都道府県の支店において行った貸出金の残高は、図表 21 の差のプラス要因となって表れる。一方、地方銀行・第二地銀以外の金融機関が当該県内の本支店で行った貸出金の残高はマイナス要因として表れてくる。

改めて図表 21 を見ると、茨城、群馬においては、平成 5 年度から平成 25 年度までいずれも数値はプラスとなっている一方、栃木においては、他の 2 県と比べて数値が低く、平成 10 年度までと平成 23 年度以降はマイナスになっている。

第 4 章および第 5 章の分析においては、こうした「誤差」を含んで考察したものであり、この差の所在および背景については、今後考察を深める必要がある。

5 「高金利の財融資金を繰上償還する際に、自己資金では賸えず、民間金融機関から低金利の資金を借り入れる地公体がみられた。その影響で民間金融機関の地公体貸付残高が 08 年 3 月に大幅に増加している。」(一瀬裕一郎「民間金融機関における地方公共団体貸付の動向」『金融市場』(農林中金総合研究所) 2009 年 5 月号、17 ページ)



(注)「県内に本店を置く地方銀行・第二地銀の貸出金残高」-「当該県内の金融機関本支店の貸出金残高」として算出。単位は億円。
 (出典) 北関東3県に本店を置く地方銀行・第二地銀の有価証券報告書および『金融ジャーナル増刊号金融マップ』2005年版～2015年版より作成

7. 終わりに

第5章では借り手である貸出先という切り口から貸出金残高推移の背景を考察したが、最後に、本章では、それ以外の切り口から、貸出金残高推移の背景をいくつか考えてみたい。

①全国および北関東3県における金融機関貸出金残高の推移の背景

図表1および図表4から分かるように、平成16年度から平成18年度ごろを底にした残高減少傾向を見ると、全国における貸出金の方が北関東3県に比べて落ち込みが激しい。これは、都市部を含む全国においては、大企業を中心とした法人向け貸出金のウェートが大きいことから、その影響を受けやすかったものと考察できる。

②都銀・信託と地方銀行の残高推移の背景

図表5から分かるように、全国における都銀・信託の残高は大きく落ち込む一方、地方銀行は残高を伸ばし、平成25年度の都銀・信託と地方銀行の残高はほぼ同水準にまで近接している。これについても、前項と同様の背景であり、すなわち都銀・信託においては、地方銀行に比べ大企業を中心とした法人向け貸出金のウェートが大きいことから、その影響を受けやすかったものと考察できる。

③茨城県における残高推移の背景

茨城県においては、法人向け貸出金残高の落ち込みが小さく回復が早いこと、地方公共団体向けの貸出金残高の増加額が大きいことにより、全体として全国および他の北関東2県よりも貸出金残

高が底堅く推移していることが窺える。

法人向け貸出金残高の落ち込みが小さく回復が早いことについてさらに考察すると、その要因の一つとして、中小企業の円滑な資金繰りを担う信用保証協会の信用保証制度がより有効に活用された可能性があげられる。茨城県信用保証協会の保証債務残高⁶は、平成 11 年度頃に迎えるピーク以降の実績の落ち込みが全国ほど大きくなく、また、全国における保証債務残高は 17 年度に底を迎えるのに対し、茨城における保証債務残高は、平成 15 年度を底に再び増加に転じているなどの特徴がある⁷。

④栃木県における残高推移の背景

図表 1、図表 4、図表 13、図表 18 から、栃木県の貸出金残高推移を見ると、他の北関東 2 県に比べ、平成 14 年度ごろから平成 22 年度ごろの間の減少が大きく、または回復が弱いことが窺える。これは同県のトップバンクである足利銀行の実質破たんと国有化の時期と重なる⁸。前記栃木県における同県のトップバンクである足利銀行の経営不安により同県内における資金供給機能が弱まったことで、この時期貸出金残高が低迷した可能性も否定できない。

⑤群馬県における残高推移の背景

群馬県においては、個人向け貸出金が順調に増加している一方、法人向け貸出金が底を打った後の戻りが弱いこと、地方公共団体向けの貸出金残高が少なく増加額も限られることなどの特徴が挙げられ、結果として底を迎えた後の回復が全国および他の北関東 2 県よりも弱いことが窺える。

本稿では、バブル崩壊後の金融機関の貸出金残高の推移について考察を行ってきたが、その結果、日本の高度経済成長期において銀行をはじめとした各金融機関が果たしてきた金融仲介機能の借り手と貸し手、すなわち「家計から企業へ」という構図は大きく変容していることが明らかになった。

上記③、④、⑤など、貸出金残高の推移の背景については、深く掘り下げるには至らなかった点が残った。これらについては、今後の機会にて考察を深めることとし本稿を終えることとしたい。

文堂弘之 (常磐大学 国際学部 教授)

船橋信正 (特定社会保険労務士、社会保険労務士法人 齋藤・船橋労務相談事務所 副所長)

6 保証債務残高とは、信用保証協会の保証が付保されている金融機関貸出金残高をいう。

7 文堂弘之・船橋信正「茨城県における平成以降の信用保証協会保証実績の推移と背景」『常磐国際紀要』(常磐大学国際学部) 第 19 号、2015 年 3 月、203-229 ページ

8 同行は、平成 10 年、不良債権の増加により債務超過と判定され、特別危機管理銀行に指定。平成 14 年には金融システムへの影響を懸念して預金保険機構が同行の全株式を強制取得し一時国有化となった。その後、不良債権処理の進捗や、経営のスリム化などにより、平成 20 年に、預金保険機構が同行株式を足利ホールディングスへ売却し、一時国有化が解消され、破綻処理は完了した。

研究ノート

外国人学生¹が日本の大学で成功するための環境づくり

—日本語教員の役割を考える—

飯 野 令 子

Creating an environment for the international students to succeed at Japanese universities:

Consideration on the role of the Japanese language teachers

1. 研究の背景と目的

日本国内の大学に籍を置く外国人学生は、日本で生活しながらも、授業時間以外は母語あるいは英語という言語環境にある者が少なくない。大学内外で、同国・同地域出身者同士で過ごし、日本社会とかかわりを持つことが少ない状態である。そのため、何年も日本にいるにもかかわらず、相応の日本語力がつかず、日本人学生と交友関係を築くこともできず、専門分野の知識を身につけることも、大学内外の必要な情報を得ることもままならないという学生は珍しくない。その結果、大学での勉学が続かず、単位が取れない、進級できない、卒業できない、そのため退学するという問題にもつながっている。

そうした状況に陥らないために、どの大学にも「日本語」や「日本事情」等の外国人学生を対象とした科目（以下、外国人学生対象科目）が設置されている。外国人学生対象科目に真面目に出席して、成績がよければ、大学での勉学も順調に進められると思いがちである。ところが、いくら外国人学生対象科目で真面目で成績がよくても、大学で成功するかといえば、必ずしもそうとは言えない。それはなぜだろうか。

まず、外国人学生対象科目は外国人学生だけが集まる場で、日本人学生とは切り離された授業である。そのため、外国人学生同士の関係づくりは進むが、そのきずなを強めることは、逆に日本人学生との溝を深める場合もある。また、外国人学生対象科目は外国人学生にとって有効な情報交換の場であるが、だれか一人が情報を得れば、他の学生はそれを知り得る環境にある。そのため、中

1 本学の外国籍の学生は留学生の他に、定住者もいる。外国人学生対象科目は、定住者も含め、日本語を母語としない外国籍の学生が履修している。そのため本稿では、日本語を母語としない外国籍の学生の総称として「外国人学生」を使い、「留学生」はその中に含むものとする。

には常に同国人に頼り、大学内外の日本社会から直接、情報を得ることのない学生もいる。外国人学生対象科目は、外国人学生の居場所、もしくは心理的な支えになることもあるが、その反面、外国人学生のためのコミュニティに閉じこもる原因にもなる。つまり外国人学生対象科目が、外国人学生にとって真に日本の大学での成功を導く場となるためには、単に日本語・日本文化を教授する以上の取り組みが必要となる。

このような問題意識に立ち、本稿では、まず先行研究から、外国人学生が外国人学生対象科目だけで日本語力を向上させ、日本の大学での成功を得るのではなく、大学内外の日本社会とつながり、人間関係を構築することによって、日本語を学び、日本の大学での成功もあることを示す。そうした考えにもとづいて筆者が、本学の学部1年に入学したアジア系の留学生に対しておこなった環境づくりを紹介する。そして、留学生の日々の観察と、春学期末に留学生を対象に実施したインタビューによって得られた反応を分析する。それらをもとに、今後の、外国人学生の日本の大学での成功を導く外国人学生対象科目のあり方、および日本語教員の役割を検討することを目的とする。

2. 先行研究と本研究の視座

2000年代に入って日本語教育の分野では、日本語が教室だけで学ばれているのではないという考えから、在日外国人の生活全体と社会との相互作用に注目して日本語の習得過程を理解しようとする研究が出て来た。留学生の学習環境やネットワークの研究（たとえば浜田ほか 2006）、やライフストーリー研究（たとえば三代 2009）は、留学生の日本語学習の過程を、日本語の教室を越えて、時間的・空間的な広がりをもって捉えたものである。また、心理学や社会学の分野で行われる異文化適応・友人関係構築の研究においても、それらの成功と日本語力との関係が言及されることが多い（たとえば工藤 2003）。在日留学生の生活全体を理解することと日本語の習得状況は切り離せない関係にあり、これまでも注目されてきたといえる。

留学生の学習環境やネットワークの研究では、その結果として、日本語力が高い学習者は多様な人的・物的リソースを利用しているため、そうしたリソースのネットワークを形成し、活用することの必要性が説かれてきた。また、三代（2009）の留学生のライフストーリー研究では、留学生が日本人と関係を構築し、その過程で日本語を学んだという感覚を得て、留学の成功も得たことを留学生自身の語りから明らかにしている。そのことから、留学生の学びは、日本人のコミュニティに参加することによって得られ、そうしたコミュニティへの参加を支える日本語教育の必要性が指摘された。さらに、異文化適応・人間関係構築に関する研究では、日本語力が高いことと異文化適応の成功が一致するとは限らないという研究結果から、日本語力のみならず、社会文化能力やソーシャル・スキルを身につける必要性が指摘されてきた。

これらの研究からわかることは、ただ教室で熱心に学んで、日本語力が上がったとしても、それ

が留学の成功には直結せず、大学内外の社会との関係性を持って初めて、成功があるということである。ただしこれまでの研究は、在日留学生の状況の把握のために行われてきたといえる。たとえば上述の三代（2009）は、留学生の側から「積極的な働きかけ」を行わない限り、コミュニティへの参加も実現しなかったことを問題視しているが、そうした留学生を支える具体的な方策は示していない。また佐々木他（2012）は、異文化間教育の視点から、中国人留学生に半構造化インタビューを行い、日本人との友人関係構築をめぐる体験モデルを示した。その中で、友人関係構築以前に、「日本人との接触が起こりにくい環境」があること、そして友人関係成立の第一歩として、「接触の始まり／契機」が必要であること、さらに次の段階に、「留学生の友達作りの努力」としての「働きかけ」や「工夫」があることを示した。しかし、そうした実態を明らかにしたのみで、留学生に対する支援の方策は示していない。

本稿は日本語教育の立場から、三代（2009）の研究結果である日本人と人間関係を構築した経験が日本語の学びの実感、ひいては留学の成功につながるという考えを支持する。ただし、そうした人間関係を築くには、まず「日本人との接触が起こりにくい環境」を抜け出て、「接触の始まり／契機」があることが必要である。また、その後の「積極的な働きかけ」を留学生個人に求めるのではなく、そうした一連の過程を支える日本語教育を実践していく必要があると考える。

したがって、本学の外国人学生に対する日本語教育では、①「日本人との接触が起こりにくい環境」を抜け出て「接触の始まり／契機」となること、②日本人との友人関係やコミュニティに受け入れられるための「積極的な働きかけ」を留学生個人に求めるのではなく、大学での成功をもたらす社会との関係性を作る一連の過程を支えること、を目指して環境づくりを行った。

3. 本学外国人学生への日本語教育の環境づくり

本稿で紹介するのは、2015年度春学期、学部1年生向けに筆者が担当した「日本語」・「日本事情」科目とそれに関連した活動である。これらは、アジアの同一国出身の留学生2名が本学で成功するための日本語教育の環境として設計したものである。留学生たちは自国の高校、または専門学校を卒業後、来日し、日本語学校で1年半の日本語学習を経て、日本語能力試験N2に合格し、本学へ進学した。留学生たちは、学部・学科の必修科目以外に、外国語の必修科目としての「日本語」と、総合講座科目としての「日本事情」を履修する。1年次の春学期、「日本語」・「日本事情」を合わせた履修単位は全履修単位の半数に及ぶ。

3.1 外国人学生に対する「日本語」・「日本事情」科目の位置づけ

外国人学生にとって「日本語」・「日本事情」の授業は、単に「外国語としての日本語」や「日本文化」を知識として学ぶ場ではなく、大学内外での勉学や交友関係、日々の生活を支える学びを得る場となる必要がある。そのため、筆者の授業内容や、仕掛ける活動が、大学内外の日本人・日本

社会とつながる機会となれば、日本人と関係を構築し、日本語のみならず様々な学びの入り口となる可能性も高まると考えた。2015 年度春学期に、「日本語」・「日本事情」科目と、それに関連した課外活動の中で実施した、日本人・日本社会とつながる環境づくりを以下に示す。

学内 4 月 履修登録／必修科目の学習／学内奨学金の申請書記入

5 月 学内奨学金面接の練習／TSS への参加

6 月 アメリカからの短期留学生との交流／外国人学生の母語のトークタイム実施

7 月 オープンキャンパスでの国際センター企画への参加

学外 5 月 県の留学生親善大使への登録

6 月 同上任命式出席

7 月 市の同国人会への参加

3.2 環境づくりの詳細

まず、4 月の履修登録で、留学生 2 人は、履修登録をウェブ上で行うことがよくわかっていなかった。そのため日本語の授業時に、教室のパソコンを使用し、実際にやってみて、わからない部分は他国出身の外国人学生に聞いたり、学生支援センターで聞いてくることを授業の課題としたりした。それは留学生たちが筆者だけでなく、他国出身の学生や大学職員と日本語で話すことに慣れることを狙いとした。

春学期の授業が本格的に始まると、筆者の授業の際に毎回、学部・学科の授業でわからない部分、課題となった内容などを聞いた。そして、問題が大きい場合は時間をとって、筆者の手助けのもと、留学生同士と一緒に考えたり、個人で課題に取り組んだりするように仕向けた。すると、しだいに留学生たちは自ら、学部・学科の授業の課題について、筆者と相談したい部分を選んで持ってくるようになった。こうした取り組みは、日本語学習にとっても、必要な語彙や表現を学ぶ有効な手段である。また留学生が学部・学科の授業に落ちこぼれることなく、単位を取得するためにも、意義があったと考える。「日本語」の授業では、学部・学科の文脈を離れて、日本語教材の中にある日本語を学習することも一般的におこなわれているが、そこで良い成績を取っても、学部・学科の授業で単位を取らなければ進級・卒業することはできない。「日本語」の授業で、学部・学科で必要な専門的な日本語力をつけることは、「日本語」の授業が学内の日本社会と直結する理想的な状態であると考えた。

4 月から 5 月にかけておこなった、学内奨学金の申請書記入および面接の練習は、今後、学期ごとに行われる申請と面接、および将来の進学や就職など、様々な場面で必要となる日本語の練習となり、有益な機会であると考えた。日本語教材の中にある、奨学金の申請書（主に申請理由）の例を読み、各自申請理由を考え、留学生同士や、筆者を交えた検討により、内容を作っていた。面接については先輩留学生に、前回、どのような質問をされたか聞き、それを参考に、模擬面接の

ような形で練習し、不足する日本語の語彙や表現を補った。

同じく5月に、国際交流語学学習センター(以下、国際センター)のサポーターとして、校内のボランティア団体であるTSS(Tokiwa Student Staff)に登録するように呼びかけた。それは、6月にアメリカの提携校から1週間の短期留学生の滞在が、また7・8月にはオープンキャンパスがあり、その中で留学生たちが持っている力を発揮できる場があったからである。日本社会で何かと「助けられる」存在である留学生が、他の人を助ける側になることは、学内の社会の一員として自信を持ち、日本社会にいる意義を見出す絶好の機会になると考えた。

そして6月、アメリカの提携校からの短期留学生に対して筆者が実施する日本語ワークショップに、外国人学生にもサポートメンバーとして参加を呼び掛けた。このワークショップには、日本人学生10数名にも参加してもらった。筆者の狙いとしては、日本人対アメリカ人という2者間にとどまらない多様な国際交流の場にする、外国人学生と日本人学生との接触の機会とすること、外国人学生は短期留学生よりも日本語力が高く、日本についての知識も豊富であるため、外国人学生に短期留学生のために役に立つという感覚を持たせることだった。

それとほぼ同時期には、外国人学生の母語のトークタイムを、国際センターの企画として実施することになり、外国人学生には講師として2名ずつ、月に2回、昼休みに国際センターの一室にいてもらうことになった。そして、第二外国語として外国人学生の母語を学ぶ日本人学生に参加を呼び掛けた。この企画は外国人学生たちに好意的に受け止められ、1年生から3年生までの外国人学生対象科目を履修する外国人学生は全員が協力してくれた。日本人学生の参加は少なかったものの、来た数名とは(ほとんど日本語を使ってだが)和やかな雰囲気以学生同士の交流ができていた。

7月には、7・8月のオープンキャンパス時に国際センターの企画として、外国人学生が自分の出身地と本学でのキャンパスライフを紹介するプレゼンテーションの準備をした。これはもともと留学生たちが「日本語」の授業の中で、日本語を使ったプレゼンテーションの練習として行っていたものだが、オープンキャンパスでは毎年、外国人学生がプレゼンテーションをおこなっていると聞いたため、発表の場として選んだ。その他に、オープンキャンパスでは外国人学生が国際センターのサポーターとして、日本人学生と協力して、外国人学生の出身国に関するクイズを企画・実施した。7月に数回、昼休みに、サポーターとなっている日本人学生と外国人学生の話し合いがもたれ、クイズの内容の検討と、使用するカードの作成が協力して行われた。

学外で行われる活動では、茨城県が実施している留学生親善大使(留学生が県内の学校を訪問し、自国を紹介する事業)への申し込みを外国人学生に働きかけた。学外の機関と接触し、関係することは日本で生活していくうえで、よい経験になるだろうと考えた。申し込むことに同意した留学生には、申込用紙の記入を手伝い、その後の文書でのやりとり(封筒の書き方など)の指導も行った。今後、依頼があって学校を訪問することになれば、学校の担当教員と直接メールでやりとりす

ることになる。親善大使に申し込んだ留学生は、6月に県の国際交流協会で行われた任命式にも出席した。

学外での活動ではもう一つ、外国人学生の出身国の同国人会が市内で開かれるという通知が国際センターに届き、同国人の学生は懇親会に招待されるとのことだったので、参加を呼びかけた。市内で活躍する同国人と会うことは、外国人学生の将来の励みになったり、就職につながったりすることもあると考え、積極的な参加を勧めた。その結果、ほとんどの同国人学生が参加した。

4. 留学生の反応

以下では、筆者の「日本語」・「日本事情」の授業を履修し、上述のような環境づくりの対象となったアジア系女子留学生 A におこなったインタビュー、および筆者の授業記録、日々の A の観察や、A とのやりとりで得た情報から、A の生活全体を通した、大学内外の社会とのかかわり、日本人との交流の実態を把握する。それと共に、筆者が春学期におこなった取り組みが A にとって、大学内外の社会とつながるきっかけになっていたかを検証する。

4.1 調査・分析方法

A は 2015 年 4 月に入学した 1 年生で、年齢は 25 歳である。自国でホテル管理の専門学校を卒業したが、ホテルの仕事に興味を持てず、日本で就職している姉を頼って来日した。自国の語学学校で 1 年、日本の日本語学校で 1 年半日本語を学び、本学に入学した。A には春学期終了間際の 7 月 23 日と 27 日の 2 回、それぞれ 1 時間余りのインタビューを行った。インタビューは、ライフストーリー・インタビューの手法で、幼い頃からの学習全般や他の外国語学習も含めて、時系列に沿って自由に話してもらう、非構造化インタビューである。その中で、日本語学習、留学、大学での勉学、将来の目標などについては筆者から意識的に話を向けた。インタビューは本人の承諾を得て録音し、話しながらメモを取った。

ライフストーリーの分析・解釈は、個人が自らの経験にどのような意味をあたえるかの説明を構築し、そこから何らかの解釈を取り出す作業であり、王道はなく、あるのは一定のパースペクティブにもとづいた分析・解釈の試みであるとされる（桜井 2002）。したがって、本研究では、①留学生の生活全体から、交友関係とそこでの言語使用を把握すること、②日本語力、交友関係、留学それぞれについての留学生自身の評価とその根拠を知ること、③大学内外の日本語教育の環境づくりが A にどのような影響を与えているかを知ることが視点として分析・考察する。以下の記述は、A のインタビュー・データ、インタビュー時のメモ、筆者の授業記録、日々の A の観察や A との雑談で知り得た情報などを統合し、筆者がまとめたものである。

4.2 Aに対する調査結果の分析

①-1 交友関係と母語使用

Aは現在、日本で就職した姉と一緒に住んでいる。

本学の同国人の先輩B、Cとは同じ年齢で、日本語学校時代からの友人である。大学選択や入学してからの授業内容についてもB、Cに相談し、課題などを助けてもらっている。市内で開かれた同国人会の懇親会への出席を当初渋っていたが、Bに誘われて参加した。また休日には、B、C以外にも本学の同国人女子が集まって食事することがある。

同学年の同国人男子留学生Dとは授業がすべて重なっているため、授業内容についてよく情報交換をしている。

①-2 交友関係と日本語使用

AはDより日本語のコミュニケーション力が高いため、授業でも事務的な手続きでも、いつもDに頼られる。Aも自信はないが、教員や職員と話す必要があるときはいつもAが話さなければならない。

いくつか同じ授業をとっている他国出身の外国人女子学生Eとは授業の前後によく話す。そして週に一度、同じ授業の後に、大学の食堂で一緒に昼食をとる。またその時は、入学直後に学科の野外オリエンテーションで知り合った日本人女子学生Fと一緒に食べる。Fとはパソコンを使う授業では隣の席で、冗談を言い合う仲である。学部・学科の授業の課題の内容を確認したいときは、Fにラインする。

私生活では、付き合って1年ぐらいになる日本人の恋人がいる。姉の仕事関係の飲み会についていった時に知り合った。毎週、日曜に会っている。平日は主にラインをしている。

少し前まで、個人経営の居酒屋で週3日、アルバイトをしていた。アルバイトはA一人だけで、日本語使用で困ることはなかった。客の日本語がわからない時は「外国人だからわからない」と言って切り抜けるように、と店長に言われていた。

②-1 日本語力に対する評価

学部・学科の授業では日本語について問題を感じない。日本人学生も難しいと感じている授業を同様に難しいと感じている。日本語の問題ではない。

親しくしている同国人の先輩B、C、他国出身の外国人学生EはAより日本語がよくできると感じる。国際センターのオープンキャンパスの企画の話し合いの時、Aは職員のGさんが早口で何を言っているのかわからなかったが、B、Cはわかっていた。Bがすでに持っている日本語能力試験N1を受験したが、受けてみて、自分はまだそのレベルにないことがわかった。

大学進学後に、日本語力の伸びを感じることはない。時間が経って、日本語力も徐々に上がっているかもしれないが、わからない。BやCもそう言っている。

②ー２ 交友関係に対する評価

日本人のクラスメイトは2、3人のグループになっていて、そこに入ることはできない。自分は一人でも大丈夫。週に一回、一緒にお昼ご飯を食べる日本人学生Fにも、仲のよいグループがある。Fがいれば、Fのグループの子もAと一緒に昼食をとるが、Fがいなければ、他の子たちと一緒に食べることはない。

日本人ははっきり言わない。日本人学生と一緒に昼食を食べる時も、AとEは外国人だから何が食べたいかはっきり言う。だからいつもAとEが何を食べるか決めて「これでいい？」と日本人学生に何度も聞く。

もともと、友達は気の合う人が少しいればいいという考えで、日本語学校の時も、同国人は多かったが、仲がいい友人は少しだけだった。

②ー３ 日本の大学へ留学したことに対する評価

大学の授業では面倒な課題が多い。自分は面倒なことが一番嫌い。大学を続けるかどうか、迷っている。もう25歳だから、結婚し、出産するにはちょうどいい時期である。この年齢で、学部4年間は長いと感じる。

5. 考察：環境づくりの検証

Aは大学内外で、日常的に母語を話していることがわかる。ただし、Aの語りを聞くと、同国人の友人関係は、大学内外の生活に決して不利益にはならず、むしろ授業の取り方、課題のサポートなど、単位の取得に大きな役割を果たしていた。大学外の活動（同国人会）へも、同国人の先輩の後押しがあって、参加した。またAは、日本人と接する先輩外国人学生たちの様子を見て、自分と比較することによって、自分の日本語力の不足を感じていた。さらに他国出身の外国人学生もAにとっては、日本人に対して「同じ外国人」として共感できる存在となっていた。

一方、Aは学内では授業以外にも休み時間や昼食時に、学外では恋人との時間やアルバイト先など、日本人と関係を築き、日本語を使う機会もある程度あることがわかった。Aは大学の授業においても、日本人との交友関係においても、日本語力の不足による障害を感じていない。

このようなAに対して、筆者が大学内外の環境づくりとしておこなってきたことは、どのような影響を与えていただろうか。インタビューから、筆者の環境づくりは、Aの交友関係に入り込むような影響を与えていないことがわかった。確かに、日本人学生や大学職員、大学外の人との接触の契機にはなっているが、それが単発であったり、始めたばかりであったりするためであろう。例えば、アメリカからの短期留学生との交流では、Aは同じグループになった日本人学生以上に積極的に短期留学生に話しかけ、サポートしている様子が見えられた。交流会の後には他の教員に、自国系のアメリカ人に初めて会い、面白かったと感想を述べていたという。また、自国語のトーク

タイムでは、日本人学生がどの程度自国語ができるかを配慮しながら、わかる言葉でゆっくり話したり、答えやすい質問をしたりしていた。そして、参加した日本人学生が、偶然にもAが入学当初から興味を持っていた茶道サークルのメンバーであることがわかり、連絡先を交換していた。さらに、国際センターのオープンキャンパスの企画では、先輩外国人学生や日本人学生、職員も交えて、企画会議や開催準備などが行われた。そこでは、日本人学生と共に作業をおこない、言葉を交わしていたが、残念ながら友人関係にまでは発展しなかった。しかし、Aは職員が話す日本語がわからなかったが、先輩外国人学生はわかっていたことなど、自分の日本語力への気づきはあったようである。

以上のような、筆者の環境づくりとは別に、Aが大学を続けるかどうかを迷っているということは、日本の大学での成功以前に、大きな問題である。留学生は、外国から日本にわざわざ留学するのであるから、強い目的意識を持っていると思いがちだが、そうではない留学生も少なくない。Aも、自国でホテルの仕事に就いてもつまらないという、消極的な理由で、姉のいる日本に来了。大学の選択は、友人がいるから、学科は、留学生が入りやすいから、などの理由で決めている。入学以降、奨学金の申請など、様々な機会に、大学進学のための目的や卒業後の目標を聞いているが、Aはいつも答えられなかった。なぜ日本語を学ぶか、という問いに対しては、今、日本に住んでいて、日本の大学に通っているから、学ばざるを得ないという答えであった。しかも、自分の日本語力に関しては、先輩外国人学生と比較して劣ると感じることはあっても、どのような部分が不足しているかなど、具体的には意識していないことが、インタビューからもわかった。とはいいながらも、Aは勉学に対しては非常にまじめで、授業の欠席もなく、課題にも熱心に取り組む学生である。

6. 外国人学生が日本の大学で成功するための日本語教育のあり方と教員の役割

本研究では、留学生がもともと持っている日本人との交友関係や同国人との関係が明らかになるとともに、筆者が作った環境が、日本社会や日本人との接触のきっかけになり得ることが示唆された。ただし今後も、外国人学生対象科目や課外活動での継続的な働きかけを行っていく必要があり、それが大学での成功につながるかどうか検証を続けていかなければならない。またそれ以前に、留学生が大学進学に対する目的意識を持たず、自分の日本語習得についても無意識であるのは、大きな問題である。Aには、大学で学ぶ目的や、卒業後の目標を一緒に考えていくような活動を通して、大学で学ぶ意義、そして現在の日本語力と、今後どのような日本語力をつけていく必要があるのか、などを意識化させていく必要がある。そのために筆者は日本語教員として、日本語教育の中で今後も、①大学内外の人々と接触できる活動を取り入れ、人間関係形成のきっかけと、継続的なつながりを作っていくこと、②外国人学生同士、同国人同士の関係も大切にすること、③授業の中で、大学に入った目的、卒業後の進路を考える機会を意識的に設け、今何

を学ぶ必要があるか、学生自身が自覚し、必要な日本語を自ら学び取るような活動を行うことが必要であると考ええる。

参考文献

- 工藤和宏（2003）「異文化友情形成におけるコミュニケーション能力ー留学生の知覚に基づくモデル化の試みー」『Human Communication Studies』Vol.31
- 桜井厚（2002）『インタビューの社会学ーライフストーリーの聞き方』せりか書房
- 佐々木泰子・張瑜珊・鄭士玲（2012）「中国人留学生は日本人との友人関係をいかに構築しているかー修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチに基づく視点提示型研究ー」『異文化間教育』35号
- 浜田麻里・林さと子・福永由佳・文野峯子・宮崎妙子（2006）「日本語学習者と学習環境の相互作用をめぐって」独立行政法人国立国語研究所編『日本語教育の新たな文脈ー学習環境, 接触場面, コミュニケーションの多様性ー』アルク
- 三代純平(2009)「コミュニティへの参加の実感という日本語の学びー韓国人留学生のライフストーリー調査からー」『早稲田日本語教育学』第6号

（常磐大学 国際学部 准教授）

研究ノート

「石井光次郎日記」にみる戦時下の新聞用紙統制

佐藤 純子

Newsprint papers and Wartime regulations in the diary of Mitsujiro Ishii.

はじめに

本稿は昭和戦前期の新聞統制を朝日新聞社の用紙事情を事例に考察するものである。新聞社の生命線である用紙に対する統制は、1938年の新聞用紙供給制限令から強化され1951年まで続いた。実際の用紙統制は新聞紙面の頁減少、いわゆる減頁となってあらわれた。1940年に朝刊・夕刊12頁建、週合計80頁だった朝日新聞紙面は、1941年6月以降徐々に減り、1944年11月には朝刊2頁のペラ新聞となった。減頁は統制による決定と見られがちだが、当時の朝日新聞社告では「日本新聞会の決定に基き」、「当局の諒解を得て」⁽¹⁾と表現され、一律なものではない。「決定」は統制を意味するが、「諒解」は新聞社の願い上げとも解せる。「決定」と「諒解」の矢印の向きは上下、正反対を示すものと考えられる。

新聞用紙統制⁽²⁾、とりわけ減頁の研究史は多くはない。戦前に関しては『新聞五十年史』⁽³⁾が詳細であるが、東条首相への陳情時期などで正確性を欠いている。また、日本新聞協会の聴きとり調査⁽⁴⁾は戦前の新聞人を網羅し製紙事情も語られるが断片的である。『朝日新聞社史』⁽⁵⁾にしても減頁が深刻化した1941年以降は詳述していない。そこで、本稿ではこれまであまり利用されていない「石井光次郎日記」⁽⁶⁾を主史料に、1941年から1944年までの朝日新聞社の減頁実施過程を3期に分けて検討する。石井光次郎は、戦後は衆議院議長を務めた政治家だが、戦前は朝日新聞社専務・販売担当として新聞経営を担っていた。「石井日記」の分析により業務部門からみた新聞用紙統制とともに、戦時期の新聞社の経営戦略や、経営陣が如何に情報局や統制組織と対応したかが明らかになると考える。

1. 1941年の新聞用紙対策

太平洋戦争開戦前の用紙対策を示そう。第一の対策として朝日新聞社では1941年4月に統合

版を新設している。これは遠隔地の朝刊・夕刊同時配達地域を、新たに一種類の紙面構成とするものである。統合版新設については、同年2月に東京・大阪・西部（九州）・名古屋の4本社業務局長会議で「六月まで特別の減頁をせず、夕刊合送地を十頁の一本建」⁽⁷⁾とする案が出ていた。朝刊8頁・夕刊4頁を同時配達する遠隔地を、総合編集で10頁にする事実上の2頁減であった。だが、2月19日の関連局長会議で編集側から、「編集人を得る事困難であり、又時間的に普通版と一しょになり混雑して実行困難である。一週一回（土）二頁夕刊を出したし」⁽⁸⁾と反対案が出た。編集側は週一度、夕刊2頁の減頁案を示していた。24日、村山長拳社長と上野精一会長を含む大会議が開かれ、最終的に常務以上の重役が4月から朝刊・夕刊同時配達地域の10頁建を決定した。なお東京は美土路昌一編集総長の反対で除外され、統合版の実施予定地域は大阪・西部（九州）管轄区域となった。

3月1日、石井光次郎は統合版新設を大阪毎日新聞社（以下、大毎）の鹿倉吉次らに相談した。鹿倉は販売・営業畑の大毎重役であり、戦後は東京放送社長となる。業務担当重役の鹿倉と石井はよく相談し同歩調をとった。朝日社内では統合版への反対が多かった。例えば島根県石見地域に関し、「九州は尚反対といってくる。三時間も悪くなった版はどうも送れぬといふ。刀祢館君に鹿倉君のところに行ってもらったが、やはりやりたいといふ」⁽⁹⁾とあり、九州は時間的理由から統合版に反対していたことがわかる。朝日の刀祢館正雄・大阪業務局長が鹿倉に問合せたところ、大毎では統合版を実施する意向であった。結局、石井らは大毎との調整を重視して社内を説得、遠隔地向けの統合版を実施した。この統合版は用紙対策における調整弁の役割を持つのだが、その後、大問題となるのであった。

【表】新聞紙面の頁数変遷（朝日新聞東京本社発行）

期	年	月	日	頁数					社告	備考
				朝刊	曜日限定	夕刊	1日総頁	週合計		
I	1941	6	1	6		4	10	66	需給調整	
	1941	7	7	6		2	8	54	需給調整	
	1941	10	1	6	4(週3)	2	8(6)	48	供給制限	
	1941	11	17	4		2	6	40	減頁	
II	1942	7	20	4	2(週1)	2	6(4)	38	需給調整・当局諒解	
III	1943	10	7	4	2(週2)	2	6(4)	36	用紙都合(14日社告)	※1
	1944	3	6	4	2(週2)	停止	4(2)	24	決定	※2
	1944	7	7	4	2(週3)	—	4(2)	22	決定	
	1944	9	1	4	2(週5)	—	4(2)	18	決定	
	1944	11	1	2		—	2	14	決定	※3

『朝日新聞社史 資料編』（朝日新聞社、1995年）295頁、『朝日新聞』社告から作成。曜日限定は曜日毎の頁数を、1日総頁欄（ ）内は曜日限定頁数を示す。※1.1943年11月1日定価1円30銭（月額）改訂。※2.1944年4月1日定価1円25銭（月額）改訂。※3.1944年10月1日定価1円50銭（月額）改訂。

第二の対策は日本新聞連盟（以下、新聞連盟）の残紙調査と関係がある。【表】は朝日新聞東京本社発行新聞紙面の頁数変遷を朝刊・夕刊別頁数、一日総頁数、週間総頁等で分類したものである。1期にあたる1941年には半年間で4回の減頁が行われ、6月と7月の減頁は社告では「需給調整」を理由とした。この時期の減頁実施の背景を検討しよう。

石井光次郎ら朝日経営陣は4月から5月に様々な用紙情報を得た。例えば、編集担当副社長の緒方竹虎は「残紙調査を政府にてやるとの噂あり」⁽¹⁰⁾と聞き込み、国策パルプ役員の丹波秀伯は「用紙対策の為め、なるべく早く減頁をしたら如何、チェスマチュアが必要である」⁽¹¹⁾と勧めた。朝日出身の丹波はのちに新聞社と商工省の仲介役になる。4月に残紙いわゆる無代紙の調査情報を掴んだ朝日経営陣は、意図的かつ計画的減頁を行う。石井は部数に着目し5月の販売店会合、朝日幹事会で「発行部数が重要な考慮点となるから努力せられたい」⁽¹²⁾と発破をかけた。一方、5月20日の常務会では「現在の十二頁建を改め、全部朝刊六頁、夕刊四頁」⁽¹³⁾とすることを決定した。朝日は22日に10頁建を大毎に通告、30日付けで「需給調整のためやむなく来る六月一日附より朝刊二頁を減じ、朝夕刊合計十頁建とする」⁽¹⁴⁾旨の社告を出した。大胆な減頁が速やかに実行されたのであった。

さて、新聞社の自主的統制団体、新聞連盟が5月28日に成立した。初代理事長は田中都吉・中外商業新報社長、理事・監事は地方有力紙や読売の正力松太郎、朝日の緒方、報知の三木武吉ら14社の代表である。新聞連盟は政府の統制が及ぶ前に自発的に抑制する目的で設立され、用紙配給、部数調査、共同販売制を整備し新聞社を戦時体制に組み込んだ。

新聞連盟理事会の議題が用紙問題だと知った緒方と石井は、「建頁制限反対、発行部数標準反対の両意見を中心」⁽¹⁵⁾に対策を練った。部数が多い朝日にとり頁数と発行部数制限の利益は少ないからである。6月1日の新聞連盟理事会で読売の正力が発行部数調査の断行を主張、20日には用紙配分基準は前年の発行部数に頁数を掛けて累進率をとると決定した。石井は販売・広告・資材を扱う新聞連盟業務委員会（以下、連盟業務委員会）の委員長であった。6月20日の連盟業務委員会では各社の発行部数表が提出され、「務台より各売捌店につき有代無代の調査をなすべしとの提案出づ。反対すべき筋でもないので皆しぶの態ながら賛成」⁽¹⁶⁾をした。務台光雄は読売の営業局次長、買収後の報知に取締役として送られた正力の懐刀である。務台の提案で無代紙数調査いわゆる残紙調査も決定した。

朝日・毎日系は用紙基準案と用紙削減の対処方法を検討したが、7月には13.9%の用紙削減となり、毎日系は7月初旬までに8頁建を実施せざるを得ないほど切迫した状態にあった。6月27日、東京日日新聞（以下、東日）専務の七海又三郎は石井に「読売、正力と相談して来たが、なるべく三社同じ八頁建にして記事広告の割合も一しよにしたい」⁽¹⁷⁾と述べた。この提案に8頁建が不要な朝日は社内調整に迫られた。会議は朝刊重点策の朝刊6頁・夕刊2頁か、同比重の朝刊4頁・

夕刊 4 頁かでもめ、常務会でも美土路編集総長が朝刊 6 頁説を、原田譲二専務が同比重の 4 頁説を主張して意見は割れた。結局、30 日の関連局長会議で朝刊 6 頁・夕刊 2 頁建が決定、朝日は 7 月 6 日付け社告で夕刊 2 頁制実施に関する長文の説明を掲載した。

減頁社告後の 7 月 8 日、連盟業務委員会に残紙調査結果が報告された。石井は「東日と読売の対立激化せる状況を反映して七海、務台の間に面白からぬ空気あり。東日に残紙多く出でたるは当然なれど、読売はよく工作して表面化するもの少きは面白からず。朝日は断然好成績なり」^⑧と記す。新聞連盟理事会は、過去 1 年間の平均発行部数に 6 月の実際頁数をかけたものを基本数量とし、残紙があった社は用紙削減すると決定した。残紙は罰であり削減分は毎日系（東日・大毎）が 1 万 2,751 連、読売は 6,878 連であった。調査を主導した読売に残紙が少ないのは当然だが、3 社で最も少ないのは朝日であり東京・大阪合計で 2,522 連しか削減されなかった。用紙配給も予定通り 1937 年分から 12% 減で確定したため、石井は「八頁建として尚東西にて月一万七千連位予算部数より余裕あり、二十六、七万部を増加する事が出来る」^⑨と考え、販売を促進した。残紙削減分が少なかったため、東京・大阪ともに部数増加と利益が見込めたのである。表中の I 期、1 回目の減頁は残紙調査を睨んだ意図的減頁だったのである。残紙があっても頁数が減れば無駄な用紙は少なく見え、さらに減頁分で部数を増やせる。残紙調査は部数が重要という情報を掴んでいたからこそ計画的減頁が可能であった。それゆえ残紙調査中に毎日系が提案した減頁は不要であり、朝日は調査結果が出る直前の 7 月 7 日まで 2 回目の減頁を実施しなかったのである。

一方で I 期、3 回目となる 10 月の減頁は社告には「供給制限」とあるが、政府決定事項だった。9 月 17 日に用紙の 2 割減が新聞連盟理事会で話題となり、19 日に用紙制限が決定した。また、用紙削減情報から事前に減頁したのが I 期、4 回目の 11 月の減頁である。11 月 5 日の新聞連盟理事会で 12 月から用紙は更に 2 割減と聞き、朝日・毎日系は談合を開始した。朝日は編集会議で全日 6 頁建案を相談、毎日系と広告段数などを談合後、全日朝刊 4 頁・夕刊 2 頁建を決定した。その後、11 月 22 日に新聞連盟理事会で用紙削減率 25% が発表された。こうして開戦前、4 回の減頁により新聞の頁数は急激に減少したのである。

2. 新聞経営陣の用紙獲得運動

開戦前の度重なる減頁に対し【表】Ⅱ期にあたる 1942 年の減頁は 1 回だけであった。この時期になぜ減頁は 1 回だったのか、その理由を統合版問題と経営陣の陳情から考えよう。

開戦後、用紙配給は 8% 減となり新聞連盟も 1942 年からの号外全廃、正月の休刊等を決定していた。石井と大毎の鹿倉も「年末の号外はタブロイド型にする事、二日の朝刊は二頁にする事等相談。尚、正月発表ものはやらぬ事」^⑩としていたが、12 月 24 日に政府から 2 日分の用紙特配が発表され年末年始は平常通りとなった。特配で朝日は辛うじて頁建を維持し、29 日の局長会議で

元日紙面の真珠湾攻撃特集を決めた。特配は朝日・毎日系・読売に対する政府の優遇策であった。1942年1月に設立した新聞統制機関、日本新聞会（以下、「新聞会」）や新聞の共同販売制に3社が寄与したためだが、その特配も1月限りであった。用紙難の朝日は2月の業務局長会で「統合版地域を拡大して不足を出す案を第一に考究する事」⁽²¹⁾を決めた。減頁やタブロイド版夕刊による用紙削減ではなく、通常版の一部を統合版地域に組み込む策であった。前述のように統合版は用紙対策の調整弁として発案されたが、この対応こそが4ヵ月後、政府から追及される原因になっていった。

6月22日、「新聞会」理事長、不破瑳磨汰の話から統合版の問題化が判明した。石井は、「統合版地帯の新聞は九、一八令により値下げすべしといふ司法省側の主張である。【中略】情報局も商工省も了解し、内務省も了解してゐたが地方庁で問題にし、司法省が反対し出した」⁽²²⁾と記す。通常版より2頁少ない統合版は価格等統制令により値下げすべきだという見解であった。問題は統合版の定価据置きにあったのだが、朝日・毎日系・読売の3社で考えた解決策は、「一、朝夕刊別配地の統合版とせるものを全部元にかへす。二、朝刊、読売ペラ二回を一回。朝日、毎日ペラ一回をやる。東日そのまま一回。三、昔の統合版地帯は黙認してもらう事」⁽²³⁾であった。朝日は、用紙対策で新たに拡大した統合版地域は通常の朝刊・夕刊別配地に戻すが、当初の統合版地域は認めてもらい、週1回の朝刊2頁で調整する案であった。3社は値下げではなく統合版地域の夕刊復活策で情報局に交渉することを「新聞会」に依頼した。「新聞会」では不破理事長が情報局にあたり、情報局と司法省・内務省・商工省と相談後、「各社の誠意を認め旧統合版地帯は黙認する、その他の地帯は申出通りにてなる可く早く実行に移されたい」⁽²⁴⁾と決定した。朝日・毎日系・読売は事が起るとまずは談合、「新聞会」で下調整をし、「新聞会」から情報局にあたらせ、情報局から他省庁に掛け合う方法をとった。朝日は7月20日付けで「用紙需給調整のため、当局の諒解を得て、爾後毎月曜日に限り朝刊を二頁」⁽²⁵⁾とする社告を出した。「当局の諒解を得て」の部分に新聞社側が願い上げ、政府が対応したことが表れている。つまり、Ⅱ期の減頁は統制による決定ではなく、新聞社側の自発的な減頁だったのである。

こうして落ち着いたかに見えた統合版は1ヵ月後また問題化した。8月18日、石井は、「政府は九、一八の原状にかへすべしといふにあったのを、われらは朝夕刊別配地は原状にかへすべしと取ったところに喰ひ違ひがあったらしい。政府は九月から何とかせよ（値下げか朝夕刊地と同じ六頁）といふ」⁽²⁶⁾と記す。通常版と頁数の少ない統合版が同価格であることが問題だったが、3社は夕刊復活策で乗り切った。政府の要求に東日専務の山田潤二は、「統合版をゴタゴタイふなら、紙をもらう事にしやうぢゃないか、そうしなけりゃ完全解決の道はない」⁽²⁷⁾と述べたが、この意見は用紙統制の実状を衝いていた。統合版は新聞社が捻り出した用紙節減策だったため値下げ要求は納得できなかったのである。21日に、不破理事長が「情報局で奔走した結果、十月まで統合版問題

の解決をまつ事になった。今日、情報局で三社の代表者にその旨伝へ戒告の意味で話したいらしいから、そのつもりで聞いてやってくれ⁽²⁸⁾と言い、石井ら3社幹部は情報局で宮本吉夫第一課長と面会した。その結果、10月1日から統合版の定価を1円10銭に値下げすることになった。結局、朝日は朝刊題字下に2段分の広告枠を作り、統合版の定価値下げ分を補填するのであった。

さて、減頁は1年以上なかったが、1942年秋以降も用紙難は続いていた。12月には情報局の宮本第一課長、「新聞会」の不破理事長、3社業務局長の話し合いで、「一月、一、二、四の三日間朝刊四頁、その後は朝刊二頁、夕刊二頁⁽²⁹⁾」とする案が出た。朝日でも全日朝刊・夕刊2頁、全記事の1段化を考えていたが、突如減頁対策は好転した。12月28日、かねて石井が希望していた朝日・毎日系・読売の3社長と東条英機首相の会見が実現したのである。朝日の村山社長は「本日、東条総理と会見の際（正力、高石等と）減頁のことを始めてしり、大反対の意思を表示した⁽³⁰⁾と、石井に話した。29日の閣議後、減頁中止が各社に通知された。石井は、「政治が事務に勝ったわけであり、首相の偉大なヒットであった⁽³¹⁾と表現するほど喜ぶが、事態はまた急転した。1943年元旦、朝日は中野正剛の「戦時宰相論」で発禁処分を受けたのである。販売上の影響は少なかったとされるが⁽³²⁾、東条首相の鶴の一声で一時的に保たれた用紙配給は前年12月の予定通り、減配となった。

その後、2ヶ月分の用紙特配を受けるも4月以降の見通しは立たず再度、朝日・毎日系・読売の3社長から首相に陳情する案も出た。3月半ば、岸信介商工大臣、谷正之情報局総裁、企画院副総裁への3社長の陳情が実現し、村山社長は石井に「商工省と企画院は悲観説である。岸は一そ朝刊か夕刊かの四頁新聞にしては如何といった。それでもストック二ヶ月が更に一ヶ月となるが、半年後には油も石炭も少しづつ楽になる見込みだから紙も少しゆとりが出来るだらう⁽³³⁾と、内容を伝えた。岸商工相は朝刊か夕刊の何れかの4頁新聞案であった。用紙配給は半年後に燃料の見込みが立てば余裕が出ると楽観的な見方をしている。陳情への回答は、「四月以後の配分につき谷と岸とで案をつくり、総理に相談する由。軍の舟を少しまはしてもらって、三ヶ月様子を見やう⁽³⁴⁾」というものであった。用紙配分は谷情報局総裁と岸商工相案をもとに東条首相にあがり、3月22日に3ヶ月間の現状維持と用紙運搬用に海軍船の提供が決定した。つまり、3社長の陳情が功を奏し、Ⅱ期は減頁が1回だけに留まったのである。

3. 減頁と定価をめぐる新聞社の経営戦略

1943年秋以降の推移を示した【表】Ⅲ期は、決定による減頁が4回、価格改訂が3回あったことが特徴である。1943年10月の減頁は「用紙都合」とあるが、以下のように実際は「新聞会」主導の決定事項であった。用紙の大幅制限情報が新聞社に伝わったのは同年9月25日だった。朝日では27日、「用紙制限は朝刊週一回のペラを三、四回に強化する程度で目下政府で立案中、東

条総理の決定を受けて実施の段取りとする。十月十日過ぎになる見込⁽³⁵⁾と石井に報告があがった。朝刊2頁建は週3から4回の予定だったが、30日には週2回で収まる見込みが立ち、10月2日に「東京より木曜朝刊ペラと新聞会より決定通知あり⁽³⁶⁾」と連絡が入った。「新聞会」の決定で朝刊は月曜と木曜が2頁建になった。

さて同時期、減頁と共に問題化したのが新聞用紙代と新聞定価の値上げであった。10月5日、「新聞会」の福田勇一郎は用紙代値上げに対し、「代金一部当り三銭は値上げで補ふ、但し五銭迄値上げとして、新聞社にも売捌店にもそれ以上の利益を与へず、二銭は新聞会に積立、新聞社の補助に使用⁽³⁷⁾」する商工省案を石井に伝えた。戦後、福田は朝日新聞代表取締役役となるが、戦時中は「新聞会」に出向し新聞定価や用紙価格の調整を行う業務部長であった。石井は「新聞会」情報を福田から得た。用紙代値上げに伴う新聞定価値上げ案は、月額1円20銭を25銭にするものであり、値上げ分5銭のうち2銭を「新聞会」に積み立てる分配案だった。しかし、これでは新聞社側には3銭分しか補填がない。石井は「新聞会」に行き、値上げ分5銭の分配案に反対意見を述べた。石井は第一に「新聞会」に2銭積み立てる分配案の法的根拠を問い、第二に「厚生施設等に各社に補助すといふは新聞社事業の一端に新聞会が手を出す事⁽³⁸⁾」と「新聞会」積立分の使途に疑問を抱き、新聞経営への干渉と捉えた。第三に「新聞会」に2銭取置くのは「新聞社を侮辱するもの、新聞社は統制規定により公益事業以外の何物にもあらず、利潤を追ふものに非ず⁽³⁹⁾」と主張、分配値上げ案に反対した。石井が新聞社を公益事業と考えていることが重要である。

反対論を唱えた石井ら朝日・毎日・読売の3社幹部は、「新聞会」の不破理事長とともに岸信介次官に陳情予定になっていたが、結局、石井らが直接陳情に行ったわけではなく、丹波秀伯が岸に面会し10銭値上げ案に了解を得た。石井は「新聞代金十銭値上げ決定、六銭本社、四銭配給会留置き。遊休構成員の整理、厚生費、配達の整備等に使用すべしといふ。よき解決案である⁽⁴⁰⁾」と記す。当初5銭だった値上げは2倍の10銭になり、さらに積立分も「新聞会」ではなく販売部門の統制団体、日本配給会に取り置き形になった。石井らは「新聞会」に異議を唱えて統制強化を防ぐと同時に6銭分の利益を得たのである。度重なる用紙減配、減頁実施に対し新聞社は値上げ要求をしたのであった。朝日は「新聞用紙価格改訂等の為、当局の許可を得て十一月一日より本紙定価一箇月一円三〇銭に改訂致します⁽⁴¹⁾」と社告を出した。「当局の許可を得て」の部分に新聞社側の意向が出ている。

この便乗値上げ策は成功したかに見えたのだが、それは数ヶ月間のみであった。1944年3月、政府は突然の夕刊廃止で反撃に出た。3月2日、「新聞会より突如として情報局よりの内命なりとて六日附より全国新聞の夕刊廃止を伝達せられる⁽⁴²⁾」と石井は記す。これまでは事前に情報収集を行い対応したが、夕刊廃止は突発的であり準備期間は2日だけであった。朝日では関係局長から意見聴取する時間もなく、石井ら常務以上の重役だけで相談、記事や広告段数の変更もできずに

社長の了承を得た。3月4日、「政府決定による決戦非常措置要綱に即応すると共に、併せて配給労務の節減を期する為め、日本新聞会の決定に基き、三月六日付より夕刊の発行を休止する」⁽⁴³⁾と社告を出した。突然の夕刊廃止が、政府と「新聞会」の決定であることを強調している。夕刊廃止通知を受けた翌日、石井は「新聞会」に不破理事長を訪問し、「十六段制実施のこと。夕刊廃止に伴ふ広告料減収対策（新聞定価据置のこと）等」⁽⁴⁴⁾を相談した。1頁を16段にする案は、朝日では1942年末にできていたが据置かれていた。16段制は用紙減の最終策であった。前年秋、新聞社の意見で月額1円30銭に値上げされた新聞定価も、夕刊廃止とともに当初の計画通り月額1円25銭に戻された。社告には「当局指示により本紙購読料を四月一日より左の通りとします」⁽⁴⁵⁾とある。「当局指示」の部分が新聞社の意向ではないことを意味しているのである。

夕刊廃止後も朝刊は4頁を辛うじて維持していた。だが、6月24日の「石井日記」には「不破君訪問。新聞用紙七月より、二十二頁か、二十頁建かになる」⁽⁴⁶⁾とあり、「新聞会」の不破理事長から減頁情報が伝えられていた。週間の総頁建は22頁、20頁、18頁と3案あったが、結局、28日に22頁建が決定した。朝日は1944年7月7日付けで2頁建を月曜・火曜・木曜の週3回とする社告を出した。さて同時期、東条内閣はサイパン玉砕後に総辞職、続く小磯国昭内閣の国務大臣兼情報局総裁に朝日の副社長、緒方竹虎が入閣した。緒方の情報局総裁就任は生き残りをかける新聞社にとり重要な転換点でもあった。用紙配給の見通しは一層厳しくなり、7月31日、石井は村山社長から「原木が十八頁建の分しか出ない事になつてをるので、どうにもならぬ。来年になれば軍用材の要求も少くなるといふから本年を何とかして切りぬけ度い」⁽⁴⁷⁾と、現状を聞いた。6月の週18頁案は原材料不足が原因であった。1945年には用紙用木材の供給見込みがあると楽観的に考え、新聞社経営陣にも物資の実情が伝わっていないことがわかる。約1ヵ月後、9月から18頁建が必至という見方になり、同時に王子製紙も新聞用紙代の値上げを要求するに至った。石井は用紙代値上げに対し、「政府が認めれば異議はない、それだけ新聞代の値上げをしてくれれば賛成する」⁽⁴⁸⁾と王子製紙に回答した。結局、頁建は9月1日に「新聞会」の決定で水曜・土曜以外は2頁建となり、ついに週18頁建になった。一方で、石井と毎日の鹿倉は「新聞定価のこと、一円五十銭を適正であらう」⁽⁴⁹⁾と具体的な定価を相談した。9月19日の「石井日記」には朝日の業務局長会の内容が残る。「定価一円五十銭案は用紙値上げと共に実現の見込みあり【中略】夜会議員にて会食。緒方君も丁度来社して一しょに食事」⁽⁵⁰⁾とあり、新聞社と情報局総裁の意思疎通が非常に直接的になったことが理解できる。

結局、新聞定価は9月27日に「新聞会」から石井や鹿倉の意見通り1円50銭になる予定が伝えられた。最終的に用紙代値上げとともに、新聞定価は月額1円25銭から1円50銭に値上げした。朝日は10月8日、「新聞用紙価格改訂及製作費増高のため、当局の許可を得て十月一日より本紙定価を左の通り改訂いたします」⁽⁵¹⁾と社告を出した。新聞社の意向なので、やはり「当局の許

可を得て」と表現する。用紙代値上げに便乗した新聞定価値上げで得た利益は、積立金と社内の待遇改善にあてられた。そして、減頁は10月26日に週14頁建が決定、曜日毎に徐々に減らしてきた頁数はついに全日2頁建のペラ新聞になった。事実上、減頁後の定価値上げは不可能である。減頁の最終ラインである2頁建を前に新聞社側は新聞定価の値上げを実施したのであった。

おわりに

以上、戦時下の新聞用紙統制の実態を減頁から考察した。1941年、【表】Ⅰ期では統合版新設や新聞連盟の残紙調査に対する意図的減頁など、新聞社は事前に積極的な用紙対策を行っていた。一方で開戦後の1942年から1943年半ばにあたる【表】Ⅱ期では、減頁は1回のみであった。この減頁は統合版を利用した新聞社の用紙対策を官庁が追及したことが原因であった。社告の「当局の諒解を得て」は新聞社の意向を含んだ表現であった。また、同時に朝日・毎日系・読売の3社経営陣は用紙獲得の陳情を内閣に行い、減頁を最小限に抑える効果もあった。【表】Ⅲ期ではペラ新聞に至る過程を分析した。様々な用紙対策を行ってきた新聞社が減頁と新聞定価値上げを一体化した時期でもあった。減頁で広告枠が減少し減収となった新聞社は、その損益分を新聞定価値上げで補う経営戦略をとった。新聞用紙代値上げに便乗した新聞定価値上げ策は成功したかに見えたのだが、政府も夕刊廃止策で対抗し減頁と定価値下げの両方を実施した。政府と新聞社が減頁、定価値上げで相克していたのである。その後、緒方竹虎が情報局総裁に就任すると、新聞社は再び定価値上げ交渉を行い、1944年11月には新聞紙面の全日2頁制、ペラ新聞を前に値上げに成功した。戦時統制下、公共事業に位置づけられた新聞社は、十分な用紙配給ができないのは政府の責任であるという理論で、補填の意味の定価値上げを申請できた。値上げ分を統制組織と折半する方法は建前上の公共性を用いたものであったといえる。

一方で「石井日記」に記される新聞社の用紙対策は、新聞経営陣でさえも用紙の絶対量や正確な情報を把握できず、場当たり的な統制に翻弄されたことも示している。新聞社や経営陣がどの程度まで正確な情報を得ていたかの分析は、今後の課題としたい。

註

- (1) 『朝日新聞』1944年3月4日付朝刊1面、1942年7月20日付朝刊1面の「社告」。
- (2) 戦後に関しては、井川充雄『戦後新興紙とGHQ－新聞用紙をめぐる攻防』（世界思想社、2008年）がある。
- (3) 伊藤正徳『新聞五十年史』（鱗書房、1947年）、263頁から266頁。
- (4) 『別冊新聞研究 聴きとりでつづる新聞史』第5号（日本新聞協会、1977年）に石井光次郎を収録。『体験者に聞くテーマ別戦後新聞史』第1号（日本新聞協会、1997年）がある。

- (5) 朝日新聞百年史編修委員会編『朝日新聞社史 大正・昭和戦前編』（朝日新聞社、1991年）572頁から574頁で1939年と1940年の用紙対策を詳述している。
- (6) 関連文献に伊藤隆氏の「吉田と鳩山と取り持つ立場の機微ー『石井光次郎日記』が語るものー」（『This is 読売』1998年7月号）や拙稿「昭和十六年の新聞統合案と朝日新聞ー「石井光次郎日記」を中心にー」（『日本歴史』第724号、2008年）がある。
- (7) 「昭和十六年新日記」1941年2月13日条（国立国会図書館憲政資料室所蔵、『石井光次郎関係文書』26）。以下、「石井日記」とする。なお、引用文には漢数字を用い、句読点などは適宜付した。
- (8) 「石井日記」1941年2月19日条。
- (9) 「石井日記」1941年3月26日条。
- (10) 「石井日記」1941年4月21日条。
- (11) 「石井日記」1941年5月7日条。
- (12) 「石井日記」1941年5月12日条。
- (13) 「石井日記」1941年5月20日条。
- (14) 『朝日新聞』1941年5月30日付け朝刊1面12段「社告」。
- (15) 「石井日記」1941年5月31日条。
- (16) 「石井日記」1941年6月20日条。
- (17) 「石井日記」1941年6月27日条。
- (18) 「石井日記」1941年7月8日条。なお、3社の残紙調査は、前掲『別冊聴きとりでつづる新聞史』第3号（1976年）の七海又三郎、第13号（1981年）の務台光雄、前掲『朝日新聞社史 大正昭和戦前編』574頁に詳しい。
- (19) 「石井日記」1941年7月22日条。
- (20) 「石井日記」1941年12月23日条。
- (21) 「昭和十七年新日記」1942年2月19日条。（前掲、『石井光次郎関係文書』27）。以下、「石井日記」とする。
- (22) 「石井日記」1942年6月22日条。
- (23) 「石井日記」1942年7月6日条。
- (24) 「石井日記」1942年7月8日条。
- (25) 『朝日新聞』1942年7月20日付け朝刊1面13段「社告」。
- (26) 「石井日記」1942年8月18日条。
- (27) 「石井日記」1942年8月19日条。
- (28) 「石井日記」1942年8月21日条。

- (29) 「石井日記」1942年12月12日条。
- (30) 「石井日記」1942年12月28日条。
- (31) 「石井日記」1942年12月30日条。
- (32) 前掲『朝日新聞社史 大正昭和戦前編』599頁から601頁を参照。
- (33) 「昭和十八年新日記」1943年3月13日条。(前掲、『石井光次郎関係文書』28)。以下、「石井日記」とする。
- (34) 「石井日記」1943年3月15日条。
- (35) 「石井日記」1943年9月27日条。
- (36) 「石井日記」1943年10月2日条。
- (37) 「石井日記」1943年10月5日条。
- (38) 「石井日記」1943年10月7日条。
- (39) 同右。
- (40) 「石井日記」1943年10月27日条。
- (41) 『朝日新聞』1943年10月31日付け朝刊1面12段「社告」。
- (42) 「新日記昭和十九年」1944年3月2日条。(前掲、『石井光次郎関係文書』29) 以下、「石井日記」とする。
- (43) 『朝日新聞』1944年3月4日付け朝刊1面10段「社告」。
- (44) 「石井日記」1944年3月3日条。
- (45) 『朝日新聞』1944年3月31日付け朝刊1面12段「社告」。
- (46) 「石井日記」1944年6月24日条。
- (47) 「石井日記」1944年7月31日条。
- (48) 「石井日記」1944年8月26日条。
- (49) 「石井日記」1944年9月16日条。
- (50) 「石井日記」1944年9月19日条。
- (51) 『朝日新聞』1944年10月8日付け朝刊1面15段「社告」。

(常磐大学 国際学部 非常勤講師)

書 評

下河辺美知子著

『グローバリゼーションと惑星的想像力——恐怖と癒しの修辞学』

(みすず書房、2015年3月)

外 山 健 二

SHIMOKOBE Michiko, *Globalization and the Imagination of Planetaryity* (2015)

本書は、下河辺美知子氏による「グローバリゼーション」と「テロ」をめぐる論考である。著者は、これら二つの言葉に対して「社会・国家の概念を決定するのにどのような効果」(303)があるかを問いたいと提起する。

まず「テロ」に対しては、9・11以後、G・W・ブッシュは「テロとの戦い」(304)を発声している。「テロ」という言葉によって、「自分たちが正しい側にいる」(304)と前提しているのだ。しかし、「テロとは憎しみの連鎖」(304)であり、〈イスラム国〉のテロリストたちは被傷感情を共有しているはずである。「テロ」という言葉を使い続ける限り、憎しみの連鎖から脱却法はあるのか、と著者は問う。

もう一つの言葉である「グローバリゼーション」に対して、「推進する側と取り残される側の二極化の暴力」(307)をどうするか、という問いが発せられる。著者は、グローバリゼーションの考察を行う際に、19世紀のモンロー・ドクトリンにその起源を求めている。

以上の大きな問題意識に基づく本書は、2006年から2014年にかけて活字化およびシンポジウム等で発表されたものがもとになっている。全体は、グローバリゼーションを人文研究の立場から考える「序」と5部11章で構成されている。各部では、惑星的想像力、モンロー主義、テロルと反知性主義、核やトラウマの諸問題等が展開される。以下、この構成に沿って見ていこう。

序のタイトルは、「グローバリゼーションの中の人文学——魅惑する時間と偽りの約束」である。「グローバリゼーション」という語は、〈グローブ(地球)〉の上で暮らす21世紀世界の人間の日常行動を支配している。グローバリゼーションとは、「地球全体を一つにまとめあげるべく吹き

荒れている運動」(1) である。その上で、筆者は「グローバリゼーションはわれわれ個々の人間の心にどんな効果を与えているのだろうか」(2) と問う。その際に、ガヤトリ・チャクラヴォルティ・スピヴァクの『サバルタンは語るができるか』や『ある学問の死』に加え、『グローバリゼーションの時代における美的教育』が参照される。彼女の仕事から、著者は、人文学によってのみ捉えることができる、グローバリゼーションの正体に焦点をあてる。

一部のタイトルは、「グローバリゼーションと惑星の想像力」である。ここで著者は、グローバリゼーションとアメリカナイゼーションが同一化されると指摘する。そして、その二つの記号の絆をほどこうとするのが人文学である。グローバリゼーションが「地球表面全体を一つの交換原則が支配する空間で塗りつぶす運動」(32) であるならば、その批判として、スピヴァクは〈惑星的なあり方〉を提案する。著者は、地球が〈惑星〉と見なされるべき想像力を提供する人文学系学問に注目する。そのなかで、〈半球思考〉、〈間大陸思考〉、あるいは〈惑星思考〉という概念を持ち出しつつ、〈モンロー・ドクトリン〉が人文学の観点から批判される。

二部は、「恐怖と知性の淫靡な関係」である。著者は、9・11 をテロなのか、戦争なのか、と問う。アメリカは、9・11 を〈戦争〉とした。著者によれば、「恐怖を攻撃性に転換するシステムは、国家という名の下で最も効率的に稼働する」(89) ののである。

ここで、著者の立場は、アカデミズムの使命である。そしてアカデミズムの根幹である〈知の活動〉が、次のように定義される。

知の活動は、内側に立つ (within) と同時に物と物との間に立って (between) 行なわれる。視界で物をとらえ (with the eye)、事態を読み取る (read) ことであり、手に入った (pick out) 情報を選択し (chose) 掴み取り (catch up)、自分たちにとって意味のある世界を作り上げる (bring together)。これが知の営みである。(96-7)

そして、「〈知〉の回路は開戦・攻撃という方向へ人々の心的エネルギーを動因するために最大限開かれる」(98) ことになる。

このような理解から、著者は、冷戦期のレトリックに注目していく。1946 年から 1960 年代半ばまでの冷戦期に見られる、コンテインメント (containment) は、共産主義を阻止し、ソヴィエトが西欧・アジア・南米・中東の諸国を取り込むのを妨げる外交政策である。この概念は、実は、同時代のアメリカ社会の言説に見えない形で当てはまる。

これに続いて、コンテインメントの提唱者とされるジョージ・ケナンの論文が検討され、〈ロング・テレグラム〉というソヴィエトと共産主義についての見解をもとにしたソヴィエトの「行動の源泉」(131) が分析される。著者によれば、「アメリカはソヴィエトを〈敵〉と見なしつつも、

その相手との間に心理的依存関係を作り上げていた」(131)のである。このような考え方では、ソヴィエトの行動の動機は抑圧・隠微される。それに対し、アメリカは、マルクス主義理論に見出されるロシアの拡張傾向を囲い込み (containment) することが明らかにされる。

こうした一連の外交政策である精神分析からは、抑圧しているアメリカ内部の動機が明示され、アメリカは絶対的権力にあこがれていることになる。アメリカはソヴィエトという〈外部〉の他者を〈内部〉に内包し、それを〈部分〉と見なす。アメリカは主体として〈全体〉となる。他国の全体主義を紛弾し、民主主義を世界へ普及させる責務のある〈全体〉的アメリカがある、と著者は指摘している。

三部は、「21世紀のトラウマ」である。著者は、トラウマについて「光の過剰」(162)によって見たくないものを見せられ、見えすぎることに苦しむ記憶が個人の心のトラウマの記憶」(162)と記述する。著者がトラウマを考える際に参照しているハンナ・アレントは、第一次世界大戦の勃発を、鋭い〈閃光〉と捉え、歴史の中のトラウマ的出来事として語る。

このような理解に立って、アレントは第一次世界大戦で起きた〈爆発〉から生じる変化、つまり、ヨーロッパ社会の変化を詳細に語る。その爆発からヨーロッパのインフレーション、失業、移民といった社会現象が読み取られる。アレントの考えを引き継ぐ文学研究者のキャッシー・カルースは、精神医学の概念であるトラウマを人文・社会科学の領域に持ち込み、大戦間の歴史の流れを〈爆発の連鎖〉と捉える。

こうしたヨーロッパの動向に続いて、アメリカの状況が検討される。ここで著者は、作家J・D・サリンジャーの『ライ麦畑の捕まえ手』を取り上げる。本作品の主人公ホールデンが唯一したいことは、「ライ麦畑の捕まえ手」(177)として子供が崖から落ちることを防ぐことである。ライ麦畑を走り回ってふと消えてしまう子供の存在は、社会が捕まえそこなったトラウマ記憶と重なる。トラウマ記憶は、精神医学の言説等にリアリティとして与えられるが、文学作品もまた、トラウマ記憶と連動している。そのテキストには、生の記憶の破片が散乱する。サリンジャーの読者はトラウマ記憶に耳を傾けるセラピストの役目を負う。

四部は、「言語による / 言語との闘い」である。この部で著者は、ポール・ド・マンによる言語の指示性 (reference) に注目しつつ、「言語という記号と非言語的な外界の現実とのつながり」(204)を重要視する。以下、それを少し詳しく紹介しよう。

ド・マンによる言語記号の〈非人間性〉を認識しつつ、著者は、人間側の〈指示する〉意図を指摘する。言語が機械のように稼働すれば、意図が意味として届かないという見解が提示される。ド・マン自身は〈知る / 認識する〉(to know)という動詞は、他動詞のために〈外部の対象物〉を設定して遂行できるとする。ド・マンのこの考えからは、「記号によって対象物を捕獲するパフォーマンス」(207)が見えてくる。この事象は、「心理からの逸脱 (aberration)」(208)である。すなわ

ち、機械としての言語の側面が明らかになると、ド・マンは主張する。

ド・マンの教え子である、スピヴァクは彼の〈パラバシス〉(parabasis)を引き継ぐ。さらに著者は、スピヴァクのパラバシスを「脇にさがること、つまり、ギリシャ悲劇のメインテキストにどのように反応すべきかをコーラスが聴衆に語ること」(243)と捉える。このことで、21 世紀のグローバリゼーションに実感がもたらされる、と著者は主張する。

五部は「許しと声」である。一般にアメリカ文化の特質は、多様性を受け入れる寛容さであるとされている。しかし著者によれば、アメリカの歴史が示すものは、アメリカの不寛容さである。

ジュディス・バトラーが「アメリカ」を意識するのは、9・11 以後のことである。彼女の『触発する言葉』では、言葉による個人の傷つくという状況を、国家としてのアメリカが傷つけられるという〈予型〉(タイポロジー)として捉える。下河辺氏は、アメリカが「忘れていたことを忘れていた」(266)ことは何かを問いかける。アメリカはなぜ、憎しみの対象となったのかという問いを拒絶し、2001 年 9 月 11 日以降遡及すべき思考の回路へのつながりが見えてこないという。

暴力をめぐるディスコースを考えれば、「暴力をふるう側(主語)と暴力をふるわれた側(目的語)」という二つの立場から立体的に構成」(273)される必要がある。著者が問うのは、グローバリゼーションのなかで、「暴力を評価・査定することと、それに対する赦しのレトリックを構築」(275)することが可能かどうか、である。暴力行為がなされるプロセスでは、見えない力が人の知と情とを操っており、その力こそが真の暴力となる。戦争や虐殺はそのような視点で見直されるべきである。言語による把握を拒絶する暴力には、言語システムによる〈赦し〉の存在はない。互いに〈赦し〉を求める視線の交叉が共に生きる可能性を開く。

(常磐大学 国際学部 准教授)

常磐大学国際学部・常磐国際紀要寄稿規程（抜粋）

平成8年11月14日

（目 的）

第1条 常磐大学国際学部は、教育研究の推進および成果の公表と相互交換を目的として、研究紀要『常磐国際紀要（Tokiwa International Studeis Review）』（以下「紀要」と言う。）を発行する。

（投稿資格）

第4条 紀要の投稿資格者は、国際学部の授業を担当する者および委員会が特に認める者とする。

（掲載内容）

第5条 委員会は、別に執筆要項を定め、研究論文、研究ノート、書評、学界展望、委員会が特に認めるもの等（以下「論文等」と言う。）を募集し、編集する。それらの内容は、次の通りとする。

1. 論文は、理論的かつ実証的な研究成果の発表を言う。
2. 研究ノートは、論文作成の途中にあって、著者の研究の原案や方向性を示したものを言う。
3. 書評は、新たに発表された内外の著書・論文の紹介を言う。
4. 学界展望は、諸学会における研究動向の総合的概観を言う。

② 前項に規程するものは、未発表を原則とする。

（掲載内容の選考）

第6条 委員会は、第5条第1項に規程するものについて、委員会が委嘱した者の査読を経た後に、「掲載の適否」を判断する。

② 委員会は、投稿者に対して、必要に応じて、内容の修正を求めること、または掲載見送りをすることができる。

（配 付）

第7条 （第1項略）

抜刷は、論文等の執筆者に対して、50部を配付する。それを越えて必要とする場合には、印刷費を請求者が負担する。

附 則

1. この規程の改廃には、教授会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。
2. この規程は、平成8年11月14日より施行する。

上掲条項は「常磐大学国際学部研究紀要発行規程」による。

なお執筆にあたっては「国際学部紀要執筆要項」を厳守されたい。

※第2条、第3条及び第8条～第10条は省略。

編 集 後 記

『常磐国際紀要』20号が完成し皆様に届けることができました。この3月には退職・異動で複数の先生が国際学部を離れることは残念ですが、4月には新しい先生方を迎えます。新入生の数もほぼ確定し、新年度の体制が整ってきました。このようななか『常磐国際紀要』に今回、研究論文7編、研究ノート7編、書評1編を掲載できたことは喜ばしいことです。

今回は『常磐国際紀要』20号を記念して、初代国際学部長、司馬正次氏、国際学部国際協力学科第一期生、榊原寿幸氏、国際ビジネス学科第一期生、望月伸太郎氏の3名の方に寄稿をしていただきました。あつく御礼申し上げます。

紀要完成までには多くの方々にお世話になりました。査読にご協力いただきました学内外の先生方には改めて御礼申し上げます。また、学事センターの原航平氏、印刷・製本の(株)タナカの上田薫氏にも感謝申し上げます。

研究紀要編集委員会

土居 守 樋口 恒晴 R.J.Betts
辻川 美和 佐竹 正夫

常磐大学国際学部紀要 常 磐 国 際 紀 要 第20号

2016年3月31日 発行

非 売 品

編集兼発行人 常磐大学国際学部 〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1
代表者 渡部茂己 電 話 029-232-2511(代)

印刷・製本 株式会社タナカ

Tokiwa International Studies Review

No.20

March, 2016

CONTENTS

Articles

- Yoshio Takahashi and “Mitogaku” : From an executive of Mitsui to a tea master •••• Motomasa Murayama 9
- Business internationalization of small and medium sized companies in northern area of Ibaraki prefecture: The germination of “Born-again Global Company” ••••• Kouichiro Sugata 33
- Sensitivity Analyses of Measurement Variations in Tender Offer Premiums to Interrelations between Offer Premiums and Stock Price Momentum ••••• Hiroyuki Bundo 73
- Global Justice as the *Raison d’être* of International Organizations II : Organizing International Society as a Guarantee of the “Right to Live” and the “Right to Live with Human Dignity” ••••• Shigemi Watanabe 101
- The effects of a short-term study abroad program: Previous studies and a case study of Tokiwa university ••••• Rika Otsu, Masao Satake 123
- Designing for the Active Learning Classroom of Intercultural Communication — Effective Use of LMS and Text Mining Method — ••••• Akemi Kitane 147
- Considering the National Minorities Policy in the Early Year’s of People’s Republic of China (PRC) ••••• Keiji Kinoshita 175

Research Notes

- Diverse Aspects of the Chicano Movement — Luis M. Valdez and El Teatro Campesino — ••••• Etsuko Maruyama 193
- Exchange Activities of the America-Japan Society and the Divergence of U.S.-Japan Exchange Programs in the latter half of 1950s ••••• Akiko Iimori 205
- Looking Back on the Early TPP (Trans-Pacific Partnership) Controversy ••••• Masao Satake 221
- Situation of Financial Management on Growth of Agricultural Corporation ••••• Tadashi Tanabe 233
- A Study on the Trends in the Outstanding Lending by the Banks in the Three Prefectures of North Kanto Region since the Collapse of the Bubble Economy ••••• Hiroyuki Bundo, Nobumasa Funabashi 259
- Creating an environment for the international students to succeed at Japanese universities: Consideration on the role of the Japanese language teachers ••••• Reiko Iino 281
- Newsprint papers and Wartime regulations in the diary of Mitsujiro Ishii ••••• Junko Satoh 291

Book Review

- SHIMOKOBE Michiko, *Globalization and the Imagination of Planetarity* (2015) ••••• Kenji Toyama 303

College of Applied International Studies
Tokiwa University